マイターゲット2035
（確定拠出年金向け）

追加型投信　内外　資産複合　インデックス型

【投資信託説明書（請求目論見書）】

（2025年3月28日）

この目論見書により行なうマイターゲット2035（確定拠出年金向け）の募集については、発行者である野村アセットマネジメント株式会社（委託会社）は、金融商品取引法（昭和23年法律第25号）第5条の規定により有価証券届出書を2024年9月26日に関東財務局長に提出しており、2024年9月27日にその効力が生じております。

本書は、金融商品取引法第13条の規定に基づく目論見書であり、投資家の請求により交付される請求目論見書です。

【発行者名】	:	野村アセットマネジメント株式会社
【代表者の役職氏名】	:	CEO兼代表取締役社長　小池　広靖
【本店の所在の場所】	:	東京都江東区豊洲二丁目2番1号
【縦覧に供する場所】	:	該当事項はありません。

NOMURA 野村アセットマネジメント

目次

目次 2
第一部【証券情報】 3
（１）【ファンドの名称】 3
（２）【内国投資信託受益証券の形態等】 3
（３）【発行（売出）価額の総額】 3
（４）【発行（売出）価格】 3
（５）【申込手数料】 3
（６）【申込単位】 4
（７）【申込期間】 4
（８）【申込取扱場所】 4
（９）【払込期日】 4
（１０）【払込取扱場所】 4
（１１）【振替機関に関する事項】 4
（１２）【その他】 5
第二部【ファンド情報】 6
第１【ファンドの状況】 6
１【ファンドの性格】 6
２【投資方針】 11
３【投資リスク】 24
４【手数料等及び税金】 28
５【運用状況】 30
第２【管理及び運営】 47
１【申込（販売）手続等】 47
２【換金（解約）手続等】 47
３【資産管理等の概要】 48
４【受益者の権利等】 52
第３【ファンドの経理状況】 53
１【財務諸表】 56
【中間財務諸表】 267
２【ファンドの現況】 285
第４【内国投資信託受益証券事務の概要】 287
第三部【委託会社等の情報】 288
第１【委託会社等の概況】 288
１【委託会社等の概況】 288
２【事業の内容及び営業の概況】 290
３【委託会社等の経理状況】 291
４【利害関係人との取引制限】 341
５【その他】 341
約款 342

第一部【証券情報】

（1）【ファンドの名称】

マイターゲット 2035（確定拠出年金向け）
（以下「ファンド」といいます。）

（2）【内国投資信託受益証券の形態等】

追加型証券投資信託・受益権(以下「受益権」といいます。)

■信用格付■

信用格付業者から提供され、もしくは閲覧に供された信用格付はありません。また、信用格付業者から提供され、もしくは閲覧に供される予定の信用格付はありません。

ファンドの受益権は、社債、株式等の振替に関する法律（「社振法」といいます。以下同じ。）の規定の適用を受け、受益権の帰属は、後述の「(11) 振替機関に関する事項」に記載の振替機関及び当該振替機関の下位の口座管理機関（社振法第 2 条に規定する「口座管理機関」をいい、振替機関を含め、以下「振替機関等」といいます。）の振替口座簿に記載または記録されることにより定まります（以下、振替口座簿に記載または記録されることにより定まる受益権を「振替受益権」といいます。)。委託者である野村アセットマネジメント株式会社は、やむを得ない事情等がある場合を除き、当該振替受益権を表示する受益証券を発行しません。また、振替受益権には無記名式や記名式の形態はありません。

（3）【発行（売出）価額の総額】

1 兆円を上限とします。

（4）【発行（売出）価格】

取得申込日の翌営業日の基準価額※とします。

※「基準価額」とは、純資産総額をその時の受益権口数で除して得た額をいいます。なお、ファンドにおいては 1 万口当たりの価額で表示されます。

ファンドの基準価額については下記の照会先までお問い合わせ下さい。

野村アセットマネジメント株式会社
サポートダイヤル　0120-753104（フリーダイヤル）
＜受付時間＞　営業日の午前 9 時～午後 5 時
インターネットホームページ　https://www.nomura-am.co.jp/

（5）【申込手数料】

ありません。

（６）【申込単位】

１円以上１円単位（当初元本１口＝1円）

なお、販売会社や申込形態によっては、申込単位が上記と異なる場合等があります。詳しくは販売会社にお問い合わせください。

（７）【申込期間】

2024年9月27日から2025年9月29日まで

＊なお、申込期間は、上記期間満了前に有価証券届出書を提出することによって更新されます。

（８）【申込取扱場所】

ファンドの申込取扱場所(以下「販売会社」といいます。)については下記の照会先までお問い合わせ下さい。

野村アセットマネジメント株式会社

サポートダイヤル　0120-753104（フリーダイヤル）

＜受付時間＞　営業日の午前9時～午後5時

インターネットホームページ　https://www.nomura-am.co.jp/

（９）【払込期日】

取得申込日から起算して翌々営業日までに申込代金を申込みの販売会社にお支払いください。なお、販売会社が別に定める所定の方法により、上記の期日以前に申込代金をお支払いいただく場合があります。

※詳しくは販売会社にお問い合わせください。

各取得申込日の発行価額の総額は、各販売会社によって、追加信託が行なわれる日に、「委託者」（または「委託会社」といいます。)の指定する口座を経由して、「受託者」（または「受託会社」といいます。)の指定するファンド口座に払い込まれます。

（１０）【払込取扱場所】

申込代金は申込みの販売会社にお支払いください。払込取扱場所についてご不明の場合は、下記の照会先までお問い合わせ下さい。

野村アセットマネジメント株式会社

サポートダイヤル　0120-753104（フリーダイヤル）

＜受付時間＞　営業日の午前9時～午後5時

インターネットホームページ　https://www.nomura-am.co.jp/

（１１）【振替機関に関する事項】

ファンドの受益権に係る振替機関は下記の通りです。

株式会社証券保管振替機構

（１２）【その他】

該当事項はありません。

第二部【ファンド情報】

第１【ファンドの状況】

１【ファンドの性格】

（１）【ファンドの目的及び基本的性格】

「確定拠出年金法」に基づいて、個人又は事業主が拠出した資金を運用するためのファンドです。

※受益権の申込みを行なう投資者は、確定拠出年金法に定める加入者等の運用の指図に基づいて受益権の取得の申込みを行なう資産管理機関および国民年金基金連合会等に限るものとします。

◆国内および外国の各株式、国内および外国の各債券等を投資対象とする別に定める親投資信託証券※（マザーファンド）を主要投資対象とし、信託財産の長期的な成長を目的に運用を行なうことを基本とします。

※　投資対象とする別に定める親投資信託証券とは「国内株式マザーファンド」、「外国株式 MSCI-KOKUSAI マザーファンド」、「国内債券 NOMURA-BPI 総合 マザーファンド」、「外国債券マザーファンド」、「新興国株式マザーファンド」、「新興国債券（現地通貨建て）マザーファンド」、「J-REIT インデックス マザーファンド」、「海外 REIT インデックス マザーファンド」とします。

■信託金の限度額■

受益権の信託金限度額は、5,000 億円です。ただし、受託者と合意のうえ、当該信託金限度額を変更することができます。

＜商品分類＞

一般社団法人投資信託協会が定める「商品分類に関する指針」に基づくファンドの商品分類は以下の通りです。

なお、ファンドに該当する商品分類及び属性区分は下記の表中に網掛け表示しております。

（マイターゲット 2035（確定拠出年金向け））

《商品分類表》

単位型・追加型	投資対象地域	投資対象資産 （収益の源泉）	補足分類
単 位 型 追 加 型	国　内 海　外 内　外	株　式 債　券 不動産投信 その他資産 （　） 資産複合	インデックス型 特　殊　型

《属性区分表》

投資対象資産	決算頻度	投資対象地域	投資形態	為替ヘッジ	対象インデックス
株式 一般 大型株 中小型株 債券 一般 公債 社債 その他債券 クレジット属性 （　） 不動産投信 その他資産 （投資信託証券 （資産複合 （株式、債券、 不動産投信） 資産配分 変更型）） 資産複合 （　） 資産配分固定型 資産配分変更型	年１回 年２回 年４回 年６回 （隔月） 年 12 回 （毎月） 日々 その他 （　）	グローバル （日本を含む） 日本 北米 欧州 アジア オセアニア 中南米 アフリカ 中近東 （中東） エマージング	ファミリーファンド ファンド・オブ・ファンズ	あり （　） なし	日経 225 ＴＯＰＩＸ その他 （合成指数）

ファンドは、ファミリーファンド方式で運用されます。このため、組入れている資産を示す属性区分上の投資対象資産（その他資産（投資信託証券））と収益の源泉となる資産を示す商品分類上の投資対象資産（資産複合）とが異なります。

※属性区分に記載している「為替ヘッジ」は、対円での為替リスクに対するヘッジの有無を記載しております。

上記、商品分類及び属性区分の定義については、下記をご覧ください。
なお、下記一般社団法人投資信託協会のホームページでもご覧頂けます。
《一般社団法人投資信託協会インターネットホームページアドレス》　https://www.toushin.or.jp/

◆一般社団法人投資信託協会が定める「商品分類に関する指針」に基づくファンドの商品分類及び属性区分は以下の通りです。(2023年1月19日現在)

＜商品分類表定義＞

［単位型投信・追加型投信の区分］
(1)単位型投信…当初、募集された資金が一つの単位として信託され、その後の追加設定は一切行われないファンドをいう。
(2)追加型投信…一度設定されたファンドであってもその後追加設定が行われ従来の信託財産とともに運用されるファンドをいう。

［投資対象地域による区分］
(1)国内…目論見書又は投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に国内の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。
(2)海外…目論見書又は投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に海外の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。
(3)内外…目論見書又は投資信託約款において、国内及び海外の資産による投資収益を実質的に源泉とする旨の記載があるものをいう。

［投資対象資産による区分］
(1)株式…目論見書又は投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に株式を源泉とする旨の記載があるものをいう。
(2)債券…目論見書又は投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に債券を源泉とする旨の記載があるものをいう。
(3)不動産投信(リート)…目論見書又は投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に不動産投資信託の受益証券及び不動産投資法人の投資証券を源泉とする旨の記載があるものをいう。
(4)その他資産…目論見書又は投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に上記(1)から(3)に掲げる資産以外の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。なお、その他資産と併記して具体的な収益の源泉となる資産の名称記載も可とする。
(5)資産複合…目論見書又は投資信託約款において、上記(1)から(4)に掲げる資産のうち複数の資産による投資収益を実質的に源泉とする旨の記載があるものをいう。

［独立した区分］
(1)MMF(マネー・マネージメント・ファンド)…MRF及びMMFの運営に関する規則（以下「MRF等規則」という。）に定めるMMFをいう。
(2)MRF(マネー・リザーブ・ファンド)…MRF等規則に定めるMRFをいう。
(3)ETF…投資信託及び投資法人に関する法律施行令（平成12年政令480号)第12条第1号及び第2号に規定する証券投資信託並びに租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第9条の4の2に規定する上場証券投資信託をいう。

［補足分類］
(1)インデックス型…目論見書又は投資信託約款において、各種指数に連動する運用成果を目指す旨の記載があるものをいう。
(2)特殊型…目論見書又は投資信託約款において、投資者に対して注意を喚起することが必要と思われる特殊な仕組みあるいは運用手法の記載があるものをいう。なお、下記の属性区分で特殊型の小分類において「条件付運用型」に該当する場合には当該小分類を括弧書きで付記するものとし、それ以外の小分類に該当する場合には当該小分類を括弧書きで付記できるものとする。

＜属性区分表定義＞

［投資対象資産による属性区分］
株式
(1)一般…次の大型株、中小型株属性にあてはまらないすべてのものをいう。
(2)大型株…目論見書又は投資信託約款において、主として大型株に投資する旨の記載があるものをいう。
(3)中小型株…目論見書又は投資信託約款において、主として中小型株に投資する旨の記載があるものをいう。

債券
(1)一般…次の公債、社債、その他債券属性にあてはまらないすべてのものをいう。
(2)公債…目論見書又は投資信託約款において、日本国又は各国の政府の発行する国債(地方債、政府保証債、政府機関債、国際機関債を含む。以下同じ。)に主として投資する旨の記載があるものをいう。

(3)社債…目論見書又は投資信託約款において、企業等が発行する社債に主として投資する旨の記載があるものをいう。
(4)その他債券…目論見書又は投資信託約款において、公債又は社債以外の債券に主として投資する旨の記載があるものをいう。
(5)格付等クレジットによる属性…目論見書又は投資信託約款において、上記(1)から(4)の「発行体」による区分のほか、特にクレジットに対して明確な記載があるものについては、上記(1)から(4)に掲げる区分に加え「高格付債」「低格付債」等を併記することも可とする。

不動産投信…これ以上の詳細な分類は行わないものとする。

その他資産…組入れている資産を記載するものとする。

資産複合…以下の小分類に該当する場合には当該小分類を併記することができる。
(1)資産配分固定型…目論見書又は投資信託約款において、複数資産を投資対象とし、組入比率については固定的とする旨の記載があるものをいう。なお、組み合わせている資産を列挙するものとする。
(2)資産配分変更型…目論見書又は投資信託約款において、複数資産を投資対象とし、組入比率については、機動的な変更を行なう旨の記載があるもの若しくは固定的とする旨の記載がないものをいう。なお、組み合わせている資産を列挙するものとする。

[決算頻度による属性区分]
(1)年１回…目論見書又は投資信託約款において、年１回決算する旨の記載があるものをいう。
(2)年２回…目論見書又は投資信託約款において、年２回決算する旨の記載があるものをいう。
(3)年４回…目論見書又は投資信託約款において、年４回決算する旨の記載があるものをいう。
(4)年６回(隔月)…目論見書又は投資信託約款において、年６回決算する旨の記載があるものをいう。
(5)年 12 回(毎月)…目論見書又は投資信託約款において、年 12 回(毎月)決算する旨の記載があるものをいう。
(6)日々…目論見書又は投資信託約款において、日々決算する旨の記載があるものをいう。
(7)その他…上記属性にあてはまらないすべてのものをいう。

[投資対象地域による属性区分(重複使用可能)]
(1)グローバル…目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益が世界の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。なお、「世界の資産」の中に「日本」を含むか含まないかを明確に記載するものとする。
(2)日本…目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益が日本の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。
(3)北米…目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益が北米地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。
(4)欧州…目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益が欧州地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。
(5)アジア…目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益が日本を除くアジア地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。
(6)オセアニア…目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益がオセアニア地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。
(7)中南米…目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益が中南米地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。
(8)アフリカ…目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益がアフリカ地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。
(9)中近東(中東)…目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益が中近東地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。
(10)エマージング…目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益がエマージング地域(新興成長国(地域))の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。

[投資形態による属性区分]
(1)ファミリーファンド…目論見書又は投資信託約款において、親投資信託(ファンド・オブ・ファンズにのみ投資されるものを除く。)を投資対象として投資するものをいう。
(2)ファンド・オブ・ファンズ…「投資信託等の運用に関する規則」第２条に規定するファンド・オブ・ファンズをいう。

[為替ヘッジによる属性区分]
(1)為替ヘッジあり…目論見書又は投資信託約款において、為替のフルヘッジ又は一部の資産に為替のヘッジを行う旨の記載があるものをいう。
(2)為替ヘッジなし…目論見書又は投資信託約款において、為替のヘッジを行なわない旨の記載があるもの又は為替のヘッジを行う旨の記載がないものをいう。

[インデックスファンドにおける対象インデックスによる属性区分]
(1)日経 225
(2)TOPIX
(3)その他の指数…上記指数にあてはまらないすべてのものをいう。

[特殊型]
(1)ブル・ベア型…目論見書又は投資信託約款において、派生商品をヘッジ目的以外に用い、積極的に投資を行うとともに各種指数・資産等への連動若しくは逆連動(一定倍の連動若しくは逆連動を含む。)を目指す旨の記載があるものをいう。

(2)条件付運用型…目論見書又は投資信託約款において、仕組債への投資又はその他特殊な仕組みを用いることにより、目標とする投資成果(基準価額、償還価額、収益分配金等)や信託終了日等が、明示的な指標等の値により定められる一定の条件によって決定される旨の記載があるものをいう。

(3)ロング・ショート型／絶対収益追求型…目論見書又は投資信託約款において、特定の市場に左右されにくい収益の追求を目指す旨若しくはロング・ショート戦略により収益の追求を目指す旨の記載があるものをいう。

(4)その他型…目論見書又は投資信託約款において、上記(1)から(3)に掲げる属性のいずれにも該当しない特殊な仕組みあるいは運用手法の記載があるものをいう。

（２）【ファンドの沿革】

2018 年 3 月 9 日　　信託契約締結、ファンドの設定日、運用開始

（３）【ファンドの仕組み】

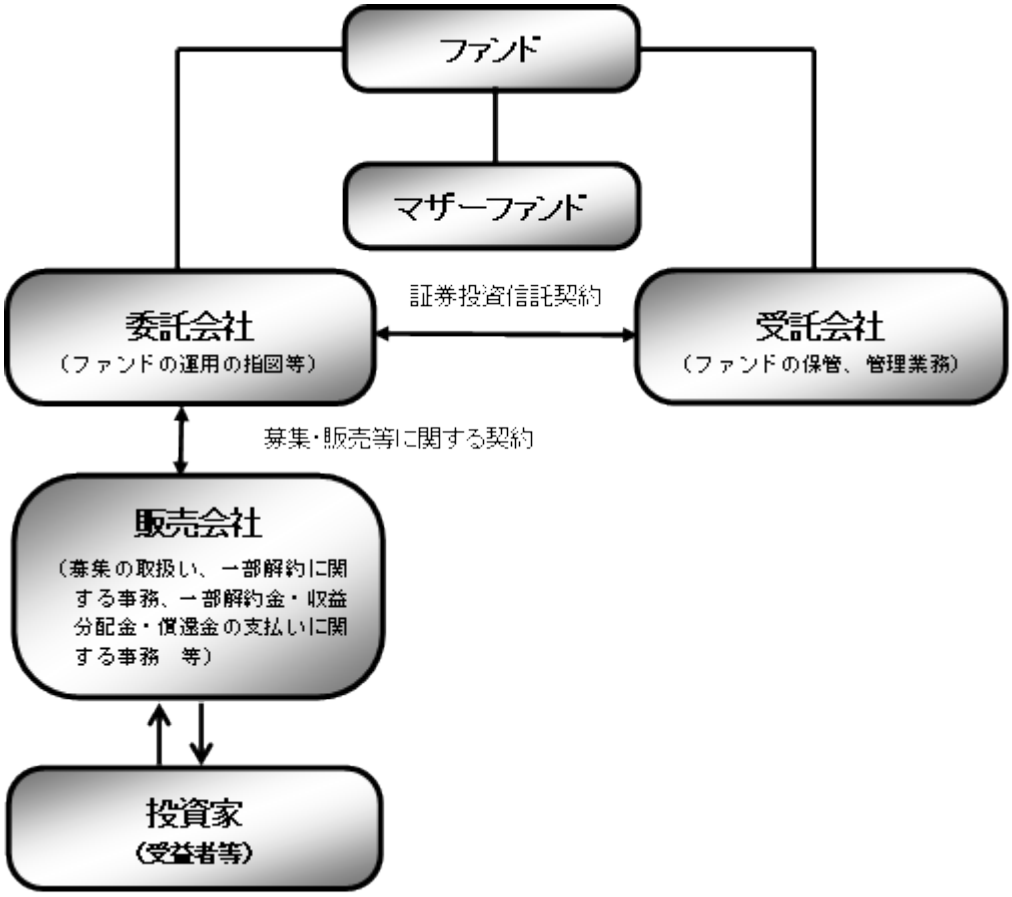

ファンド	マイターゲット 2035（確定拠出年金向け）
マザーファンド*（親投資信託）	国内株式マザーファンド
	外国株式 MSCI-KOKUSAI マザーファンド
	国内債券 NOMURA-BPI 総合　マザーファンド
	外国債券マザーファンド
委託会社(委託者)	野村アセットマネジメント株式会社
受託会社(受託者)	野村信託銀行株式会社

＊当初設定時に投資するマザーファンド

上記のマザーファンドの他、「新興国株式マザーファンド」、「新興国債券（現地通貨建て）マザーファンド」、「J-REIT インデックス マザーファンド」、「海外 REIT インデックス マザーファンド」に投資する場合があります。

●ファンドはマザーファンドを通じて投資するファミリーファンド方式で運用します。

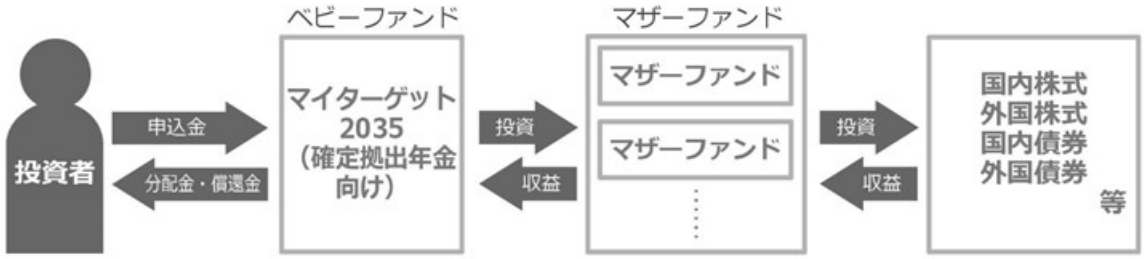

■委託会社の概況(2025 年 2 月末現在)■

・名称

野村アセットマネジメント株式会社

・資本金の額

17,180 百万円

・会社の沿革

1959 年 12 月 1 日	野村證券投資信託委託株式会社として設立
1997 年 10 月 1 日	投資顧問会社である野村投資顧問株式会社と合併して野村アセット・マネジメント投信株式会社に商号を変更
2000 年 11 月 1 日	野村アセットマネジメント株式会社に商号を変更

・大株主の状況

名称	住所	所有株式数	比率
野村ホールディングス株式会社	東京都中央区日本橋 1-13-1	5,150,693 株	100%

2 【投資方針】

（1）【投資方針】

●2035 年をターゲットイヤーとし、定期的に各資産（国内株式、外国株式、国内債券、外国債券等）への基本投資割合を変更することで、ターゲットイヤーの 5 年前となる 2030 年 7 月に近づくにしたがい、リスクの漸減を図ることを基本とします。

※定期的な基本投資割合の変更は、家計や市場の構造変化等を考慮し、当面、原則年 1 回行なうことを基本とします。

◆当初設定時および 2030 年 7 月以降の各資産への基本投資割合はそれぞれ以下を基本とします。

■基本投資割合■

	当初設定時	2030 年 7 月以降	2025 年 3 月現在

国内株式	33.5%	20%	26.9%
外国株式	21.6%	10%	16.6%
国内債券	35.3%	55%	44.8%
外国債券	9.6%	15%	11.7%

■基本投資割合のイメージ図■

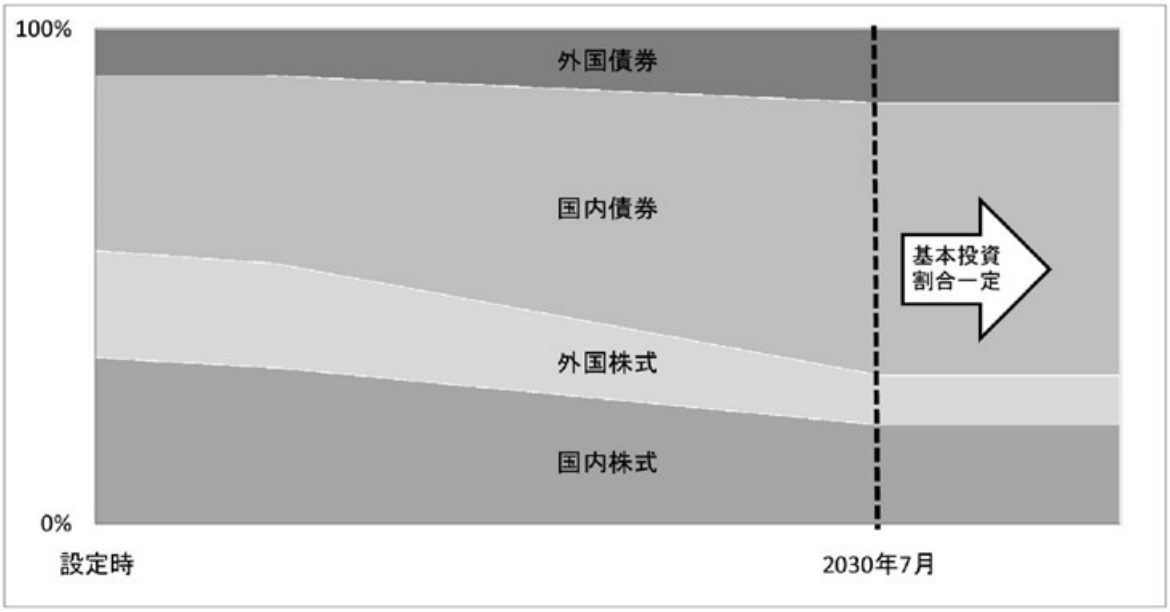

●投資を行なうマザーファンドは、原則として、金融指標の動きに連動する投資成果を目指すものとし、別に定めるマザーファンドの中から、市場構造等を勘案し、各マザーファンドへの投資比率を決定します。

◆一部のマザーファンドへの投資比率がゼロとなる場合があります。また、基本投資割合の変更に際し、新たにマザーファンドを投資対象に追加する場合があります。

◆当初設定時に投資するマザーファンドは、以下の通りです。各マザーファンドは、各々以下の対象指数の動きに連動する投資成果を目指して運用を行ないます。

マザーファンド名	主要投資対象	対象指数
国内株式マザーファンド	わが国の株式	東証株価指数（TOPIX）（配当込み）
外国株式 MSCI-KOKUSAI マザーファンド	外国の株式	MSCI-KOKUSAI 指数（円ベース・為替ヘッジなし）＊
国内債券 NOMURA-BPI 総合 マザーファンド	わが国の公社債	NOMURA-BPI 総合（NOMURA-ボンド・パフォーマンス・インデックス総合）
外国債券マザーファンド	外国の公社債	FTSE 世界国債インデックス（除く日本、ヘッジなし・円ベース）

※ファンドは上記のマザーファンドの他、「新興国株式マザーファンド」、「新興国債券（現地通貨建て）マザーファンド」、「J-REIT インデックス マザーファンド」、「海外 REIT インデックス マザーファンド」に投資する場合があります。

＊MSCI-KOKUSAI 指数をもとに、委託会社が円換算したものです。

●ファンドは、投資対象とする各マザーファンドが連動を目指す対象指数の月次リターンに、各資産への基本投資割合を掛け合わせた合成指数をベンチマークとします。

●2030 年 7 月以降、マザーファンドを通じた各資産への基本投資割合を一定とします。また、各月末時点において、基準価額が委託会社の定める下値基準値を下回る場合、一定期間、マザーファンドを通じて投資する各資産への実質的なエクスポージャーを引き下げ※、短期有価証券等へ投資する安定運用を行ないます。

※各資産への実質的なエクスポージャーをゼロに近づけることを基本とします。

◆安定運用を行なうにあたっては、国内外の株価指数先物取引、債券先物取引等の有価証券先物取引等および為替予約取引等の売建てを行なう場合があります。

*当ファンドにおいては、上記のような運用を「下値保全に配慮した運用」という場合があります。

・委託会社の定める下値基準値は、当初、2030 年 6 月末の基準価額の 95%程度とします。毎月末の基準価額を勘案して下値基準値を見直すことを基本とし、原則として、月末の基準価額が下値基準値を下回った場合には切り下げを行ない、月末の基準価額が直近の下値基準値改定時（一度も改定されていない場合は 2030 年 6 月末）の基準価額を一定水準上回った場合には切り上げを行ないます。

・安定運用に切り替えた場合の、安定運用を行なう一定期間は、3 ヵ月程度を基本とします。なお、当該期間は、市況動向等により見直される場合があります。

・安定運用期間終了後は、安定運用に切り替える前の基本投資割合となるよう、各資産への実質的なエクスポージャーを引き上げます。

■基準価額と下値保全に配慮した運用（イメージ図）■

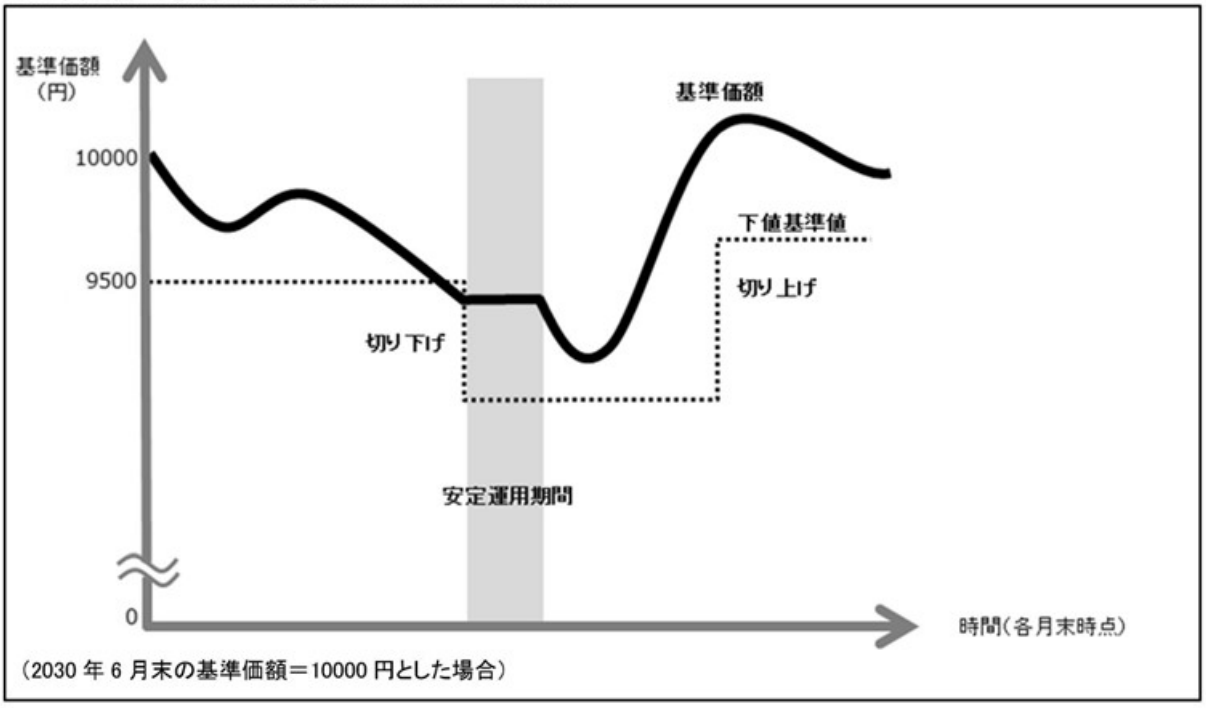

●実質組入外貨建資産については、原則として為替ヘッジを行ないません。ただし、2030 年 7 月以降、安定運用を行なう場合においては為替ヘッジを行なう場合があります。

■各マザーファンドが対象とするインデックスの著作権等について■

■東証株価指数（TOPIX）（配当込み）■

①配当込み TOPIX（以下「東証株価指数（TOPIX）（配当込み）」という。）の指数値及び東証株価指数（TOPIX）（配当込み）に係る標章又は商標は、株式会社ＪＰＸ総研又は株式会社ＪＰＸ総研の関連会社（以下「ＪＰＸ」という。）の知的財産であり、指数の算出、指数値の公表、利用など東証株価指数（TOPIX）（配当込み）に関するすべての権利・ノウハウ及び東証株価指数

（TOPIX）（配当込み）に係る標章又は商標に関するすべての権利はＪＰＸが有する。
②ＪＰＸは、東証株価指数（TOPIX）（配当込み）の指数値の算出若しくは公表の方法の変更、東証株価指数（TOPIX）（配当込み）の指数値の算出若しくは公表の停止又は東証株価指数（TOPIX）（配当込み）に係る標章若しくは商標の変更若しくは使用の停止を行うことができる。
③ＪＰＸは、東証株価指数（TOPIX）（配当込み）の指数値及び東証株価指数（TOPIX）（配当込み）に係る標章又は商標の使用に関して得られる結果並びに特定日の東証株価指数（TOPIX）（配当込み）の指数値について、何ら保証、言及をするものではない。
④ＪＰＸは、東証株価指数（TOPIX）（配当込み）の指数値及びそこに含まれるデータの正確性、完全性を保証するものではない。また、ＪＰＸは、東証株価指数（TOPIX）（配当込み）の指数値の算出又は公表の誤謬、遅延又は中断に対し、責任を負わない。
⑤本件商品は、ＪＰＸにより提供、保証又は販売されるものではない。
⑥ＪＰＸは、本件商品の購入者又は公衆に対し、本件商品の説明又は投資のアドバイスをする義務を負わない。
⑦ＪＰＸは、当社又は本件商品の購入者のニーズを東証株価指数（TOPIX）（配当込み）の指数値を算出する銘柄構成及び計算に考慮するものではない。
⑧以上の項目に限らず、ＪＰＸは本件商品の設定、販売及び販売促進活動に起因するいかなる損害に対しても責任を有しない。

■MSCI-KOKUSAI 指数■

MSCI-KOKUSAI 指数の著作権、知的所有権その他一切の権利は MSCI に帰属します。また MSCI は、同指数の内容を変更する権利および公表を停止する権利を有しています。

本ファンドは、MSCI Inc.、MSCI の関連会社及び MSCI 指数の作成または編集に関与あるいは関係したその他の当事者が、保証、推奨、販売、または宣伝するものではありません。MSCI 指数は、MSCI が独占的に所有しています。MSCI 及び MSCI 指数は、MSCI 及びその関係会社のサービスマークであり、野村アセットマネジメント株式会社は特定の目的の為にその使用を許諾されています。MSCI、MSCI の関連会社及び MSCI 指数の作成または編集に関与あるいは関係したその他の当事者は、本ファンドの所有者または不特定多数の公衆に対して、ファンド全般的またはこの特定のファンドへの投資に関する当否あるいは一般的な株式市場のパフォーマンスをトラックしている MSCI 指数の能力に関して、明示的であると黙示的であるとを問わず、一切の表明または保証を行いません。MSCI とその関連会社は、特定のトレードマーク、サービスマーク、トレードネームのライセンスの所有者であり、MSCI 指数は、本ファンドまたは本ファンドの発行会社あるいは所有者に関わらず、MSCI により決定、作成、及び計算されています。MSCI、MSCI の関連会社及び MSCI 指数の作成または編集に関与あるいは関係したその他の当事者は、MSCI 指数の決定、作成、あるいは計算において、本ファンドの発行者または所有者の要求を考慮にいれる義務は一切ありません。MSCI、MSCI の関連会社及び MSCI 指数の作成または編集に関与あるいは関係したその他の当事者は、本ファンドの発行時期、発行価格または発行数量の決定について、また、本ファンドを現金に償還する方程式の決定また計算について責任を負うものではなく、参加もしておりません。MSCI、MSCI の関連会社及び MSCI 指数の作成または編集に関与あるいは関係したその他の当事者は、本ファンドの所有者に対し、本ファンドの管理、マーケティングまたは募集に関連するいかなる義務または責任も負いません。
MSCI は、自らが信頼できると考える情報源から本件指数の計算に算入される情報またはその計算に使用するための情報を入手しますが、MSCI、MSCI の関連会社及び MSCI 指数の作成または編集に関与あるいは関係したその他の当事者は、本件指数またはそれに含まれるいかなるデータの独創性、正確性及び／または完全性について保証するものではありません。MSCI、MSCI の関連会社及び MSCI 指数の作成または編集に関与あるいは関係したその他の当事者は、明示的にも黙示的にも、被許諾者、その顧客または相手方、本件ファンドの発行会社、本件ファンドの所有者その他の個人・法人が、本契約にもとづき許諾される権利またはその他使用のために許諾される権利に関連して本件指数またはそれに含まれるデータを使用することにより得られる結果について保証をおこなうものではありません。MSCI、MSCI の関連会社及び MSCI 指数の作成または編集に関与あるいは関係したその他の当事者は、本件指数及びそれに含まれるデータの、またはそれに関連する過誤、省略または中断に対してまたはそれらに関して責任を負うことはありません。
本件指数及びそれに含まれるデータに関し、MSCI、MSCI の関連会社及び MSCI 指数の作成または編集に関与あるいは関係したその他の当事者は、明示的、黙示的な保証を行うものでもなく、かつ MSCI、MSCI の関連会社及び MSCI 指数の作成または編集に関与あるいは関係したその他の当事者は、特定目的のための市場性または適切性について、何ら保証を行うものではないことを明記します。前記事項を制限することなく、たとえ直接的損害、間接的損害、特別損害、懲罰的損

害、拡大的損害その他のあらゆる損害（逸失利益を含む。）につき、その可能性について知らせを受けていたとしても、MSCI、MSCI の関連会社及び MSCI 指数の作成または編集に関与あるいは関係したその他の当事者は、いかなる場合においてもかかる損害について責任を負いません。
本証券の購入者、販売者、または所有者あるいはいかなる個人・法人は、MSCI の許諾が必要かどうかの決定をあらかじめ MSCI に問い合わせることなく、本証券を保証、推奨、売買、又は宣伝するためにいかなる MSCI のトレードネーム、トレードマーク、又はサービスマークを使用または言及することはできません。いかなる場合においても、いかなる個人または法人は、事前に MSCI の書面による許諾を得ることなく MSCI との関係を一切主張することはできません。

■NOMURA-BPI 総合■

NOMURA-BPI 総合は、野村フィデューシャリー・リサーチ＆コンサルティング株式会社が作成している指数で、当該指数に関する一切の知的財産権とその他一切の権利は野村フィデューシャリー・リサーチ＆コンサルティング株式会社に帰属しております。また、野村フィデューシャリー・リサーチ＆コンサルティング株式会社は、当該インデックスの正確性、完全性、信頼性、有用性を保証するものではなく、ファンドの運用成果等に関して一切責任を負うものではありません。

■FTSE 世界国債インデックス(除く日本、ヘッジなし・円ベース)■

FTSE 世界国債インデックス(除く日本、ヘッジなし・円ベース)は、FTSE Fixed Income LLC により運営され、世界主要国の国債の総合収益率を各市場の時価総額で加重平均した債券インデックスです。同指数は FTSE Fixed Income LLC の知的財産であり、指数に関するすべての権利は FTSE Fixed Income LLC が有しています。

資金動向、市況動向等によっては上記のような運用ができない場合があります。

（2）【投資対象】

別に定めるマザーファンドを主要投資対象とし、実質的に国内および外国の各株式、国内および外国の各債券等に投資を行ないます。なお、株式、公社債および短期有価証券等に直接投資する場合があります。また、国内外の株価指数先物取引、債券先物取引等の有価証券先物取引等および為替予約取引等を取引対象とします。

①投資の対象とする資産の種類(信託約款)

この信託において投資の対象とする資産の種類は、次に掲げるものとします。

1. 次に掲げる特定資産（「特定資産」とは、投資信託及び投資法人に関する法律第 2 条第 1 項で定めるものをいいます。以下同じ。）
   - イ．有価証券
   - ロ．デリバティブ取引（金融商品取引法第 2 条第 20 項に規定するものをいい、下記「(5) 投資制限④および⑤」に定めるものに限ります。）に係る権利
   - ハ．約束手形（イに掲げるものに該当するものを除きます。）
   - ニ．金銭債権（イ及びハに掲げるものに該当するものを除きます。）
2. 次に掲げる特定資産以外の資産
   - イ．為替手形

②有価証券の指図範囲等(信託約款)

委託者は、信託金を、野村アセットマネジメント株式会社を委託者とし、野村信託銀行株式会社を受託者として締結された別に定める親投資信託証券（以下「各マザーファンド」といいます。）のほか、次の有価証券（金融商品取引法第 2 条第 2 項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。）に投資することを指図します。

1. 株券または新株引受権証書

2. 国債証券
3. 地方債証券
4. 特別の法律により法人の発行する債券
5. 社債券（新株引受権証券と社債券とが一体となった新株引受権付社債券の新株引受権証券を含みます。なお、社債券のうちで、新株予約権付社債のうち会社法第 236 条第 1 項第 3 号の財産が当該新株予約権付社債についての社債であって当該社債と当該新株予約権がそれぞれ単独で存在し得ないことをあらかじめ明確にしているもの、ならびに会社法施行前の旧商法第 341 条ノ 3 第 1 項第 7 号および第 8 号の定めがある新株予約権付社債を総称して以下「転換社債型新株予約権付社債」といいます。）
6. 特定目的会社に係る特定社債券（金融商品取引法第 2 条第 1 項第 4 号で定めるものをいいます。）
7. 特別の法律により設立された法人の発行する出資証券（金融商品取引法第 2 条第 1 項第 6 号で定めるものをいいます。）
8. 協同組織金融機関に係る優先出資証券（金融商品取引法第 2 条第 1 項第 7 号で定めるものをいいます。）
9. 特定目的会社に係る優先出資証券または新優先出資引受権を表示する証券（金融商品取引法第 2 条第 1 項第 8 号で定めるものをいいます。）
10. コマーシャル・ペーパー
11. 新株引受権証券および新株予約権証券
12. 外国または外国の者の発行する証券または証書で、前各号の証券または証書の性質を有するもの
13. 投資信託または外国投資信託の受益証券（金融商品取引法第 2 条第 1 項第 10 号で定めるものをいいます。）
14. 投資証券、新投資口予約権証券または外国投資証券（金融商品取引法第 2 条第 1 項第 11 号で定めるものをいいます。）
15. 外国貸付債権信託受益証券（金融商品取引法第 2 条第 1 項第 18 号で定めるものをいいます。）
16. オプションを表示する証券または証書（金融商品取引法第 2 条第 1 項第 19 号で定めるものをいいます。）
17. 受益証券発行信託の受益証券（金融商品取引法第 2 条第 1 項第 14 号で定めるものをいいます。）
18. 預託証書（金融商品取引法第 2 条第 1 項第 20 号で定めるものをいいます。）
19. 外国法人が発行する譲渡性預金証書
20. 外国の者に対する権利で、貸付債権信託受益権であって第 17 号の有価証券に表示されるべき権利の性質を有するもの
21. 抵当証券（金融商品取引法第 2 条第 1 項第 16 号で定めるものをいいます。）

なお、第 1 号の証券または証書ならびに第 12 号、第 17 号および第 18 号の証券または証書のうち第 1 号の証券または証書の性質を有するものを以下「株式」といい、第 2 号から第 6 号までの証券ならびに第 12 号、第 17 号および第 18 号の証券または証書のうち第 2 号から第 6 号までの証券の性質を有するものを以下「公社債」といい、第 13 号および第 14 号の証券ならびに第 17 号の証券または証書のうち第 13 号および第 14 号の証券の性質を有するものを以下「投資信託証券」といいます。

③金融商品の指図範囲等(信託約款)

委託者は、信託金を、上記②に掲げる有価証券のほか、次に掲げる金融商品（金融商品取引法第 2 条第 2 項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。）により運用することを指図することができます。

1. 預金
2. 指定金銭信託（上記②に掲げるものを除く。）
3. コール・ローン

4. 手形割引市場において売買される手形
5. 貸付債権信託受益権であって、金融商品取引法第2条第2項第1号で定めるもの
6. 外国の者に対する権利で前号の権利の性質を有するもの

④その他の投資対象

1. 先物取引等
2. スワップ取引

(参考)当初設定時に投資する各マザーファンドの概要

「国内株式マザーファンド」

運 用 の 基 本 方 針

約款第13条に基づき委託者の定める方針は、次のものとします。

1．基本方針

この投資信託は、東証株価指数（TOPIX）（配当込み）の動きに連動する投資成果を目指して運用を行ないます。

2．運用方法

(1) 投資対象

わが国の株式を主要投資対象とします。

(2) 投資態度

① 主としてわが国の株式に投資することにより、東証株価指数（TOPIX）（配当込み）の動きに連動する投資成果を目指します。

② 非株式割合（株式以外の資産への投資割合）は、原則として信託財産総額の50%以下を基本とします。

③ 資金動向、市況動向等によっては、上記のような運用ができない場合があります。

(3) 投資制限

① 株式への投資割合には制限を設けません。

② 外貨建資産への投資は行ないません。

③ 同一銘柄の株式への投資割合には制限を設けません。

④ 有価証券先物取引等は約款第16条の範囲で行ないます。

⑤ スワップ取引は約款第17条の範囲で行ないます。

⑥ 一般社団法人投資信託協会規則に定める合理的な方法により算出した額が、信託財産の純資産総額を超えることとなるデリバティブ取引等（同規則に定めるデリバティブ取引等をいいます。）の利用は行ないません。

⑦ 前各号の規定にかかわらず、一般社団法人投資信託協会規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則としてそれぞれ10%、合計で20%以内とすることとし、当該比率を超えることとなった場合には、同規則に従い当該比率以内となるよう調整を行なうこととします。

「外国株式 MSCI-KOKUSAI マザーファンド」

運　用　の　基　本　方　針

約款第 13 条に基づき委託者の定める方針は、次のものとします。

１．基本方針

この投資信託は、MSCI-KOKUSAI 指数（円ベース・為替ヘッジなし）の中長期的な動きを概ね捉える投資成果を目指して運用を行ないます。

２．運用方法

(1) 投資対象

外国の株式を主要投資対象とします。

(2) 投資態度

① 主として外国の株式に投資することにより、MSCI-KOKUSAI 指数（円ベース・為替ヘッジなし）の中長期的な動きを概ね捉える投資成果を目指します。

② 外貨建資産については、原則として為替ヘッジを行ないません。

③ 資金動向、市況動向等によっては上記のような運用ができない場合があります。

(3) 投資制限

① 株式への投資割合には制限を設けません。

② 外貨建資産への投資割合には制限を設けません。

③ 新株引受権証券および新株予約権証券への投資割合は、取得時において信託財産の純資産総額の 20%以内とします。

④ 有価証券先物取引等は約款第 17 条の範囲で行ないます。

⑤ スワップ取引は約款第 18 条の範囲で行ないます。

⑥ 投資信託証券への投資割合は、信託財産の純資産総額の 5%以内とします。

⑦ 同一銘柄の株式への投資割合には制限を設けません。

⑧ 同一銘柄の新株引受権証券および新株予約権証券への投資割合は、信託財産の純資産総額の 10%以内とします。

⑨ 同一銘柄の転換社債ならびに転換社債型新株予約権付社債への投資割合は、信託財産の純資産総額の 10%以内とします。

⑩ 一般社団法人投資信託協会規則に定める合理的な方法により算出した額が、信託財産の純資産総額を超えることとなるデリバティブ取引等（同規則に定めるデリバティブ取引等をいいます。）の利用は行ないません。

⑪ 前各号の規定にかかわらず、一般社団法人投資信託協会規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則としてそれぞれ 10%、合計で 20%以内とすることとし、当該比率を超えることとなった場合には、同規則に従い当該比率以内となるよう調整を行なうこととします。

「国内債券 NOMURA-BPI 総合　マザーファンド」

運　用　の　基　本　方　針

約款第13条に基づき委託者の定める方針は、次のものとします。

1．基本方針

この投資信託は、NOMURA-BPI総合（NOMURA-ボンド・パフォーマンス・インデックス総合）の動きに連動する投資成果を目指して運用を行ないます。

2．運用方法

(1) 投資対象

わが国の公社債を主要投資対象とします。

(2) 投資態度

① 主としてわが国の公社債に投資することにより、NOMURA-BPI総合の動きに連動する投資成果を目指します。

② 資金動向、市況動向等によっては、上記のような運用ができない場合があります。

(3) 投資制限

① 株式への投資は行ないません。

② 外貨建資産への投資は行ないません。

③ 有価証券先物取引等は約款第14条の範囲で行ないます。

④ スワップ取引は約款第15条の範囲で行ないます。

⑤ 一般社団法人投資信託協会規則に定める合理的な方法により算出した額が、信託財産の純資産総額を超えることとなるデリバティブ取引等（同規則に定めるデリバティブ取引等をいいます。）の利用は行ないません。

⑥ 一般社団法人投資信託協会規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則としてそれぞれ10%、合計で20%以内とすることとし、当該比率を超えることとなった場合には、同規則に従い当該比率以内となるよう調整を行なうこととします。

「外国債券マザーファンド」

運　用　の　基　本　方　針

約款第13条に基づき委託者の定める方針は、次のものとします。

1．基本方針

この投資信託は、FTSE世界国債インデックス（除く日本、ヘッジなし・円ベース）の中長期的な動きを概ね捉える投資成果を目指して運用を行ないます。

2．運用方法

(1) 投資対象

外国の公社債を主要投資対象とします。

(2) 投資態度

① 主として外国の公社債に投資することにより、FTSE 世界国債インデックス（除く日本、ヘッジなし・円ベース）の中長期的な動きを概ね捉える投資成果を目指します。

② 外貨建資産については、原則として為替ヘッジを行ないません。

③ 資金動向、市況動向等によっては上記のような運用ができない場合があります。

(3) 投資制限

① 外貨建資産への投資割合には制限を設けません。

② 有価証券先物取引等は約款第 14 条の範囲で行ないます。

③ スワップ取引は約款第 15 条の範囲で行ないます。

④ 一般社団法人投資信託協会規則に定める合理的な方法により算出した額が、信託財産の純資産総額を超えることとなるデリバティブ取引等（同規則に定めるデリバティブ取引等をいいます。）の利用は行ないません。

⑤ 一般社団法人投資信託協会規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則としてそれぞれ 10%、合計で 20%以内とすることとし、当該比率を超えることとなった場合には、同規則に従い当該比率以内となるよう調整を行なうこととします。

（3）【運用体制】

ファンドの運用体制は以下の通りです。

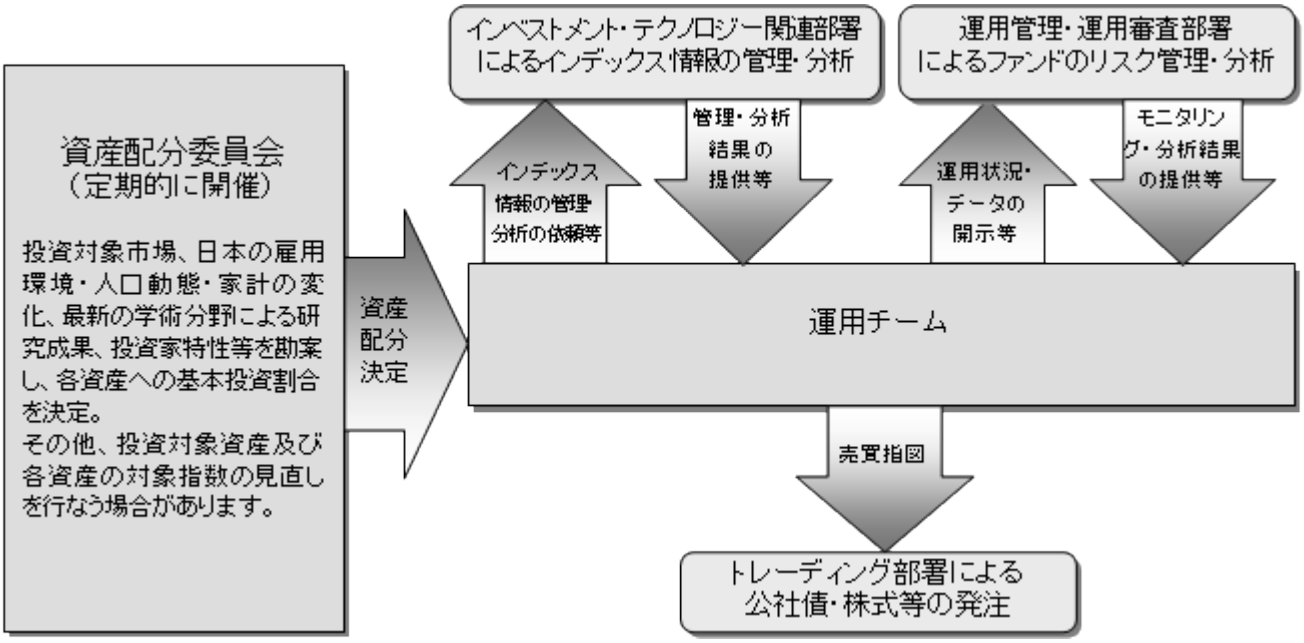

※運用体制はマザーファンドを含め記載されております。

当社では、ファンドの運用に関する社内規程として、運用担当者に関する規程並びにスワップ取引、信用リスク管理、資金の借入、外国為替の予約取引等、信用取引等に関して各々、取扱い基準を設けております。

ファンドを含む委託会社における投資信託の内部管理及び意思決定を監督する組織等は以下の通りです。

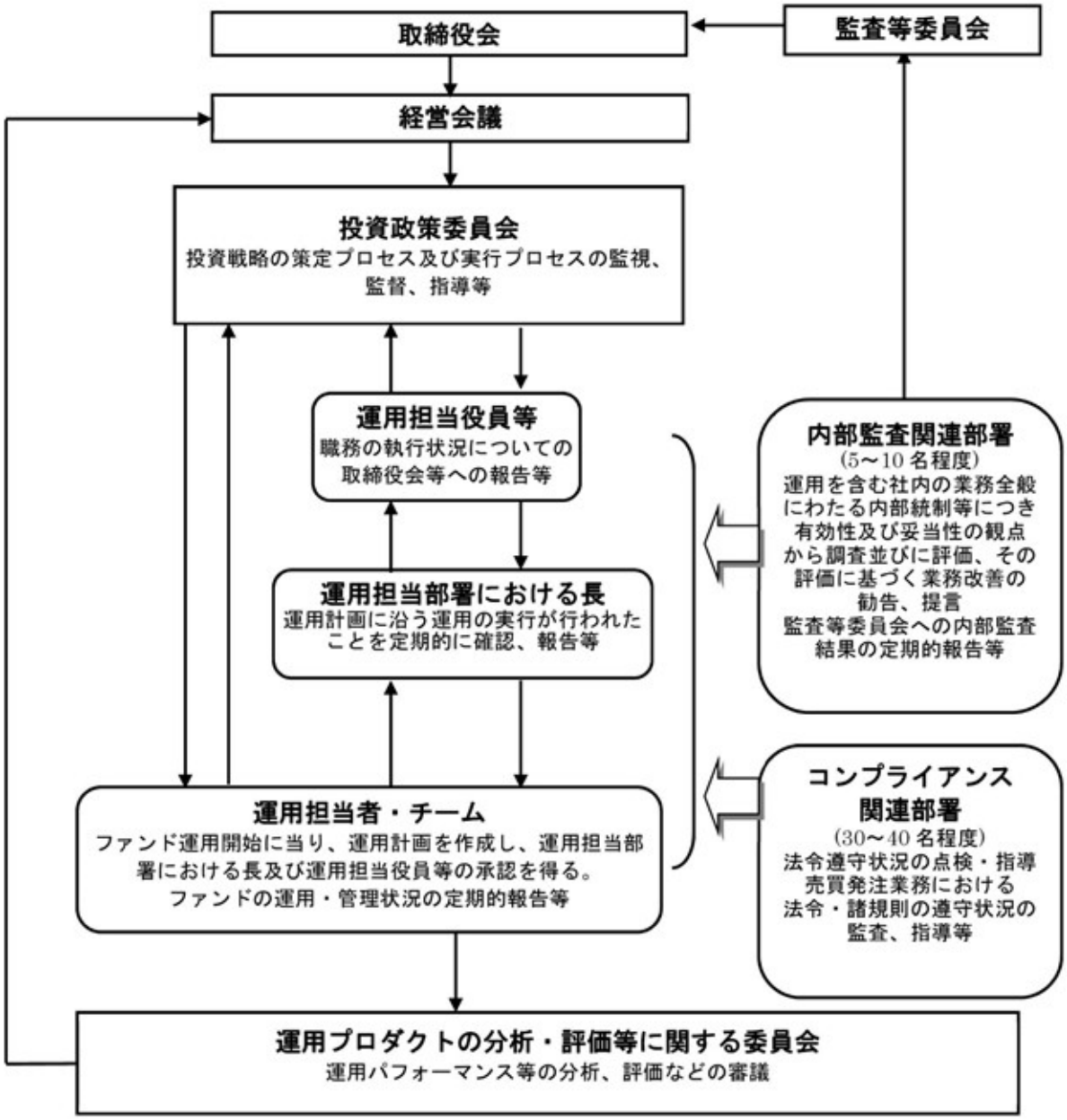

≪委託会社によるファンドの関係法人（販売会社を除く）に対する管理体制等≫

当社では、「受託会社」または受託会社の再信託先に対しては、日々の純資産照合、月次の勘定残高照合などを行っています。また、受託業務の内部統制の有効性についての監査人による報告書を、受託会社より受け取っております。

運用の外部委託を行う場合、「運用の外部委託先」に対しては、外部委託先が行った日々の約定について、投資ガイドラインに沿ったものであるかを確認しています。また、コンプライアンスレポートの提出を義務付け、定期的に管理状況に関する報告を受けています。さらに、外部委託先の管理体制、コンプライアンス体制等について調査ならびに評価を行い、定期的に商品に関する委員会に報告しています。

ファンドの運用体制等は今後変更となる場合があります。

（4）【分配方針】

毎決算時に、原則として以下の方針に基づき分配を行ないます。

①分配対象額の範囲は、経費控除後の繰越分を含めた利子・配当等収益と売買益（評価益を含みます。）等の全額とします。

②収益分配金額は、上記①の範囲内で、基準価額水準等を勘案し、委託者が決定します。

③留保益の運用については、特に制限を設けず、委託者の判断に基づき、元本部分と同一の運用を行ないます。

＊委託会社の判断により分配を行なわない場合もあります。また、将来の分配金の支払いおよびその金額について示唆、保証するものではありません。

◆ファンドの決算日

原則として**毎年6月28日**(休業日の場合は翌営業日)を決算日とします。

（5）【投資制限】

①運用の基本方針　2.運用方法　(3)投資制限(信託約款)

・株式への実質投資割合には制限を設けません。

・外貨建資産への実質投資割合には制限を設けません。

・デリバティブの利用はヘッジ目的に限定しません。

・外国為替予約取引等の利用はヘッジ目的に限定しません。

・投資信託証券（上場投資信託証券を除きます。）への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以内とします。

・一般社団法人投資信託協会規則に定める合理的な方法により算出した額が、信託財産の純資産総額を超えることとなるデリバティブ取引等（同規則に定めるデリバティブ取引等をいいます。）の利用は行ないません。

・一般社団法人投資信託協会規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則としてそれぞれ10%、合計で20%以内とすることとし、当該比率を超えることとなった場合には、同規則に従い当該比率以内となるよう調整を行なうこととします。

②投資する株式等の範囲(信託約款)

（ｉ）委託者が投資することを指図する株式、新株引受権証券および新株予約権証券は、金融商品取引所に上場されている株式の発行会社の発行するものおよび金融商品取引所に準ずる市場において取引されている株式の発行会社の発行するものとします。ただし、株主割当または社債権者割当により取得する株式、新株引受権証券および新株予約権証券については、この限りではありません。

（ⅱ）上記（ｉ）の規定にかかわらず、上場予定または登録予定の株式、新株引受権証券および新株予約権証券で目論見書等において上場または登録されることが確認できるものについては委託者が投資することを指図することができるものとします。

③信用取引の指図範囲(信託約款)

（ｉ）委託者は、信託財産の効率的な運用に資するため、信用取引により株券を売り付けることの指図をすることができます。なお、当該売り付けの決済については、株券の引き渡しまたは買い戻しにより行なうことの指図をすることができるものとします。

（ⅱ）上記（ｉ）の信用取引の指図は、次の各号に掲げる有価証券の発行会社の発行する株券について行なうことができるものとし、かつ次の各号に掲げる株券数の合計数を超えないものとします。

1. 信託財産に属する株券および新株引受権証書の権利行使により取得する株券
2. 株式分割により取得する株券
3. 有償増資により取得する株券

4. 売り出しにより取得する株券
5. 信託財産に属する転換社債の転換請求および新株予約権（転換社債型新株予約権付社債の新株予約権に限ります。）の行使により取得可能な株券
6. 信託財産に属する新株引受権証券および新株引受権付社債券の新株引受権の行使、または信託財産に属する新株予約権証券および新株予約権付社債券の新株予約権（前号のものを除きます。）の行使により取得可能な株券

④先物取引等の運用指図(信託約款)

（ⅰ）委託者は、わが国の金融商品取引所における有価証券先物取引（金融商品取引法第 28 条第 8 項第 3 号イに掲げるものをいいます。以下同じ。）、有価証券指数等先物取引（金融商品取引法第 28 条第 8 項第 3 号ロに掲げるものをいいます。以下同じ。）および有価証券オプション取引（金融商品取引法第 28 条第 8 項第 3 号ハに掲げるものをいいます。以下同じ。）ならびに外国の金融商品取引所におけるこれらの取引と類似の取引を行なうことの指図をすることができます。なお、選択権取引はオプション取引に含めるものとします（以下同じ。）。

（ⅱ）委託者は、わが国の金融商品取引所における通貨に係る先物取引ならびに外国の金融商品取引所における通貨に係る先物取引およびオプション取引を行なうことの指図をすることができます。

（ⅲ）委託者は、わが国の金融商品取引所における金利に係る先物取引およびオプション取引ならびに外国の金融商品取引所におけるこれらの取引と類似の取引を行なうことの指図をすることができます。

⑤スワップ取引の運用指図(信託約款)

（ⅰ）委託者は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、異なった通貨、異なった受取り金利または異なった受取り金利とその元本を一定の条件のもとに交換する取引（以下「スワップ取引」といいます。）を行なうことの指図をすることができます。

（ⅱ）スワップ取引の指図にあたっては、当該取引の契約期限が、原則として信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。

（ⅲ） スワップ取引の評価は、当該取引契約の相手方が提示する価額、価格情報会社が提供する価額等、法令および一般社団法人投資信託協会規則に従って評価するものとします。

（ⅳ）委託者は、スワップ取引を行なうにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めたときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行なうものとします。

⑥有価証券の貸付の指図および範囲(信託約款)

（ⅰ）委託者は、信託財産の効率的な運用に資するため、信託財産に属する株式および公社債を次の各号の範囲内で貸付の指図をすることができます。

1. 株式の貸付は、貸付時点において、貸付株式の時価合計額が、信託財産で保有する株式の時価合計額の 50%を超えないものとします。
2. 公社債の貸付は、貸付時点において、貸付公社債の額面金額の合計額が、信託財産で保有する公社債の額面金額の合計額の 50%を超えないものとします。

（ⅱ）上記（ⅰ）に定める限度額を超えることとなった場合には、委託者は速やかに、その超える額に相当する契約の一部の解約を指図するものとします。

（ⅲ）委託者は、有価証券の貸付にあたって必要と認めたときは、担保の受入れの指図を行なうものとします。

⑦公社債の借入れ(信託約款)

（ⅰ）委託者は、信託財産の効率的な運用に資するため、公社債の借入れの指図をすることができます。なお、当該公社債の借入れを行なうにあたり担保の提供が必要と認めたときは、担保の提供の指図を行なうものとします。

（ⅱ）上記（ⅰ）の指図は、当該借入れにかかる公社債の時価総額が信託財産の純資産総額の範囲内とします。

（ⅲ）信託財産の一部解約等の事由により、上記（ⅱ）の借入れにかかる公社債の時価総額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託者は速やかに、その超える額に相当する借入れた公社債の一部を返還するための指図をするものとします。

（ⅳ）上記（ⅰ）の借入れにかかる品貸料は信託財産中から支弁します。

⑧特別の場合の外貨建有価証券への投資制限（信託約款）

外貨建有価証券（外国通貨表示の有価証券をいいます。以下同じ。）への投資については、わが国の国際収支上の理由等により特に必要と認められる場合には、制約されることがあります。

⑨資金の借入れ（信託約款）

（ⅰ）委託者は、信託財産の効率的な運用ならびに運用の安定性をはかるため、一部解約に伴う支払資金の手当て（一部解約に伴う支払資金の手当てのために借入れた資金の返済を含みます。）を目的として、または再投資にかかる収益分配金の支払資金の手当てを目的として、資金借入れ（コール市場を通じる場合を含みます。）の指図をすることができます。なお、当該借入金をもって有価証券等の運用は行なわないものとします。

（ⅱ）一部解約に伴う支払資金の手当てにかかる借入期間は、受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の売却代金の受渡日までの間または受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の解約代金入金日までの間もしくは受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の償還金の入金日までの期間が5営業日以内である場合の当該期間とし、資金借入額は当該有価証券等の売却代金、有価証券等の解約代金および有価証券等の償還金の合計額を限度とします。ただし、資金の借入額は、借入れ指図を行なう日における信託財産の純資産総額の10%を超えないこととします。

（ⅲ）収益分配金の再投資にかかる借入期間は信託財産から収益分配金が支弁される日からその翌営業日までとし、資金借入額は収益分配金の再投資額を限度とします。

（ⅳ）借入金の利息は信託財産中より支弁します。

⑩同一の法人の発行する株式への投資制限（投資信託及び投資法人に関する法律第9条）

同一の法人の発行する株式について、次の（ⅰ）の数が（ⅱ）の数を超えることとなる場合には、当該株式を信託財産で取得することを受託会社に指図しないものとします。

（ⅰ）委託者が運用の指図を行なうすべてのファンドで保有する当該株式に係る議決権の総数

（ⅱ）当該株式に係る議決権の総数に100分の50の率を乗じて得た数

３【投資リスク】

≪基準価額の変動要因≫

ファンドの基準価額は、投資を行なっている有価証券等の値動きによる影響を受けますが、これらの運用による損益はすべて投資者の皆様に帰属します。

したがって、ファンドにおいて、投資者の皆様の投資元金は保証されているものではなく、基準価額の下落により、損失を被り、投資元金が割り込むことがあります。なお、投資信託は預貯金と異なります。

［株価変動リスク］

ファンドは実質的に株式に投資を行ないますので、株価変動の影響を受けます。

［債券価格変動リスク］

債券（公社債等）は、市場金利や信用度の変動により価格が変動します。ファンドは実質的に債券に投資を行ないますのでこれらの影響を受けます。

［為替変動リスク］

ファンドは、実質組入外貨建資産について、原則として為替ヘッジを行ないませんので、為替変動の影響を受けます。

※基準価額の変動要因は上記に限定されるものではありません。

≪その他の留意点≫

◆ファンドのお取引に関しては、金融商品取引法第 37 条の 6 の規定（いわゆるクーリング・オフ）の適用はありません。

◆ファンドは、大量の解約が発生し短期間で解約資金を手当てする必要が生じた場合や主たる取引市場において市場環境が急変した場合等に、一時的に組入資産の流動性が低下し、市場実勢から期待できる価格で取引できないリスク、取引量が限られてしまうリスクがあります。これにより、基準価額にマイナスの影響を及ぼす可能性や、換金の申込みの受付けが中止等となる可能性、換金代金の支払いが遅延する可能性等があります。

◆資金動向、市況動向等によっては、また、不慮の出来事等が起きた場合には、投資方針に沿った運用ができない場合があります。

◆ファンドが実質的に組み入れる有価証券の発行体において、利払いや償還金の支払いが滞る可能性があります。

◆有価証券への投資等ファンドにかかる取引にあたっては、取引の相手方の倒産等により契約が不履行になる可能性があります。

◆ファンドの基準価額とファンドのベンチマークである合成指数は、費用等の要因により、完全に一致するものではありません。また、ファンドの投資成果が合成指数に連動または上回ることを保証するものではありません。なお、安定運用期間中は、ファンドの基準価額は合成指数には連動しません。

◆投資対象とするマザーファンドにおいて、他のベビーファンドの資金変動等に伴なう売買等が生じた場合などには、ファンドの基準価額に影響を及ぼす場合があります。

◆2030 年 7 月以降の運用においては、基準価額が委託会社の定める下値基準値を下回る場合、一定期間、安定運用への切り替えを行なうことで、基準価額の大幅な下落を回避することを目指しますが、必ずしもある一定水準の基準価額が保全されることを示唆するものではありません。

◆ファンドは、計算期間中に発生した運用収益（経費控除後の配当等収益および評価益を含む売買益）を超えて分配を行なう場合があります。したがって、ファンドの分配金の水準は必ずしも計算期間におけるファンドの収益率を示唆するものではありません。

投資者の個別元本（追加型投資信託を保有する投資者毎の取得元本）の状況によっては、分配金額の一部または全部が、実質的に元本の一部払戻しに相当する場合があります。

分配金は、預貯金の利息とは異なりファンドの純資産から支払われますので、分配金支払い後の純資産はその相当額が減少することとなり、基準価額が下落する要因となります。計算期間中に運用収益があった場合においても、当該運用収益を超えて分配を行なった場合、当期決算日の基準価額は前期決算日の基準価額と比べて下落することになります。

≪委託会社におけるリスクマネジメント体制≫

リスク管理関連の委員会

◆パフォーマンスの考査

投資信託の信託財産についてパフォーマンスに基づいた定期的な考査（分析、評価）の結果の報告、審議を行ないます。

◆運用リスクの管理

投資信託の信託財産の運用リスクを把握、管理し、その結果に基づき運用部門その他関連部署への是正勧告を行なうことにより、適切な管理を行ないます。

※流動性リスク管理について

流動性リスク管理に関する規程を定め、ファンドの組入資産の流動性リスクのモニタリングなどを実施するとともに、緊急時対応策の策定・検証などを行ないます。リスク管理関連の委員会が、流動性リスク管理の適切な実施の確保や流動性リスク管理態勢について監督します。

リスク管理体制図

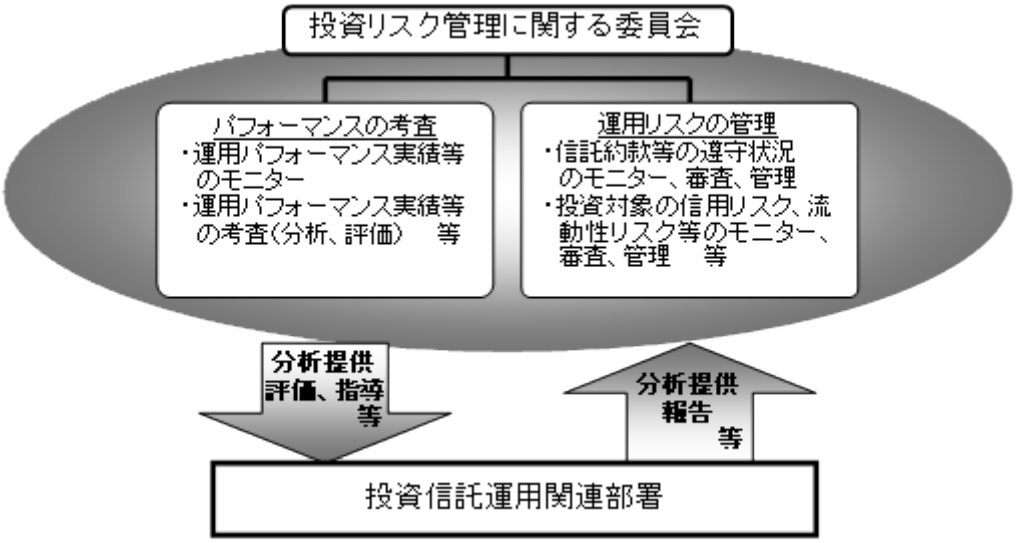

※投資リスクに関する管理体制等は今後変更となる場合があります。

リスクの定量的比較（2020年2月末～2025年1月末：月次）

ファンドの年間騰落率および分配金再投資基準価額の推移

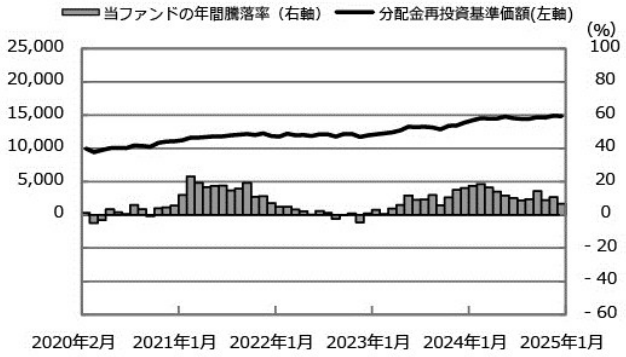

ファンドと代表的な資産クラスとの騰落率の比較

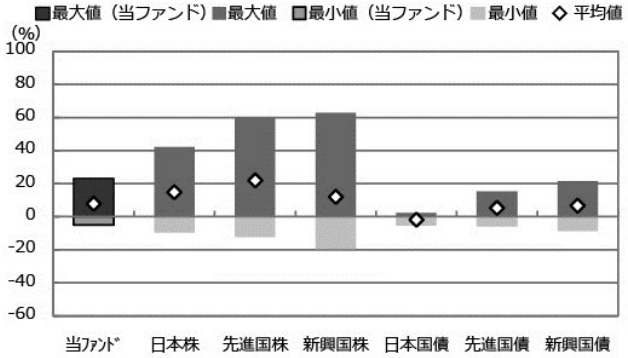

	当ﾌｧﾝﾄﾞ	日本株	先進国株	新興国株	日本国債	先進国債	新興国債
最大値（%）	**23.1**	42.1	59.8	62.7	2.3	15.3	21.5
最小値（%）	**△ 5.0**	△ 9.5	△ 12.4	△ 19.4	△ 5.5	△ 6.1	△ 8.8
平均値（%）	**7.9**	14.7	21.9	12.0	△ 1.8	5.3	6.7

＊分配金再投資基準価額は、税引前の分配金を再投資したものとみなして計算したものです。2020年2月末を10,000として指数化しております。
＊年間騰落率は、2020年2月から2025年1月の5年間の各月末における1年間の騰落率を表示したものです。
＊全ての資産クラスが当ファンドの投資対象とは限りません。
＊2020年2月から2025年1月の5年間の各月末における1年間の騰落率の最大値・最小値・平均値を表示したものです。
＊決算日に対応した数値とは異なります。
＊当ファンドは分配金再投資基準価額の騰落率です。

※分配金再投資基準価額は、税引前の分配金を再投資したものとみなして計算しており、実際の基準価額と異なる場合があります。

<代表的な資産クラスの指数>
○日本株：東証株価指数（TOPIX）（配当込み）
○先進国株：MSCI-KOKUSAI指数（配当込み、円ベース）
○新興国株：MSCIエマージング・マーケット・インデックス（配当込み、円ベース）
○日本国債：NOMURA-BPI国債
○先進国債：FTSE世界国債インデックス（除く日本、ヘッジなし・円ベース）
○新興国債：JPモルガン・ガバメント・ボンド・インデックス－エマージング・マーケッツ・グローバル・ディバーシファイド（円ベース）

■代表的な資産クラスの指数の著作権等について■

○東証株価指数（TOPIX）（配当込み）・・・配当込みTOPIX（「東証株価指数（TOPIX）（配当込み）」といいます。）の指数値及び東証株価指数（TOPIX）（配当込み）に係る標章又は商標は、株式会社ＪＰＸ総研又は株式会社ＪＰＸ総研の関連会社（以下「ＪＰＸ」といいます。）の知的財産であり、指数の算出、指数値の公表、利用など東証株価指数（TOPIX）（配当込み）に関するすべての権利・ノウハウ及び東証株価指数（TOPIX）（配当込み）に係る標章又は商標に関するすべての権利はＪＰＸが有します。ＪＰＸは、東証株価指数（TOPIX）（配当込み）の指数値の算出又は公表の誤謬、遅延又は中断に対し、責任を負いません。本商品は、ＪＰＸにより提供、保証又は販売されるものではなく、本商品の設定、販売及び販売促進活動に起因するいかなる損害に対してもＪＰＸは責任を負いません。
○MSCI-KOKUSAI指数（配当込み、円ベース）、MSCIエマージング・マーケット・インデックス（配当込み、円ベース）・・・MSCI-KOKUSAI指数（配当込み、円ベース）、MSCIエマージング・マーケット・インデックス（配当込み、円ベース）は、MSCIが開発した指数です。同指数に対する著作権、知的所有権その他一切の権利はMSCIに帰属します。またMSCIは、同指数の内容を変更する権利および公表を停止する権利を有しています。
○NOMURA-BPI国債・・・NOMURA-BPI国債の知的財産権は、野村フィデューシャリー・リサーチ＆コンサルティング株式会社に帰属します。なお、野村フィデューシャリー・リサーチ＆コンサルティング株式会社は、NOMURA-BPI国債の正確性、完全性、信頼性、有用性を保証するものではなく、NOMURA-BPI国債を用いて行われる野村アセットマネジメント株式会社の事業活動、サービスに関し一切責任を負いません。
○FTSE世界国債インデックス（除く日本、ヘッジなし・円ベース）・・・FTSE世界国債インデックス（除く日本、ヘッジなし・円ベース）は、FTSE Fixed Income LLCにより運営され、世界主要国の国債の総合収益率を各市場の時価総額で加重平均した債券インデックスです。同指数はFTSE Fixed Income LLCの知的財産であり、指数に関するすべての権利はFTSE Fixed Income LLCが有しています。
○JPモルガン・ガバメント・ボンド・インデックス－エマージング・マーケッツ・グローバル・ディバーシファイド（円ベース）・・・「JPモルガン・ガバメント・ボンド・インデックス－エマージング・マーケッツ・グローバル・ディバーシファイド（円ベース）」（ここでは「指数」とよびます）についてここに提供された情報は、指数のレベルも含め、但しそれに限定することなく、情報としてのみ使用されるものであり、金融商品の売買を勧誘、何らかの売買の公式なコンファメーション、或いは指数に関連する何らかの商品の価値や値段を決めるものでもありません。また、投資戦略や税金における会計アドバイスを法的に推奨するものでもありません。ここに含まれる市場価格、データ、その他の情報は確かなものと考えられますが、JPMorgan Chase & Co. 及びその子会社（以下、JPM）がその完全性や正確性を保証するものではありません。含まれる情報は通知なしに変更されることがあります。過去のパフォーマンスは将来のリターンを示唆するものではありません。本資料に含まれる発行体の金融商品について、JPMやその従業員がロング・ショート両方を含めてポジションを持ったり、売買を行ったり、またはマーケットメークを行ったりすることがあり、また、発行体の引受人、プレースメント・エージェンシー、アドバイザー、または貸主になっている可能性もあります。
米国のJ.P. Morgan Securities LLC（ここでは「JPMSLLC」と呼びます）（「指数スポンサー」）は、指数に関する証券、金融商品または取引（ここでは「プロダクト」と呼びます）についての援助、保障または販売促進を行いません。証券或いは金融商品全般、或いは特にプロダクトへの投資の推奨について、また金融市場における投資機会を指数に連動させる或いはそれを目的とする推奨の可否について、指数スポンサーは一切の表明または保証、或いは伝達または示唆を行なうものではありません。指数スポンサーはプロダクトについての管理、マーケティング、トレーディングに関する義務または法的責任を負いません。指数は信用できると考えられる情報によって算出されていますが、その完全性や正確性、また指数に付随する情報について保証するものではありません。指数は指数スポンサーが保有する財産であり、その財産権はすべて指数スポンサーに帰属します。
JPMSLLCはNASD, NYSE, SIPCの会員です。JPMorganはJP Morgan Chase Bank, NA, JPSI, J.P. Morgan Securities PLC.、またはその関係会社が投資銀行業務を行う際に使用する名称です。

（出所：株式会社野村総合研究所、FTSE Fixed Income LLC 他）

4【手数料等及び税金】

（1）【申込手数料】

申込手数料はありません。

（2）【換金（解約）手数料】

換金手数料はありません。

（3）【信託報酬等】

信託報酬の総額は、ファンドの計算期間を通じて毎日、ファンドの純資産総額に下記の信託報酬率を乗じて得た額とします。ファンドの信託報酬は、日々計上され、ファンドの基準価額に反映されます。なお、毎計算期間の最初の6ヵ月終了日および毎計算期末または信託終了のときファンドから支払われます。

信託報酬率の配分については次の通り(税抜)とします。

計算期間	2022年3月24日～ 13期（2030年決算日）	14期以降 （2030年決算日 翌日以降）
信託報酬率	年0.242% （税抜年0.22%）	年0.198% （税抜年0.18%）
委託会社	年0.098%	年0.08%
販売会社	年0.098%	年0.08%
受託会社	年0.024%	年0.02%

≪支払先の役務の内容≫

＜委託会社＞	＜販売会社＞	＜受託会社＞
ファンドの運用とそれに伴う調査、受託会社への指図、法定書面等の作成、基準価額の算出等	口座内でのファンドの管理および事務手続き、購入後の情報提供、各種書類の送付等	ファンドの財産の保管・管理、委託会社からの指図の実行等

（4）【その他の手数料等】

①ファンドにおいて一部解約に伴う支払資金の手当て等を目的として資金借入れの指図を行なった場合、当該借入金の利息はファンドから支払われます。

②ファンドに関する租税、信託事務の処理に要する諸費用および受託者の立替えた立替金の利息等は、受益者の負担とし、ファンドから支払われます。

③ファンドに関する組入有価証券の売買の際に発生する売買委託手数料、売買委託手数料に係る消費税等に相当する金額、先物取引・オプション取引等に要する費用、外貨建資産の保管等に要する費用はファンドから支払われます。また、ファンドが投資するマザーファンドに関する有価証券の貸付に係る事務の処理に要する費用が、ファンドから実質的に支払われます。

④監査法人等に支払うファンドの監査に係る費用および当該監査費用に係る消費税等に相当する金額は、信託報酬支払いのときにファンドから支払われます。

＊これらの費用等の中には、運用状況等により変動するものがあり、事前に料率、上限額等を表示することができないものがあります。

（５）【課税上の取扱い】

課税上は、株式投資信託として取扱われます。

◆受益者が確定拠出年金法に規定する資産管理機関および国民年金基金連合会等の場合は、所得税、復興特別所得税および地方税がかかりません。

なお、上記以外の受益者(法人)の場合の課税の取扱いは以下の通りです。

分配金のうち課税扱いとなる普通分配金ならびに換金(解約)時および償還時の個別元本超過額については、15.315％(国税(所得税及び復興特別所得税) 15.315％)の税率で源泉徴収※が行なわれます。なお、地方税の源泉徴収はありません。

※源泉税は所有期間に応じて法人税額から控除

税金の取扱いの詳細については税務専門家等にご確認されることをお勧めします。

■個別元本について■

◆追加型投資信託を保有する受益者毎の取得元本をいいます。

◆受益者が同一ファンドの受益権を複数回取得した場合や受益者が元本払戻金（特別分配金）を受け取った場合などには、当該受益者の個別元本が変わりますので、詳しくは販売会社へお問い合わせください。

■換金（解約）時および償還時の課税について■

◆換金（解約）時および償還時の個別元本超過額が課税対象となります。

詳しくは販売会社にお問い合わせください。

■分配金の課税について■

◆分配金には、課税扱いとなる「普通分配金」と、非課税扱いとなる「元本払戻金（特別分配金)」(受益者毎の元本の一部払戻しに相当する部分）があります。

①分配金落ち後の基準価額が受益者の個別元本と同額の場合または受益者の個別元本を上回っている場合には分配金の全額が普通分配金となります。	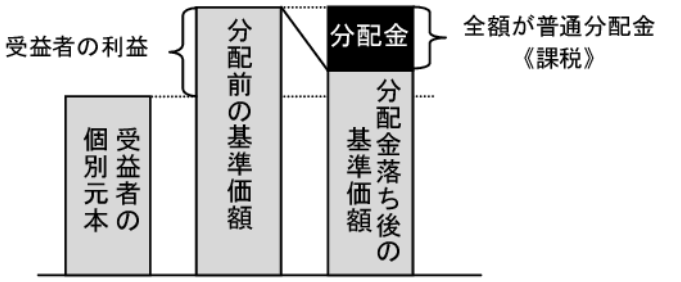
②分配金落ち後の基準価額が受益者の個別元本を下回っている場合には、その下回る部分の額が元本払戻金（特別分配金）となり、分配金から元本払戻金（特別分配金）を控除した額が普通分配金となります。なお、受益者が元本払戻金（特別分配金）を受け取った場合、分配金発生時にその個別元本から元本払戻金（特別分配金）を控除した額が、その後の受益者の個別元本となります。	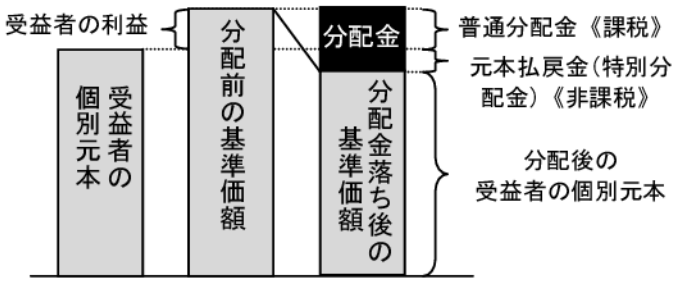

※上図はあくまでもイメージ図であり、個別元本や基準価額、分配金の各水準等を示唆するものではありません。

＊外貨建資産への投資により外国税額控除の適用となった場合には、分配時の税金が上記と異なる場合があります。
＊上記は 2025 年 1 月末現在の情報に基づくものですので、税法が改正された場合等には、内容が変更される場合があります。

（参考情報）ファンドの総経費率

（単位：%）

	総経費率（①＋②）	①運用管理費用の比率	②その他費用の比率
ファンド	0.26	0.25	0.01

（2023年6月29日～2024年6月28日）

＊総経費率の算出にあたっては、作成期中の運用・管理にかかった費用の総額（原則として、募集手数料、売買委託手数料及び有価証券取引税を除く。消費税等のかかるものは消費税等を含む。）を作成期中の平均受益権口数に作成期中の平均基準価額（1口当たり）を乗じた数で除しています。
＊交付運用報告書に記載している1万口当たりの費用明細において用いた簡便法により算出したものです。
＊各費用は、原則として、募集手数料、売買委託手数料および有価証券取引税を含みません。
＊各比率は、年率換算した値です。
＊マザーファンドが支払った費用を含みます。
＊その他費用には、外貨建資産の保管等に要する費用、監査法人等に支払うファンドの監査に係る費用、信託事務の処理に要するその他の諸費用等が含まれます。
＊その他費用には、有価証券の貸付に係る事務の処理に要する費用が含まれる場合があります。
＊上記の前提条件で算出したものです。このため、これらの値はあくまでも参考であり、実際に発生した費用の比率とは異なります。
＊最新の詳細費用につきましては、委託会社ホームページに掲載している交付運用報告書をご覧ください。

５【運用状況】

以下は 2025 年 1 月 31 日現在の運用状況であります。
また、投資比率とはファンドの純資産総額に対する当該資産の時価比率をいいます。

（１）【投資状況】

マイターゲット２０３５（確定拠出年金向け）

資産の種類	国／地域	時価合計（円）	投資比率（%）
親投資信託受益証券	日本	14,753,998,906	99.90
現金・預金・その他資産（負債控除後）	―	14,763,253	0.09
合計（純資産総額）		14,768,762,159	100.00

（参考）国内株式マザーファンド

資産の種類	国／地域	時価合計（円）	投資比率（%）
株式	日本	774,917,851,980	98.79
現金・預金・その他資産（負債控除後）	―	9,470,092,305	1.20
合計（純資産総額）		784,387,944,285	100.00

その他の資産の投資状況

※その他の資産として、下記の通り先物取引を利用しています。
　評価にあたっては知りうる直近の日の主たる取引所の発表する清算値段又は最終相場で評価しております。

資産の種類	建別	国／地域	時価合計（円）	投資比率（%）
株価指数先物取引	買建	日本	8,875,380,000	1.13

（参考）外国株式ＭＳＣＩ－ＫＯＫＵＳＡＩマザーファンド

資産の種類	国／地域	時価合計（円）	投資比率（%）
株式	アメリカ	2,202,150,429,910	75.30
	カナダ	90,686,818,828	3.10
	ドイツ	67,689,316,815	2.31
	イタリア	20,144,835,807	0.68
	フランス	78,346,619,514	2.67
	オランダ	33,608,881,116	1.14
	スペイン	19,209,810,586	0.65
	ベルギー	5,041,915,337	0.17
	オーストリア	1,314,915,919	0.04
	ルクセンブルグ	438,058,619	0.01
	フィンランド	7,109,141,740	0.24
	アイルランド	1,995,503,804	0.06
	ポルトガル	1,086,850,538	0.03
	スイス	776,189,867	0.02
	ジャージー	205,753,105	0.00
	イギリス	104,528,216,834	3.57
	スイス	69,552,586,249	2.37
	スウェーデン	22,684,839,646	0.77
	ノルウェー	4,232,841,479	0.14
	デンマーク	19,143,727,456	0.65
	オーストラリア	48,682,566,649	1.66
	ニュージーランド	1,399,666,814	0.04

	香港	11,931,662,034	0.40
	シンガポール	8,703,905,710	0.29
	イスラエル	3,280,809,034	0.11
	小計	2,823,945,863,410	96.56
新株予約権証券	カナダ	0	0.00
投資証券	アメリカ	44,697,553,838	1.52
	カナダ	90,279,027	0.00
	フランス	976,962,831	0.03
	ベルギー	149,231,016	0.00
	イギリス	681,882,351	0.02
	オーストラリア	3,054,262,890	0.10
	香港	438,993,180	0.01
	シンガポール	657,030,863	0.02
	小計	50,746,195,996	1.73
現金・預金・その他資産（負債控除後）	―	49,652,923,845	1.69
合計（純資産総額）		2,924,344,983,251	100.00

その他の資産の投資状況

※その他の資産として、下記の通り先物取引を利用しています。
　評価にあたっては知りうる直近の日の主たる取引所の発表する清算値段又は最終相場で評価しております。

資産の種類	建別	国／地域	時価合計（円）	投資比率（%）
株価指数先物取引	買建	アメリカ	38,571,098,892	1.31
	買建	カナダ	1,560,568,354	0.05
	買建	ドイツ	4,095,010,683	0.14
	買建	イギリス	1,804,423,967	0.06
	買建	スイス	1,194,537,684	0.04
	買建	オーストラリア	892,166,220	0.03

（参考）国内債券ＮＯＭＵＲＡ－ＢＰＩ総合　マザーファンド

資産の種類	国／地域	時価合計（円）	投資比率（%）
国債証券	日本	1,023,658,638,200	83.99
地方債証券	日本	59,476,326,782	4.88
特殊債券	日本	72,827,770,441	5.97
社債券	日本	55,574,699,700	4.55
現金・預金・その他資産（負債控除後）	―	7,232,038,488	0.59
合計（純資産総額）		1,218,769,473,611	100.00

（参考）外国債券マザーファンド

資産の種類	国／地域	時価合計（円）	投資比率（%）
国債証券	アメリカ	464,713,267,752	47.08
	カナダ	19,059,811,425	1.93
	メキシコ	7,435,805,453	0.75

	ドイツ	44,641,656,584	4.52
	イタリア	85,421,393,588	8.65
	フランス	59,360,943,274	6.01
	オランダ	10,690,722,873	1.08
	スペイン	50,319,055,411	5.09
	ベルギー	14,186,462,836	1.43
	オーストリア	9,037,728,873	0.91
	フィンランド	4,199,263,636	0.42
	アイルランド	4,078,848,747	0.41
	ポルトガル	3,826,640,458	0.38
	イギリス	50,141,544,254	5.08
	スウェーデン	1,621,228,583	0.16
	ノルウェー	1,494,139,611	0.15
	デンマーク	2,137,775,442	0.21
	ポーランド	5,373,431,519	0.54
	オーストラリア	11,833,841,915	1.19
	ニュージーランド	2,644,441,896	0.26
	シンガポール	3,758,399,601	0.38
	マレーシア	5,012,992,281	0.50
	中国	111,098,929,280	11.25
	イスラエル	3,384,337,762	0.34
	小計	975,472,663,054	98.83
現金・預金・その他資産（負債控除後）	—	11,484,509,678	1.16
合計（純資産総額）		986,957,172,732	100.00

（２）【投資資産】

①【投資有価証券の主要銘柄】

マイターゲット２０３５（確定拠出年金向け）

順位	国／地域	種類	銘柄名	数量	簿価単価(円)	簿価金額(円)	評価単価(円)	評価金額(円)	投資比率(%)
1	日本	親投資信託受益証券	国内債券ＮＯＭＵＲＡ－ＢＰＩ総合　マザーファンド	5,403,581,466	1.2285	6,638,299,831	1.2203	6,593,990,462	44.64
2	日本	親投資信託受益証券	国内株式マザーファンド	1,255,841,484	3.1500	3,955,900,675	3.1803	3,993,952,671	27.04
3	日本	親投資信託受益証券	外国株式ＭＳＣＩ－ＫＯＫＵＳＡＩマザーファンド	313,153,455	7.4160	2,322,346,023	7.8781	2,467,054,233	16.70
4	日本	親投資信託受益証券	外国債券マザーファンド	562,099,365	3.0952	1,739,809,955	3.0226	1,699,001,540	11.50

種類別及び業種別投資比率

種類	投資比率(%)
親投資信託受益証券	99.90
合　　計	99.90

（参考）国内株式マザーファンド

順位	国／地域	種類	銘柄名	業種	数量	簿価単価(円)	簿価金額(円)	評価単価(円)	評価金額(円)	投資比率(%)
1	日本	株式	トヨタ自動車	輸送用機器	10,351,800	3,354.82	34,728,433,355	2,973.50	30,781,077,300	3.92
2	日本	株式	三菱ＵＦＪフィナンシャル・グループ	銀行業	12,302,900	1,594.24	19,613,894,624	1,978.50	24,341,287,650	3.10
3	日本	株式	ソニーグループ	電気機器	6,717,500	2,385.24	16,022,849,700	3,440.00	23,108,200,000	2.94
4	日本	株式	日立製作所	電気機器	5,064,600	3,013.27	15,261,044,594	3,946.00	19,984,911,600	2.54
5	日本	株式	リクルートホールディングス	サービス業	1,561,900	7,288.13	11,383,335,775	10,930.00	17,071,567,000	2.17
6	日本	株式	三井住友フィナンシャルグループ	銀行業	4,001,000	3,030.63	12,125,556,780	3,868.00	15,475,868,000	1.97
7	日本	株式	キーエンス	電気機器	194,800	69,697.36	13,577,046,995	67,250.00	13,100,300,000	1.67
8	日本	株式	任天堂	その他製品	1,229,400	7,890.26	9,700,287,336	10,230.00	12,576,762,000	1.60
9	日本	株式	みずほフィナンシャルグループ	銀行業	2,588,700	3,080.06	7,973,358,400	4,307.00	11,149,530,900	1.42
10	日本	株式	東京エレクトロン	電気機器	412,100	34,124.98	14,062,904,264	26,205.00	10,799,080,500	1.37
11	日本	株式	伊藤忠商事	卸売業	1,385,000	7,259.27	10,054,092,144	7,183.00	9,948,455,000	1.26
12	日本	株式	東京海上ホールディングス	保険業	1,872,500	5,137.74	9,620,419,502	5,160.00	9,662,100,000	1.23
13	日本	株式	三菱商事	卸売業	3,807,900	3,325.92	12,664,783,553	2,489.50	9,479,767,050	1.20
14	日本	株式	三井物産	卸売業	3,027,200	3,858.53	11,680,542,386	3,086.00	9,341,939,200	1.19
15	日本	株式	ソフトバンクグループ	情報・通信業	963,400	7,966.55	7,674,975,550	9,411.00	9,066,557,400	1.15
16	日本	株式	日本電信電話	情報・通信業	58,094,200	161.04	9,356,035,324	152.70	8,870,984,340	1.13
17	日本	株式	信越化学工業	化学	1,734,600	5,805.70	10,070,567,220	4,877.00	8,459,644,200	1.07
18	日本	株式	ＨＯＹＡ	精密機器	380,500	18,219.05	6,932,349,527	20,975.00	7,980,987,500	1.01
19	日本	株式	三菱重工業	機械	3,439,400	1,341.13	4,612,690,286	2,296.00	7,896,862,400	1.00
20	日本	株式	第一三共	医薬品	1,843,200	5,344.09	9,850,235,525	4,277.00	7,883,366,400	1.00
21	日本	株式	ＫＤＤＩ	情報・通信業	1,436,500	4,343.31	6,239,171,385	5,186.00	7,449,689,000	0.94
22	日本	株式	武田薬品工業	医薬品	1,737,800	4,129.77	7,176,724,256	4,209.00	7,314,400,200	0.93
23	日本	株式	本田技研工業	輸送用機器	4,613,900	1,711.15	7,895,100,004	1,478.50	6,821,651,150	0.86
24	日本	株式	ソフトバンク	情報・通信業	31,263,400	195.02	6,097,147,367	200.20	6,258,932,680	0.79
25	日本	株式	ファーストリテイリング	小売業	115,900	41,128.69	4,766,815,987	51,030.00	5,914,377,000	0.75
26	日本	株式	セブン＆アイ・ホールディングス	小売業	2,276,000	2,046.85	4,658,647,346	2,469.50	5,620,582,000	0.71
27	日本	株式	富士通	電気機器	1,809,800	2,376.66	4,301,296,682	3,018.00	5,461,976,400	0.69
28	日本	株式	アドバンテスト	電気機器	613,700	5,546.68	3,404,002,440	8,659.00	5,314,028,300	0.67
29	日本	株式	三菱電機	電気機器	2,000,500	2,744.36	5,490,108,620	2,571.50	5,144,285,750	0.65
30	日本	株式	キヤノン	電気機器	971,300	4,410.45	4,283,871,458	5,018.00	4,873,983,400	0.62

種類別及び業種別投資比率

種類	国内／国外	業種	投資比率(%)
株式	国内	水産・農林業	0.07
		鉱業	0.23
		建設業	2.09

		食料品	2.91
		繊維製品	0.41
		パルプ・紙	0.13
		化学	4.89
		医薬品	4.20
		石油・石炭製品	0.52
		ゴム製品	0.58
		ガラス・土石製品	0.62
		鉄鋼	0.82
		非鉄金属	0.82
		金属製品	0.49
		機械	5.54
		電気機器	17.58
		輸送用機器	7.48
		精密機器	2.41
		その他製品	2.81
		電気・ガス業	1.17
		陸運業	2.24
		海運業	0.63
		空運業	0.34
		倉庫・運輸関連業	0.13
		情報・通信業	7.50
		卸売業	6.41
		小売業	4.52
		銀行業	8.97
		証券、商品先物取引業	0.94
		保険業	3.11
		その他金融業	1.14
		不動産業	1.82
		サービス業	5.12
合　　計			98.79

（参考）外国株式ＭＳＣＩ－ＫＯＫＵＳＡＩマザーファンド

順位	国／地域	種類	銘柄名	業種	数量	簿価単価(円)	簿価金額(円)	評価単価(円)	評価金額(円)	投資比率(%)
1	アメリカ	株式	APPLE INC	コンピュータ・周辺機器	4,119,100	27,491.07	113,238,486,053	36,691.02	151,133,995,723	5.16
2	アメリカ	株式	NVIDIA CORP	半導体・半導体製造装置	6,645,700	14,379.31	95,560,601,869	19,249.69	127,927,727,967	4.37
3	アメリカ	株式	MICROSOFT CORP	ソフトウェア	1,913,100	65,076.52	124,497,897,918	64,086.90	122,604,659,295	4.19
4	アメリカ	株式	AMAZON.COM INC	大規模小	2,559,100	28,000.41	71,655,855,466	36,235.45	92,730,153,402	3.17

				売り						
5	アメリカ	株式	META PLATFORMS INC-CLASS A	インタラクティブ・メディアおよびサービス	592,100	75,659.76	44,798,148,237	106,093.41	62,817,908,061	2.14
6	アメリカ	株式	ALPHABET INC-CL A	インタラクティブ・メディアおよびサービス	1,587,300	23,645.73	37,532,880,567	31,020.35	49,238,608,063	1.68
7	アメリカ	株式	TESLA INC	自動車	778,900	28,240.77	21,996,742,971	61,815.24	48,147,890,748	1.64
8	アメリカ	株式	ALPHABET INC-CL C	インタラクティブ・メディアおよびサービス	1,361,800	23,842.96	32,469,349,706	31,292.15	42,613,651,096	1.45
9	アメリカ	株式	BROADCOM INC	半導体・半導体製造装置	1,202,070	21,060.42	25,316,104,846	33,304.37	40,034,188,614	1.36
10	アメリカ	株式	JPMORGAN CHASE & CO	銀行	770,800	31,134.08	23,998,152,059	41,422.75	31,928,662,560	1.09
11	アメリカ	株式	ELI LILLY & CO.	医薬品	218,900	121,274.32	26,546,949,234	127,131.40	27,829,065,408	0.95
12	アメリカ	株式	BERKSHIRE HATHAWAY INC CL B	金融サービス	359,000	65,325.74	23,451,940,873	72,945.01	26,187,258,770	0.89
13	アメリカ	株式	VISA INC-CLASS A SHARES	金融サービス	452,600	43,415.21	19,649,726,712	52,977.21	23,977,485,925	0.81
14	アメリカ	株式	UNITEDHEALTH GROUP INC	ヘルスケア・プロバイダー/ヘルスケア・サービス	250,170	77,200.02	19,313,131,309	84,252.37	21,077,416,679	0.72
15	アメリカ	株式	EXXON MOBIL CORP	石油・ガス・消耗燃料	1,203,689	17,878.76	21,520,478,407	16,920.89	20,367,495,302	0.69
16	アメリカ	株式	MASTERCARD INC	金融サービス	223,500	74,288.55	16,603,491,799	87,408.92	19,535,894,581	0.66
17	アメリカ	株式	WALMART INC	生活必需品流通・小売り	1,197,800	9,503.18	11,382,915,416	15,234.51	18,247,907,457	0.62
18	アメリカ	株式	COSTCO WHOLESALE CORPORATION	生活必需品流通・小売り	120,040	115,124.60	13,819,558,146	151,188.51	18,148,669,257	0.62
19	アメリカ	株式	NETFLIX INC	娯楽	116,300	95,091.11	11,059,097,232	150,297.45	17,479,593,807	0.59
20	アメリカ	株式	HOME DEPOT	専門小売り	269,100	58,974.67	15,870,084,976	64,011.23	17,225,423,338	0.58
21	アメリカ	株式	PROCTER & GAMBLE CO	家庭用品	636,600	25,141.71	16,005,216,679	25,853.12	16,458,100,203	0.56
22	アメリカ	株式	JOHNSON & JOHNSON	医薬品	652,146	24,379.00	15,898,669,086	23,607.71	15,395,676,319	0.52
23	アメリカ	株式	SALESFORCE INC	ソフトウェア	259,040	45,999.51	11,915,713,180	53,057.51	13,744,018,712	0.46
24	アメリカ	株式	BANK OF AMERICA CORP	銀行	1,892,000	5,892.37	11,148,370,875	7,214.96	13,650,722,483	0.46
25	アメリカ	株式	ABBVIE INC	バイオテクノロジー	478,500	28,084.89	13,438,622,867	27,125.62	12,979,613,716	0.44
26	オランダ	株式	ASML HOLDING NV	半導体・半導体製造装置	108,260	141,837.09	15,355,283,960	113,326.41	12,268,717,363	0.41
27	ドイツ	株式	SAP SE	ソフトウェア	282,900	29,219.06	8,266,073,268	42,984.49	12,160,314,484	0.41
28	アメリカ	株式	ORACLE CORPORATION	ソフトウェア	450,400	19,728.46	8,885,699,831	26,311.78	11,850,827,243	0.40

29	アメリカ	株式	CHEVRON CORP	石油・ガス・消耗燃料	470,700	24,275.48	11,426,470,285	24,140.49	11,362,932,220	0.38
30	デンマーク	株式	NOVO NORDISK A/S-B	医薬品	872,700	18,883.00	16,479,201,504	12,973.51	11,321,984,795	0.38

種類別及び業種別投資比率

種類	国内／国外	業種	投資比率(%)
株式	国外	インタラクティブ・メディアおよびサービス	5.40
		メディア	0.45
		娯楽	1.37
		不動産管理・開発	0.27
		エネルギー設備・サービス	0.19
		石油・ガス・消耗燃料	3.66
		化学	1.51
		建設資材	0.32
		容器・包装	0.19
		金属・鉱業	1.08
		紙製品・林産品	0.06
		航空宇宙・防衛	2.06
		建設関連製品	0.60
		建設・土木	0.30
		電気設備	1.10
		コングロマリット	0.64
		機械	1.76
		商社・流通業	0.44
		商業サービス・用品	0.60
		航空貨物・物流サービス	0.36
		旅客航空輸送	0.04
		海上運輸	0.03
		陸上運輸	0.88
		運送インフラ	0.08
		自動車用部品	0.08
		自動車	2.08
		家庭用耐久財	0.26
		繊維・アパレル・贅沢品	0.97
		ホテル・レストラン・レジャー	1.94
		販売	0.06
		大規模小売り	3.57
		専門小売り	1.63
		生活必需品流通・小売り	1.84
		飲料	1.14
		食品	0.95
		タバコ	0.56

		家庭用品	0.91
		パーソナルケア用品	0.49
		ヘルスケア機器・用品	2.17
		ヘルスケア・プロバイダー/ヘルスケア・サービス	1.66
		バイオテクノロジー	1.51
		医薬品	4.17
		銀行	5.87
		金融サービス	3.30
		保険	2.95
		情報技術サービス	1.43
		ソフトウェア	8.52
		通信機器	0.74
		コンピュータ・周辺機器	5.47
		電子装置・機器・部品	0.49
		半導体・半導体製造装置	8.46
		各種電気通信サービス	0.89
		無線通信サービス	0.22
		電力	1.52
		ガス	0.07
		総合公益事業	0.66
		水道	0.07
		消費者金融	0.49
		資本市場	3.61
		各種消費者サービス	0.01
		独立系発電事業者・エネルギー販売業者	0.15
		ヘルスケア・テクノロジー	0.06
		ライフサイエンス・ツール/サービス	0.98
		専門サービス	0.93
		その他の業種	0.00
新株予約権証券	—	—	0.00
投資証券	—	—	1.73
合　　計			98.30

（参考）国内債券ＮＯＭＵＲＡ－ＢＰＩ総合　マザーファンド

順位	国／地域	種類	銘柄名	数量	簿価単価（円）	簿価金額（円）	評価単価（円）	評価金額（円）	利率（%）	償還期限	投資比率（%）
1	日本	国債証券	国庫債券　利付（１０年）第３７１回	25,000,000,000	96.83	24,209,555,000	94.48	23,621,500,000	0.4	2033/6/20	1.93
2	日本	国債証券	国庫債券　利付（１０年）第３７０回	24,000,000,000	97.66	23,440,755,000	95.59	22,943,280,000	0.5	2033/3/20	1.88
3	日本	国債証券	国庫債券　利付	20,000,000,000	99.70	19,940,050,000	99.62	19,925,000,000	0.3	2026/5/1	1.63

			（２年）第４６０回								
4	日本	国債証券	国庫債券　利付（５年）第１５７回	19,000,000,000	99.38	18,884,040,000	98.26	18,669,590,000	0.2	2028/3/20	1.53
5	日本	国債証券	国庫債券　利付（５年）第１６３回	17,000,000,000	100.25	17,043,680,000	98.53	16,751,290,000	0.4	2028/9/20	1.37
6	日本	国債証券	国庫債券　利付（５年）第１６２回	14,500,000,000	99.78	14,468,640,000	98.18	14,236,825,000	0.3	2028/9/20	1.16
7	日本	国債証券	国庫債券　利付（１０年）第３５６回	14,000,000,000	97.80	13,693,080,000	96.44	13,502,440,000	0.1	2029/9/20	1.10
8	日本	国債証券	国庫債券　利付（１０年）第３４３回	13,000,000,000	99.61	12,950,530,000	99.27	12,905,100,000	0.1	2026/6/20	1.05
9	日本	国債証券	国庫債券　利付（１０年）第３７２回	13,000,000,000	100.77	13,101,330,000	97.40	12,662,650,000	0.8	2033/9/20	1.03
10	日本	国債証券	国庫債券　利付（１０年）第３６０回	13,000,000,000	97.77	12,710,100,000	95.58	12,426,310,000	0.1	2030/9/20	1.01
11	日本	国債証券	国庫債券　利付（５年）第１６８回	12,500,000,000	99.92	12,491,045,000	98.96	12,370,500,000	0.6	2029/3/20	1.01
12	日本	国債証券	国庫債券　利付（２０年）第１６７回	13,600,000,000	89.66	12,193,764,000	86.62	11,780,728,000	0.5	2038/12/20	0.96
13	日本	国債証券	国庫債券　利付（１０年）第３５０回	11,650,000,000	99.27	11,565,421,000	97.95	11,411,874,000	0.1	2028/3/20	0.93
14	日本	国債証券	国庫債券　利付（５年）第１４８回	11,500,000,000	99.46	11,439,035,000	99.14	11,401,215,000	0.005	2026/6/20	0.93
15	日本	国債証券	国庫債券　利付（１０年）第３６９回	11,000,000,000	98.53	10,838,560,000	95.89	10,548,340,000	0.5	2032/12/20	0.86
16	日本	国債証券	国庫債券　利付（２０年）第１８９回	10,500,000,000	102.05	10,716,083,000	99.57	10,455,480,000	1.9	2044/6/20	0.85
17	日本	国債証券	国庫債券　利付（２０年）第１６６回	11,500,000,000	91.88	10,567,045,000	89.48	10,290,200,000	0.7	2038/9/20	0.84
18	日本	国債証券	国庫債券　利付（２０年）第１５３回	10,000,000,000	103.35	10,335,755,000	100.13	10,013,700,000	1.3	2035/6/20	0.82
19	日本	国債証券	国庫債券　利付（２年）第４５８回	10,000,000,000	99.82	9,982,650,000	99.60	9,960,000,000	0.2	2026/3/1	0.81
20	日本	国債証券	国庫債券　利付（５年）第１５４回	10,000,000,000	99.51	9,951,800,000	98.36	9,836,300,000	0.1	2027/9/20	0.80
21	日本	国債証券	国庫債券　利付（１０年）第３４８回	10,000,000,000	99.51	9,951,800,000	98.36	9,836,300,000	0.1	2027/9/20	0.80
22	日本	国債証券	国庫債券　利付（５年）第１６５回	10,000,000,000	99.69	9,969,800,000	97.97	9,797,200,000	0.3	2028/12/20	0.80
23	日本	国債証券	国庫債券　利付（１０年）第３７４回	10,000,000,000	99.18	9,918,560,000	96.87	9,687,000,000	0.8	2034/3/20	0.79
24	日本	国債証券	国庫債券　利付（１０年）第３７３回	10,000,000,000	98.73	9,873,090,000	95.45	9,545,400,000	0.6	2033/12/20	0.78
25	日本	国債証券	国庫債券　ＣＴ	9,500,000,000	100.27	9,526,090,000	98.27	9,336,030,000	1	2034/3/20	0.76

			利付（１０年）第２回								
26	日本	国債証券	国庫債券　利付（１０年）第３６５回	9,500,000,000	96.56	9,173,295,000	94.23	8,952,705,000	0.1	2031/12/20	0.73
27	日本	国債証券	国庫債券　利付（５年）第１７４回	9,000,000,000	99.90	8,991,780,000	99.13	8,921,970,000	0.7	2029/9/20	0.73
28	日本	国債証券	国庫債券　利付（５年）第１７３回	9,000,000,000	99.99	8,999,520,000	98.68	8,882,010,000	0.6	2029/9/20	0.72
29	日本	国債証券	国庫債券　利付（１０年）第３４７回	9,000,000,000	99.61	8,964,900,000	98.55	8,869,680,000	0.1	2027/6/20	0.72
30	日本	国債証券	国庫債券　利付（３０年）第８３回	9,000,000,000	100.69	9,062,329,000	98.33	8,849,970,000	2.2	2054/6/20	0.72

種類別及び業種別投資比率

種類	投資比率(%)
国債証券	83.99
地方債証券	4.88
特殊債券	5.97
社債券	4.55
合　　計	99.40

（参考）外国債券マザーファンド

順位	国／地域	種類	銘柄名	数量	簿価単価(円)	簿価金額(円)	評価単価(円)	評価金額(円)	利率(%)	償還期限	投資比率(%)
1	中国	国債証券	CHINA GOVERNMENT BOND	483,800,000	2,139.00	10,348,491,728	2,156.86	10,434,890,210	1.85	2027/5/15	1.05
2	アメリカ	国債証券	US TREASURY N/B	67,000,000	15,578.62	10,437,678,157	15,572.09	10,433,302,089	4.875	2026/5/31	1.05
3	アメリカ	国債証券	US TREASURY N/B	74,500,000	13,625.35	10,150,892,380	13,775.93	10,263,074,525	2.75	2032/8/15	1.03
4	アメリカ	国債証券	US TREASURY N/B	68,450,000	14,572.69	9,975,010,187	14,612.33	10,002,143,258	1.25	2026/12/31	1.01
5	アメリカ	国債証券	US TREASURY N/B	70,300,000	13,795.23	9,698,050,619	14,009.99	9,849,028,384	1.25	2028/5/31	0.99
6	アメリカ	国債証券	US TREASURY N/B	66,900,000	13,760.48	9,205,767,086	13,814.84	9,242,134,076	1	2028/7/31	0.93
7	アメリカ	国債証券	US TREASURY N/B	60,700,000	14,471.66	8,784,301,159	14,860.26	9,020,182,470	2	2026/11/15	0.91
8	アメリカ	国債証券	US TREASURY N/B	64,230,000	13,801.27	8,864,559,761	13,951.48	8,961,037,292	2.875	2032/5/15	0.90
9	アメリカ	国債証券	US TREASURY N/B	63,100,000	13,802.17	8,709,174,877	14,183.12	8,949,553,534	0.5	2027/5/31	0.90
10	アメリカ	国債証券	US TREASURY N/B	63,100,000	13,610.95	8,588,510,791	14,067.90	8,876,850,548	1.125	2028/2/29	0.89
11	アメリカ	国債証券	US TREASURY N/B	58,600,000	14,792.84	8,668,609,924	14,779.13	8,660,571,166	1.625	2026/10/31	0.87
12	スペイン	国債証券	BONOS Y OBLIG DEL ESTADO	51,400,000	16,431.06	8,445,566,842	16,614.17	8,539,687,482	3.5	2029/5/31	0.86
13	アメリカ	国債証券	US TREASURY N/B	57,150,000	15,140.35	8,652,711,937	14,865.09	8,495,400,991	4	2034/2/15	0.86
14	アメリカ	国債証券	US TREASURY N/B	58,950,000	13,754.82	8,108,468,578	13,973.20	8,237,201,471	1.25	2028/6/30	0.83

15	アメリカ	国債証券	US TREASURY N/B	55,400,000	14,724.44	8,157,341,423	14,789.08	8,193,152,922	2.875	2028/5/15	0.83
16	アメリカ	国債証券	US TREASURY N/B	55,100,000	14,533.28	8,007,842,562	14,838.30	8,175,905,849	0.5	2026/2/28	0.82
17	フランス	国債証券	FRANCE GOVERNMENT O.A.T	45,250,000	18,507.75	8,374,756,901	18,054.12	8,169,489,743	4.75	2035/4/25	0.82
18	フランス	国債証券	FRANCE GOVERNMENT O.A.T	44,550,000	18,057.09	8,044,433,742	17,782.32	7,922,023,738	5.5	2029/4/25	0.80
19	イタリア	国債証券	BUONI POLIENNALI DEL TES	42,000,000	18,589.12	7,807,431,043	18,726.84	7,865,273,136	5.75	2033/2/1	0.79
20	アメリカ	国債証券	US TREASURY N/B	61,100,000	12,486.46	7,629,229,137	12,750.12	7,790,327,521	0.625	2030/5/15	0.78
21	アメリカ	国債証券	US TREASURY N/B	50,000,000	15,069.89	7,534,947,016	15,208.33	7,604,168,719	4	2030/2/28	0.77
22	アメリカ	国債証券	US TREASURY N/B	50,950,000	15,186.12	7,737,330,522	14,779.13	7,529,967,592	3.875	2033/8/15	0.76
23	フランス	国債証券	FRANCE GOVERNMENT O.A.T	38,550,000	19,374.69	7,468,944,999	18,988.84	7,320,199,741	5.75	2032/10/25	0.74
24	イタリア	国債証券	BUONI POLIENNALI DEL TES	44,600,000	16,092.65	7,177,325,529	16,180.32	7,216,424,504	3.2	2026/1/28	0.73
25	アメリカ	国債証券	US TREASURY N/B	48,400,000	14,318.55	6,930,181,376	14,782.14	7,154,559,487	1.375	2026/8/31	0.72
26	スペイン	国債証券	SPANISH GOVERNMENT	37,250,000	19,073.21	7,104,773,854	19,110.10	7,118,512,697	5.75	2032/7/30	0.72
27	アメリカ	国債証券	US TREASURY N/B	47,400,000	14,770.38	7,001,162,379	14,932.95	7,078,222,026	3.625	2030/3/31	0.71
28	アメリカ	国債証券	US TREASURY N/B	48,100,000	14,402.62	6,927,661,024	14,440.71	6,945,982,586	3.5	2033/2/15	0.70
29	スペイン	国債証券	BONOS Y OBLIG DEL ESTADO	40,700,000	16,970.07	6,906,822,246	16,870.47	6,866,282,653	5.9	2026/7/30	0.69
30	アメリカ	国債証券	US TREASURY N/B	52,450,000	13,129.36	6,886,349,475	13,075.57	6,858,139,479	1.875	2032/2/15	0.69

種類別及び業種別投資比率

種類	投資比率(%)
国債証券	98.83
合　　計	98.83

②【投資不動産物件】

マイターゲット２０３５（確定拠出年金向け）

該当事項はありません。

（参考）国内株式マザーファンド

該当事項はありません。

（参考）外国株式ＭＳＣＩ－ＫＯＫＵＳＡＩマザーファンド

該当事項はありません。

（参考）国内債券ＮＯＭＵＲＡ－ＢＰＩ総合　マザーファンド

該当事項はありません。

（参考）外国債券マザーファンド

該当事項はありません。

③【その他投資資産の主要なもの】

マイターゲット２０３５（確定拠出年金向け）

該当事項はありません。

（参考）国内株式マザーファンド

その他の資産として、下記の通り先物取引を利用しています。
評価にあたっては知りうる直近の日の主たる取引所の発表する清算値段又は最終相場で評価しております。

種類	取引所	名称	買建／売建	枚数	通貨	帳簿価額（円）	評価額（円）	投資比率（%）
株価指数先物取引	大阪取引所	TOPIX 先物(2025 年 03 月限)	買建	318	日本円	8,712,945,016	8,875,380,000	1.13

（参考）外国株式ＭＳＣＩ－ＫＯＫＵＳＡＩマザーファンド

その他の資産として、下記の通り先物取引を利用しています。
評価にあたっては知りうる直近の日の主たる取引所の発表する清算値段又は最終相場で評価しております。

種類	国／地域	取引所	名称	買建／売建	枚数	通貨	帳簿価額	帳簿価額（円）	評価額	評価額（円）	投資比率（%）
株価指数先物取引	アメリカ	シカゴ マーカンタイル取引所	E-mini S&P500 株価指数先物(2025 年 03 月限)	買建	819	米ドル	246,809,187.5	38,114,742,821	249,764,287.5	38,571,098,892	1.31
	カナダ	モントリオール取引所	S&P TSX60 株価指数先物(2025 年 03 月限)	買建	47	カナダドル	14,163,440	1,508,264,738	14,654,600	1,560,568,354	0.05
	ドイツ	ユーレックス・ドイツ金融先物取引所	ユーロ 50 株価指数先物(2025 年 03 月限)	買建	482	ユーロ	24,440,330	3,919,251,318	25,536,360	4,095,010,683	0.14
	オーストラリア	シドニー先物取引所	SPI200 株価指数先物(2025 年 03 月限)	買建	44	豪ドル	9,145,750	876,803,056	9,306,000	892,166,220	0.03
	イギリス	ロンドン国際金融先物オプション取引所	FT100 株価指数先物(2025 年 03 月限)	買建	109	英ポンド	9,096,210	1,743,652,498	9,413,240	1,804,423,967	0.06
	スイス	ユーレックス・チューリッヒ取引所	SMI 株価指数先物(2025 年 03 月限)	買建	56	スイスフラン	6,686,760	1,134,007,631	7,043,680	1,194,537,684	0.04

（参考）国内債券ＮＯＭＵＲＡ－ＢＰＩ総合　マザーファンド

該当事項はありません。

（参考）外国債券マザーファンド

該当事項はありません。

（３）【運用実績】

①【純資産の推移】

マイターゲット２０３５（確定拠出年金向け）

2025年1月末日及び同日前1年以内における各月末並びに下記決算期末の純資産の推移は次の通りです。

	純資産総額（百万円）		1口当たり純資産額(円)	
	（分配落）	（分配付）	（分配落）	（分配付）
第1計算期間　(2018年 6月28日)	40	40	1.0095	1.0100
第2計算期間　(2019年 6月28日)	754	754	1.0070	1.0075
第3計算期間　(2020年 6月29日)	1,397	1,398	1.0180	1.0185
第4計算期間　(2021年 6月28日)	2,745	2,746	1.2048	1.2053
第5計算期間　(2022年 6月28日)	4,452	4,453	1.2090	1.2095
第6計算期間　(2023年 6月28日)	9,070	9,074	1.3420	1.3425
第7計算期間　(2024年 6月28日)	13,018	13,022	1.4994	1.4999
2024年 1月末日	11,041	—	1.4095	—
2月末日	11,452	—	1.4446	—
3月末日	11,977	—	1.4744	—
4月末日	12,103	—	1.4695	—
5月末日	12,508	—	1.4709	—
6月末日	13,018	—	1.4994	—
7月末日	13,069	—	1.4760	—
8月末日	13,154	—	1.4633	—
9月末日	13,438	—	1.4621	—
10月末日	13,908	—	1.4915	—
11月末日	14,041	—	1.4824	—
12月末日	14,605	—	1.5128	—
2025年 1月末日	14,768	—	1.5051	—

②【分配の推移】

マイターゲット２０３５（確定拠出年金向け）

	計算期間	1口当たりの分配金
第1計算期間	2018年 3月 9日～2018年 6月28日	0.0005円
第2計算期間	2018年 6月29日～2019年 6月28日	0.0005円
第3計算期間	2019年 6月29日～2020年 6月29日	0.0005円
第4計算期間	2020年 6月30日～2021年 6月28日	0.0005円
第5計算期間	2021年 6月29日～2022年 6月28日	0.0005円
第6計算期間	2022年 6月29日～2023年 6月28日	0.0005円
第7計算期間	2023年 6月29日～2024年 6月28日	0.0005円

③【収益率の推移】

マイターゲット２０３５（確定拠出年金向け）

	計算期間	収益率
第１計算期間	2018年 3月 9日～2018年 6月28日	1.0%
第２計算期間	2018年 6月29日～2019年 6月28日	△0.2%
第３計算期間	2019年 6月29日～2020年 6月29日	1.1%
第４計算期間	2020年 6月30日～2021年 6月28日	18.4%
第５計算期間	2021年 6月29日～2022年 6月28日	0.4%
第６計算期間	2022年 6月29日～2023年 6月28日	11.0%
第７計算期間	2023年 6月29日～2024年 6月28日	11.8%
第８期（中間期）	2024年 6月29日～2024年12月28日	1.2%

※各計算期間の収益率は、計算期間末の基準価額（分配付の額）から当該計算期間の直前の計算期間末の基準価額（分配落の額。以下「前期末基準価額」といいます。）を控除した額を前期末基準価額で除して得た数に100を乗じて得た数を記載しております。なお、小数点以下２桁目を四捨五入し、小数点以下１桁目まで表示しております。

（４）【設定及び解約の実績】

マイターゲット２０３５（確定拠出年金向け）

	計算期間	設定口数	解約口数	発行済み口数
第１計算期間	2018年 3月 9日～2018年 6月28日	40,393,551	163,041	40,230,510
第２計算期間	2018年 6月29日～2019年 6月28日	796,403,296	87,795,928	748,837,878
第３計算期間	2019年 6月29日～2020年 6月29日	773,170,759	149,268,859	1,372,739,778
第４計算期間	2020年 6月30日～2021年 6月28日	1,097,943,128	191,731,207	2,278,951,699
第５計算期間	2021年 6月29日～2022年 6月28日	1,729,701,663	326,059,333	3,682,594,029
第６計算期間	2022年 6月29日～2023年 6月28日	3,564,981,228	488,502,168	6,759,073,089
第７計算期間	2023年 6月29日～2024年 6月28日	2,802,883,194	879,334,276	8,682,622,007
第８期（中間期）	2024年 6月29日～2024年12月28日	1,364,535,065	466,252,322	9,580,904,750

※本邦外における設定及び解約の実績はありません。

≪参考情報≫

運用実績（2025年1月31日現在）

基準価額・純資産の推移（日次：設定来）

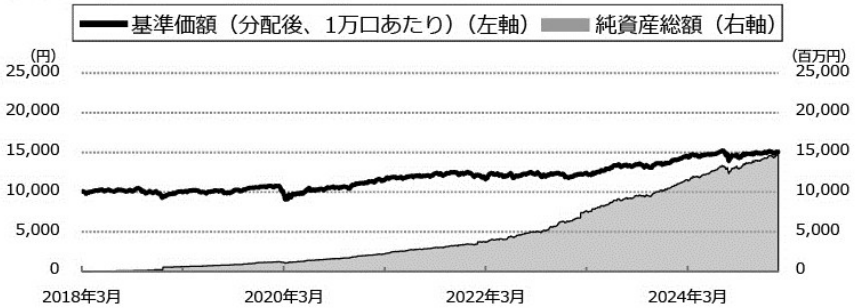

分配の推移

（1万口あたり、課税前）

2024年6月	5　円
2023年6月	5　円
2022年6月	5　円
2021年6月	5　円
2020年6月	5　円
設定来累計	35　円

主要な資産の状況

銘柄別投資比率（上位）

順位	銘柄	投資比率(%)
1	国内債券ＮＯＭＵＲＡ－ＢＰＩ総合　マザーファンド	44.6
2	国内株式マザーファンド	27.0
3	外国株式ＭＳＣＩ－ＫＯＫＵＳＡＩマザーファンド	16.7
4	外国債券マザーファンド	11.5

実質的な銘柄別投資比率（上位）

・「国内株式マザーファンド」を通じての投資銘柄

順位	銘柄	業種	投資比率（%）
1	トヨタ自動車	輸送用機器	1.1
2	三菱ＵＦＪフィナンシャル・グループ	銀行業	0.8
3	ソニーグループ	電気機器	0.8
4	日立製作所	電気機器	0.7
5	リクルートホールディングス	サービス業	0.6

・「外国株式MSCI－KOKUSAIマザーファンド」を通じての投資銘柄

順位	銘柄	業種	投資比率（%）
1	APPLE INC	コンピュータ・周辺機器	0.9
2	NVIDIA CORP	半導体・半導体製造装置	0.7
3	MICROSOFT CORP	ソフトウェア	0.7
4	AMAZON.COM INC	大規模小売り	0.5
5	META PLATFORMS INC-CLASS A	インタラクティブ・メディアおよびサービス	0.4

・「国内債券NOMURA－BPI総合 マザーファンド」を通じての投資銘柄

順位	銘柄	種類	投資比率（%）
1	国庫債券　利付（１０年）第３７１回	国債証券	0.9
2	国庫債券　利付（１０年）第３７０回	国債証券	0.8
3	国庫債券　利付（２年）第４６０回	国債証券	0.7
4	国庫債券　利付（５年）第１５７回	国債証券	0.7
5	国庫債券　利付（５年）第１６３回	国債証券	0.6

・「外国債券マザーファンド」を通じての投資銘柄

順位	銘柄	種類	投資比率（%）
1	CHINA GOVERNMENT BOND	国債証券	0.1
2	US TREASURY N/B	国債証券	0.1
3	US TREASURY N/B	国債証券	0.1
4	US TREASURY N/B	国債証券	0.1
5	US TREASURY N/B	国債証券	0.1

年間収益率の推移（暦年ベース）

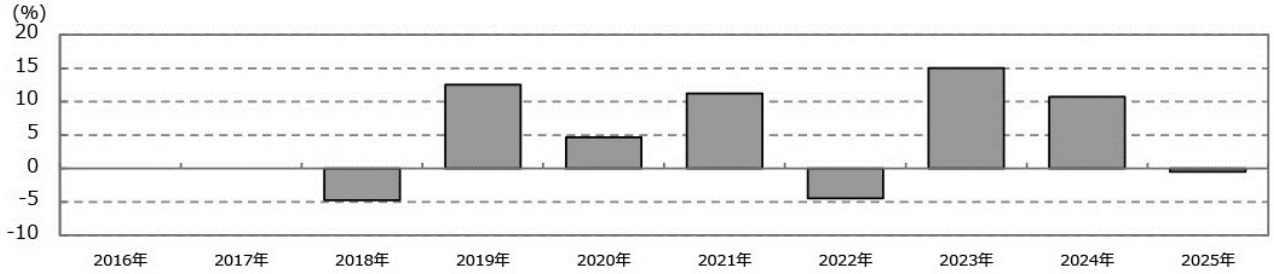

・ファンドの年間収益率は税引前分配金を再投資して算出。
・ファンドは合成指数をベンチマークとしていますが、年１回基本投資割合を変更するため、暦年ベースで収益率を表示した場合、投資者に誤解を生じさせる懸念があるためベンチマークは掲載しておりません。
・2018年は設定日（2018年3月9日）から年末までの収益率。
・2025年は年初から運用実績作成基準日までの収益率。

●ファンドの運用実績はあくまで過去の実績であり、将来の運用成果を約束するものではありません。●ファンドの運用状況は、別途、委託会社ホームページで開示している場合があります。

第２【管理及び運営】

１【申込（販売）手続等】

(1)受益権の募集

申込期間中の各営業日に受益権の募集が行なわれます。

(2)申込締切時間

原則、午後３時30分までに取得申込みが行なわれかつ当該取得申込みの受け付けにかかる販売会社所定の事務手続きが完了したものを当日の申込み分とします。

（販売会社によっては上記と異なる場合があります。詳しくは販売会社にお問い合わせください。）

(3)販売単位

１円以上１円単位(当初元本１口＝1円)とします。

(4)販売価額

取得申込日の翌営業日の基準価額とします。

(5)申込代金の支払い

取得申込日から起算して翌々営業日までに申込代金を申込みの販売会社に支払うものとします。なお、販売会社が別に定める所定の方法により、上記の期日以前に申込代金をお支払いいただく場合があります。

(6)申込受け付けの中止および取り消し

金融商品取引所（金融商品取引法第２条第16項に規定する金融商品取引所および金融商品取引法第２条第８項第３号ロに規定する外国金融商品市場をいいます。以下同じ。なお、金融商品取引所を単に「取引所」という場合があり、取引所のうち、有価証券の売買または金融商品取引法第28条第８項第３号もしくは同項第５号の取引を行なう市場ないしは当該市場を開設するものを「証券取引所」という場合があります。）等における取引の停止、外国為替取引の停止、決済機能の停止その他やむを得ない事情があるときは、受益権の取得申込の受付けを中止することおよびすでに受付けた取得申込の受付けを取り消す場合があります。

(7)申込手続等に関する照会先

ファンドの申込（販売）手続等についてご不明な点がある場合には、下記の照会先までお問い合わせ下さい。

野村アセットマネジメント株式会社

サポートダイヤル　0120-753104(フリーダイヤル)

＜受付時間＞　営業日の午前９時～午後５時

インターネットホームページ　https://www.nomura-am.co.jp/

※購入のお申込みの方法ならびに単位等について、販売会社によっては上記と異なる場合があります。詳しくは販売会社にお問い合わせください。

２【換金（解約）手続等】

(1)解約の請求

受益者が一部解約の実行の請求をするときは、販売会社に対し、振替受益権をもって行なうものとします。

(2)解約請求の締切時間

一部解約の実行の請求の受け付けについては、原則、午後3時30分までに解約請求の申込みが行われ、かつ、その解約請求の申込みの受け付けにかかる販売会社所定の事務手続が完了したものを当日の申込み分とします。（販売会社によっては上記と異なる場合があります。詳しくは販売会社にお問い合わせください。）

(3)換金単位

1口単位で一部解約の実行を請求することができます。

(4)換金価額

換金申込日の翌営業日の基準価額となります。

(5)換金制限

信託財産の資金管理を円滑に行なうため、大口換金には制限を設ける場合があります。

(6)換金代金の支払い

原則として一部解約の実行の請求日から起算して5営業日目から販売会社において支払います。

(7)解約請求の受け付けの中止および取り消し

金融商品取引所等における取引の停止、外国為替取引の停止、決済機能の停止その他やむを得ない事情があるときは、一部解約の実行の請求の受付けを中止することおよびすでに受付けた一部解約の実行の請求の受付けを取り消す場合があります。

また、一部解約の実行の請求の受付けが中止された場合には、受益者は当該受付け中止以前に行なった当日の一部解約の実行の請求を撤回できます。ただし、受益者がその一部解約の実行の請求を撤回しない場合には、当該受益権の一部解約の価額は、当該受付け中止を解除した後の最初の基準価額の計算日に一部解約の実行の請求を受付けたものとして信託約款の規定に準じて計算された価額とします。

(8)換金手続等に関する照会先

ファンドの換金（解約）手続等についてご不明な点がある場合には、下記の照会先までお問い合わせ下さい。

野村アセットマネジメント株式会社

サポートダイヤル　0120-753104(フリーダイヤル)

＜受付時間＞　営業日の午前9時～午後5時

インターネットホームページ　https://www.nomura-am.co.jp/

※換金のお申込みの方法ならびに単位等について、販売会社によっては上記と異なる場合があります。詳しくは販売会社にお問い合わせください。

3【資産管理等の概要】

（1）【資産の評価】

＜基準価額の計算方法＞

基準価額とは、計算日において、信託財産に属する資産（受入担保金代用有価証券および借入有価証券を除きます。）を法令および一般社団法人投資信託協会規則に従って時価または一部償却原価法により評価して得た信託財産の資産総額から負債総額を控除した金額（「純資産総額」といいます。）を、計算日における受益権口数で除して得た額をいいます。なお、ファンドにおいては１万口当たりの価額で表示されます。

ファンドの主な投資対象の評価方法は以下の通りです。

対象	評価方法
株式	原則として、基準価額計算日※1の金融商品取引所の最終相場で評価します。
公社債等	原則として、基準価額計算日※1における以下のいずれかの価額で評価します。※2 ①日本証券業協会が発表する売買参考統計値(平均値) ②金融商品取引業者、銀行等の提示する価額（売気配相場を除く） ③価格情報会社の提供する価額
外貨建資産	原則として、基準価額計算日の対顧客相場の仲値で円換算を行ないます。

※1　外国で取引されているものについては、原則として、基準価額計算日の前日とします。

※2　残存期間１年以内の公社債等については、一部償却原価法(アキュムレーションまたはアモチゼーション)による評価を適用することができます。

ファンドの基準価額については下記の照会先までお問い合わせ下さい。

野村アセットマネジメント株式会社

サポートダイヤル　0120-753104（フリーダイヤル）

＜受付時間＞　営業日の午前９時～午後５時

インターネットホームページ　https://www.nomura-am.co.jp/

（2）【保管】

ファンドの受益権の帰属は、振替機関等の振替口座簿に記載または記録されることにより定まり、受益証券を発行しませんので、受益証券の保管に関する該当事項はありません。

（3）【信託期間】

無期限とします(2018年３月９日設定)。

（4）【計算期間】

原則として、毎年６月29日から翌年６月28日までとします。

なお、各計算期間終了日に該当する日(以下「該当日」といいます。)が休業日のとき、各計算期間終了日は該当日の翌営業日とし、その翌日より次の計算期間が開始されるものとします。ただし、最終計算期間の終了日は、信託期間の終了日とします。

（5）【その他】

（a）ファンドの繰上償還条項

委託者は、信託期間中において、信託契約の一部を解約することにより受益権の口数が30億口を下回った場合、この信託契約を解約することが受益者のため有利であると認めるとき、またはやむを得ない事情が発生したときは、受託者と合意のうえ、この信託契約を解約し、信託を終了させることができます。この場合において、委託者は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届け出ます。

（b）信託期間の終了

（ⅰ）委託者は、上記「（a）ファンドの繰上償還条項」に従い信託期間を終了させるには、書面による決議（以下「書面決議」といいます。）を行ないます。この場合において、あらかじめ、書面決議の日ならびに信託契約の解約の理由などの事項を定め、当該決議の日の2週間前までに、この信託契約に係る知れている受益者に対し、書面をもってこれらの事項を記載した書面決議の通知を発します。

（ⅱ）上記（ⅰ）の書面決議において、受益者（委託者およびこの信託の信託財産にこの信託の受益権が属するときの当該受益権に係る受益者としての受託者を除きます。）は受益権の口数に応じて、議決権を有し、これを行使することができます。なお、知れている受益者が議決権を行使しないときは、当該知れている受益者は書面決議について賛成するものとみなします。

（ⅲ）上記（ⅰ）の書面決議は議決権を行使することができる受益者の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行ないます。

（ⅳ）上記（ⅰ）から（ⅲ）までの規定は、委託者が信託契約の解約について提案をした場合において、当該提案につき、この信託契約に係るすべての受益者が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときには適用しません。また、信託財産の状態に照らし、真にやむを得ない事情が生じている場合であって、上記（ⅰ）から（ⅲ）までに規定するこの信託契約の解約の手続を行なうことが困難な場合には適用しません。

（ⅴ）委託者は、監督官庁よりこの信託契約の解約の命令を受けたときは、その命令にしたがい、信託契約を解約し信託を終了させます。

（ⅵ）委託者が監督官庁より登録の取消を受けたとき、解散したときまたは業務を廃止したときは、委託者は、この信託契約を解約し、信託を終了させます。ただし、監督官庁がこの信託契約に関する委託者の業務を他の投資信託委託会社に引き継ぐことを命じたときは、この信託は、下記「（d）信託約款の変更等」の書面決議が否決となる場合を除き、当該投資信託委託会社と受託者との間において存続します。

（c）運用報告書

ファンドの決算時および償還時に交付運用報告書を作成し、知れている受益者に対して交付します。

（d）信託約款の変更等

（ⅰ）委託者は、受益者の利益のため必要と認めるときまたはやむを得ない事情が発生したときは、受託者と合意のうえ、この信託約款を変更することまたはこの信託と他の信託との併合（投資信託及び投資法人に関する法律第16条第2号に規定する「委託者指図型投資信託の併合」をいいます。）を行なうことができるものとし、あらかじめ、変更または併合しようとする旨およびその内容を監督官庁に届け出ます。なお、この信託約款は本条に定める以外の方法によって変更することができないものとします。

（ⅱ）委託者は、上記（ⅰ）の事項（上記（ⅰ）の変更事項にあってはその変更の内容が重大なものに該当する場合に限り、併合事項にあってはその併合が受益者の利益に及ぼす影響が軽微なものに該当する場合を除き、以下、合わせて「重大な約款の変更等」といいます。）について、書面決議を行ないます。この場合において、あらかじめ、書面決議の日ならびに重大な約款の変更等の内容およびその理由などの事項を定め、当該決議の日の2週間前までに、この信託約款に係る知れている受益者に対し、書面をもってこれらの事項を記載した書面決議の通知を発します。

（ⅲ）上記（ⅱ）の書面決議において、受益者（委託者およびこの信託の信託財産にこの信託の受益権が属する

ときの当該受益権に係る受益者としての受託者を除きます。）は受益権の口数に応じて、議決権を有し、これを行使することができます。なお、知れている受益者が議決権を行使しないときは、当該知れている受益者は書面決議について賛成するものとみなします。

(ⅳ)上記(ⅱ)の書面決議は議決権を行使することができる受益者の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行ないます。

(ⅴ)書面決議の効力は、この信託のすべての受益者に対してその効力を生じます。

(ⅵ)上記(ⅱ)から(ⅴ)までの規定は、委託者が重大な約款の変更等について提案をした場合において、当該提案につき、この信託約款に係るすべての受益者が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときには適用しません。

(ⅶ)上記(ⅰ)から(ⅵ)の規定にかかわらず、この投資信託において併合の書面決議が可決された場合にあっても、当該併合にかかる一又は複数の他の投資信託において当該併合の書面決議が否決された場合は、当該他の投資信託との併合を行なうことはできません。

（ｅ）公告

委託者が受益者に対してする公告は、電子公告の方法により行ない、次のアドレスに掲載します。

https://www.nomura-am.co.jp/

なお、電子公告による公告をすることができない事故その他やむを得ない事由が生じた場合の公告は、日本経済新聞に掲載します。

（ｆ）受託者の辞任および解任に伴う取扱い

(ⅰ)受託者は、委託者の承諾を受けてその任務を辞任することができます。受託者がその任務に違反して信託財産に著しい損害を与えたことその他重要な事由があるときは、委託者または受益者は、裁判所に受託者の解任を申立てることができます。受託者が辞任した場合、または裁判所が受託者を解任した場合、委託者は、上記「(ｄ)信託約款の変更等」にしたがい、新受託者を選任します。なお、受益者は、上記によって行なう場合を除き、受託者を解任することはできないものとします。

(ⅱ)委託者が新受託者を選任できないときは、委託者はこの信託契約を解約し、信託を終了させます。

（ｇ）反対受益者の受益権買取請求の不適用

この信託は、受益者が一部解約の実行の請求を行なったときは、委託者が信託契約の一部の解約をすることにより当該請求に応じ、当該受益権の公正な価格が当該受益者に一部解約金として支払われることとなる委託者指図型投資信託に該当するため、信託契約の解約または重大な約款の変更等を行なう場合において、投資信託及び投資法人に関する法律第18条第1項に定める反対受益者による受益権の買取請求の規定の適用を受けません。

（ｈ）他の受益者の氏名等の開示の請求の制限

受益者は、委託者または受託者に対し、次に掲げる事項の開示の請求を行なうことはできません。

1. 他の受益者の氏名または名称および住所
2. 他の受益者が有する受益権の内容

（ｉ）関係法人との契約の更新に関する手続

委託者と販売会社との間で締結する「募集・販売等に関する契約」は、契約終了の3ヵ月前までに当事者の一方から別段の意思表示のないときは、原則1年毎に自動的に更新されるものとします。

なお、運用の外部委託を行なう場合は、委託者と運用の委託先との間で締結する「運用指図に関する権限の委託契約」は、契約終了の3ヵ月前までに当事者の一方から更新しない旨を書面によって通知がない限り、1年毎に自動的に更新されるものとします。但し、当該契約はファンドの償還日に終了するものとします。

４【受益者の権利等】

受益者の有する主な権利は次の通りです。

① 収益分配金に対する請求権

■収益分配金の支払い開始日■

収益分配金は、原則、自動的に無手数料で再投資されます。この場合の受益権の価額は、各計算期間終了日(決算日)の基準価額とします。

なお、再投資により増加した受益権は、振替口座簿に記載または記録されます。

② 償還金に対する請求権

■償還金の支払い開始日■

償還金は、償還日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（償還日以前において一部解約が行なわれた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該償還日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者とします。）に、原則として償還日(償還日が休業日の場合は翌営業日)から起算して5営業日までに支払いを開始します。

■償還金請求権の失効■

受益者は、償還金を支払開始日から10年間支払請求しないと権利を失います。

③ 換金(解約)請求権

受益者は、一部解約の実行を請求することができます。詳しくは、前述の「2　換金（解約）手続等」をご参照下さい。

第３【ファンドの経理状況】

（１）当ファンドの財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号）（以下「財務諸表等規則」という。）ならびに同規則第2条の2の規定により、「投資信託財産の計算に関する規則」（平成12年総理府令第133号）（以下「投資信託財産計算規則」という。）に基づいて作成しております。なお、財務諸表に記載している金額は、円単位で表示しております。

（２）当ファンドは、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第7期計算期間（2023年6月29日から2024年6月28日まで）の財務諸表について、EY新日本有限責任監査法人による監査を受けております。

独 立 監 査 人 の 監 査 報 告 書

２０２４年9月３日

野村アセットマネジメント株式会社

取 締 役 会　　御 中

EY 新日本有限責任監査法人

東　京　事　務　所

指定有限責任社員
業務執行社員　公認会計士　　長谷川　敬

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第１９３条の２第１項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられているマイターゲット 2035（確定拠出年金向け）の２０２３年６月２９日から２０２４年６月２８日までの計算期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、マイターゲット 2035（確定拠出年金向け）の２０２４年６月２８日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する計算期間の損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、野村アセットマネジメント株式会社及びファンドから独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、有価証券報告書及び有価証券届出書（訂正有価証券届出書を含む。）に含まれる情報のうち、財務諸表及びその監査報告書以外の情報である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。

当監査法人の財務諸表に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

財務諸表監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と財務諸表又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

・　不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
・　財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
・　経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
・　経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、ファンドは継続企業として存続できなくなる可能性がある。
・　財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、経営者に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

利害関係

野村アセットマネジメント株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　　上

（注）　1．上記の監査報告書の原本は当社が別途保管しております。
　　2．XBRL データは監査の対象には含まれていません。

１【財務諸表】

【マイターゲット２０３５（確定拠出年金向け）】

（１）【貸借対照表】

（単位：円）

	第６期 （2023年 6月28日現在）	第７期 （2024年 6月28日現在）
資産の部		
流動資産		
コール・ローン	22,090,238	38,838,122
親投資信託受益証券	9,061,454,932	13,004,650,425
未収入金	2,818,496	－
未収利息	－	92
流動資産合計	9,086,363,666	13,043,488,639
資産合計	9,086,363,666	13,043,488,639
負債の部		
流動負債		
未払収益分配金	3,379,536	4,341,311
未払解約金	2,784,831	6,275,705
未払受託者報酬	1,007,767	1,543,970
未払委託者報酬	8,230,053	12,609,041
未払利息	45	－
その他未払費用	125,911	192,939
流動負債合計	15,528,143	24,962,966
負債合計	15,528,143	24,962,966
純資産の部		
元本等		
元本	6,759,073,089	8,682,622,007
剰余金		
期末剰余金又は期末欠損金（△）	2,311,762,434	4,335,903,666
（分配準備積立金）	1,081,996,133	2,165,272,527
元本等合計	9,070,835,523	13,018,525,673
純資産合計	9,070,835,523	13,018,525,673
負債純資産合計	9,086,363,666	13,043,488,639

（２）【損益及び剰余金計算書】

（単位：円）

	第６期 自　2022年 6月29日 至　2023年 6月28日	第７期 自　2023年 6月29日 至　2024年 6月28日
営業収益		
受取利息	1	6,782
有価証券売買等損益	851,726,381	1,280,142,551
営業収益合計	851,726,382	1,280,149,333
営業費用		

支払利息	5,179	4,328
受託者報酬	1,704,064	2,806,653
委託者報酬	13,916,420	22,920,876
その他費用	212,888	350,711
営業費用合計	15,838,551	26,082,568
営業利益又は営業損失（△）	835,887,831	1,254,066,765
経常利益又は経常損失（△）	835,887,831	1,254,066,765
当期純利益又は当期純損失（△）	835,887,831	1,254,066,765
一部解約に伴う当期純利益金額の分配額又は一部解約に伴う当期純損失金額の分配額（△）	17,306,882	49,172,827
期首剰余金又は期首欠損金（△）	769,501,972	2,311,762,434
剰余金増加額又は欠損金減少額	831,534,372	1,127,933,163
当期追加信託に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	831,534,372	1,127,933,163
剰余金減少額又は欠損金増加額	104,475,323	304,344,558
当期一部解約に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	104,475,323	304,344,558
分配金	3,379,536	4,341,311
期末剰余金又は期末欠損金（△）	2,311,762,434	4,335,903,666

（３）【注記表】

（重要な会計方針に係る事項に関する注記）

1.運用資産の評価基準及び評価方法	親投資信託受益証券 基準価額で評価しております。
2.費用・収益の計上基準	有価証券売買等損益 約定日基準で計上しております。
3.金融商品の時価等に関する事項の補足説明	金融商品の時価の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。
4.その他	当ファンドの計算期間は、信託約款の規定により、2023年 6月29日から2024年6月28日までとなっております。

（重要な会計上の見積りに関する注記）
該当事項はありません。

（貸借対照表に関する注記）

第6期 2023年 6月28日現在	第7期 2024年 6月28日現在
1.　計算期間の末日における受益権の総数 6,759,073,089口	1.　計算期間の末日における受益権の総数 8,682,622,007口
2.　計算期間の末日における1単位当たりの純資産の額 1口当たり純資産額　1.3420円 (10,000口当たり純資産額)　(13,420円)	2.　計算期間の末日における1単位当たりの純資産の額 1口当たり純資産額　1.4994円 (10,000口当たり純資産額)　(14,994円)

（損益及び剰余金計算書に関する注記）

第6期
自 2022年 6月29日
至 2023年 6月28日

1.分配金の計算過程

項目		
費用控除後の配当等収益額	A	112,147,045円
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	664,655,659円
収益調整金額	C	1,229,766,301円
分配準備積立金額	D	308,572,965円
当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	2,315,141,970円
当ファンドの期末残存口数	F	6,759,073,089口

第7期
自 2023年 6月29日
至 2024年 6月28日

1.分配金の計算過程

項目		
費用控除後の配当等収益額	A	169,435,539円
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	1,035,458,399円
収益調整金額	C	2,170,631,139円
分配準備積立金額	D	964,719,900円
当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	4,340,244,977円
当ファンドの期末残存口数	F	8,682,622,007口

10,000口当たり収益分配対象額	G=E/F×10,000	3,425円
10,000口当たり分配金額	H	5円
収益分配金金額	I=F×H/10,000	3,379,536円

10,000口当たり収益分配対象額	G=E/F×10,000	4,998円
10,000口当たり分配金額	H	5円
収益分配金金額	I=F×H/10,000	4,341,311円

（金融商品に関する注記）

(1)金融商品の状況に関する事項

第6期 自 2022年 6月29日 至 2023年 6月28日	第7期 自 2023年 6月29日 至 2024年 6月28日
1.金融商品に対する取組方針 当ファンドは、投資信託及び投資法人に関する法律第２条第４項に定める証券投資信託であり、信託約款に規定する運用の基本方針に従い、有価証券等の金融商品に対して投資として運用することを目的としております。	1.金融商品に対する取組方針 同左
2.金融商品の内容及びその金融商品に係るリスク 当ファンドが保有する金融商品の種類は、有価証券、コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務であります。 当ファンドが保有する有価証券の詳細は、(その他の注記)の２ 有価証券関係に記載しております。 これらは、株価変動リスク、金利変動リスク、為替変動リスクなどの市場リスク、信用リスク及び流動性リスクにさらされております。	2.金融商品の内容及びその金融商品に係るリスク 同左
3.金融商品に係るリスク管理体制 委託会社においては、独立した投資リスク管理に関する委員会を設け、パフォーマンスの考査及び運用リスクの管理を行なっております。 ○市場リスクの管理 市場リスクに関しては、資産配分等の状況を常時、分析･把握し、投資方針に沿っているか等の管理を行なっております。 ○信用リスクの管理 信用リスクに関しては、発行体や取引先の財務状況等に関する情報収集･分析を常時、継続し、格付等の信用度に応じた組入制限等の管理を行なっております。 ○流動性リスクの管理 流動性リスクに関しては、必要に応じて市場流動性の状況を把握し、取引量や組入比率等の管理を行なっております。	3.金融商品に係るリスク管理体制 同左

(2)金融商品の時価等に関する事項

第6期 2023年 6月28日現在	第7期 2024年 6月28日現在
１．貸借対照表計上額、時価及び差額 貸借対照表上の金融商品は原則としてすべて時価で評価しているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。	１．貸借対照表計上額、時価及び差額 同左
２．時価の算定方法 親投資信託受益証券 （重要な会計方針に係る事項に関する注記）に記載しております。 コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務 これらの科目は短期間で決済されるため、帳簿価額は時価と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。	２．時価の算定方法 同左

（関連当事者との取引に関する注記）

第6期 自 2022年 6月29日 至 2023年 6月28日	第7期 自 2023年 6月29日 至 2024年 6月28日
市場価格その他当該取引に係る公正な価格を勘案して、一般の取引条件と異なる関連当事者との取引は行なわれていないため、該当事項はございません。	同左

（その他の注記）

１　元本の移動

第６期 自 2022年 6月29日 至 2023年 6月28日		第７期 自 2023年 6月29日 至 2024年 6月28日	
期首元本額	3,682,594,029円	期首元本額	6,759,073,089円
期中追加設定元本額	3,564,981,228円	期中追加設定元本額	2,802,883,194円
期中一部解約元本額	488,502,168円	期中一部解約元本額	879,334,276円

２　有価証券関係

売買目的有価証券

種類	第６期 自 2022年 6月29日 至 2023年 6月28日	第７期 自 2023年 6月29日 至 2024年 6月28日
	損益に含まれた評価差額（円）	損益に含まれた評価差額（円）
親投資信託受益証券	831,806,570	1,197,089,754
合計	831,806,570	1,197,089,754

３　デリバティブ取引関係

該当事項はありません。

（４）【附属明細表】

第１　有価証券明細表

(1)株式(2024年6月28日現在)

該当事項はありません。

(2)株式以外の有価証券(2024年6月28日現在)

（単位:円）

種類	通貨	銘柄	券面総額	評価額	備考
親投資信託受益証券	日本円	国内株式マザーファンド	1,147,566,799	3,634,688,322	
		外国債券マザーファンド	470,163,657	1,464,747,857	
		外国株式ＭＳＣＩ－ＫＯＫＵＳＡＩマザーファンド	321,958,482	2,394,598,405	
		国内債券ＮＯＭＵＲＡ－ＢＰＩ総合マザーファンド	4,484,550,652	5,510,615,841	
	小計	銘柄数：4 組入時価比率：99.9%	6,424,239,590	13,004,650,425 100.0%	
合計				13,004,650,425	

(注1)投資信託受益証券、投資証券及び親投資信託受益証券における券面総額の数値は、証券数を表示しております。

(注2)比率は左より組入時価の純資産に対する比率、及び各小計欄の合計金額に対する比率であります。

第２　デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

該当事項はありません。

（参考）

当ファンドは「国内株式マザーファンド」、「外国株式ＭＳＣＩ－ＫＯＫＵＳＡＩマザーファンド」、「国内債券ＮＯＭＵＲＡ－ＢＰＩ総合　マザーファンド」および「外国債券マザーファンド」受益証券を主要投資対象としており、貸借対照表の資産の部に計上された親投資信託受益証券は、すべて同親投資信託の受益証券です。

なお、以下に記載した状況は監査の対象外となっております。

国内株式マザーファンド

貸借対照表

（単位：円）

	（2024年 6月28日現在）
資産の部	
流動資産	
コール・ローン	29,050,662,015
株式	725,456,294,410
派生商品評価勘定	218,163,850
未収入金	1,785,423,710
未収配当金	1,182,770,666
未収利息	68,901
その他未収収益	26,493,885
差入委託証拠金	544,740,149
流動資産合計	758,264,617,586
資産合計	758,264,617,586
負債の部	
流動負債	
未払金	3,136,085,203
未払解約金	559,158,059
未払利息	1,101,696
有価証券貸借取引受入金	14,767,847,390
流動負債合計	18,464,192,348
負債合計	18,464,192,348
純資産の部	
元本等	
元本	233,576,590,682
剰余金	
期末剰余金又は期末欠損金（△）	506,223,834,556
元本等合計	739,800,425,238
純資産合計	739,800,425,238
負債純資産合計	758,264,617,586

注記表

（重要な会計方針に係る事項に関する注記）

1.運用資産の評価基準及び評価方法	株式 原則として時価で評価しております。 時価評価にあたっては、市場価格のある有価証券についてはその最終相場(計算日に最終相場のない場合には、直近の日の最終相場)で評価しております。 先物取引 取引所の発表する計算日の清算値段を用いております。
2.費用・収益の計上基準	受取配当金 原則として配当落ち日において、確定配当金額又は予想配当金額を計上しております。 投資信託受益証券については、原則として収益分配金落ち日において、当該収益分配金額を計上しております。 有価証券売買等損益 約定日基準で計上しております。

	派生商品取引等損益 約定日基準で計上しております。
3．金融商品の時価等に関する事項の補足説明	金融商品の時価の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。 また、デリバティブ取引に関する契約額等は、あくまでもデリバティブ取引における名目的な契約額または計算上の想定元本であり、当該金額自体がデリバティブ取引の市場リスクの大きさを示すものではありません。

（重要な会計上の見積りに関する注記）
該当事項はありません。

（貸借対照表に関する注記）

2024年 6月28日現在	
1． 計算期間の末日における1単位当たりの純資産の額	
1口当たり純資産額	3.1673円
(10,000口当たり純資産額)	(31,673円)
2． 有価証券の消費貸借契約により貸し付けた有価証券	14,025,572,580円

（金融商品に関する注記）
(1)金融商品の状況に関する事項

自 2023年 6月29日 至 2024年 6月28日
1.金融商品に対する取組方針 当ファンドは、投資信託及び投資法人に関する法律第２条第４項に定める証券投資信託であり、信託約款に規定する運用の基本方針に従い、有価証券等の金融商品に対して投資として運用することを目的としております。 2.金融商品の内容及びその金融商品に係るリスク 当ファンドが保有する金融商品の種類は、有価証券、デリバティブ取引、コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務であります。 当ファンドが保有する有価証券の詳細は、附属明細表に記載しております。 これらは、株価変動リスクなどの市場リスク、信用リスク及び流動性リスクにさらされております。 当ファンドは、信託財産に属する資産の価格変動リスクの低減を目的として、株価指数先物取引を行っております。 3.金融商品に係るリスク管理体制 委託会社においては、独立した投資リスク管理に関する委員会を設け、パフォーマンスの考査及び運用リスクの管理を行なっております。 ○市場リスクの管理 市場リスクに関しては、資産配分等の状況を常時、分析･把握し、投資方針に沿っているか等の管理を行なっております。 ○信用リスクの管理 信用リスクに関しては、発行体や取引先の財務状況等に関する情報収集･分析を常時、継続し、格付等の信用度に応じた組入制限等の管理を行なっております。 ○流動性リスクの管理 流動性リスクに関しては、必要に応じて市場流動性の状況を把握し、取引量や組入比率等の管理を行なっております。

(2)金融商品の時価等に関する事項

2024年 6月28日現在
1．貸借対照表計上額、時価及び差額 貸借対照表上の金融商品は原則としてすべて時価で評価しているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。 2．時価の算定方法 株式 （重要な会計方針に係る事項に関する注記）に記載しております。 派生商品評価勘定 デリバティブ取引については、附属明細表に記載しております。 コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務 これらの科目は短期間で決済されるため、帳簿価額は時価と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

（その他の注記）
元本の移動及び期末元本額の内訳

2024年 6月28日現在	
期首	2023年 6月29日
本報告書における開示対象ファンドの期首における当ファンドの元本額	221,176,431,503円

同期中における追加設定元本額	45,759,685,079円
同期中における一部解約元本額	33,359,525,900円
期末元本額	233,576,590,682円
期末元本額の内訳＊	
バランスセレクト３０	89,509,775円
バランスセレクト５０	209,797,646円
バランスセレクト７０	362,467,380円
野村世界６資産分散投信（安定コース）	1,485,057,337円
野村世界６資産分散投信（分配コース）	2,171,720,339円
野村世界６資産分散投信（成長コース）	11,290,547,938円
野村資産設計ファンド２０１５	22,010,678円
野村資産設計ファンド２０２０	24,414,898円
野村資産設計ファンド２０２５	38,276,628円
野村資産設計ファンド２０３０	67,036,215円
野村資産設計ファンド２０３５	68,717,641円
野村資産設計ファンド２０４０	123,401,089円
野村日本株インデックス（野村投資一任口座向け）	20,900,673,808円
のむラップ・ファンド（保守型）	1,411,535,569円
のむラップ・ファンド（普通型）	14,307,647,888円
のむラップ・ファンド（積極型）	8,511,394,038円
野村資産設計ファンド２０４５	30,462,043円
野村インデックスファンド・ＴＯＰＩＸ	2,214,834,562円
マイ・ロード	1,715,734,873円
ネクストコア	18,258,495円
野村インデックスファンド・内外７資産バランス・為替ヘッジ型	886,124,058円
野村ＴＯＰＩＸインデックス（野村ＳＭＡ・ＥＷ向け）	3,369,472,442円
野村世界６資産分散投信（配分変更コース）	959,622,569円
野村資産設計ファンド２０５０	32,863,998円
野村ターゲットデートファンド２０１６　２０２６－２０２８年目標型	5,850,503円
野村ターゲットデートファンド２０１６　２０２９－２０３１年目標型	4,665,349円
野村ターゲットデートファンド２０１６　２０３２－２０３４年目標型	4,140,352円
野村ターゲットデートファンド２０１６　２０３５－２０３７年目標型	4,212,663円
のむラップ・ファンド（やや保守型）	371,205,358円
のむラップ・ファンド（やや積極型）	1,747,703,596円
インデックス・ブレンド（タイプⅠ）	2,872,508円
インデックス・ブレンド（タイプⅡ）	2,593,954円
インデックス・ブレンド（タイプⅢ）	21,722,756円
インデックス・ブレンド（タイプⅣ）	9,685,098円
インデックス・ブレンド（タイプⅤ）	35,786,263円
野村６資産均等バランス	4,545,297,459円
世界６資産分散ファンド	92,885,045円
野村資産設計ファンド２０６０	32,838,181円
はじめてのＮＩＳＡ・日本株式インデックス（ＴＯＰＩＸ）	330,711,941円
ファンドラップ（ウエルス・スクエア）日本株式	3,713,197,271円
グローバル・インデックス・バランス２５ＶＡ（適格機関投資家専用）	154,654,739円
グローバル・インデックス・バランス５０ＶＡ（適格機関投資家専用）	96,528,421円
グローバル・インデックス・バランス４０ＶＡ（適格機関投資家専用）	196,924,768円
グローバル・インデックス・バランス６０ＶＡ（適格機関投資家専用）	92,155,243円
ワールド・インデックス・ファンドＶＡ安定型（適格機関投資家専用）	1,316,854円
ワールド・インデックス・ファンドＶＡバランス型（適格機関投資家専用）	4,397,735円
ワールド・インデックス・ファンドＶＡ積極型（適格機関投資家専用）	426,631円
野村インデックス・バランス６０ＶＡ（適格機関投資家専用）	1,259,151,621円
野村ワールド・インデックス・バランス３５ＶＡ（適格機関投資家専用）	234,320円
野村ワールド・インデックス・バランス５０ＶＡ（適格機関投資家専用）	6,520,502円
野村・国内株式インデックスファンド・ＶＡＳ（適格機関投資家専用）	19,331,659円
野村世界インデックス・バランス４０ＶＡ（適格機関投資家専用）	7,044,207円
野村グローバル・インデックス・バランス２５ＶＡ（適格機関投資家専用）	61,341,421円

野村グローバル・インデックス・バランス５０ＶＡ（適格機関投資家専用）	113,412,064 円
野村グローバル・インデックス・バランス７５ＶＡ（適格機関投資家専用）	3,198,968,527 円
野村世界バランス２５ＶＡ（適格機関投資家専用）	21,729,387 円
ノムラ日本株式インデックスファンドＶＡ（適格機関投資家専用）	200,734,959 円
ノムラＦＯＦｓ用インデックスファンド・ＴＯＰＩＸ（適格機関投資家専用）	4,132,278,760 円
野村国内外マルチアセット（６資産）ファンド（適格機関投資家専用）	27,548,579 円
野村国内外マルチアセット（６資産）オープン投信（適格機関投資家専用）	106,720,683 円
野村ＦＯＦｓ用・ターゲット・リターン・８資産バランス（２％コース向け）（適格機関投資家専用）	1,295,220 円
バランスセレクト３０（確定拠出年金向け）	4,716,937 円
バランスセレクト５０（確定拠出年金向け）	24,260,700 円
バランスセレクト７０（確定拠出年金向け）	33,954,441 円
国内債券・株式バランスファンド（確定拠出年金向け）	89,893,965 円
マイバランス３０（確定拠出年金向け）	6,669,359,692 円
マイバランス５０（確定拠出年金向け）	21,501,424,605 円
マイバランス７０（確定拠出年金向け）	30,186,033,853 円
野村国内株式インデックスファンド・ＴＯＰＩＸ（確定拠出年金向け）	41,761,243,532 円
マイバランスＤＣ３０	2,992,992,124 円
マイバランスＤＣ５０	5,860,377,942 円
マイバランスＤＣ７０	7,384,865,478 円
野村ＤＣ国内株式インデックスファンド・ＴＯＰＩＸ	14,119,495,179 円
野村ＤＣ運用戦略ファンド	984,248,732 円
野村ＤＣ運用戦略ファンド（マイルド）	66,369,179 円
マイターゲット２０５０（確定拠出年金向け）	2,141,334,861 円
マイターゲット２０３０（確定拠出年金向け）	1,884,633,253 円
マイターゲット２０４０（確定拠出年金向け）	1,803,353,496 円
野村世界６資産分散投信（ＤＣ）安定コース	15,309,655 円
野村世界６資産分散投信（ＤＣ）インカムコース	7,963,646 円
野村世界６資産分散投信（ＤＣ）成長コース	155,189,885 円
野村資産設計ファンド（ＤＣ・つみたてＮＩＳＡ）２０３０	50,117,039 円
野村資産設計ファンド（ＤＣ・つみたてＮＩＳＡ）２０４０	54,932,996 円
野村資産設計ファンド（ＤＣ・つみたてＮＩＳＡ）２０５０	41,426,204 円
マイターゲット２０３５（確定拠出年金向け）	1,147,566,799 円
マイターゲット２０４５（確定拠出年金向け）	924,452,259 円
マイターゲット２０５５（確定拠出年金向け）	722,811,279 円
マイターゲット２０６０（確定拠出年金向け）	1,040,691,639 円
野村資産設計ファンド（ＤＣ・つみたてＮＩＳＡ）２０６０	36,961,904 円
マイターゲット２０６５（確定拠出年金向け）	439,793,571 円
多資産分散投資ファンド（バランス１０）（確定拠出年金向け）	152,629,085 円
みらいバランス・株式１０（富士通企業年金基金ＤＣ向け）	200,730,388 円
野村ＤＣバランスファンド（年金運用戦略タイプ）	137,615,491 円
マイターゲット２０７０（確定拠出年金向け）	174,369 円

＊は当該親投資信託受益証券を投資対象とする証券投資信託ごとの元本額

附属明細表

第１　有価証券明細表

(1)株式(2024 年 6 月 28 日現在)

（単位:円）

種類	通貨	銘柄	株式数	評価額		備考
				単価	金額	
株式	日本円	極洋	10,700	4,085.00	43,709,500	
		ニッスイ	257,600	862.80	222,257,280	

マルハニチロ	38,200	3,157.00	120,597,400	
雪国まいたけ	21,900	1,014.00	22,206,600	貸付有価証券 500株（500株）
カネコ種苗	7,300	1,435.00	10,475,500	
サカタのタネ	29,300	3,445.00	100,938,500	貸付有価証券 2,700株（2,700株）
ホクト	20,600	1,900.00	39,140,000	
ホクリヨウ	1,400	999.00	1,398,600	貸付有価証券 600株（600株）
住石ホールディングス	32,800	1,361.00	44,640,800	貸付有価証券 15,300株（500株）
日鉄鉱業	10,300	5,090.00	52,427,000	
三井松島ホールディングス	15,300	5,070.00	77,571,000	貸付有価証券 3,100株
ＩＮＰＥＸ	865,100	2,367.00	2,047,691,700	
石油資源開発	29,800	6,500.00	193,700,000	貸付有価証券 300株
Ｋ＆Ｏエナジーグループ	11,700	3,825.00	44,752,500	貸付有価証券 5,500株（1,800株）
ショーボンドホールディングス	35,100	5,761.00	202,211,100	
ミライト・ワン	77,800	2,093.50	162,874,300	
タマホーム	16,200	3,915.00	63,423,000	貸付有価証券 7,500株（2,600株）
サンヨーホームズ	1,000	737.00	737,000	貸付有価証券 400株
日本アクア	3,600	932.00	3,355,200	
ファーストコーポレーション	2,500	758.00	1,895,000	貸付有価証券 1,100株
ベステラ	2,000	1,011.00	2,022,000	貸付有価証券 900株（500株）
キャンディル	1,500	641.00	961,500	貸付有価証券 700株
ダイセキ環境ソリューション	1,700	1,032.00	1,754,400	貸付有価証券 800株（800株）
第一カッター興業	7,400	1,600.00	11,840,000	
安藤・間	149,300	1,166.00	174,083,800	貸付有価証券 300株（300株）
東急建設	80,700	770.00	62,139,000	貸付有価証券 1,400株
コムシスホールディングス	82,200	3,091.00	254,080,200	
ビーアールホールディングス	37,800	366.00	13,834,800	
高松コンストラクショングループ	19,100	3,100.00	59,210,000	
東建コーポレーション	6,500	11,920.00	77,480,000	

ソネック	900	963.00	866,700	
ヤマウラ	13,000	1,336.00	17,368,000	貸付有価証券 5,000株
オリエンタル白石	95,400	362.00	34,534,800	貸付有価証券 200株
大成建設	165,100	5,951.00	982,510,100	貸付有価証券 1,000株
大林組	644,500	1,912.00	1,232,284,000	
清水建設	511,000	903.50	461,688,500	貸付有価証券 3,400株
飛島建設	18,600	1,503.00	27,955,800	
長谷工コーポレーション	165,300	1,778.00	293,903,400	貸付有価証券 20,100株（6,800株）
松井建設	16,800	851.00	14,296,800	
錢高組	900	4,295.00	3,865,500	
鹿島建設	399,600	2,781.50	1,111,487,400	
不動テトラ	12,500	2,423.00	30,287,500	貸付有価証券 700株
大末建設	2,400	1,723.00	4,135,200	
鉄建建設	12,900	2,614.00	33,720,600	貸付有価証券 100株（100株）
西松建設	34,400	4,511.00	155,178,400	
三井住友建設	134,100	400.00	53,640,000	貸付有価証券 200株
大豊建設	6,200	3,350.00	20,770,000	貸付有価証券 300株（300株）
佐田建設	3,800	836.00	3,176,800	
ナカノフドー建設	4,300	528.00	2,270,400	
奥村組	29,200	5,020.00	146,584,000	
東鉄工業	22,300	3,190.00	71,137,000	
イチケン	1,500	2,666.00	3,999,000	
富士ピー・エス	2,700	461.00	1,244,700	
淺沼組	13,300	3,780.00	50,274,000	貸付有価証券 200株（200株）
戸田建設	243,900	1,052.00	256,582,800	貸付有価証券 15,400株
熊谷組	29,700	3,675.00	109,147,500	貸付有価証券 100株
北野建設	1,100	3,750.00	4,125,000	
植木組	1,700	1,689.00	2,871,300	
矢作建設工業	24,500	1,672.00	40,964,000	貸付有価証券 100株
ピーエス三菱	22,800	1,001.00	22,822,800	貸付有価証券 1,100株

		日本ハウスホールディングス	38,500	344.00	13,244,000	貸付有価証券 2,300株
		新日本建設	25,300	1,637.00	41,416,100	
		東亜道路工業	35,300	1,311.00	46,278,300	貸付有価証券 500株
		日本道路	21,100	1,810.00	38,191,000	貸付有価証券 700株
		東亜建設工業	54,400	1,019.00	55,433,600	
		日本国土開発	51,300	470.00	24,111,000	貸付有価証券 23,800株（4,300株）
		若築建設	6,200	3,395.00	21,049,000	
		東洋建設	45,400	1,437.00	65,239,800	
		五洋建設	255,500	662.00	169,141,000	貸付有価証券 55,800株
		世紀東急工業	23,100	1,752.00	40,471,200	貸付有価証券 2,000株（400株）
		福田組	6,800	5,850.00	39,780,000	
		住友林業	155,700	5,117.00	796,716,900	
		日本基礎技術	3,600	619.00	2,228,400	
		巴コーポレーション	7,600	854.00	6,490,400	
		大和ハウス工業	498,300	4,077.00	2,031,569,100	貸付有価証券 100株
		ライト工業	33,200	2,100.00	69,720,000	貸付有価証券 2,500株
		積水ハウス	546,600	3,563.00	1,947,535,800	貸付有価証券 64,700株
		日特建設	17,200	1,118.00	19,229,600	貸付有価証券 200株
		北陸電気工事	12,400	1,168.00	14,483,200	
		ユアテック	39,700	1,495.00	59,351,500	貸付有価証券 2,800株（300株）
		日本リーテック	14,100	1,256.00	17,709,600	
		四電工	7,500	3,770.00	28,275,000	
		中電工	28,000	3,220.00	90,160,000	貸付有価証券 200株
		関電工	112,800	1,722.00	194,241,600	貸付有価証券 2,000株（1,900株）
		きんでん	125,300	3,203.00	401,335,900	貸付有価証券 7,800株（4,900株）
		東京エネシス	16,800	1,397.00	23,469,600	
		トーエネック	6,000	5,990.00	35,940,000	
		住友電設	17,100	3,655.00	62,500,500	
		日本電設工業	33,800	1,973.00	66,687,400	貸付有価証券 100株

エクシオグループ	176,100	1,599.50	281,671,950	貸付有価証券 9,300株（3,800株）
新日本空調	11,700	3,985.00	46,624,500	貸付有価証券 1,400株
九電工	39,000	5,913.00	230,607,000	貸付有価証券 800株
三機工業	38,900	2,129.00	82,818,100	
日揮ホールディングス	178,300	1,260.50	224,747,150	
中外炉工業	5,900	3,395.00	20,030,500	
ヤマト	5,000	995.00	4,975,000	貸付有価証券 100株（100株）
太平電業	11,400	5,340.00	60,876,000	
高砂熱学工業	48,300	5,720.00	276,276,000	貸付有価証券 6,900株（1,500株）
三晃金属工業	800	4,570.00	3,656,000	
朝日工業社	16,800	1,376.00	23,116,800	
明星工業	34,900	1,291.00	45,055,900	貸付有価証券 1,500株（1,300株）
大氣社	20,800	5,320.00	110,656,000	貸付有価証券 100株
ダイダン	23,700	3,070.00	72,759,000	貸付有価証券 800株
日比谷総合設備	13,100	3,575.00	46,832,500	貸付有価証券 200株
フィル・カンパニー	2,800	710.00	1,988,000	貸付有価証券 1,200株（600株）
テスホールディングス	38,800	436.00	16,916,800	貸付有価証券 200株
インフロニア・ホールディングス	207,700	1,304.50	270,944,650	貸付有価証券 6,300株（2,500株）
レイズネクスト	26,100	1,852.00	48,337,200	
ニップン	54,200	2,335.00	126,557,000	貸付有価証券 25,300株（25,300株）
日清製粉グループ本社	167,300	1,849.50	309,421,350	
日東富士製粉	3,200	7,410.00	23,712,000	
昭和産業	17,000	3,145.00	53,465,000	貸付有価証券 100株（100株）
鳥越製粉	5,400	705.00	3,807,000	貸付有価証券 2,400株
中部飼料	25,000	1,621.00	40,525,000	
フィード・ワン	26,400	954.00	25,185,600	貸付有価証券 100株
東洋精糖	1,100	1,680.00	1,848,000	貸付有価証券 500株（500株）
日本甜菜製糖	10,500	2,321.00	24,370,500	

ＤＭ三井製糖ホールディングス	17,900	3,390.00	60,681,000	貸付有価証券 200株
塩水港精糖	7,900	268.00	2,117,200	貸付有価証券 100株（100株）
ウェルネオシュガー	9,000	2,358.00	21,222,000	
森永製菓	76,400	2,489.00	190,159,600	
中村屋	4,500	3,245.00	14,602,500	
江崎グリコ	51,700	4,181.00	216,157,700	
名糖産業	7,100	2,011.00	14,278,100	
井村屋グループ	10,800	2,463.00	26,600,400	
不二家	12,400	2,614.00	32,413,600	貸付有価証券 5,500株
山崎製パン	121,100	3,302.00	399,872,200	貸付有価証券 4,900株
第一屋製パン	1,100	670.00	737,000	貸付有価証券 500株
モロゾフ	5,800	4,885.00	28,333,000	貸付有価証券 2,700株
亀田製菓	10,400	4,245.00	44,148,000	貸付有価証券 100株
寿スピリッツ	85,500	1,867.50	159,671,250	貸付有価証券 24,200株（13,300株）
カルビー	82,800	3,089.00	255,769,200	貸付有価証券 1,000株
森永乳業	63,200	3,371.00	213,047,200	貸付有価証券 1,500株（800株）
六甲バター	13,300	1,552.00	20,641,600	
ヤクルト本社	258,500	2,876.50	743,575,250	貸付有価証券 32,300株（6,900株）
明治ホールディングス	221,800	3,469.00	769,424,200	貸付有価証券 600株
雪印メグミルク	43,800	2,601.00	113,923,800	貸付有価証券 100株
プリマハム	24,300	2,382.00	57,882,600	
日本ハム	77,800	4,810.00	374,218,000	貸付有価証券 100株
林兼産業	2,000	529.00	1,058,000	貸付有価証券 100株
丸大食品	18,200	1,735.00	31,577,000	
Ｓ　Ｆｏｏｄｓ	20,000	2,906.00	58,120,000	貸付有価証券 1,800株（1,700株）
柿安本店	7,100	2,583.00	18,339,300	貸付有価証券 3,200株
伊藤ハム米久ホールディングス	27,600	4,295.00	118,542,000	
サッポロホールディング	59,600	5,641.00	336,203,600	貸付有価証券

ス				2,000株（1,600株）
アサヒグループホールディングス	418,000	5,675.00	2,372,150,000	
キリンホールディングス	753,600	2,073.00	1,562,212,800	貸付有価証券 2,500株（2,500株）
宝ホールディングス	122,000	1,091.00	133,102,000	貸付有価証券 5,100株
オエノンホールディングス	54,100	380.00	20,558,000	貸付有価証券 1,100株（700株）
養命酒製造	6,000	2,291.00	13,746,000	
コカ・コーラ　ボトラーズジャパンホールデ	141,700	2,017.00	285,808,900	貸付有価証券 2,400株（2,400株）
ライフドリンク　カンパニー	3,600	6,720.00	24,192,000	
サントリー食品インターナショナル	127,400	5,707.00	727,071,800	
ダイドーグループホールディングス	20,500	2,678.00	54,899,000	貸付有価証券 1,000株（200株）
伊藤園	61,300	3,482.00	213,446,600	貸付有価証券 3,100株（300株）
キーコーヒー	20,300	2,081.00	42,244,300	貸付有価証券 5,900株
ユニカフェ	2,000	922.00	1,844,000	貸付有価証券 800株（100株）
ジャパンフーズ	900	2,443.00	2,198,700	貸付有価証券 400株
日清オイリオグループ	25,500	4,840.00	123,420,000	
不二製油グループ本社	42,100	2,810.50	118,322,050	貸付有価証券 2,400株（1,100株）
かどや製油	700	3,640.00	2,548,000	
Ｊ－オイルミルズ	20,700	1,993.00	41,255,100	
キッコーマン	599,500	1,863.50	1,117,168,250	貸付有価証券 1,200株（1,200株）
味の素	425,200	5,641.00	2,398,553,200	貸付有価証券 5,800株（5,500株）
ブルドックソース	9,600	2,017.00	19,363,200	貸付有価証券 4,300株
キユーピー	97,200	3,199.00	310,942,800	貸付有価証券 2,000株
ハウス食品グループ本社	62,300	2,846.00	177,305,800	貸付有価証券 9,600株（7,800株）
カゴメ	77,800	3,268.00	254,250,400	貸付有価証券 13,000株
アリアケジャパン	18,000	5,230.00	94,140,000	貸付有価証券 200株
ピエトロ	900	1,803.00	1,622,700	
エバラ食品工業	4,300	2,955.00	12,706,500	

やまみ	900	3,285.00	2,956,500	貸付有価証券 400株（400株）
ニチレイ	82,900	3,540.00	293,466,000	貸付有価証券 700株（100株）
東洋水産	91,400	9,535.00	871,499,000	
イートアンドホールディングス	8,600	2,116.00	18,197,600	貸付有価証券 3,500株（300株）
大冷	900	1,935.00	1,741,500	
ヨシムラ・フード・ホールディングス	8,300	1,631.00	13,537,300	貸付有価証券 1,100株
日清食品ホールディングス	190,800	4,082.00	778,845,600	貸付有価証券 100株
永谷園ホールディングス	8,900	3,095.00	27,545,500	貸付有価証券 300株（300株）
一正蒲鉾	2,600	766.00	1,991,600	
フジッコ	18,600	1,858.00	34,558,800	貸付有価証券 600株（600株）
ロック・フィールド	22,100	1,461.00	32,288,100	貸付有価証券 4,600株（3,500株）
日本たばこ産業	1,099,300	4,348.00	4,779,756,400	
ケンコーマヨネーズ	12,500	2,016.00	25,200,000	
わらべや日洋ホールディングス	12,100	2,289.00	27,696,900	貸付有価証券 900株
なとり	11,400	2,110.00	24,054,000	
イフジ産業	1,200	1,408.00	1,689,600	貸付有価証券 500株
ファーマフーズ	24,000	970.00	23,280,000	貸付有価証券 11,500株（400株）
ユーグレナ	112,600	541.00	60,916,600	貸付有価証券 52,600株（10,100株）
紀文食品	15,700	1,261.00	19,797,700	
ピックルスホールディングス	10,600	1,200.00	12,720,000	貸付有価証券 4,800株
ミヨシ油脂	2,300	1,492.00	3,431,600	貸付有価証券 100株
理研ビタミン	15,600	2,768.00	43,180,800	貸付有価証券 400株（400株）
片倉工業	16,900	2,159.00	36,487,100	貸付有価証券 200株（200株）
グンゼ	13,100	5,760.00	75,456,000	貸付有価証券 900株
東洋紡	79,500	1,054.00	83,793,000	貸付有価証券 2,500株
ユニチカ	59,500	322.00	19,159,000	貸付有価証券 17,800株
富士紡ホールディングス	8,100	5,010.00	40,581,000	

		倉敷紡績	13,100	4,995.00	65,434,500	貸付有価証券 100株（100株）
		シキボウ	11,900	1,134.00	13,494,600	貸付有価証券 4,400株（4,300株）
		日本毛織	47,200	1,361.00	64,239,200	貸付有価証券 800株
		ダイトウボウ	10,000	104.00	1,040,000	貸付有価証券 4,700株（1,500株）
		トーア紡コーポレーション	2,400	425.00	1,020,000	貸付有価証券 100株
		ダイドーリミテッド	7,600	807.00	6,133,200	貸付有価証券 3,300株（500株）
		帝国繊維	20,800	2,654.00	55,203,200	貸付有価証券 100株（100株）
		帝人	176,800	1,336.50	236,293,200	貸付有価証券 1,300株
		東レ	1,233,100	761.50	939,005,650	貸付有価証券 1,100株
		住江織物	1,300	2,519.00	3,274,700	貸付有価証券 500株
		日本フエルト	3,400	500.00	1,700,000	貸付有価証券 200株
		イチカワ	800	1,778.00	1,422,400	
		日東製網	600	1,488.00	892,800	
		アツギ	4,300	615.00	2,644,500	貸付有価証券 1,200株
		ダイニック	1,900	841.00	1,597,900	
		セーレン	35,500	2,399.00	85,164,500	貸付有価証券 16,500株（13,100株）
		ソトー	1,900	738.00	1,402,200	
		東海染工	600	839.00	503,400	
		小松マテーレ	26,700	774.00	20,665,800	貸付有価証券 900株（900株）
		ワコールホールディングス	34,300	4,496.00	154,212,800	貸付有価証券 2,700株
		ホギメディカル	24,300	3,945.00	95,863,500	
		クラウディアホールディングス	1,600	430.00	688,000	貸付有価証券 700株（600株）
		ＴＳＩホールディングス	55,200	966.00	53,323,200	貸付有価証券 5,900株（700株）
		マツオカコーポレーション	1,900	1,785.00	3,391,500	貸付有価証券 800株
		ワールド	26,000	2,108.00	54,808,000	
		三陽商会	7,800	2,401.00	18,727,800	
		ナイガイ	2,000	262.00	524,000	貸付有価証券 900株

		オンワードホールディングス	108,500	622.00	67,487,000	
		ルックホールディングス	5,800	2,774.00	16,089,200	
		ゴールドウイン	32,600	8,814.00	287,336,400	貸付有価証券 2,300株
		デサント	31,700	3,375.00	106,987,500	貸付有価証券 100株
		キング	2,300	761.00	1,750,300	
		ヤマトインターナショナル	4,800	361.00	1,732,800	
		特種東海製紙	9,800	3,710.00	36,358,000	
		王子ホールディングス	766,700	634.80	486,701,160	
		日本製紙	103,800	960.00	99,648,000	貸付有価証券 19,100株（300株）
		三菱製紙	8,300	827.00	6,864,100	貸付有価証券 700株
		北越コーポレーション	90,400	1,058.00	95,643,200	貸付有価証券 41,500株（200株）
		中越パルプ工業	2,500	1,531.00	3,827,500	貸付有価証券 500株
		大王製紙	81,300	890.20	72,373,260	貸付有価証券 7,600株
		阿波製紙	1,700	535.00	909,500	貸付有価証券 700株
		レンゴー	167,600	1,043.50	174,890,600	貸付有価証券 2,000株
		トーモク	10,600	2,868.00	30,400,800	
		ザ・パック	13,700	3,790.00	51,923,000	貸付有価証券 6,300株（100株）
		北の達人コーポレーション	77,500	178.00	13,795,000	貸付有価証券 36,200株（400株）
		クラレ	268,200	1,849.50	496,035,900	貸付有価証券 1,800株（1,800株）
		旭化成	1,245,100	1,030.50	1,283,075,550	
		共和レザー	3,500	797.00	2,789,500	
		巴川コーポレーション	1,700	1,061.00	1,803,700	貸付有価証券 500株（400株）
		レゾナック・ホールディングス	177,900	3,522.00	626,563,800	貸付有価証券 13,700株（500株）
		住友化学	1,365,700	344.70	470,756,790	貸付有価証券 234,800株
		住友精化	8,600	5,320.00	45,752,000	
		日産化学	85,800	5,097.00	437,322,600	貸付有価証券 1,900株（400株）
		ラサ工業	7,100	2,980.00	21,158,000	
		クレハ	40,200	2,794.00	112,318,800	

		多木化学	7,100	4,430.00	31,453,000	貸付有価証券 200株
		テイカ	15,100	1,622.00	24,492,200	
		石原産業	30,500	1,624.00	49,532,000	
		片倉コープアグリ	1,500	1,210.00	1,815,000	貸付有価証券 700株（400株）
		日本曹達	21,500	5,260.00	113,090,000	
		東ソー	245,700	2,098.00	515,478,600	貸付有価証券 300株
		トクヤマ	59,400	2,950.50	175,259,700	
		セントラル硝子	19,700	3,745.00	73,776,500	
		東亜合成	88,500	1,514.50	134,033,250	貸付有価証券 200株
		大阪ソーダ	12,900	10,870.00	140,223,000	貸付有価証券 3,400株
		関東電化工業	35,600	957.00	34,069,200	貸付有価証券 1,400株
		デンカ	66,900	2,163.50	144,738,150	貸付有価証券 1,300株
		信越化学工業	1,650,400	6,238.00	10,295,195,200	
		日本カーバイド工業	8,700	1,986.00	17,278,200	
		堺化学工業	14,000	3,025.00	42,350,000	
		第一稀元素化学工業	20,100	846.00	17,004,600	貸付有価証券 100株
		エア・ウォーター	173,600	2,175.50	377,666,800	
		日本酸素ホールディングス	178,500	4,759.00	849,481,500	貸付有価証券 6,000株
		日本化学工業	6,700	2,756.00	18,465,200	
		東邦アセチレン	6,500	377.00	2,450,500	貸付有価証券 200株
		日本パーカライジング	82,000	1,307.00	107,174,000	
		高圧ガス工業	26,700	979.00	26,139,300	貸付有価証券 200株
		チタン工業	800	1,047.00	837,600	
		四国化成ホールディングス	20,800	2,130.00	44,304,000	
		戸田工業	4,200	2,104.00	8,836,800	貸付有価証券 900株（800株）
		ステラ　ケミファ	10,000	4,330.00	43,300,000	
		保土谷化学工業	5,800	5,470.00	31,726,000	
		日本触媒	107,200	1,606.50	172,216,800	貸付有価証券 11,900株
		大日精化工業	12,800	3,420.00	43,776,000	
		カネカ	45,300	4,225.00	191,392,500	貸付有価証券

				1,100株（500株）
三菱瓦斯化学	134,300	3,068.00	412,032,400	
三井化学	151,800	4,440.00	673,992,000	貸付有価証券 300株
東京応化工業	87,800	4,362.00	382,983,600	
大阪有機化学工業	15,400	3,815.00	58,751,000	貸付有価証券 2,700株
三菱ケミカルグループ	1,345,400	893.10	1,201,576,740	貸付有価証券 19,600株（19,600株）
ＫＨネオケム	28,100	2,288.00	64,292,800	
ダイセル	228,300	1,542.50	352,152,750	
住友ベークライト	51,500	4,702.00	242,153,000	
積水化学工業	366,500	2,226.00	815,829,000	貸付有価証券 5,400株（4,700株）
日本ゼオン	126,200	1,335.00	168,477,000	貸付有価証券 2,800株（2,800株）
アイカ工業	46,400	3,498.00	162,307,200	貸付有価証券 7,400株（7,200株）
ＵＢＥ	87,600	2,832.50	248,127,000	貸付有価証券 1,500株
積水樹脂	27,500	2,275.00	62,562,500	貸付有価証券 300株
タキロンシーアイ	46,900	735.00	34,471,500	
旭有機材	12,200	5,240.00	63,928,000	貸付有価証券 5,600株（600株）
ニチバン	10,000	1,923.00	19,230,000	貸付有価証券 200株
リケンテクノス	34,500	1,063.00	36,673,500	
大倉工業	8,500	2,833.00	24,080,500	貸付有価証券 3,200株（1,100株）
積水化成品工業	25,800	469.00	12,100,200	貸付有価証券 400株
群栄化学工業	4,300	3,305.00	14,211,500	
タイガースポリマー	2,800	839.00	2,349,200	
ミライアル	2,100	1,581.00	3,320,100	貸付有価証券 1,000株（1,000株）
ダイキアクシス	2,500	737.00	1,842,500	
ダイキョーニシカワ	40,600	703.00	28,541,800	貸付有価証券 100株
竹本容器	2,300	850.00	1,955,000	
森六ホールディングス	9,600	2,864.00	27,494,400	
恵和	13,200	1,660.00	21,912,000	貸付有価証券 800株
日本化薬	140,600	1,227.50	172,586,500	貸付有価証券 8,000株（8,000株）

カーリットホールディングス	19,800	1,447.00	28,650,600	貸付有価証券 400株（400株）
日本精化	12,200	2,768.00	33,769,600	貸付有価証券 500株
扶桑化学工業	19,500	4,090.00	79,755,000	貸付有価証券 300株
トリケミカル研究所	22,300	4,350.00	97,005,000	貸付有価証券 1,800株（1,600株）
ＡＤＥＫＡ	64,200	3,238.00	207,879,600	
日油	166,600	2,197.00	366,020,200	貸付有価証券 700株
新日本理化	8,500	186.00	1,581,000	貸付有価証券 100株
ハリマ化成グループ	12,900	932.00	12,022,800	
花王	416,100	6,524.00	2,714,636,400	
第一工業製薬	7,300	4,010.00	29,273,000	貸付有価証券 3,200株
石原ケミカル	8,200	2,318.00	19,007,600	
日華化学	2,500	1,061.00	2,652,500	
ニイタカ	1,200	1,896.00	2,275,200	貸付有価証券 500株（500株）
三洋化成工業	11,300	3,985.00	45,030,500	
有機合成薬品工業	5,000	306.00	1,530,000	
大日本塗料	20,400	1,323.00	26,989,200	
日本ペイントホールディングス	977,200	1,048.00	1,024,105,600	
関西ペイント	159,000	2,590.00	411,810,000	貸付有価証券 2,000株（2,000株）
神東塗料	5,100	132.00	673,200	貸付有価証券 100株
中国塗料	37,800	2,034.00	76,885,200	貸付有価証券 600株
日本特殊塗料	4,400	1,241.00	5,460,400	貸付有価証券 100株（100株）
藤倉化成	21,200	552.00	11,702,400	
太陽ホールディングス	32,000	3,405.00	108,960,000	貸付有価証券 100株
ＤＩＣ	71,900	3,051.00	219,366,900	
サカタインクス	40,900	1,804.00	73,783,600	
ａｒｔｉｅｎｃｅ	36,600	3,360.00	122,976,000	貸付有価証券 600株
富士フイルムホールディングス	1,025,600	3,762.00	3,858,307,200	
資生堂	384,800	4,588.00	1,765,462,400	
ライオン	234,500	1,254.00	294,063,000	貸付有価証券 16,400株

高砂香料工業	13,800	3,935.00	54,303,000	
マンダム	39,800	1,209.00	48,118,200	
ミルボン	25,000	3,325.00	83,125,000	
ファンケル	80,600	2,750.00	221,650,000	
コーセー	37,500	10,235.00	383,812,500	
コタ	18,700	1,592.00	29,770,400	貸付有価証券 200株（100株）
シーボン	900	1,397.00	1,257,300	
ポーラ・オルビスホールディングス	94,500	1,307.50	123,558,750	貸付有価証券 43,200株（5,400株）
ノエビアホールディングス	16,400	5,640.00	92,496,000	貸付有価証券 200株
アジュバンホールディングス	1,500	884.00	1,326,000	貸付有価証券 100株
新日本製薬	10,500	1,722.00	18,081,000	貸付有価証券 4,900株
Ｉ－ｎｅ	4,900	1,724.00	8,447,600	貸付有価証券 2,200株（1,600株）
アクシージア	12,100	1,025.00	12,402,500	貸付有価証券 1,800株
エステー	14,200	1,573.00	22,336,600	
アグロ　カネショウ	7,400	1,240.00	9,176,000	
コニシ	53,200	1,301.00	69,213,200	
長谷川香料	35,200	3,350.00	117,920,000	貸付有価証券 100株（100株）
小林製薬	53,600	5,223.00	279,952,800	貸付有価証券 1,600株
荒川化学工業	15,600	1,209.00	18,860,400	
メック	15,200	4,600.00	69,920,000	貸付有価証券 100株（100株）
日本高純度化学	4,200	3,505.00	14,721,000	
タカラバイオ	49,600	1,104.00	54,758,400	貸付有価証券 600株
ＪＣＵ	20,400	3,995.00	81,498,000	
新田ゼラチン	4,200	786.00	3,301,200	貸付有価証券 500株（200株）
ＯＡＴアグリオ	6,800	1,681.00	11,430,800	貸付有価証券 2,900株（1,300株）
デクセリアルズ	45,500	7,453.00	339,111,500	
アース製薬	16,700	4,830.00	80,661,000	貸付有価証券 7,800株（200株）
北興化学工業	18,500	1,489.00	27,546,500	貸付有価証券 2,600株
大成ラミック	5,300	2,822.00	14,956,600	

		クミアイ化学工業	73,200	805.00	58,926,000	貸付有価証券 4,700株
		日本農薬	33,800	757.00	25,586,600	貸付有価証券 500株（400株）
		アキレス	11,600	1,634.00	18,954,400	
		有沢製作所	32,300	1,627.00	52,552,100	
		日東電工	118,400	12,710.00	1,504,864,000	
		レック	23,600	1,221.00	28,815,600	貸付有価証券 6,100株（4,300株）
		三光合成	23,200	722.00	16,750,400	
		きもと	10,200	223.00	2,274,600	貸付有価証券 200株
		藤森工業	14,600	4,240.00	61,904,000	
		前澤化成工業	11,900	1,856.00	22,086,400	貸付有価証券 5,400株
		未来工業	6,600	3,975.00	26,235,000	貸付有価証券 1,600株
		ウェーブロックホールディングス	2,300	659.00	1,515,700	
		ＪＳＰ	13,000	2,312.00	30,056,000	貸付有価証券 5,900株
		エフピコ	34,900	2,412.00	84,178,800	貸付有価証券 6,400株（4,900株）
		天馬	12,300	2,770.00	34,071,000	貸付有価証券 700株
		信越ポリマー	39,700	1,508.00	59,867,600	
		東リ	13,600	398.00	5,412,800	貸付有価証券 800株
		ニフコ	55,100	3,837.00	211,418,700	
		バルカー	15,400	3,665.00	56,441,000	貸付有価証券 900株（900株）
		ユニ・チャーム	383,900	5,167.00	1,983,611,300	
		ショーエイコーポレーション	1,900	598.00	1,136,200	貸付有価証券 900株
		協和キリン	222,600	2,747.50	611,593,500	
		武田薬品工業	1,630,900	4,172.00	6,804,114,800	貸付有価証券 200株
		アステラス製薬	1,616,400	1,590.00	2,570,076,000	
		住友ファーマ	136,700	405.00	55,363,500	貸付有価証券 63,400株（50,200株）
		塩野義製薬	224,100	6,277.00	1,406,675,700	
		わかもと製薬	6,500	259.00	1,683,500	
		日本新薬	48,300	3,255.00	157,216,500	貸付有価証券 600株

		中外製薬	576,800	5,716.00	3,296,988,800	貸付有価証券 2,600株（2,500株）
		科研製薬	31,600	3,850.00	121,660,000	
		エーザイ	224,100	6,592.00	1,477,267,200	貸付有価証券 2,900株
		ロート製薬	178,500	3,371.00	601,723,500	貸付有価証券 3,700株（1,600株）
		小野薬品工業	376,900	2,196.50	827,860,850	貸付有価証券 53,900株
		久光製薬	41,000	3,717.00	152,397,000	貸付有価証券 1,000株（900株）
		持田製薬	20,600	3,115.00	64,169,000	貸付有価証券 200株
		参天製薬	325,100	1,644.00	534,464,400	
		扶桑薬品工業	6,500	2,444.00	15,886,000	
		日本ケミファ	700	1,624.00	1,136,800	
		ツムラ	58,000	4,105.00	238,090,000	貸付有価証券 200株
		キッセイ薬品工業	30,500	3,260.00	99,430,000	貸付有価証券 100株（100株）
		生化学工業	31,200	879.00	27,424,800	貸付有価証券 3,500株
		栄研化学	31,800	2,240.00	71,232,000	貸付有価証券 1,400株（1,300株）
		鳥居薬品	9,900	3,675.00	36,382,500	
		ＪＣＲファーマ	62,400	607.00	37,876,800	貸付有価証券 21,500株（600株）
		東和薬品	28,300	2,939.00	83,173,700	貸付有価証券 400株（300株）
		富士製薬工業	13,600	1,496.00	20,345,600	貸付有価証券 500株（100株）
		ゼリア新薬工業	25,500	2,113.00	53,881,500	貸付有価証券 100株
		ネクセラファーマ	80,600	1,603.00	129,201,800	貸付有価証券 12,000株（2,200株）
		第一三共	1,605,300	5,524.00	8,867,677,200	
		杏林製薬	40,000	1,702.00	68,080,000	貸付有価証券 1,800株（200株）
		大幸薬品	38,300	416.00	15,932,800	貸付有価証券 8,500株（7,600株）
		ダイト	14,000	2,230.00	31,220,000	貸付有価証券 600株（100株）
		大塚ホールディングス	383,300	6,770.00	2,594,941,000	
		ペプチドリーム	89,300	2,491.00	222,446,300	貸付有価証券 8,800株（1,800株）
		セルソース	6,800	1,344.00	9,139,200	貸付有価証券 2,900株（2,200株）

あすか製薬ホールディングス	18,900	2,481.00	46,890,900	
サワイグループホールディングス	42,100	6,537.00	275,207,700	貸付有価証券 1,300株（900株）
日本コークス工業	187,000	123.00	23,001,000	貸付有価証券 36,100株（12,900株）
ニチレキ	23,900	2,487.00	59,439,300	貸付有価証券 900株
ユシロ化学工業	9,600	1,832.00	17,587,200	
ビーピー・カストロール	2,400	962.00	2,308,800	
富士石油	53,700	514.00	27,601,800	貸付有価証券 5,400株（1,100株）
ＭＯＲＥＳＣＯ	2,200	1,337.00	2,941,400	
出光興産	956,900	1,041.50	996,611,350	貸付有価証券 66,900株（66,900株）
ＥＮＥＯＳホールディングス	2,917,400	826.60	2,411,522,840	
コスモエネルギーホールディングス	54,600	8,100.00	442,260,000	
横浜ゴム	93,200	3,557.00	331,512,400	貸付有価証券 900株（200株）
ＴＯＹＯ　ＴＩＲＥ	105,900	2,568.50	272,004,150	貸付有価証券 2,100株（2,100株）
ブリヂストン	539,400	6,322.00	3,410,086,800	貸付有価証券 200株（200株）
住友ゴム工業	180,700	1,602.50	289,571,750	貸付有価証券 3,200株（3,200株）
藤倉コンポジット	15,900	1,390.00	22,101,000	貸付有価証券 200株（200株）
オカモト	8,600	5,020.00	43,172,000	
フコク	9,700	2,297.00	22,280,900	
ニッタ	18,700	4,100.00	76,670,000	貸付有価証券 300株（300株）
住友理工	28,600	1,484.00	42,442,400	
三ツ星ベルト	21,400	4,525.00	96,835,000	貸付有価証券 1,800株（1,200株）
バンドー化学	27,300	2,002.00	54,654,600	
日東紡績	23,300	6,490.00	151,217,000	
ＡＧＣ	164,300	5,206.00	855,345,800	
日本板硝子	87,900	423.00	37,181,700	貸付有価証券 26,800株（18,400株）
石塚硝子	1,000	2,943.00	2,943,000	貸付有価証券 400株（400株）
日本山村硝子	2,300	1,652.00	3,799,600	貸付有価証券

				1,000株
日本電気硝子	75,200	3,659.00	275,156,800	貸付有価証券 200株（200株）
オハラ	8,700	1,303.00	11,336,100	貸付有価証券 800株
住友大阪セメント	30,700	3,935.00	120,804,500	貸付有価証券 300株
太平洋セメント	105,600	4,038.00	426,412,800	
日本ヒューム	16,100	1,179.00	18,981,900	
日本コンクリート工業	35,700	375.00	13,387,500	貸付有価証券 3,700株（900株）
三谷セキサン	7,700	6,050.00	46,585,000	
アジアパイルホールディングス	26,200	990.00	25,938,000	
東海カーボン	170,000	920.50	156,485,000	貸付有価証券 3,900株（700株）
日本カーボン	9,800	5,180.00	50,764,000	
東洋炭素	13,000	6,730.00	87,490,000	貸付有価証券 5,300株（5,200株）
ノリタケカンパニーリミテド	20,400	3,985.00	81,294,000	貸付有価証券 400株
ＴＯＴＯ	121,600	3,798.00	461,836,800	貸付有価証券 2,500株（100株）
日本碍子	214,300	2,060.00	441,458,000	
日本特殊陶業	154,300	4,670.00	720,581,000	貸付有価証券 2,900株（2,900株）
ダントーホールディングス	4,100	753.00	3,087,300	貸付有価証券 1,900株
ＭＡＲＵＷＡ	6,800	38,450.00	261,460,000	
品川リフラクトリーズ	22,700	1,985.00	45,059,500	
黒崎播磨	15,000	2,792.00	41,880,000	貸付有価証券 1,600株（1,200株）
ヨータイ	10,800	1,816.00	19,612,800	
東京窯業	6,600	445.00	2,937,000	
ニッカトー	2,800	575.00	1,610,000	
フジミインコーポレーテッド	49,500	3,035.00	150,232,500	貸付有価証券 1,100株（1,000株）
クニミネ工業	1,800	1,124.00	2,023,200	
エーアンドエーマテリアル	1,300	1,358.00	1,765,400	
ニチアス	46,600	4,720.00	219,952,000	貸付有価証券 2,500株（700株）
ニチハ	23,100	3,425.00	79,117,500	貸付有価証券 1,200株
日本製鉄	859,300	3,401.00	2,922,479,300	貸付有価証券 309,300株（305,600

				株)
神戸製鋼所	381,300	1,996.50	761,265,450	貸付有価証券 12,500株（9,200株）
中山製鋼所	43,300	943.00	40,831,900	貸付有価証券 2,200株（900株）
合同製鐵	10,600	5,130.00	54,378,000	貸付有価証券 200株
ＪＦＥホールディングス	527,200	2,315.50	1,220,731,600	
東京製鐵	53,300	1,631.00	86,932,300	貸付有価証券 600株
共英製鋼	21,600	2,096.00	45,273,600	貸付有価証券 600株（600株）
大和工業	35,700	7,826.00	279,388,200	
東京鐵鋼	8,400	5,080.00	42,672,000	貸付有価証券 300株
大阪製鐵	8,700	2,399.00	20,871,300	貸付有価証券 2,800株
淀川製鋼所	19,700	5,620.00	110,714,000	貸付有価証券 2,000株（1,600株）
中部鋼鈑	12,400	3,015.00	37,386,000	
丸一鋼管	57,700	3,731.00	215,278,700	貸付有価証券 700株
モリ工業	4,300	5,320.00	22,876,000	
大同特殊鋼	119,400	1,485.00	177,309,000	貸付有価証券 200株
日本高周波鋼業	2,400	495.00	1,188,000	貸付有価証券 1,100株（1,000株）
日本冶金工業	13,800	4,570.00	63,066,000	貸付有価証券 800株（600株）
山陽特殊製鋼	18,700	2,128.00	39,793,600	貸付有価証券 700株（400株）
愛知製鋼	10,900	3,535.00	38,531,500	貸付有価証券 500株（400株）
日本金属	1,700	772.00	1,312,400	貸付有価証券 300株
大平洋金属	16,100	1,281.00	20,624,100	貸付有価証券 2,000株（400株）
新日本電工	94,300	292.00	27,535,600	貸付有価証券 2,100株（700株）
栗本鐵工所	8,800	4,685.00	41,228,000	
虹技	800	1,193.00	954,400	
日本鋳鉄管	700	1,625.00	1,137,500	
三菱製鋼	14,000	1,507.00	21,098,000	貸付有価証券 100株
日亜鋼業	6,400	325.00	2,080,000	
日本精線	15,000	1,280.00	19,200,000	

		エンビプロ・ホールディングス	16,800	479.00	8,047,200	貸付有価証券 7,800株（100株）
		シンニッタン	7,900	235.00	1,856,500	貸付有価証券 300株
		新家工業	1,400	5,390.00	7,546,000	貸付有価証券 100株
		大紀アルミニウム工業所	24,000	1,272.00	30,528,000	貸付有価証券 10,500株（9,200株）
		日本軽金属ホールディングス	55,400	1,801.00	99,775,400	貸付有価証券 400株
		三井金属鉱業	55,200	5,139.00	283,672,800	貸付有価証券 100株
		三菱マテリアル	135,500	2,951.00	399,860,500	貸付有価証券 800株
		住友金属鉱山	219,800	4,878.00	1,072,184,400	貸付有価証券 5,200株
		ＤＯＷＡホールディングス	46,900	5,709.00	267,752,100	貸付有価証券 1,700株
		古河機械金属	25,000	1,880.00	47,000,000	貸付有価証券 100株（100株）
		大阪チタニウムテクノロジーズ	32,900	2,768.00	91,067,200	貸付有価証券 7,500株
		東邦チタニウム	39,200	1,434.00	56,212,800	貸付有価証券 13,700株（1,600株）
		ＵＡＣＪ	26,600	3,845.00	102,277,000	貸付有価証券 2,300株
		ＣＫサンエツ	4,600	3,880.00	17,848,000	
		古河電気工業	63,100	4,074.00	257,069,400	貸付有価証券 1,600株（1,200株）
		住友電気工業	709,200	2,502.50	1,774,773,000	貸付有価証券 2,700株（2,700株）
		フジクラ	223,600	3,176.00	710,153,600	
		ＳＷＣＣ	21,200	4,925.00	104,410,000	貸付有価証券 2,900株
		タツタ電線	33,700	720.00	24,264,000	貸付有価証券 14,100株
		カナレ電気	1,100	1,588.00	1,746,800	
		平河ヒューテック	12,100	1,470.00	17,787,000	貸付有価証券 4,100株
		リョービ	20,200	2,292.00	46,298,400	貸付有価証券 1,100株（1,000株）
		アーレスティ	6,800	730.00	4,964,000	貸付有価証券 3,100株（2,300株）
		ＡＲＥホールディングス	71,200	2,099.00	149,448,800	
		稲葉製作所	10,500	1,927.00	20,233,500	貸付有価証券 4,800株
		宮地エンジニアリンググループ	9,500	4,860.00	46,170,000	

トーカロ	54,700	2,058.00	112,572,600	貸付有価証券 200株
アルファＣｏ	2,300	1,424.00	3,275,200	
ＳＵＭＣＯ	336,800	2,315.50	779,860,400	貸付有価証券 25,100株
川田テクノロジーズ	13,400	2,762.00	37,010,800	
ＲＳ　Ｔｅｃｈｎｏｌｏｇｉｅｓ	12,700	3,500.00	44,450,000	貸付有価証券 5,400株（5,100株）
ジェイテックコーポレーション	1,100	1,611.00	1,772,100	貸付有価証券 500株（400株）
信和	4,100	766.00	3,140,600	
東洋製罐グループホールディングス	108,700	2,525.00	274,467,500	貸付有価証券 1,600株
ホッカンホールディングス	9,300	1,807.00	16,805,100	
コロナ	10,600	974.00	10,324,400	
横河ブリッジホールディングス	29,700	2,708.00	80,427,600	
駒井ハルテック	1,100	1,845.00	2,029,500	
高田機工	500	3,720.00	1,860,000	
三和ホールディングス	188,800	2,941.50	555,355,200	貸付有価証券 25,300株（23,100株）
文化シヤッター	49,600	1,761.00	87,345,600	
三協立山	23,800	805.00	19,159,000	貸付有価証券 800株（100株）
アルインコ	14,500	1,097.00	15,906,500	
東洋シヤッター	1,400	947.00	1,325,800	
ＬＩＸＩＬ	296,000	1,693.50	501,276,000	貸付有価証券 200株
日本フイルコン	4,100	533.00	2,185,300	
ノーリツ	30,000	1,757.00	52,710,000	貸付有価証券 1,100株（1,100株）
長府製作所	18,800	2,208.00	41,510,400	
リンナイ	90,700	3,660.00	331,962,000	貸付有価証券 5,600株（4,900株）
ダイニチ工業	3,100	704.00	2,182,400	
日東精工	27,500	585.00	16,087,500	貸付有価証券 200株（200株）
三洋工業	700	3,245.00	2,271,500	
岡部	33,900	776.00	26,306,400	
ジーテクト	24,100	1,957.00	47,163,700	貸付有価証券 500株（500株）
東プレ	33,400	2,113.00	70,574,200	貸付有価証券 200株

		高周波熱錬	28,100	1,108.00	31,134,800	
		東京製綱	12,300	1,352.00	16,629,600	貸付有価証券 1,200株（100株）
		サンコール	19,000	484.00	9,196,000	貸付有価証券 500株（200株）
		モリテック　スチール	5,600	233.00	1,304,800	貸付有価証券 700株（300株）
		パイオラックス	23,500	2,334.00	54,849,000	貸付有価証券 1,200株
		エイチワン	19,500	1,020.00	19,890,000	
		日本発條	167,700	1,603.50	268,906,950	貸付有価証券 1,800株
		中央発條	14,000	1,308.00	18,312,000	貸付有価証券 1,500株（1,400株）
		アドバネクス	800	1,199.00	959,200	
		立川ブラインド工業	8,600	1,355.00	11,653,000	
		三益半導体工業	17,100	3,690.00	63,099,000	貸付有価証券 300株（300株）
		日本ドライケミカル	1,500	2,840.00	4,260,000	
		日本製鋼所	51,100	4,283.00	218,861,300	
		三浦工業	77,500	3,257.00	252,417,500	
		タクマ	62,700	1,653.00	103,643,100	貸付有価証券 1,000株（100株）
		ツガミ	39,600	1,554.00	61,538,400	貸付有価証券 900株（700株）
		オークマ	16,200	7,248.00	117,417,600	貸付有価証券 1,000株（400株）
		芝浦機械	17,400	3,855.00	67,077,000	
		アマダ	281,200	1,777.00	499,692,400	貸付有価証券 4,000株（2,300株）
		アイダエンジニアリング	42,900	911.00	39,081,900	貸付有価証券 2,200株（400株）
		ＦＵＪＩ	87,400	2,549.00	222,782,600	貸付有価証券 1,100株（1,100株）
		牧野フライス製作所	20,500	6,750.00	138,375,000	
		オーエスジー	81,800	1,958.50	160,205,300	貸付有価証券 25,900株（22,100株）
		ダイジェット工業	600	861.00	516,600	
		旭ダイヤモンド工業	42,800	990.00	42,372,000	貸付有価証券 200株
		ＤＭＧ森精機	126,800	4,177.00	529,643,600	貸付有価証券 100株
		ソディック	45,200	726.00	32,815,200	貸付有価証券 300株
		ディスコ	89,400	61,040.00	5,456,976,000	貸付有価証券 700株

日東工器	8,600	2,418.00	20,794,800	貸付有価証券 600株（200株）
日進工具	17,200	1,004.00	17,268,800	
パンチ工業	6,100	482.00	2,940,200	貸付有価証券 2,100株（2,000株）
冨士ダイス	12,400	833.00	10,329,200	
豊和工業	3,400	850.00	2,890,000	貸付有価証券 400株（200株）
リケンＮＰＲ	20,100	2,821.00	56,702,100	貸付有価証券 700株（100株）
東洋機械金属	5,100	750.00	3,825,000	
津田駒工業	1,100	416.00	457,600	
エンシュウ	1,400	719.00	1,006,600	貸付有価証券 600株
島精機製作所	29,500	1,690.00	49,855,000	貸付有価証券 10,400株（3,300株）
オプトラン	30,500	2,020.00	61,610,000	貸付有価証券 200株
ＮＣホールディングス	1,400	2,205.00	3,087,000	
イワキポンプ	12,400	2,857.00	35,426,800	
フリュー	17,500	1,054.00	18,445,000	貸付有価証券 1,300株
ヤマシンフィルタ	44,100	398.00	17,551,800	貸付有価証券 5,800株（5,700株）
日阪製作所	20,200	1,060.00	21,412,000	
やまびこ	30,300	2,282.00	69,144,600	
野村マイクロ・サイエンス	25,100	4,320.00	108,432,000	貸付有価証券 11,600株（1,000株）
平田機工	8,900	6,660.00	59,274,000	貸付有価証券 600株（600株）
ＰＥＧＡＳＵＳ	20,500	598.00	12,259,000	貸付有価証券 600株（600株）
マルマエ	8,100	2,100.00	17,010,000	貸付有価証券 1,200株（100株）
タツモ	11,200	3,575.00	40,040,000	貸付有価証券 5,200株（2,500株）
ナブテスコ	116,500	2,728.00	317,812,000	貸付有価証券 6,800株（6,800株）
三井海洋開発	23,500	2,902.00	68,197,000	貸付有価証券 200株
レオン自動機	21,500	1,720.00	36,980,000	
ＳＭＣ	55,500	76,340.00	4,236,870,000	貸付有価証券 800株
ホソカワミクロン	13,000	4,225.00	54,925,000	
ユニオンツール	8,200	6,330.00	51,906,000	
瑞光	13,400	1,101.00	14,753,400	貸付有価証券

				2,900株（2,800株）
オイレス工業	25,200	2,335.00	58,842,000	
日精エー・エス・ビー機械	6,300	5,550.00	34,965,000	貸付有価証券 200株（200株）
サトーホールディングス	26,400	2,155.00	56,892,000	
技研製作所	17,400	1,936.00	33,686,400	貸付有価証券 2,400株（2,400株）
日本エアーテック	8,700	1,208.00	10,509,600	
カワタ	1,900	901.00	1,711,900	
日精樹脂工業	13,800	1,054.00	14,545,200	貸付有価証券 200株
オカダアイヨン	2,100	2,472.00	5,191,200	
ワイエイシイホールディングス	7,800	2,515.00	19,617,000	貸付有価証券 900株
小松製作所	869,800	4,671.00	4,062,835,800	貸付有価証券 4,100株
住友重機械工業	109,800	4,181.00	459,073,800	
日立建機	73,900	4,308.00	318,361,200	貸付有価証券 1,500株
日工	27,500	798.00	21,945,000	
巴工業	7,200	4,935.00	35,532,000	
井関農機	17,400	1,045.00	18,183,000	貸付有価証券 800株（600株）
ＴＯＷＡ	20,600	11,280.00	232,368,000	貸付有価証券 2,600株
丸山製作所	1,000	2,485.00	2,485,000	
北川鉄工所	7,300	1,540.00	11,242,000	
ローツェ	9,700	31,750.00	307,975,000	貸付有価証券 200株
タカキタ	2,000	468.00	936,000	
クボタ	970,200	2,250.00	2,182,950,000	
荏原実業	9,800	4,125.00	40,425,000	
三菱化工機	6,500	4,290.00	27,885,000	
月島ホールディングス	25,100	1,483.00	37,223,300	貸付有価証券 100株
帝国電機製作所	12,700	2,521.00	32,016,700	貸付有価証券 100株（100株）
東京機械製作所	1,600	431.00	689,600	
新東工業	37,500	1,152.00	43,200,000	
澁谷工業	17,400	3,570.00	62,118,000	
アイチ　コーポレーション	25,600	1,247.00	31,923,200	貸付有価証券 100株
小森コーポレーション	45,700	1,358.00	62,060,600	貸付有価証券

				1,700株（1,700株）
鶴見製作所	14,200	4,860.00	69,012,000	貸付有価証券 500株（100株）
日本ギア工業	2,400	573.00	1,375,200	貸付有価証券 1,000株
酒井重工業	3,300	5,930.00	19,569,000	貸付有価証券 700株（700株）
荏原製作所	380,800	2,543.50	968,564,800	貸付有価証券 5,500株（5,500株）
石井鐵工所	700	2,844.00	1,990,800	貸付有価証券 300株
酉島製作所	16,000	3,175.00	50,800,000	貸付有価証券 600株
北越工業	18,700	2,388.00	44,655,600	貸付有価証券 1,000株
ダイキン工業	221,500	22,370.00	4,954,955,000	貸付有価証券 2,100株
オルガノ	22,300	8,260.00	184,198,000	
トーヨーカネツ	6,300	3,925.00	24,727,500	
栗田工業	103,800	6,819.00	707,812,200	貸付有価証券 500株
椿本チエイン	25,500	6,230.00	158,865,000	貸付有価証券 800株（400株）
大同工業	2,700	948.00	2,559,600	
木村化工機	14,200	721.00	10,238,200	
アネスト岩田	28,700	1,644.00	47,182,800	貸付有価証券 500株（500株）
ダイフク	313,200	3,010.00	942,732,000	貸付有価証券 1,000株（300株）
サムコ	4,400	4,075.00	17,930,000	貸付有価証券 500株
加藤製作所	3,100	1,310.00	4,061,000	貸付有価証券 300株（300株）
油研工業	1,000	2,395.00	2,395,000	
タダノ	106,800	1,132.50	120,951,000	
フジテック	43,400	4,296.00	186,446,400	貸付有価証券 4,500株
ＣＫＤ	51,300	3,180.00	163,134,000	貸付有価証券 400株（400株）
平和	54,900	2,072.00	113,752,800	貸付有価証券 500株
理想科学工業	14,800	3,395.00	50,246,000	貸付有価証券 900株（300株）
ＳＡＮＫＹＯ	178,600	1,746.00	311,835,600	貸付有価証券 3,300株
日本金銭機械	22,400	1,381.00	30,934,400	貸付有価証券 2,600株（700株）

マースグループホールディングス	9,400	3,810.00	35,814,000	貸付有価証券 800株
フクシマガリレイ	12,100	6,650.00	80,465,000	
オーイズミ	2,300	365.00	839,500	
ダイコク電機	9,100	4,070.00	37,037,000	貸付有価証券 4,200株
竹内製作所	33,700	5,630.00	189,731,000	貸付有価証券 900株
アマノ	52,700	4,154.00	218,915,800	貸付有価証券 1,300株
ＪＵＫＩ	28,700	517.00	14,837,900	貸付有価証券 2,000株（1,100株）
ジャノメ	18,800	691.00	12,990,800	貸付有価証券 500株
マックス	26,100	3,845.00	100,354,500	貸付有価証券 200株
グローリー	44,500	2,803.50	124,755,750	貸付有価証券 800株（800株）
新晃工業	18,700	4,140.00	77,418,000	貸付有価証券 100株
大和冷機工業	28,400	1,534.00	43,565,600	
セガサミーホールディングス	165,700	2,388.50	395,774,450	貸付有価証券 200株
ＴＰＲ	23,600	2,555.00	60,298,000	貸付有価証券 200株（200株）
ツバキ・ナカシマ	37,200	786.00	29,239,200	貸付有価証券 400株
ホシザキ	109,500	5,102.00	558,669,000	貸付有価証券 1,700株（1,700株）
大豊工業	16,000	812.00	12,992,000	貸付有価証券 100株
日本精工	343,500	781.70	268,513,950	貸付有価証券 4,000株
ＮＴＮ	402,400	320.30	128,888,720	貸付有価証券 65,500株（59,000株）
ジェイテクト	165,100	1,119.50	184,829,450	
不二越	13,700	3,510.00	48,087,000	貸付有価証券 2,700株
日本トムソン	50,500	633.00	31,966,500	貸付有価証券 6,800株
ＴＨＫ	107,100	2,873.50	307,751,850	貸付有価証券 5,300株
ユーシン精機	14,700	754.00	11,083,800	
前澤給装工業	13,300	1,341.00	17,835,300	
イーグル工業	20,500	1,928.00	39,524,000	貸付有価証券 700株（700株）
前澤工業	3,900	1,463.00	5,705,700	

日本ピラー工業	17,200	5,370.00	92,364,000	
キッツ	62,100	1,137.00	70,607,700	貸付有価証券 2,400株（1,700株）
マキタ	211,600	4,372.00	925,115,200	
三井Ｅ＆Ｓ	92,100	1,456.00	134,097,600	貸付有価証券 43,000株（4,900株）
日立造船	163,700	1,052.00	172,212,400	貸付有価証券 7,100株（6,700株）
三菱重工業	3,245,200	1,723.00	5,591,479,600	貸付有価証券 3,500株
ＩＨＩ	138,200	4,805.00	664,051,000	
サノヤスホールディングス	9,100	210.00	1,911,000	貸付有価証券 100株（100株）
スター精密	34,100	2,109.00	71,916,900	貸付有価証券 100株（100株）
日清紡ホールディングス	139,500	1,074.50	149,892,750	貸付有価証券 700株
イビデン	96,800	6,548.00	633,846,400	貸付有価証券 34,100株（2,800株）
コニカミノルタ	414,400	445.20	184,490,880	貸付有価証券 8,100株（2,900株）
ブラザー工業	247,900	2,831.00	701,804,900	貸付有価証券 5,800株（2,200株）
ミネベアミツミ	322,800	3,295.00	1,063,626,000	貸付有価証券 10,300株（1,400株）
日立製作所	4,459,400	3,601.00	16,058,299,400	
三菱電機	2,032,700	2,567.50	5,218,957,250	
富士電機	112,800	9,152.00	1,032,345,600	貸付有価証券 2,600株
東洋電機製造	2,200	1,086.00	2,389,200	
安川電機	201,600	5,777.00	1,164,643,200	貸付有価証券 8,100株
シンフォニアテクノロジー	20,500	3,400.00	69,700,000	貸付有価証券 800株
明電舎	34,400	3,650.00	125,560,000	
オリジン	1,400	1,350.00	1,890,000	
山洋電気	8,000	7,280.00	58,240,000	貸付有価証券 300株（300株）
デンヨー	14,100	2,920.00	41,172,000	
ＰＨＣホールディングス	34,700	1,174.00	40,737,800	貸付有価証券 16,400株
ＫＯＫＵＳＡＩ　ＥＬＥＣＴＲＩＣ	96,800	4,690.00	453,992,000	貸付有価証券 45,000株（4,400株）
ソシオネクスト	135,300	3,809.00	515,357,700	貸付有価証券 9,400株
東芝テック	23,800	3,440.00	81,872,000	

		芝浦メカトロニクス	10,600	8,480.00	89,888,000	貸付有価証券 1,000株（200株）
		マブチモーター	91,300	2,387.50	217,978,750	貸付有価証券 3,800株（400株）
		ニデック	409,700	7,185.00	2,943,694,500	
		ユー・エム・シー・エレクトロニクス	11,700	392.00	4,586,400	貸付有価証券 500株（500株）
		トレックス・セミコンダクター	9,500	1,870.00	17,765,000	
		東光高岳	11,200	2,018.00	22,601,600	貸付有価証券 200株（200株）
		ダブル・スコープ	53,100	512.00	27,187,200	貸付有価証券 24,800株（15,900株）
		ダイヘン	17,600	8,300.00	146,080,000	貸付有価証券 100株
		ヤーマン	36,100	823.00	29,710,300	貸付有価証券 16,800株（5,800株）
		ＪＶＣケンウッド	146,500	932.00	136,538,000	貸付有価証券 2,000株（1,800株）
		ミマキエンジニアリング	17,600	1,927.00	33,915,200	貸付有価証券 2,000株（100株）
		Ｉ－ＰＥＸ	12,900	2,104.00	27,141,600	
		大崎電気工業	39,800	704.00	28,019,200	貸付有価証券 100株
		オムロン	141,700	5,529.00	783,459,300	貸付有価証券 2,100株（1,500株）
		日東工業	25,000	3,500.00	87,500,000	貸付有価証券 1,700株（1,000株）
		ＩＤＥＣ	27,400	2,953.00	80,912,200	貸付有価証券 100株
		正興電機製作所	2,100	1,432.00	3,007,200	
		不二電機工業	1,200	1,159.00	1,390,800	貸付有価証券 600株
		ジーエス・ユアサ　コーポレーション	72,400	3,187.00	230,738,800	
		サクサホールディングス	1,400	2,737.00	3,831,800	
		メルコホールディングス	5,800	3,500.00	20,300,000	
		テクノメディカ	4,500	1,794.00	8,073,000	
		ダイヤモンドエレクトリックホールディング	6,900	698.00	4,816,200	貸付有価証券 700株（300株）
		日本電気	243,700	13,245.00	3,227,806,500	貸付有価証券 3,700株
		富士通	1,707,600	2,517.00	4,298,029,200	
		沖電気工業	83,900	1,016.00	85,242,400	貸付有価証券 200株
		岩崎通信機	2,900	1,415.00	4,103,500	

		電気興業	7,500	2,113.00	15,847,500	
		サンケン電気	17,200	6,886.00	118,439,200	貸付有価証券 1,100株
		ナカヨ	1,000	1,190.00	1,190,000	
		アイホン	10,000	3,090.00	30,900,000	
		ルネサスエレクトロニクス	1,156,700	3,009.00	3,480,510,300	貸付有価証券 1,200株（1,200株）
		セイコーエプソン	238,100	2,499.00	595,011,900	貸付有価証券 7,600株（3,900株）
		ワコム	130,400	755.00	98,452,000	貸付有価証券 1,100株（1,000株）
		アルバック	40,700	10,510.00	427,757,000	貸付有価証券 1,100株（300株）
		アクセル	8,300	1,479.00	12,275,700	貸付有価証券 1,400株（1,400株）
		ＥＩＺＯ	13,600	4,865.00	66,164,000	
		日本信号	42,300	1,053.00	44,541,900	
		京三製作所	38,900	722.00	28,085,800	
		能美防災	25,100	2,433.00	61,068,300	貸付有価証券 100株
		ホーチキ	13,900	2,241.00	31,149,900	
		星和電機	2,700	577.00	1,557,900	
		エレコム	44,400	1,632.00	72,460,800	貸付有価証券 2,800株（2,000株）
		パナソニック　ホールディングス	2,192,200	1,317.00	2,887,127,400	貸付有価証券 500株
		シャープ	312,800	930.10	290,935,280	貸付有価証券 64,600株（19,700株）
		アンリツ	130,700	1,233.00	161,153,100	貸付有価証券 2,700株（2,700株）
		富士通ゼネラル	52,600	2,087.00	109,776,200	貸付有価証券 2,900株（2,900株）
		ソニーグループ	1,286,700	13,640.00	17,550,588,000	
		ＴＤＫ	293,800	9,865.00	2,898,337,000	貸付有価証券 1,200株（1,200株）
		帝国通信工業	8,100	2,106.00	17,058,600	
		タムラ製作所	73,900	715.00	52,838,500	貸付有価証券 12,000株（6,700株）
		アルプスアルパイン	165,700	1,536.50	254,598,050	貸付有価証券 21,600株（5,200株）
		池上通信機	2,000	808.00	1,616,000	
		日本電波工業	22,200	1,439.00	31,945,800	
		鈴木	9,900	1,415.00	14,008,500	
		メイコー	18,400	7,170.00	131,928,000	

		日本トリム	4,200	3,455.00	14,511,000	
		ローランド　ディー．ジー．	4,200	5,340.00	22,428,000	貸付有価証券 1,700株（1,700株）
		フォスター電機	13,700	1,802.00	24,687,400	貸付有価証券 600株
		ＳＭＫ	4,900	2,608.00	12,779,200	
		ヨコオ	16,400	2,097.00	34,390,800	貸付有価証券 2,100株（2,100株）
		ティアック	10,100	96.00	969,600	貸付有価証券 800株（800株）
		ホシデン	42,200	2,152.00	90,814,400	貸付有価証券 6,200株（5,500株）
		ヒロセ電機	27,400	17,770.00	486,898,000	貸付有価証券 200株
		日本航空電子工業	44,400	2,590.00	114,996,000	貸付有価証券 500株
		ＴＯＡ	21,100	1,111.00	23,442,100	貸付有価証券 100株
		マクセル	41,000	1,784.00	73,144,000	貸付有価証券 200株
		古野電気	24,100	2,088.00	50,320,800	貸付有価証券 600株
		スミダコーポレーション	25,000	1,150.00	28,750,000	貸付有価証券 6,200株（6,200株）
		アイコム	7,100	3,060.00	21,726,000	
		リオン	7,600	2,930.00	22,268,000	
		横河電機	203,000	3,890.00	789,670,000	貸付有価証券 300株（300株）
		新電元工業	7,100	2,961.00	21,023,100	貸付有価証券 200株
		アズビル	126,400	4,481.00	566,398,400	貸付有価証券 3,600株
		東亜ディーケーケー	2,900	858.00	2,488,200	
		日本光電工業	157,600	2,324.00	366,262,400	貸付有価証券 1,600株
		チノー	7,600	2,596.00	19,729,600	貸付有価証券 500株（500株）
		共和電業	5,700	460.00	2,622,000	
		日本電子材料	11,300	3,600.00	40,680,000	貸付有価証券 100株
		堀場製作所	35,100	12,980.00	455,598,000	貸付有価証券 700株
		アドバンテスト	526,400	6,425.00	3,382,120,000	
		小野測器	2,500	682.00	1,705,000	
		エスペック	14,700	3,185.00	46,819,500	
		キーエンス	183,800	70,550.00	12,967,090,000	

日置電機	8,700	6,790.00	59,073,000	貸付有価証券 2,800株（200株）
シスメックス	475,700	2,591.00	1,232,538,700	貸付有価証券 11,700株
日本マイクロニクス	33,000	6,690.00	220,770,000	貸付有価証券 2,700株
メガチップス	14,500	4,080.00	59,160,000	
ＯＢＡＲＡ　ＧＲＯＵＰ	11,500	4,175.00	48,012,500	貸付有価証券 2,100株（2,100株）
澤藤電機	700	1,284.00	898,800	貸付有価証券 200株
原田工業	2,700	585.00	1,579,500	貸付有価証券 1,200株
コーセル	19,600	1,251.00	24,519,600	貸付有価証券 100株（100株）
イリソ電子工業	16,900	3,040.00	51,376,000	
オプテックスグループ	33,700	1,691.00	56,986,700	貸付有価証券 1,300株
千代田インテグレ	7,200	3,170.00	22,824,000	
レーザーテック	84,200	36,090.00	3,038,778,000	
スタンレー電気	117,600	2,870.00	337,512,000	
ウシオ電機	81,200	2,092.00	169,870,400	貸付有価証券 3,100株（3,100株）
岡谷電機産業	4,700	251.00	1,179,700	貸付有価証券 400株
ヘリオス　テクノ　ホールディング	6,100	860.00	5,246,000	
エノモト	1,700	1,538.00	2,614,600	貸付有価証券 100株
日本セラミック	15,000	2,550.00	38,250,000	貸付有価証券 3,400株
遠藤照明	2,700	1,535.00	4,144,500	
古河電池	13,500	1,318.00	17,793,000	貸付有価証券 1,500株（1,500株）
山一電機	16,500	3,330.00	54,945,000	
図研	15,300	4,225.00	64,642,500	
日本電子	46,000	7,268.00	334,328,000	
カシオ計算機	132,800	1,201.50	159,559,200	貸付有価証券 1,800株
ファナック	889,100	4,409.00	3,920,041,900	貸付有価証券 3,500株
日本シイエムケイ	43,100	597.00	25,730,700	貸付有価証券 1,400株（1,400株）
エンプラス	5,300	8,030.00	42,559,000	貸付有価証券 2,400株（1,300株）
大真空	27,400	708.00	19,399,200	貸付有価証券 8,100株（7,400株）

ローム	339,700	2,150.00	730,355,000	貸付有価証券 8,900株（2,800株）
浜松ホトニクス	147,500	4,308.00	635,430,000	貸付有価証券 4,600株（300株）
三井ハイテック	16,300	6,285.00	102,445,500	貸付有価証券 5,500株（500株）
新光電気工業	65,000	5,640.00	366,600,000	
京セラ	1,141,600	1,851.50	2,113,672,400	貸付有価証券 31,300株（1,200株）
太陽誘電	89,500	4,086.00	365,697,000	貸付有価証券 200株
村田製作所	1,641,300	3,322.00	5,452,398,600	貸付有価証券 22,000株（13,500株）
双葉電子工業	35,000	655.00	22,925,000	
北陸電気工業	2,300	1,414.00	3,252,200	
ニチコン	48,200	1,200.00	57,840,000	貸付有価証券 5,300株（3,500株）
日本ケミコン	19,500	1,635.00	31,882,500	
ＫＯＡ	27,800	1,546.00	42,978,800	貸付有価証券 1,200株（400株）
市光工業	33,100	544.00	18,006,400	
小糸製作所	190,400	2,219.00	422,497,600	貸付有価証券 20,600株（3,100株）
ミツバ	34,500	1,147.00	39,571,500	貸付有価証券 3,500株
ＳＣＲＥＥＮホールディングス	62,800	14,500.00	910,600,000	貸付有価証券 400株
キヤノン電子	20,300	2,260.00	45,878,000	
キヤノン	916,400	4,354.00	3,990,005,600	
リコー	460,700	1,375.50	633,692,850	貸付有価証券 2,700株（1,900株）
象印マホービン	49,900	1,547.00	77,195,300	
ＭＵＴＯＨホールディングス	800	2,436.00	1,948,800	
東京エレクトロン	388,900	34,900.00	13,572,610,000	
イノテック	12,200	1,770.00	21,594,000	貸付有価証券 100株
トヨタ紡織	77,400	2,130.50	164,900,700	貸付有価証券 2,000株（1,000株）
芦森工業	1,200	2,425.00	2,910,000	貸付有価証券 100株
ユニプレス	33,000	1,339.00	44,187,000	貸付有価証券 400株
豊田自動織機	156,700	13,565.00	2,125,635,500	貸付有価証券 2,300株（500株）
モリタホールディングス	32,200	1,871.00	60,246,200	

		三櫻工業	28,000	1,025.00	28,700,000	貸付有価証券 600株（100株）
		デンソー	1,515,900	2,498.00	3,786,718,200	貸付有価証券 36,900株
		東海理化電機製作所	51,800	2,158.00	111,784,400	貸付有価証券 2,100株（2,100株）
		川崎重工業	150,000	6,110.00	916,500,000	貸付有価証券 900株
		名村造船所	51,500	2,409.00	124,063,500	貸付有価証券 24,000株
		日本車輌製造	6,000	2,549.00	15,294,000	
		三菱ロジスネクスト	29,300	1,601.00	46,909,300	貸付有価証券 9,200株（3,400株）
		近畿車輛	900	1,997.00	1,797,300	
		日産自動車	2,417,500	545.90	1,319,713,250	貸付有価証券 329,600株
		いすゞ自動車	515,900	2,131.00	1,099,382,900	
		トヨタ自動車	9,767,200	3,290.00	32,134,088,000	貸付有価証券 53,700株（53,700株）
		日野自動車	276,300	418.00	115,493,400	貸付有価証券 31,200株（2,600株）
		三菱自動車工業	716,800	443.20	317,685,760	貸付有価証券 168,600株（76,300株）
		エフテック	4,200	648.00	2,721,600	貸付有価証券 2,000株（1,300株）
		レシップホールディングス	2,600	685.00	1,781,000	
		ＧＭＢ	1,200	1,600.00	1,920,000	貸付有価証券 500株（500株）
		ファルテック	1,200	550.00	660,000	
		武蔵精密工業	44,900	1,883.00	84,546,700	貸付有価証券 1,300株（1,300株）
		日産車体	18,600	985.00	18,321,000	貸付有価証券 6,400株
		新明和工業	52,900	1,419.00	75,065,100	
		極東開発工業	30,300	2,512.00	76,113,600	貸付有価証券 100株
		トピー工業	14,900	2,489.00	37,086,100	貸付有価証券 400株（100株）
		ティラド	4,100	3,730.00	15,293,000	
		タチエス	33,900	1,965.00	66,613,500	貸付有価証券 500株
		ＮＯＫ	71,400	2,139.50	152,760,300	貸付有価証券 1,100株（1,100株）
		フタバ産業	49,200	883.00	43,443,600	貸付有価証券 1,200株（1,200株）

カヤバ	17,300	5,420.00	93,766,000	貸付有価証券 400株（400株）
大同メタル工業	35,900	624.00	22,401,600	
プレス工業	73,400	649.00	47,636,600	貸付有価証券 1,600株
ミクニ	7,700	413.00	3,180,100	貸付有価証券 600株
太平洋工業	42,100	1,508.00	63,486,800	貸付有価証券 7,700株（4,400株）
アイシン	141,700	5,243.00	742,933,100	貸付有価証券 6,000株
マツダ	607,700	1,556.00	945,581,200	貸付有価証券 111,100株（3,100株）
今仙電機製作所	3,900	622.00	2,425,800	貸付有価証券 400株（200株）
本田技研工業	4,353,400	1,720.00	7,487,848,000	貸付有価証券 3,800株（3,800株）
スズキ	1,349,800	1,851.00	2,498,479,800	貸付有価証券 48,100株
ＳＵＢＡＲＵ	569,800	3,410.00	1,943,018,000	
安永	2,700	592.00	1,598,400	貸付有価証券 1,200株（1,200株）
ヤマハ発動機	794,100	1,489.00	1,182,414,900	貸付有価証券 5,400株（100株）
ＴＢＫ	6,700	311.00	2,083,700	貸付有価証券 600株（600株）
エクセディ	30,000	2,948.00	88,440,000	貸付有価証券 600株
豊田合成	52,600	2,828.50	148,779,100	
愛三工業	30,500	1,400.00	42,700,000	貸付有価証券 400株（400株）
盟和産業	900	1,026.00	923,400	
日本プラスト	5,200	441.00	2,293,200	貸付有価証券 1,600株（1,500株）
ヨロズ	17,200	1,146.00	19,711,200	
エフ・シー・シー	32,600	2,349.00	76,577,400	
シマノ	74,100	24,845.00	1,841,014,500	貸付有価証券 100株（100株）
テイ・エス　テック	65,400	1,905.50	124,619,700	
ジャムコ	10,000	1,503.00	15,030,000	貸付有価証券 1,900株
テルモ	1,024,200	2,653.00	2,717,202,600	貸付有価証券 2,400株
クリエートメディック	2,000	946.00	1,892,000	
日機装	42,800	1,152.00	49,305,600	
日本エム・ディ・エム	14,600	684.00	9,986,400	貸付有価証券

				200株（200株）
島津製作所	244,100	4,025.00	982,502,500	貸付有価証券 2,900株
ＪＭＳ	17,000	540.00	9,180,000	
クボテック	1,700	216.00	367,200	貸付有価証券 300株（300株）
長野計器	13,400	2,950.00	39,530,000	貸付有価証券 400株（200株）
ブイ・テクノロジー	9,700	3,055.00	29,633,500	
東京計器	14,100	3,560.00	50,196,000	貸付有価証券 200株
愛知時計電機	7,900	2,289.00	18,083,100	
インターアクション	11,100	1,735.00	19,258,500	貸付有価証券 400株（200株）
オーバル	5,400	466.00	2,516,400	
東京精密	37,700	12,295.00	463,521,500	貸付有価証券 200株（100株）
マニー	73,500	1,985.00	145,897,500	貸付有価証券 11,700株（10,800株）
ニコン	265,600	1,626.00	431,865,600	貸付有価証券 200株
トプコン	89,300	1,796.50	160,427,450	貸付有価証券 700株
オリンパス	1,051,900	2,593.50	2,728,102,650	貸付有価証券 700株（600株）
理研計器	26,000	4,220.00	109,720,000	貸付有価証券 1,700株（1,300株）
タムロン	22,100	4,165.00	92,046,500	
ＨＯＹＡ	361,700	18,705.00	6,765,598,500	
シード	3,700	558.00	2,064,600	貸付有価証券 500株（500株）
ノーリツ鋼機	17,400	4,440.00	77,256,000	貸付有価証券 100株
Ａ＆Ｄホロンホールディングス	26,800	2,953.00	79,140,400	
朝日インテック	224,000	2,255.50	505,232,000	貸付有価証券 6,500株
シチズン時計	169,000	1,075.00	181,675,000	貸付有価証券 22,200株（1,800株）
リズム	1,400	3,785.00	5,299,000	貸付有価証券 600株
大研医器	5,300	548.00	2,904,400	
メニコン	63,200	1,321.00	83,487,200	貸付有価証券 2,800株（2,800株）
シンシア	700	456.00	319,200	
松風	8,300	4,680.00	38,844,000	

		セイコーグループ	25,600	4,915.00	125,824,000	貸付有価証券 500株
		ニプロ	153,100	1,261.50	193,135,650	貸付有価証券 47,700株（30,800株）
		ＫＹＯＲＩＴＳＵ	9,100	175.00	1,592,500	
		中本パックス	2,000	1,651.00	3,302,000	貸付有価証券 900株（900株）
		パラマウントベッドホールディングス	38,200	2,719.00	103,865,800	貸付有価証券 100株（100株）
		トランザクション	12,100	1,933.00	23,389,300	貸付有価証券 200株
		粧美堂	1,700	555.00	943,500	
		ニホンフラッシュ	17,200	926.00	15,927,200	
		前田工繊	32,700	1,691.00	55,295,700	
		永大産業	7,200	248.00	1,785,600	貸付有価証券 300株（200株）
		アートネイチャー	16,500	836.00	13,794,000	貸付有価証券 100株
		フルヤ金属	17,400	4,370.00	76,038,000	
		バンダイナムコホールディングス	498,800	3,140.00	1,566,232,000	
		アイフィスジャパン	1,700	617.00	1,048,900	
		ＳＨＯＥＩ	51,700	1,960.00	101,332,000	貸付有価証券 13,700株（2,900株）
		フランスベッドホールディングス	23,700	1,266.00	30,004,200	貸付有価証券 2,200株（900株）
		パイロットコーポレーション	25,900	4,283.00	110,929,700	
		萩原工業	12,300	1,568.00	19,286,400	
		フジシールインターナショナル	37,200	2,462.00	91,586,400	
		タカラトミー	83,600	3,168.00	264,844,800	貸付有価証券 300株
		広済堂ホールディングス	53,500	619.00	33,116,500	貸付有価証券 22,000株
		エステールホールディングス	1,400	653.00	914,200	
		タカノ	2,300	915.00	2,104,500	
		プロネクサス	19,000	1,319.00	25,061,000	
		ホクシン	4,700	121.00	568,700	貸付有価証券 1,900株
		ウッドワン	2,200	929.00	2,043,800	貸付有価証券 1,000株（1,000株）
		ＴＯＰＰＡＮホールディングス	219,000	4,433.00	970,827,000	
		大日本印刷	190,500	5,412.00	1,030,986,000	貸付有価証券

				7,200株
共同印刷	5,200	3,885.00	20,202,000	
ＮＩＳＳＨＡ	31,400	2,037.00	63,961,800	
光村印刷	500	1,621.00	810,500	
ＴＡＫＡＲＡ　＆　ＣＯＭＰＡＮＹ	10,800	3,170.00	34,236,000	
アシックス	626,200	2,461.00	1,541,078,200	
ツツミ	4,300	2,181.00	9,378,300	
ローランド	13,500	4,045.00	54,607,500	
小松ウオール工業	7,500	3,280.00	24,600,000	
ヤマハ	115,800	3,766.00	436,102,800	貸付有価証券 2,500株
河合楽器製作所	5,600	3,200.00	17,920,000	
クリナップ	18,000	743.00	13,374,000	貸付有価証券 200株（200株）
ピジョン	117,000	1,454.50	170,176,500	貸付有価証券 8,100株（2,600株）
キングジム	16,200	878.00	14,223,600	貸付有価証券 7,500株
リンテック	36,900	3,415.00	126,013,500	
イトーキ	35,000	1,717.00	60,095,000	貸付有価証券 15,100株（2,400株）
任天堂	1,160,000	8,556.00	9,924,960,000	
三菱鉛筆	25,400	2,510.00	63,754,000	貸付有価証券 200株（200株）
タカラスタンダード	37,600	1,735.00	65,236,000	
コクヨ	75,200	2,697.00	202,814,400	貸付有価証券 200株
ナカバヤシ	19,800	551.00	10,909,800	貸付有価証券 200株（200株）
グローブライド	16,500	2,140.00	35,310,000	貸付有価証券 100株
オカムラ	55,300	2,255.00	124,701,500	
美津濃	18,300	7,920.00	144,936,000	
東京電力ホールディングス	1,656,200	866.20	1,434,600,440	貸付有価証券 7,600株
中部電力	677,100	1,901.00	1,287,167,100	貸付有価証券 500株
関西電力	709,500	2,702.00	1,917,069,000	
中国電力	319,200	1,056.50	337,234,800	貸付有価証券 300株
北陸電力	187,900	1,018.50	191,376,150	貸付有価証券 4,300株
東北電力	483,700	1,451.50	702,090,550	貸付有価証券

				6,000株（6,000株）
四国電力	171,100	1,380.00	236,118,000	
九州電力	423,500	1,657.00	701,739,500	
北海道電力	177,500	1,194.00	211,935,000	貸付有価証券 40,500株
沖縄電力	46,900	1,115.00	52,293,500	貸付有価証券 2,500株
電源開発	150,900	2,510.50	378,834,450	貸付有価証券 23,500株（23,400株）
エフオン	13,400	412.00	5,520,800	
イーレックス	32,700	713.00	23,315,100	貸付有価証券 15,300株（6,000株）
レノバ	49,000	994.00	48,706,000	貸付有価証券 22,900株（1,100株）
東京瓦斯	357,700	3,455.00	1,235,853,500	貸付有価証券 29,200株
大阪瓦斯	366,100	3,543.00	1,297,092,300	貸付有価証券 200株
東邦瓦斯	79,600	3,903.00	310,678,800	貸付有価証券 3,000株（1,500株）
北海道瓦斯	11,000	3,445.00	37,895,000	
広島ガス	38,800	398.00	15,442,400	貸付有価証券 1,500株（200株）
西部ガスホールディングス	19,200	2,012.00	38,630,400	
静岡ガス	36,600	957.00	35,026,200	
メタウォーター	22,000	1,948.00	42,856,000	
ＳＢＳホールディングス	16,400	2,680.00	43,952,000	貸付有価証券 900株
東武鉄道	201,800	2,708.50	546,575,300	貸付有価証券 100株
相鉄ホールディングス	65,700	2,437.50	160,143,750	貸付有価証券 1,500株（1,100株）
東急	515,200	1,772.00	912,934,400	貸付有価証券 19,200株（11,000株）
京浜急行電鉄	227,400	1,175.50	267,308,700	貸付有価証券 8,400株（8,300株）
小田急電鉄	303,800	1,556.00	472,712,800	貸付有価証券 16,700株（2,300株）
京王電鉄	88,300	3,733.00	329,623,900	
京成電鉄	118,500	5,176.00	613,356,000	貸付有価証券 700株
富士急行	22,600	3,190.00	72,094,000	
東日本旅客鉄道	1,012,600	2,664.50	2,698,072,700	貸付有価証券 1,000株

西日本旅客鉄道	435,900	2,995.00	1,305,520,500	
東海旅客鉄道	707,700	3,473.00	2,457,842,100	貸付有価証券 800株
西武ホールディングス	222,200	2,217.00	492,617,400	貸付有価証券 100株
鴻池運輸	31,300	2,398.00	75,057,400	貸付有価証券 400株（400株）
西日本鉄道	49,100	2,577.50	126,555,250	貸付有価証券 5,800株（2,800株）
ハマキョウレックス	15,700	4,405.00	69,158,500	
サカイ引越センター	20,400	2,548.00	51,979,200	貸付有価証券 1,000株
近鉄グループホールディングス	183,400	3,502.00	642,266,800	貸付有価証券 14,600株（7,800株）
阪急阪神ホールディングス	244,600	4,274.00	1,045,420,400	貸付有価証券 1,100株（300株）
南海電気鉄道	81,800	2,671.00	218,487,800	貸付有価証券 1,400株（1,200株）
京阪ホールディングス	101,100	2,878.00	290,965,800	貸付有価証券 2,500株（2,500株）
神戸電鉄	5,000	2,788.00	13,940,000	貸付有価証券 2,300株
名古屋鉄道	189,200	1,753.50	331,762,200	貸付有価証券 16,700株
山陽電気鉄道	13,800	2,136.00	29,476,800	貸付有価証券 5,900株（100株）
アルプス物流	14,600	5,720.00	83,512,000	
ヤマトホールディングス	222,900	1,768.50	394,198,650	貸付有価証券 17,400株（8,300株）
山九	44,300	5,488.00	243,118,400	
丸運	3,600	368.00	1,324,800	貸付有価証券 600株
丸全昭和運輸	11,300	5,480.00	61,924,000	
センコーグループホールディングス	97,100	1,127.00	109,431,700	貸付有価証券 11,400株（600株）
トナミホールディングス	4,000	6,530.00	26,120,000	
ニッコンホールディングス	56,500	3,639.00	205,603,500	
日本石油輸送	600	3,045.00	1,827,000	
福山通運	16,800	3,970.00	66,696,000	貸付有価証券 2,100株（200株）
セイノーホールディングス	103,200	2,170.50	223,995,600	貸付有価証券 36,000株
エスライングループ本社	1,700	1,453.00	2,470,100	
神奈川中央交通	5,200	3,140.00	16,328,000	貸付有価証券 100株
ＡＺ－ＣＯＭ丸和ホール	46,900	1,169.00	54,826,100	貸付有価証券

ディングス				10,100株（500株）
Ｃ＆Ｆロジホールディングス	17,700	5,730.00	101,421,000	貸付有価証券 1,200株（1,200株）
九州旅客鉄道	129,700	3,485.00	452,004,500	
ＳＧホールディングス	308,000	1,482.50	456,610,000	貸付有価証券 15,600株
ＮＩＰＰＯＮ　ＥＸＰＲＥＳＳホールディン	62,200	7,415.00	461,213,000	
日本郵船	475,100	4,682.00	2,224,418,200	
商船三井	398,400	4,818.00	1,919,491,200	貸付有価証券 8,700株
川崎汽船	442,000	2,340.00	1,034,280,000	貸付有価証券 41,200株（27,100株）
ＮＳユナイテッド海運	9,900	5,060.00	50,094,000	貸付有価証券 2,300株（2,200株）
明海グループ	6,700	726.00	4,864,200	貸付有価証券 3,100株（1,900株）
飯野海運	67,300	1,280.00	86,144,000	貸付有価証券 12,800株（8,000株）
共栄タンカー	1,100	1,314.00	1,445,400	貸付有価証券 500株（500株）
乾汽船	21,500	1,161.00	24,961,500	貸付有価証券 1,800株（1,500株）
日本航空	450,500	2,538.50	1,143,594,250	貸付有価証券 500株
ＡＮＡホールディングス	499,100	2,969.50	1,482,077,450	貸付有価証券 37,400株
パスコ	1,200	1,810.00	2,172,000	
トランコム	5,300	6,550.00	34,715,000	
日新	13,900	4,775.00	66,372,500	
三菱倉庫	43,700	5,280.00	230,736,000	
三井倉庫ホールディングス	17,100	4,775.00	81,652,500	貸付有価証券 600株（600株）
住友倉庫	49,000	2,615.00	128,135,000	
澁澤倉庫	8,400	3,270.00	27,468,000	
東陽倉庫	1,600	1,530.00	2,448,000	
日本トランスシティ	36,900	1,082.00	39,925,800	貸付有価証券 200株（200株）
ケイヒン	1,100	2,255.00	2,480,500	
中央倉庫	9,800	1,314.00	12,877,200	貸付有価証券 2,400株
川西倉庫	1,100	1,215.00	1,336,500	
安田倉庫	12,500	1,600.00	20,000,000	
ファイズホールディングス	900	1,121.00	1,008,900	

東洋埠頭	1,800	1,386.00	2,494,800	
上組	84,700	3,313.00	280,611,100	
サンリツ	1,500	904.00	1,356,000	
キムラユニティー	2,900	1,749.00	5,072,100	
キユーソー流通システム	9,400	1,686.00	15,848,400	貸付有価証券 4,300株（3,200株）
東海運	3,600	297.00	1,069,200	貸付有価証券 200株
エーアイテイー	11,500	1,852.00	21,298,000	貸付有価証券 300株（300株）
内外トランスライン	7,400	2,856.00	21,134,400	
日本コンセプト	6,700	1,775.00	11,892,500	
ＮＥＣネッツエスアイ	71,800	2,443.00	175,407,400	
クロスキャット	11,700	1,401.00	16,391,700	貸付有価証券 100株
システナ	278,800	314.00	87,543,200	
デジタルアーツ	11,700	4,510.00	52,767,000	
日鉄ソリューションズ	62,900	2,723.00	171,276,700	
キューブシステム	9,700	1,191.00	11,552,700	
コア	8,200	1,968.00	16,137,600	
手間いらず	3,100	3,295.00	10,214,500	
ラクーンホールディングス	13,700	559.00	7,658,300	貸付有価証券 700株
ソリトンシステムズ	9,500	1,220.00	11,590,000	
ソフトクリエイトホールディングス	15,100	1,981.00	29,913,100	
ＴＩＳ	194,800	3,118.00	607,386,400	貸付有価証券 5,200株（3,400株）
テクミラホールディングス	2,800	398.00	1,114,400	貸付有価証券 600株（100株）
グリー	61,800	533.00	32,939,400	貸付有価証券 200株
ＧＭＯペパボ	2,300	1,472.00	3,385,600	
コーエーテクモホールディングス	115,500	1,389.00	160,429,500	貸付有価証券 33,400株
三菱総合研究所	9,000	4,970.00	44,730,000	貸付有価証券 100株
ボルテージ	1,700	268.00	455,600	貸付有価証券 700株（600株）
電算	700	1,499.00	1,049,300	
ＡＧＳ	2,500	1,046.00	2,615,000	貸付有価証券 1,200株
ファインデックス	14,600	1,017.00	14,848,200	貸付有価証券 200株（200株）

		ブレインパッド	15,300	1,059.00	16,202,700	貸付有価証券 600株
		ＫＬａｂ	35,900	234.00	8,400,600	貸付有価証券 15,800株（100株）
		ポールトゥウィンホールディングス	31,500	486.00	15,309,000	貸付有価証券 700株（700株）
		ネクソン	404,500	2,975.00	1,203,387,500	
		アイスタイル	61,600	487.00	29,999,200	貸付有価証券 28,700株
		エムアップホールディングス	22,600	1,440.00	32,544,000	貸付有価証券 2,300株
		エイチーム	12,200	736.00	8,979,200	貸付有価証券 200株（200株）
		エニグモ	23,400	329.00	7,698,600	貸付有価証券 3,100株（1,700株）
		テクノスジャパン	5,500	702.00	3,861,000	
		ｅｎｉｓｈ	6,900	300.00	2,070,000	貸付有価証券 3,000株（100株）
		コロプラ	62,600	654.00	40,940,400	貸付有価証券 3,200株（3,000株）
		オルトプラス	6,000	130.00	780,000	貸付有価証券 1,200株
		ブロードリーフ	87,400	582.00	50,866,800	貸付有価証券 1,600株（100株）
		クロス・マーケティンググループ	2,900	592.00	1,716,800	貸付有価証券 1,300株（1,300株）
		デジタルハーツホールディングス	11,500	1,037.00	11,925,500	貸付有価証券 200株（200株）
		メディアドゥ	8,300	1,513.00	12,557,900	
		じげん	53,700	598.00	32,112,600	貸付有価証券 3,000株（3,000株）
		ブイキューブ	22,100	259.00	5,723,900	貸付有価証券 7,300株（4,300株）
		エンカレッジ・テクノロジ	1,400	655.00	917,000	
		サイバーリンクス	2,300	822.00	1,890,600	
		ディー・エル・イー	4,400	174.00	765,600	貸付有価証券 2,000株
		フィックスターズ	18,500	1,954.00	36,149,000	貸付有価証券 6,800株（2,800株）
		ＣＡＲＴＡ　ＨＯＬＤＩＮＧＳ	8,700	1,609.00	13,998,300	貸付有価証券 4,000株
		オプティム	19,000	701.00	13,319,000	貸付有価証券 5,300株（2,400株）
		セレス	7,500	1,631.00	12,232,500	貸付有価証券 600株
		ＳＨＩＦＴ	12,300	14,580.00	179,334,000	貸付有価証券 5,500株

ティーガイア	19,300	3,050.00	58,865,000	貸付有価証券 2,000株
セック	2,500	4,490.00	11,225,000	貸付有価証券 100株（100株）
テクマトリックス	33,600	2,002.00	67,267,200	貸付有価証券 400株
プロシップ	8,900	1,391.00	12,379,900	
ガンホー・オンライン・エンターテイメント	48,000	2,711.50	130,152,000	貸付有価証券 1,000株（1,000株）
ＧＭＯペイメントゲートウェイ	42,100	8,853.00	372,711,300	貸付有価証券 7,400株（1,100株）
ザッパラス	1,400	436.00	610,400	貸付有価証券 300株（200株）
システムリサーチ	12,600	1,667.00	21,004,200	
インターネットイニシアティブ	88,100	2,369.50	208,752,950	貸付有価証券 3,100株
さくらインターネット	23,000	4,345.00	99,935,000	貸付有価証券 9,500株（1,900株）
ＧＭＯグローバルサイン・ホールディングス	5,600	2,982.00	16,699,200	
ＳＲＡホールディングス	9,400	4,440.00	41,736,000	
システムインテグレータ	1,800	371.00	667,800	
朝日ネット	19,800	668.00	13,226,400	貸付有価証券 100株
ｅＢＡＳＥ	25,900	723.00	18,725,700	貸付有価証券 500株（300株）
アバントグループ	23,300	1,379.00	32,130,700	貸付有価証券 500株（500株）
アドソル日進	7,700	1,894.00	14,583,800	
ＯＤＫソリューションズ	1,200	585.00	702,000	
フリービット	8,000	1,292.00	10,336,000	貸付有価証券 400株
コムチュア	26,600	1,825.00	48,545,000	
アステリア	14,400	569.00	8,193,600	貸付有価証券 4,300株（3,200株）
アイル	10,300	2,474.00	25,482,200	
マークラインズ	10,000	3,045.00	30,450,000	
メディカル・データ・ビジョン	22,000	599.00	13,178,000	貸付有価証券 10,200株（800株）
ｇｕｍｉ	29,900	341.00	10,195,900	貸付有価証券 14,000株（1,400株）
ショーケース	1,400	311.00	435,400	貸付有価証券 600株（500株）
モバイルファクトリー	1,300	660.00	858,000	
テラスカイ	8,000	2,033.00	16,264,000	貸付有価証券 3,700株（2,400株）

デジタル・インフォメーション・テクノロジ	9,600	1,862.00	17,875,200	
ＰＣＩホールディングス	2,500	967.00	2,417,500	貸付有価証券 400株（400株）
アイビーシー	900	460.00	414,000	貸付有価証券 100株
ネオジャパン	6,100	1,684.00	10,272,400	貸付有価証券 600株（600株）
ＰＲ　ＴＩＭＥＳ	3,700	1,908.00	7,059,600	貸付有価証券 100株
ラクス	87,200	2,082.50	181,594,000	貸付有価証券 7,600株
ランドコンピュータ	3,000	823.00	2,469,000	
ダブルスタンダード	5,600	1,732.00	9,699,200	貸付有価証券 900株（200株）
オープンドア	10,700	656.00	7,019,200	貸付有価証券 5,000株（800株）
マイネット	2,000	343.00	686,000	
アカツキ	9,000	2,651.00	23,859,000	
ベネフィットジャパン	400	1,278.00	511,200	
Ｕｂｉｃｏｍホールディングス	5,900	1,351.00	7,970,900	貸付有価証券 2,600株
カナミックネットワーク	23,100	557.00	12,866,700	貸付有価証券 600株（600株）
ノムラシステムコーポレーション	6,700	134.00	897,800	貸付有価証券 900株（900株）
チェンジホールディングス	40,200	1,201.00	48,280,200	貸付有価証券 16,400株（1,300株）
シンクロ・フード	3,900	523.00	2,039,700	貸付有価証券 1,800株（1,800株）
オークネット	6,800	2,752.00	18,713,600	貸付有価証券 2,800株
キャピタル・アセット・プランニング	1,200	869.00	1,042,800	
セグエグループ	5,600	618.00	3,460,800	貸付有価証券 2,600株（500株）
エイトレッド	900	1,640.00	1,476,000	貸付有価証券 200株（200株）
マクロミル	36,200	850.00	30,770,000	
ビーグリー	1,300	1,143.00	1,485,900	
オロ	6,700	2,574.00	17,245,800	
ユーザーローカル	7,800	1,992.00	15,537,600	貸付有価証券 2,200株
テモナ	1,400	213.00	298,200	
ニーズウェル	6,700	407.00	2,726,900	貸付有価証券 900株
マネーフォワード	41,200	5,395.00	222,274,000	貸付有価証券

				1,600株
サインポスト	2,400	679.00	1,629,600	貸付有価証券 700株（700株）
Ｓｕｎ　Ａｓｔｅｒｉｓｋ	13,100	855.00	11,200,500	貸付有価証券 6,100株（1,800株）
プラスアルファ・コンサルティング	23,300	1,897.00	44,200,100	貸付有価証券 600株
電算システムホールディングス	8,200	2,695.00	22,099,000	
Ａｐｐｉｅｒ　Ｇｒｏｕｐ	63,100	1,208.00	76,224,800	貸付有価証券 16,600株
ビジョナル	21,800	7,180.00	156,524,000	貸付有価証券 7,300株
ソルクシーズ	5,000	321.00	1,605,000	貸付有価証券 2,300株（100株）
フェイス	1,700	450.00	765,000	
プロトコーポレーション	20,200	1,479.00	29,875,800	
ハイマックス	5,800	1,423.00	8,253,400	
野村総合研究所	399,100	4,521.00	1,804,331,100	貸付有価証券 42,000株（2,100株）
ＣＥホールディングス	2,900	584.00	1,693,600	貸付有価証券 100株
日本システム技術	15,400	1,671.00	25,733,400	
インテージホールディングス	20,800	1,499.00	31,179,200	貸付有価証券 100株
東邦システムサイエンス	7,700	1,631.00	12,558,700	
ソースネクスト	84,300	212.00	17,871,600	貸付有価証券 32,300株
インフォコム	23,700	6,060.00	143,622,000	
シンプレクス・ホールディングス	28,000	2,835.00	79,380,000	貸付有価証券 500株
ＨＥＲＯＺ	7,200	1,260.00	9,072,000	貸付有価証券 3,300株（1,300株）
ラクスル	44,600	950.00	42,370,000	貸付有価証券 18,600株（4,100株）
メルカリ	89,900	1,997.50	179,575,250	貸付有価証券 42,000株（4,600株）
ＩＰＳ	5,300	2,243.00	11,887,900	
ＦＩＧ	7,100	349.00	2,477,900	貸付有価証券 3,200株（100株）
システムサポート	7,100	1,896.00	13,461,600	
イーソル	13,300	953.00	12,674,900	
東海ソフト	1,000	1,324.00	1,324,000	貸付有価証券 400株（400株）
ウイングアーク１ｓｔ	19,200	2,712.00	52,070,400	
ヒト・コミュニケーショ	6,100	950.00	5,795,000	貸付有価証券

ンズ・ホールディン				2,800株（100株）
サーバーワークス	3,800	3,310.00	12,578,000	
東名	600	2,483.00	1,489,800	貸付有価証券 300株
ヴィッツ	600	804.00	482,400	
トビラシステムズ	1,800	812.00	1,461,600	貸付有価証券 200株（200株）
Ｓａｎｓａｎ	60,500	1,730.00	104,665,000	貸付有価証券 19,800株（200株）
Ｌｉｎｋ－Ｕグループ	1,200	590.00	708,000	貸付有価証券 100株
ギフティ	16,200	1,115.00	18,063,000	貸付有価証券 7,500株（1,600株）
メドレー	24,700	3,600.00	88,920,000	貸付有価証券 10,700株（500株）
ベース	6,500	2,851.00	18,531,500	貸付有価証券 400株
ＪＭＤＣ	31,400	3,321.00	104,279,400	貸付有価証券 8,000株（600株）
フォーカスシステムズ	12,300	1,281.00	15,756,300	
クレスコ	30,200	1,333.00	40,256,600	
フジ・メディア・ホールディングス	177,000	1,835.50	324,883,500	貸付有価証券 5,400株
オービック	61,600	20,740.00	1,277,584,000	貸付有価証券 3,000株
ジャストシステム	26,500	3,010.00	79,765,000	
ＴＤＣソフト	34,500	1,232.00	42,504,000	貸付有価証券 200株（200株）
ＬＩＮＥヤフー	2,623,700	388.90	1,020,356,930	
トレンドマイクロ	87,100	6,531.00	568,850,100	貸付有価証券 300株
ＩＤホールディングス	12,400	1,485.00	18,414,000	
日本オラクル	35,300	11,100.00	391,830,000	貸付有価証券 300株（100株）
アルファシステムズ	4,800	3,025.00	14,520,000	
フューチャー	39,300	1,528.00	60,050,400	貸付有価証券 100株
ＣＡＣ　Ｈｏｌｄｉｎｇｓ	9,900	1,872.00	18,532,800	
ＳＢテクノロジー	3,100	2,943.00	9,123,300	貸付有価証券 1,500株（300株）
トーセ	1,800	692.00	1,245,600	
オービックビジネスコンサルタント	25,900	6,727.00	174,229,300	貸付有価証券 200株
アイティフォー	23,600	1,439.00	33,960,400	
東計電算	5,100	3,900.00	19,890,000	

		エックスネット	900	1,497.00	1,347,300	貸付有価証券 300株（300株）
		大塚商会	182,800	3,091.00	565,034,800	貸付有価証券 400株
		サイボウズ	25,400	1,999.00	50,774,600	貸付有価証券 3,100株（2,000株）
		電通総研	22,400	5,280.00	118,272,000	貸付有価証券 1,100株
		ＡＣＣＥＳＳ	19,100	1,275.00	24,352,500	貸付有価証券 8,900株
		デジタルガレージ	29,400	2,470.00	72,618,000	
		ＥＭシステムズ	30,700	609.00	18,696,300	
		ウェザーニューズ	5,700	4,690.00	26,733,000	貸付有価証券 2,200株（100株）
		ＣＩＪ	45,900	460.00	21,114,000	貸付有価証券 600株（500株）
		ビジネスエンジニアリング	3,900	3,780.00	14,742,000	貸付有価証券 1,800株（100株）
		日本エンタープライズ	6,400	138.00	883,200	貸付有価証券 1,900株（200株）
		ＷＯＷＯＷ	13,900	1,119.00	15,554,100	貸付有価証券 100株
		スカラ	17,100	691.00	11,816,100	貸付有価証券 1,800株（500株）
		インテリジェント　ウェイブ	3,300	1,080.00	3,564,000	
		ＡＮＹＣＯＬＯＲ	26,100	2,759.00	72,009,900	貸付有価証券 11,700株（6,100株）
		ＩＭＡＧＩＣＡ　ＧＲＯＵＰ	18,400	549.00	10,101,600	貸付有価証券 700株（700株）
		ネットワンシステムズ	71,700	2,948.00	211,371,600	貸付有価証券 2,600株
		システムソフト	64,100	67.00	4,294,700	貸付有価証券 24,100株（1,700株）
		アルゴグラフィックス	16,900	4,795.00	81,035,500	
		マーベラス	29,900	649.00	19,405,100	貸付有価証券 2,200株（1,800株）
		エイベックス	31,400	1,364.00	42,829,600	貸付有価証券 400株（400株）
		ＢＩＰＲＯＧＹ	60,300	4,458.00	268,817,400	貸付有価証券 200株
		都築電気	9,700	2,482.00	24,075,400	
		ＴＢＳホールディングス	92,700	4,054.00	375,805,800	貸付有価証券 7,000株
		日本テレビホールディングス	163,100	2,323.50	378,962,850	貸付有価証券 9,300株（1,300株）
		朝日放送グループホールディングス	17,200	677.00	11,644,400	貸付有価証券 8,000株

テレビ朝日ホールディングス	44,700	2,136.00	95,479,200	貸付有価証券 600株（600株）
スカパーＪＳＡＴホールディングス	143,100	868.00	124,210,800	
テレビ東京ホールディングス	13,300	3,760.00	50,008,000	貸付有価証券 5,100株（5,000株）
日本ＢＳ放送	2,200	934.00	2,054,800	
ビジョン	27,500	1,242.00	34,155,000	貸付有価証券 10,300株
スマートバリュー	1,800	396.00	712,800	貸付有価証券 700株（200株）
Ｕ－ＮＥＸＴ　ＨＯＬＤＩＮＧＳ	20,700	4,500.00	93,150,000	
ワイヤレスゲート	2,700	264.00	712,800	貸付有価証券 1,200株
日本通信	181,400	188.00	34,103,200	貸付有価証券 24,300株（19,900株）
クロップス	800	1,138.00	910,400	
日本電信電話	54,813,500	151.80	8,320,689,300	
ＫＤＤＩ	1,355,400	4,254.00	5,765,871,600	貸付有価証券 4,900株（4,400株）
ソフトバンク	2,943,200	1,964.50	5,781,916,400	
光通信	18,300	29,965.00	548,359,500	
エムティーアイ	12,600	874.00	11,012,400	貸付有価証券 200株
ＧＭＯインターネットグループ	67,500	2,456.00	165,780,000	貸付有価証券 1,300株（1,100株）
ファイバーゲート	9,900	1,111.00	10,998,900	貸付有価証券 4,600株（4,600株）
アイドママーケティングコミュニケーション	1,700	232.00	394,400	
ＫＡＤＯＫＡＷＡ	97,400	2,579.50	251,243,300	貸付有価証券 4,900株（100株）
学研ホールディングス	33,700	1,058.00	35,654,600	
ゼンリン	31,500	939.00	29,578,500	貸付有価証券 100株
昭文社ホールディングス	2,600	375.00	975,000	貸付有価証券 1,100株
インプレスホールディングス	6,200	164.00	1,016,800	
アイネット	11,200	2,148.00	24,057,600	貸付有価証券 100株
松竹	9,600	9,421.00	90,441,600	貸付有価証券 600株
東宝	102,500	4,704.00	482,160,000	
東映	30,400	3,800.00	115,520,000	貸付有価証券 1,800株

ＮＴＴデータグループ	481,800	2,362.00	1,138,011,600	貸付有価証券 10,900株
ピー・シー・エー	10,600	2,367.00	25,090,200	
ビジネスブレイン太田昭和	7,200	2,249.00	16,192,800	
ＤＴＳ	36,400	4,215.00	153,426,000	貸付有価証券 1,100株
スクウェア・エニックス・ホールディングス	84,200	4,832.00	406,854,400	貸付有価証券 100株
シーイーシー	23,300	2,141.00	49,885,300	
カプコン	329,600	3,033.00	999,676,800	貸付有価証券 4,600株
アイ・エス・ビー	9,400	1,448.00	13,611,200	
ジャステック	3,800	1,939.00	7,368,200	貸付有価証券 500株
ＳＣＳＫ	128,900	3,213.00	414,155,700	貸付有価証券 3,800株
ＮＳＷ	8,200	3,320.00	27,224,000	
アイネス	14,400	1,841.00	26,510,400	
ＴＫＣ	32,900	3,465.00	113,998,500	
富士ソフト	37,000	7,260.00	268,620,000	貸付有価証券 800株（800株）
ＮＳＤ	65,000	3,085.00	200,525,000	貸付有価証券 3,400株
コナミグループ	69,000	11,580.00	799,020,000	
福井コンピュータホールディングス	11,400	2,525.00	28,785,000	
ＪＢＣＣホールディングス	12,200	3,650.00	44,530,000	貸付有価証券 400株
ミロク情報サービス	16,700	1,985.00	33,149,500	貸付有価証券 7,500株
ソフトバンクグループ	909,000	10,390.00	9,444,510,000	
リョーサン菱洋ホールディングス	36,600	2,956.00	108,189,600	貸付有価証券 4,600株
高千穂交易	6,900	3,925.00	27,082,500	貸付有価証券 2,800株
オルバヘルスケアホールディングス	1,100	2,016.00	2,217,600	貸付有価証券 500株
伊藤忠食品	4,400	7,060.00	31,064,000	貸付有価証券 200株
エレマテック	17,400	2,014.00	35,043,600	
あらた	29,700	3,530.00	104,841,000	
トーメンデバイス	2,800	7,550.00	21,140,000	
東京エレクトロン　デバイス	19,400	4,280.00	83,032,000	貸付有価証券 1,500株（400株）
円谷フィールズホールデ	31,500	1,714.00	53,991,000	貸付有価証券

ィングス				15,300株
双日	216,400	3,909.00	845,907,600	
アルフレッサ　ホールディングス	195,100	2,203.00	429,805,300	貸付有価証券 700株
横浜冷凍	48,900	1,049.00	51,296,100	貸付有価証券 500株
神栄	900	1,843.00	1,658,700	貸付有価証券 100株
ラサ商事	8,900	1,814.00	16,144,600	
アルコニックス	25,600	1,564.00	40,038,400	
神戸物産	150,400	3,584.00	539,033,600	貸付有価証券 1,300株（1,000株）
ハイパー	1,400	313.00	438,200	
あい　ホールディングス	31,100	2,376.00	73,893,600	貸付有価証券 1,000株（900株）
ディーブイエックス	1,800	1,001.00	1,801,800	
ダイワボウホールディングス	86,100	2,881.50	248,097,150	
マクニカホールディングス	46,000	6,750.00	310,500,000	貸付有価証券 7,600株（5,700株）
ラクト・ジャパン	7,600	2,780.00	21,128,000	
グリムス	8,200	2,567.00	21,049,400	貸付有価証券 600株
バイタルケーエスケー・ホールディングス	29,400	1,361.00	40,013,400	貸付有価証券 200株
八洲電機	15,700	1,791.00	28,118,700	
メディアスホールディングス	11,300	905.00	10,226,500	貸付有価証券 5,200株
レスター	16,500	3,195.00	52,717,500	貸付有価証券 200株（200株）
ジオリーブグループ	1,500	1,201.00	1,801,500	
大光	3,400	610.00	2,074,000	貸付有価証券 1,500株
ＯＣＨＩホールディングス	1,500	1,478.00	2,217,000	
ＴＯＫＡＩホールディングス	105,600	984.00	103,910,400	
黒谷	1,800	710.00	1,278,000	貸付有価証券 800株
Ｃｏｍｉｎｉｘ	1,300	906.00	1,177,800	
三洋貿易	19,900	1,613.00	32,098,700	
ビューティガレージ	6,100	1,638.00	9,991,800	貸付有価証券 2,800株（1,700株）
ウイン・パートナーズ	12,600	1,213.00	15,283,800	貸付有価証券 4,700株
ミタチ産業	1,800	1,126.00	2,026,800	貸付有価証券

				800株（800株）
シップヘルスケアホールディングス	69,900	2,375.00	166,012,500	
明治電機工業	7,200	1,850.00	13,320,000	
デリカフーズホールディングス	2,800	573.00	1,604,400	
スターティアホールディングス	1,700	2,213.00	3,762,100	貸付有価証券 700株（500株）
コメダホールディングス	47,700	2,718.00	129,648,600	貸付有価証券 1,800株（1,800株）
ピーバンドットコム	800	381.00	304,800	
アセンテック	7,400	555.00	4,107,000	貸付有価証券 3,000株（1,200株）
富士興産	1,800	1,789.00	3,220,200	貸付有価証券 800株（200株）
協栄産業	700	2,877.00	2,013,900	貸付有価証券 200株
フルサト・マルカホールディングス	17,300	2,151.00	37,212,300	
ヤマエグループホールディングス	17,100	2,494.00	42,647,400	貸付有価証券 2,000株
小野建	19,400	1,692.00	32,824,800	
南陽	2,700	1,136.00	3,067,200	
佐鳥電機	12,200	2,016.00	24,595,200	貸付有価証券 1,200株（100株）
エコートレーディング	1,200	1,342.00	1,610,400	
伯東	11,100	5,140.00	57,054,000	貸付有価証券 2,600株（100株）
コンドーテック	14,900	1,406.00	20,949,400	
中山福	3,400	375.00	1,275,000	
ナガイレーベン	24,600	2,643.00	65,017,800	
三菱食品	17,900	5,460.00	97,734,000	
松田産業	14,800	2,931.00	43,378,800	
第一興商	75,200	1,656.50	124,568,800	貸付有価証券 800株
メディパルホールディングス	197,700	2,448.00	483,969,600	
ＳＰＫ	8,600	2,363.00	20,321,800	
萩原電気ホールディングス	8,300	3,930.00	32,619,000	
アズワン	60,300	2,867.00	172,880,100	貸付有価証券 200株
スズデン	6,800	1,980.00	13,464,000	貸付有価証券 400株
尾家産業	1,500	2,223.00	3,334,500	

シモジマ	13,000	1,338.00	17,394,000	
ドウシシャ	18,000	2,368.00	42,624,000	貸付有価証券 200株（200株）
小津産業	1,400	1,645.00	2,303,000	貸付有価証券 600株（500株）
高速	11,500	2,470.00	28,405,000	
たけびし	7,400	2,277.00	16,849,800	
リックス	4,400	3,030.00	13,332,000	
丸文	17,300	1,250.00	21,625,000	貸付有価証券 100株
ハピネット	16,500	3,335.00	55,027,500	貸付有価証券 100株
橋本総業ホールディングス	7,700	1,380.00	10,626,000	貸付有価証券 3,500株（100株）
日本ライフライン	52,100	1,133.00	59,029,300	貸付有価証券 5,400株
タカショー	16,900	545.00	9,210,500	貸付有価証券 7,800株（1,000株）
ＩＤＯＭ	51,400	1,398.00	71,857,200	
進和	11,900	2,944.00	35,033,600	
エスケイジャパン	1,600	854.00	1,366,400	貸付有価証券 100株（100株）
ダイトロン	7,700	2,901.00	22,337,700	
シークス	27,700	1,284.00	35,566,800	
田中商事	1,800	817.00	1,470,600	
オーハシテクニカ	10,200	1,797.00	18,329,400	貸付有価証券 400株
白銅	5,500	2,864.00	15,752,000	貸付有価証券 3,100株
ダイコー通産	700	1,218.00	852,600	
伊藤忠商事	1,306,700	7,854.00	10,262,821,800	
丸紅	1,612,500	2,975.50	4,797,993,750	
高島	4,400	1,043.00	4,589,200	貸付有価証券 100株
長瀬産業	86,800	3,149.00	273,333,200	貸付有価証券 500株
蝶理	12,200	3,580.00	43,676,000	
豊田通商	510,900	3,132.00	1,600,138,800	貸付有価証券 2,400株
三共生興	26,900	742.00	19,959,800	
兼松	81,300	2,694.00	219,022,200	貸付有価証券 1,400株
ツカモトコーポレーション	900	1,230.00	1,107,000	

三井物産	2,912,100	3,651.00	10,632,077,100	
日本紙パルプ商事	9,300	6,080.00	56,544,000	
カメイ	20,700	2,370.00	49,059,000	
東都水産	300	6,510.00	1,953,000	貸付有価証券 100株
ＯＵＧホールディングス	900	2,741.00	2,466,900	
スターゼン	13,400	3,010.00	40,334,000	
山善	58,900	1,419.00	83,579,100	貸付有価証券 27,500株（19,200株）
椿本興業	12,100	2,226.00	26,934,600	
住友商事	1,176,500	4,017.00	4,726,000,500	
内田洋行	7,900	8,370.00	66,123,000	
三菱商事	3,732,700	3,148.00	11,750,539,600	
第一実業	18,300	2,431.00	44,487,300	
キヤノンマーケティングジャパン	45,000	4,474.00	201,330,000	貸付有価証券 700株
西華産業	7,600	4,420.00	33,592,000	貸付有価証券 200株
佐藤商事	13,500	1,714.00	23,139,000	
東京産業	17,700	723.00	12,797,100	貸付有価証券 2,000株
ユアサ商事	15,200	5,670.00	86,184,000	
神鋼商事	4,900	7,920.00	38,808,000	貸付有価証券 100株
トルク	4,600	233.00	1,071,800	貸付有価証券 1,000株
阪和興業	34,900	6,160.00	214,984,000	
正栄食品工業	12,900	4,690.00	60,501,000	貸付有価証券 5,800株
カナデン	14,600	1,692.00	24,703,200	
ＲＹＯＤＥＮ	15,700	2,765.00	43,410,500	
岩谷産業	44,300	9,354.00	414,382,200	貸付有価証券 2,900株
ナイス	2,000	2,008.00	4,016,000	
ニチモウ	2,000	2,236.00	4,472,000	
極東貿易	11,600	1,800.00	20,880,000	貸付有価証券 200株
アステナホールディングス	36,500	543.00	19,819,500	
三愛オブリ	45,300	2,063.00	93,453,900	
稲畑産業	38,400	3,530.00	135,552,000	貸付有価証券 300株

ＧＳＩクレオス	10,400	2,280.00	23,712,000	
明和産業	23,000	726.00	16,698,000	
クワザワホールディングス	2,300	819.00	1,883,700	貸付有価証券 1,000株
ワキタ	32,200	1,728.00	55,641,600	
東邦ホールディングス	52,500	4,204.00	220,710,000	貸付有価証券 24,400株（20,600株）
サンゲツ	44,700	2,981.00	133,250,700	貸付有価証券 200株
ミツウロコグループホールディングス	24,800	1,763.00	43,722,400	貸付有価証券 2,400株（100株）
シナネンホールディングス	5,400	4,885.00	26,379,000	貸付有価証券 100株
伊藤忠エネクス	48,200	1,521.00	73,312,200	貸付有価証券 100株
サンリオ	157,900	2,958.00	467,068,200	貸付有価証券 3,700株（3,300株）
サンワテクノス	9,900	2,285.00	22,621,500	
新光商事	26,100	942.00	24,586,200	貸付有価証券 3,500株（3,500株）
トーホー	7,600	3,685.00	28,006,000	
三信電気	7,800	2,204.00	17,191,200	
東陽テクニカ	17,900	1,736.00	31,074,400	
モスフードサービス	28,600	3,620.00	103,532,000	
加賀電子	17,700	5,770.00	102,129,000	貸付有価証券 400株
ソーダニッカ	18,500	1,128.00	20,868,000	貸付有価証券 200株（200株）
立花エレテック	12,900	3,060.00	39,474,000	
フォーバル	7,600	1,548.00	11,764,800	貸付有価証券 3,500株
ＰＡＬＴＡＣ	26,200	4,381.00	114,782,200	貸付有価証券 200株（200株）
三谷産業	34,000	377.00	12,818,000	貸付有価証券 300株
太平洋興発	2,400	815.00	1,956,000	
西本Ｗｉｓｍｅｔｔａｃホールディングス	14,800	1,407.00	20,823,600	貸付有価証券 5,700株（4,500株）
ヤマシタヘルスケアホールディングス	500	2,647.00	1,323,500	
コーア商事ホールディングス	14,400	701.00	10,094,400	貸付有価証券 6,700株
ＫＰＰグループホールディングス	50,300	810.00	40,743,000	貸付有価証券 100株
ヤマタネ	8,600	2,905.00	24,983,000	

丸紅建材リース	500	3,160.00	1,580,000	
泉州電業	12,100	5,390.00	65,219,000	
トラスコ中山	40,800	2,462.00	100,449,600	貸付有価証券 100株（100株）
オートバックスセブン	67,700	1,555.00	105,273,500	貸付有価証券 900株（800株）
モリト	13,900	1,494.00	20,766,600	
加藤産業	24,000	4,310.00	103,440,000	
北恵	1,700	892.00	1,516,400	
イエローハット	30,900	2,300.00	71,070,000	貸付有価証券 600株（600株）
ＪＫホールディングス	14,900	1,025.00	15,272,500	
日伝	12,700	3,595.00	45,656,500	貸付有価証券 3,600株（600株）
北沢産業	3,900	353.00	1,376,700	貸付有価証券 600株（100株）
杉本商事	9,400	2,446.00	22,992,400	
因幡電機産業	50,400	3,920.00	197,568,000	
東テク	19,500	2,545.00	49,627,500	
ミスミグループ本社	293,600	2,750.50	807,546,800	貸付有価証券 7,900株（6,700株）
アルテック	3,400	273.00	928,200	貸付有価証券 200株（100株）
タキヒヨー	1,500	1,205.00	1,807,500	貸付有価証券 700株（100株）
蔵王産業	1,200	2,567.00	3,080,400	
スズケン	69,400	4,889.00	339,296,600	貸付有価証券 200株
ジェコス	11,600	1,018.00	11,808,800	
サンエー	14,800	5,050.00	74,740,000	
カワチ薬品	15,200	2,940.00	44,688,000	
エービーシー・マート	85,100	2,825.00	240,407,500	
ハードオフコーポレーション	7,800	2,081.00	16,231,800	
アスクル	46,900	2,185.00	102,476,500	貸付有価証券 1,500株（1,400株）
ゲオホールディングス	21,800	1,673.00	36,471,400	貸付有価証券 600株（600株）
アダストリア	23,500	3,635.00	85,422,500	
ジーフット	5,300	298.00	1,579,400	貸付有価証券 400株（300株）
シー・ヴイ・エス・ベイエリア	800	648.00	518,400	貸付有価証券 100株
くら寿司	22,800	4,045.00	92,226,000	

キャンドゥ	6,900	3,450.00	23,805,000	貸付有価証券 400株（100株）
ＩＫホールディングス	2,200	411.00	904,200	貸付有価証券 900株
パルグループホールディングス	38,200	1,813.00	69,256,600	貸付有価証券 100株
エディオン	77,000	1,625.00	125,125,000	貸付有価証券 19,900株
サーラコーポレーション	40,800	869.00	35,455,200	貸付有価証券 100株
ワッツ	2,800	702.00	1,965,600	貸付有価証券 1,000株
ハローズ	8,800	4,470.00	39,336,000	
フジオフードグループ本社	21,900	1,433.00	31,382,700	貸付有価証券 10,000株
あみやき亭	4,700	5,860.00	27,542,000	貸付有価証券 2,000株
ひらまつ	15,400	214.00	3,295,600	貸付有価証券 6,300株（600株）
大黒天物産	6,000	8,560.00	51,360,000	貸付有価証券 2,700株
ハニーズホールディングス	17,300	1,582.00	27,368,600	貸付有価証券 8,000株（800株）
ファーマライズホールディングス	1,500	637.00	955,500	貸付有価証券 600株
アルペン	16,000	2,041.00	32,656,000	貸付有価証券 7,500株
ハブ	2,100	873.00	1,833,300	貸付有価証券 900株（700株）
クオールホールディングス	26,700	1,493.00	39,863,100	貸付有価証券 3,000株（2,800株）
ジンズホールディングス	14,800	3,915.00	57,942,000	貸付有価証券 6,900株
ビックカメラ	116,300	1,533.00	178,287,900	貸付有価証券 100株
ＤＣＭホールディングス	100,700	1,460.00	147,022,000	貸付有価証券 2,600株
ＭｏｎｏｔａＲＯ	275,600	1,891.00	521,159,600	貸付有価証券 5,000株（4,100株）
東京一番フーズ	1,900	516.00	980,400	貸付有価証券 800株
ＤＤグループ	4,200	1,187.00	4,985,400	貸付有価証券 2,000株
きちりホールディングス	1,800	890.00	1,602,000	貸付有価証券 200株（100株）
Ｊ．フロント　リテイリング	223,100	1,677.50	374,250,250	貸付有価証券 14,800株（14,800株）
ドトール・日レスホールディングス	34,500	2,240.00	77,280,000	

		マツキヨココカラ＆カンパニー	353,600	2,310.00	816,816,000	貸付有価証券 10,100株（6,400株）
		ブロンコビリー	11,400	3,790.00	43,206,000	貸付有価証券 5,300株
		ＺＯＺＯ	123,900	4,028.00	499,069,200	貸付有価証券 4,400株（3,400株）
		トレジャー・ファクトリー	12,000	1,863.00	22,356,000	貸付有価証券 4,800株
		物語コーポレーション	32,500	3,395.00	110,337,500	貸付有価証券 15,100株（100株）
		三越伊勢丹ホールディングス	321,800	3,020.00	971,836,000	貸付有価証券 5,100株
		Ｈａｍｅｅ	7,800	1,148.00	8,954,400	
		マーケットエンタープライズ	600	1,001.00	600,600	貸付有価証券 200株
		ウエルシアホールディングス	100,800	2,006.00	202,204,800	貸付有価証券 16,500株
		クリエイトＳＤホールディングス	27,500	3,615.00	99,412,500	貸付有価証券 12,400株
		丸善ＣＨＩホールディングス	7,600	344.00	2,614,400	貸付有価証券 3,500株
		ミサワ	1,300	627.00	815,100	
		ティーライフ	900	1,429.00	1,286,100	貸付有価証券 400株（100株）
		エー・ピーホールディングス	1,600	954.00	1,526,400	貸付有価証券 700株
		チムニー	2,000	1,356.00	2,712,000	貸付有価証券 800株
		シュッピン	17,500	1,424.00	24,920,000	
		オイシックス・ラ・大地	26,100	1,245.00	32,494,500	貸付有価証券 12,000株（7,400株）
		ネクステージ	44,400	2,403.00	106,693,200	貸付有価証券 19,900株（100株）
		ジョイフル本田	53,900	2,232.00	120,304,800	貸付有価証券 1,700株（1,300株）
		エターナルホスピタリティグループ	7,200	3,720.00	26,784,000	貸付有価証券 3,300株
		ホットランド	14,900	2,441.00	36,370,900	貸付有価証券 7,000株
		すかいらーくホールディングス	265,700	2,139.50	568,465,150	貸付有価証券 124,300株
		ＳＦＰホールディングス	9,400	2,167.00	20,369,800	貸付有価証券 4,400株
		綿半ホールディングス	15,100	1,784.00	26,938,400	
		ヨシックスホールディングス	4,500	2,975.00	13,387,500	
		ユナイテッド・スーパーマーケット・ホール	54,300	875.00	47,512,500	貸付有価証券 25,300株（800株）

		ゴルフダイジェスト・オンライン	8,800	565.00	4,972,000	貸付有価証券 4,000株（2,100株）
		ＢＥＥＮＯＳ	11,600	2,409.00	27,944,400	貸付有価証券 2,300株（2,200株）
		あさひ	18,000	1,547.00	27,846,000	貸付有価証券 100株（100株）
		日本調剤	12,800	1,495.00	19,136,000	貸付有価証券 4,300株
		コスモス薬品	16,500	12,975.00	214,087,500	貸付有価証券 1,100株（1,100株）
		トーエル	2,900	830.00	2,407,000	貸付有価証券 200株
		セブン＆アイ・ホールディングス	1,990,200	1,960.00	3,900,792,000	貸付有価証券 3,300株
		クリエイト・レストランツ・ホールディング	131,600	1,100.00	144,760,000	貸付有価証券 61,500株
		ツルハホールディングス	40,800	9,160.00	373,728,000	
		サンマルクホールディングス	15,600	2,218.00	34,600,800	
		フェリシモ	1,400	944.00	1,321,600	貸付有価証券 100株
		トリドールホールディングス	54,500	3,701.00	201,704,500	貸付有価証券 25,500株（400株）
		ＴＯＫＹＯ　ＢＡＳＥ	20,700	299.00	6,189,300	貸付有価証券 300株
		ウイルプラスホールディングス	1,300	1,144.00	1,487,200	貸付有価証券 600株（500株）
		ＪＭホールディングス	14,700	2,911.00	42,791,700	
		サツドラホールディングス	2,600	817.00	2,124,200	貸付有価証券 1,200株（1,200株）
		アレンザホールディングス	14,500	1,151.00	16,689,500	
		串カツ田中ホールディングス	5,200	1,692.00	8,798,400	貸付有価証券 2,400株
		バロックジャパンリミテッド	15,100	803.00	12,125,300	貸付有価証券 7,000株（400株）
		クスリのアオキホールディングス	58,500	3,040.00	177,840,000	貸付有価証券 3,600株（3,600株）
		力の源ホールディングス	11,200	1,465.00	16,408,000	貸付有価証券 5,200株（600株）
		ＦＯＯＤ　＆　ＬＩＦＥ　ＣＯＭＰＡＮＩＥ	103,700	2,603.50	269,982,950	貸付有価証券 8,600株（3,900株）
		メディカルシステムネットワーク	21,100	592.00	12,491,200	
		一家ホールディングス	1,600	695.00	1,112,000	貸付有価証券 700株
		ジャパンクラフトホールディングス	5,000	155.00	775,000	貸付有価証券 2,300株（100株）
		はるやまホールディング	3,100	607.00	1,881,700	貸付有価証券

ス				1,400株
ノジマ	56,400	1,613.00	90,973,200	貸付有価証券 600株
カッパ・クリエイト	30,600	1,725.00	52,785,000	貸付有価証券 14,000株
ライトオン	4,900	379.00	1,857,100	貸付有価証券 2,300株
良品計画	231,500	2,674.00	619,031,000	
パリミキホールディングス	8,100	401.00	3,248,100	貸付有価証券 300株（300株）
アドヴァングループ	16,600	976.00	16,201,600	
アルビス	6,400	2,733.00	17,491,200	
コナカ	7,700	275.00	2,117,500	貸付有価証券 3,500株
ハウス　オブ　ローゼ	800	1,585.00	1,268,000	貸付有価証券 300株
Ｇ－７ホールディングス	21,200	1,649.00	34,958,800	
イオン北海道	57,500	908.00	52,210,000	貸付有価証券 300株
コジマ	37,500	972.00	36,450,000	貸付有価証券 17,500株
ヒマラヤ	2,300	918.00	2,111,400	貸付有価証券 300株（100株）
コーナン商事	23,800	4,175.00	99,365,000	貸付有価証券 400株（400株）
エコス	7,200	2,342.00	16,862,400	
ワタミ	20,500	939.00	19,249,500	
マルシェ	2,300	258.00	593,400	貸付有価証券 1,000株（200株）
パン・パシフィック・インターナショナルホ	392,700	3,764.00	1,478,122,800	
西松屋チェーン	38,300	2,141.00	82,000,300	貸付有価証券 15,500株
ゼンショーホールディングス	99,000	6,150.00	608,850,000	貸付有価証券 9,000株
幸楽苑ホールディングス	14,400	1,359.00	19,569,600	貸付有価証券 6,300株（100株）
ハークスレイ	2,000	801.00	1,602,000	
サイゼリヤ	28,700	5,480.00	157,276,000	貸付有価証券 3,400株（3,400株）
ＶＴホールディングス	75,800	510.00	38,658,000	貸付有価証券 200株
魚力	6,800	2,508.00	17,054,400	
ポプラ	1,700	257.00	436,900	貸付有価証券 800株
フジ・コーポレーション	9,200	2,220.00	20,424,000	

		ユナイテッドアローズ	22,800	1,989.00	45,349,200	
		ハイデイ日高	28,800	3,005.00	86,544,000	貸付有価証券 11,000株
		ＹＵ－ＷＡ　Ｃｒｅａｔｉｏｎ　Ｈｏｌｄｉ	3,600	131.00	471,600	貸付有価証券 1,700株（1,600株）
		コロワイド	83,600	2,001.00	167,283,600	貸付有価証券 39,100株（200株）
		壱番屋	76,800	1,106.00	84,940,800	貸付有価証券 2,100株（2,100株）
		トップカルチャー	2,100	166.00	348,600	貸付有価証券 900株
		ＰＬＡＮＴ	1,400	1,535.00	2,149,000	貸付有価証券 400株（100株）
		スギホールディングス	117,500	2,214.00	260,145,000	
		薬王堂ホールディングス	9,500	2,869.00	27,255,500	
		スクロール	28,900	1,086.00	31,385,400	
		ヨンドシーホールディングス	18,400	1,950.00	35,880,000	貸付有価証券 7,400株
		木曽路	29,400	2,599.00	76,410,600	貸付有価証券 8,600株
		ＳＲＳホールディングス	32,100	1,349.00	43,302,900	貸付有価証券 14,900株
		千趣会	35,800	318.00	11,384,400	貸付有価証券 16,700株
		リテールパートナーズ	28,800	1,738.00	50,054,400	
		上新電機	19,200	2,649.00	50,860,800	
		日本瓦斯	103,000	2,417.50	249,002,500	貸付有価証券 200株
		ロイヤルホールディングス	34,300	2,543.00	87,224,900	貸付有価証券 16,000株
		東天紅	500	913.00	456,500	
		いなげや	18,900	1,227.00	23,190,300	貸付有価証券 600株
		チヨダ	18,600	935.00	17,391,000	
		ライフコーポレーション	20,400	3,940.00	80,376,000	
		リンガーハット	25,100	2,280.00	57,228,000	貸付有価証券 9,100株
		ＭｒＭａｘＨＤ	24,500	684.00	16,758,000	貸付有価証券 300株（300株）
		テンアライド	8,900	299.00	2,661,100	貸付有価証券 2,100株（1,100株）
		ＡＯＫＩホールディングス	41,700	1,337.00	55,752,900	貸付有価証券 1,500株（1,500株）
		オークワ	28,000	918.00	25,704,000	
		コメリ	29,900	3,495.00	104,500,500	貸付有価証券 1,200株

		青山商事	41,500	1,494.00	62,001,000	貸付有価証券 100株（100株）
		しまむら	45,700	7,314.00	334,249,800	貸付有価証券 1,600株（1,600株）
		はせがわ	3,100	355.00	1,100,500	
		高島屋	123,800	2,707.50	335,188,500	貸付有価証券 4,000株（1,000株）
		松屋	33,000	1,123.00	37,059,000	貸付有価証券 7,200株（400株）
		エイチ・ツー・オー　リテイリング	86,000	2,382.00	204,852,000	貸付有価証券 37,400株（3,500株）
		近鉄百貨店	8,300	2,266.00	18,807,800	貸付有価証券 800株（200株）
		丸井グループ	129,000	2,269.00	292,701,000	貸付有価証券 700株
		アクシアル　リテイリング	53,000	1,025.00	54,325,000	
		井筒屋	3,100	448.00	1,388,800	貸付有価証券 1,400株
		イオン	659,000	3,439.00	2,266,301,000	貸付有価証券 2,600株
		イズミ	34,500	3,217.00	110,986,500	貸付有価証券 400株（200株）
		平和堂	32,500	2,416.00	78,520,000	貸付有価証券 13,700株
		フジ	29,800	2,018.00	60,136,400	貸付有価証券 11,600株
		ヤオコー	23,000	9,742.00	224,066,000	貸付有価証券 300株（200株）
		ゼビオホールディングス	26,300	1,191.00	31,323,300	貸付有価証券 200株
		ケーズホールディングス	130,500	1,512.50	197,381,250	貸付有価証券 4,500株（2,000株）
		Ｏｌｙｍｐｉｃグループ	2,900	555.00	1,609,500	
		日産東京販売ホールディングス	9,600	506.00	4,857,600	貸付有価証券 100株
		シルバーライフ	5,200	978.00	5,085,600	貸付有価証券 1,600株
		Ｇｅｎｋｙ　ＤｒｕｇＳｔｏｒｅｓ	17,000	2,882.00	48,994,000	
		ナルミヤ・インターナショナル	1,000	1,368.00	1,368,000	
		ブックオフグループホールディングス	12,700	1,412.00	17,932,400	貸付有価証券 4,600株（800株）
		ギフトホールディングス	8,200	2,711.00	22,230,200	貸付有価証券 100株
		アインホールディングス	26,800	5,988.00	160,478,400	貸付有価証券 200株
		元気寿司	11,000	3,360.00	36,960,000	貸付有価証券

				5,000株
ヤマダホールディングス	597,900	432.00	258,292,800	貸付有価証券 6,600株
アークランズ	57,800	1,944.00	112,363,200	貸付有価証券 26,300株
ニトリホールディングス	70,800	16,990.00	1,202,892,000	貸付有価証券 100株
グルメ杵屋	15,700	1,114.00	17,489,800	貸付有価証券 7,300株
愛眼	4,800	180.00	864,000	貸付有価証券 2,100株
ケーユーホールディングス	9,100	1,321.00	12,021,100	
吉野家ホールディングス	71,600	3,065.00	219,454,000	貸付有価証券 33,500株
松屋フーズホールディングス	9,200	5,980.00	55,016,000	
サガミホールディングス	29,100	1,693.00	49,266,300	貸付有価証券 10,700株
関西フードマーケット	13,200	2,477.00	32,696,400	
王将フードサービス	14,400	8,640.00	124,416,000	
ミニストップ	14,100	1,698.00	23,941,800	貸付有価証券 6,600株
アークス	35,600	2,907.00	103,489,200	
バローホールディングス	37,100	2,462.00	91,340,200	
ベルク	9,700	7,620.00	73,914,000	
大庄	10,500	1,246.00	13,083,000	貸付有価証券 4,800株
ファーストリテイリング	109,300	40,560.00	4,433,208,000	貸付有価証券 500株（500株）
サンドラッグ	65,600	4,054.00	265,942,400	貸付有価証券 4,300株（1,500株）
サックスバー　ホールディングス	16,400	814.00	13,349,600	
ヤマザワ	1,400	1,308.00	1,831,200	
やまや	1,300	3,165.00	4,114,500	貸付有価証券 600株
ベルーナ	46,800	768.00	35,942,400	貸付有価証券 200株
いよぎんホールディングス	215,300	1,489.50	320,689,350	貸付有価証券 700株
しずおかフィナンシャルグループ	398,600	1,544.00	615,438,400	貸付有価証券 21,100株
ちゅうぎんフィナンシャルグループ	152,300	1,686.50	256,853,950	貸付有価証券 600株
楽天銀行	83,900	2,913.00	244,400,700	貸付有価証券 1,500株（200株）

		京都フィナンシャルグループ	227,800	2,854.00	650,141,200	貸付有価証券 5,600株
		島根銀行	1,700	564.00	958,800	貸付有価証券 400株
		じもとホールディングス	5,300	384.00	2,035,200	貸付有価証券 2,400株（400株）
		めぶきフィナンシャルグループ	838,600	626.40	525,299,040	貸付有価証券 49,300株
		東京きらぼしフィナンシャルグループ	23,200	4,780.00	110,896,000	貸付有価証券 100株
		九州フィナンシャルグループ	350,200	943.20	330,308,640	貸付有価証券 100株
		ゆうちょ銀行	1,988,500	1,519.50	3,021,525,750	貸付有価証券 48,800株（13,900株）
		富山第一銀行	57,400	1,272.00	73,012,800	貸付有価証券 100株（100株）
		コンコルディア・フィナンシャルグループ	962,700	946.20	910,906,740	貸付有価証券 26,100株
		西日本フィナンシャルホールディングス	101,300	2,026.00	205,233,800	貸付有価証券 8,900株（6,600株）
		三十三フィナンシャルグループ	16,200	2,145.00	34,749,000	貸付有価証券 400株
		第四北越フィナンシャルグループ	28,400	5,130.00	145,692,000	
		ひろぎんホールディングス	257,600	1,243.00	320,196,800	貸付有価証券 3,600株
		おきなわフィナンシャルグループ	15,400	2,641.00	40,671,400	
		十六フィナンシャルグループ	23,500	4,765.00	111,977,500	
		北國フィナンシャルホールディングス	17,700	5,280.00	93,456,000	貸付有価証券 200株（100株）
		プロクレアホールディングス	20,700	1,956.00	40,489,200	貸付有価証券 700株（200株）
		あいちフィナンシャルグループ	37,100	2,686.00	99,650,600	貸付有価証券 300株
		あおぞら銀行	130,000	2,627.50	341,575,000	貸付有価証券 48,100株（3,000株）
		三菱ＵＦＪフィナンシャル・グループ	11,020,200	1,729.00	19,053,925,800	貸付有価証券 400株
		りそなホールディングス	2,092,800	1,064.50	2,227,785,600	貸付有価証券 42,000株
		三井住友トラスト・ホールディングス	644,300	3,670.00	2,364,581,000	
		三井住友フィナンシャルグループ	1,267,200	10,725.00	13,590,720,000	
		千葉銀行	504,300	1,432.00	722,157,600	貸付有価証券 10,900株（8,800株）
		群馬銀行	351,100	1,027.00	360,579,700	貸付有価証券

				34,600株（19,300株）
武蔵野銀行	25,200	3,275.00	82,530,000	貸付有価証券 2,200株（2,200株）
千葉興業銀行	38,500	1,016.00	39,116,000	貸付有価証券 3,800株
筑波銀行	79,400	322.00	25,566,800	貸付有価証券 700株（500株）
七十七銀行	52,700	4,475.00	235,832,500	
秋田銀行	12,100	2,667.00	32,270,700	
山形銀行	20,100	1,214.00	24,401,400	貸付有価証券 100株
岩手銀行	11,400	2,866.00	32,672,400	
東邦銀行	143,100	330.00	47,223,000	貸付有価証券 6,600株（100株）
東北銀行	2,900	1,225.00	3,552,500	
ふくおかフィナンシャルグループ	157,600	4,300.00	677,680,000	
スルガ銀行	135,500	1,057.00	143,223,500	貸付有価証券 1,400株
八十二銀行	388,300	1,049.50	407,520,850	貸付有価証券 800株
山梨中央銀行	20,300	2,102.00	42,670,600	貸付有価証券 300株
大垣共立銀行	34,500	2,288.00	78,936,000	貸付有価証券 800株（800株）
福井銀行	16,200	2,311.00	37,438,200	貸付有価証券 800株（100株）
清水銀行	7,200	1,646.00	11,851,200	
富山銀行	1,000	1,808.00	1,808,000	貸付有価証券 400株
滋賀銀行	30,100	4,215.00	126,871,500	
南都銀行	27,200	3,565.00	96,968,000	貸付有価証券 100株（100株）
百五銀行	170,200	692.00	117,778,400	貸付有価証券 1,200株（800株）
紀陽銀行	64,700	1,874.00	121,247,800	貸付有価証券 100株
ほくほくフィナンシャルグループ	112,000	2,066.50	231,448,000	貸付有価証券 6,800株（4,900株）
山陰合同銀行	113,200	1,433.00	162,215,600	貸付有価証券 12,400株（10,900株）
鳥取銀行	2,100	1,392.00	2,923,200	貸付有価証券 200株
百十四銀行	17,800	3,400.00	60,520,000	
四国銀行	26,500	1,219.00	32,303,500	

		阿波銀行	25,400	2,826.00	71,780,400	貸付有価証券 3,200株
		大分銀行	10,900	3,560.00	38,804,000	
		宮崎銀行	10,900	3,550.00	38,695,000	
		佐賀銀行	10,600	2,727.00	28,906,200	
		琉球銀行	38,500	1,287.00	49,549,500	
		セブン銀行	567,200	269.00	152,576,800	貸付有価証券 146,500株
		みずほフィナンシャルグループ	2,442,600	3,358.00	8,202,250,800	
		高知銀行	2,100	923.00	1,938,300	
		山口フィナンシャルグループ	177,400	1,825.50	323,843,700	貸付有価証券 1,400株
		名古屋銀行	11,500	7,750.00	89,125,000	
		北洋銀行	274,200	532.00	145,874,400	貸付有価証券 500株（500株）
		大光銀行	1,900	1,683.00	3,197,700	
		愛媛銀行	24,400	1,314.00	32,061,600	貸付有価証券 700株
		トマト銀行	2,200	1,302.00	2,864,400	
		京葉銀行	74,500	878.00	65,411,000	
		栃木銀行	90,400	370.00	33,448,000	貸付有価証券 200株
		北日本銀行	5,900	2,815.00	16,608,500	
		東和銀行	33,200	710.00	23,572,000	
		福島銀行	6,300	288.00	1,814,400	貸付有価証券 2,900株（1,800株）
		大東銀行	2,600	770.00	2,002,000	貸付有価証券 1,200株
		トモニホールディングス	171,200	422.00	72,246,400	
		フィデアホールディングス	18,700	1,657.00	30,985,900	貸付有価証券 400株
		池田泉州ホールディングス	251,000	400.00	100,400,000	貸付有価証券 14,900株（3,900株）
		ＦＰＧ	64,500	2,238.00	144,351,000	
		ジャパンインベストメントアドバイザー	29,300	1,619.00	47,436,700	
		マーキュリアホールディングス	3,100	938.00	2,907,800	
		ＳＢＩホールディングス	290,500	4,067.00	1,181,463,500	貸付有価証券 5,800株
		日本アジア投資	4,400	241.00	1,060,400	貸付有価証券 200株（200株）
		ジャフコ　グループ	53,900	1,899.00	102,356,100	貸付有価証券 6,800株（1,100株）

大和証券グループ本社	1,401,800	1,227.00	1,720,008,600	貸付有価証券 44,600株（5,800株）
野村ホールディングス	3,043,100	922.00	2,805,738,200	
岡三証券グループ	158,900	798.00	126,802,200	貸付有価証券 24,700株（2,300株）
丸三証券	60,200	1,083.00	65,196,600	貸付有価証券 200株
東洋証券	48,000	356.00	17,088,000	貸付有価証券 400株
東海東京フィナンシャル・ホールディングス	214,900	575.00	123,567,500	貸付有価証券 15,100株
光世証券	1,400	620.00	868,000	貸付有価証券 600株（500株）
水戸証券	49,600	579.00	28,718,400	貸付有価証券 800株
いちよし証券	33,900	864.00	29,289,600	
松井証券	89,100	840.00	74,844,000	貸付有価証券 300株（300株）
マネックスグループ	177,200	727.00	128,824,400	貸付有価証券 500株
極東証券	24,800	1,470.00	36,456,000	貸付有価証券 2,400株
岩井コスモホールディングス	20,600	2,260.00	46,556,000	
アイザワ証券グループ	26,100	2,664.00	69,530,400	貸付有価証券 1,100株（500株）
マネーパートナーズグループ	6,300	254.00	1,600,200	貸付有価証券 200株
スパークス・グループ	20,200	1,708.00	34,501,600	
小林洋行	2,600	291.00	756,600	貸付有価証券 1,200株
かんぽ生命保険	184,300	3,121.00	575,200,300	貸付有価証券 2,900株
ＦＰパートナー	4,800	2,925.00	14,040,000	貸付有価証券 2,200株
ＳＯＭＰＯホールディングス	816,700	3,435.00	2,805,364,500	貸付有価証券 200株
アニコム　ホールディングス	61,500	673.00	41,389,500	貸付有価証券 300株
ＭＳ＆ＡＤインシュアランスグループホール	1,215,500	3,575.00	4,345,412,500	
第一生命ホールディングス	850,800	4,298.00	3,656,738,400	貸付有価証券 2,200株（2,200株）
東京海上ホールディングス	1,766,800	6,005.00	10,609,634,000	貸付有価証券 100株
Ｔ＆Ｄホールディングス	485,900	2,808.50	1,364,650,150	
アドバンスクリエイト	13,900	1,077.00	14,970,300	貸付有価証券 6,500株（100株）

ＮＥＸＹＺ．Ｇｒｏｕｐ	1,900	645.00	1,225,500	
全国保証	47,300	5,926.00	280,299,800	貸付有価証券 3,800株（2,000株）
あんしん保証	2,600	222.00	577,200	
ジェイリース	12,200	1,350.00	16,470,000	
イントラスト	2,300	840.00	1,932,000	
日本モーゲージサービス	3,300	427.00	1,409,100	貸付有価証券 1,500株
Ｃａｓａ	2,300	914.00	2,102,200	貸付有価証券 500株（100株）
ＳＢＩアルヒ	17,400	915.00	15,921,000	
プレミアグループ	30,600	2,159.00	66,065,400	貸付有価証券 1,000株（1,000株）
ネットプロテクションズホールディングス	60,200	194.00	11,678,800	貸付有価証券 13,000株
クレディセゾン	114,700	3,328.00	381,721,600	貸付有価証券 1,900株（1,600株）
芙蓉総合リース	16,600	12,305.00	204,263,000	貸付有価証券 100株
みずほリース	151,500	1,126.00	170,589,000	貸付有価証券 5,400株
東京センチュリー	135,200	1,509.00	204,016,800	貸付有価証券 6,700株
日本証券金融	66,500	1,597.00	106,200,500	
アイフル	266,400	381.00	101,498,400	
リコーリース	17,200	5,320.00	91,504,000	
イオンフィナンシャルサービス	103,900	1,319.00	137,044,100	貸付有価証券 3,500株（1,600株）
アコム	322,900	409.00	132,066,100	貸付有価証券 8,000株
ジャックス	19,300	4,655.00	89,841,500	
オリエントコーポレーション	59,000	1,031.00	60,829,000	貸付有価証券 5,400株（1,800株）
オリックス	1,085,200	3,552.00	3,854,630,400	
三菱ＨＣキャピタル	806,300	1,062.00	856,290,600	貸付有価証券 13,300株
九州リースサービス	2,400	1,084.00	2,601,600	貸付有価証券 400株
日本取引所グループ	466,500	3,752.00	1,750,308,000	貸付有価証券 6,000株
イー・ギャランティ	29,500	1,450.00	42,775,000	
アサックス	2,700	838.00	2,262,600	
ＮＥＣキャピタルソリューション	8,900	4,135.00	36,801,500	貸付有価証券 100株
ｒｏｂｏｔ　ｈｏｍｅ	50,100	188.00	9,418,800	貸付有価証券 2,700株（2,300株）

		大東建託	66,300	16,585.00	1,099,585,500	貸付有価証券 5,500株（5,500株）
		サムティホールディングス	28,800	2,482.00	71,481,600	
		いちご	183,700	401.00	73,663,700	貸付有価証券 11,800株（4,900株）
		日本駐車場開発	215,400	208.00	44,803,200	貸付有価証券 9,000株（8,100株）
		スター・マイカ・ホールディングス	21,000	637.00	13,377,000	
		ＳＲＥホールディングス	7,800	4,800.00	37,440,000	貸付有価証券 200株
		ＡＤワークスグループ	15,300	228.00	3,488,400	貸付有価証券 6,700株（6,000株）
		ヒューリック	422,100	1,424.50	601,281,450	貸付有価証券 54,400株
		野村不動産ホールディングス	100,800	4,031.00	406,324,800	貸付有価証券 2,100株（2,000株）
		三重交通グループホールディングス	38,700	605.00	23,413,500	貸付有価証券 18,000株（900株）
		ディア・ライフ	30,800	960.00	29,568,000	
		コーセーアールイー	1,900	733.00	1,392,700	貸付有価証券 900株（900株）
		地主	13,800	2,679.00	36,970,200	
		プレサンスコーポレーション	23,900	1,958.00	46,796,200	貸付有価証券 200株
		ハウスコム	1,000	1,045.00	1,045,000	
		ＪＰＭＣ	10,500	1,203.00	12,631,500	
		サンセイランディック	1,800	1,006.00	1,810,800	
		エストラスト	600	725.00	435,000	
		フージャースホールディングス	27,900	1,159.00	32,336,100	
		オープンハウスグループ	66,300	4,928.00	326,726,400	貸付有価証券 2,400株（600株）
		東急不動産ホールディングス	544,000	1,073.50	583,984,000	貸付有価証券 200株
		飯田グループホールディングス	173,400	2,117.50	367,174,500	貸付有価証券 6,000株
		イーグランド	900	1,570.00	1,413,000	
		ムゲンエステート	4,000	1,271.00	5,084,000	
		ビーロット	4,100	946.00	3,878,600	貸付有価証券 1,000株（1,000株）
		ファーストブラザーズ	1,200	1,200.00	1,440,000	貸付有価証券 500株
		Ａｎｄ　Ｄｏホールディングス	10,900	1,062.00	11,575,800	貸付有価証券 5,100株
		シーアールイー	8,100	1,594.00	12,911,400	

ケイアイスター不動産	8,700	3,515.00	30,580,500	貸付有価証券 3,900株（3,800株）
アグレ都市デザイン	1,100	1,591.00	1,750,100	貸付有価証券 500株
グッドコムアセット	16,800	818.00	13,742,400	貸付有価証券 3,500株（900株）
ジェイ・エス・ビー	9,000	3,200.00	28,800,000	貸付有価証券 200株
ロードスターキャピタル	11,800	2,800.00	33,040,000	
テンポイノベーション	1,800	895.00	1,611,000	貸付有価証券 800株
グローバル・リンク・マネジメント	1,200	2,203.00	2,643,600	
フェイスネットワーク	1,600	1,830.00	2,928,000	
霞ヶ関キャピタル	7,400	13,840.00	102,416,000	貸付有価証券 2,100株
パーク２４	117,500	1,602.50	188,293,750	貸付有価証券 3,100株（1,500株）
パラカ	5,700	2,089.00	11,907,300	
ミガロホールディングス	1,800	2,459.00	4,426,200	貸付有価証券 800株
三井不動産	2,510,500	1,468.50	3,686,669,250	貸付有価証券 28,800株（28,800株）
三菱地所	1,135,500	2,520.00	2,861,460,000	
平和不動産	29,400	3,920.00	115,248,000	貸付有価証券 1,100株
東京建物	158,100	2,539.00	401,415,900	貸付有価証券 1,200株（1,200株）
京阪神ビルディング	33,800	1,675.00	56,615,000	貸付有価証券 500株
住友不動産	261,700	4,721.00	1,235,485,700	貸付有価証券 100株
テーオーシー	32,200	736.00	23,699,200	貸付有価証券 100株
レオパレス２１	181,100	514.00	93,085,400	貸付有価証券 4,700株
スターツコーポレーション	26,000	3,395.00	88,270,000	
フジ住宅	22,800	814.00	18,559,200	貸付有価証券 100株（100株）
空港施設	25,500	604.00	15,402,000	
明和地所	11,600	955.00	11,078,000	貸付有価証券 3,400株（500株）
ゴールドクレスト	14,800	2,690.00	39,812,000	貸付有価証券 600株
エスリード	8,500	4,495.00	38,207,500	
日神グループホールディ	29,000	562.00	16,298,000	貸付有価証券

ングス				100株
日本エスコン	33,900	1,058.00	35,866,200	貸付有価証券 2,300株（700株）
ＭＩＲＡＲＴＨホールディングス	94,100	518.00	48,743,800	貸付有価証券 1,600株
ＡＶＡＮＴＩＡ	3,400	853.00	2,900,200	貸付有価証券 1,500株
イオンモール	93,800	1,895.50	177,797,900	貸付有価証券 1,700株（1,100株）
毎日コムネット	2,200	749.00	1,647,800	貸付有価証券 1,000株（400株）
ファースト住建	2,400	1,087.00	2,608,800	貸付有価証券 100株
カチタス	48,600	1,743.00	84,709,800	貸付有価証券 4,000株（2,700株）
トーセイ	30,100	2,430.00	73,143,000	貸付有価証券 1,000株（200株）
穴吹興産	1,400	2,105.00	2,947,000	貸付有価証券 600株（500株）
サンフロンティア不動産	26,800	2,014.00	53,975,200	
ＦＪネクストホールディングス	19,000	1,306.00	24,814,000	貸付有価証券 600株（500株）
インテリックス	1,500	546.00	819,000	
ランドビジネス	2,200	240.00	528,000	貸付有価証券 100株
サンネクスタグループ	2,000	1,015.00	2,030,000	貸付有価証券 100株
グランディハウス	15,200	604.00	9,180,800	貸付有価証券 1,400株
日本空港ビルデング	64,000	5,487.00	351,168,000	貸付有価証券 800株
明豊ファシリティワークス	3,200	880.00	2,816,000	
ＬＩＦＵＬＬ	46,100	158.00	7,283,800	貸付有価証券 1,400株
ＭＩＸＩ	40,500	3,030.00	122,715,000	貸付有価証券 800株
ジェイエイシーリクルートメント	68,300	658.00	44,941,400	
日本M&Aセンターホールディングス	301,000	831.40	250,251,400	貸付有価証券 15,600株（7,100株）
メンバーズ	6,500	900.00	5,850,000	貸付有価証券 400株
中広	1,000	524.00	524,000	貸付有価証券 400株
ＵＴグループ	24,600	3,255.00	80,073,000	貸付有価証券 1,800株
アイティメディア	7,200	1,925.00	13,860,000	貸付有価証券 400株

		ケアネット	38,600	551.00	21,268,600	貸付有価証券 7,500株（1,900株）
		Ｅ・Ｊホールディングス	11,000	1,910.00	21,010,000	
		オープンアップグループ	56,800	1,987.00	112,861,600	
		コシダカホールディングス	56,500	866.00	48,929,000	貸付有価証券 26,400株（1,200株）
		アルトナー	2,600	1,994.00	5,184,400	貸付有価証券 400株（400株）
		パソナグループ	22,900	2,108.00	48,273,200	貸付有価証券 10,200株（9,800株）
		ＣＤＳ	1,600	1,793.00	2,868,800	
		リンクアンドモチベーション	54,400	467.00	25,404,800	貸付有価証券 500株
		エス・エム・エス	66,200	2,042.00	135,180,400	貸付有価証券 4,400株（3,800株）
		サニーサイドアップグループ	2,200	661.00	1,454,200	貸付有価証券 1,000株（600株）
		パーソルホールディングス	1,922,700	222.70	428,185,290	貸付有価証券 130,100株（81,700株）
		リニカル	4,100	426.00	1,746,600	貸付有価証券 1,100株
		クックパッド	51,700	187.00	9,667,900	貸付有価証券 14,800株（8,000株）
		エスクリ	2,600	284.00	738,400	貸付有価証券 1,200株
		アイ・ケイ・ケイホールディングス	3,100	785.00	2,433,500	貸付有価証券 1,400株
		学情	9,600	1,932.00	18,547,200	貸付有価証券 900株（900株）
		スタジオアリス	9,400	2,134.00	20,059,600	貸付有価証券 4,400株（200株）
		エプコ	1,700	807.00	1,371,900	貸付有価証券 200株（100株）
		ＮＪＳ	4,100	3,865.00	15,846,500	貸付有価証券 1,900株
		綜合警備保障	315,500	939.60	296,443,800	貸付有価証券 5,000株
		カカクコム	122,600	2,108.50	258,502,100	貸付有価証券 3,000株（3,000株）
		アイロムグループ	7,600	2,767.00	21,029,200	
		セントケア・ホールディング	13,700	874.00	11,973,800	貸付有価証券 4,800株
		サイネックス	1,100	736.00	809,600	
		ルネサンス	14,700	991.00	14,567,700	貸付有価証券 6,800株
		ディップ	28,900	2,736.00	79,070,400	
		デジタルホールディング	9,800	1,079.00	10,574,200	貸付有価証券

ス				200株（200株）
新日本科学	17,200	1,424.00	24,492,800	貸付有価証券 8,000株（700株）
キャリアデザインセンター	1,200	1,846.00	2,215,200	
エムスリー	373,300	1,533.50	572,455,550	貸付有価証券 200株
ツカダ・グローバルホールディング	4,000	486.00	1,944,000	貸付有価証券 1,400株（600株）
ブラス	800	704.00	563,200	貸付有価証券 300株
ウェルネット	5,600	665.00	3,724,000	貸付有価証券 100株
ワールドホールディングス	8,500	2,164.00	18,394,000	
ディー・エヌ・エー	67,100	1,595.00	107,024,500	貸付有価証券 5,600株
博報堂ＤＹホールディングス	240,900	1,175.00	283,057,500	貸付有価証券 31,800株（3,000株）
ぐるなび	35,200	317.00	11,158,400	貸付有価証券 14,300株（9,200株）
タカミヤ	25,600	501.00	12,825,600	
ファンコミュニケーションズ	26,400	417.00	11,008,800	貸付有価証券 500株
ライク	7,000	1,525.00	10,675,000	貸付有価証券 3,200株
Ａｏｂａ－ＢＢＴ	2,400	360.00	864,000	貸付有価証券 1,000株
エスプール	54,300	323.00	17,538,900	貸付有価証券 9,400株
ＷＤＢホールディングス	9,600	1,870.00	17,952,000	
ティア	4,200	461.00	1,936,200	
ＣＤＧ	700	1,267.00	886,900	貸付有価証券 300株
アドウェイズ	26,000	410.00	10,660,000	貸付有価証券 800株（100株）
バリューコマース	16,600	1,179.00	19,571,400	貸付有価証券 1,000株（1,000株）
インフォマート	196,100	309.00	60,594,900	貸付有価証券 48,600株（28,500株）
ＪＰホールディングス	48,300	547.00	26,420,100	
ＣＬホールディングス	4,500	1,313.00	5,908,500	貸付有価証券 2,000株
プレステージ・インターナショナル	88,400	702.00	62,056,800	貸付有価証券 1,800株（300株）
アミューズ	11,500	1,631.00	18,756,500	貸付有価証券 1,500株

ドリームインキュベータ	5,900	2,249.00	13,269,100	貸付有価証券 2,700株（100株）
クイック	13,100	2,218.00	29,055,800	貸付有価証券 100株（100株）
ＴＡＣ	3,100	184.00	570,400	貸付有価証券 400株（100株）
電通グループ	185,600	4,053.00	752,236,800	貸付有価証券 300株（300株）
テイクアンドギヴ・ニーズ	8,100	986.00	7,986,600	
ぴあ	6,400	3,125.00	20,000,000	
イオンファンタジー	6,800	2,286.00	15,544,800	貸付有価証券 3,200株
シーティーエス	23,300	810.00	18,873,000	
Ｈ．Ｕ．グループホールディングス	55,300	2,349.00	129,899,700	貸付有価証券 11,400株
アルプス技研	17,900	2,522.00	45,143,800	
日本空調サービス	20,300	1,094.00	22,208,200	
オリエンタルランド	999,500	4,482.00	4,479,759,000	貸付有価証券 6,400株
ダスキン	41,200	3,667.00	151,080,400	
明光ネットワークジャパン	22,900	766.00	17,541,400	貸付有価証券 3,400株
ファルコホールディングス	8,400	2,307.00	19,378,800	
秀英予備校	1,400	301.00	421,400	貸付有価証券 600株
ラウンドワン	178,100	826.00	147,110,600	貸付有価証券 200株
リゾートトラスト	82,000	2,386.00	195,652,000	貸付有価証券 100株（100株）
ビー・エム・エル	23,200	2,877.00	66,746,400	貸付有価証券 200株
リソー教育	96,600	244.00	23,570,400	貸付有価証券 13,300株
早稲田アカデミー	10,500	1,623.00	17,041,500	貸付有価証券 4,800株（200株）
ユー・エス・エス	423,800	1,353.50	573,613,300	貸付有価証券 14,200株
東京個別指導学院	22,400	420.00	9,408,000	貸付有価証券 200株
サイバーエージェント	417,400	1,007.50	420,530,500	貸付有価証券 11,100株（8,700株）
楽天グループ	1,623,800	829.90	1,347,591,620	貸付有価証券 23,400株
クリーク・アンド・リバー社	9,500	1,818.00	17,271,000	貸付有価証券 2,400株（700株）
ＳＢＩグローバルアセッ	37,000	667.00	24,679,000	

トマネジメント				
テー・オー・ダブリュー	37,000	355.00	13,135,000	貸付有価証券 300株（300株）
山田コンサルティンググループ	8,200	2,081.00	17,064,200	
セントラルスポーツ	7,100	2,521.00	17,899,100	貸付有価証券 3,300株
フルキャストホールディングス	18,000	1,451.00	26,118,000	
エン・ジャパン	30,700	2,617.00	80,341,900	貸付有価証券 1,600株
リソルホールディングス	600	4,785.00	2,871,000	
テクノプロ・ホールディングス	110,600	2,635.00	291,431,000	
アトラグループ	1,900	165.00	313,500	貸付有価証券 900株
アイ・アールジャパンホールディングス	9,800	1,212.00	11,877,600	貸付有価証券 3,200株（700株）
ＫｅｅＰｅｒ技研	11,700	4,100.00	47,970,000	貸付有価証券 5,400株（1,100株）
ファーストロジック	2,000	534.00	1,068,000	
三機サービス	1,100	1,172.00	1,289,200	貸付有価証券 100株（100株）
Ｇｕｎｏｓｙ	15,000	818.00	12,270,000	貸付有価証券 2,400株（300株）
デザインワン・ジャパン	1,900	157.00	298,300	貸付有価証券 800株
イー・ガーディアン	9,000	2,044.00	18,396,000	貸付有価証券 400株
リブセンス	2,900	222.00	643,800	貸付有価証券 1,300株
ジャパンマテリアル	57,800	2,214.00	127,969,200	貸付有価証券 1,000株（300株）
ベクトル	22,600	1,225.00	27,685,000	貸付有価証券 2,800株（2,800株）
ウチヤマホールディングス	2,700	352.00	950,400	
チャーム・ケア・コーポレーション	15,700	1,535.00	24,099,500	
キャリアリンク	6,900	2,473.00	17,063,700	
ＩＢＪ	14,400	597.00	8,596,800	貸付有価証券 6,700株（1,200株）
アサンテ	9,300	1,782.00	16,572,600	貸付有価証券 2,500株
バリューＨＲ	16,500	1,447.00	23,875,500	貸付有価証券 5,300株
Ｍ＆Ａキャピタルパートナーズ	15,300	2,195.00	33,583,500	貸付有価証券 2,100株

		ライドオンエクスプレスホールディングス	7,500	1,040.00	7,800,000	
		ＥＲＩホールディングス	1,800	2,442.00	4,395,600	貸付有価証券 200株
		アビスト	1,000	3,330.00	3,330,000	
		シグマクシス・ホールディングス	24,700	1,594.00	39,371,800	
		ウィルグループ	15,800	990.00	15,642,000	貸付有価証券 300株（100株）
		エスクロー・エージェント・ジャパン	7,600	142.00	1,079,200	貸付有価証券 200株
		メドピア	15,100	627.00	9,467,700	貸付有価証券 5,500株（5,300株）
		レアジョブ	1,200	438.00	525,600	貸付有価証券 500株
		リクルートホールディングス	1,360,300	8,607.00	11,708,102,100	
		エラン	25,000	893.00	22,325,000	貸付有価証券 700株
		土木管理総合試験所	2,900	325.00	942,500	
		日本郵政	1,974,400	1,595.00	3,149,168,000	
		ベルシステム２４ホールディングス	20,300	1,598.00	32,439,400	貸付有価証券 100株（100株）
		鎌倉新書	16,100	429.00	6,906,900	貸付有価証券 7,700株（200株）
		ＳＭＮ	1,200	319.00	382,800	貸付有価証券 200株
		一蔵	800	578.00	462,400	貸付有価証券 300株
		グローバルキッズＣＯＭＰＡＮＹ	1,200	680.00	816,000	貸付有価証券 400株
		エアトリ	13,800	1,384.00	19,099,200	貸付有価証券 6,400株
		アトラエ	13,800	810.00	11,178,000	貸付有価証券 6,200株
		ストライク	9,300	4,610.00	42,873,000	貸付有価証券 500株（200株）
		ソラスト	52,100	466.00	24,278,600	貸付有価証券 1,400株
		セラク	5,800	1,234.00	7,157,200	貸付有価証券 100株
		インソース	41,000	891.00	36,531,000	貸付有価証券 3,100株（3,100株）
		ベイカレント・コンサルティング	138,800	3,240.00	449,712,000	貸付有価証券 10,500株（1,700株）
		Ｏｒｃｈｅｓｔｒａ Ｈｏｌｄｉｎｇｓ	4,100	1,293.00	5,301,300	貸付有価証券 300株（300株）
		アイモバイル	24,000	491.00	11,784,000	貸付有価証券 600株

キャリアインデックス	2,200	192.00	422,400	貸付有価証券 1,000株（700株）
ＭＳ－Ｊａｐａｎ	7,700	1,066.00	8,208,200	
船場	1,300	1,243.00	1,615,900	
ジャパンエレベーターサービスホールディン	61,200	2,585.00	158,202,000	貸付有価証券 100株
フルテック	900	1,154.00	1,038,600	
グリーンズ	2,300	1,925.00	4,427,500	
ツナググループ・ホールディングス	1,800	670.00	1,206,000	
ＧａｍｅＷｉｔｈ	2,600	259.00	673,400	貸付有価証券 1,200株（400株）
ＭＳ＆Ｃｏｎｓｕｌｔｉｎｇ	900	631.00	567,900	
エル・ティー・エス	2,200	2,095.00	4,609,000	
ミダックホールディングス	11,400	1,517.00	17,293,800	
キュービーネットホールディングス	10,800	1,124.00	12,139,200	貸付有価証券 200株
オープングループ	25,700	273.00	7,016,100	貸付有価証券 10,100株（4,800株）
スプリックス	1,800	850.00	1,530,000	
マネジメントソリューションズ	8,100	1,441.00	11,672,100	貸付有価証券 3,000株（800株）
プロレド・パートナーズ	4,600	617.00	2,838,200	貸付有価証券 500株（200株）
ａｎｄ　ｆａｃｔｏｒｙ	1,900	323.00	613,700	貸付有価証券 800株
テノ．ホールディングス	800	415.00	332,000	
フロンティア・マネジメント	4,700	1,227.00	5,766,900	貸付有価証券 2,200株
ピアラ	1,200	278.00	333,600	貸付有価証券 200株
コプロ・ホールディングス	2,100	1,660.00	3,486,000	
ギークス	900	480.00	432,000	
アンビスホールディングス	40,400	2,299.00	92,879,600	貸付有価証券 500株
カーブスホールディングス	51,600	783.00	40,402,800	
フォーラムエンジニアリング	25,700	904.00	23,232,800	貸付有価証券 400株
Ｆａｓｔ　Ｆｉｔｎｅｓｓ　Ｊａｐａｎ	6,400	1,439.00	9,209,600	
ダイレクトマーケティングミックス	19,400	247.00	4,791,800	貸付有価証券 6,700株（6,700株）
ポピンズ	2,800	1,174.00	3,287,200	貸付有価証券

				200株（100株）
ＬＩＴＡＬＩＣＯ	14,700	1,748.00	25,695,600	貸付有価証券 6,300株
コンフィデンス・インターワークス	500	1,932.00	966,000	
アドバンテッジリスクマネジメント	3,200	497.00	1,590,400	
リログループ	94,600	1,712.00	161,955,200	貸付有価証券 6,000株（5,700株）
東祥	13,200	720.00	9,504,000	貸付有価証券 5,700株（100株）
ＩＤ＆Ｅホールディングス	11,400	4,235.00	48,279,000	
ビーウィズ	3,900	1,857.00	7,242,300	貸付有価証券 1,700株（400株）
ＴＲＥホールディングス	36,100	1,295.00	46,749,500	貸付有価証券 100株（100株）
人・夢・技術グループ	7,800	1,816.00	14,164,800	
ＮＩＳＳＯホールディングス	16,400	846.00	13,874,400	貸付有価証券 7,500株
大栄環境	34,300	2,730.00	93,639,000	貸付有価証券 2,000株（300株）
日本管財ホールディングス	19,800	2,711.00	53,677,800	
Ｍ＆Ａ総研ホールディングス	20,100	4,015.00	80,701,500	貸付有価証券 9,400株
エイチ・アイ・エス	54,900	1,627.00	89,322,300	貸付有価証券 21,800株（4,100株）
ラックランド	8,600	2,109.00	18,137,400	貸付有価証券 3,900株
共立メンテナンス	59,300	3,000.00	177,900,000	貸付有価証券 17,300株（17,300株）
イチネンホールディングス	20,000	1,730.00	34,600,000	貸付有価証券 400株
建設技術研究所	9,700	5,120.00	49,664,000	
スペース	12,300	1,119.00	13,763,700	
燦ホールディングス	17,400	1,182.00	20,566,800	
スバル興業	6,600	2,760.00	18,216,000	
東京テアトル	2,300	1,129.00	2,596,700	貸付有価証券 100株（100株）
タナベコンサルティンググループ	7,300	1,095.00	7,993,500	
ナガワ	5,900	8,220.00	48,498,000	貸付有価証券 2,700株
東京都競馬	15,800	4,055.00	64,069,000	貸付有価証券 7,200株（1,900株）
常磐興産	2,400	1,212.00	2,908,800	貸付有価証券

						1,100株
		カナモト	29,300	2,966.00	86,903,800	貸付有価証券 800株
		ニシオホールディングス	15,600	4,130.00	64,428,000	貸付有価証券 100株（100株）
		トランス・コスモス	21,100	3,465.00	73,111,500	貸付有価証券 900株（900株）
		乃村工藝社	82,400	872.00	71,852,800	貸付有価証券 100株
		藤田観光	7,500	9,740.00	73,050,000	貸付有価証券 3,400株
		ＫＮＴ－ＣＴホールディングス	11,300	1,334.00	15,074,200	貸付有価証券 500株（400株）
		トーカイ	16,700	2,312.00	38,610,400	
		白洋舎	1,000	2,398.00	2,398,000	貸付有価証券 300株
		セコム	192,400	9,497.00	1,827,222,800	貸付有価証券 500株（400株）
		セントラル警備保障	10,200	3,155.00	32,181,000	
		丹青社	36,600	1,002.00	36,673,200	貸付有価証券 100株
		メイテックグループホールディングス	64,300	3,258.00	209,489,400	
		応用地質	17,600	2,820.00	49,632,000	
		船井総研ホールディングス	37,800	2,293.00	86,675,400	貸付有価証券 800株（800株）
		進学会ホールディングス	1,700	242.00	411,400	貸付有価証券 700株
		オオバ	4,200	1,082.00	4,544,400	貸付有価証券 2,000株
		いであ	1,700	2,360.00	4,012,000	
		学究社	7,500	2,139.00	16,042,500	
		イオンディライト	20,300	3,985.00	80,895,500	
		ナック	16,000	576.00	9,216,000	
		ダイセキ	38,500	3,740.00	143,990,000	貸付有価証券 2,300株
		ステップ	6,900	1,924.00	13,275,600	
	小計	銘柄数：2,117 組入時価比率：98.1%			725,456,294,410 100.0%	
合計					725,456,294,410	

(注1)比率は左より組入時価の純資産に対する比率、及び各小計欄の合計金額に対する比率であります。

(注2)備考欄の貸付有価証券の( )内は、委託者の利害関係人である野村證券株式会社に対する貸付で、内書であります。

(2)株式以外の有価証券(2024年6月28日現在)

該当事項はありません。

第２ デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

種類	2024年 6月28日現在			
	契約額等（円）		時価（円）	評価損益（円）
		うち１年超		
市場取引				
株価指数先物取引				
買建	14,115,133,700	－	14,333,550,000	218,163,850
合計	14,115,133,700	－	14,333,550,000	218,163,850

（注）時価の算定方法

１先物取引

国内先物取引について

先物の評価においては、取引所の発表する計算日の清算値段を用いております。

※上記取引でヘッジ会計が適用されているものはございません。

外国株式ＭＳＣＩ－ＫＯＫＵＳＡＩマザーファンド

貸借対照表

（単位：円）

	（2024年 6月28日現在）
資産の部	
流動資産	
預金	4,601,394,730
コール・ローン	10,288,056,641
株式	2,511,201,689,560
投資証券	46,448,970,278
派生商品評価勘定	56,185,013
未収入金	19,724,795
未収配当金	2,177,262,523
未収利息	24,401
差入委託証拠金	17,352,316,570
流動資産合計	2,592,145,624,511
資産合計	2,592,145,624,511
負債の部	
流動負債	
派生商品評価勘定	30,798,019
未払金	108,413,952
未払解約金	2,458,481,768
その他未払費用	6,732,100
流動負債合計	2,604,425,839
負債合計	2,604,425,839
純資産の部	
元本等	
元本	348,166,870,456
剰余金	
期末剰余金又は期末欠損金（△）	2,241,374,328,216

元本等合計	2,589,541,198,672
純資産合計	2,589,541,198,672
負債純資産合計	2,592,145,624,511

注記表

（重要な会計方針に係る事項に関する注記）

1.運用資産の評価基準及び評価方法	株式 原則として時価で評価しております。 時価評価にあたっては、市場価格のある有価証券についてはその最終相場(計算日に最終相場のない場合には、直近の日の最終相場)で評価しております。 新株予約権証券 原則として時価で評価しております。 時価評価にあたっては、市場価格のある有価証券についてはその最終相場(計算日に最終相場のない場合には、直近の日の最終相場)で評価しております。 投資証券 原則として時価で評価しております。 時価評価にあたっては、市場価格のある有価証券についてはその最終相場(計算日に最終相場のない場合には、直近の日の最終相場)で評価しております。 先物取引 計算日に知りうる直近の日の主たる取引所の発表する清算値段又は最終相場で評価しております。 為替予約取引 計算日において予約為替の受渡日の対顧客先物相場の仲値で評価しております。
2.外貨建資産・負債の本邦通貨への換算基準	信託財産に属する外貨建資産・負債の円換算は、原則として、わが国における計算期間末日の対顧客電信売買相場の仲値によって計算しております。
3.費用・収益の計上基準	受取配当金 原則として配当落ち日において、確定配当金額又は予想配当金額を計上しております。 投資信託受益証券については、原則として収益分配金落ち日において、当該収益分配金額を計上しております。 配当株式 配当株式は原則として、配当株式に伴う源泉税等の費用が確定した段階で、株式の配当落ち日に計上した数量に相当する券面額又は発行価額を計上しております。 有価証券売買等損益 約定日基準で計上しております。 派生商品取引等損益 約定日基準で計上しております。 為替差損益 約定日基準で計上しております。
4.金融商品の時価等に関する事項の補足説明	金融商品の時価の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。 また、デリバティブ取引に関する契約額等は、あくまでもデリバティブ取引における名目的な契約額または計算上の想定元本であり、当該金額自体がデリバティブ取引の市場リスクの大きさを示すものではありません。

（重要な会計上の見積りに関する注記）

該当事項はありません。

（貸借対照表に関する注記）

2024年 6月 28日現在	
1.　計算期間の末日における1単位当たりの純資産の額	
1口当たり純資産額	7.4376円
(10,000口当たり純資産額)	(74,376円)

（金融商品に関する注記）

(1)金融商品の状況に関する事項

自 2023年 6月 29日 至 2024年 6月 28日

1. 金融商品に対する取組方針
当ファンドは、投資信託及び投資法人に関する法律第２条第４項に定める証券投資信託であり、信託約款に規定する運用の基本方針に従い、有価証券等の金融商品に対して投資として運用することを目的としております。
2. 金融商品の内容及びその金融商品に係るリスク
当ファンドが保有する金融商品の種類は、有価証券、デリバティブ取引、コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務であります。
当ファンドが保有する有価証券の詳細は、附属明細表に記載しております。
これらは、株価変動リスク、為替変動リスクなどの市場リスク、信用リスク及び流動性リスクにさらされております。
当ファンドは、信託財産に属する資産の価格変動リスクの低減を目的として、株価指数先物取引を行っております。
当ファンドは、信託財産に属する外貨建資金の受渡を行うことを目的として、為替予約取引を利用しております。
3. 金融商品に係るリスク管理体制
委託会社においては、独立した投資リスク管理に関する委員会を設け、パフォーマンスの考査及び運用リスクの管理を行なっております。
○市場リスクの管理
市場リスクに関しては、資産配分等の状況を常時、分析･把握し、投資方針に沿っているか等の管理を行なっております。
○信用リスクの管理
信用リスクに関しては、発行体や取引先の財務状況等に関する情報収集･分析を常時、継続し、格付等の信用度に応じた組入制限等の管理を行なっております。
○流動性リスクの管理
流動性リスクに関しては、必要に応じて市場流動性の状況を把握し、取引量や組入比率等の管理を行なっております。

(2) 金融商品の時価等に関する事項

2024 年 6 月 28 日現在

１．貸借対照表計上額、時価及び差額
貸借対照表上の金融商品は原則としてすべて時価で評価しているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。
２．時価の算定方法
株式
（重要な会計方針に係る事項に関する注記）に記載しております。
新株予約権証券
（重要な会計方針に係る事項に関する注記）に記載しております。
投資証券
（重要な会計方針に係る事項に関する注記）に記載しております。
派生商品評価勘定
デリバティブ取引については、附属明細表に記載しております。
コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務
これらの科目は短期間で決済されるため、帳簿価額は時価と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

（その他の注記）
元本の移動及び期末元本額の内訳

2024 年 6 月 28 日現在

期首	2023 年 6 月 29 日
本報告書における開示対象ファンドの期首における当ファンドの元本額	318,484,212,454 円
同期中における追加設定元本額	58,707,442,797 円
同期中における一部解約元本額	29,024,784,795 円
期末元本額	348,166,870,456 円
期末元本額の内訳＊	
バランスセレクト３０	19,289,017 円
バランスセレクト５０	59,579,192 円
バランスセレクト７０	86,130,437 円
野村外国株式インデックスファンド	454,899,226 円
野村世界６資産分散投信（安定コース）	1,984,315,782 円
野村世界６資産分散投信（分配コース）	2,901,848,822 円
野村世界６資産分散投信（成長コース）	5,028,797,812 円
野村資産設計ファンド２０１５	5,685,768 円
野村資産設計ファンド２０２０	6,307,107 円
野村資産設計ファンド２０２５	9,944,831 円
野村資産設計ファンド２０３０	17,387,706 円
野村資産設計ファンド２０３５	17,781,092 円
野村資産設計ファンド２０４０	31,808,047 円

野村外国株インデックス　Ｂコース（野村投資一任口座向け）	37,242,632,984 円
のむラップ・ファンド（保守型）	1,173,826,076 円
のむラップ・ファンド（普通型）	15,181,380,301 円
のむラップ・ファンド（積極型）	20,247,499,674 円
野村資産設計ファンド２０４５	7,889,277 円
野村インデックスファンド・外国株式	9,426,860,820 円
マイ・ロード	1,237,573,226 円
ネクストコア	10,470,253 円
野村インデックスファンド・海外５資産バランス	155,867,120 円
野村外国株インデックスＢコース（野村ＳＭＡ・ＥＷ向け）	4,136,104,621 円
野村世界６資産分散投信（配分変更コース）	303,441,815 円
野村資産設計ファンド２０５０	8,499,218 円
野村ターゲットデートファンド２０１６　２０２６－２０２８年目標型	1,511,362 円
野村ターゲットデートファンド２０１６　２０２９－２０３１年目標型	1,203,536 円
野村ターゲットデートファンド２０１６　２０３２－２０３４年目標型	1,067,575 円
野村ターゲットデートファンド２０１６　２０３５－２０３７年目標型	1,092,211 円
のむラップ・ファンド（やや保守型）	355,891,919 円
のむラップ・ファンド（やや積極型）	2,247,785,521 円
インデックス・ブレンド（タイプⅠ）	2,639,990 円
インデックス・ブレンド（タイプⅡ）	3,200,293 円
インデックス・ブレンド（タイプⅢ）	33,545,312 円
インデックス・ブレンド（タイプⅣ）	14,765,137 円
インデックス・ブレンド（タイプⅤ）	53,828,623 円
野村６資産均等バランス	2,024,467,089 円
野村つみたて外国株投信	18,817,670,506 円
野村外国株（含む新興国）インデックス　Ｂコース（野村投資一任口座向け）	5,288,742,183 円
世界６資産分散ファンド	41,370,665 円
野村資産設計ファンド２０６０	8,483,089 円
野村スリーゼロ先進国株式投信	3,294,990,683 円
はじめてのＮＩＳＡ・全世界株式インデックス（オール・カントリー）	2,237,934,508 円
ＮＥＸＴ　ＦＵＮＤＳ　外国株式・ＭＳＣＩ－ＫＯＫＵＳＡＩ指数（為替ヘッジなし）連動型上場投信	6,697,485,401 円
ファンドラップ（ウエルス・スクエア）外国株式	6,986,214,515 円
グローバル・インデックス・バランス２５ＶＡ（適格機関投資家専用）	68,878,367 円
グローバル・インデックス・バランス５０ＶＡ（適格機関投資家専用）	42,990,892 円
グローバル・インデックス・バランス４０ＶＡ（適格機関投資家専用）	262,099,395 円
グローバル・インデックス・バランス６０ＶＡ（適格機関投資家専用）	204,425,231 円
ワールド・インデックス・ファンドＶＡ安定型（適格機関投資家専用）	586,457 円
ワールド・インデックス・ファンドＶＡバランス型（適格機関投資家専用）	2,393,974 円
ワールド・インデックス・ファンドＶＡ積極型（適格機関投資家専用）	418,038 円
野村ワールド・インデックス・バランス３５ＶＡ（適格機関投資家専用）	41,746 円
野村ワールド・インデックス・バランス５０ＶＡ（適格機関投資家専用）	1,935,901 円
野村外国株式インデックスファンド（適格機関投資家専用）	256,389,392 円
野村世界インデックス・バランス４０ＶＡ（適格機関投資家専用）	2,352,995 円
野村グローバル・インデックス・バランス２５ＶＡ（適格機関投資家専用）	18,212,166 円
野村グローバル・インデックス・バランス５０ＶＡ（適格機関投資家専用）	50,511,852 円
野村グローバル・インデックス・バランス７５ＶＡ（適格機関投資家専用）	1,628,346,585 円
野村世界バランス２５ＶＡ（適格機関投資家専用）	9,677,129 円
ノムラＦＯＦｓ用インデックスファンド・外国株式（適格機関投資家専用）	1,113,727,902 円
野村ＦｏＦｓ用・外国株式ＭＳＣＩ－ＫＯＫＵＳＡＩインデックスファンド（適格機関投資家専用）	10,911,875,731 円
野村ＦＯＦｓ用・ターゲット・リターン・８資産バランス（２％コース向け）（適格機関投資家専用）	576,895 円
バランスセレクト３０（確定拠出年金向け）	1,023,490 円
バランスセレクト５０（確定拠出年金向け）	7,170,538 円
バランスセレクト７０（確定拠出年金向け）	7,993,301 円
野村外国株式インデックスファンド・ＭＳＣＩ－ＫＯＫＵＳＡＩ（確定拠出年金向け）	112,297,850,571 円

マイバランス３０（確定拠出年金向け）	1,455,645,940 円
マイバランス５０（確定拠出年金向け）	6,303,209,548 円
マイバランス７０（確定拠出年金向け）	7,330,098,672 円
マイバランスＤＣ３０	644,877,744 円
マイバランスＤＣ５０	1,694,999,191 円
マイバランスＤＣ７０	1,783,778,987 円
野村ＤＣ外国株式インデックスファンド・ＭＳＣＩ－ＫＯＫＵＳＡＩ	50,572,641,685 円
野村ＤＣ運用戦略ファンド	565,425,652 円
野村ＤＣ運用戦略ファンド（マイルド）	32,248,688 円
マイターゲット２０５０（確定拠出年金向け）	563,591,466 円
マイターゲット２０３０（確定拠出年金向け）	459,235,031 円
マイターゲット２０４０（確定拠出年金向け）	522,464,773 円
野村世界６資産分散投信（ＤＣ）安定コース	20,456,576 円
野村世界６資産分散投信（ＤＣ）インカムコース	10,640,892 円
野村世界６資産分散投信（ＤＣ）成長コース	69,120,908 円
野村資産設計ファンド（ＤＣ・つみたてＮＩＳＡ）２０３０	12,999,283 円
野村資産設計ファンド（ＤＣ・つみたてＮＩＳＡ）２０４０	14,159,687 円
野村資産設計ファンド（ＤＣ・つみたてＮＩＳＡ）２０５０	10,713,478 円
マイターゲット２０３５（確定拠出年金向け）	321,958,482 円
マイターゲット２０４５（確定拠出年金向け）	254,789,453 円
マイターゲット２０５５（確定拠出年金向け）	182,687,869 円
マイターゲット２０６０（確定拠出年金向け）	257,522,731 円
野村資産設計ファンド（ＤＣ・つみたてＮＩＳＡ）２０６０	9,548,478 円
マイターゲット２０６５（確定拠出年金向け）	108,826,799 円
多資産分散投資ファンド（バランス１０）（確定拠出年金向け）	84,982,088 円
みらいバランス・株式１０（富士通企業年金基金ＤＣ向け）	59,603,071 円
野村ＤＣバランスファンド（年金運用戦略タイプ）	61,295,431 円
マイターゲット２０７０（確定拠出年金向け）	43,150 円
野村全世界株式インデックスファンド（確定拠出年金向け）	115,813 円

＊は当該親投資信託受益証券を投資対象とする証券投資信託ごとの元本額

附属明細表

第１　有価証券明細表

(1)株式(2024 年 6 月 28 日現在)

種類	通貨	銘柄	株式数	評価額		備考
				単価	金額	
株式	米ドル	BAKER HUGHES CO	254,000	34.42	8,742,680.00	
		HALLIBURTON CO	226,000	33.61	7,595,860.00	
		SCHLUMBERGER LTD	364,000	47.01	17,111,640.00	
		APA CORPORATION	92,000	29.07	2,674,440.00	
		CHENIERE ENERGY INC	59,300	172.20	10,211,460.00	
		CHESAPEAKE ENERGY CORP	29,400	82.32	2,420,208.00	
		CHEVRON CORP	445,000	156.32	69,562,400.00	
		CHORD ENERGY CORP	15,500	167.13	2,590,515.00	
		CONOCOPHILLIPS	298,300	113.97	33,997,251.00	
		COTERRA ENERGY INC	188,000	26.85	5,047,800.00	
		DEVON ENERGY CORP	160,000	47.01	7,521,600.00	

DIAMONDBACK ENERGY INC	42,500	199.19	8,465,575.00	
EOG RESOURCES INC	148,100	124.55	18,445,855.00	
EQT CORP	104,000	37.28	3,877,120.00	
EXXON MOBIL CORP	1,137,489	114.90	130,697,486.10	
HESS CORP	70,900	147.54	10,460,586.00	
HF SINCLAIR CORP	40,000	52.73	2,109,200.00	
KINDER MORGAN INC	513,000	19.76	10,136,880.00	
MARATHON OIL CORP	147,000	28.58	4,201,260.00	
MARATHON PETROLEUM CORP	92,100	172.91	15,925,011.00	
OCCIDENTAL PETE CORP	171,000	62.69	10,719,990.00	
ONEOK INC	149,400	80.75	12,064,050.00	
OVINTIV INC	67,000	46.57	3,120,190.00	
PHILLIPS 66	109,400	139.40	15,250,360.00	
TARGA RESOURCES CORP	53,300	128.58	6,853,314.00	
TEXAS PACIFIC LAND CORP	4,840	733.84	3,551,785.60	
VALERO ENERGY CORP	84,400	154.04	13,000,976.00	
WILLIAMS COS	306,000	42.24	12,925,440.00	
AIR PRODUCTS	56,400	263.07	14,837,148.00	
ALBEMARLE CORP	29,900	96.27	2,878,473.00	
CELANESE CORP-SERIES A	27,800	135.97	3,779,966.00	
CF INDUSTRIES HOLDINGS INC	46,300	74.76	3,461,388.00	
CORTEVA INC	175,000	53.65	9,388,750.00	
DOW INC	179,000	52.96	9,479,840.00	
DUPONT DE NEMOURS INC	104,300	79.98	8,341,914.00	
EASTMAN CHEMICAL CO.	30,200	97.18	2,934,836.00	
ECOLAB INC	65,300	239.55	15,642,615.00	
INTERNATIONAL FLAVORS & FRAGRANCE	64,800	95.72	6,202,656.00	
LINDE PLC	122,200	440.22	53,794,884.00	
LYONDELLBASELL INDU-CL A	67,300	95.83	6,449,359.00	
MOSAIC CO/THE	85,000	29.52	2,509,200.00	
PPG INDUSTRIES	59,000	124.90	7,369,100.00	
RPM INTERNATIONAL INC	32,900	107.21	3,527,209.00	
SHERWIN-WILLIAMS	61,000	297.00	18,117,000.00	
WESTLAKE CORPORATION	9,400	146.00	1,372,400.00	
CRH PLC	176,000	74.50	13,112,000.00	
MARTIN MARIETTA MATERIALS	15,900	538.29	8,558,811.00	

VULCAN MATERIALS CO	33,800	247.76	8,374,288.00	
AMCOR PLC	369,000	9.81	3,619,890.00	
AVERY DENNISON CORP	20,600	223.40	4,602,040.00	
BALL CORP	78,000	61.08	4,764,240.00	
CROWN HOLDINGS INC	30,100	76.48	2,302,048.00	
IP(INTERNATIONAL PAPER CO)	86,000	43.25	3,719,500.00	
PACKAGING CORP OP AMERICA	22,000	183.19	4,030,180.00	
WESTROCK CO	63,000	49.74	3,133,620.00	
CLEVELAND-CLIFFS INC	129,000	15.00	1,935,000.00	
FREEPORT-MCMORAN INC	363,000	48.32	17,540,160.00	
NEWMONT CORP	290,000	41.84	12,133,600.00	
NUCOR CORP	60,700	154.71	9,390,897.00	
RELIANCE INC	14,500	280.64	4,069,280.00	
STEEL DYNAMICS	38,500	125.05	4,814,425.00	
AXON ENTERPRISE INC	18,500	298.35	5,519,475.00	
BOEING CO	146,500	182.51	26,737,715.00	
GENERAL DYNAMICS	59,000	292.50	17,257,500.00	
GENERAL ELECTRIC CO	277,200	160.50	44,490,600.00	
HEICO CORP	10,700	226.78	2,426,546.00	
HEICO CORP-CLASS A	18,900	177.58	3,356,262.00	
HOWMET AEROSPACE INC	98,000	79.60	7,800,800.00	
HUNTINGTON INGALLS INDUSTRIE	9,500	247.92	2,355,240.00	
L3HARRIS TECHNOLOGIES INC	48,800	223.18	10,891,184.00	
LOCKHEED MARTIN	54,700	467.13	25,552,011.00	
NORTHROP GRUMMAN CORP	35,900	434.91	15,613,269.00	
RTX CORP	337,200	100.62	33,929,064.00	
TEXTRON INC	49,600	86.34	4,282,464.00	
TRANSDIGM GROUP INC	14,200	1,288.65	18,298,830.00	
ALLEGION PLC	21,900	116.32	2,547,408.00	
BUILDERS FIRSTSOURCE INC	30,900	137.86	4,259,874.00	
CARLISLE COS INC	12,300	411.23	5,058,129.00	
CARRIER GLOBAL CORP	203,000	63.23	12,835,690.00	
FORTUNE BRANDS INNOVATIONS INC	31,000	65.47	2,029,570.00	
JOHNSON CONTROLS INTERNATIONAL PLC	171,000	67.03	11,462,130.00	
LENNOX INTERNATIONAL INC	8,300	542.69	4,504,327.00	

MASCO CORP	54,000	66.40	3,585,600.00	
OWENS CORNING INC	22,800	171.87	3,918,636.00	
SMITH (A.O.) CORP	31,200	82.02	2,559,024.00	
TRANE TECHNOLOGIES PLC	57,500	333.65	19,184,875.00	
AECOM	34,500	88.89	3,066,705.00	
EMCOR GROUP INC	11,700	370.38	4,333,446.00	
QUANTA SERVICES INC	37,300	267.06	9,961,338.00	
AMETEK INC	59,400	166.47	9,888,318.00	
EATON CORP PLC	101,400	313.94	31,833,516.00	
EMERSON ELEC	145,000	108.29	15,702,050.00	
GE VERNOVA INC	70,200	176.28	12,374,856.00	
HUBBELL INC	13,800	369.84	5,103,792.00	
ROCKWELL AUTOMATION INC	29,500	267.66	7,895,970.00	
VERTIV HOLDINGS CO	91,500	86.88	7,949,520.00	
3M CORP	140,300	103.17	14,474,751.00	
HONEYWELL INTERNATIONAL INC	165,400	214.38	35,458,452.00	
JARDINE MATHESON HLDGS LTD	38,000	35.37	1,344,060.00	
CATERPILLAR INC DEL	126,600	327.46	41,456,436.00	
CNH INDUSTRIAL NV	217,000	10.19	2,211,230.00	
CUMMINS INC	35,100	280.49	9,845,199.00	
DEERE & COMPANY	67,400	376.79	25,395,646.00	
DOVER CORP	34,900	178.45	6,227,905.00	
FORTIVE CORP	91,000	73.57	6,694,870.00	
GRACO INC	42,900	79.25	3,399,825.00	
IDEX CORP	18,400	200.15	3,682,760.00	
ILLINOIS TOOL WORKS INC	76,300	237.39	18,112,857.00	
INGERSOLL-RAND INC	103,700	90.97	9,433,589.00	
NORDSON CORP	13,600	230.31	3,132,216.00	
OTIS WORLDWIDE CORP	101,300	96.00	9,724,800.00	
PACCAR	131,400	103.97	13,661,658.00	
PARKER HANNIFIN CORP	32,500	504.22	16,387,150.00	
PENTAIR PLC	41,000	76.05	3,118,050.00	
SNAP-ON INC	13,400	258.91	3,469,394.00	
STANLEY BLACK & DECKER INC	38,800	81.45	3,160,260.00	
TORO CO	25,200	92.19	2,323,188.00	
WABTEC CORP	45,700	158.74	7,254,418.00	

XYLEM INC	61,700	136.39	8,415,263.00	
AERCAP HOLDINGS NV	52,400	93.91	4,920,884.00	
FASTENAL CO	147,000	63.33	9,309,510.00	
FERGUSON PLC	51,300	193.46	9,924,498.00	
GRAINGER(W.W.) INC	11,250	903.74	10,167,075.00	
UNITED RENTALS INC	16,900	623.04	10,529,376.00	
WATSCO INC	8,600	461.81	3,971,566.00	
CINTAS CORP	23,300	711.64	16,581,212.00	
COPART INC	222,000	54.76	12,156,720.00	
REPUBLIC SERVICES INC-CL A	56,600	194.82	11,026,812.00	
ROLLINS INC	74,000	49.35	3,651,900.00	
VERALTO CORP	61,500	97.61	6,003,015.00	
WASTE CONNECTIONS INC	64,900	175.78	11,408,122.00	
WASTE MANAGEMENT INC	102,400	212.67	21,777,408.00	
C.H.ROBINSON WORLDWIDE INC	29,100	87.73	2,552,943.00	
EXPEDITORS INTERNATIONAL WASH INC	37,200	125.99	4,686,828.00	
FEDEX CORPORATION	59,000	295.47	17,432,730.00	
UNITED PARCEL SERVICE-CL B	184,000	135.83	24,992,720.00	
DELTA AIR LINES INC	42,000	48.60	2,041,200.00	
SOUTHWEST AIRLINES	34,000	28.47	967,980.00	
CSX CORP	501,000	33.03	16,548,030.00	
GRAB HOLDINGS LTD-CL A	550,000	3.54	1,947,000.00	
HUNT J B TRANSPORT SVCS INC	20,500	157.12	3,220,960.00	
KNIGHT-SWIFT TRANSPORTATION HOLDINGS INC	38,000	48.67	1,849,460.00	
NORFOLK SOUTHERN CORP	56,800	209.90	11,922,320.00	
OLD DOMINION FREIGHT LINE	49,000	174.37	8,544,130.00	
U-HAUL HOLDING CO-NON VOTING	24,000	59.53	1,428,720.00	
UBER TECHNOLOGIES INC	473,000	70.34	33,270,820.00	
UNION PAC CORP	154,600	223.47	34,548,462.00	
APTIV PLC	68,000	68.98	4,690,640.00	
FORD MOTOR COMPANY	989,000	12.23	12,095,470.00	
GENERAL MOTORS CO	295,000	45.58	13,446,100.00	
RIVIAN AUTOMOTIVE INC-A	181,000	14.47	2,619,070.00	
TESLA INC	726,800	197.42	143,484,856.00	
DR HORTON INC	75,500	141.20	10,660,600.00	

GARMIN LTD	39,400	162.01	6,383,194.00	
LENNAR CORP-A	63,000	149.12	9,394,560.00	
NVR INC	830	7,656.92	6,355,243.60	
PULTEGROUP INC	53,600	109.75	5,882,600.00	
DECKERS OUTDOOR CORP	6,570	999.91	6,569,408.70	
LULULEMON ATHLETICA INC	28,700	308.30	8,848,210.00	
NIKE INC-B	308,500	94.19	29,057,615.00	
AIRBNB INC-CLASS A	112,900	151.61	17,116,769.00	
BOOKING HOLDINGS INC	8,660	4,009.40	34,721,404.00	
CAESARS ENTERTAINMENT INC	53,000	39.03	2,068,590.00	
CARNIVAL CORP	261,000	18.61	4,857,210.00	
CHIPOTLE MEXICAN GRILL INC	349,500	62.41	21,812,295.00	
DARDEN RESTAURANTS INC	29,600	152.12	4,502,752.00	
DOMINOS PIZZA INC	8,600	515.99	4,437,514.00	
DOORDASH INC-A	70,500	110.58	7,795,890.00	
DRAFTKINGS INC	111,000	37.11	4,119,210.00	
EXPEDIA GROUP INC	33,800	124.66	4,213,508.00	
HILTON WORLDWIDE HOLDINGS IN	64,500	215.07	13,872,015.00	
HYATT HOTELS CORP-CL A	10,600	148.99	1,579,294.00	
LAS VEGAS SANDS CORP	91,000	44.14	4,016,740.00	
MARRIOTT INTERNATIONAL-CLA	62,100	242.25	15,043,725.00	
MCDONALD'S CORP	182,800	258.17	47,193,476.00	
MGM RESORTS INTERNATIONAL	65,000	43.37	2,819,050.00	
ROYAL CARIBBEAN CRUISES LTD	62,600	160.21	10,029,146.00	
STARBUCKS CORP	288,700	79.23	22,875,144.50	
WYNN RESORTS LTD	24,500	89.14	2,183,930.00	
YUM BRANDS INC	72,300	132.61	9,587,703.00	
GENUINE PARTS CO	35,700	137.40	4,905,180.00	
LKQ CORP	68,000	41.47	2,819,960.00	
POOL CORP	9,500	307.57	2,921,915.00	
AMAZON.COM INC	2,374,000	197.85	469,695,900.00	
EBAY INC	132,000	53.05	7,002,600.00	
ETSY INC	28,000	58.72	1,644,160.00	
GLOBAL-E ONLINE LTD	28,000	35.85	1,003,800.00	
MERCADOLIBRE INC	11,650	1,660.89	19,349,368.50	
AUTOZONE	4,430	2,955.40	13,092,422.00	

		BATH & BODY WORKS INC	50,400	39.03	1,967,112.00	
		BEST BUY COMPANY INC	48,400	84.32	4,081,088.00	
		BURLINGTON STORES INC	15,900	238.31	3,789,129.00	
		CARMAX INC	40,000	73.33	2,933,200.00	
		DICK S SPORTING GOODS INC	15,400	220.14	3,390,156.00	
		HOME DEPOT	251,300	341.49	85,816,437.00	
		LOWES COS INC	145,100	219.80	31,892,980.00	
		OREILLY AUTOMOTIVE INC,	15,090	1,057.42	15,956,467.80	
		ROSS STORES INC	85,200	146.08	12,446,016.00	
		TJX COS INC	286,200	110.55	31,639,410.00	
		TRACTOR SUPPLY COMPANY	26,800	267.55	7,170,340.00	
		ULTA BEAUTY INC	12,100	385.95	4,669,995.00	
		WILLIAMS SONOMA INC	15,300	287.30	4,395,690.00	
		ALBERTSONS COS INC-CLASS A	88,000	19.74	1,737,120.00	
		COSTCO WHOLESALE CORPORATION	112,460	850.62	95,660,725.20	
		DOLLAR GENERAL CORP	54,500	130.28	7,100,260.00	
		DOLLAR TREE INC	51,600	105.21	5,428,836.00	
		KROGER CO	175,000	49.37	8,639,750.00	
		SYSCO CORP	127,000	72.47	9,203,690.00	
		TARGET CORP	117,900	146.72	17,298,288.00	
		WALGREENS BOOTS ALLIANCE INC	176,000	12.19	2,145,440.00	
		WALMART INC	1,123,800	67.88	76,283,544.00	
		BROWN-FORMAN CORP-CL B	45,000	43.36	1,951,200.00	
		CELSIUS HOLDINGS INC	40,000	57.54	2,301,600.00	
		COCA COLA CO	1,038,200	63.91	66,351,362.00	
		COCA-COLA EUROPACIFIC PARTNERS	54,000	73.74	3,981,960.00	
		CONSTELLATION BRANDS INC-A	41,900	255.91	10,722,629.00	
		KEURIG DR PEPPER INC	271,000	34.12	9,246,520.00	
		MOLSON COORS BEVERAGE CO-B	46,000	50.63	2,328,980.00	
		MONSTER BEVERAGE CORP	188,000	50.57	9,507,160.00	
		PEPSICO INC	348,500	166.26	57,941,610.00	
		ARCHER DANIELS MIDLAND	125,000	60.61	7,576,250.00	
		BUNGE GLOBAL SA	36,200	107.64	3,896,568.00	
		CAMPBELL SOUP CO	46,000	45.02	2,070,920.00	
		CONAGRA BRANDS INC	122,000	28.34	3,457,480.00	
		GENERAL MILLS	143,000	63.71	9,110,530.00	

HERSHEY CO/THE	37,600	183.68	6,906,368.00	
HORMEL FOODS CORP	75,000	30.22	2,266,500.00	
JM SMUCKER CO/THE-NEW	26,200	108.65	2,846,630.00	
KELLANOVA	68,000	57.68	3,922,240.00	
KRAFT HEINZ CO/THE	227,000	32.27	7,325,290.00	
LAMB WESTON HOLDINGS INC	35,200	83.45	2,937,440.00	
MCCORMICK & CO INC.	62,000	70.60	4,377,200.00	
MONDELEZ INTERNATIONAL INC	343,000	66.60	22,843,800.00	
TYSON FOODS INC-CL A	72,000	56.44	4,063,680.00	
ALTRIA GROUP INC	438,000	45.46	19,911,480.00	
PHILIP MORRIS INTERNATIONAL	393,600	101.57	39,977,952.00	
CHURCH & DWIGHT CO INC	63,000	104.01	6,552,630.00	
CLOROX CO	30,400	136.60	4,152,640.00	
COLGATE PALMOLIVE CO.	199,600	98.17	19,594,732.00	
KIMBERLY-CLARK CORP	84,300	139.35	11,747,205.00	
PROCTER & GAMBLE CO	596,600	166.62	99,405,492.00	
ESTEE LAUDER COMPANIES-CL A	58,800	110.86	6,518,568.00	
KENVUE INC	477,000	18.42	8,786,340.00	
ABBOTT LABORATORIES	440,000	104.65	46,046,000.00	
ALIGN TECHNOLOGY INC	17,800	243.00	4,325,400.00	
BAXTER INTERNATIONAL INC.	132,000	33.52	4,424,640.00	
BECTON,DICKINSON	72,600	230.94	16,766,244.00	
BOSTON SCIENTIFIC CORP	371,000	77.00	28,567,000.00	
COOPER COS INC/THE	50,100	87.62	4,389,762.00	
DEXCOM INC	98,900	114.54	11,328,006.00	
EDWARDS LIFESCIENCES CORP	153,900	93.34	14,365,026.00	
GE HEALTHCARE TECHNOLOGIES INC	107,900	78.82	8,504,678.00	
HOLOGIC INC	57,900	74.21	4,296,759.00	
IDEXX LABORATORIES INC	21,300	493.96	10,521,348.00	
INSULET CORP	17,000	206.98	3,518,660.00	
INTUITIVE SURGICAL INC	89,900	445.11	40,015,389.00	
MEDTRONIC PLC	338,300	79.33	26,837,339.00	
RESMED INC	37,600	191.58	7,203,408.00	
SOLVENTUM CORP	39,000	51.33	2,001,870.00	
STERIS PLC	24,700	216.44	5,346,068.00	
STRYKER CORP	86,500	340.54	29,456,710.00	

TELEFLEX INC	11,400	207.23	2,362,422.00	
ZIMMER BIOMET HOLDINGS INC	50,800	108.38	5,505,704.00	
CARDINAL HEALTH INC	60,700	99.62	6,046,934.00	
CENCORA INC	46,100	227.96	10,508,956.00	
CENTENE CORP	134,600	67.37	9,068,002.00	
CVS HEALTH CORP	321,000	58.36	18,733,560.00	
DAVITA INC	14,500	141.45	2,051,025.00	
ELEVANCE HEALTH INC	59,000	535.77	31,610,430.00	
HCA HEALTHCARE INC	50,400	343.29	17,301,816.00	
HENRY SCHEIN INC	34,000	64.09	2,179,060.00	
HUMANA INC	30,800	362.98	11,179,784.00	
LABCORP HOLDINGS INC	21,200	204.90	4,343,880.00	
MCKESSON CORP	33,400	593.20	19,812,880.00	
MOLINA HEALTHCARE INC	14,700	302.83	4,451,601.00	
QUEST DIAGNOSTICS INC	27,000	137.34	3,708,180.00	
THE CIGNA GROUP	71,700	334.15	23,958,555.00	
UNITEDHEALTH GROUP INC	233,770	486.44	113,715,078.80	
UNIVERSAL HEALTH SERVICES-B	15,900	191.56	3,045,804.00	
ABBVIE INC	449,000	168.99	75,876,510.00	
ALNYLAM PHARMACEUTICALS INC	32,600	247.00	8,052,200.00	
AMGEN INC	135,900	313.69	42,630,471.00	
BIOGEN INC	37,100	228.72	8,485,512.00	
BIOMARIN PHARMACEUTICAL INC	49,600	83.50	4,141,600.00	
EXACT SCIENCES CORP	43,300	44.49	1,926,417.00	
GILEAD SCIENCES INC	316,000	68.83	21,750,280.00	
GRAIL INC	6,516	15.16	98,782.56	
INCYTE CORP	42,000	61.35	2,576,700.00	
MODERNA INC	83,400	121.18	10,106,412.00	
NEUROCRINE BIOSCIENCES INC	24,900	134.31	3,344,319.00	
REGENERON PHARMACEUTICALS	27,280	1,050.86	28,667,460.80	
UNITED THERAPEUTICS CORP	11,200	316.93	3,549,616.00	
VERTEX PHARMACEUTICALS	65,800	472.51	31,091,158.00	
BRISTOL-MYERS SQUIBB CO	517,000	41.51	21,460,670.00	
CATALENT INC	48,000	56.41	2,707,680.00	
ELI LILLY & CO.	204,920	909.04	186,280,476.80	
JOHNSON & JOHNSON	611,046	145.80	89,090,506.80	

MERCK & CO INC	642,200	129.82	83,370,404.00	
PFIZER INC	1,431,500	27.80	39,795,700.00	
ROYALTY PHARMA PLC-CL A	96,000	26.67	2,560,320.00	
TEVA PHARMACEUTICAL-SP ADR	274,000	16.26	4,455,240.00	
VIATRIS INC	292,000	10.48	3,060,160.00	
ZOETIS INC	115,900	176.46	20,451,714.00	
BANK OF AMERICA CORP	1,801,000	39.25	70,689,250.00	
CITIGROUP	484,000	61.55	29,790,200.00	
CITIZENS FINANCIAL GROUP	117,000	34.63	4,051,710.00	
FIFTH THIRD BANCORP	169,000	35.85	6,058,650.00	
FIRST CITIZENS BCSHS -CL A	2,510	1,679.46	4,215,444.60	
HUNTINGTON BANCSHARES INC	363,000	12.78	4,639,140.00	
JPMORGAN CHASE & CO	728,300	199.17	145,055,511.00	
KEYCORP	239,000	13.62	3,255,180.00	
M & T BANK CORP	41,800	147.65	6,171,770.00	
PNC FINANCIAL	100,900	151.93	15,329,737.00	
REGIONS FINANCIAL CORP	238,000	19.20	4,569,600.00	
TRUIST FINANCIAL CORP	342,000	37.84	12,941,280.00	
US BANCORP	395,000	39.68	15,673,600.00	
WELLS FARGO CO	898,000	57.42	51,563,160.00	
APOLLO GLOBAL MANAGEMENT INC	101,100	118.00	11,929,800.00	
BERKSHIRE HATHAWAY INC CL B	332,400	407.95	135,602,580.00	
BLOCK INC	143,000	63.39	9,064,770.00	
COREBRIDGE FINANCIAL INC	65,000	29.11	1,892,150.00	
CORPAY INC	17,000	269.24	4,577,080.00	
EQUITABLE HOLDINGS INC	84,000	40.51	3,402,840.00	
FIDELITY NATIONAL INFORMATION	148,000	74.63	11,045,240.00	
FISERV INC	149,400	149.08	22,272,552.00	
GLOBAL PAYMENTS INC	66,000	94.82	6,258,120.00	
JACK HENRY & ASSOCIATES INC	17,500	166.72	2,917,600.00	
MASTERCARD INC	211,300	442.75	93,553,075.00	
PAYPAL HOLDINGS INC	256,000	58.37	14,942,720.00	
TOAST INC-CLASS A	85,000	25.72	2,186,200.00	
VISA INC-CLASS A SHARES	401,000	266.59	106,902,590.00	
AFLAC INC	139,600	89.16	12,446,736.00	
ALLSTATE CORP	65,900	160.01	10,544,659.00	

AMERICAN FINANCIAL GROUP INC	17,500	125.45	2,195,375.00	
AMERICAN INTL GROUP	173,000	74.97	12,969,810.00	
AON PLC	50,300	292.80	14,727,840.00	
ARCH CAPITAL GROUP LTD	95,600	101.02	9,657,512.00	
ARTHUR J GALLAGHER & CO	55,000	260.13	14,307,150.00	
ASSURANT INC	12,900	167.26	2,157,654.00	
BROWN & BROWN INC	63,000	90.16	5,680,080.00	
CHUBB LTD	103,400	262.03	27,093,902.00	
CINCINNATI FINANCIAL CORP	38,500	116.68	4,492,180.00	
ERIE INDEMNITY COMPANY-CL A	6,200	362.20	2,245,640.00	
EVEREST GROUP LTD	11,400	380.50	4,337,700.00	
FNF GROUP	64,000	49.14	3,144,960.00	
HARTFORD FINANCIAL SERVICES	74,000	102.75	7,603,500.00	
LOEWS CORP	49,000	75.26	3,687,740.00	
MARKEL GROUP INC	3,310	1,579.11	5,226,854.10	
MARSH & MCLENNAN COS	124,300	210.94	26,219,842.00	
METLIFE INC	158,000	70.86	11,195,880.00	
PRINCIPAL FINANCIAL GROUP	60,800	79.46	4,831,168.00	
PROGRESSIVE CO	149,100	211.35	31,512,285.00	
PRUDENTIAL FINANCIAL INC	92,100	117.33	10,806,093.00	
TRAVELERS COS INC/THE	57,400	206.95	11,878,930.00	
WILLIS TOWERS WATSON PLC	26,500	264.03	6,996,795.00	
WR BERKLEY CORP	51,800	79.38	4,111,884.00	
ACCENTURE PLC-CL A	159,400	303.19	48,328,486.00	
AKAMAI TECHNOLOGIES	38,300	89.94	3,444,702.00	
CLOUDFLARE INC - CLASS A	77,000	81.79	6,297,830.00	
COGNIZANT TECH SOLUTIONS CORP	124,000	67.73	8,398,520.00	
EPAM SYSTEMS INC	13,800	185.11	2,554,518.00	
GARTNER INC	19,700	444.77	8,761,969.00	
GODADDY INC - CLASS A	34,500	140.24	4,838,280.00	
INTERNATIONAL BUSINESS MACHINES	232,500	170.85	39,722,625.00	
MONGODB INC	18,100	244.15	4,419,115.00	
OKTA INC	39,700	92.37	3,667,089.00	
SNOWFLAKE INC-CLASS A	75,000	133.92	10,044,000.00	
TWILIO INC - A	41,400	55.99	2,317,986.00	
VERISIGN INC	23,700	178.23	4,224,051.00	

WIX.COM LTD	14,100	159.19	2,244,579.00	
ADOBE INC	113,600	546.76	62,111,936.00	
ANSYS INC	22,000	321.82	7,080,040.00	
APPLOVIN CORP-CLASS A	46,000	83.12	3,823,520.00	
ASPEN TECHNOLOGY INC	7,200	197.89	1,424,808.00	
ATLASSIAN CORP PLC-CLASS A	40,700	172.99	7,040,693.00	
AUTODESK INC.	54,800	243.68	13,353,664.00	
BENTLEY SYSTEMS INC-CLASS B	40,000	49.68	1,987,200.00	
CADENCE DESIGN SYS INC	69,000	307.92	21,246,480.00	
CHECK POINT SOFTWARE TECHNOLOGIES LTD.	23,400	162.70	3,807,180.00	
CONFLUENT INC-CLASS A	47,000	29.60	1,391,200.00	
CROWDSTRIKE HOLDINGS INC - A	58,100	387.29	22,501,549.00	
CYBERARK SOFTWARE LTD/ISRAEL	10,500	270.40	2,839,200.00	
DATADOG INC - CLASS A	70,400	128.45	9,042,880.00	
DOCUSIGN INC	50,000	52.69	2,634,500.00	
DYNATRACE INC	67,000	44.01	2,948,670.00	
FAIR ISAAC CORP	6,340	1,477.51	9,367,413.40	
FORTINET INC	165,000	60.04	9,906,600.00	
GEN DIGITAL INC	141,000	24.62	3,471,420.00	
HUBSPOT INC	12,300	586.01	7,207,923.00	
INTUIT INC	71,000	651.44	46,252,240.00	
MANHATTAN ASSOCIATES,INC.	15,300	251.21	3,843,513.00	
MICROSOFT CORP	1,789,900	452.85	810,556,215.00	
MICROSTRATEGY INC-CL A	3,930	1,525.40	5,994,822.00	
MONDAY.COM LTD	8,800	236.28	2,079,264.00	
ORACLE CORPORATION	418,200	140.18	58,623,276.00	
PALANTIR TECHNOLOGIES INC-A	484,000	25.22	12,206,480.00	
PALO ALTO NETWORKS INC	81,700	340.82	27,844,994.00	
PTC INC	30,100	181.26	5,455,926.00	
ROPER TECHNOLOGIES INC	27,100	562.06	15,231,826.00	
SALESFORCE INC	245,940	252.85	62,185,929.00	
SAMSARA INC-CL A	55,000	32.63	1,794,650.00	
SERVICENOW INC	51,950	774.13	40,216,053.50	
SYNOPSYS INC	38,600	595.00	22,967,000.00	
TYLER TECHNOLOGIES INC	10,400	493.81	5,135,624.00	

UIPATH INC - CLASS A	121,000	12.68	1,534,280.00	
UNITY SOFTWARE INC	62,000	16.54	1,025,480.00	
WORKDAY INC-CLASS A	54,100	223.36	12,083,776.00	
ZOOM VIDEO COMMUNICATIONS-A	62,000	58.47	3,625,140.00	
ZSCALER INC	22,600	189.20	4,275,920.00	
ARISTA NETWORKS INC	67,300	347.93	23,415,689.00	
CISCO SYSTEMS	1,026,900	47.45	48,726,405.00	
F5 INC	15,300	171.20	2,619,360.00	
JUNIPER NETWORKS INC	80,000	36.01	2,880,800.00	
MOTOROLA SOLUTIONS INC	42,600	386.40	16,460,640.00	
APPLE INC	3,719,700	214.10	796,387,770.00	
DELL TECHNOLOGIES-C	65,600	139.43	9,146,608.00	
HEWLETT PACKARD ENTERPRISE	333,000	21.04	7,006,320.00	
HP INC	244,000	34.71	8,469,240.00	
NETAPP INC	52,000	129.03	6,709,560.00	
PURE STORAGE INC - CLASS A	77,000	65.18	5,018,860.00	
SEAGATE TECHNOLOGY	51,400	104.10	5,350,740.00	
SUPER MICRO COMPUTER INC	13,510	890.36	12,028,763.60	
WESTERN DIGITAL CORP	84,000	76.62	6,436,080.00	
AMPHENOL CORP-CL A	304,600	67.49	20,557,454.00	
CDW CORPORATION	33,900	224.06	7,595,634.00	
CORNING INC	207,000	38.59	7,988,130.00	
JABIL INC	31,000	107.92	3,345,520.00	
KEYSIGHT TECHNOLOGIES INC	43,900	135.22	5,936,158.00	
TE CONNECTIVITY LTD	79,100	148.71	11,762,961.00	
TELEDYNE TECHNOLOGIES INC	12,200	386.41	4,714,202.00	
TRIMBLE INC	63,000	55.42	3,491,460.00	
ZEBRA TECHNOLOGIES CORP-CL A	12,600	306.99	3,868,074.00	
ADVANCED MICRO DEVICES	409,748	159.47	65,342,513.56	
ANALOG DEVICES INC	126,300	226.68	28,629,684.00	
APPLIED MATERIALS	210,700	232.53	48,994,071.00	
BROADCOM INC	111,627	1,586.66	177,114,095.82	
ENPHASE ENERGY INC	35,100	105.23	3,693,573.00	
ENTEGRIS INC	37,900	134.48	5,096,792.00	
FIRST SOLAR INC	26,000	249.92	6,497,920.00	
INTEL CORP	1,079,500	30.59	33,021,905.00	

KLA CORP	34,180	814.87	27,852,256.60	
LAM RESEARCH	33,240	1,055.83	35,095,789.20	
LATTICE SEMICONDUCTOR CORP	35,000	56.99	1,994,650.00	
MARVELL TECHNOLOGY INC	220,000	68.73	15,120,600.00	
MICROCHIP TECHNOLOGY	137,300	89.43	12,278,739.00	
MICRON TECHNOLOGY	280,800	132.23	37,130,184.00	
MONOLITHIC POWER SYSTEMS INC	12,500	810.70	10,133,750.00	
NVIDIA CORP	6,339,100	123.99	785,985,009.00	
NXP SEMICONDUCTORS NV	65,400	265.01	17,331,654.00	
ON SEMICONDUCTOR CORPORATION	109,000	67.86	7,396,740.00	
QORVO INC	24,800	112.39	2,787,272.00	
QUALCOMM INC	283,000	195.15	55,227,450.00	
SKYWORKS SOLUTIONS INC	40,600	105.60	4,287,360.00	
TERADYNE INC	39,000	147.57	5,755,230.00	
TEXAS INSTRUMENTS INC	230,800	193.43	44,643,644.00	
AT & T INC	1,814,000	18.75	34,012,500.00	
VERIZON COMMUNICATIONS	1,066,000	40.82	43,514,120.00	
T-MOBILE US INC	135,000	177.42	23,951,700.00	
ALLIANT ENERGY CORP	66,000	51.08	3,371,280.00	
AMERICAN ELECTRIC POWER	133,800	88.30	11,814,540.00	
CONSTELLATION ENERGY	80,100	204.78	16,402,878.00	
DUKE ENERGY CORP	196,900	100.59	19,806,171.00	
EDISON INTERNATIONAL	97,000	72.04	6,987,880.00	
ENTERGY CORP	53,800	106.76	5,743,688.00	
EVERGY INC	57,000	53.25	3,035,250.00	
EVERSOURCE ENERGY	87,000	57.19	4,975,530.00	
EXELON CORPORATION	255,000	34.70	8,848,500.00	
FIRSTENERGY CORP	141,000	38.53	5,432,730.00	
NEXTERA ENERGY INC	520,000	73.72	38,334,400.00	
NRG ENERGY INC	55,000	78.66	4,326,300.00	
PG&E CORP	517,000	17.48	9,037,160.00	
PPL CORPORATION	185,000	27.75	5,133,750.00	
SOUTHERN CO.	276,000	78.04	21,539,040.00	
XCEL ENERGY INC	142,000	53.85	7,646,700.00	
ATMOS ENERGY CORP	39,000	116.55	4,545,450.00	
AMEREN CORPORATION	69,000	70.94	4,894,860.00	

CENTERPOINT ENERGY INC	161,000	30.81	4,960,410.00	
CMS ENERGY CORP	78,000	59.96	4,676,880.00	
CONSOLIDATED EDISON INC	89,000	89.68	7,981,520.00	
DOMINION ENERGY INC	211,000	49.61	10,467,710.00	
DTE ENERGY COMPANY	52,000	111.25	5,785,000.00	
NISOURCE INC	114,000	29.00	3,306,000.00	
PUBLIC SVC ENTERPRISE	127,000	73.12	9,286,240.00	
SEMPRA	158,300	75.94	12,021,302.00	
WEC ENERGY GROUP INC	78,600	78.45	6,166,170.00	
AMERICAN WATER WORKS CO INC	50,400	129.27	6,515,208.00	
ESSENTIAL UTILITIES INC	66,000	37.39	2,467,740.00	
ALLY FINANCIAL INC	66,000	39.59	2,612,940.00	
AMERICAN EXPRESS CO	146,100	228.40	33,369,240.00	
CAPITAL ONE FINANCIAL CORP	97,800	134.03	13,108,134.00	
DISCOVER FINANCIAL SERVICES	64,600	123.73	7,992,958.00	
SYNCHRONY FINANCIAL	105,000	44.23	4,644,150.00	
AMERIPRISE FINANCIAL INC	25,500	430.34	10,973,670.00	
ARES MANAGEMENT CORP - A	45,000	135.95	6,117,750.00	
BANK OF NEWYORK MELLON CORP	193,000	59.54	11,491,220.00	
BLACKROCK INC	37,620	781.13	29,386,110.60	
BLACKSTONE INC	180,800	124.12	22,440,896.00	
CARLYLE GROUP INC/THE	59,000	39.89	2,353,510.00	
CBOE GLOBAL MARKETS INC	27,500	170.27	4,682,425.00	
CME GROUP INC	91,200	195.53	17,832,336.00	
COINBASE GLOBAL INC -CLASS A	47,700	224.00	10,684,800.00	
FACTSET RESEARCH SYSTEMS INC	9,700	415.00	4,025,500.00	
FRANKLIN RESOURCES INC	75,000	22.53	1,689,750.00	
FUTU HOLDINGS LTD-ADR	13,000	65.79	855,270.00	
GOLDMAN SACHS GROUP	82,300	445.96	36,702,508.00	
INTERCONTINENTAL EXCHANGE INC	145,000	137.47	19,933,150.00	
KKR & CO INC-A	158,300	105.86	16,757,638.00	
LPL FINANCIAL HOLDINGS INC	18,400	276.41	5,085,944.00	
MARKETAXESS HOLDINGS INC	9,800	199.68	1,956,864.00	
MOODYS CORP	41,600	419.40	17,447,040.00	
MORGAN STANLEY	312,300	95.77	29,908,971.00	
MSCI INC	19,900	486.81	9,687,519.00	

NASDAQ INC	101,000	60.18	6,078,180.00	
NORTHERN TRUST CORP	51,700	82.54	4,267,318.00	
RAYMOND JAMES FINANCIAL INC	49,300	121.59	5,994,387.00	
ROBINHOOD MARKETS INC -A	131,000	22.59	2,959,290.00	
S&P GLOBAL INC	81,195	448.91	36,449,247.45	
SCHWAB(CHARLES)CORP	381,000	73.56	28,026,360.00	
SEI INVESTMENTS COMPANY	26,000	64.34	1,672,840.00	
STATE STREET CORP	74,900	73.05	5,471,445.00	
T ROWE PRICE GROUP INC	57,800	115.43	6,671,854.00	
TRADEWEB MARKETS INC-CLASS A	30,300	106.69	3,232,707.00	
AES CORP	177,000	19.09	3,378,930.00	
VISTRA CORP	88,900	87.22	7,753,858.00	
VEEVA SYSTEMS INC-CLASS A	39,500	185.15	7,313,425.00	
AGILENT TECHNOLOGIES INC	73,800	130.80	9,653,040.00	
AVANTOR INC	172,000	21.42	3,684,240.00	
BIO TECHNE CORP	37,900	71.82	2,721,978.00	
BIO-RAD LABORATORIES-A	5,100	271.99	1,387,149.00	
CHARLES RIVER LABORATORIES	12,600	207.35	2,612,610.00	
DANAHER CORP	178,400	251.76	44,913,984.00	
ILLUMINA INC	39,100	106.46	4,162,586.00	
IQVIA HOLDINGS INC	46,000	212.75	9,786,500.00	
METTLER-TOLEDO INTL	5,480	1,406.52	7,707,729.60	
REPLIGEN CORP	12,500	126.59	1,582,375.00	
REVVITY INC	32,500	105.71	3,435,575.00	
THERMO FISHER SCIENTIFIC INC	96,740	550.78	53,282,457.20	
WATERS CORP	14,800	286.47	4,239,756.00	
WEST PHARMACEUTICAL SERVICES	18,400	328.76	6,049,184.00	
AUTOMATIC DATA PROCESS	103,800	237.30	24,631,740.00	
BOOZ ALLEN HAMILTON HOLDINGS	33,000	156.25	5,156,250.00	
BROADRIDGE FINANCIAL SOLUTIONS INC	30,500	199.21	6,075,905.00	
DAYFORCE INC	34,400	49.70	1,709,680.00	
EQUIFAX INC	31,800	239.81	7,625,958.00	
JACOBS SOLUTIONS INC	31,200	139.45	4,350,840.00	
LEIDOS HOLDINGS INC	32,200	147.18	4,739,196.00	
PAYCHEX INC	80,900	117.84	9,533,256.00	

		PAYCOM SOFTWARE INC	14,000	141.78	1,984,920.00	
		PAYLOCITY HOLDING CORP	10,500	132.21	1,388,205.00	
		SS&C TECHNOLOGIES HOLDINGS	54,000	62.18	3,357,720.00	
		TRUNSUNION	49,800	74.33	3,701,634.00	
		VERISK ANALYTICS INC	36,700	270.85	9,940,195.00	
		CHARTER COMMUNICATIONS INC-A	24,200	294.11	7,117,462.00	
		COMCAST CORP-CL A	1,005,100	38.28	38,475,228.00	
		FOX CORP-CLASS A	61,000	34.08	2,078,880.00	
		FOX CORP-CLASS B	39,000	31.77	1,239,030.00	
		INTERPUBRIC GROUP	93,000	29.12	2,708,160.00	
		NEWS CORP/NEW-CL A-W/I	96,000	27.69	2,658,240.00	
		OMNICOM GROUP	48,500	88.99	4,316,015.00	
		PARAMOUNT GLOBAL	133,000	10.26	1,364,580.00	
		TRADE DESK INC/THE -CLASS A	111,500	98.22	10,951,530.00	
		DISNEY (WALT) CO	465,100	102.17	47,519,267.00	
		ELECTRONIC ARTS	64,800	139.52	9,040,896.00	
		LIBERTY MEDIA CORP-LIB-NEW-C	51,000	72.51	3,698,010.00	
		LIVE NATION ENTERTAINMENT IN	40,900	90.81	3,714,129.00	
		NETFLIX INC	109,800	684.34	75,140,532.00	
		ROBLOX CORP -CLASS A	118,000	37.22	4,391,960.00	
		ROKU INC	30,500	59.15	1,804,075.00	
		SEA LTD-ADR	95,000	74.51	7,078,450.00	
		TAKE-TWO INTERACTIVE SOFTWARE INC	40,500	156.98	6,357,690.00	
		WARNER BROS DISCOVERY INC	592,000	7.35	4,351,200.00	
		ALPHABET INC-CL A	1,494,300	185.41	277,058,163.00	
		ALPHABET INC-CL C	1,294,200	186.86	241,834,212.00	
		MATCH GROUP INC	68,000	30.45	2,070,600.00	
		META PLATFORMS INC-CLASS A	555,600	519.56	288,667,536.00	
		PINTEREST INC- CLASS A	154,000	44.12	6,794,480.00	
		SNAP INC-A	266,000	16.57	4,407,620.00	
		CBRE GROUP INC	76,400	88.50	6,761,400.00	
		COSTAR GROUP INC	105,000	74.26	7,797,300.00	
		HONGKONG LAND HOLDINGS LTD	260,000	3.25	845,000.00	
		ZILLOW GROUP INC - C	38,000	46.80	1,778,400.00	
	小計銘柄数：581				11,934,590,432.99 (1,922,304,481,041	

		組入時価比率：74.2%			) 76.5%	
	カナダドル	ARC RESOURCES LTD	145,000	24.79	3,594,550.00	
		CAMECO CORP	112,000	70.87	7,937,440.00	
		CANADIAN NATURAL RESOURCES LTD	542,000	48.83	26,465,860.00	
		CENOVUS ENERGY INC	350,000	26.93	9,425,500.00	
		ENBRIDGE INC	538,000	48.28	25,974,640.00	
		IMPERIAL OIL	48,000	94.48	4,535,040.00	
		KEYERA CORP	57,000	37.95	2,163,150.00	
		MEG ENERGY CORP	67,000	29.04	1,945,680.00	
		PARKLAND CORP	36,000	38.38	1,381,680.00	
		PEMBINA PIPELINE CORP	146,000	50.93	7,435,780.00	
		SUNCOR ENERGY INC	324,000	52.04	16,860,960.00	
		TC ENERGY CORP	264,000	52.80	13,939,200.00	
		TOURMALINE OIL CORP	83,000	62.20	5,162,600.00	
		NUTRIEN LTD	124,000	71.16	8,823,840.00	
		CCL INDUSTRIES INC - CL B	37,000	72.34	2,676,580.00	
		AGNICO EAGLE MINES LTD	126,000	90.94	11,458,440.00	
		BARRICK GOLD	453,000	23.07	10,450,710.00	
		FIRST QUANTUM MINERALS LTD	185,000	19.37	3,583,450.00	
		FRANCO-NEVADA CORP	48,400	164.75	7,973,900.00	
		IVANHOE MINES LTD-CL A	166,000	17.45	2,896,700.00	
		KINROSS GOLD CORP	300,000	11.38	3,414,000.00	
		LUNDIN MINING CORP	169,000	14.91	2,519,790.00	
		PAN AMERICAN SILVER CORP	96,000	27.69	2,658,240.00	
		TECK RESOURCES LTD-CLS B	117,000	65.72	7,689,240.00	
		WHEATON PRECIOUS METALS CORP	117,000	72.58	8,491,860.00	
		WEST FRASER TIMBER	14,200	105.89	1,503,638.00	
		CAE INC	76,000	25.97	1,973,720.00	
		STANTEC INC	29,100	115.57	3,363,087.00	
		WSP GLOBAL INC	31,200	215.02	6,708,624.00	
		TOROMONT INDUSTRIES LTD	19,400	121.63	2,359,622.00	
		ELEMENT FLEET MANAGEMENT CORP	98,000	24.81	2,431,380.00	
		GFL ENVIRONMENTAL INC - SUB VT	54,000	53.19	2,872,260.00	
		RB GLOBAL INC	47,000	105.49	4,958,030.00	
		AIR CANADA	43,000	17.89	769,270.00	

CANADIAN NATL RAILWAY CO	138,000	161.55	22,293,900.00	
CANADIAN PACIFIC KANSAS CITY LTD	238,000	108.19	25,749,220.00	
TFI INTERNATIONAL INC	20,900	193.45	4,043,105.00	
MAGNA INTERNATIONAL INC	69,000	56.95	3,929,550.00	
BRP INC/CA- SUB VOTING	7,400	86.84	642,616.00	
GILDAN ACTIVEWEAR INC	44,000	51.94	2,285,360.00	
RESTAURANT BRANDS INTERNATIONAL INC	78,000	95.17	7,423,260.00	
CANADIAN TIRE CORP LTD A	14,200	135.03	1,917,426.00	
DOLLARAMA INC	72,100	125.85	9,073,785.00	
ALIMENTATION COUCHE-TARD INC	194,000	77.50	15,035,000.00	
EMPIRE CO LTD A	39,000	35.04	1,366,560.00	
LOBLAW COMPANIES LTD	38,200	159.11	6,078,002.00	
METRO INC/CN	58,000	76.03	4,409,740.00	
WESTON(GEORGE)LTD	15,200	197.14	2,996,528.00	
SAPUTO INC	70,000	31.17	2,181,900.00	
BANK OF MONTREAL	184,900	114.05	21,087,845.00	
BANK OF NOVA SCOTIA HALIFAX	310,000	62.40	19,344,000.00	
CANADIAN IMPERIAL BANK OF COMMERCE	240,000	66.45	15,948,000.00	
NATIONAL BANK OF CANADA	84,900	108.90	9,245,610.00	
ROYAL BANK OF CANADA	357,300	145.40	51,951,420.00	
TORONTO DOMINION BANK	447,000	75.13	33,583,110.00	
FAIRFAX FINANCIAL HLDGS LTD	5,220	1,550.00	8,091,000.00	
GREAT-WEST LIFECO INC	73,000	39.64	2,893,720.00	
IA FINANCIAL CORP INC	24,100	85.85	2,068,985.00	
INTACT FINANCIAL CORP	45,600	229.51	10,465,656.00	
MANULIFE FINANCIAL CORP	454,000	36.29	16,475,660.00	
POWER CORPORATION OF CANADA	142,000	38.66	5,489,720.00	
SUN LIFE FINANCIAL INC	150,000	67.01	10,051,500.00	
CGI INC	51,000	137.44	7,009,440.00	
SHOPIFY INC - CLASS A	308,000	90.94	28,009,520.00	
CONSTELLATION SOFTWARE INC	5,110	3,927.50	20,069,525.00	
DESCARTES SYSTEMS GRP(THE)	20,800	133.15	2,769,520.00	
OPEN TEXT CORP	70,000	40.86	2,860,200.00	
BCE INC	20,000	44.37	887,400.00	
QUEBECOR INC-CL B	34,000	28.93	983,620.00	

		TELUS CORP	118,600	20.79	2,465,694.00	
		ROGERS COMMUNICATIONS-CL B	92,000	50.35	4,632,200.00	
		EMERA INC	76,000	45.42	3,451,920.00	
		FORTIS INC	125,000	53.41	6,676,250.00	
		HYDRO ONE LTD	88,000	39.65	3,489,200.00	
		ALTAGAS LTD	72,000	30.65	2,206,800.00	
		CANADIAN UTILITIES LTD A	39,000	29.39	1,146,210.00	
		BROOKFIELD ASSET MGMT-A	87,000	52.33	4,552,710.00	
		BROOKFIELD CORP	343,000	56.95	19,533,850.00	
		IGM FINANCIAL INC	21,000	38.01	798,210.00	
		ONEX CORPORATION	16,900	92.45	1,562,405.00	
		TMX GROUP LTD	66,000	37.96	2,505,360.00	
		BROOKFIELD RENEWABLE COR-A	38,000	40.66	1,545,080.00	
		NORTHLAND POWER INC	67,000	23.89	1,600,630.00	
		THOMSON REUTERS CORP	40,200	233.48	9,385,896.00	
		FIRSTSERVICE CORP	10,000	207.46	2,074,600.00	
	小計	銘柄数：85			672,736,879.00	
					(78,992,764,332)	
		組入時価比率：3.1%			3.1%	
	ユーロ	TENARIS SA	115,000	14.02	1,612,300.00	
		ENI SPA	533,000	14.31	7,629,362.00	
		GALP ENERGIA SGPS SA-B SHRS	121,000	19.60	2,372,205.00	
		NESTE OYJ	102,000	16.78	1,711,560.00	
		OMV AG	38,000	40.66	1,545,080.00	
		REPSOL SA	306,000	14.64	4,479,840.00	
		TOTALENERGIES SE	545,000	62.04	33,811,800.00	
		AIR LIQUIDE SA	147,100	163.48	24,047,908.00	
		AKZO NOBEL	43,000	56.98	2,450,140.00	
		ARKEMA	13,600	82.70	1,124,720.00	
		BASF SE	225,000	45.34	10,202,625.00	
		COVESTRO AG	47,000	54.40	2,556,800.00	
		DSM-FIRMENICH AG	46,300	106.60	4,935,580.00	
		EVONIK INDUSTRIES AG	60,000	19.29	1,157,700.00	
		OCI	28,000	22.85	639,800.00	
		SYENSQO SA	19,300	86.54	1,670,222.00	
		SYMRISE AG	33,500	115.15	3,857,525.00	

UMICORE	53,000	14.30	757,900.00	
HEIDELBERG MATERIALS AG	33,700	96.38	3,248,006.00	
SMURFIT KAPPA GROUP PLC	68,000	41.49	2,821,320.00	
ARCELORMITTAL	128,000	21.24	2,718,720.00	
VOESTALPINE AG	29,000	25.22	731,380.00	
STORA ENSO OYJ-R	139,000	12.79	1,778,505.00	
UPM-KYMMENE OYJ	131,000	32.98	4,320,380.00	
AIRBUS SE	150,200	130.64	19,622,128.00	
DASSAULT AVIATION SA	4,700	170.50	801,350.00	
LEONARDO SPA	102,000	21.42	2,184,840.00	
MTU AERO ENGINES AG	13,100	233.20	3,054,920.00	
RHEINMETALL AG	10,900	475.80	5,186,220.00	
SAFRAN SA	87,200	197.80	17,248,160.00	
THALES SA	25,000	150.50	3,762,500.00	
COMP DE SAINT-GOBAIN (ORD)	117,000	73.20	8,564,400.00	
KINGSPAN GROUP PLC	40,000	80.20	3,208,000.00	
ACS,ACTIVIDADES CONS Y SERV	53,209	40.02	2,129,424.18	
BOUYGUES	49,000	29.84	1,462,160.00	
EIFFAGE SA	18,100	86.72	1,569,632.00	
FERROVIAL SE	135,059	36.50	4,929,653.50	
VINCI	127,100	98.90	12,570,190.00	
LEGRAND SA	67,600	94.42	6,382,792.00	
PRYSMIAN SPA	65,000	58.20	3,783,000.00	
SCHNEIDER ELECTRIC SE	138,000	226.30	31,229,400.00	
SIEMENS ENERGY AG	154,000	24.64	3,794,560.00	
SIEMENS AG	192,700	173.54	33,441,158.00	
ALSTOM	85,200	15.50	1,321,026.00	
DAIMLER TRUCK HOLDING AG	134,000	36.47	4,886,980.00	
GEA GROUP AG	41,000	39.46	1,617,860.00	
KNORR-BREMSE AG	18,600	71.90	1,337,340.00	
KONE OYJ	86,000	46.13	3,967,180.00	
METSO CORPORATION	163,000	9.91	1,615,982.00	
RATIONAL AG	1,360	830.50	1,129,480.00	
WARTSILA OYJ	132,000	18.30	2,416,260.00	
BRENNTAG SE	34,100	63.50	2,165,350.00	
IMCD NV	14,600	130.95	1,911,870.00	

		REXEL SA	55,000	24.54	1,349,700.00
		DHL GROUP	250,000	37.97	9,492,500.00
		INPOST SA	57,000	16.72	953,040.00
		DEUTSCHE LUFTHANSA-REG	137,000	5.64	773,776.00
		ADP	9,000	113.60	1,022,400.00
		AENA SME SA	18,600	188.10	3,498,660.00
		GETLINK	88,000	15.51	1,364,880.00
		CONTINENTAL AG	26,000	53.08	1,380,080.00
		MICHELIN (CGDE)	171,000	36.17	6,185,070.00
		BAYER MOTOREN WERK	81,500	88.10	7,180,150.00
		BAYERISCHE MOTOREN WERKE-PFD	15,000	82.20	1,233,000.00
		DR ING HC F PORSCHE AG	27,700	69.82	1,934,014.00
		FERRARI NV	31,700	383.40	12,153,780.00
		MERCEDES-BENZ GROUP AG	204,000	63.43	12,939,720.00
		PORSCHE AUTOMOBIL HOLDING SE	41,000	41.80	1,713,800.00
		RENAULT SA	46,000	47.30	2,175,800.00
		STELLANTIS NV	568,000	18.54	10,532,992.00
		VOLKSWAGEN AG	8,000	112.00	896,000.00
		VOLKSWAGEN AG-PREF	53,400	103.95	5,550,930.00
		SEB SA	5,400	98.80	533,520.00
		ADIDAS AG	40,900	222.60	9,104,340.00
		HERMES INTERNATIONAL	8,020	2,173.00	17,427,460.00
		KERING SA	18,700	341.75	6,390,725.00
		LVMH MOET HENNESSY LOUIS VUITTON SE	69,970	715.50	50,063,535.00
		MONCLER SPA	57,000	57.18	3,259,260.00
		PUMA SE	24,100	44.00	1,060,400.00
		ACCOR SA	46,000	38.51	1,771,460.00
		AMADEUS IT GROUP SA	113,000	62.36	7,046,680.00
		DELIVERY HERO SE	47,000	22.75	1,069,250.00
		LA FRANCAISE DES JEUX SAEM	24,000	32.30	775,200.00
		SODEXO	23,500	84.70	1,990,450.00
		D'IETEREN GROUP	5,400	196.50	1,061,100.00
		PROSUS NV	363,000	33.30	12,087,900.00
		INDUSTRIA DE DISENO TEXTIL SA	277,000	46.48	12,874,960.00
		ZALANDO SE	60,000	21.32	1,279,200.00

CARREFOUR SUPERMARCHE	143,000	13.38	1,913,340.00	
JERONIMO MARTINS	64,000	18.41	1,178,240.00	
KESKO OYJ-B SHS	70,000	16.46	1,152,550.00	
KONINKLIJKE AHOLD DELHAIZE NV	239,000	27.82	6,648,980.00	
ANHEUSER-BUSCH INBEV SA/NV	226,000	55.16	12,466,160.00	
DAVIDE CAMPARI-MIRANO NV	158,000	8.96	1,415,680.00	
HEINEKEN HOLDING NV	30,400	74.25	2,257,200.00	
HEINEKEN NV	71,700	91.58	6,566,286.00	
PERNOD RICARD SA	51,200	128.50	6,579,200.00	
REMY COINTREAU	4,900	77.50	379,750.00	
DANONE	162,000	57.24	9,272,880.00	
JDE PEET'S BV	31,000	18.81	583,110.00	
KERRY GROUP PLC-A	39,100	76.60	2,995,060.00	
LOTUS BAKERIES	110	9,940.00	1,093,400.00	
HENKEL AG & CO KGAA	26,400	74.15	1,957,560.00	
HENKEL AG & CO KGAA VORZUG	44,300	83.70	3,707,910.00	
BEIERSDORF AG	26,400	138.45	3,655,080.00	
LOREAL-ORD	61,300	422.85	25,920,705.00	
BIOMERIEUX	11,000	90.20	992,200.00	
CARL ZEISS MEDITEC AG-BR	10,800	67.40	727,920.00	
DIASORIN ITALIA SPA	6,000	93.48	560,880.00	
ESSILORLUXOTTICA	74,800	203.00	15,184,400.00	
KONINKLIJKE PHILIPS NV	204,352	23.90	4,884,012.80	
SIEMENS HEALTHINEERS AG	71,000	55.36	3,930,560.00	
AMPLIFON SPA	30,000	33.68	1,010,400.00	
FRESENIUS MEDICAL CARE AG	51,000	35.72	1,821,720.00	
FRESENIUS SE & CO KGAA	109,000	28.03	3,055,270.00	
ARGENX SE	14,800	416.40	6,162,720.00	
GRIFOLS SA	63,000	7.97	502,110.00	
BAYER AG-REG	249,000	26.11	6,501,390.00	
IPSEN	9,000	114.10	1,026,900.00	
MERCK KGAA	33,200	155.55	5,164,260.00	
ORION OYJ	30,000	39.54	1,186,200.00	
RECORDATI SPA	29,000	48.36	1,402,440.00	
SANOFI	289,900	89.86	26,050,414.00	
UCB SA	31,800	137.45	4,370,910.00	

ABN AMRO BANK NV-CVA	120,000	15.23	1,828,200.00	
AIB GROUP PLC	410,000	4.94	2,028,680.00	
BANCO BILBAO VIZCAYA ARGENTARIA S.A.	1,493,000	9.24	13,795,320.00	
BANCO BPM SPA	340,000	6.02	2,048,840.00	
BANCO DE SABADELL SA	1,360,000	1.79	2,435,080.00	
BANCO SANTANDER SA	4,040,000	4.33	17,521,480.00	
BANK OF IRELAND GROUP PLC	265,000	9.67	2,563,610.00	
BNP PARIBAS	262,000	60.02	15,725,240.00	
CAIXABANK	960,000	4.95	4,755,840.00	
COMMERZBANK AG	276,000	14.13	3,899,880.00	
CREDIT AGRICOLE SA	270,000	12.93	3,491,100.00	
ERSTE GROUP BANK AG	83,000	44.20	3,668,600.00	
FINECOBANK BANCA FINECO SPA	157,000	14.13	2,218,410.00	
ING GROEP NV	827,000	15.94	13,185,688.00	
INTESA SANPAOLO	3,710,000	3.46	12,853,295.00	
KBC GROEP NV	64,000	65.94	4,220,160.00	
MEDIOBANCA S.P.A.	124,000	13.65	1,692,600.00	
NORDEA BANK ABP	794,000	11.07	8,793,550.00	
SOCIETE GENERALE	183,000	22.17	4,057,110.00	
UNICREDIT SPA	383,000	34.56	13,236,480.00	
ADYEN NV	5,610	1,124.80	6,310,128.00	
EDENRED	61,000	40.32	2,459,520.00	
EURAZEO SE	10,700	74.40	796,080.00	
EXOR NV	24,300	98.40	2,391,120.00	
GROUPE BRUXELLES LAM	21,400	67.00	1,433,800.00	
NEXI SPA	130,000	5.74	746,200.00	
SOFINA SA	3,700	214.20	792,540.00	
AEGON LTD	340,000	5.76	1,960,440.00	
AGEAS	43,000	42.46	1,825,780.00	
ALLIANZ SE-REG	99,800	259.40	25,888,120.00	
ASR NEDERLAND NV	43,000	44.27	1,903,610.00	
ASSICURAZIONI GENERALI	259,000	23.30	6,034,700.00	
AXA SA	460,000	30.37	13,970,200.00	
HANNOVER RUECK SE	15,100	235.30	3,553,030.00	
MUENCHENER RUECKVER AG-REG	34,900	468.30	16,343,670.00	

		NN GROUP NV	67,000	43.32	2,902,440.00	
		POSTE ITALIANE SPA	120,000	12.01	1,441,200.00	
		SAMPO OYJ-A SHS	112,000	39.75	4,452,000.00	
		TALANX AG	17,700	74.95	1,326,615.00	
		BECHTLE AG	20,000	44.80	896,000.00	
		CAPGEMINI SA	39,200	187.95	7,367,640.00	
		DASSAULT SYSTEMES SE	173,000	34.96	6,048,080.00	
		NEMETSCHEK SE	14,200	93.10	1,322,020.00	
		SAP SE	264,800	187.44	49,634,112.00	
		NOKIA OYJ	1,360,000	3.50	4,766,800.00	
		ASM INTERNATIONAL NV	12,000	700.00	8,400,000.00	
		ASML HOLDING NV	101,320	960.00	97,267,200.00	
		BE SEMICONDUCTOR INDUSTRIES	19,300	155.85	3,007,905.00	
		INFINEON TECHNOLOGIES AG	335,000	33.99	11,386,650.00	
		STMICROELECTRONICS NV	170,000	36.31	6,173,550.00	
		CELLNEX TELECOM SA	128,000	30.59	3,915,520.00	
		DEUTSCHE TELEKOM-REG	820,000	23.37	19,163,400.00	
		ELISA OYJ	36,000	42.58	1,532,880.00	
		INFRASTRUTTURE WIRELESS ITAL	97,000	9.80	951,085.00	
		KONINKLIJKE KPN NV	1,020,000	3.56	3,639,360.00	
		ORANGE SA	484,000	9.31	4,507,976.00	
		TELECOM ITALIA SPA	2,700,000	0.22	605,880.00	
		TELEFONICA SA	1,150,000	3.99	4,591,950.00	
		ACCIONA S.A.	5,800	112.40	651,920.00	
		ELIA GROUP SA/NV	6,626	88.90	589,051.40	
		ENDESA S.A.	75,000	17.80	1,335,000.00	
		ENEL SPA	2,060,000	6.49	13,383,820.00	
		ENERGIAS DE PORTUGAL	800,000	3.54	2,839,200.00	
		FORTUM OYJ	119,000	14.31	1,703,485.00	
		IBERDROLA SA	1,474,777	12.15	17,918,540.55	
		REDEIA CORP SA	107,000	16.26	1,739,820.00	
		TERNA SPA	365,000	7.34	2,679,100.00	
		VERBUND AG	16,900	74.85	1,264,965.00	
		SNAM SPA	510,000	4.16	2,122,110.00	
		E.ON SE	568,000	12.38	7,034,680.00	
		ENGIE	462,000	13.41	6,197,730.00	

		VEOLIA ENVIRONNEMENT	171,000	28.11	4,806,810.00	
		AMUNDI SA	17,000	60.60	1,030,200.00	
		DEUTSCHE BANK AG-REG	472,000	14.78	6,978,048.00	
		DEUTSCHE BOERSE AG	47,900	193.90	9,287,810.00	
		EURONEXT NV	21,200	88.65	1,879,380.00	
		EDP RENOVAVEIS SA	87,941	13.31	1,170,494.71	
		RWE AG	157,000	32.60	5,118,200.00	
		EUROFINS SCIENTIFIC SE	35,000	47.00	1,645,000.00	
		QIAGEN N.V.	57,000	38.35	2,186,235.00	
		SARTORIUS AG-VORZUG	6,200	216.60	1,342,920.00	
		SARTORIUS STEDIM BIOTECH	7,000	154.15	1,079,050.00	
		BUREAU VERITAS SA	82,000	26.08	2,138,560.00	
		RANDSTAD NV	25,500	42.25	1,077,375.00	
		TELEPERFORMANCE	13,300	101.40	1,348,620.00	
		WOLTERS KLUWER	62,700	155.35	9,740,445.00	
		PUBLICIS GROUPE	58,100	101.10	5,873,910.00	
		VIVENDI SE	193,000	9.78	1,887,540.00	
		BOLLORE SE	162,000	5.60	907,200.00	
		CTS EVENTIM AG & CO KGAA	15,600	79.65	1,242,540.00	
		UNIVERSAL MUSIC GROUP NV	208,000	28.39	5,905,120.00	
		SCOUT24 SE	17,900	71.75	1,284,325.00	
		LEG IMMOBILIEN SE	20,000	76.28	1,525,600.00	
		VONOVIA SE	188,000	26.47	4,976,360.00	
	小計	銘柄数：218			1,293,498,252.14	
					(222,908,553,791)	
		組入時価比率：8.6%			8.9%	
	英ポンド	BP PLC	4,250,000	4.72	20,094,000.00	
		SHELL PLC-NEW	1,624,000	28.13	45,691,240.00	
		CRODA INTERNATIONAL PLC	35,000	40.20	1,407,000.00	
		ANGLO AMERICAN PLC	320,000	24.90	7,968,000.00	
		ANTOFAGASTA PLC	100,000	20.93	2,093,000.00	
		ENDEAVOUR MINING PLC	41,000	16.93	694,130.00	
		GLENCORE PLC	2,650,000	4.52	11,997,875.00	
		RIO TINTO PLC-REG	285,000	51.76	14,751,600.00	
		MONDI PLC	115,727	15.31	1,771,780.37	
		BAE SYSTEMS PLC	775,000	13.23	10,253,250.00	

MELROSE INDUSTRIES PLC	340,000	5.59	1,900,600.00	
ROLLS-ROYCE HOLDINGS PLC	2,140,000	4.54	9,730,580.00	
DCC PLC	25,000	55.85	1,396,250.00	
SMITHS GROUP PLC	93,000	17.25	1,604,250.00	
SPIRAX GROUP PLC	18,900	85.65	1,618,785.00	
ASHTEAD GROUP PLC	111,000	52.54	5,831,940.00	
BUNZLE	84,000	30.70	2,578,800.00	
RENTOKIL INITIAL PLC	630,000	4.66	2,938,950.00	
BARRATT DEVELOPMENTS PLC	250,000	4.72	1,182,000.00	
PERSIMMON PLC	77,000	13.52	1,041,040.00	
TAYLOR WIMPEY PLC	840,000	1.41	1,191,120.00	
THE BERKELEY GRP HOLDINGS	29,000	46.14	1,338,060.00	
BURBERRY GROUP PLC	91,000	8.99	818,818.00	
COMPASS GROUP PLC	433,000	22.01	9,530,330.00	
ENTAIN PLC	150,000	6.34	951,600.00	
FLUTTER ENTERTAINMENT PLC-DI	44,700	144.35	6,452,445.00	
INTERCONTINENTAL HOTELS GROUP PLC	41,000	82.96	3,401,360.00	
WHITBREAD PLC	46,000	29.62	1,362,520.00	
NEXT PLC	31,000	91.32	2,830,920.00	
JD SPORTS FASHION PLC	610,000	1.26	770,735.00	
KINGFISHER PLC	450,000	2.48	1,118,700.00	
SAINSBURY	400,000	2.57	1,028,000.00	
TESCO PLC	1,770,000	3.06	5,425,050.00	
COCA-COLA HBC AG-DI	54,000	27.18	1,467,720.00	
DIAGEO PLC	568,000	25.00	14,200,000.00	
ASSOCIATED BRITISH FOODS PLC	88,000	24.71	2,174,480.00	
BRITISH AMERICAN TOBACCO PLC	513,000	24.33	12,481,290.00	
IMPERIAL BRANDS PLC	207,000	20.07	4,154,490.00	
RECKITT BENCKISER GROUP PLC	178,000	43.52	7,746,560.00	
HALEON PLC	1,770,000	3.26	5,786,130.00	
UNILEVER PLC	635,000	43.77	27,793,950.00	
SMITH & NEPHEW PLC	217,000	9.76	2,119,222.00	
NMC HEALTH PLC	13,300	0.00	0.00	
ASTRAZENECA PLC	393,080	123.28	48,458,902.40	
GSK PLC	1,049,000	15.26	16,007,740.00	
HIKMA PHARMACEUTICALS PLC	37,000	18.75	693,750.00	

		BARCLAYS PLC	3,760,000	2.09	7,886,600.00	
		HSBC HOLDINGS PLC	4,788,000	6.89	33,003,684.00	
		LLOYDS BANKING GROUP PLC	16,000,000	0.56	8,972,800.00	
		NATWEST GROUP PLC	1,690,000	3.13	5,294,770.00	
		STANDARD CHARTERED PLC	560,000	7.21	4,042,080.00	
		M&G PLC	590,000	2.04	1,205,960.00	
		WISE PLC - A	159,000	6.85	1,089,150.00	
		ADMIRAL GROUP PLC	69,000	26.43	1,823,670.00	
		AVIVA PLC	700,000	4.76	3,335,500.00	
		LEGAL & GENERAL	1,510,000	2.26	3,417,130.00	
		PHOENIX GROUP HOLDINGS PLC	170,000	5.20	884,000.00	
		PRUDENTIAL PLC	697,000	7.22	5,032,340.00	
		SAGE GROUP PLC (THE)	257,000	10.90	2,802,585.00	
		HALMA PLC	100,000	27.21	2,721,000.00	
		BT GROUP PLC	1,680,000	1.40	2,355,360.00	
		VODAFONE GROUP PLC	5,700,000	0.69	3,956,940.00	
		SSE PLC	277,000	17.85	4,944,450.00	
		CENTRICA PLC	1,430,000	1.36	1,950,520.00	
		NATIONAL GRID PLC	1,229,375	8.79	10,811,123.75	
		SEVERN TRENT PLC	66,000	24.02	1,585,320.00	
		UNITED UTILITIES GROUP PLC	167,000	9.83	1,642,278.00	
		3I GROUP PLC	250,000	29.99	7,497,500.00	
		HARGREAVES LANSDOWN PLC	82,000	11.35	931,110.00	
		LONDON STOCK EXCHANGE GROUP PLC	115,600	94.90	10,970,440.00	
		SCHRODERS PLC	189,176	3.67	694,654.27	
		PEARSON	164,000	9.85	1,616,384.00	
		EXPERIAN PLC	231,000	36.96	8,537,760.00	
		INTERTEK GROUP PLC	39,000	47.48	1,851,720.00	
		RELX PLC	479,000	36.54	17,502,660.00	
		INFORMA PLC	335,000	8.61	2,885,020.00	
		WPP PLC	287,000	7.41	2,126,670.00	
		AUTO TRADER GROUP PLC	223,000	8.11	1,809,868.00	
	小計	銘柄数：78			491,030,009.79	
					(99,914,786,392)	
		組入時価比率：3.9%			4.0%	
	スイスフラン	CLARIANT AG-REG	53,000	14.16	750,480.00	

EMS-CHEMIE HOLDING AG-REG	1,630	740.50	1,207,015.00	
GIVAUDAN-REG	2,330	4,351.00	10,137,830.00	
SIKA AG-REG	39,100	260.10	10,169,910.00	
HOLCIM LTD	131,200	79.36	10,412,032.00	
SIG GROUP AG	74,000	16.51	1,221,740.00	
GEBERIT AG-REG	8,400	537.20	4,512,480.00	
ABB LTD	405,000	49.80	20,169,000.00	
SCHINDLER HOLDING AG-REG	5,900	222.50	1,312,750.00	
SCHINDLER HOLDING-PART CERT	10,300	225.60	2,323,680.00	
VAT GROUP AG	6,600	509.00	3,359,400.00	
KUEHNE & NAGEL INTL AG-REG	12,000	257.00	3,084,000.00	
CIE FINANCIERE RICHEMONT-BR A	137,100	142.00	19,468,200.00	
THE SWATCH GROUP AG-B	6,900	187.55	1,294,095.00	
THE SWATCH GROUP AG-REG	16,000	37.35	597,600.00	
AVOLTA AG	22,000	35.38	778,360.00	
BARRY CALLEBAUT AG	960	1,456.00	1,397,760.00	
CHOCOLADEFABRIKEN LINDT-PC	248	10,430.00	2,586,640.00	
CHOCOLADEFABRIKEN LINDT-REG	28	104,000.00	2,912,000.00	
NESTLE SA-REG	677,000	92.14	62,378,780.00	
ALCON INC	128,100	80.32	10,288,992.00	
SONOVA HOLDING AG-REG	12,400	275.90	3,421,160.00	
STRAUMANN HOLDING AG-REG	29,000	113.65	3,295,850.00	
NOVARTIS AG-REG	499,800	95.45	47,705,910.00	
ROCHE HOLDING (GENUSSCHEINE)	178,100	250.40	44,596,240.00	
ROCHE HOLDINGS AG-BEARER	8,300	275.40	2,285,820.00	
SANDOZ GROUP AG	101,000	32.86	3,318,860.00	
BANQUE CANTONALE VAUDOIS-REG	6,500	95.20	618,800.00	
BALOISE HOLDING AG	11,300	156.60	1,769,580.00	
HELVETIA HOLDING AG-REG	9,900	120.60	1,193,940.00	
SWISS LIFE HOLDING AG	7,500	658.40	4,938,000.00	
SWISS RE LTD	76,100	111.75	8,504,175.00	
ZURICH INSURANCE GROUP AG	37,300	480.10	17,907,730.00	
TEMENOS AG-REG	16,400	61.50	1,008,600.00	
LOGITECH INTERNATIONAL-REG	40,500	86.44	3,500,820.00	
SWISSCOM AG-REG	6,500	499.80	3,248,700.00	
BKW AG	4,600	143.80	661,480.00	

		JULIUS BAER GROUP LTD	54,000	50.74	2,739,960.00	
		PARTNERS GROUP HOLDING AG	5,800	1,137.50	6,597,500.00	
		UBS GROUP AG	838,000	26.37	22,098,060.00	
		BACHEM HOLDING AG-REG B	7,900	82.95	655,305.00	
		LONZA AG-REG	19,100	486.80	9,297,880.00	
		ADECCO GROUP AG-REG	46,000	29.84	1,372,640.00	
		SGS SA-REG	37,900	80.28	3,042,612.00	
		SWISS PRIME SITE-REG	20,000	84.85	1,697,000.00	
	小計	銘柄数：45 組入時価比率：2.5%			365,839,366.00 (65,510,855,269) 2.6%	
	スウェーデンクローナ	BOLIDEN AB	66,000	337.10	22,248,600.00	
		HOLMEN AB-B SHARES	24,000	419.80	10,075,200.00	
		SVENSKA CELLULOSA AB-B	156,000	155.30	24,226,800.00	
		SAAB AB-B	84,800	251.70	21,344,160.00	
		ASSA ABLOY AB-B	256,000	297.50	76,160,000.00	
		NIBE INDUSTRIER AB-B SHS	374,000	45.51	17,020,740.00	
		SKANSKA AB-B SHS	93,000	189.60	17,632,800.00	
		INVESTMENT AB LATOUR-B SHS	33,000	288.00	9,504,000.00	
		LIFCO AB-B SHS	62,000	291.40	18,066,800.00	
		ALFA LAVAL AB	76,000	463.40	35,218,400.00	
		ATLAS COPCO AB-A SHS	675,000	198.65	134,088,750.00	
		ATLAS COPCO AB-B SHS	389,000	170.20	66,207,800.00	
		EPIROC AB - A	164,000	211.50	34,686,000.00	
		EPIROC AB - B	103,000	193.90	19,971,700.00	
		HUSQVARNA AB-B SHS	94,000	85.44	8,031,360.00	
		INDUTRADE AB	64,000	274.20	17,548,800.00	
		SANDVIK AB	263,000	212.10	55,782,300.00	
		SKF AB-B SHARES	88,000	211.90	18,647,200.00	
		TRELLEBORG AB-B SHS	54,000	411.80	22,237,200.00	
		VOLVO AB-A SHS	50,000	273.00	13,650,000.00	
		VOLVO AB-B SHS	404,000	267.10	107,908,400.00	
		BEIJER REF AB	94,000	162.50	15,275,000.00	
		SECURITAS AB-B SHS	110,857	104.50	11,584,556.50	
		VOLVO CAR AB-B	210,000	32.38	6,800,850.00	

		EVOLUTION AB	47,800	1,110.50	53,081,900.00	
		HENNES&MAURITZ AB-B	155,000	169.40	26,257,000.00	
		ESSITY AKTIEBOLAG-B	152,000	270.60	41,131,200.00	
		GETINGE AB-B SHS	53,000	178.95	9,484,350.00	
		SWEDISH ORPHAN BIOVITRUM AB	50,143	284.20	14,250,640.60	
		SKANDINAVISKA ENSKILDA BANKEN AB	408,000	154.55	63,056,400.00	
		SVENSKA HANDELSBANKEN-A	368,000	99.94	36,777,920.00	
		SWEDBANK AB	209,000	216.50	45,248,500.00	
		INDUSTRIVARDEN AB-A SHS	31,000	358.40	11,110,400.00	
		INDUSTRIVARDEN AB-C SHS	40,000	355.60	14,224,000.00	
		INVESTOR AB-B SHS	436,000	289.25	126,113,000.00	
		LUNDBERGS AB-B SHS	20,000	527.00	10,540,000.00	
		ERICSSON LM-B	710,000	65.40	46,434,000.00	
		HEXAGON AB-B SHS	523,000	117.80	61,609,400.00	
		TELIA CO AB	580,000	28.23	16,373,400.00	
		TELE 2 AB-B SHS	146,000	105.70	15,432,200.00	
		EQT AB	90,000	309.20	27,828,000.00	
		FASTIGHETS AB BALDER-B SHRS	180,000	70.28	12,650,400.00	
		SAGAX AB-B	50,000	267.20	13,360,000.00	
	小計	銘柄数：43			1,428,880,127.10	
					(21,633,245,124)	
		組入時価比率：0.8%			0.9%	
	ノルウェークローネ	AKER BP ASA	82,000	270.50	22,181,000.00	
		EQUINOR ASA	229,000	302.00	69,158,000.00	
		YARA INTERNATIONAL ASA	37,000	304.90	11,281,300.00	
		NORSK HYDRO	330,000	66.02	21,786,600.00	
		KONGSBERG GRUPPEN ASA	21,000	870.00	18,270,000.00	
		MOWI ASA	124,000	177.95	22,065,800.00	
		ORKLA ASA	180,000	86.95	15,651,000.00	
		SALMAR ASA	16,000	561.00	8,976,000.00	
		DNB BANK ASA	212,000	207.50	43,990,000.00	
		GJENSIDIGE FORSIKRING ASA	52,000	190.80	9,921,600.00	
		TELENOR ASA	165,000	121.60	20,064,000.00	
	小計	銘柄数：11			263,345,300.00	
					(3,971,247,124)	
		組入時価比率：0.2%			0.2%	

	デンマーククローネ	NOVONESIS (NOVOZYMES) B	93,016	431.70	40,155,007.20	
		ROCKWOOL A/S-B SHS	2,600	2,810.00	7,306,000.00	
		VESTAS WIND SYSTEMS A/S	258,000	166.55	42,969,900.00	
		DSV A/S	42,700	1,073.00	45,817,100.00	
		A P MOLLER - MAERSK A/S-A	720	11,860.00	8,539,200.00	
		AP MOLLER-MAERSK A/S-B	1,220	12,105.00	14,768,100.00	
		PANDORA A/S	20,000	1,057.00	21,140,000.00	
		CARLSBERG B	23,400	845.80	19,791,720.00	
		COLOPLAST-B	31,500	840.40	26,472,600.00	
		DEMANT A/S	25,000	304.80	7,620,000.00	
		GENMAB A/S	16,900	1,778.50	30,056,650.00	
		NOVO NORDISK A/S-B	827,500	1,002.60	829,651,500.00	
		DANSKE BANK AS	176,000	205.50	36,168,000.00	
		TRYG A/S	94,000	151.00	14,194,000.00	
		ORSTED A/S	49,000	376.90	18,468,100.00	
	小計	銘柄数：15 組入時価比率：1.0%			1,163,117,877.20 (26,868,022,963) 1.1%	
	豪ドル	AMPOL LTD	59,000	32.94	1,943,460.00	
		SANTOS LTD.	820,000	7.67	6,289,400.00	
		WOODSIDE ENERGY GROUP LTD	489,000	28.25	13,814,250.00	
		ORICA LTD	127,000	17.95	2,279,650.00	
		JAMES HARDIE INDUSTRIES PLC	108,000	47.32	5,110,560.00	
		BHP GROUP LIMITED	1,286,000	43.15	55,490,900.00	
		BLUESCOPE STEEL LTD	104,000	20.32	2,113,280.00	
		FORTESCUE LTD	422,000	21.67	9,144,740.00	
		MINERAL RESOURCES LTD	42,000	55.92	2,348,640.00	
		NORTHERN STAR RESOURCES LTD	288,000	13.01	3,746,880.00	
		PILBARA MINERALS LTD	740,000	3.26	2,412,400.00	
		RIO TINTO LTD	94,900	121.54	11,534,146.00	
		SOUTH32 LTD	1,110,000	3.71	4,118,100.00	
		REECE LTD	65,000	25.37	1,649,050.00	
		SEVEN GROUP HOLDINGS LTD	55,000	37.40	2,057,000.00	
		BRAMBLES LTD	344,000	14.44	4,967,360.00	
		QANTAS AIRWAYS LIMITED	220,000	5.89	1,295,800.00	

		AURIZON HOLDINGS LTD	470,000	3.69	1,734,300.00	
		TRANSURBAN GROUP	776,000	12.32	9,560,320.00	
		ARISTOCRAT LEISURE LTD	144,000	49.43	7,117,920.00	
		LOTTERY CORP LTD/THE	550,000	5.12	2,816,000.00	
		WESFARMERS LIMITED	285,000	65.12	18,559,200.00	
		COLES GROUP LTD	345,000	17.20	5,934,000.00	
		ENDEAVOUR GROUP LTD/AUSTRALIA	420,000	5.11	2,146,200.00	
		WOOLWORTHS GROUP LTD	315,000	33.88	10,672,200.00	
		TREASURY WINE ESTATES LTD	202,000	12.48	2,520,960.00	
		COCHLEAR LTD	16,700	326.17	5,447,039.00	
		RAMSAY HEALTH CARE LTD	48,000	47.18	2,264,640.00	
		SONIC HEALTHCARE LTD	112,000	26.37	2,953,440.00	
		CSL LIMITED	123,200	295.16	36,363,712.00	
		ANZ GROUP HOLDINGS LTD	763,000	28.29	21,585,270.00	
		COMMONWEALTH BANK OF AUSTRALIA	424,400	126.20	53,559,280.00	
		NATIONAL AUSTRALIA BANK	782,000	36.03	28,175,460.00	
		WESTPAC BANKING CORP	888,000	27.09	24,055,920.00	
		WASHINGTON H. SOUL PATTINSON	57,000	33.03	1,882,710.00	
		INSURANCE AUSTRALIA GROUP LTD	600,000	6.66	3,996,000.00	
		MEDIBANK PRIVATE LTD	690,000	3.78	2,608,200.00	
		QBE INSURANCE	379,000	17.24	6,533,960.00	
		SUNCORP GROUP LTD	318,000	16.80	5,342,400.00	
		WISETECH GLOBAL LTD	43,000	98.34	4,228,620.00	
		XERO LIMITED	37,900	135.44	5,133,176.00	
		TELSTRA GROUP LTD	1,020,000	3.61	3,682,200.00	
		ORIGIN ENERGY LTD	450,000	10.95	4,927,500.00	
		APA GROUP	350,000	7.93	2,775,500.00	
		ASX LTD	47,000	59.48	2,795,560.00	
		MACQUARIE GROUP LIMITED	93,200	203.81	18,995,092.00	
		PRO MEDICUS LTD	14,300	139.81	1,999,283.00	
		COMPUTERSHARE LTD	137,000	26.33	3,607,210.00	
		CAR GROUP LTD	90,000	35.16	3,164,400.00	
		REA GROUP LTD	12,500	196.36	2,454,500.00	
		SEEK LTD	87,000	21.68	1,886,160.00	
	小計銘柄数：51				441,793,948.00 (47,271,952,436)	

		組入時価比率：1.8%			1.9%	
	ニュージーランドドル	AUCKLAND INTL AIRPORT LTD	360,000	7.63	2,746,800.00	
		FISHER & PAYKEL HEALTHCARE CORPORATION L	144,000	30.08	4,331,520.00	
		SPARK NEW ZEALAND LTD	430,000	4.16	1,788,800.00	
		MERCURY NZ LTD	190,000	6.56	1,247,350.00	
		MERIDIAN ENERGY LTD	300,000	6.29	1,887,000.00	
	小計	銘柄数：5			12,001,470.00 (1,173,983,795)	
		組入時価比率：0.0%			0.0%	
	香港ドル	CK HUTCHISON HOLDINGS LTD	670,040	36.85	24,690,974.00	
		TECHTRONIC INDUSTRIES COMPANY LIMITED	345,000	92.95	32,067,750.00	
		SITC INTERNATIONAL HOLDINGS	380,000	21.10	8,018,000.00	
		MTR CORP	390,000	24.35	9,496,500.00	
		GALAXY ENTERTAINMENT GROUP L	530,000	36.65	19,424,500.00	
		SANDS CHINA LTD	664,000	16.52	10,969,280.00	
		WH GROUP LIMITED	2,099,806	5.08	10,667,014.48	
		BOC HONG KONG HOLDINGS LTD	930,000	23.95	22,273,500.00	
		HANG SENG BANK	191,000	100.70	19,233,700.00	
		AIA GROUP LTD	2,870,000	53.25	152,827,500.00	
		HKT TRUST AND HKT LTD	1,069,600	8.73	9,337,608.00	
		CK INFRASTRUCTURE HOLDINGS LTD	170,000	43.15	7,335,500.00	
		CLP HLDGS	428,000	62.15	26,600,200.00	
		POWER ASSETS HOLDINGS LTD	350,000	41.60	14,560,000.00	
		HONG KONG & CHINA GAS	2,930,383	5.80	16,996,221.40	
		HONG KONG EXCHANGES & CLEARING LTD	303,000	251.60	76,234,800.00	
		CK ASSET HOLDINGS LTD	480,040	29.15	13,993,166.00	
		HENDERSON LAND	390,443	21.15	8,257,869.45	
		SINO LAND CO.LTD	890,000	8.06	7,173,400.00	
		SUN HUNG KAI PROPERTIES	367,000	67.55	24,790,850.00	
		SWIRE PACIFIC-A	104,000	69.10	7,186,400.00	
		SWIRE PROPERTIES LTD	350,000	12.38	4,333,000.00	
		THE WHARF HOLDINGS LIMITED	250,000	22.40	5,600,000.00	
		WHARF REAL ESTATE INVESTMENT	383,000	20.85	7,985,550.00	
	小計	銘柄数：24			540,053,283.33	

		組入時価比率：0.4%			(11,141,299,235) 0.4%	
	シンガポールドル	SINGAPORE TECH ENGINEERING	380,000	4.33	1,645,400.00	
		KEPPEL LTD	360,000	6.52	2,347,200.00	
		SINGAPORE AIRLINES LTD	360,000	6.95	2,502,000.00	
		GENTING SINGAPORE LTD	1,410,000	0.87	1,226,700.00	
		WILMAR INTERNATIONAL LTD	520,000	3.13	1,627,600.00	
		DBS GROUP HLDGS	510,000	36.05	18,385,500.00	
		OCBC-ORD	864,000	14.51	12,536,640.00	
		UNITED OVERSEAS BANK	317,000	31.11	9,861,870.00	
		SINGAPORE TELECOMMUNICATIONS LIMITED	2,040,000	2.75	5,610,000.00	
		SEMBCORP INDUSTRIES LTD	200,000	4.97	994,000.00	
		SINGAPORE EXCHANGE LTD	230,000	9.57	2,201,100.00	
		CAPITALAND INVESTMENT LTD/SI	720,000	2.65	1,908,000.00	
	小計	銘柄数：12			60,846,010.00 (7,209,643,724) 0.3%	
		組入時価比率：0.3%				
	新シェケル	ICL GROUP LTD	190,000	16.31	3,098,900.00	
		ELBIT SYSTEMS LTD	7,300	658.60	4,807,780.00	
		BANK HAPOALIM BM	320,000	33.31	10,659,200.00	
		BANK LEUMI LE-ISRAEL	402,000	30.70	12,341,400.00	
		ISRAEL DISCOUNT BANK-A	280,000	18.79	5,261,200.00	
		MIZRAHI TEFAHOT BANK LTD	39,000	127.60	4,976,400.00	
		NICE LTD	16,000	616.10	9,857,600.00	
		AZRIELI GROUP	12,000	221.00	2,652,000.00	
	小計	銘柄数：8			53,654,480.00 (2,300,854,334) 0.1%	
		組入時価比率：0.1%				
合計					2,511,201,689,560 (2,511,201,689,560)	

(注1)外貨建有価証券については、通貨種類毎の小計欄の( )内は、邦貨換算額（単位:円）であります。

(注2)合計金額欄の( )内は、外貨建有価証券に係るもので、内書であります。

(注3)比率は左より組入時価の純資産に対する比率、及び各小計欄の合計金額に対する比率であります。

(2)株式以外の有価証券(2024年6月28日現在)

種類	通貨	銘柄	券面総額	評価額	備考

新株予約権証券	カナダドル	CONSTELLATION SOFTWARE WARRANT	4,480.00	0.00	
	小計	銘柄数：1 組入時価比率：0.0%	4,480.00	0.00 (0) 0.0%	
	合計			0 (0)	
投資証券	米ドル	ALEXANDRIA REAL ESTATE EQUIT	39,300	4,574,127.00	
		AMERICAN HOMES 4 RENT-A	83,000	3,051,080.00	
		AMERICAN TOWER CORP	119,100	23,262,612.00	
		ANNALY CAPITAL MANAGEMENT	131,000	2,578,080.00	
		AVALONBAY COMMUNITIES INC	36,600	7,550,580.00	
		BOSTON PROPERTIES	38,000	2,324,840.00	
		CAMDEN PROPERTY TRUST	27,500	3,017,850.00	
		CROWN CASTLE INC	109,200	10,634,988.00	
		DIGITAL REALTY TRUST INC	80,000	11,897,600.00	
		EQUINIX INC	24,200	18,197,432.00	
		EQUITY LIFESTYLE PROPERTIES	45,000	2,936,700.00	
		EQUITY RESIDENTIAL	85,000	5,806,350.00	
		ESSEX PROPERTY TRUST INC	16,500	4,510,770.00	
		EXTRA SPACE STORAGE INC	53,400	8,316,516.00	
		GAMING AND LEISURE PROPERTIE	67,000	2,994,230.00	
		HEALTHPEAK PROPERTIES INC	185,000	3,559,400.00	
		HOST HOTELS & RESORTS INC	173,000	3,117,460.00	
		INVITATION HOMES INC	151,000	5,336,340.00	
		IRON MOUNTAIN INC	73,600	6,565,856.00	
		KIMCO REALTY CORP	164,000	3,130,760.00	
		MID-AMERICA APARTMENT COMM	28,700	4,033,498.00	
		PROLOGIS INC	233,800	26,033,630.00	
		PUBLIC STORAGE	40,500	11,605,275.00	
		REALTY INCOME CORP	221,000	11,587,030.00	
		REGENCY CENTERS CORP	44,000	2,728,440.00	
		SBA COMMUNICATIONS CORP	26,900	5,297,955.00	
		SIMON PROPERTY GROUP INC	82,800	12,404,268.00	
		SUN COMMUNITIES INC	31,400	3,769,884.00	
		UDR INC	80,000	3,261,600.00	
		VENTAS INC	104,000	5,284,240.00	

		VICI PROPERTIES INC	269,000	7,647,670.00	
		WELLTOWER INC	145,500	15,037,425.00	
		WEYERHAEUSER CO	184,000	5,192,480.00	
		WP CAREY INC	55,000	3,060,750.00	
	小計	銘柄数：34 組入時価比率：1.6%	3,248,000	250,307,716.00 (40,317,063,816) 86.9%	
	カナダドル	CAN APARTMENT PROP REAL ESTA	21,000	934,500.00	
		RIOCAN REAL ESTATE INVST TR	28,000	463,680.00	
	小計	銘柄数：2 組入時価比率：0.0%	49,000	1,398,180.00 (164,174,295) 0.4%	
	ユーロ	COVIVIO	11,300	506,240.00	
		GECINA SA	11,700	1,047,150.00	
		KLEPIERRE	59,000	1,483,260.00	
		UNIBAIL-RODAMCO-WESTFIELD	30,600	2,250,324.00	
		WAREHOUSES DE PAUW SCA	45,000	1,141,200.00	
	小計	銘柄数：5 組入時価比率：0.0%	157,600	6,428,174.00 (1,107,767,225) 2.4%	
	英ポンド	LAND SECURITIES GROUP PLC	180,000	1,111,500.00	
		SEGRO PLC	321,000	2,867,172.00	
	小計	銘柄数：2 組入時価比率：0.0%	501,000	3,978,672.00 (809,580,178) 1.7%	
	豪ドル	DEXUS/AU	252,000	1,622,880.00	
		GOODMAN GROUP	431,000	14,860,880.00	
		GPT GROUP	440,000	1,764,400.00	
		MIRVAC GROUP	1,090,000	1,972,900.00	
		SCENTRE GROUP	1,350,000	4,198,500.00	
		STOCKLAND TRUST GROUP	620,000	2,604,000.00	
		VICINITY CENTRES	980,000	1,832,600.00	
	小計	銘柄数：7 組入時価比率：0.1%	5,163,000	28,856,160.00 (3,087,609,120) 6.6%	
	香港ドル	LINK REIT	630,000	18,900,000.00	

	小計	銘柄数：1 組入時価比率：0.0%	630,000	18,900,000.00 (389,907,000) 0.8%	
	シンガポールドル	CAPITALAND ASCENDAS REIT	890,040	2,260,701.60	
		CAPITALAND INTEGRATED COMMERCIAL TRUST	1,320,021	2,574,040.95	
	小計	銘柄数：2 組入時価比率：0.0%	2,210,061	4,834,742.55 (572,868,644) 1.2%	
	合計			46,448,970,278 (46,448,970,278)	
合計				46,448,970,278 (46,448,970,278)	

(注1)投資信託受益証券、投資証券及び親投資信託受益証券における券面総額の数値は、証券数を表示しております。

(注2)外貨建有価証券については、通貨種類毎の小計欄の( )内は、邦貨換算額(単位:円)であります。

(注3)合計金額欄の( )内は、外貨建有価証券に係るもので、内書であります。

(注4)比率は左より組入時価の純資産に対する比率、及び各小計欄の合計金額に対する比率であります。

第２ デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

種類	2024年 6月 28日現在			
	契約額等（円）		時価（円）	評価損益（円）
		うち1年超		
市場取引				
株価指数先物取引				
買建	30,396,329,766	－	30,394,725,800	△1,603,966
市場取引以外の取引				
為替予約取引				
買建	7,537,174,160	－	7,564,165,120	26,990,960
米ドル	6,238,722,660	－	6,262,763,850	24,041,190
カナダドル	292,932,500	－	293,398,500	466,000
ユーロ	600,600,000	－	602,958,650	2,358,650
スイスフラン	232,538,800	－	232,767,080	228,280
スウェーデンクローナ	98,761,000	－	98,378,800	△382,200
デンマーククローネ	73,619,200	－	73,898,240	279,040
合計	－	－	－	25,386,994

（注）時価の算定方法

１先物取引

外国先物取引について

先物の評価においては、計算日に知りうる直近の日の主たる取引所の発表する清算値段又は最終相場で評価しております。

２為替予約取引

1)計算日において対顧客先物相場の仲値が発表されている外貨については以下のように評価しております。

①計算日において為替予約の受渡日（以下「当該日」といいます）の対顧客先物相場の仲値が発表されている場合

は、当該為替予約は当該仲値で評価しております。

②計算日において当該日の対顧客先物相場の仲値が発表されていない場合は、以下の方法によっております。

・計算日に当該日を超える対顧客先物相場が発表されている場合には、当該日に最も近い前後二つの対顧客先物相場の仲値をもとに計算したレートを用いております。

・計算日に当該日を超える対顧客先物相場が発表されていない場合には、当該日に最も近い発表されている対顧客先物相場の仲値を用いております。

2)計算日に対顧客先物相場の仲値が発表されていない外貨については、計算日の対顧客相場の仲値で評価しております。

※上記取引でヘッジ会計が適用されているものはございません。

国内債券ＮＯＭＵＲＡ－ＢＰＩ総合　マザーファンド

貸借対照表

（単位：円）

	（2024年 6月 28日現在）
資産の部	
流動資産	
コール・ローン	9,572,234,702
国債証券	955,461,021,800
地方債証券	58,403,352,081
特殊債券	76,176,020,391
社債券	53,422,217,000
未収入金	7,357,274,000
未収利息	1,562,572,381
前払費用	95,572,263
流動資産合計	1,162,050,264,618
資産合計	1,162,050,264,618
負債の部	
流動負債	
未払金	16,057,060,000
未払解約金	1,570,549,282
流動負債合計	17,627,609,282
負債合計	17,627,609,282
純資産の部	
元本等	
元本	931,359,627,541
剰余金	
期末剰余金又は期末欠損金（△）	213,063,027,795
元本等合計	1,144,422,655,336
純資産合計	1,144,422,655,336
負債純資産合計	1,162,050,264,618

注記表

（重要な会計方針に係る事項に関する注記）

1.運用資産の評価基準及び評価方法	国債証券、地方債証券、特殊債券、社債券 原則として時価で評価しております。 時価評価にあたっては、価格情報会社の提供する価額等で評価しております。

2.費用・収益の計上基準	有価証券売買等損益 約定日基準で計上しております。
3.金融商品の時価等に関する事項の補足説明	金融商品の時価の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。

（重要な会計上の見積りに関する注記）
該当事項はありません。

（貸借対照表に関する注記）

2024年 6月28日現在	
1.　計算期間の末日における1単位当たりの純資産の額	
1口当たり純資産額	1.2288円
(10,000口当たり純資産額)	(12,288円)

（金融商品に関する注記）
(1)金融商品の状況に関する事項

自 2023年 6月29日
至 2024年 6月28日

1.金融商品に対する取組方針
当ファンドは、投資信託及び投資法人に関する法律第２条第４項に定める証券投資信託であり、信託約款に規定する運用の基本方針に従い、有価証券等の金融商品に対して投資として運用することを目的としております。
2.金融商品の内容及びその金融商品に係るリスク
当ファンドが保有する金融商品の種類は、有価証券、コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務であります。
当ファンドが保有する有価証券の詳細は、附属明細表に記載しております。
これらは、金利変動リスクなどの市場リスク、信用リスク及び流動性リスクにさらされております。
3.金融商品に係るリスク管理体制
委託会社においては、独立した投資リスク管理に関する委員会を設け、パフォーマンスの考査及び運用リスクの管理を行なっております。
○市場リスクの管理
市場リスクに関しては、資産配分等の状況を常時、分析･把握し、投資方針に沿っているか等の管理を行なっております。
○信用リスクの管理
信用リスクに関しては、発行体や取引先の財務状況等に関する情報収集･分析を常時、継続し、格付等の信用度に応じた組入制限等の管理を行なっております。
○流動性リスクの管理
流動性リスクに関しては、必要に応じて市場流動性の状況を把握し、取引量や組入比率等の管理を行なっております。

(2)金融商品の時価等に関する事項

2024年 6月28日現在

1．貸借対照表計上額、時価及び差額
貸借対照表上の金融商品は原則としてすべて時価で評価しているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。
2．時価の算定方法
国債証券、地方債証券、特殊債券、社債券
（重要な会計方針に係る事項に関する注記）に記載しております。
コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務
これらの科目は短期間で決済されるため、帳簿価額は時価と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

（その他の注記）
元本の移動及び期末元本額の内訳

2024年 6月28日現在	
期首	2023年 6月29日
本報告書における開示対象ファンドの期首における当ファンドの元本額	713,347,477,927円
同期中における追加設定元本額	330,769,122,675円
同期中における一部解約元本額	112,756,973,061円
期末元本額	931,359,627,541円
期末元本額の内訳＊	
野村国内債券インデックスファンド	307,225,481円
野村世界６資産分散投信（安定コース）	45,403,628,412円
野村世界６資産分散投信（分配コース）	22,132,045,866円
野村世界６資産分散投信（成長コース）	8,218,911,978円

野村資産設計ファンド２０１５	336,474,124 円
野村資産設計ファンド２０２０	373,225,785 円
野村資産設計ファンド２０２５	438,845,403 円
野村資産設計ファンド２０３０	411,916,577 円
野村資産設計ファンド２０３５	258,431,596 円
野村資産設計ファンド２０４０	307,711,090 円
野村日本債券インデックスファンド	568,939,456 円
野村日本債券インデックス（野村投資一任口座向け）	136,767,040,375 円
のむラップ・ファンド（保守型）	25,314,458,305 円
のむラップ・ファンド（普通型）	87,200,753,447 円
のむラップ・ファンド（積極型）	10,590,412,239 円
野村日本債券インデックス（野村ＳＭＡ向け）	5,388,705,592 円
野村資産設計ファンド２０４５	51,740,671 円
野村円債投資インデックスファンド	465,936,466 円
野村インデックスファンド・国内債券	2,439,843,354 円
マイ・ロード	45,613,423,976 円
野村インデックスファンド・内外７資産バランス・為替ヘッジ型	1,505,113,597 円
野村日本債券インデックス（野村ＳＭＡ・ＥＷ向け）	23,445,420,191 円
野村世界６資産分散投信（配分変更コース）	1,796,665,159 円
野村資産設計ファンド２０５０	37,814,075 円
野村ターゲットデートファンド２０１６　２０２６－２０２８年目標型	29,811,557 円
野村ターゲットデートファンド２０１６　２０２９－２０３１年目標型	16,236,027 円
野村ターゲットデートファンド２０１６　２０３２－２０３４年目標型	7,600,953 円
野村ターゲットデートファンド２０１６　２０３５－２０３７年目標型	5,519,093 円
のむラップ・ファンド（やや保守型）	3,947,497,671 円
のむラップ・ファンド（やや積極型）	2,732,594,946 円
インデックス・ブレンド（タイプⅠ）	28,534,957 円
インデックス・ブレンド（タイプⅡ）	14,083,867 円
インデックス・ブレンド（タイプⅢ）	68,973,249 円
インデックス・ブレンド（タイプⅣ）	16,431,907 円
インデックス・ブレンド（タイプⅤ）	11,376,158 円
野村６資産均等バランス	11,580,553,901 円
世界６資産分散ファンド	236,651,006 円
野村資産設計ファンド２０６０	23,904,341 円
ＮＥＸＴ　ＦＵＮＤＳ　国内債券・ＮＯＭＵＲＡ－ＢＰＩ総合連動型上場投信	160,206,848,680 円
ファンドラップ（ウエルス・スクエア）債券・安定型	16,979,832,060 円
グローバル・インデックス・バランス２５ＶＡ（適格機関投資家専用）	472,769,737 円
グローバル・インデックス・バランス５０ＶＡ（適格機関投資家専用）	98,362,582 円
グローバル・インデックス・バランス４０ＶＡ（適格機関投資家専用）	1,254,314,995 円
グローバル・インデックス・バランス６０ＶＡ（適格機関投資家専用）	352,190,454 円
ワールド・インデックス・ファンドＶＡ安定型（適格機関投資家専用）	12,302,713 円
ワールド・インデックス・ファンドＶＡバランス型（適格機関投資家専用）	9,959,449 円
ワールド・インデックス・ファンドＶＡ積極型（適格機関投資家専用）	434,782 円
野村インデックス・バランス６０ＶＡ（適格機関投資家専用）	3,208,060,869 円
野村ワールド・インデックス・バランス３５ＶＡ（適格機関投資家専用）	477,562 円
野村ワールド・インデックス・バランス５０ＶＡ（適格機関投資家専用）	11,074,712 円
野村世界インデックス・バランス４０ＶＡ（適格機関投資家専用）	35,894,612 円
野村グローバル・インデックス・バランス２５ＶＡ（適格機関投資家専用）	416,757,684 円
野村グローバル・インデックス・バランス５０ＶＡ（適格機関投資家専用）	288,946,905 円
野村グローバル・インデックス・バランス７５ＶＡ（適格機関投資家専用）	1,164,333,726 円
野村世界バランス２５ＶＡ（適格機関投資家専用）	110,728,057 円
ノムラ日本債券インデックスファンドＶＡ（適格機関投資家専用）	1,673,876,201 円
ノムラＦＯＦｓ用インデックスファンド・国内債券（適格機関投資家専用）	489,418,187 円
野村ＦＯＦｓ用・ターゲット・リターン・８資産バランス（２％コース向け）（適格機関投資家専用）	13,199,417 円
マイバランス３０（確定拠出年金向け）	46,859,735,582 円
マイバランス５０（確定拠出年金向け）	73,768,183,806 円
マイバランス７０（確定拠出年金向け）	34,102,979,003 円

野村国内債券インデックスファンド・ＮＯＭＵＲＡ－ＢＰＩ総合（確定拠出年金向け）	50,770,025,293 円
マイバランスＤＣ３０	21,076,001,786 円
マイバランスＤＣ５０	19,989,841,186 円
マイバランスＤＣ７０	8,358,146,475 円
野村ＤＣ国内債券インデックスファンド・ＮＯＭＵＲＡ－ＢＰＩ総合	13,269,442,397 円
マイターゲット２０５０（確定拠出年金向け）	3,747,400,560 円
マイターゲット２０３０（確定拠出年金向け）	11,110,685,204 円
マイターゲット２０４０（確定拠出年金向け）	5,055,509,826 円
野村世界６資産分散投信（ＤＣ）安定コース	468,072,075 円
野村世界６資産分散投信（ＤＣ）インカムコース	81,159,141 円
野村世界６資産分散投信（ＤＣ）成長コース	112,969,530 円
野村資産設計ファンド（ＤＣ・つみたてＮＩＳＡ）２０３０	307,954,841 円
野村資産設計ファンド（ＤＣ・つみたてＮＩＳＡ）２０４０	136,981,106 円
野村資産設計ファンド（ＤＣ・つみたてＮＩＳＡ）２０５０	47,665,789 円
マイターゲット２０３５（確定拠出年金向け）	4,484,550,652 円
マイターゲット２０４５（確定拠出年金向け）	2,062,558,432 円
マイターゲット２０５５（確定拠出年金向け）	972,200,942 円
マイターゲット２０６０（確定拠出年金向け）	1,178,458,840 円
野村資産設計ファンド（ＤＣ・つみたてＮＩＳＡ）２０６０	26,906,353 円
マイターゲット２０６５（確定拠出年金向け）	498,010,293 円
多資産分散投資ファンド（バランス１０）（確定拠出年金向け）	810,171,968 円
みらいバランス・株式１０（富士通企業年金基金ＤＣ向け）	6,818,960,168 円
野村ＤＣバランスファンド（年金運用戦略タイプ）	350,622,606 円
マイターゲット２０７０（確定拠出年金向け）	197,455 円

＊は当該親投資信託受益証券を投資対象とする証券投資信託ごとの元本額

附属明細表

第１　有価証券明細表

(1)株式(2024 年 6 月 28 日現在)

該当事項はありません。

(2)株式以外の有価証券(2024 年 6 月 28 日現在)

（単位:円）

種類	通貨	銘柄	券面総額	評価額	備考
国債証券	日本円	国庫債券　利付（２年）第４５２回	12,000,000,000	11,974,080,000	
		国庫債券　利付（２年）第４５３回	26,000,000,000	25,936,560,000	
		国庫債券　利付（２年）第４５５回	17,000,000,000	16,943,390,000	
		国庫債券　利付（２年）第４５６回	13,000,000,000	12,969,710,000	
		国庫債券　利付（２年）第４５７回	2,000,000,000	1,994,620,000	
		国庫債券　利付（２年）第４６０回	1,000,000,000	999,720,000	
		国庫債券　利付（２年）第４６１回	6,000,000,000	6,007,980,000	
		国庫債券　利付（５年）第１４６回	5,100,000,000	5,090,259,000	
		国庫債券　利付（５年）第１４７回	5,600,000,000	5,573,624,000	
		国庫債券　利付（５年）第１４８回	6,500,000,000	6,459,245,000	
		国庫債券　利付（５年）第１４９回	4,100,000,000	4,070,152,000	
		国庫債券　利付（５年）第１５０回	6,300,000,000	6,246,702,000	

		国庫債券　利付（５年）第１５１回	2,500,000,000	2,475,775,000	
		国庫債券　利付（５年）第１５２回	2,000,000,000	1,985,720,000	
		国庫債券　利付（５年）第１５３回	9,000,000,000	8,899,560,000	
		国庫債券　利付（５年）第１５４回	10,000,000,000	9,902,900,000	
		国庫債券　利付（５年）第１５５回	6,000,000,000	5,973,300,000	
		国庫債券　利付（５年）第１５６回	3,000,000,000	2,976,390,000	
		国庫債券　利付（５年）第１５７回	13,000,000,000	12,878,710,000	
		国庫債券　利付（５年）第１５８回	6,500,000,000	6,415,630,000	
		国庫債券　利付（５年）第１５９回	2,000,000,000	1,970,380,000	
		国庫債券　利付（５年）第１６０回	3,500,000,000	3,461,815,000	
		国庫債券　利付（５年）第１６１回	2,000,000,000	1,985,960,000	
		国庫債券　利付（５年）第１６２回	15,000,000,000	14,869,800,000	
		国庫債券　利付（５年）第１６３回	17,000,000,000	16,922,650,000	
		国庫債券　利付（５年）第１６４回	5,000,000,000	4,924,700,000	
		国庫債券　利付（５年）第１６５回	10,000,000,000	9,893,000,000	
		国庫債券　利付（５年）第１６６回	3,000,000,000	2,981,010,000	
		国庫債券　利付（５年）第１６７回	9,000,000,000	8,927,640,000	
		国庫債券　利付（５年）第１６８回	11,500,000,000	11,513,110,000	
		国庫債券　利付（５年）第１６９回	3,000,000,000	2,988,960,000	
		国庫債券　利付（４０年）第１回	1,860,000,000	2,002,215,600	
		国庫債券　利付（４０年）第２回	2,700,000,000	2,789,316,000	
		国庫債券　利付（４０年）第３回	900,000,000	924,282,000	
		国庫債券　利付（４０年）第４回	1,630,000,000	1,666,446,800	
		国庫債券　利付（４０年）第５回	1,300,000,000	1,269,437,000	
		国庫債券　利付（４０年）第６回	2,000,000,000	1,897,740,000	
		国庫債券　利付（４０年）第７回	2,500,000,000	2,253,100,000	
		国庫債券　利付（４０年）第８回	1,500,000,000	1,244,670,000	
		国庫債券　利付（４０年）第９回	4,850,000,000	2,884,925,500	
		国庫債券　利付（４０年）第１０回	2,810,000,000	1,968,938,900	
		国庫債券　利付（４０年）第１１回	1,750,000,000	1,169,332,500	
		国庫債券　利付（４０年）第１２回	1,370,000,000	803,957,100	
		国庫債券　利付（４０年）第１３回	5,500,000,000	3,164,645,000	
		国庫債券　利付（４０年）第１４回	2,960,000,000	1,813,266,400	
		国庫債券　利付（４０年）第１５回	4,000,000,000	2,704,000,000	
		国庫債券　利付（４０年）第１６回	7,500,000,000	5,565,075,000	
		国庫債券　利付（４０年）第１７回	1,000,000,000	963,240,000	

		国庫債券　ＣＴ利付（５年）第１回	500,000,000	494,760,000	
		国庫債券　ＣＴ利付（１０年）第１回	500,000,000	486,810,000	
		国庫債券　ＣＴ利付（１０年）第２回	1,500,000,000	1,495,350,000	
		国庫債券　利付（１０年）第３４１回	2,600,000,000	2,602,652,000	
		国庫債券　利付（１０年）第３４２回	4,550,000,000	4,535,986,000	
		国庫債券　利付（１０年）第３４３回	6,000,000,000	5,973,540,000	
		国庫債券　利付（１０年）第３４４回	6,400,000,000	6,366,784,000	
		国庫債券　利付（１０年）第３４５回	5,500,000,000	5,466,945,000	
		国庫債券　利付（１０年）第３４６回	5,000,000,000	4,964,300,000	
		国庫債券　利付（１０年）第３４７回	9,000,000,000	8,924,670,000	
		国庫債券　利付（１０年）第３４８回	10,000,000,000	9,904,500,000	
		国庫債券　利付（１０年）第３４９回	5,500,000,000	5,438,840,000	
		国庫債券　利付（１０年）第３５０回	11,650,000,000	11,500,880,000	
		国庫債券　利付（１０年）第３５１回	4,000,000,000	3,941,520,000	
		国庫債券　利付（１０年）第３５２回	9,000,000,000	8,849,250,000	
		国庫債券　利付（１０年）第３５３回	7,000,000,000	6,863,990,000	
		国庫債券　利付（１０年）第３５４回	3,000,000,000	2,934,540,000	
		国庫債券　利付（１０年）第３５５回	2,500,000,000	2,440,850,000	
		国庫債券　利付（１０年）第３５９回	3,500,000,000	3,389,365,000	
		国庫債券　利付（１０年）第３６０回	14,000,000,000	13,519,240,000	
		国庫債券　利付（１０年）第３６１回	8,000,000,000	7,702,800,000	
		国庫債券　利付（１０年）第３６２回	8,500,000,000	8,157,025,000	
		国庫債券　利付（１０年）第３６３回	12,050,000,000	11,527,271,000	
		国庫債券　利付（１０年）第３６４回	9,050,000,000	8,626,279,000	
		国庫債券　利付（１０年）第３６５回	9,500,000,000	9,024,810,000	

		国庫債券　利付（１０年）第３６６回	9,000,000,000	8,585,550,000	
		国庫債券　利付（１０年）第３６７回	9,700,000,000	9,222,469,000	
		国庫債券　利付（１０年）第３６８回	9,000,000,000	8,527,410,000	
		国庫債券　利付（１０年）第３６９回	11,000,000,000	10,653,610,000	
		国庫債券　利付（１０年）第３７０回	25,000,000,000	24,142,750,000	
		国庫債券　利付（１０年）第３７１回	10,000,000,000	9,537,500,000	
		国庫債券　利付（１０年）第３７２回	12,000,000,000	11,822,280,000	
		国庫債券　利付（１０年）第３７３回	10,000,000,000	9,641,400,000	
		国庫債券　利付（１０年）第３７４回	11,000,000,000	10,766,910,000	
		国庫債券　利付（３０年）第１回	2,000,000,000	2,226,720,000	
		国庫債券　利付（３０年）第２回	500,000,000	549,405,000	
		国庫債券　利付（３０年）第３回	160,000,000	175,411,200	
		国庫債券　利付（３０年）第４回	1,400,000,000	1,594,208,000	
		国庫債券　利付（３０年）第５回	150,000,000	164,778,000	
		国庫債券　利付（３０年）第６回	900,000,000	1,004,310,000	
		国庫債券　利付（３０年）第７回	600,000,000	667,248,000	
		国庫債券　利付（３０年）第８回	100,000,000	107,443,000	
		国庫債券　利付（３０年）第９回	265,000,000	276,079,650	
		国庫債券　利付（３０年）第１０回	250,000,000	253,937,500	
		国庫債券　利付（３０年）第１１回	660,000,000	703,236,600	
		国庫債券　利付（３０年）第１２回	720,000,000	791,884,800	
		国庫債券　利付（３０年）第１３回	1,090,000,000	1,188,416,100	
		国庫債券　利付（３０年）第１４回	800,000,000	901,192,000	
		国庫債券　利付（３０年）第１５回	1,000,000,000	1,135,980,000	
		国庫債券　利付（３０年）第１６回	1,415,000,000	1,608,105,050	
		国庫債券　利付（３０年）第１７回	1,500,000,000	1,690,230,000	
		国庫債券　利付（３０年）第１８回	2,200,000,000	2,456,630,000	
		国庫債券　利付（３０年）第１９回	1,550,000,000	1,730,373,500	
		国庫債券　利付（３０年）第２０回	770,000,000	875,928,900	
		国庫債券　利付（３０年）第２１回	300,000,000	334,791,000	
		国庫債券　利付（３０年）第２２回	600,000,000	682,230,000	
		国庫債券　利付（３０年）第２３回	840,000,000	954,786,000	

		国庫債券　利付（３０年）第２４回	700,000,000	795,718,000	
		国庫債券　利付（３０年）第２５回	500,000,000	556,940,000	
		国庫債券　利付（３０年）第２６回	850,000,000	956,734,500	
		国庫債券　利付（３０年）第２７回	1,150,000,000	1,307,170,500	
		国庫債券　利付（３０年）第２８回	1,000,000,000	1,135,070,000	
		国庫債券　利付（３０年）第２９回	2,000,000,000	2,241,180,000	
		国庫債券　利付（３０年）第３０回	2,500,000,000	2,762,750,000	
		国庫債券　利付（３０年）第３１回	1,700,000,000	1,852,048,000	
		国庫債券　利付（３０年）第３２回	4,000,000,000	4,401,400,000	
		国庫債券　利付（３０年）第３３回	2,400,000,000	2,531,784,000	
		国庫債券　利付（３０年）第３４回	4,500,000,000	4,862,520,000	
		国庫債券　利付（３０年）第３５回	2,300,000,000	2,409,572,000	
		国庫債券　利付（３０年）第３６回	3,500,000,000	3,655,400,000	
		国庫債券　利付（３０年）第３７回	2,300,000,000	2,357,431,000	
		国庫債券　利付（３０年）第３８回	1,600,000,000	1,606,736,000	
		国庫債券　利付（３０年）第３９回	1,400,000,000	1,424,822,000	
		国庫債券　利付（３０年）第４０回	1,300,000,000	1,299,064,000	
		国庫債券　利付（３０年）第４１回	2,000,000,000	1,962,660,000	
		国庫債券　利付（３０年）第４２回	3,000,000,000	2,934,960,000	
		国庫債券　利付（３０年）第４３回	1,000,000,000	975,990,000	
		国庫債券　利付（３０年）第４４回	1,400,000,000	1,363,068,000	
		国庫債券　利付（３０年）第４５回	1,700,000,000	1,593,903,000	
		国庫債券　利付（３０年）第４６回	1,800,000,000	1,682,946,000	
		国庫債券　利付（３０年）第４７回	1,700,000,000	1,615,034,000	
		国庫債券　利付（３０年）第４８回	1,900,000,000	1,735,327,000	
		国庫債券　利付（３０年）第４９回	2,000,000,000	1,822,480,000	
		国庫債券　利付（３０年）第５０回	2,400,000,000	1,926,000,000	
		国庫債券　利付（３０年）第５１回	1,650,000,000	1,170,922,500	
		国庫債券　利付（３０年）第５２回	2,200,000,000	1,630,838,000	
		国庫債券　利付（３０年）第５３回	1,700,000,000	1,284,214,000	
		国庫債券　利付（３０年）第５４回	1,700,000,000	1,340,501,000	
		国庫債券　利付（３０年）第５５回	1,500,000,000	1,177,755,000	
		国庫債券　利付（３０年）第５６回	1,700,000,000	1,329,077,000	
		国庫債券　利付（３０年）第５７回	2,000,000,000	1,556,940,000	
		国庫債券　利付（３０年）第５８回	3,000,000,000	2,325,450,000	
		国庫債券　利付（３０年）第５９回	3,000,000,000	2,258,310,000	

		国庫債券　利付（３０年）第６０回	1,650,000,000	1,298,731,500	
		国庫債券　利付（３０年）第６１回	2,000,000,000	1,490,760,000	
		国庫債券　利付（３０年）第６２回	3,000,000,000	2,110,770,000	
		国庫債券　利付（３０年）第６３回	3,500,000,000	2,381,050,000	
		国庫債券　利付（３０年）第６４回	5,500,000,000	3,722,015,000	
		国庫債券　利付（３０年）第６５回	3,800,000,000	2,558,160,000	
		国庫債券　利付（３０年）第６６回	6,000,000,000	4,015,080,000	
		国庫債券　利付（３０年）第６７回	3,500,000,000	2,468,375,000	
		国庫債券　利付（３０年）第６８回	3,450,000,000	2,421,348,000	
		国庫債券　利付（３０年）第６９回	2,700,000,000	1,941,273,000	
		国庫債券　利付（３０年）第７０回	2,610,000,000	1,869,412,500	
		国庫債券　利付（３０年）第７１回	2,700,000,000	1,924,857,000	
		国庫債券　利付（３０年）第７２回	2,500,000,000	1,775,375,000	
		国庫債券　利付（３０年）第７３回	3,500,000,000	2,475,970,000	
		国庫債券　利付（３０年）第７４回	4,000,000,000	3,067,840,000	
		国庫債券　利付（３０年）第７５回	3,000,000,000	2,480,940,000	
		国庫債券　利付（３０年）第７６回	3,000,000,000	2,537,910,000	
		国庫債券　利付（３０年）第７７回	3,000,000,000	2,659,260,000	
		国庫債券　利付（３０年）第７８回	2,800,000,000	2,358,048,000	
		国庫債券　利付（３０年）第７９回	1,500,000,000	1,198,545,000	
		国庫債券　利付（３０年）第８０回	3,500,000,000	3,239,425,000	
		国庫債券　利付（３０年）第８１回	5,000,000,000	4,408,450,000	
		国庫債券　利付（３０年）第８２回	3,500,000,000	3,230,990,000	
		国庫債券　利付（２０年）第８１回	360,000,000	367,920,000	
		国庫債券　利付（２０年）第８２回	820,000,000	839,040,400	
		国庫債券　利付（２０年）第８３回	1,370,000,000	1,407,551,700	
		国庫債券　利付（２０年）第８４回	1,200,000,000	1,231,140,000	
		国庫債券　利付（２０年）第８５回	400,000,000	412,516,000	
		国庫債券　利付（２０年）第８６回	1,700,000,000	1,758,854,000	
		国庫債券　利付（２０年）第８７回	500,000,000	516,455,000	
		国庫債券　利付（２０年）第８８回	1,100,000,000	1,142,625,000	
		国庫債券　利付（２０年）第８９回	470,000,000	487,296,000	
		国庫債券　利付（２０年）第９０回	1,500,000,000	1,561,860,000	
		国庫債券　利付（２０年）第９１回	250,000,000	260,862,500	
		国庫債券　利付（２０年）第９２回	650,000,000	677,950,000	
		国庫債券　利付（２０年）第９３回	2,300,000,000	2,401,844,000	

		国庫債券　利付（２０年）第９４回	3,700,000,000	3,873,789,000	
		国庫債券　利付（２０年）第９５回	1,500,000,000	1,584,810,000	
		国庫債券　利付（２０年）第９６回	1,500,000,000	1,575,990,000	
		国庫債券　利付（２０年）第９７回	1,500,000,000	1,586,130,000	
		国庫債券　利付（２０年）第９８回	1,300,000,000	1,370,512,000	
		国庫債券　利付（２０年）第９９回	1,100,000,000	1,163,217,000	
		国庫債券　利付（２０年）第１００回	820,000,000	872,791,600	
		国庫債券　利付（２０年）第１０１回	750,000,000	803,767,500	
		国庫債券　利付（２０年）第１０２回	1,500,000,000	1,613,130,000	
		国庫債券　利付（２０年）第１０３回	600,000,000	642,912,000	
		国庫債券　利付（２０年）第１０４回	400,000,000	425,492,000	
		国庫債券　利付（２０年）第１０５回	1,900,000,000	2,026,103,000	
		国庫債券　利付（２０年）第１０６回	400,000,000	428,204,000	
		国庫債券　利付（２０年）第１０７回	800,000,000	854,856,000	
		国庫債券　利付（２０年）第１０８回	1,000,000,000	1,059,830,000	
		国庫債券　利付（２０年）第１０９回	900,000,000	955,431,000	
		国庫債券　利付（２０年）第１１０回	2,600,000,000	2,784,028,000	
		国庫債券　利付（２０年）第１１１回	500,000,000	539,385,000	
		国庫債券　利付（２０年）第１１２回	500,000,000	536,970,000	
		国庫債券　利付（２０年）第１１３回	500,000,000	538,515,000	
		国庫債券　利付（２０年）第１１５回	1,000,000,000	1,085,900,000	
		国庫債券　利付（２０年）第１１６回	1,100,000,000	1,197,295,000	
		国庫債券　利付（２０年）第１１７回	1,400,000,000	1,516,088,000	
		国庫債券　利付（２０年）第１１８回	1,100,000,000	1,187,384,000	
		国庫債券　利付（２０年）第１１９回	800,000,000	854,344,000	
		国庫債券　利付（２０年）第１２０回	800,000,000	844,888,000	
		国庫債券　利付（２０年）第１２１回	1,900,000,000	2,042,633,000	

		国庫債券　利付（２０年）第１２２回	900,000,000	962,181,000	
		国庫債券　利付（２０年）第１２３回	2,000,000,000	2,178,720,000	
		国庫債券　利付（２０年）第１２４回	1,400,000,000	1,516,424,000	
		国庫債券　利付（２０年）第１２５回	1,800,000,000	1,975,122,000	
		国庫債券　利付（２０年）第１２６回	2,000,000,000	2,168,200,000	
		国庫債券　利付（２０年）第１２７回	1,200,000,000	1,293,216,000	
		国庫債券　利付（２０年）第１２８回	2,800,000,000	3,020,276,000	
		国庫債券　利付（２０年）第１２９回	1,300,000,000	1,393,639,000	
		国庫債券　利付（２０年）第１３０回	2,200,000,000	2,359,060,000	
		国庫債券　利付（２０年）第１３１回	800,000,000	852,352,000	
		国庫債券　利付（２０年）第１３２回	1,300,000,000	1,385,891,000	
		国庫債券　利付（２０年）第１３３回	1,900,000,000	2,038,966,000	
		国庫債券　利付（２０年）第１３４回	1,900,000,000	2,039,593,000	
		国庫債券　利付（２０年）第１３５回	700,000,000	746,333,000	
		国庫債券　利付（２０年）第１３６回	700,000,000	740,971,000	
		国庫債券　利付（２０年）第１３７回	1,000,000,000	1,066,230,000	
		国庫債券　利付（２０年）第１３８回	800,000,000	840,696,000	
		国庫債券　利付（２０年）第１３９回	1,000,000,000	1,058,350,000	
		国庫債券　利付（２０年）第１４０回	3,000,000,000	3,198,420,000	
		国庫債券　利付（２０年）第１４１回	2,600,000,000	2,772,432,000	
		国庫債券　利付（２０年）第１４２回	950,000,000	1,020,509,000	
		国庫債券　利付（２０年）第１４３回	2,300,000,000	2,433,078,000	
		国庫債券　利付（２０年）第１４４回	1,300,000,000	1,364,142,000	
		国庫債券　利付（２０年）第１４５回	3,300,000,000	3,516,183,000	
		国庫債券　利付（２０年）第１４６回	4,500,000,000	4,790,205,000	

		国庫債券　利付（２０年）第１４７回	5,500,000,000	5,798,045,000	
		国庫債券　利付（２０年）第１４８回	4,800,000,000	5,008,128,000	
		国庫債券　利付（２０年）第１４９回	4,350,000,000	4,530,742,500	
		国庫債券　利付（２０年）第１５０回	4,530,000,000	4,667,712,000	
		国庫債券　利付（２０年）第１５１回	5,000,000,000	5,042,200,000	
		国庫債券　利付（２０年）第１５２回	4,150,000,000	4,173,779,500	
		国庫債券　利付（２０年）第１５３回	6,500,000,000	6,588,530,000	
		国庫債券　利付（２０年）第１５４回	1,820,000,000	1,821,783,600	
		国庫債券　利付（２０年）第１５５回	3,850,000,000	3,760,949,500	
		国庫債券　利付（２０年）第１５６回	7,150,000,000	6,495,632,000	
		国庫債券　利付（２０年）第１５７回	5,000,000,000	4,409,750,000	
		国庫債券　利付（２０年）第１５８回	1,970,000,000	1,795,261,000	
		国庫債券　利付（２０年）第１５９回	1,510,000,000	1,387,629,600	
		国庫債券　利付（２０年）第１６０回	3,000,000,000	2,780,790,000	
		国庫債券　利付（２０年）第１６１回	3,000,000,000	2,733,540,000	
		国庫債券　利付（２０年）第１６２回	3,000,000,000	2,721,600,000	
		国庫債券　利付（２０年）第１６３回	3,500,000,000	3,161,130,000	
		国庫債券　利付（２０年）第１６４回	4,000,000,000	3,544,920,000	
		国庫債券　利付（２０年）第１６５回	3,500,000,000	3,086,825,000	
		国庫債券　利付（２０年）第１６６回	4,000,000,000	3,612,200,000	
		国庫債券　利付（２０年）第１６７回	8,500,000,000	7,418,715,000	
		国庫債券　利付（２０年）第１６８回	3,000,000,000	2,565,030,000	
		国庫債券　利付（２０年）第１６９回	500,000,000	418,465,000	
		国庫債券　利付（２０年）第１７０回	6,000,000,000	4,993,260,000	
		国庫債券　利付（２０年）第１７１回	6,000,000,000	4,964,940,000	

		国庫債券　利付（２０年）第１７２回	4,840,000,000	4,049,482,800	
		国庫債券　利付（２０年）第１７３回	7,000,000,000	5,824,070,000	
		国庫債券　利付（２０年）第１７４回	6,970,000,000	5,766,490,100	
		国庫債券　利付（２０年）第１７５回	7,500,000,000	6,277,200,000	
		国庫債券　利付（２０年）第１７６回	8,020,000,000	6,680,178,800	
		国庫債券　利付（２０年）第１７７回	7,570,000,000	6,160,314,600	
		国庫債券　利付（２０年）第１７８回	6,950,000,000	5,728,259,500	
		国庫債券　利付（２０年）第１７９回	9,000,000,000	7,381,080,000	
		国庫債券　利付（２０年）第１８０回	6,500,000,000	5,600,465,000	
		国庫債券　利付（２０年）第１８１回	5,000,000,000	4,365,250,000	
		国庫債券　利付（２０年）第１８２回	4,000,000,000	3,600,960,000	
		国庫債券　利付（２０年）第１８３回	5,000,000,000	4,719,450,000	
		国庫債券　利付（２０年）第１８４回	3,000,000,000	2,679,720,000	
		国庫債券　利付（２０年）第１８５回	2,000,000,000	1,779,360,000	
		国庫債券　利付（２０年）第１８６回	8,000,000,000	7,608,320,000	
		国庫債券　利付（２０年）第１８７回	3,000,000,000	2,748,060,000	
		国庫債券　利付（２０年）第１８８回	6,000,000,000	5,770,740,000	
		大韓民国円貨債券（２０２３）　第２回	100,000,000	100,101,000	
		大韓民国円貨債券（２０２３）　第３回	100,000,000	100,656,000	
		ポーランド共和国　第１６回円貨債券（２０２３）	100,000,000	99,764,000	
		ポーランド共和国　第１７回円貨債券（２０２３）	100,000,000	99,505,000	
		ハンガリー円貨債券（２０２０）第８回	100,000,000	99,466,000	
		ハンガリー円貨債券（２０２０）第１回	100,000,000	97,972,000	
	小計	銘柄数：277 組入時価比率：83.5%	1,008,980,000,000	955,461,021,800 83.5%	
	合計			955,461,021,800	

地方債証券	日本円	東京都　公募第７４７回	100,000,000	100,226,000	
		東京都　公募第７５１回	100,000,000	100,066,000	
		東京都　公募第７６０回	100,000,000	99,184,000	
		東京都　公募第７６１回	100,000,000	99,250,000	
		東京都　公募第７６９回	500,000,000	496,260,000	
		東京都　公募第７７８回	100,000,000	98,652,000	
		東京都　公募第７８４回	200,000,000	197,260,000	
		東京都　公募第７９４回	100,000,000	96,991,000	
		東京都　公募第８００回	100,000,000	96,781,000	
		東京都　公募第８１３回	200,000,000	192,534,000	
		東京都　公募第８２２回	130,000,000	123,104,800	
		東京都　公募第８３０回	400,000,000	380,132,000	
		東京都　公募第８４３回	400,000,000	392,452,000	
		東京都　公募（３０年）第７回	100,000,000	112,105,000	
		東京都　公募第１０回	200,000,000	217,898,000	
		東京都　公募（３０年）第５回	300,000,000	210,330,000	
		東京都　公募第７回	100,000,000	102,287,000	
		東京都　公募（２０年）第１１回	100,000,000	104,803,000	
		東京都　公募（２０年）第１３回	100,000,000	105,638,000	
		東京都　公募（２０年）第１５回	100,000,000	107,222,000	
		東京都　公募（２０年）第１６回	200,000,000	212,160,000	
		東京都　公募（２０年）第１７回	200,000,000	212,858,000	
		東京都　公募（２０年）第２０回	280,000,000	300,224,400	
		東京都　公募第２３回	100,000,000	108,430,000	
		東京都　公募（２０年）第２６回	100,000,000	106,201,000	
		東京都　公募（２０年）第２８回	100,000,000	104,886,000	
		東京都　公募（２０年）第２９回	200,000,000	208,902,000	
		東京都　公募（２０年）第３０回	100,000,000	103,352,000	
		東京都　公募（２０年）第３２回	100,000,000	100,317,000	
		北海道　公募平成２７年度第７回	100,000,000	100,289,000	
		北海道　公募平成２９年度第５回	200,000,000	198,314,000	
		北海道　公募平成２９年度第７回	100,000,000	99,168,000	
		北海道　公募平成２９年度第９回	100,000,000	99,065,000	
		北海道　公募平成２９年度第１１回	100,000,000	89,741,000	
		北海道　公募平成３０年度第１５回	223,200,000	211,156,128	
		北海道　公募平成３０年度第１８回	200,000,000	195,432,000	

		北海道　公募令和２年度第４回	300,000,000	290,271,000	
		北海道　公募令和４年度第５回	100,000,000	94,961,000	
		北海道　公募令和５年度第２回	100,000,000	98,807,000	
		北海道　公募令和５年度第８回	100,000,000	98,513,000	
		北海道　公募令和５年度第１０回	300,000,000	293,976,000	
		宮城県　公募第３１回１号	300,000,000	300,825,000	
		宮城県　公募第３２回２号	100,000,000	99,309,000	
		神奈川県　公募第２３１回	200,000,000	198,044,000	
		神奈川県　公募第２４３回	200,000,000	193,510,000	
		神奈川県　公募第２４７回	339,150,000	327,306,882	
		神奈川県　公募第２５４回	180,000,000	170,816,400	
		神奈川県　公募第２５８回	100,000,000	95,144,000	
		神奈川県　公募（３０年）第３回	100,000,000	113,746,000	
		神奈川県　公募第７回	300,000,000	314,451,000	
		神奈川県　公募（２０年）第１３回	100,000,000	108,166,000	
		神奈川県　公募（２０年）第１４回	100,000,000	107,277,000	
		神奈川県　公募（２０年）第１７回	200,000,000	215,492,000	
		神奈川県　公募（２０年）第２０回	100,000,000	105,910,000	
		神奈川県　公募（２０年）第２１回	200,000,000	212,236,000	
		神奈川県　公募（２０年）第２６回	100,000,000	103,029,000	
		神奈川県　公募（２０年）第２７回	100,000,000	102,134,000	
		神奈川県　公募（２０年）第３２回	100,000,000	87,133,000	
		神奈川県　公募（２０年）第４６回	100,000,000	80,223,000	
		大阪府　公募第４１７回	102,000,000	101,486,940	
		大阪府　公募第４２３回	100,000,000	99,090,000	
		大阪府　公募第４２９回	179,000,000	176,889,590	
		大阪府　公募第４５１回	130,000,000	125,652,800	
		大阪府　公募第４５２回	100,000,000	96,543,000	
		大阪府　公募第４５８回	140,000,000	134,741,600	
		大阪府　公募第４６７回	140,000,000	134,010,800	
		大阪府　公募第４６９回	150,000,000	142,890,000	
		大阪府　公募第４７９回	200,000,000	190,424,000	
		大阪府　公募第４８１回	100,000,000	95,648,000	
		大阪府　公募第４８９回	176,000,000	170,406,720	
		大阪府　公募第４９２回	156,000,000	154,508,640	
		大阪府　公募（２０年）第１回	100,000,000	107,705,000	

		大阪府　公募（２０年）第２回	100,000,000	108,134,000	
		大阪府　公募第５回	100,000,000	108,291,000	
		大阪府　公募第８回	100,000,000	106,813,000	
		大阪府　公募（２０年）第１２回	230,000,000	236,069,700	
		大阪府　公募（５年）第１７４回	200,000,000	199,350,000	
		大阪府　公募（５年）第１７８回	400,000,000	398,072,000	
		大阪府　公募（５年）第１８４回	400,000,000	396,788,000	
		大阪府　公募（５年）第１８７回	144,000,000	142,669,440	
		大阪府　公募（５年）第１９０回	200,000,000	197,906,000	
		京都府　公募（２０年）平成２０年度第２回	200,000,000	213,912,000	
		京都府　公募平成２６年度第５回	100,000,000	102,750,000	
		京都府　公募（２０年）平成２７年度第５回	200,000,000	199,028,000	
		京都府　公募（１５年）平成２７年度第８回	100,000,000	100,177,000	
		京都府　公募（１５年）平成２８年度第２回	200,000,000	192,056,000	
		京都府　公募（２０年）平成２８年度第５回	200,000,000	176,836,000	
		京都府　公募平成２９年度第４回	100,000,000	99,191,000	
		京都府　公募令和３年度第５回	100,000,000	80,006,000	
		兵庫県　公募平成２９年度第２２回	100,000,000	98,860,000	
		兵庫県　公募令和３年度第５回	100,000,000	94,939,000	
		兵庫県　公募（３０年）第２回	200,000,000	218,660,000	
		兵庫県　公募（１５年）第１回	300,000,000	307,719,000	
		兵庫県　公募（１５年）第３回	200,000,000	205,298,000	
		兵庫県　公募（１５年）第８回	500,000,000	510,000,000	
		兵庫県　公募（１５年）第１１回	100,000,000	99,990,000	
		兵庫県　公募第２回	100,000,000	106,011,000	
		兵庫県　公募第９回	100,000,000	108,250,000	
		兵庫県　公募（２０年）第１１回	200,000,000	213,086,000	
		兵庫県　公募（２０年）第１４回	100,000,000	106,043,000	
		兵庫県　公募（２０年）第１９回	100,000,000	104,332,000	
		兵庫県　公募（２０年）第２１回	100,000,000	103,734,000	
		兵庫県　公募（２０年）第２２回	100,000,000	102,141,000	
		静岡県　公募平成２７年度第１１回	115,400,000	114,885,316	
		静岡県　公募平成２８年度第２回	300,000,000	298,509,000	
		静岡県　公募平成２９年度第３回	100,000,000	99,260,000	

		静岡県　公募（３１年）第１回	174,000,000	169,498,620	
		静岡県　公募（５年）令和３年度第２回	100,000,000	99,383,000	
		静岡県　公募（５年）令和３年度第５回	300,000,000	297,648,000	
		静岡県　公募（１５年）第２回	300,000,000	308,421,000	
		静岡県　公募（１５年）第５回	200,000,000	204,096,000	
		静岡県　公募（１５年）第９回	100,000,000	99,930,000	
		静岡県　公募（３０年）第１５回	100,000,000	69,912,000	
		静岡県　公募（２０年）第１１回	100,000,000	106,597,000	
		静岡県　公募（２０年）第１４回	200,000,000	212,344,000	
		静岡県　公募（２０年）第１８回	200,000,000	205,940,000	
		静岡県　公募（２０年）第３０回	200,000,000	164,710,000	
		愛知県　公募（２０年）平成１９年度第２回	100,000,000	105,748,000	
		愛知県　公募平成２０年度第８回	100,000,000	106,234,000	
		愛知県　公募（２０年）平成２２年度第８回	200,000,000	213,718,000	
		愛知県　公募（１５年）平成２３年度第１３回	100,000,000	102,618,000	
		愛知県　公募（２０年）平成２４年度第４回	100,000,000	105,795,000	
		愛知県　公募（１５年）平成２４年度第１４回	400,000,000	410,988,000	
		愛知県　公募平成２４年度第１７回	100,000,000	106,885,000	
		愛知県　公募（３０年）平成２５年度第８回	120,000,000	122,624,400	
		愛知県　公募（２０年）平成２５年度第１７回	400,000,000	418,508,000	
		愛知県　公募（２０年）平成２６年度第４回	100,000,000	103,758,000	
		愛知県　公募平成２６年度第８回	100,000,000	97,687,000	
		愛知県　公募平成２６年度第１３回	200,000,000	203,290,000	
		愛知県　公募（１５年）平成２７年度第２回	300,000,000	300,339,000	
		愛知県　公募（３０年）平成２７年度第８回	100,000,000	92,967,000	
		愛知県　公募平成２７年度第１５回	100,000,000	100,218,000	
		愛知県　公募平成２９年度第８回	100,000,000	99,136,000	
		愛知県　公募平成２９年度第９回	100,000,000	98,954,000	
		愛知県　公募平成３０年度第７回	200,000,000	196,876,000	
		愛知県　公募令和３年度第１０回	200,000,000	198,098,000	
		広島県　公募平成２９年度第３回	100,000,000	98,944,000	

		広島県　公募平成２９年度第４回	211,300,000	209,347,588	
		広島県　公募令和２年度第２回	100,000,000	96,662,000	
		広島県　公募令和２年度第７回	300,000,000	288,498,000	
		広島県　公募令和５年度第４回	140,000,000	138,828,200	
		広島県　公募（２０年）令和３年度第２回	100,000,000	80,300,000	
		埼玉県　公募平成２７年度第９回	100,000,000	99,793,000	
		埼玉県　公募平成２８年度第５回	100,000,000	99,256,000	
		埼玉県　公募平成３０年度第４回	200,000,000	197,220,000	
		埼玉県　公募令和元年度第４回	100,000,000	97,015,000	
		埼玉県　公募令和２年度第４回	300,000,000	289,968,000	
		埼玉県　公募令和５年度第４回	100,000,000	97,488,000	
		埼玉県　公募（１５年）第１回	200,000,000	202,668,000	
		埼玉県　公募（１５年）第２回	200,000,000	201,688,000	
		埼玉県　公募（１５年）第３回	100,000,000	96,659,000	
		埼玉県　公募（２５年）第２回	200,000,000	167,798,000	
		埼玉県　公募（３０年）第９回	200,000,000	153,336,000	
		埼玉県　公募（３０年）第１１回	100,000,000	67,875,000	
		埼玉県　公募（１５年）第７回	200,000,000	180,826,000	
		埼玉県　公募（１５年）第８回	100,000,000	89,490,000	
		埼玉県　公募（２０年）第６回	100,000,000	106,956,000	
		埼玉県　公募（２０年）第１３回	100,000,000	104,884,000	
		埼玉県　公募（２０年）第１６回	200,000,000	198,756,000	
		埼玉県　公募（２０年）第１９回	200,000,000	180,508,000	
		埼玉県　公募（２０年）第２０回	100,000,000	90,624,000	
		埼玉県　公募（２０年）第２６回	100,000,000	81,965,000	
		埼玉県　公募（２０年）第２７回	100,000,000	81,816,000	
		福岡県　公募平成２９年度第１回	100,000,000	99,220,000	
		福岡県　公募平成２３年度第１回	100,000,000	102,570,000	
		福岡県　公募（１５年）平成２７年度第１回	200,000,000	200,232,000	
		福岡県　公募（１５年）令和元年度第１回	300,000,000	275,061,000	
		福岡県　公募（１５年）令和元年度第２回	200,000,000	181,794,000	
		福岡県　公募（３０年）平成１９年度第１回	100,000,000	113,748,000	
		福岡県　公募（３０年）平成２６年度第１回	100,000,000	97,943,000	

		福岡県　公募（３０年・定時償還）平成２９年度第２回	100,000,000	78,731,000	
		福岡県　公募（３０年・定時償還）令和元年度第３回	100,000,000	67,122,000	
		福岡県　公募（２０年）平成２０年度第１回	300,000,000	320,550,000	
		福岡県　公募（２０年）平成２０年度第２回	100,000,000	106,277,000	
		福岡県　公募（２０年）平成２２年度第１回	300,000,000	318,327,000	
		福岡県　公募（２０年）平成２２年度第２回	300,000,000	325,533,000	
		福岡県　公募（２０年）平成２４年度第２回	100,000,000	105,364,000	
		福岡県　公募（２０年）平成２６年度第１回	100,000,000	103,724,000	
		福岡県　公募（２０年）平成２９年度第１回	100,000,000	90,600,000	
		福岡県　公募（２０年・定時償還）令和３年度第１回	200,000,000	160,984,000	
		千葉県　公募平成２７年度第６回	200,000,000	200,426,000	
		千葉県　公募平成２８年度第４回	200,000,000	198,534,000	
		千葉県　公募平成２９年度第４回	100,000,000	98,947,000	
		千葉県　公募平成２９年度第８回	100,000,000	98,773,000	
		千葉県　公募令和元年度第６回	300,000,000	290,907,000	
		千葉県　公募令和３年度第２回	200,000,000	198,542,000	
		千葉県　公募令和４年度第４回	100,000,000	95,454,000	
		千葉県　公募令和５年度第９回	200,000,000	194,562,000	
		千葉県　公募（２０年）第１回	400,000,000	410,196,000	
		千葉県　公募（２０年）第８回	100,000,000	108,289,000	
		千葉県　公募（２０年）第１３回	200,000,000	211,724,000	
		千葉県　公募（２０年）第１６回	300,000,000	311,796,000	
		千葉県　公募（２０年）第１７回	100,000,000	102,095,000	
		千葉県　公募（２０年）第２０回	100,000,000	90,077,000	
		千葉県　公募（２０年）第２５回	100,000,000	89,176,000	
		新潟県　公募平成３０年度第２回	200,000,000	196,986,000	
		新潟県　公募令和２年度第２回	120,000,000	115,268,400	
		長野県　公募令和３年度第１回	300,000,000	287,817,000	
		長野県　公募令和３年度第５回	100,000,000	98,953,000	
		茨城県　公募令和３年度第３回	200,000,000	198,266,000	
		茨城県　公募令和５年度第１回	100,000,000	97,048,000	

		茨城県　公募令和５年度第２回	200,000,000	198,198,000	
		群馬県　公募第１２回	100,000,000	100,281,000	
		群馬県　公募第２２回	100,000,000	96,388,000	
		群馬県　公募（５年）第１３回	300,000,000	297,423,000	
		群馬県　公募（２０年）第３回	100,000,000	105,781,000	
		大分県　公募令和５年度第１回	100,000,000	98,513,000	
		共同発行市場地方債　公募第１５２回	400,000,000	401,008,000	
		共同発行市場地方債　公募第１５４回	400,000,000	400,404,000	
		共同発行市場地方債　公募第１５６回	200,000,000	199,066,000	
		共同発行市場地方債　公募第１５７回	300,000,000	298,344,000	
		共同発行市場地方債　公募第１６１回	300,000,000	297,753,000	
		共同発行市場地方債　公募第１７２回	600,000,000	595,584,000	
		共同発行市場地方債　公募第１８４回	100,000,000	98,424,000	
		共同発行市場地方債　公募第１８６回	400,000,000	394,436,000	
		共同発行市場地方債　公募第１８８回	300,000,000	295,497,000	
		共同発行市場地方債　公募第１９０回	610,000,000	596,982,600	
		共同発行市場地方債　公募第１９１回	100,000,000	97,697,000	
		共同発行市場地方債　公募第１９４回	300,000,000	292,023,000	
		共同発行市場地方債　公募第１９６回	400,000,000	387,836,000	
		共同発行市場地方債　公募第１９７回	300,000,000	290,730,000	
		共同発行市場地方債　公募第１９８回	110,000,000	106,487,700	
		共同発行市場地方債　公募第２００回	100,000,000	96,771,000	
		共同発行市場地方債　公募第２０４回	100,000,000	96,309,000	
		共同発行市場地方債　公募第２０６回	300,000,000	289,917,000	
		共同発行市場地方債　公募第２１３回	300,000,000	287,688,000	
		共同発行市場地方債　公募第２１５回	400,000,000	383,180,000	
		共同発行市場地方債　公募第２２８回	300,000,000	284,271,000	

		共同発行市場地方債　公募第２２９回	250,000,000	238,500,000	
		共同発行市場地方債　公募第２３４回	300,000,000	286,248,000	
		共同発行市場地方債　公募第２３９回	100,000,000	97,952,000	
		堺市　公募平成２２年度第１回	100,000,000	107,441,000	
		堺市　公募平成２６年度第１回	100,000,000	95,095,000	
		堺市　公募第３回	100,000,000	94,565,000	
		堺市　公募令和５年度第２回	200,000,000	196,308,000	
		長崎県　公募令和元年度第３回	100,000,000	96,991,000	
		長崎県　公募令和４年度第３回	100,000,000	95,728,000	
		島根県　公募（３０年）平成２９年度第１回	100,000,000	79,065,000	
		島根県　公募（５年）令和２年度第３回	150,000,000	149,373,000	
		佐賀県　公募平成２８年度第１回	100,000,000	99,181,000	
		福島県　公募令和３年度第２回	300,000,000	296,901,000	
		熊本県　公募平成２８年度第２回	132,000,000	130,907,040	
		熊本市　公募平成２９年度第１回	100,000,000	98,954,000	
		新潟市　公募平成２９年度第１回	100,000,000	98,985,000	
		新潟市　公募令和５年度第１回	200,000,000	196,072,000	
		静岡市　公募令和５年度第１回	100,000,000	99,163,000	
		大阪市　公募平成２７年度第６回	100,000,000	100,217,000	
		大阪市　公募令和２年度第２回	300,000,000	289,926,000	
		大阪市　公募令和３年度第２回	300,000,000	286,788,000	
		大阪市　公募（１５年）第１回	100,000,000	102,753,000	
		大阪市　公募（１５年）第２回	200,000,000	205,742,000	
		大阪市　公募（２０年）第１回	300,000,000	318,063,000	
		大阪市　公募（２０年）第５回	100,000,000	107,846,000	
		大阪市　公募（２０年）第６回	100,000,000	106,975,000	
		大阪市　公募（２０年）第１７回	200,000,000	212,008,000	
		大阪市　公募（２０年）第１９回	100,000,000	98,886,000	
		大阪市　公募（２０年）第２６回	100,000,000	90,047,000	
		名古屋市　公募第５０１回	200,000,000	198,044,000	
		名古屋市　公募第５０３回	100,000,000	98,791,000	
		名古屋市　公募第５０４回	200,000,000	197,230,000	
		名古屋市　公募第５１１回	200,000,000	192,888,000	
		名古屋市　公募第５１２回	300,000,000	290,040,000	

		名古屋市　公募（１５年）第２回	100,000,000	101,141,000	
		名古屋市　公募（５年）第３０回	200,000,000	197,922,000	
		名古屋市　公募（３０年）第１３回	100,000,000	79,774,000	
		名古屋市　公募（２０年）第１５回	100,000,000	105,718,000	
		名古屋市　公募（２０年）第１７回	200,000,000	198,908,000	
		名古屋市　公募（２０年）第１８回	100,000,000	98,308,000	
		名古屋市　公募（２０年）第１９回	100,000,000	88,933,000	
		京都市　公募平成２９年度第１回	100,000,000	99,171,000	
		京都市　公募平成２９年度第４回	101,280,000	100,260,110	
		京都市　公募平成３０年度第１回	101,090,000	99,745,503	
		京都市　公募（２０年）第２回	100,000,000	102,231,000	
		京都市　公募（２０年）第５回	200,000,000	209,524,000	
		京都市　公募（２０年）第６回	100,000,000	106,043,000	
		京都市　公募（２０年）第１３回	100,000,000	101,563,000	
		京都市　公募（２０年）第１５回	200,000,000	179,516,000	
		神戸市　公募（２０年）平成２０年度第２４回	100,000,000	106,408,000	
		神戸市　公募平成２５年度第１２回	100,000,000	103,705,000	
		神戸市　公募（２０年）平成２６年度第３回	100,000,000	103,055,000	
		神戸市　公募平成２８年度第１回	200,000,000	198,924,000	
		神戸市　公募平成３０年度第２回	200,000,000	153,336,000	
		神戸市　公募令和３年度第６回	100,000,000	69,808,000	
		横浜市　公募平成２８年度第５回	300,000,000	298,365,000	
		横浜市　公募平成２９年度第３回	100,000,000	99,223,000	
		横浜市　公募２０１９年度第３回	200,000,000	193,500,000	
		横浜市　公募（３０年）第２回	200,000,000	224,902,000	
		横浜市　公募（２０年）第１１回	100,000,000	104,370,000	
		横浜市　公募（２０年）第１８回	100,000,000	107,416,000	
		横浜市　公募（２０年）第２６回	100,000,000	106,438,000	
		横浜市　公募（２０年）第３０回	100,000,000	101,803,000	
		横浜市　公募（２０年）第３２回	100,000,000	98,406,000	
		横浜市　公募（２０年）第３５回	100,000,000	89,391,000	
		札幌市　公募（１５年）平成２３年度第９回	200,000,000	205,506,000	
		札幌市　公募（２０年）平成２４年度第１回	100,000,000	106,571,000	
		札幌市　公募（２０年）平成２４年度第１１回	200,000,000	213,220,000	

		札幌市　公募（２０年）平成２８年度第４回	100,000,000	89,242,000	
		札幌市　公募（５年）令和３年度第８回	100,000,000	94,814,000	
		札幌市　公募（５年）令和４年度第４回	100,000,000	96,031,000	
		札幌市　公募（２０年）第６回	200,000,000	215,278,000	
		川崎市　公募第９５回	160,000,000	154,865,600	
		川崎市　公募（２０年）第１４回	200,000,000	213,070,000	
		川崎市　公募（２０年）第１７回	100,000,000	104,283,000	
		川崎市　公募（２０年）第１８回	100,000,000	103,870,000	
		川崎市　公募（２０年）第１９回	100,000,000	101,759,000	
		川崎市　公募（２０年）第２０回	100,000,000	98,941,000	
		川崎市　公募（２０年）第２２回	100,000,000	89,583,000	
		川崎市　公募（２０年）第２４回	100,000,000	91,428,000	
		川崎市　公募（３０年）第１１回	100,000,000	76,188,000	
		川崎市　公募（５年）第６２回	200,000,000	198,322,000	
		川崎市　公募（５年）第６６回	230,000,000	227,518,300	
		川崎市　公募（５年）第６７回	100,000,000	99,194,000	
		北九州市　公募（１０年）令和２年度第２回	200,000,000	191,794,000	
		北九州市　公募（１０年）令和５年度第２回	200,000,000	196,072,000	
		北九州市　公募（２０年）第３回	200,000,000	211,776,000	
		北九州市　公募（２０年）第１４回	100,000,000	106,125,000	
		福岡市　公募（２０年）平成２１年度第３回	200,000,000	214,936,000	
		福岡市　公募（２０年）平成２３年度第４回	100,000,000	107,175,000	
		福岡市　公募平成２６年度第２回	100,000,000	103,191,000	
		福岡市　公募（５年）２０２０年度第９回	300,000,000	298,593,000	
		福岡市　公募（２０年）２０２１年度第６回	100,000,000	80,869,000	
		広島市　公募平成２７年度第２回	500,000,000	501,030,000	
		広島市　公募（１０年）平成３０年度第６回	241,000,000	235,514,840	
		広島市　公募（１０年）令和３年度第６回	100,000,000	95,195,000	
		広島市　公募（１０年）令和５年度第５回	100,000,000	98,036,000	
		さいたま市　公募第２１回	320,100,000	313,813,236	
		相模原市　公募令和５年度第１回	100,000,000	98,566,000	

		三重県　公募平成２８年度第１回	155,000,000	154,004,900	
		三重県　公募令和５年度第３回	200,000,000	196,072,000	
		福井県　公募平成２７年度第４回	200,000,000	198,908,000	
		福井県　公募令和元年度第３回	200,000,000	193,458,000	
		福井県　公募令和４年度第５回	100,000,000	95,449,000	
		徳島県　公募平成２９年度第２回	200,000,000	197,908,000	
		徳島県　公募平成３０年度第２回	300,000,000	295,485,000	
		山梨県　公募令和元年度第１回	100,000,000	96,728,000	
		岡山県　公募平成２８年度第２回	168,900,000	167,795,394	
		岡山県　公募令和２年度第３回	300,000,000	288,636,000	
		岡山県　公募令和３年度第１回	100,000,000	94,880,000	
		秋田県　公募令和３年度第１回	116,600,000	110,780,494	
		神奈川県住宅供給公社債券　第４回	100,000,000	98,366,000	
		広島県・広島市折半保証広島高速道路債券　第１９回	100,000,000	80,170,000	
		広島県・広島市折半保証広島高速道路債券　第２２回	100,000,000	80,512,000	
		愛知県・名古屋市折半保証名古屋高速道路債券　第９６回	100,000,000	106,636,000	
		愛知県・名古屋市折半保証名古屋高速道路債券　第１０２回	300,000,000	322,485,000	
		愛知県・名古屋市折半保証名古屋高速道路債券　第１２８回	100,000,000	96,769,000	
		愛知県・名古屋市折半保証名古屋高速道路債券　第１４８回	100,000,000	88,418,000	
		福岡北九州高速道路債券　第１１７回	100,000,000	106,336,000	
		福岡北九州高速道路債券　第１３６回	100,000,000	99,718,000	
		福岡北九州高速道路債券　第１４５回	100,000,000	88,684,000	
		東京都住宅供給公社債券　第１９回	300,000,000	307,821,000	
		東京都住宅供給公社債券　第２３回	100,000,000	98,068,000	
	小計	銘柄数：351 組入時価比率：5.1%	59,126,020,000	58,403,352,081 5.1%	
	合計			58,403,352,081	
特殊債券	日本円	新関西国際空港債券　政府保証第５回	117,000,000	116,140,050	
		新関西国際空港社債　財投機関債第６回	300,000,000	309,204,000	
		新関西国際空港社債　財投機関債第９回	100,000,000	102,129,000	
		新関西国際空港社債　財投機関債第	100,000,000	101,259,000	

		１２回			
		新関西国際空港社債　財投機関債第１４回	100,000,000	99,524,000	
		新関西国際空港社債　財投機関債第２８回	100,000,000	95,168,000	
		第２回国立大学法人東京大学	100,000,000	62,640,000	
		日本政策投資銀行社債　財投機関債第４７回	100,000,000	101,517,000	
		日本政策投資銀行社債　財投機関債第６６回	400,000,000	397,496,000	
		日本政策投資銀行社債　財投機関債第７８回	200,000,000	198,430,000	
		日本政策投資銀行社債　財投機関債第８２回	100,000,000	99,226,000	
		日本政策投資銀行社債　財投機関債第８６回	300,000,000	296,991,000	
		日本政策投資銀行社債　財投機関債第９６回	200,000,000	196,606,000	
		日本政策投資銀行社債　財投機関債第１０１回	300,000,000	295,707,000	
		日本政策投資銀行社債　財投機関債第１３７回	400,000,000	397,260,000	
		日本政策投資銀行社債　財投機関債第１３８回	400,000,000	382,388,000	
		日本政策投資銀行社債　政府保証第３７回	400,000,000	396,972,000	
		日本政策投資銀行社債　政府保証第４１回	333,000,000	329,197,140	
		日本政策投資銀行社債　政府保証第４２回	420,000,000	415,476,600	
		日本政策投資銀行社債　政府保証第５５回	300,000,000	292,779,000	
		日本政策投資銀行社債　政府保証第６２回	200,000,000	192,368,000	
		日本政策投資銀行社債　政府保証第７５回	370,000,000	353,050,300	
		日本政策投資銀行社債　政府保証第７８回	220,000,000	213,824,600	
		日本高速道路保有・債務返済機構債券　財投機関債第１回	400,000,000	462,152,000	
		日本高速道路保有・債務返済機構債券　財投機関債第４回	100,000,000	112,922,000	
		日本高速道路保有・債務返済機構債券　財投機関債第８回	300,000,000	310,416,000	
		日本高速道路保有・債務返済機構債券　財投機関債第１７回	100,000,000	104,150,000	
		日本高速道路保有・債務返済機構債券　財投機関債第２３回	500,000,000	528,265,000	
		日本高速道路保有・債務返済機構債券　財投機関債第２６回	100,000,000	113,047,000	

		日本高速道路保有・債務返済機構債券　財投機関債第３３回	200,000,000	226,986,000	
		日本高速道路保有・債務返済機構債券　財投機関債第３９回	300,000,000	321,621,000	
		日本高速道路保有・債務返済機構債券　財投機関債第４３回	300,000,000	257,778,000	
		日本高速道路保有・債務返済機構債券　財投機関債第４７回	100,000,000	107,982,000	
		日本高速道路保有・債務返済機構債券　財投機関債第５５回	100,000,000	108,037,000	
		日本高速道路保有・債務返済機構債券　財投機関債第８９回	100,000,000	105,477,000	
		日本高速道路保有・債務返済機構債券　財投機関債第９５回	200,000,000	211,892,000	
		日本高速道路保有・債務返済機構債券　財投機関債第１０３回	350,000,000	368,140,500	
		日本高速道路保有・債務返済機構債券　財投機関債第１０５回	600,000,000	639,420,000	
		日本高速道路保有・債務返済機構債券　財投機関債第１２６回	100,000,000	101,431,000	
		日本高速道路保有・債務返済機構債券　財投機関債第１４５回	300,000,000	274,428,000	
		日本高速道路保有・債務返済機構債券　財投機関債第１４９回	100,000,000	92,570,000	
		日本高速道路保有・債務返済機構債券　財投機関債第１５１回	100,000,000	99,201,000	
		日本高速道路保有・債務返済機構債券　財投機関債第１５２回	100,000,000	92,953,000	
		日本高速道路保有・債務返済機構債券　財投機関債第１５５回	100,000,000	99,809,000	
		日本高速道路保有・債務返済機構債券　財投機関債第１５７回	100,000,000	100,470,000	
		日本高速道路保有・債務返済機構債券　財投機関債第１６０回	200,000,000	198,718,000	
		日本高速道路保有・債務返済機構債券　財投機関債第１６３回	100,000,000	98,464,000	
		日本高速道路保有・債務返済機構債券　財投機関債第１６４回	100,000,000	97,949,000	
		日本高速道路保有・債務返済機構債券　財投機関債第１７３回	100,000,000	62,839,000	
		日本高速道路保有・債務返済機構債券　財投機関債第１８８回	100,000,000	88,951,000	
		日本高速道路保有・債務返済機構債券　財投機関債第２０４回	100,000,000	69,894,000	
		日本高速道路保有・債務返済機構債券　財投機関債第２６０回	200,000,000	138,020,000	
		日本高速道路保有・債務返済機構債券　財投機関債第２７８回	300,000,000	298,632,000	
		日本高速道路保有・債務返済機構債券　政府保証債第９０回	100,000,000	107,412,000	

		日本高速道路保有・債務返済機構債券　政府保証債第９２回	200,000,000	215,020,000	
		日本高速道路保有・債務返済機構債券　政府保証債第９７回	200,000,000	215,400,000	
		日本高速道路保有・債務返済機構債券　政府保証債第９９回	200,000,000	216,614,000	
		日本高速道路保有・債務返済機構債券　政府保証債第１０６回	200,000,000	216,004,000	
		日本高速道路保有・債務返済機構債券　政府保証債第１１１回	100,000,000	107,545,000	
		日本高速道路保有・債務返済機構債券　政府保証債第１１４回	200,000,000	214,010,000	
		日本高速道路保有・債務返済機構債券　政府保証債第１２３回	100,000,000	105,698,000	
		日本高速道路保有・債務返済機構債券　政府保証債第１２７回	300,000,000	323,550,000	
		日本高速道路保有・債務返済機構債券　政府保証債第１４６回	100,000,000	106,709,000	
		日本高速道路保有・債務返済機構債券　政府保証債第１６４回	100,000,000	105,842,000	
		日本高速道路保有・債務返済機構債券　政府保証債第１６５回	100,000,000	100,564,000	
		日本高速道路保有・債務返済機構債券　政府保証債第１６７回	100,000,000	105,822,000	
		日本高速道路保有・債務返済機構債券　政府保証債第１６９回	300,000,000	316,578,000	
		日本高速道路保有・債務返済機構債券　政府保証債第１７１回	300,000,000	314,817,000	
		日本高速道路保有・債務返済機構債券　政府保証債第１７２回	300,000,000	305,013,000	
		日本高速道路保有・債務返済機構債券　政府保証債第１７６回	200,000,000	211,166,000	
		日本高速道路保有・債務返済機構債券　政府保証債第１８１回	100,000,000	105,664,000	
		日本高速道路保有・債務返済機構債券　政府保証債第１８３回	100,000,000	106,217,000	
		日本高速道路保有・債務返済機構債券　政府保証債第１８５回	200,000,000	212,884,000	
		日本高速道路保有・債務返済機構債券　政府保証債第１９６回	400,000,000	426,088,000	
		日本高速道路保有・債務返済機構債券　政府保証債第２１４回	100,000,000	103,395,000	
		日本高速道路保有・債務返済機構債券　政府保証債第２１６回	100,000,000	103,401,000	
		日本高速道路保有・債務返済機構債券　政府保証債第２１７回	100,000,000	97,045,000	
		日本高速道路保有・債務返済機構債券　政府保証債第２１９回	200,000,000	206,592,000	
		日本高速道路保有・債務返済機構債券　政府保証債第２２４回	100,000,000	96,527,000	

		日本高速道路保有・債務返済機構債券　政府保証債第２２６回	100,000,000	102,274,000	
		日本高速道路保有・債務返済機構債券　政府保証債第２２８回	100,000,000	102,259,000	
		日本高速道路保有・債務返済機構債券　政府保証債第２３３回	100,000,000	101,298,000	
		日本高速道路保有・債務返済機構債券　政府保証債第２３７回	100,000,000	97,702,000	
		日本高速道路保有・債務返済機構債券　政府保証債第２３９回	500,000,000	497,400,000	
		日本高速道路保有・債務返済機構債券　政府保証債第２４５回	500,000,000	492,555,000	
		日本高速道路保有・債務返済機構債券　政府保証債第２４６回	200,000,000	198,808,000	
		日本高速道路保有・債務返済機構債券　政府保証債第２５５回	100,000,000	99,609,000	
		日本高速道路保有・債務返済機構債券　政府保証債第２５８回	400,000,000	400,576,000	
		日本高速道路保有・債務返済機構債券　政府保証債第２５９回	100,000,000	98,360,000	
		日本高速道路保有・債務返済機構債券　政府保証債第２６１回	583,000,000	583,775,390	
		日本高速道路保有・債務返済機構債券　政府保証債第２７１回	151,000,000	150,142,320	
		日本高速道路保有・債務返済機構債券　政府保証債第２７８回	100,000,000	88,077,000	
		日本高速道路保有・債務返済機構債券　政府保証債第２９６回	200,000,000	180,724,000	
		日本高速道路保有・債務返済機構債券　政府保証債第２９７回	100,000,000	99,231,000	
		日本高速道路保有・債務返済機構債券　政府保証債第３０６回	403,000,000	400,033,920	
		日本高速道路保有・債務返済機構債券　政府保証債第３１５回	100,000,000	99,097,000	
		日本高速道路保有・債務返済機構債券　政府保証債第３２１回	600,000,000	594,534,000	
		日本高速道路保有・債務返済機構債券　政府保証債第３２４回	100,000,000	98,844,000	
		日本高速道路保有・債務返済機構債券　政府保証債第３３５回	100,000,000	77,371,000	
		日本高速道路保有・債務返済機構債券　政府保証債第３３９回	500,000,000	494,590,000	
		日本高速道路保有・債務返済機構債券　政府保証債第３４２回	131,000,000	129,261,630	
		日本高速道路保有・債務返済機構債券　政府保証債第３５０回	100,000,000	75,638,000	
		日本高速道路保有・債務返済機構債券　政府保証債第３５１回	100,000,000	98,487,000	
		日本高速道路保有・債務返済機構債券　政府保証債第３５４回	200,000,000	196,712,000	

		日本高速道路保有・債務返済機構債券　政府保証債第３５７回	100,000,000	98,605,000	
		日本高速道路保有・債務返済機構債券　政府保証債第３８８回	100,000,000	66,037,000	
		日本高速道路保有・債務返済機構債券　政府保証債第３９１回	113,000,000	109,188,510	
		日本高速道路保有・債務返済機構債券　政府保証債第３９８回	100,000,000	66,604,000	
		日本高速道路保有・債務返済機構債券　政府保証債第４４９回	500,000,000	494,655,000	
		日本高速道路保有・債務返済機構債券　政府保証債第４５３回	200,000,000	196,906,000	
		日本高速道路保有・債務返済機構債券　政府保証債第４６３回	500,000,000	471,815,000	
		日本高速道路保有・債務返済機構債券　政府保証債第４７３回	500,000,000	490,795,000	
		日本高速道路保有・債務返済機構債券　政府保証債第４７５回	200,000,000	193,472,000	
		日本高速道路保有・債務返済機構承継　財投機関債第９回	100,000,000	114,054,000	
		日本高速道路保有・債務返済機構承継　財投機関債第２８回	500,000,000	573,200,000	
		日本高速道路保有・債務返済機構承継　財投機関債第３３回	100,000,000	115,336,000	
		公営企業債券　３０年第４回財投機関債	300,000,000	348,915,000	
		地方公営企業等金融機構債券（２０年）　第１回	100,000,000	106,203,000	
		地方公共団体金融機構債券（２０年）　第１回	300,000,000	322,845,000	
		地方公共団体金融機構債券　２０年第４回	100,000,000	107,492,000	
		地方公共団体金融機構債券　Ｆ１６回	100,000,000	103,951,000	
		地方公共団体金融機構債券　２０年第６回	300,000,000	325,107,000	
		地方公共団体金融機構債券　２０年第７回	400,000,000	432,904,000	
		地方公共団体金融機構債券（２０年）　第１０回	300,000,000	317,421,000	
		地方公共団体金融機構債券（２０年）　第１９回	200,000,000	213,036,000	
		地方公共団体金融機構債券（２０年）　第２０回	100,000,000	106,233,000	
		地方公共団体金融機構債券　Ｆ９６回	300,000,000	308,238,000	
		地方公共団体金融機構債券　Ｆ１２２回	100,000,000	102,671,000	
		地方公共団体金融機構債券　Ｆ１２４回	100,000,000	102,654,000	

		地方公共団体金融機構債券（２０年）　第２４回	200,000,000	210,938,000	
		地方公共団体金融機構債券　Ｆ１４３回	300,000,000	307,827,000	
		地方公共団体金融機構債券　Ｆ１４７回	100,000,000	102,180,000	
		地方公共団体金融機構債券　Ｆ１６０回	100,000,000	101,762,000	
		地方公共団体金融機構債券（２０年）　第２９回	100,000,000	105,458,000	
		地方公共団体金融機構債券（２０年）　第３２回	100,000,000	104,428,000	
		地方公共団体金融機構債券（１５年）　第２回	200,000,000	204,380,000	
		地方公共団体金融機構債券（２０年）　第３７回	200,000,000	206,194,000	
		地方公共団体金融機構債券（２０年）　第３８回	300,000,000	307,410,000	
		地方公共団体金融機構債券　Ｆ２４０回	300,000,000	305,373,000	
		地方公共団体金融機構債券　Ｆ２４３回	300,000,000	306,825,000	
		地方公共団体金融機構債券　Ｆ２４８回	100,000,000	100,929,000	
		地方公共団体金融機構債券（２０年）　第３９回	200,000,000	203,560,000	
		地方公共団体金融機構債券（２０年）　第４０回	100,000,000	101,247,000	
		地方公共団体金融機構債券（２０年）　第４３回	100,000,000	98,637,000	
		地方公共団体金融機構債券（２０年）　第４４回	200,000,000	199,484,000	
		政保　地方公共団体金融機構債券第７５回	124,000,000	124,280,240	
		政保　地方公共団体金融機構債券第７６回	141,000,000	141,287,640	
		政保　地方公共団体金融機構債券第７７回	121,000,000	121,182,710	
		地方公共団体金融機構債券　第７７回	100,000,000	100,183,000	
		政保　地方公共団体金融機構債券第７８回	616,000,000	616,843,920	
		地方公共団体金融機構債券　Ｆ３０８回	200,000,000	193,306,000	
		地方公共団体金融機構債券　第７９回	400,000,000	400,648,000	
		政保　地方公共団体金融機構債券第８０回	300,000,000	300,045,000	
		政保　地方公共団体金融機構債券第８３回	116,000,000	115,313,280	

		地方公共団体金融機構債券　第８４回	100,000,000	99,326,000	
		政保　地方公共団体金融機構債券第８５回	100,000,000	99,288,000	
		地方公共団体金融機構債券（２０年）　第５３回	200,000,000	172,398,000	
		政保　地方公共団体金融機構債券第９１回	300,000,000	297,729,000	
		地方公共団体金融機構債券（２０年）　第５８回	100,000,000	91,137,000	
		政保　地方公共団体金融機構債券第９５回	137,000,000	135,938,250	
		地方公共団体金融機構債券　第９５回	200,000,000	198,324,000	
		政保　地方公共団体金融機構債券第９７回	300,000,000	297,324,000	
		政保　地方公共団体金融機構債券第９８回	122,000,000	120,977,640	
		政保　地方公共団体金融機構債券第１００回	108,000,000	106,764,480	
		地方公共団体金融機構債券　第１０１回	400,000,000	396,064,000	
		政保　地方公共団体金融機構債券第１０８回	157,000,000	154,751,760	
		地方公共団体金融機構債券　第６７回	100,000,000	87,212,000	
		政保　地方公共団体金融機構債券第１１０回	100,000,000	98,389,000	
		政保　地方公共団体金融機構債券第１１３回	110,000,000	108,392,900	
		政保　地方公共団体金融機構債券第１１９回	116,000,000	112,791,440	
		政保　地方公共団体金融機構債券第１２０回	103,000,000	99,688,550	
		政保　地方公共団体金融機構債券第１２１回	100,000,000	96,599,000	
		地方公共団体金融機構債券　２回	100,000,000	58,992,000	
		地方公共団体金融機構債券　１２回	200,000,000	140,630,000	
		地方公共団体金融機構債券　第１６６回	200,000,000	194,874,000	
		地方公共団体金融機構債券　第１７１回	100,000,000	97,241,000	
		公営企業債券（２０年）　第１９回財投機関債	100,000,000	104,671,000	
		公営企業債券（２０年）　第２０回財投機関債	100,000,000	104,781,000	
		公営企業債券（２０年）　第２３回財投機関債	200,000,000	211,348,000	
		公営企業債券（２０年）　第２４回	100,000,000	106,435,000	

		財投機関債			
		公営企業債券（２０年）　第２５回財投機関債	100,000,000	107,459,000	
		首都高速道路　第２８回	200,000,000	197,998,000	
		首都高速道路　第３３回	300,000,000	297,438,000	
		阪神高速道路　第２５回	100,000,000	99,281,000	
		日本政策金融公庫債券　政府保証第４７回	100,000,000	98,850,000	
		日本政策金融公庫債券　政府保証第５５回	108,000,000	105,391,800	
		日本政策金融公庫債券　政府保証第６３回	270,000,000	258,373,800	
		都市再生債券　財投機関債第９３回	100,000,000	101,836,000	
		都市再生債券　財投機関債第９７回	100,000,000	101,467,000	
		都市再生債券　財投機関債第１０１回	100,000,000	101,037,000	
		都市再生債券　財投機関債第１０９回	100,000,000	100,818,000	
		都市再生債券　財投機関債第１１３回	300,000,000	300,804,000	
		都市再生債券　財投機関債第１２１回	200,000,000	195,242,000	
		都市再生債券　財投機関債第１２７回	200,000,000	198,238,000	
		都市再生債券　財投機関債第１４１回	100,000,000	88,392,000	
		都市再生債券　財投機関債第１５５回	100,000,000	64,400,000	
		都市再生債券　財投機関債第１６６回	100,000,000	62,534,000	
		都市再生債券　財投機関債第１７０回	100,000,000	80,816,000	
		都市再生債券　財投機関債第１９１回	100,000,000	86,673,000	
		民間都市開発推進機構　政府保証第１７回	400,000,000	398,772,000	
		民間都市開発推進機構　政府保証第２０回	113,600,000	112,094,800	
		関西国際空港債券　政府保証第５４回	400,000,000	429,344,000	
		福祉医療機構債券　第５０回財投機関債	300,000,000	297,279,000	
		住宅金融支援機構債券　財投機関債第３回	400,000,000	419,024,000	
		住宅金融支援機構債券　財投機関債第６回	200,000,000	211,418,000	
		住宅金融支援機構債券　財投機関債第４９回	100,000,000	107,742,000	

		住宅金融支援機構債券　財投機関債第５９回	100,000,000	106,975,000	
		住宅金融支援機構債券　財投機関債第７５回	100,000,000	107,981,000	
		住宅金融支援機構債券　財投機関債第７７回	900,000,000	922,743,000	
		住宅金融支援機構債券　財投機関債第７８回	100,000,000	107,855,000	
		住宅金融支援機構債券　財投機関債第８１回	100,000,000	107,010,000	
		住宅金融支援機構債券　財投機関債第８５回	200,000,000	212,832,000	
		住宅金融支援機構債券　財投機関債第９０回	200,000,000	205,450,000	
		住宅金融支援機構債券　財投機関債第９４回	100,000,000	106,775,000	
		住宅金融支援機構債券　財投機関債第１１１回	100,000,000	102,602,000	
		住宅金融支援機構債券　財投機関債第１１２回	100,000,000	105,704,000	
		住宅金融支援機構債券　財投機関債第１１５回	100,000,000	106,269,000	
		住宅金融支援機構債券　財投機関債第１１９回	100,000,000	102,843,000	
		住宅金融支援機構債券　財投機関債第１２０回	100,000,000	106,436,000	
		住宅金融支援機構債券　財投機関債第１２３回	300,000,000	318,477,000	
		住宅金融支援機構債券　財投機関債第１２８回	100,000,000	105,642,000	
		住宅金融支援機構債券　財投機関債第１３２回	200,000,000	203,688,000	
		住宅金融支援機構債券　財投機関債第１３４回	100,000,000	102,681,000	
		住宅金融支援機構債券　財投機関債第１３７回	200,000,000	205,428,000	
		住宅金融支援機構債券　財投機関債第１４３回	100,000,000	102,285,000	
		住宅金融支援機構債券　財投機関債第１６２回	100,000,000	99,752,000	
		住宅金融支援機構債券　財投機関債第１７７回	450,000,000	450,652,500	
		住宅金融支援機構債券　財投機関債第１８８回	300,000,000	297,945,000	
		住宅金融支援機構債券　財投機関債第１９５回	100,000,000	88,717,000	
		住宅金融支援機構債券　財投機関債第１９８回	300,000,000	297,579,000	
		住宅金融支援機構債券　財投機関債第２０３回	100,000,000	99,288,000	

		住宅金融支援機構債券　財投機関債第２０８回	200,000,000	198,262,000	
		住宅金融支援機構債券　財投機関債第２１３回	100,000,000	99,192,000	
		住宅金融支援機構債券　財投機関債第２２２回	200,000,000	197,698,000	
		住宅金融支援機構債券　財投機関債第２２３回	100,000,000	94,962,000	
		住宅金融支援機構債券　財投機関債第２２７回	100,000,000	98,898,000	
		住宅金融支援機構債券　財投機関債第２４４回	130,000,000	128,103,300	
		住宅金融支援機構債券　財投機関債第２７７回	100,000,000	68,462,000	
		住宅金融支援機構債券　財投機関債第３０１回	300,000,000	298,479,000	
		住宅金融支援機構債券　財投機関債第３０６回	200,000,000	178,384,000	
		住宅金融支援機構債券　政府保証第２９回	200,000,000	195,926,000	
		成田国際空港　第１９回	100,000,000	99,690,000	
		成田国際空港　第３９回	300,000,000	267,336,000	
		商工債券　利付第８４５回い号	300,000,000	298,794,000	
		商工債券　利付第８５２回い号	100,000,000	99,063,000	
		商工債券　利付第８５４回い号	400,000,000	395,728,000	
		商工債券　利付第８５６回い号	200,000,000	197,676,000	
		商工債券　利付第８６２回い号	100,000,000	98,800,000	
		商工債券　利付第８６８回い号	100,000,000	98,523,000	
		商工債券　利付第８７１回い号	100,000,000	98,634,000	
		商工債券　利付第８７２回い号	100,000,000	98,917,000	
		商工債券　利付第８７６回い号	400,000,000	394,612,000	
		商工債券　利付第８７８回い号	200,000,000	196,916,000	
		商工債券　利付第８７９回い号	400,000,000	394,360,000	
		商工債券　利付第８８３回い号	200,000,000	197,880,000	
		商工債券　利付第８８５回い号	300,000,000	296,643,000	
		しんきん中金債券　利付第３７４回	300,000,000	298,134,000	
		しんきん中金債券　利付第３７７回	100,000,000	99,192,000	
		しんきん中金債券　利付第３７９回	400,000,000	396,324,000	
		しんきん中金債券　利付第３８０回	100,000,000	99,012,000	
		しんきん中金債券　利付第３８７回	100,000,000	98,821,000	
		しんきん中金債券　利付第４００回	100,000,000	99,067,000	

		しんきん中金債券　利付第４０１回	300,000,000	296,802,000	
		しんきん中金債券　利付第４０２回	100,000,000	98,645,000	
		しんきん中金債券　利付第４０３回	100,000,000	98,439,000	
		しんきん中金債券　利付第４０７回	300,000,000	297,006,000	
		しんきん中金債券　利付第４１２回	100,000,000	98,901,000	
		商工債券　利付（３年）第２７４回	200,000,000	199,052,000	
		商工債券　利付（３年）第２８９回	100,000,000	99,348,000	
		商工債券　利付（１０年）第１５回	200,000,000	200,096,000	
		商工債券　利付（１０年）第１６回	100,000,000	99,948,000	
		商工債券　利付（１０年）第４１回	300,000,000	281,946,000	
		国際協力機構債券　第６回財投機関債	200,000,000	215,942,000	
		国際協力機構債券　第１５回財投機関債	100,000,000	105,574,000	
		国際協力機構債券　第２５回財投機関債	100,000,000	102,862,000	
		国際協力機構債券　第３２回財投機関債	100,000,000	98,610,000	
		国際協力機構債券　第３５回財投機関債	100,000,000	99,246,000	
		国際協力機構債券　第４０回財投機関債	100,000,000	99,107,000	
		国際協力機構債券　第６８回財投機関債	100,000,000	95,457,000	
		東日本高速道路　第５７回	100,000,000	99,266,000	
		東日本高速道路　第６１回	200,000,000	193,826,000	
		東日本高速道路　第６４回	100,000,000	96,672,000	
		東日本高速道路　第６９回	100,000,000	96,750,000	
		東日本高速道路　第８３回	200,000,000	198,298,000	
		東日本高速道路　第８６回	400,000,000	395,452,000	
		東日本高速道路　第８９回	130,000,000	128,521,900	
		東日本高速道路　第９５回	850,000,000	842,163,000	
		中日本高速道路　第６３回	100,000,000	100,252,000	
		中日本高速道路　第８６回	500,000,000	497,190,000	
		中日本高速道路　第８９回	100,000,000	99,179,000	
		中日本高速道路　第９０回	300,000,000	297,282,000	
		中日本高速道路　第９１回	200,000,000	198,000,000	
		中日本高速道路　第９３回	200,000,000	197,854,000	
		中日本高速道路　第９６回	200,000,000	198,970,000	
		中日本高速道路　第９７回	200,000,000	200,192,000	

		中日本高速道路　第９８回	300,000,000	298,914,000	
		中日本高速道路　第１０１回	500,000,000	495,435,000	
		西日本高速道路　第２９回	200,000,000	199,612,000	
		西日本高速道路　第３０回	300,000,000	298,278,000	
		西日本高速道路　第３４回	300,000,000	298,569,000	
		西日本高速道路　第６１回	300,000,000	297,387,000	
		西日本高速道路　第６２回	1,100,000,000	1,088,989,000	
		西日本高速道路　第６４回	200,000,000	197,998,000	
		西日本高速道路　第６９回	200,000,000	198,128,000	
		西日本高速道路　第７７回	200,000,000	198,090,000	
		鉄道建設・運輸施設整備支援機構債券　財投機関債第６９回	200,000,000	204,128,000	
		鉄道建設・運輸施設整備支援機構債券　財投機関債第９０回	300,000,000	286,404,000	
		鉄道建設・運輸施設整備支援機構債券　財投機関債第１３５回	300,000,000	289,251,000	
		貸付債権担保第２５回住宅金融支援機構債券	14,134,000	14,639,149	
		貸付債権担保第２８回住宅金融支援機構債券	49,242,000	50,944,788	
		貸付債権担保第４２回住宅金融支援機構債券	43,532,000	44,518,870	
		貸付債権担保第４５回住宅金融支援機構債券	51,114,000	52,688,822	
		貸付債権担保第５２回住宅金融支援機構債券	37,880,000	38,794,802	
		貸付債権担保第２４回住宅金融支援機構債券	25,264,000	25,980,739	
		貸付債権担保第４８回住宅金融支援機構債券	47,385,000	48,875,258	
		貸付債権担保第４０回住宅金融支援機構債券	54,795,000	55,854,187	
		貸付債権担保第６２回住宅金融支援機構債券	83,418,000	84,289,718	
		貸付債権担保第６０回住宅金融支援機構債券	72,585,000	73,880,642	
		貸付債権担保第６１回住宅金融支援機構債券	49,156,000	49,860,897	
		貸付債権担保第５１回住宅金融支援機構債券	17,648,000	18,131,202	
		貸付債権担保第４３回住宅金融支援機構債券	43,358,000	44,601,073	
		貸付債権担保第７９回住宅金融支援機構債券	28,688,000	28,757,424	
		貸付債権担保第８１回住宅金融支援機構債券	63,486,000	63,527,900	

		貸付債権担保第７２回住宅金融支援機構債券	137,215,000	137,794,047	
		貸付債権担保第７０回住宅金融支援機構債券	85,602,000	86,607,823	
		貸付債権担保第３３回住宅金融支援機構債券	18,003,000	18,631,484	
		貸付債権担保第３４回住宅金融支援機構債券	18,436,000	19,064,851	
		貸付債権担保第３５回住宅金融支援機構債券	17,486,000	18,099,059	
		貸付債権担保第４６回住宅金融支援機構債券	16,644,000	17,172,613	
		貸付債権担保第５５回住宅金融支援機構債券	47,222,000	48,247,189	
		貸付債権担保第５６回住宅金融支援機構債券	67,218,000	68,702,845	
		貸付債権担保第５７回住宅金融支援機構債券	22,606,000	23,122,094	
		貸付債権担保第７６回住宅金融支援機構債券	53,950,000	54,523,488	
		貸付債権担保第２３回住宅金融支援機構債券	52,048,000	53,434,558	
		貸付債権担保第３２回住宅金融支援機構債券	51,291,000	52,848,707	
		貸付債権担保第３８回住宅金融支援機構債券	56,586,000	58,158,524	
		貸付債権担保第３９回住宅金融支援機構債券	91,115,000	93,338,206	
		貸付債権担保第５０回住宅金融支援機構債券	167,380,000	171,934,409	
		貸付債権担保第５８回住宅金融支援機構債券	50,424,000	51,479,374	
		貸付債権担保第６４回住宅金融支援機構債券	90,006,000	90,536,135	
		貸付債権担保第７１回住宅金融支援機構債券	80,820,000	81,156,211	
		貸付債権担保第７３回住宅金融支援機構債券	64,776,000	65,496,309	
		貸付債権担保第７５回住宅金融支援機構債券	53,816,000	54,501,615	
		貸付債権担保第８３回住宅金融支援機構債券	136,900,000	136,444,123	
		貸付債権担保第８４回住宅金融支援機構債券	234,346,000	233,401,585	
		貸付債権担保第８８回住宅金融支援機構債券	36,871,000	36,438,503	
		貸付債権担保第８９回住宅金融支援機構債券	37,457,000	37,038,605	
		貸付債権担保第９０回住宅金融支援機構債券	38,581,000	37,998,426	

		貸付債権担保第９２回住宅金融支援機構債券	81,954,000	79,887,939	
		貸付債権担保第９３回住宅金融支援機構債券	87,838,000	84,666,169	
		貸付債権担保第９４回住宅金融支援機構債券	46,262,000	45,128,581	
		貸付債権担保第９６回住宅金融支援機構債券	49,362,000	47,862,876	
		貸付債権担保第９７回住宅金融支援機構債券	145,614,000	141,940,158	
		貸付債権担保第９８回住宅金融支援機構債券	152,220,000	148,708,284	
		貸付債権担保第９９回住宅金融支援機構債券	102,532,000	99,908,206	
		貸付債権担保第１００回住宅金融支援機構債券	50,162,000	48,762,480	
		貸付債権担保第１０１回住宅金融支援機構債券	51,020,000	49,755,214	
		貸付債権担保第１０７回住宅金融支援機構債券	233,968,000	220,592,049	
		貸付債権担保第１０８回住宅金融支援機構債券	300,845,000	281,350,244	
		貸付債権担保第１１５回住宅金融支援機構債券	196,641,000	184,227,053	
		貸付債権担保第１１６回住宅金融支援機構債券	131,910,000	124,244,709	
		貸付債権担保第１１７回住宅金融支援機構債券	132,596,000	124,512,947	
		貸付債権担保第１１８回住宅金融支援機構債券	65,798,000	61,899,468	
		貸付債権担保第１１９回住宅金融支援機構債券	132,554,000	124,530,506	
		貸付債権担保第１２０回住宅金融支援機構債券	66,529,000	62,152,722	
		貸付債権担保第１２１回住宅金融支援機構債券	67,218,000	62,858,240	
		貸付債権担保第１２３回住宅金融支援機構債券	68,711,000	64,290,134	
		貸付債権担保第１２５回住宅金融支援機構債券	271,760,000	253,432,505	
		貸付債権担保第１２６回住宅金融支援機構債券	206,490,000	192,510,627	
		貸付債権担保第１２８回住宅金融支援機構債券	137,540,000	128,137,765	
		貸付債権担保第１２９回住宅金融支援機構債券	141,220,000	131,697,535	
		貸付債権担保第１３４回住宅金融支援機構債券	143,286,000	132,581,102	
		貸付債権担保第１３５回住宅金融支援機構債券	71,693,000	66,321,760	

		貸付債権担保第１３６回住宅金融支援機構債券	72,542,000	67,345,816	
		貸付債権担保第１４０回住宅金融支援機構債券	72,328,000	66,724,749	
		貸付債権担保第１４２回住宅金融支援機構債券	224,649,000	206,014,365	
		貸付債権担保第１４４回住宅金融支援機構債券	222,780,000	204,280,348	
		貸付債権担保第１４５回住宅金融支援機構債券	227,676,000	208,161,890	
		貸付債権担保第１５０回住宅金融支援機構債券	395,290,000	357,859,989	
		貸付債権担保第１５２回住宅金融支援機構債券	159,664,000	145,843,484	
		貸付債権担保第１５４回住宅金融支援機構債券	162,060,000	147,481,082	
		貸付債権担保第１５８回住宅金融支援機構債券	162,404,000	148,226,130	
		貸付債権担保第１６２回住宅金融支援機構債券	252,066,000	229,813,613	
		貸付債権担保第１６４回住宅金融支援機構債券	256,494,000	232,999,149	
		貸付債権担保第１６５回住宅金融支援機構債券	169,552,000	154,527,997	
		貸付債権担保第１６６回住宅金融支援機構債券	256,110,000	234,412,360	
		貸付債権担保第１６７回住宅金融支援機構債券	170,146,000	155,624,038	
		貸付債権担保第１６８回住宅金融支援機構債券	169,988,000	155,282,338	
		貸付債権担保第１６９回住宅金融支援機構債券	259,764,000	236,891,779	
		貸付債権担保第１７０回住宅金融支援機構債券	432,780,000	394,184,679	
		貸付債権担保第１７４回住宅金融支援機構債券	265,233,000	241,709,485	
		貸付債権担保第１７５回住宅金融支援機構債券	268,155,000	243,798,481	
		貸付債権担保第１７６回住宅金融支援機構債券	266,817,000	241,429,362	
		貸付債権担保第１７７回住宅金融支援機構債券	178,316,000	162,435,177	
		貸付債権担保第１７８回住宅金融支援機構債券	267,057,000	245,310,548	
		貸付債権担保第１７９回住宅金融支援機構債券	268,860,000	246,106,378	
		貸付債権担保第１８０回住宅金融支援機構債券	179,544,000	165,250,502	
		貸付債権担保第１８３回住宅金融支援機構債券	547,074,000	503,247,901	

		貸付債権担保第１８５回住宅金融支援機構債券	276,714,000	255,600,721	
		貸付債権担保第１８６回住宅金融支援機構債券	185,724,000	174,430,123	
		貸付債権担保第１９５回住宅金融支援機構債券	193,740,000	185,726,913	
		貸付債権担保第１９７回住宅金融支援機構債券	291,357,000	283,027,103	
		貸付債権担保第１９８回住宅金融支援機構債券	194,592,000	190,752,699	
		貸付債権担保第１９９回住宅金融支援機構債券	389,528,000	379,552,187	
		貸付債権担保第２００回住宅金融支援機構債券	490,385,000	475,845,084	
		貸付債権担保第２０２回住宅金融支援機構債券	296,763,000	289,616,946	
		貸付債権担保第２０３回住宅金融支援機構債券	496,150,000	486,023,578	
		貸付債権担保第２０５回住宅金融支援機構債券	200,000,000	199,126,000	
	小計	銘柄数：408 組入時価比率：6.7%	76,980,109,000	76,176,020,391 6.7%	
	合計			76,176,020,391	
社債券	日本円	フランス相互信用連合銀行（ＢＦＣＭ）　第３１回円貨社債	100,000,000	95,652,000	
		フランス相互信用連合銀行（ＢＦＣＭ）　第４２回円貨社債	200,000,000	200,558,000	
		ビー・ピー・シー・イー・エス・エー　第１４回円貨社債	100,000,000	99,160,000	
		ビー・ピー・シー・イー・エス・エー　第２５回非上位円貨社債	200,000,000	196,892,000	
		ビー・ピー・シー・イー・エス・エー　第２９回非上位円貨社債	100,000,000	100,132,000	
		ビー・ピー・シー・イー・エス・エー　第３６回円貨社債	100,000,000	99,902,000	
		ビー・ピー・シー・イー・エス・エー　第３７回円貨社債	100,000,000	99,840,000	
		クレディ・アグリコル・エス・エー第１６回円貨社債（２０１８	100,000,000	97,846,000	
		クレディ・アグリコル・エス・エー第２２回円貨社債（２０２４	200,000,000	199,370,000	
		クレディ・アグリコル・エス・エー第２６回円貨社債（２０２４	100,000,000	99,989,000	
		ザ・ホンコン・アンド・シャンハイ・バンキング　第４回円貨社債	100,000,000	99,769,000	
		エイチエスビーシー・ホールディングス・ピーエルシー　第３回円	100,000,000	99,983,000	
		ロイズ・バンキング・グループ・ピーエルシー　第７回円貨社債	100,000,000	97,682,000	

		フランス電力　第４回円貨社債（２０１７）	100,000,000	99,976,000	
		ビー・エヌ・ピー・パリバ　第８回円貨社債	200,000,000	199,428,000	
		ＩＮＰＥＸ　第１回社債間限定同順位特約付	500,000,000	495,915,000	
		清水建設　第３４回社債間限定同順位特約付	100,000,000	97,890,000	
		長谷工コーポレーション　第１４回社債間限定同順位特約付	200,000,000	192,674,000	
		戸田建設　第５回社債間限定同順位特約付	100,000,000	95,987,000	
		五洋建設　第７回社債間限定同順位特約付	100,000,000	98,773,000	
		大和ハウス工業　第９回社債間限定同順位特約付	100,000,000	88,484,000	
		大和ハウス工業　第２５回特定社債間限定同順位特約付	300,000,000	283,548,000	
		大和ハウス工業　第２６回特定社債間限定同順位特約付	100,000,000	79,731,000	
		大和ハウス工業　第２９回特定社債間限定同順位特約付	100,000,000	99,753,000	
		森永乳業　第２０回社債間限定同順位特約付	100,000,000	100,091,000	
		明治ホールディングス　第１０回社債間限定同順位特約付	200,000,000	198,232,000	
		アサヒグループホールディングス第１６回特定社債間限定同順位	300,000,000	297,813,000	
		アサヒグループホールディングス第２３回特定社債間限定同順位	100,000,000	97,139,000	
		コカ・コーラボトラーズジャパン第２回社債間限定同順位特約付	100,000,000	99,034,000	
		コカ・コーラボトラーズジャパン第３回社債間限定同順位特約付	100,000,000	96,672,000	
		ニチレイ　第２４回社債間限定同順位特約付	100,000,000	99,766,000	
		日本たばこ産業　第１３回	100,000,000	98,091,000	
		ヒューリック　第１４回社債間限定同順位特約付	100,000,000	99,507,000	
		三越伊勢丹ホールディングス　第６回社債間限定同順位特約付	100,000,000	98,684,000	
		野村不動産ホールディングス　第１５回	100,000,000	94,778,000	
		森ヒルズリート投資法人　第１７回特定投資法人債間限定同順位特	200,000,000	198,038,000	
		森ビル　第２３回社債間限定同順位特約付	100,000,000	85,980,000	
		東急不動産ホールディングス　第２０回社債間限定同順位特約付	100,000,000	96,758,000	

		東急不動産ホールディングス　第２１回社債間限定同順位特約付	100,000,000	83,458,000	
		東急不動産ホールディングス　第２９回社債間限定同順位特約付	100,000,000	98,503,000	
		セブン＆アイ・ホールディングス第１４回社債間限定同順位特約	600,000,000	597,348,000	
		セブン＆アイ・ホールディングス第１５回社債間限定同順位特約	200,000,000	197,048,000	
		東レ　第３０回社債間限定同順位特約付	100,000,000	99,123,000	
		東レ　第３３回社債間限定同順位特約付	100,000,000	98,309,000	
		旭化成　第１２回社債間限定同順位特約付	100,000,000	96,313,000	
		旭化成　第２５回社債間限定同順位特約付	100,000,000	98,115,000	
		日本土地建物　第４回社債間限定同順位特約付	200,000,000	195,576,000	
		王子ホールディングス　第３４回社債間限定同順位特約付	100,000,000	98,696,000	
		王子ホールディングス　第４２回社債間限定同順位特約付	600,000,000	594,576,000	
		日本製紙　第１５回社債間限定同順位特約付	100,000,000	89,794,000	
		大王製紙　第２１回社債間限定同順位特約付	100,000,000	99,827,000	
		レゾナックホールディングス　第３回社債間限定同順位特約付	100,000,000	96,986,000	
		レゾナックホールディングス　第３５回社債間限定同順位特約付	100,000,000	92,304,000	
		住友化学　第５２回社債間限定同順位特約付	100,000,000	85,255,000	
		住友化学　第５６回社債間限定同順位特約付	100,000,000	98,146,000	
		住友化学　第６０回社債間限定同順位特約付	100,000,000	80,104,000	
		住友化学　第６１回社債間限定同順位特約付	100,000,000	96,378,000	
		住友化学　第６５回社債間限定同順位特約付	100,000,000	72,350,000	
		イビデン　第１２回社債間限定同順位特約付	100,000,000	98,828,000	
		日本酸素ホールディングス　第４回社債間限定同順位特約付	100,000,000	98,993,000	
		日本酸素ホールディングス　第５回社債間限定同順位特約付	100,000,000	96,553,000	
		三菱瓦斯化学　第２４回社債間限定同順位特約付	100,000,000	99,062,000	
		三井化学　第４８回社債間限定同順位特約付	100,000,000	98,349,000	

		三井化学　第５８回社債間限定同順位特約付	100,000,000	99,051,000	
		ＪＳＲ　第９回社債間限定同順位特約付	100,000,000	98,728,000	
		三菱ケミカルホールディングス　第２９回社債間限定同順位特約付	100,000,000	96,664,000	
		三菱ケミカルホールディングス　第３３回社債間限定同順位特約付	200,000,000	191,066,000	
		三菱ケミカルホールディングス　第３７回社債間限定同順位特約付	100,000,000	80,204,000	
		ダイセル　第１７回社債間限定同順位特約付	100,000,000	95,902,000	
		ＵＢＥ株式会社　第２１回社債間限定同順位特約付	100,000,000	98,727,000	
		電通　第３回社債間限定同順位特約付	100,000,000	98,147,000	
		電通　第６回社債間限定同順位特約付	300,000,000	290,928,000	
		武田薬品工業　第１６回社債間限定同順位特約付	300,000,000	281,478,000	
		アステラス製薬　第１回無担保社債間限定	100,000,000	99,691,000	
		アステラス製薬　第３回無担保社債間限定	100,000,000	99,451,000	
		アステラス製薬　第４回無担保社債間限定	100,000,000	98,910,000	
		テルモ　第１０回社債間限定同順位特約付	100,000,000	99,787,000	
		オリエンタルランド　第１６回社債間限定同順位特約付	100,000,000	99,645,000	
		オリエンタルランド　第１８回社債間限定同順位特約付	200,000,000	190,980,000	
		ヤフー　第１２回社債間限定同順位特約付	200,000,000	197,218,000	
		楽天　第１３回社債間限定同順位特約付	100,000,000	82,114,000	
		コニカミノルタホールディングス　第９回社債間限定同順位特約付	100,000,000	99,289,000	
		出光興産　第１４回社債間限定同順位特約付	100,000,000	93,996,000	
		ＪＸホールディングス　第１３回社債間限定同順位特約付	100,000,000	99,270,000	
		コスモエネルギーホールディングス　第１回社債間限定同順位特約	100,000,000	98,771,000	
		ＴＯＹＯ　ＴＩＲＥ　第４回社債間限定同順位特約付	100,000,000	96,669,000	
		ブリヂストン　第１１回社債間限定同順位特約付	100,000,000	98,949,000	
		住友理工　第７回社債間限定同順位特約付	100,000,000	99,224,000	

		ＡＧＣ　第２回社債間限定同順位特約付	100,000,000	95,805,000	
		太平洋セメント　第２７回社債間限定同順位特約付	100,000,000	97,853,000	
		日本碍子　第７回社債間限定同順位特約付	100,000,000	96,448,000	
		新日鐵住金　第９回社債間限定同順位特約付	300,000,000	294,135,000	
		ジェイ　エフ　イー　ホールディングス　第２８回社債間限定同順	100,000,000	99,338,000	
		三菱マテリアル　第３６回社債間限定同順位特約付	100,000,000	97,644,000	
		住友金属鉱山　第３３回社債間限定同順位特約付	200,000,000	197,594,000	
		住友金属鉱山　第３５回社債間限定同順位特約付	100,000,000	98,101,000	
		住友電気工業　第２６回社債間限定同順位特約付	200,000,000	197,974,000	
		ＬＩＸＩＬグループ　第１６回社債間限定同順位特約付	100,000,000	94,739,000	
		ＹＫＫ　第１３回社債間限定同順位特約付	100,000,000	98,446,000	
		住友重機械工業　第８回社債間限定同順位特約付	100,000,000	98,565,000	
		日立建機　第２０回社債間限定同順位特約付	100,000,000	94,151,000	
		荏原製作所　第１０回社債間限定同順位特約付	100,000,000	99,455,000	
		ダイキン工業　第３０回社債間限定同順位特約付	100,000,000	97,607,000	
		タダノ　第７回社債間限定同順位特約付	100,000,000	95,309,000	
		セガサミーホールディングス　第５回社債間限定同順位特約付	100,000,000	95,722,000	
		日本精工　第５５回社債間限定同順位特約付	100,000,000	99,522,000	
		ジェイテクト　第１１回社債間限定同順位特約付	100,000,000	96,782,000	
		日立製作所　第１７回社債間限定同順位特約付	200,000,000	204,656,000	
		日立製作所　第２３回社債間限定同順位特約付	100,000,000	97,835,000	
		富士電機　第３２回特定社債間限定同順位特約付	100,000,000	99,877,000	
		日本電気　第６３回社債間限定同順位特約付	100,000,000	94,196,000	
		セイコーエプソン　第１５回社債間限定同順位特約付	100,000,000	99,232,000	
		パナソニック　第１７回社債間限定同順位特約付	200,000,000	199,034,000	

		パナソニック　第２１回社債間限定同順位特約付	100,000,000	99,422,000	
		パナソニック　第２２回社債間限定同順位特約付	200,000,000	196,072,000	
		パナソニック　第２３回社債間限定同順位特約付	200,000,000	190,442,000	
		パナソニック　第２４回社債間限定同順位特約付	100,000,000	99,069,000	
		パナソニック　第２６回社債間限定同順位特約付	100,000,000	99,011,000	
		ソニー　第３９回	100,000,000	99,394,000	
		ソニー　第４０回	100,000,000	98,995,000	
		ソニー　第４１回	100,000,000	96,935,000	
		ＴＤＫ　第７回社債間限定同順位特約付	100,000,000	96,006,000	
		東海理化電機製作所　第１回社債間限定同順位特約付	100,000,000	98,619,000	
		三菱重工業　第３５回社債間限定同順位特約付	100,000,000	98,866,000	
		三菱重工業　第３８回社債間限定同順位特約付（第２回グリーンボ	300,000,000	296,613,000	
		ＩＨＩ　第４７回社債間限定同順位特約付	100,000,000	99,716,000	
		ＩＨＩ　第５０回社債間限定同順位特約付	100,000,000	93,178,000	
		ＪＡ三井リース　第１４回社債間限定同順位特約付	100,000,000	96,011,000	
		三井住友トラスト・パナソニックファイナンス　第９回社債間限定	100,000,000	99,615,000	
		いすゞ自動車　第３１回社債間限定同順位特約付	100,000,000	98,196,000	
		いすゞ自動車　第３２回社債間限定同順位特約付	100,000,000	98,788,000	
		トヨタ自動車　第２６回社債間限定同順位特約付	700,000,000	694,267,000	
		トヨタ自動車　第２７回社債間限定同順位特約付	300,000,000	284,970,000	
		ＳＵＢＡＲＵ　第８回社債間限定同順位特約付	100,000,000	98,906,000	
		楽天カード　第３回社債間限定同順位特約付	100,000,000	94,958,000	
		良品計画　第１回社債間限定同順位特約	100,000,000	99,568,000	
		ニコン　第２２回特定社債間限定同順位特約付	100,000,000	99,402,000	
		トプコン　第６回特定社債間限定同順位特約付	100,000,000	98,199,000	
		オリンパス　第２７回社債間限定同順位特約付	100,000,000	96,326,000	

		大日本印刷　第４回社債間限定同順位特約付	100,000,000	96,894,000	
		大日本印刷　第５回社債間限定同順位特約付	100,000,000	96,158,000	
		アシックス　第７回特定社債間限定同順位特約付	100,000,000	99,309,000	
		伊藤忠商事　第８０回社債間限定同順位特約付	100,000,000	97,949,000	
		丸紅　第１１３回社債間限定同順位特約付	100,000,000	95,598,000	
		丸紅　第１１８回社債間限定同順位特約付	100,000,000	97,817,000	
		豊田通商　第１８回社債間限定同順位特約付	100,000,000	100,703,000	
		豊田通商　第１９回社債間限定同順位特約付	200,000,000	201,380,000	
		三井物産　第６４回社債間限定同順位特約付	100,000,000	104,934,000	
		三井物産　第７１回社債間限定同順位特約付	100,000,000	101,677,000	
		三井物産　第７３回社債間限定同順位特約付	100,000,000	97,249,000	
		日本紙パルプ商事　第７回社債間限定同順位特約付	100,000,000	95,752,000	
		住友商事　第４９回社債間限定同順位特約付	100,000,000	101,888,000	
		住友商事　第５３回社債間限定同順位特約付	100,000,000	98,884,000	
		住友商事　第６１回社債間限定同順位特約付	100,000,000	99,605,000	
		三菱商事　第８０回担保提供制限等財務上特約無	100,000,000	103,017,000	
		三菱商事　第８３回担保提供制限等財務上特約無	100,000,000	97,671,000	
		丸井グループ　第４３回社債間限定同順位特約付	100,000,000	99,154,000	
		クレディセゾン　第６５回社債間限定同順位特約付	100,000,000	98,762,000	
		クレディセゾン　第７６回社債間限定同順位特約付	100,000,000	96,131,000	
		クレディセゾン　第９９回社債間限定同順位特約付	100,000,000	98,573,000	
		クレディセゾン　第１０２回社債間限定同順位特約付	100,000,000	99,455,000	
		クレディセゾン　第１０３回社債間限定同順位特約付	100,000,000	99,885,000	
		イオン　第２４回社債間限定同順位特約付	100,000,000	98,580,000	
		三菱ＵＦＪフィナンシャル・グループ　第７回劣後特約付	100,000,000	99,672,000	

		みずほコーポレート銀行　第８回特定社債間限定同順位特約付	100,000,000	105,163,000	
		三菱東京ＵＦＪ銀行　第２３回劣後特約付	100,000,000	107,981,000	
		三菱東京ＵＦＪ銀行　第２４回劣後特約付	100,000,000	104,634,000	
		三井住友フィナンシャルグループ第４回劣後特約付	100,000,000	99,213,000	
		三井住友信託銀行　第１８回社債間限定同順位特約付	200,000,000	198,648,000	
		セブン銀行　第１２回社債間限定同順位特約付	300,000,000	296,505,000	
		みずほ銀行　第７回劣後特約付	100,000,000	104,116,000	
		芙蓉総合リース　第３０回社債間限定同順位特約付	100,000,000	93,792,000	
		芙蓉総合リース　第４０回社債間限定同順位特約付	100,000,000	98,899,000	
		芙蓉総合リース　第４１回社債間限定同順位特約付	100,000,000	99,391,000	
		みずほリース　第２４回社債間限定同順位特約付	100,000,000	98,244,000	
		みずほリース　第７回社債間限定同順位特約付	200,000,000	196,608,000	
		みずほリース　第９回社債間限定同順位特約付	100,000,000	97,366,000	
		ＮＴＴファイナンス　第２回社債間限定同順位特約付	100,000,000	99,061,000	
		ＮＴＴファイナンス　第１６回日本電信電話保証付	200,000,000	198,942,000	
		ＮＴＴファイナンス　第１７回日本電信電話保証付	200,000,000	196,914,000	
		ＮＴＴファイナンス　第１８回日本電信電話保証付	800,000,000	771,008,000	
		ＮＴＴファイナンス　第２５回社債間限定同順位特約付	300,000,000	294,747,000	
		ＮＴＴファイナンス　第２６回社債間限定同順位特約付	100,000,000	96,258,000	
		ＮＴＴファイナンス　第３０回社債間限定同順位特約付	100,000,000	99,170,000	
		ＮＴＴファイナンス　第３２回社債間限定同順位特約付	100,000,000	100,281,000	
		ＮＴＴファイナンス　第３３回社債間限定同順位特約付	100,000,000	100,314,000	
		ＮＴＴファイナンス　第３４回社債間限定同順位特約付	200,000,000	200,626,000	
		日産フィナンシャルサービス　第５６回社債間限定同順位特約付	200,000,000	198,102,000	
		東京センチュリー　第２８回社債間限定同順位特約付	100,000,000	95,578,000	

		東京センチュリー　第３３回社債間限定同順位特約付	100,000,000	97,889,000	
		東京センチュリー　第３４回社債間限定同順位特約付	100,000,000	97,435,000	
		ホンダファイナンス　第６９回社債間限定同順位特約付	200,000,000	198,008,000	
		ホンダファイナンス　第８３回社債間限定同順位特約付	100,000,000	98,754,000	
		ホンダファイナンス　第８７回社債間限定同順位特約付	100,000,000	99,952,000	
		ＳＢＩホールディングス　第２６回社債間限定同順位特約付	200,000,000	198,002,000	
		ＳＢＩホールディングス　第３７回社債間限定同順位特約付	200,000,000	198,492,000	
		トヨタファイナンス　第８１回社債間限定同順位特約付	100,000,000	98,653,000	
		トヨタファイナンス　第９４回社債間限定同順位特約付	100,000,000	99,577,000	
		トヨタファイナンス　第９６回社債間限定同順位特約付	800,000,000	792,880,000	
		リコーリース　第２８回社債間限定同順位特約付	100,000,000	98,727,000	
		イオンフィナンシャルサービス　第１７回社債間限定同順位特約付	100,000,000	98,942,000	
		イオンフィナンシャルサービス　第２１回社債間限定同順位特約付	200,000,000	198,206,000	
		アコム　第７８回特定社債間限定同順位特約付	100,000,000	99,126,000	
		オリエントコーポレーション　第３０回社債間限定同順位特約付	100,000,000	92,730,000	
		オリエントコーポレーション　第３２回社債間限定同順位特約付	200,000,000	184,670,000	
		日立キャピタル　第６１回社債間限定同順位特約付	100,000,000	99,259,000	
		日立キャピタル　第８０回社債間限定同順位特約付	100,000,000	96,042,000	
		オリックス　第１８９回社債間限定同順位特約付	100,000,000	99,318,000	
		オリックス　第２０２回社債間限定同順位特約付	100,000,000	94,271,000	
		三井住友ファイナンス＆リース　第２７回社債間限定同順位特約付	100,000,000	98,990,000	
		三井住友ファイナンス＆リース　第４２回社債間限定同順位特約付	100,000,000	99,747,000	
		三井住友ファイナンス＆リース　第４４回社債間限定同順位特約付	100,000,000	98,061,000	
		三菱ＵＦＪリース　第５２回社債間限定同順位特約付	400,000,000	395,004,000	
		三菱ＵＦＪリース　第５６回社債間限定同順位特約付	100,000,000	98,654,000	

		三菱ＵＦＪリース　第７６回社債間限定同順位特約付	300,000,000	288,765,000	
		大和証券グループ本社　第２３回社債間限定同順位特約付	100,000,000	100,332,000	
		大和証券グループ本社　第３６回社債間限定同順位特約付	100,000,000	99,020,000	
		大和証券グループ本社　第３９回社債間限定同順位特約付	100,000,000	99,222,000	
		三井住友海上火災保険　第７回社債間限定同順位特約付	100,000,000	98,806,000	
		ＮＥＣキャピタルソリューション第１９回社債間限定同順位特約	100,000,000	98,819,000	
		三井不動産　第６０回社債間限定同順位特約付	100,000,000	98,157,000	
		三井不動産　第７１回社債間限定同順位特約付	200,000,000	192,354,000	
		三井不動産　第８３回社債間限定同順位特約付	300,000,000	286,314,000	
		三井不動産　第８４回社債間限定同順位特約付	100,000,000	97,054,000	
		三菱地所　第９３回担保提供制限等財務上特約無	200,000,000	213,798,000	
		三菱地所　第１２０回担保提供制限等財務上特約無	100,000,000	98,745,000	
		三菱地所　第１２８回社債間限定同順位特約付	100,000,000	53,605,000	
		三菱地所　第１２９回担保提供制限等財務上特約無	100,000,000	99,096,000	
		三菱地所　第１３５回担保提供制限等財務上特約無	100,000,000	94,322,000	
		東京建物　第２５回社債間限定同順位特約付	100,000,000	99,226,000	
		東京建物　第３４回社債間限定同順位特約付	100,000,000	94,188,000	
		ダイビル　第１９回特定社債間限定同順位特約付	100,000,000	82,949,000	
		京阪神ビルディング　第１３回社債間限定同順位特約付	100,000,000	88,762,000	
		住友不動産　第１０９回社債間限定同順位特約付	200,000,000	189,276,000	
		イオンモール　第２２回社債間限定同順位特約付	100,000,000	95,842,000	
		イオンモール　第２３回社債間限定同順位特約付	100,000,000	80,455,000	
		エヌ・ティ・ティ都市開発　第１５回社債間限定同順位特約付	100,000,000	101,826,000	
		日本ビルファンド投資法人　第１７回	100,000,000	84,974,000	
		ジャパンリアルエステイト投資法人第４回特定投資法人債間限定	100,000,000	102,362,000	

		日本プライムリアルティ投資法人第２７回特定投資法人債間限定	100,000,000	92,506,000	
		グローバル・ワン不動産投資法人第９回	100,000,000	98,974,000	
		野村不動産オフィスファンド投資法人　第７回特定投資法人債間限	100,000,000	106,812,000	
		東京急行電鉄　第８２回社債間限定同順位特約付	100,000,000	100,186,000	
		東京急行電鉄　第８３回社債間限定同順位特約付	200,000,000	192,074,000	
		小田急電鉄　第６８回社債間限定同順位特約付	200,000,000	201,694,000	
		小田急電鉄　第７４回社債間限定同順位特約付	100,000,000	88,846,000	
		京王電鉄　第３８回社債間限定同順位特約付	100,000,000	98,680,000	
		京成電鉄　第６３回社債間限定同順位特約付	100,000,000	95,478,000	
		東日本旅客鉄道　第４７回社債間限定同順位特約付	100,000,000	104,197,000	
		東日本旅客鉄道　第５７回社債間限定同順位特約付	200,000,000	213,796,000	
		東日本旅客鉄道　第７１回社債間限定同順位特約付	100,000,000	105,784,000	
		東日本旅客鉄道　第７３回社債間限定同順位特約付	100,000,000	107,072,000	
		東日本旅客鉄道　第８６回社債間限定同順位特約付	100,000,000	104,523,000	
		東日本旅客鉄道　第１０６回社債間限定同順位特約付	100,000,000	95,484,000	
		東日本旅客鉄道　第１０７回社債間限定同順位特約付	100,000,000	87,410,000	
		東日本旅客鉄道　第１１９回社債間限定同順位特約付	100,000,000	99,002,000	
		東日本旅客鉄道　第１３２回社債間限定同順位特約付	100,000,000	75,921,000	
		東日本旅客鉄道　第１３３回社債間限定同順位特約付	100,000,000	69,776,000	
		東日本旅客鉄道　第１４２回社債間限定同順位特約付	200,000,000	90,892,000	
		東日本旅客鉄道　第１４４回社債間限定同順位特約付	100,000,000	66,630,000	
		東日本旅客鉄道　第１４５回社債間限定同順位特約付	200,000,000	115,492,000	
		東日本旅客鉄道　第１４７回社債間限定同順位特約付	100,000,000	96,360,000	
		東日本旅客鉄道　第１５１回社債間限定同順位特約付	100,000,000	49,514,000	
		東日本旅客鉄道　第１５３回社債間限定同順位特約付	100,000,000	95,905,000	

		東日本旅客鉄道　第１６４回社債間限定同順位特約付	100,000,000	94,951,000	
		東日本旅客鉄道　第１６５回社債間限定同順位特約付	100,000,000	80,827,000	
		東日本旅客鉄道　第１６７回社債間限定同順位特約付	200,000,000	122,126,000	
		東日本旅客鉄道　第１８４回社債間限定同順位特約付	100,000,000	99,705,000	
		東日本旅客鉄道　第１９２回社債間限定同順位特約付	100,000,000	78,795,000	
		西日本旅客鉄道　第１３回社債間限定同順位特約付	100,000,000	104,550,000	
		西日本旅客鉄道　第１５回社債間限定同順位特約付	300,000,000	316,365,000	
		西日本旅客鉄道　第５３回社債間限定同順位特約付	100,000,000	70,208,000	
		西日本旅客鉄道　第６０回社債間限定同順位特約付	200,000,000	192,460,000	
		西日本旅客鉄道　第６５回社債間限定同順位特約付	200,000,000	191,618,000	
		西日本旅客鉄道　第６６回社債間限定同順位特約付	200,000,000	164,902,000	
		西日本旅客鉄道　第７７回社債間限定同順位特約付	100,000,000	60,625,000	
		東海旅客鉄道　第５１回社債間限定同順位特約付	200,000,000	214,744,000	
		東海旅客鉄道　第７０回社債間限定同順位特約付	100,000,000	101,163,000	
		東海旅客鉄道　第７３回社債間限定同順位特約付	300,000,000	287,499,000	
		東海旅客鉄道　第７４回社債間限定同順位特約付	100,000,000	91,769,000	
		東京地下鉄　第２２回	100,000,000	98,829,000	
		東京地下鉄　第２３回	100,000,000	88,502,000	
		東京地下鉄　第２４回	100,000,000	78,004,000	
		東京地下鉄　第２７回	100,000,000	77,915,000	
		東京地下鉄　第４４回	100,000,000	51,814,000	
		東京地下鉄　第４９回	100,000,000	80,957,000	
		東京地下鉄　第５６回	100,000,000	72,862,000	
		西武ホールディングス　第１回社債間限定同順位特約付	200,000,000	188,844,000	
		西日本鉄道　第４５回社債間限定同順位特約付	100,000,000	97,566,000	
		阪急阪神ホールディングス　第４７回	400,000,000	406,568,000	
		阪急阪神ホールディングス　第４９回	100,000,000	90,241,000	

		名古屋鉄道　第５０回社債間限定同順位特約付	100,000,000	100,533,000	
		日本通運　第１１回社債間限定同順位特約付	100,000,000	99,222,000	
		日本通運　第１２回社債間限定同順位特約付	100,000,000	89,000,000	
		日立物流　第４回社債間限定同順位特約付	100,000,000	98,861,000	
		日本郵船　第３２回社債間限定同順位特約付	100,000,000	104,852,000	
		横浜高速鉄道　第２回社債間限定同順位特約付	100,000,000	99,217,000	
		九州旅客鉄道　第２回社債間限定同順位特約付	200,000,000	143,582,000	
		九州旅客鉄道　第４回社債間限定同順位特約付	100,000,000	80,446,000	
		日本航空　第１２回社債間限定同順位特約付	100,000,000	96,121,000	
		日本航空　第１３回社債間限定同順位特約付	100,000,000	98,819,000	
		ＡＮＡホールディングス　第３２回社債間限定同順位特約付	100,000,000	85,933,000	
		ＫＤＤＩ　第２５回社債間限定同順位特約付	100,000,000	97,764,000	
		ＫＤＤＩ　第３０回社債間限定同順位特約付	100,000,000	99,634,000	
		ソフトバンク　第１１回社債間限定同順位特約付	100,000,000	99,077,000	
		ソフトバンク　第１２回社債間限定同順位特約付	200,000,000	194,338,000	
		ソフトバンク　第１４回社債間限定同順位特約付	100,000,000	98,534,000	
		ソフトバンク　第１６回社債間限定同順位特約付	100,000,000	92,065,000	
		ソフトバンク　第２３回社債間限定同順位特約付	100,000,000	95,311,000	
		東京電力　第５４８回	100,000,000	101,996,000	
		東京電力　第５６０回	100,000,000	100,785,000	
		中部電力　第５２４回	100,000,000	99,230,000	
		中部電力　第５３０回	200,000,000	193,652,000	
		中部電力　第５５９回	100,000,000	88,113,000	
		中部電力　第５６０回	100,000,000	86,720,000	
		関西電力　第５０９回	100,000,000	99,288,000	
		関西電力　第５１１回	300,000,000	296,790,000	
		関西電力　第５２０回	100,000,000	85,389,000	
		関西電力　第５２２回	200,000,000	196,770,000	

		関西電力　第５３５回	200,000,000	198,900,000	
		関西電力　第５３６回	100,000,000	95,636,000	
		関西電力　第５５６回	100,000,000	95,558,000	
		関西電力　第５５７回	100,000,000	89,158,000	
		関西電力　第５６２回	100,000,000	96,854,000	
		中国電力　第３９４回	100,000,000	88,287,000	
		中国電力　第４００回	100,000,000	98,797,000	
		中国電力　第４０６回	100,000,000	86,141,000	
		中国電力　第４１６回	100,000,000	97,372,000	
		中国電力　第４２２回	600,000,000	576,018,000	
		中国電力　第４２５回	100,000,000	95,953,000	
		中国電力　第４４８回	100,000,000	95,977,000	
		中国電力　第４５２回	100,000,000	88,981,000	
		北陸電力　第３０７回	100,000,000	100,895,000	
		北陸電力　第３１２回	100,000,000	99,798,000	
		北陸電力　第３２２回	100,000,000	99,049,000	
		北陸電力　第３２６回	200,000,000	171,576,000	
		北陸電力　第３３０回	100,000,000	97,119,000	
		北陸電力　第３３９回	100,000,000	88,275,000	
		東北電力　第４８４回	100,000,000	89,573,000	
		東北電力　第４９１回	100,000,000	99,349,000	
		東北電力　第５０８回	100,000,000	97,764,000	
		東北電力　第５２１回	300,000,000	289,518,000	
		東北電力　第５２９回	200,000,000	198,106,000	
		東北電力　第５３４回	100,000,000	82,922,000	
		東北電力　第５６０回	200,000,000	190,636,000	
		東北電力　第５６３回	200,000,000	193,560,000	
		四国電力　第２９３回	100,000,000	89,031,000	
		四国電力　第３２１回	100,000,000	73,530,000	
		四国電力　第３２８回	100,000,000	96,554,000	
		九州電力　第４４９回	200,000,000	198,506,000	
		九州電力　第４５１回	100,000,000	99,259,000	
		九州電力　第４７６回	100,000,000	97,495,000	
		九州電力　第４７８回	100,000,000	85,871,000	
		九州電力　第４８１回	300,000,000	290,697,000	
		九州電力　第４８４回	200,000,000	193,544,000	

		九州電力　第４９３回	300,000,000	297,087,000	
		九州電力　第５２７回	100,000,000	99,069,000	
		北海道電力　第３２３回	300,000,000	304,665,000	
		北海道電力　第３２５回	130,000,000	130,988,000	
		北海道電力　第３３８回	100,000,000	89,483,000	
		北海道電力　第３４１回	100,000,000	90,409,000	
		北海道電力　第３５０回	100,000,000	86,255,000	
		北海道電力　第３８５回	100,000,000	96,807,000	
		沖縄電力　第３２回	100,000,000	99,732,000	
		電源開発　第５０回社債間限定同順位特約付	100,000,000	99,070,000	
		電源開発　第５２回社債間限定同順位特約付	100,000,000	86,927,000	
		電源開発　第５５回社債間限定同順位特約付	100,000,000	98,307,000	
		電源開発　第５９回社債間限定同順位特約付	100,000,000	98,125,000	
		電源開発　第６８回社債間限定同順位特約付	100,000,000	79,676,000	
		電源開発　第７３回社債間限定同順位特約付	200,000,000	188,270,000	
		電源開発　第８６回社債間限定同順位特約付	100,000,000	95,915,000	
		東京電力パワーグリッド　第６回	100,000,000	99,859,000	
		東京電力パワーグリッド　第１１回	300,000,000	297,981,000	
		東京電力パワーグリッド　第１５回	300,000,000	292,623,000	
		東京電力パワーグリッド　第２８回	100,000,000	99,108,000	
		東京電力パワーグリッド　第３２回	300,000,000	282,822,000	
		東京電力パワーグリッド　第３５回	100,000,000	99,525,000	
		東京電力パワーグリッド　第３６回	100,000,000	95,077,000	
		東京電力パワーグリッド　第４０回	400,000,000	375,904,000	
		東京電力パワーグリッド　第４５回	300,000,000	287,757,000	
		東京電力パワーグリッド　第４８回	300,000,000	260,925,000	
		東京電力パワーグリッド　第５０回	100,000,000	95,554,000	
		東京電力パワーグリッド　第５１回	200,000,000	176,452,000	
		東京電力パワーグリッド　第５４回	100,000,000	97,224,000	
		東京電力パワーグリッド　第７２回	100,000,000	97,910,000	
		東京電力パワーグリッド　第７３回	100,000,000	97,194,000	
		ＪＥＲＡ　第３回無担保社債間限定同順位特約付	100,000,000	98,543,000	

		ＪＥＲＡ　第１７回無担保社債間限定同順位特約付	200,000,000	197,026,000	
		東京電力リニューアブルパワー第５回社債間限定同順位特約付グリ	200,000,000	194,498,000	
		東京瓦斯　第２８回社債間限定同順位特約付	200,000,000	209,720,000	
		東京瓦斯　第３７回社債間限定同順位特約付	100,000,000	104,251,000	
		東京瓦斯　第３８回社債間限定同順位特約付	100,000,000	98,662,000	
		東京瓦斯　第５５回社債間限定同順位特約付	100,000,000	79,356,000	
		大阪瓦斯　第３６回社債間限定同順位特約付	100,000,000	68,066,000	
		大阪瓦斯　第４３回社債間限定同順位特約付	200,000,000	138,790,000	
		大阪瓦斯　第５１回社債間限定同順位特約付	100,000,000	96,193,000	
		大阪瓦斯　第５５回社債間限定同順位特約付	100,000,000	98,437,000	
		東邦瓦斯　第４４回社債間限定同順位特約付	100,000,000	81,305,000	
		北海道瓦斯　第２３回社債間限定同順位特約付	100,000,000	89,207,000	
		広島ガス　第１３回社債間限定同順位特約付	100,000,000	97,819,000	
		西部ガスホールディングス　第２１回社債間限定同順位特約付	100,000,000	98,005,000	
		ファーストリテイリング　第７回特定社債間限定同順位特約付	100,000,000	98,589,000	
		ファーストリテイリング　第８回特定社債間限定同順位特約付	100,000,000	87,482,000	
	小計	銘柄数：403 組入時価比率：4.7%	55,830,000,000	53,422,217,000 4.7%	
	合計			53,422,217,000	
合計				1,143,462,611,272	

(注1)比率は左より組入時価の純資産に対する比率、及び各小計欄の合計金額に対する比率であります。

第２ デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

該当事項はありません。

外国債券マザーファンド

貸借対照表

（単位：円）

（2024年 6月 28日現在）

資産の部
流動資産

預金	961,853,662
コール・ローン	2,334,394,798
国債証券	936,070,980,217
派生商品評価勘定	5,626,453
未収入金	6,825,502,823
未収利息	8,373,414,280
前払費用	1,376,850,244
その他未収収益	19,637,162
流動資産合計	955,968,259,639
資産合計	955,968,259,639
負債の部	
流動負債	
派生商品評価勘定	21,357,874
未払金	2,376,413,626
未払解約金	3,454,291,828
その他未払費用	9,471,486
流動負債合計	5,861,534,814
負債合計	5,861,534,814
純資産の部	
元本等	
元本	304,969,272,588
剰余金	
期末剰余金又は期末欠損金（△）	645,137,452,237
元本等合計	950,106,724,825
純資産合計	950,106,724,825
負債純資産合計	955,968,259,639

注記表

（重要な会計方針に係る事項に関する注記）

1.運用資産の評価基準及び評価方法	国債証券 原則として時価で評価しております。 時価評価にあたっては、価格情報会社の提供する価額等で評価しております。 為替予約取引 計算日において予約為替の受渡日の対顧客先物相場の仲値で評価しております。
2.外貨建資産・負債の本邦通貨への換算基準	信託財産に属する外貨建資産・負債の円換算は、原則として、わが国における計算期間末日の対顧客電信売買相場の仲値によって計算しております。
3.費用・収益の計上基準	有価証券売買等損益 約定日基準で計上しております。 為替差損益 約定日基準で計上しております。
4.金融商品の時価等に関する事項の補足説明	金融商品の時価の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。 また、デリバティブ取引に関する契約額等は、あくまでもデリバティブ取引における名目的な契約額または計算上の想定元本であり、当該金額自体がデリバティブ取引の市場リスクの大きさを示すものではありません。

（重要な会計上の見積りに関する注記）
該当事項はありません。

（貸借対照表に関する注記）

2024年 6月 28日現在
1.　計算期間の末日における1単位当たりの純資産の額

1口当たり純資産額	3.1154円
(10,000口当たり純資産額)	(31,154円)

2．　有価証券の消費貸借契約により貸し付けた有価証券

344,372,163,755円

なお、上記の金額は利含み価格で表示しております。

3．　自由処分権を有する担保受入金融資産の時価

貸付有価証券の担保として受け入れている資産は次の通りであります。

有価証券	365,372,569,149円

なお、上記の金額は利含み価格で表示しております。

（金融商品に関する注記）

(1)金融商品の状況に関する事項

自 2023年 6月29日
至 2024年 6月28日

1.金融商品に対する取組方針

当ファンドは、投資信託及び投資法人に関する法律第２条第４項に定める証券投資信託であり、信託約款に規定する運用の基本方針に従い、有価証券等の金融商品に対して投資として運用することを目的としております。

2.金融商品の内容及びその金融商品に係るリスク

当ファンドが保有する金融商品の種類は、有価証券、デリバティブ取引、コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務であります。

当ファンドが保有する有価証券の詳細は、附属明細表に記載しております。

これらは、金利変動リスク、為替変動リスクなどの市場リスク、信用リスク及び流動性リスクにさらされております。

当ファンドは、信託財産に属する外貨建資金の受渡を行うことを目的として、為替予約取引を利用しております。

3.金融商品に係るリスク管理体制

委託会社においては、独立した投資リスク管理に関する委員会を設け、パフォーマンスの考査及び運用リスクの管理を行なっております。

○市場リスクの管理

市場リスクに関しては、資産配分等の状況を常時、分析･把握し、投資方針に沿っているか等の管理を行なっております。

○信用リスクの管理

信用リスクに関しては、発行体や取引先の財務状況等に関する情報収集･分析を常時、継続し、格付等の信用度に応じた組入制限等の管理を行なっております。

○流動性リスクの管理

流動性リスクに関しては、必要に応じて市場流動性の状況を把握し、取引量や組入比率等の管理を行なっております。

(2)金融商品の時価等に関する事項

2024年 6月28日現在

１．貸借対照表計上額、時価及び差額

貸借対照表上の金融商品は原則としてすべて時価で評価しているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。

２．時価の算定方法

国債証券

（重要な会計方針に係る事項に関する注記）に記載しております。

派生商品評価勘定

デリバティブ取引については、附属明細表に記載しております。

コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務

これらの科目は短期間で決済されるため、帳簿価額は時価と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

（その他の注記）

元本の移動及び期末元本額の内訳

2024年 6月28日現在

期首	2023年 6月29日
本報告書における開示対象ファンドの期首における当ファンドの元本額	274,249,336,323円
同期中における追加設定元本額	62,108,293,795円
同期中における一部解約元本額	31,388,357,530円
期末元本額	304,969,272,588円
期末元本額の内訳＊	
バランスセレクト３０	68,529,815円
バランスセレクト５０	71,192,226円
バランスセレクト７０	82,053,001円

野村外国債券インデックスファンド	231,780,053 円
野村世界６資産分散投信（安定コース）	3,080,502,816 円
野村世界６資産分散投信（分配コース）	22,523,912,980 円
野村世界６資産分散投信（成長コース）	3,345,780,142 円
野村資産設計ファンド２０１５	17,344,895 円
野村資産設計ファンド２０２０	19,244,954 円
野村資産設計ファンド２０２５	30,436,033 円
野村資産設計ファンド２０３０	46,624,326 円
野村資産設計ファンド２０３５	38,687,435 円
野村資産設計ファンド２０４０	62,087,265 円
野村外国債券インデックス　Ｂコース（野村投資一任口座向け）	79,498,028,567 円
のむラップ・ファンド（保守型）	4,676,609,386 円
のむラップ・ファンド（普通型）	37,341,429,683 円
のむラップ・ファンド（積極型）	14,499,049,630 円
野村外国債券インデックス（野村ＳＭＡ向け）	349,756,636 円
野村資産設計ファンド２０４５	13,339,690 円
野村インデックスファンド・外国債券	1,134,586,348 円
マイ・ロード	6,010,577,944 円
ネクストコア	49,980,835 円
野村インデックスファンド・海外５資産バランス	362,957,964 円
野村外国債券インデックスＢコース（野村ＳＭＡ・ＥＷ向け）	7,984,952,800 円
野村世界６資産分散投信（配分変更コース）	950,333,984 円
野村資産設計ファンド２０５０	11,765,000 円
野村ターゲットデートファンド２０１６　２０２６－２０２８年目標型	3,074,705 円
野村ターゲットデートファンド２０１６　２０２９－２０３１年目標型	2,696,656 円
野村ターゲットデートファンド２０１６　２０３２－２０３４年目標型	1,981,677 円
野村ターゲットデートファンド２０１６　２０３５－２０３７年目標型	1,794,281 円
のむラップ・ファンド（やや保守型）	1,269,990,776 円
のむラップ・ファンド（やや積極型）	3,266,929,599 円
インデックス・ブレンド（タイプⅠ）	1,894,724 円
インデックス・ブレンド（タイプⅡ）	1,701,172 円
インデックス・ブレンド（タイプⅢ）	6,588,660 円
インデックス・ブレンド（タイプⅣ）	2,456,082 円
インデックス・ブレンド（タイプⅤ）	8,063,098 円
野村６資産均等バランス	4,714,245,698 円
野村外国債券（含む新興国）インデックス　Ｂコース（野村投資一任口座向け）	9,111,550,335 円
世界６資産分散ファンド	96,336,428 円
野村資産設計ファンド２０６０	7,395,590 円
ＮＥＸＴ　ＦＵＮＤＳ　外国債券・ＦＴＳＥ世界国債インデックス（除く日本・為替ヘッジなし）連動型上場投信	12,764,948,336 円
ファンドラップ（ウエルス・スクエア）外国債券	7,592,327,490 円
野村外国債券インデックスファンドＶＡ（適格機関投資家専用）	5,341,908 円
グローバル・インデックス・バランス２５ＶＡ（適格機関投資家専用）	769,835,972 円
グローバル・インデックス・バランス５０ＶＡ（適格機関投資家専用）	160,150,247 円
グローバル・インデックス・バランス４０ＶＡ（適格機関投資家専用）	714,853,581 円
グローバル・インデックス・バランス６０ＶＡ（適格機関投資家専用）	238,950,963 円
ワールド・インデックス・ファンドＶＡ安定型（適格機関投資家専用）	1,365,810 円
ワールド・インデックス・ファンドＶＡバランス型（適格機関投資家専用）	6,081,523 円
ワールド・インデックス・ファンドＶＡ積極型（適格機関投資家専用）	176,993 円
野村インデックス・バランス６０ＶＡ（適格機関投資家専用）	2,176,570,107 円
野村ワールド・インデックス・バランス３５ＶＡ（適格機関投資家専用）	437,355 円
野村ワールド・インデックス・バランス５０ＶＡ（適格機関投資家専用）	6,762,273 円
野村世界インデックス・バランス４０ＶＡ（適格機関投資家専用）	5,477,948 円
野村グローバル・インデックス・バランス２５ＶＡ（適格機関投資家専用）	148,449,080 円
野村グローバル・インデックス・バランス５０ＶＡ（適格機関投資家専用）	117,626,143 円
野村グローバル・インデックス・バランス７５ＶＡ（適格機関投資家専用）	1,895,917,687 円
野村世界バランス２５ＶＡ（適格機関投資家専用）	44,769,698 円
ノムラ外国債券インデックスファンドＶＡ（適格機関投資家専用）	1,001,869,987 円

ノムラＦＯＦｓ用インデックスファンド・外国債券（適格機関投資家専用）	3,217,480,369 円
野村ＦＯＦｓ用・ターゲット・リターン・８資産バランス（２％コース向け）（適格機関投資家専用）	4,029,178 円
バランスセレクト３０（確定拠出年金向け）	3,634,074 円
バランスセレクト５０（確定拠出年金向け）	8,339,798 円
バランスセレクト７０（確定拠出年金向け）	7,608,511 円
野村外国債券パッシブファンド（確定拠出年金向け）	645,102,096 円
マイバランス３０（確定拠出年金向け）	5,144,326,316 円
マイバランス５０（確定拠出年金向け）	7,422,047,367 円
マイバランス７０（確定拠出年金向け）	6,869,334,269 円
野村外国債券インデックスファンド（確定拠出年金向け）	27,822,568,559 円
マイバランスＤＣ３０	2,288,211,946 円
マイバランスＤＣ５０	1,991,957,348 円
マイバランスＤＣ７０	1,673,655,197 円
野村ＤＣ外国債券インデックスファンド	11,840,996,408 円
野村ＤＣ運用戦略ファンド	2,685,966,597 円
野村ＤＣ運用戦略ファンド（マイルド）	343,096,187 円
マイターゲット２０５０（確定拠出年金向け）	549,633,117 円
マイターゲット２０３０（確定拠出年金向け）	1,218,400,405 円
マイターゲット２０４０（確定拠出年金向け）	540,089,052 円
野村世界６資産分散投信（ＤＣ）安定コース	31,757,318 円
野村世界６資産分散投信（ＤＣ）インカムコース	82,596,070 円
野村世界６資産分散投信（ＤＣ）成長コース	45,987,902 円
野村資産設計ファンド（ＤＣ・つみたてＮＩＳＡ）２０３０	34,857,059 円
野村資産設計ファンド（ＤＣ・つみたてＮＩＳＡ）２０４０	27,638,903 円
野村資産設計ファンド（ＤＣ・つみたてＮＩＳＡ）２０５０	14,830,112 円
マイターゲット２０３５（確定拠出年金向け）	470,163,657 円
マイターゲット２０４５（確定拠出年金向け）	256,923,554 円
マイターゲット２０５５（確定拠出年金向け）	172,604,478 円
マイターゲット２０６０（確定拠出年金向け）	239,867,697 円
野村資産設計ファンド（ＤＣ・つみたてＮＩＳＡ）２０６０	8,324,386 円
マイターゲット２０６５（確定拠出年金向け）	101,366,397 円
多資産分散投資ファンド（バランス１０）（確定拠出年金向け）	65,962,653 円
みらいバランス・株式１０（富士通企業年金基金ＤＣ向け）	346,984,945 円
野村ＤＣバランスファンド（年金運用戦略タイプ）	142,733,482 円
マイターゲット２０７０（確定拠出年金向け）	40,191 円

＊は当該親投資信託受益証券を投資対象とする証券投資信託ごとの元本額

附属明細表

第１　有価証券明細表

(1)株式(2024 年 6 月 28 日現在)

該当事項はありません。

(2)株式以外の有価証券(2024 年 6 月 28 日現在)

種類	通貨	銘柄	券面総額	評価額	備考
国債証券	米ドル	US TREASURY BOND	68,450,000.00	69,867,127.19	
		US TREASURY BOND	38,050,000.00	40,093,699.74	
		US TREASURY BOND	81,700,000.00	84,706,298.56	
		US TREASURY BOND	100,000.00	100,843.75	
		US TREASURY BOND	7,100,000.00	5,595,687.50	
		US TREASURY BOND	10,200,000.00	9,143,742.06	

		US TREASURY BOND	100,000.00	102,687.50	
		US TREASURY N/B	100,000.00	97,924.95	
		US TREASURY N/B	60,350,000.00	57,697,351.96	
		US TREASURY N/B	100,000.00	97,879.57	
		US TREASURY N/B	100,000.00	97,707.88	
		US TREASURY N/B	200,000.00	190,577.04	
		US TREASURY N/B	100,000.00	97,895.58	
		US TREASURY N/B	100,000.00	97,695.31	
		US TREASURY N/B	7,500,000.00	7,121,044.50	
		US TREASURY N/B	20,400,000.00	19,726,638.84	
		US TREASURY N/B	42,800,000.00	41,688,201.52	
		US TREASURY N/B	59,550,000.00	56,335,228.98	
		US TREASURY N/B	46,900,000.00	45,758,641.60	
		US TREASURY N/B	350,000.00	329,957.00	
		US TREASURY N/B	100,000.00	99,070.31	
		US TREASURY N/B	4,100,000.00	3,996,378.65	
		US TREASURY N/B	74,000,000.00	69,528,202.20	
		US TREASURY N/B	100,000.00	100,019.53	
		US TREASURY N/B	59,300,000.00	57,194,381.53	
		US TREASURY N/B	100,000.00	99,406.25	
		US TREASURY N/B	100,000.00	97,220.70	
		US TREASURY N/B	67,200,000.00	63,031,496.64	
		US TREASURY N/B	100,000.00	98,720.70	
		US TREASURY N/B	170,000.00	164,445.11	
		US TREASURY N/B	10,000,000.00	9,350,781.00	
		US TREASURY N/B	100,000.00	98,501.95	
		US TREASURY N/B	100,000.00	96,593.75	
		US TREASURY N/B	40,230,000.00	37,485,400.77	
		US TREASURY N/B	100,000.00	99,052.73	
		US TREASURY N/B	6,400,000.00	6,078,249.60	
		US TREASURY N/B	200,000.00	197,316.40	
		US TREASURY N/B	7,300,000.00	7,027,960.39	
		US TREASURY N/B	21,600,000.00	20,110,779.36	
		US TREASURY N/B	200,000.00	199,328.12	
		US TREASURY N/B	100,000.00	95,726.56	
		US TREASURY N/B	200,000.00	186,503.90	

		US TREASURY N/B	100,000.00	98,207.03	
		US TREASURY N/B	100,000.00	95,796.87	
		US TREASURY N/B	24,580,000.00	22,857,477.84	
		US TREASURY N/B	6,900,000.00	6,514,300.35	
		US TREASURY N/B	100,000.00	97,968.75	
		US TREASURY N/B	300,000.00	285,644.52	
		US TREASURY N/B	3,200,000.00	2,967,249.92	
		US TREASURY N/B	100,000.00	98,865.23	
		US TREASURY N/B	100,000.00	94,607.42	
		US TREASURY N/B	100,000.00	92,751.95	
		US TREASURY N/B	100,000.00	99,587.89	
		US TREASURY N/B	6,200,000.00	5,854,761.68	
		US TREASURY N/B	5,100,000.00	4,691,003.46	
		US TREASURY N/B	44,830,000.00	41,955,451.08	
		US TREASURY N/B	100,000.00	99,351.56	
		US TREASURY N/B	48,400,000.00	45,123,542.64	
		US TREASURY N/B	18,700,000.00	17,199,616.72	
		US TREASURY N/B	100,000.00	99,898.43	
		US TREASURY N/B	100,000.00	93,595.70	
		US TREASURY N/B	100,000.00	92,042.96	
		US TREASURY N/B	100,000.00	99,951.17	
		US TREASURY N/B	1,500,000.00	1,401,093.75	
		US TREASURY N/B	38,300,000.00	35,351,198.74	
		US TREASURY N/B	65,000,000.00	61,176,167.00	
		US TREASURY N/B	100,000.00	100,003.90	
		US TREASURY N/B	7,750,000.00	7,223,847.07	
		US TREASURY N/B	29,020,000.00	26,807,790.89	
		US TREASURY N/B	100,000.00	99,472.65	
		US TREASURY N/B	100,000.00	93,359.37	
		US TREASURY N/B	100,000.00	92,218.75	
		US TREASURY N/B	100,000.00	98,593.75	
		US TREASURY N/B	100,000.00	92,574.21	
		US TREASURY N/B	100,000.00	94,316.40	
		US TREASURY N/B	100,000.00	98,908.20	
		US TREASURY N/B	100,000.00	91,464.84	
		US TREASURY N/B	100,000.00	93,314.45	

		US TREASURY N/B	100,000.00	99,255.85	
		US TREASURY N/B	100,000.00	89,980.46	
		US TREASURY N/B	100,000.00	94,835.93	
		US TREASURY N/B	100,000.00	99,917.96	
		US TREASURY N/B	40,600,000.00	36,297,350.04	
		US TREASURY N/B	350,000.00	333,634.73	
		US TREASURY N/B	8,200,000.00	7,727,538.96	
		US TREASURY N/B	50,200,000.00	44,746,628.42	
		US TREASURY N/B	500,000.00	474,384.75	
		US TREASURY N/B	300,000.00	266,666.01	
		US TREASURY N/B	300,000.00	289,675.77	
		US TREASURY N/B	32,400,000.00	28,591,733.16	
		US TREASURY N/B	9,100,000.00	8,646,598.87	
		US TREASURY N/B	600,000.00	561,046.86	
		US TREASURY N/B	28,550,000.00	25,220,467.59	
		US TREASURY N/B	100,000.00	96,021.48	
		US TREASURY N/B	10,150,000.00	8,905,633.34	
		US TREASURY N/B	100,000.00	98,960.93	
		US TREASURY N/B	13,350,000.00	11,727,140.62	
		US TREASURY N/B	100,000.00	98,980.46	
		US TREASURY N/B	1,000,000.00	931,171.80	
		US TREASURY N/B	41,300,000.00	36,341,579.82	
		US TREASURY N/B	100,000.00	98,195.31	
		US TREASURY N/B	500,000.00	438,652.30	
		US TREASURY N/B	100,000.00	98,195.31	
		US TREASURY N/B	14,650,000.00	12,877,119.99	
		US TREASURY N/B	100,000.00	96,960.93	
		US TREASURY N/B	1,600,000.00	1,510,374.88	
		US TREASURY N/B	63,100,000.00	56,113,397.63	
		US TREASURY N/B	100,000.00	98,597.65	
		US TREASURY N/B	25,750,000.00	22,956,727.55	
		US TREASURY N/B	100,000.00	97,322.26	
		US TREASURY N/B	5,100,000.00	4,537,007.43	
		US TREASURY N/B	100,000.00	96,863.28	
		US TREASURY N/B	17,400,000.00	16,459,991.10	
		US TREASURY N/B	46,850,000.00	41,589,438.38	

		US TREASURY N/B	100,000.00	97,281.25	
		US TREASURY N/B	31,950,000.00	28,306,326.15	
		US TREASURY N/B	100,000.00	98,623.04	
		US TREASURY N/B	3,900,000.00	3,411,357.30	
		US TREASURY N/B	100,000.00	99,087.89	
		US TREASURY N/B	150,000.00	141,498.04	
		US TREASURY N/B	14,600,000.00	12,808,933.32	
		US TREASURY N/B	100,000.00	100,029.29	
		US TREASURY N/B	15,600,000.00	13,728,912.60	
		US TREASURY N/B	100,000.00	101,001.95	
		US TREASURY N/B	8,700,000.00	7,683,696.44	
		US TREASURY N/B	100,000.00	102,042.96	
		US TREASURY N/B	500,000.00	475,488.25	
		US TREASURY N/B	100,000.00	88,638.67	
		US TREASURY N/B	100,000.00	100,144.53	
		US TREASURY N/B	100,000.00	87,966.79	
		US TREASURY N/B	100,000.00	97,607.42	
		US TREASURY N/B	200,000.00	178,652.34	
		US TREASURY N/B	100,000.00	98,628.90	
		US TREASURY N/B	2,350,000.00	2,182,241.02	
		US TREASURY N/B	18,000,000.00	16,146,912.60	
		US TREASURY N/B	100,000.00	99,726.56	
		US TREASURY N/B	22,900,000.00	20,985,255.43	
		US TREASURY N/B	100,000.00	99,160.15	
		US TREASURY N/B	100,000.00	93,691.40	
		US TREASURY N/B	28,900,000.00	26,443,500.00	
		US TREASURY N/B	10,200,000.00	9,493,569.42	
		US TREASURY N/B	5,800,000.00	5,521,780.96	
		US TREASURY N/B	100,000.00	92,337.89	
		US TREASURY N/B	100,000.00	87,835.93	
		US TREASURY N/B	41,000,000.00	38,754,606.30	
		US TREASURY N/B	100,000.00	97,943.35	
		US TREASURY N/B	100,000.00	98,521.48	
		US TREASURY N/B	100,000.00	88,031.25	
		US TREASURY N/B	100,000.00	97,917.96	
		US TREASURY N/B	2,150,000.00	2,104,354.42	

		US TREASURY N/B	100,000.00	81,175.78	
		US TREASURY N/B	100,000.00	96,013.67	
		US TREASURY N/B	6,200,000.00	5,336,843.44	
		US TREASURY N/B	50,000,000.00	49,230,465.00	
		US TREASURY N/B	47,400,000.00	45,768,771.66	
		US TREASURY N/B	40,600,000.00	38,929,212.56	
		US TREASURY N/B	80,950,000.00	89,095,593.75	
		US TREASURY N/B	49,150,000.00	39,846,057.36	
		US TREASURY N/B	100,000.00	97,128.90	
		US TREASURY N/B	9,000,000.00	8,738,261.10	
		US TREASURY N/B	100,000.00	98,390.62	
		US TREASURY N/B	50,330,000.00	40,470,428.49	
		US TREASURY N/B	19,750,000.00	19,561,371.70	
		US TREASURY N/B	100,000.00	101,726.56	
		US TREASURY N/B	100,000.00	103,160.15	
		US TREASURY N/B	100,000.00	100,417.96	
		US TREASURY N/B	100,000.00	96,933.59	
		US TREASURY N/B	5,500,000.00	5,408,261.65	
		US TREASURY N/B	100,000.00	106,746.09	
		US TREASURY N/B	100,000.00	82,089.84	
		US TREASURY N/B	100,000.00	99,765.62	
		US TREASURY N/B	100,000.00	99,062.50	
		US TREASURY N/B	100,000.00	84,275.39	
		US TREASURY N/B	100,000.00	81,513.67	
		US TREASURY N/B	20,150,000.00	16,466,328.12	
		US TREASURY N/B	38,200,000.00	32,229,756.38	
		US TREASURY N/B	64,230,000.00	58,167,034.84	
		US TREASURY N/B	89,400,000.00	79,974,584.82	
		US TREASURY N/B	40,650,000.00	40,179,187.63	
		US TREASURY N/B	46,100,000.00	43,453,749.36	
		US TREASURY N/B	34,500,000.00	32,167,879.35	
		US TREASURY N/B	16,100,000.00	15,584,296.07	
		US TREASURY N/B	13,700,000.00	13,912,991.16	
		US TREASURY N/B	21,100,000.00	20,617,006.23	
		US TREASURY N/B	100,000.00	102,691.40	
		US TREASURY N/B	150,000.00	160,804.68	

		US TREASURY N/B	100,000.00	102,031.25	
		US TREASURY N/B	100,000.00	91,046.87	
		US TREASURY N/B	100,000.00	98,880.85	
		US TREASURY N/B	100,000.00	101,542.96	
		US TREASURY N/B	100,000.00	100,080.07	
		US TREASURY N/B	100,000.00	102,843.75	
		US TREASURY N/B	8,100,000.00	8,089,400.34	
		US TREASURY N/B	200,000.00	124,953.12	
		US TREASURY N/B	100,000.00	93,925.78	
		US TREASURY N/B	14,300,000.00	8,844,773.08	
		US TREASURY N/B	5,400,000.00	5,297,800.68	
		US TREASURY N/B	21,100,000.00	13,518,010.40	
		US TREASURY N/B	13,100,000.00	13,621,184.81	
		US TREASURY N/B	200,000.00	138,910.14	
		US TREASURY N/B	100,000.00	99,355.46	
		US TREASURY N/B	20,600,000.00	15,123,296.36	
		US TREASURY N/B	34,300,000.00	31,396,556.45	
		US TREASURY N/B	15,300,000.00	10,271,618.28	
		US TREASURY N/B	3,400,000.00	2,840,859.12	
		US TREASURY N/B	7,300,000.00	5,091,750.00	
		US TREASURY N/B	100,000.00	83,292.96	
		US TREASURY N/B	600,000.00	443,285.10	
		US TREASURY N/B	100,000.00	81,427.73	
		US TREASURY N/B	500,000.00	421,679.65	
		US TREASURY N/B	200,000.00	156,089.84	
		US TREASURY N/B	100,000.00	85,648.43	
		US TREASURY N/B	100,000.00	77,785.15	
		US TREASURY N/B	7,000,000.00	6,537,617.10	
		US TREASURY N/B	290,000.00	238,230.44	
		US TREASURY N/B	100,000.00	91,605.46	
		US TREASURY N/B	100,000.00	91,464.84	
		US TREASURY N/B	100,000.00	88,144.53	
		US TREASURY N/B	100,000.00	97,812.50	
		US TREASURY N/B	100,000.00	87,890.62	
		US TREASURY N/B	2,000,000.00	1,989,062.40	
		US TREASURY N/B	7,600,000.00	6,427,046.40	

		US TREASURY N/B	39,450,000.00	32,006,893.54	
		US TREASURY N/B	34,100,000.00	27,041,565.98	
		US TREASURY N/B	39,900,000.00	28,917,365.40	
		US TREASURY N/B	25,400,000.00	20,052,604.04	
		US TREASURY N/B	17,500,000.00	13,500,292.75	
		US TREASURY N/B	3,200,000.00	2,517,874.88	
		US TREASURY N/B	55,700,000.00	39,919,053.72	
		US TREASURY N/B	26,700,000.00	19,088,935.38	
		US TREASURY N/B	39,000,000.00	26,459,062.50	
		US TREASURY N/B	11,200,000.00	8,550,062.08	
		US TREASURY N/B	7,000,000.00	5,455,351.30	
		US TREASURY N/B	2,000,000.00	1,555,976.40	
		US TREASURY N/B	11,400,000.00	8,451,362.64	
		US TREASURY N/B	6,300,000.00	4,662,000.00	
		US TREASURY N/B	100,000.00	77,437.50	
		US TREASURY N/B	100,000.00	79,144.53	
		US TREASURY N/B	500,000.00	386,308.55	
		US TREASURY N/B	200,000.00	165,296.86	
		US TREASURY N/B	100,000.00	77,144.53	
		US TREASURY N/B	4,100,000.00	3,084,368.91	
		US TREASURY N/B	250,000.00	164,780.25	
		US TREASURY N/B	300,000.00	203,085.93	
		US TREASURY N/B	35,100,000.00	21,751,031.25	
		US TREASURY N/B	96,900,000.00	49,114,288.26	
		US TREASURY N/B	100,200,000.00	52,428,858.42	
		US TREASURY N/B	32,600,000.00	18,240,717.12	
		US TREASURY N/B	300,000.00	178,980.45	
		US TREASURY N/B	150,000.00	100,816.39	
		US TREASURY N/B	100,000.00	61,351.56	
		US TREASURY N/B	100,000.00	59,320.31	
		US TREASURY N/B	100,000.00	65,023.43	
		US TREASURY N/B	100,000.00	74,744.14	
		US TREASURY N/B	100,000.00	76,716.79	
		US TREASURY N/B	1,500,000.00	1,455,234.30	
	小計	銘柄数：256	3,159,680,000.00	2,769,909,645.48 (446,149,346,597)	

		組入時価比率：47.0%		47.6%	
	カナダドル	CANADIAN GOVERNMENT	4,670,000.00	4,581,353.59	
		CANADIAN GOVERNMENT	2,100,000.00	2,011,081.38	
		CANADIAN GOVERNMENT	1,400,000.00	1,378,597.64	
		CANADIAN GOVERNMENT	21,500,000.00	21,570,554.40	
		CANADIAN GOVERNMENT	11,600,000.00	11,664,252.40	
		CANADIAN GOVERNMENT	350,000.00	328,826.40	
		CANADIAN GOVERNMENT	650,000.00	638,759.48	
		CANADIAN GOVERNMENT	100,000.00	99,954.07	
		CANADIAN GOVERNMENT	300,000.00	286,695.57	
		CANADIAN GOVERNMENT	13,050,000.00	12,277,000.21	
		CANADIAN GOVERNMENT	3,490,000.00	3,272,894.77	
		CANADIAN GOVERNMENT	200,000.00	185,582.34	
		CANADIAN GOVERNMENT	5,100,000.00	4,964,368.05	
		CANADIAN GOVERNMENT	800,000.00	797,538.00	
		CANADIAN GOVERNMENT	250,000.00	236,338.00	
		CANADIAN GOVERNMENT	9,530,000.00	10,524,219.15	
		CANADIAN GOVERNMENT	100,000.00	94,825.56	
		CANADIAN GOVERNMENT	4,100,000.00	4,101,401.38	
		CANADIAN GOVERNMENT	100,000.00	94,466.95	
		CANADIAN GOVERNMENT	8,700,000.00	7,681,047.30	
		CANADIAN GOVERNMENT	4,150,000.00	3,449,542.66	
		CANADIAN GOVERNMENT	10,650,000.00	9,368,202.21	
		CANADIAN GOVERNMENT	100,000.00	87,163.23	
		CANADIAN GOVERNMENT	100,000.00	89,852.43	
		CANADIAN GOVERNMENT	3,500,000.00	3,252,547.53	
		CANADIAN GOVERNMENT	21,200,000.00	24,863,247.64	
		CANADIAN GOVERNMENT	1,400,000.00	1,405,362.28	
		CANADIAN GOVERNMENT	6,730,000.00	7,785,995.55	
		CANADIAN GOVERNMENT	100,000.00	106,916.00	
		CANADIAN GOVERNMENT	8,800,000.00	8,903,488.00	
		CANADIAN GOVERNMENT	600,000.00	536,385.54	
		CANADIAN GOVERNMENT	14,600,000.00	10,995,695.08	
		CANADIAN GOVERNMENT	100,000.00	69,882.29	
		CANADIAN GOVERNMENT	5,700,000.00	5,021,815.71	
	小計	銘柄数：34	165,820,000.00	162,725,852.79	

		組入時価比率：2.0%		(19,107,269,634) 2.0%	
	メキシコペソ	MEX BONOS DESARR FIX RT	149,000,000.00	138,008,582.90	
		MEX BONOS DESARR FIX RT	28,100,000.00	26,122,041.00	
		MEX BONOS DESARR FIX RT	59,400,000.00	52,890,651.00	
		MEX BONOS DESARR FIX RT	83,200,000.00	77,378,496.00	
		MEX BONOS DESARR FIX RT	36,000,000.00	33,789,060.00	
		MEX BONOS DESARR FIX RT	84,300,000.00	79,257,174.00	
		MEX BONOS DESARR FIX RT	130,200,000.00	115,876,698.00	
		MEX BONOS DESARR FIX RT	32,500,000.00	27,861,925.00	
		MEX BONOS DESARR FIX RT	400,000.00	343,798.00	
		MEX BONOS DESARR FIX RT	37,000,000.00	32,368,340.00	
		MEX BONOS DESARR FIX RT	51,300,000.00	51,565,221.00	
		MEX BONOS DESARR FIX RT	94,600,000.00	83,685,998.00	
		MEX BONOS DESARR FIX RT	68,200,000.00	54,944,307.00	
		MEX BONOS DESARR FIX RT	109,500,000.00	89,350,905.00	
	小計	銘柄数：14 組入時価比率：0.8%	963,700,000.00	863,443,196.90 (7,526,979,724) 0.8%	
	ユーロ	BELGIUM KINGDOM	600,000.00	585,581.94	
		BELGIUM KINGDOM	5,600,000.00	5,738,132.96	
		BELGIUM KINGDOM	100,000.00	96,241.78	
		BELGIUM KINGDOM	5,000,000.00	4,712,450.00	
		BELGIUM KINGDOM	100,000.00	92,552.75	
		BELGIUM KINGDOM	100,000.00	91,177.47	
		BELGIUM KINGDOM	1,300,000.00	1,289,956.85	
		BELGIUM KINGDOM	8,800,000.00	7,714,080.00	
		BELGIUM KINGDOM	9,100,000.00	9,733,321.78	
		BELGIUM KINGDOM	100,000.00	86,630.00	
		BELGIUM KINGDOM	3,800,000.00	3,071,882.00	
		BELGIUM KINGDOM	100,000.00	84,349.62	
		BELGIUM KINGDOM	1,000,000.00	635,552.00	
		BELGIUM KINGDOM	4,100,000.00	4,535,327.75	
		BELGIUM KINGDOM	3,100,000.00	3,223,174.47	
		BELGIUM KINGDOM	5,550,000.00	3,903,243.96	
		BELGIUM KINGDOM	3,400,000.00	2,347,191.36	

		BELGIUM KINGDOM	3,300,000.00	3,115,960.65	
		BELGIUM KINGDOM	2,000,000.00	1,950,681.40	
		BELGIUM KINGDOM	2,600,000.00	1,946,622.34	
		BELGIUM KINGDOM	2,200,000.00	1,589,135.90	
		BELGIUM KINGDOM GOVT	15,030,000.00	16,435,501.89	
		BELGIUM KINGDOM GOVT	12,700,000.00	14,797,817.75	
		BONOS Y OBLIG DEL ESTADO	100,000.00	101,336.88	
		BONOS Y OBLIG DEL ESTADO	100,000.00	98,623.75	
		BONOS Y OBLIG DEL ESTADO	100,000.00	95,220.00	
		BONOS Y OBLIG DEL ESTADO	100,000.00	97,946.46	
		BONOS Y OBLIG DEL ESTADO	43,050,000.00	42,784,962.67	
		BONOS Y OBLIG DEL ESTADO	47,900,000.00	50,553,564.20	
		BONOS Y OBLIG DEL ESTADO	100,000.00	96,122.80	
		BONOS Y OBLIG DEL ESTADO	100,000.00	92,450.00	
		BONOS Y OBLIG DEL ESTADO	100,000.00	95,870.00	
		BONOS Y OBLIG DEL ESTADO	100,000.00	93,430.00	
		BONOS Y OBLIG DEL ESTADO	100,000.00	95,134.00	
		BONOS Y OBLIG DEL ESTADO	100,000.00	89,845.00	
		BONOS Y OBLIG DEL ESTADO	100,000.00	94,304.22	
		BONOS Y OBLIG DEL ESTADO	100,000.00	93,910.00	
		BONOS Y OBLIG DEL ESTADO	7,500,000.00	8,142,750.00	
		BONOS Y OBLIG DEL ESTADO	100,000.00	93,085.00	
		BONOS Y OBLIG DEL ESTADO	50,600,000.00	51,671,905.34	
		BONOS Y OBLIG DEL ESTADO	100,000.00	89,475.00	
		BONOS Y OBLIG DEL ESTADO	100,000.00	86,635.25	
		BONOS Y OBLIG DEL ESTADO	100,000.00	94,004.75	
		BONOS Y OBLIG DEL ESTADO	100,000.00	95,183.01	
		BONOS Y OBLIG DEL ESTADO	100,000.00	99,090.00	
		BONOS Y OBLIG DEL ESTADO	100,000.00	92,806.25	
		BONOS Y OBLIG DEL ESTADO	3,000,000.00	3,056,686.50	
		BONOS Y OBLIG DEL ESTADO	100,000.00	85,633.37	
		BONOS Y OBLIG DEL ESTADO	100,000.00	71,760.75	
		BONOS Y OBLIG DEL ESTADO	7,600,000.00	7,775,489.32	
		BONOS Y OBLIG DEL ESTADO	11,400,000.00	13,001,386.50	
		BONOS Y OBLIG DEL ESTADO	10,600,000.00	11,882,123.00	
		BONOS Y OBLIG DEL ESTADO	100,000.00	94,931.50	

		BONOS Y OBLIG DEL ESTADO	3,000,000.00	3,562,847.40	
		BONOS Y OBLIG DEL ESTADO	100,000.00	86,186.26	
		BONOS Y OBLIG DEL ESTADO	100,000.00	81,976.93	
		BONOS Y OBLIG DEL ESTADO	3,000,000.00	3,007,826.70	
		BONOS Y OBLIG DEL ESTADO	20,400,000.00	18,228,032.40	
		BUNDESOBLIGATION	200,000.00	190,480.00	
		BUNDESOBLIGATION	100,000.00	94,145.00	
		BUNDESOBLIGATION	6,900,000.00	6,878,058.00	
		BUNDESREPUB. DEUTSCHLAND	100,000.00	97,720.00	
		BUNDESREPUB. DEUTSCHLAND	100,000.00	96,330.00	
		BUNDESREPUB. DEUTSCHLAND	100,000.00	94,515.00	
		BUNDESREPUB. DEUTSCHLAND	100,000.00	94,160.00	
		BUNDESREPUB. DEUTSCHLAND	33,300,000.00	37,016,280.00	
		BUNDESREPUB. DEUTSCHLAND	2,000,000.00	1,879,140.00	
		BUNDESREPUB. DEUTSCHLAND	2,000,000.00	2,203,560.00	
		BUNDESREPUB. DEUTSCHLAND	100,000.00	93,249.00	
		BUNDESREPUB. DEUTSCHLAND	1,100,000.00	1,193,533.00	
		BUNDESREPUB. DEUTSCHLAND	100,000.00	91,544.00	
		BUNDESREPUB. DEUTSCHLAND	100,000.00	90,060.00	
		BUNDESREPUB. DEUTSCHLAND	100,000.00	90,670.00	
		BUNDESREPUB. DEUTSCHLAND	2,200,000.00	2,163,260.00	
		BUNDESREPUB. DEUTSCHLAND	22,400,000.00	26,726,560.00	
		BUNDESREPUB. DEUTSCHLAND	5,700,000.00	5,692,305.00	
		BUNDESREPUB. DEUTSCHLAND	38,450,000.00	45,351,775.00	
		BUNDESREPUB. DEUTSCHLAND	20,350,000.00	24,436,809.10	
		BUNDESREPUB. DEUTSCHLAND	20,400,000.00	23,494,182.24	
		BUNDESREPUB. DEUTSCHLAND	100,000.00	81,389.00	
		BUNDESREPUB. DEUTSCHLAND	34,900,000.00	41,831,440.14	
		BUNDESREPUB. DEUTSCHLAND	17,300,000.00	22,027,820.12	
		BUNDESREPUB. DEUTSCHLAND	4,000,000.00	3,960,440.00	
		BUNDESREPUB. DEUTSCHLAND	15,230,000.00	16,499,438.77	
		BUNDESREPUB. DEUTSCHLAND	100,000.00	97,516.06	
		BUNDESREPUB. DEUTSCHLAND	100,000.00	97,395.00	
		BUNDESREPUB. DEUTSCHLAND	100,000.00	75,534.00	
		BUNDESREPUB. DEUTSCHLAND	27,600,000.00	13,462,452.00	
		BUNDESREPUB. DEUTSCHLAND	100,000.00	83,215.00	

		BUNDESSCHATZANWEISUNGEN	100,000.00	99,595.00	
		BUNDESSCHATZANWEISUNGEN	200,000.00	200,050.00	
		BUONI POLIENNALI DEL TES	100,000.00	98,208.90	
		BUONI POLIENNALI DEL TES	100,000.00	98,424.00	
		BUONI POLIENNALI DEL TES	100,000.00	97,441.00	
		BUONI POLIENNALI DEL TES	44,550,000.00	44,639,100.00	
		BUONI POLIENNALI DEL TES	100,000.00	98,800.00	
		BUONI POLIENNALI DEL TES	100,000.00	98,090.00	
		BUONI POLIENNALI DEL TES	6,100,000.00	6,103,660.00	
		BUONI POLIENNALI DEL TES	22,500,000.00	22,407,750.00	
		BUONI POLIENNALI DEL TES	100,000.00	95,550.00	
		BUONI POLIENNALI DEL TES	100,000.00	101,730.00	
		BUONI POLIENNALI DEL TES	5,700,000.00	5,375,100.00	
		BUONI POLIENNALI DEL TES	18,100,000.00	18,218,392.10	
		BUONI POLIENNALI DEL TES	100,000.00	96,760.00	
		BUONI POLIENNALI DEL TES	100,000.00	97,570.00	
		BUONI POLIENNALI DEL TES	13,850,000.00	13,984,345.00	
		BUONI POLIENNALI DEL TES	100,000.00	108,750.00	
		BUONI POLIENNALI DEL TES	100,000.00	95,190.00	
		BUONI POLIENNALI DEL TES	23,700,000.00	23,446,410.00	
		BUONI POLIENNALI DEL TES	100,000.00	94,095.00	
		BUONI POLIENNALI DEL TES	200,000.00	193,780.00	
		BUONI POLIENNALI DEL TES	200,000.00	192,520.00	
		BUONI POLIENNALI DEL TES	150,000.00	164,640.00	
		BUONI POLIENNALI DEL TES	100,000.00	97,720.00	
		BUONI POLIENNALI DEL TES	200,000.00	190,840.00	
		BUONI POLIENNALI DEL TES	24,750,000.00	24,737,625.00	
		BUONI POLIENNALI DEL TES	2,200,000.00	2,230,140.00	
		BUONI POLIENNALI DEL TES	10,100,000.00	10,608,030.00	
		BUONI POLIENNALI DEL TES	100,000.00	97,560.00	
		BUONI POLIENNALI DEL TES	9,900,000.00	10,157,400.00	
		BUONI POLIENNALI DEL TES	10,000,000.00	9,922,000.00	
		BUONI POLIENNALI DEL TES	100,000.00	98,020.00	
		BUONI POLIENNALI DEL TES	150,000.00	162,690.00	
		BUONI POLIENNALI DEL TES	50,000,000.00	50,725,000.00	
		BUONI POLIENNALI DEL TES	100,000.00	99,700.00	

		BUONI POLIENNALI DEL TES	22,800,000.00	22,882,080.00	
		BUONI POLIENNALI DEL TES	7,800,000.00	7,956,000.00	
		BUONI POLIENNALI DEL TES	100,000.00	88,640.00	
		BUONI POLIENNALI DEL TES	21,000,000.00	20,771,100.00	
		BUONI POLIENNALI DEL TES	100,000.00	114,110.00	
		BUONI POLIENNALI DEL TES	150,000.00	129,480.00	
		BUONI POLIENNALI DEL TES	100,000.00	80,980.00	
		BUONI POLIENNALI DEL TES	100,000.00	90,710.00	
		BUONI POLIENNALI DEL TES	39,850,000.00	45,277,570.00	
		BUONI POLIENNALI DEL TES	600,000.00	623,940.00	
		BUONI POLIENNALI DEL TES	100,000.00	89,210.00	
		BUONI POLIENNALI DEL TES	5,500,000.00	5,682,050.00	
		BUONI POLIENNALI DEL TES	4,300,000.00	4,383,420.00	
		BUONI POLIENNALI DEL TES	12,500,000.00	12,358,750.00	
		BUONI POLIENNALI DEL TES	34,300,000.00	37,201,780.00	
		BUONI POLIENNALI DEL TES	500,000.00	470,700.00	
		BUONI POLIENNALI DEL TES	250,000.00	249,775.00	
		BUONI POLIENNALI DEL TES	100,000.00	82,450.00	
		BUONI POLIENNALI DEL TES	100,000.00	99,110.00	
		BUONI POLIENNALI DEL TES	100,000.00	89,870.00	
		BUONI POLIENNALI DEL TES	100,000.00	86,120.00	
		BUONI POLIENNALI DEL TES	5,400,000.00	5,800,680.00	
		BUONI POLIENNALI DEL TES	200,000.00	172,680.00	
		BUONI POLIENNALI DEL TES	12,800,000.00	13,753,600.00	
		BUONI POLIENNALI DEL TES	1,800,000.00	1,806,840.00	
		BUONI POLIENNALI DEL TES	8,300,000.00	8,704,210.00	
		BUONI POLIENNALI DEL TES	100,000.00	84,120.00	
		BUONI POLIENNALI DEL TES	100,000.00	85,770.00	
		BUONI POLIENNALI DEL TES	100,000.00	91,060.00	
		BUONI POLIENNALI DEL TES	100,000.00	70,100.00	
		BUONI POLIENNALI DEL TES	15,800,000.00	15,744,700.00	
		BUONI POLIENNALI DEL TES	9,000,000.00	6,390,378.00	
		FINNISH GOVERNMENT	600,000.00	603,978.00	
		FINNISH GOVERNMENT	100,000.00	97,279.05	
		FINNISH GOVERNMENT	2,000,000.00	1,912,025.00	
		FINNISH GOVERNMENT	3,300,000.00	3,295,859.82	

		FINNISH GOVERNMENT	1,000,000.00	906,850.00	
		FINNISH GOVERNMENT	2,400,000.00	2,130,673.20	
		FINNISH GOVERNMENT	1,300,000.00	1,130,389.39	
		FINNISH GOVERNMENT	2,000,000.00	1,681,100.00	
		FINNISH GOVERNMENT	4,500,000.00	3,181,623.75	
		FINNISH GOVERNMENT	5,000,000.00	4,747,117.50	
		FINNISH GOVERNMENT	400,000.00	367,873.32	
		FINNISH GOVERNMENT	1,500,000.00	1,064,109.00	
		FINNISH GOVERNMENT	1,000,000.00	936,700.00	
		FRANCE (GOVT OF)	200,000.00	190,539.24	
		FRANCE (GOVT OF)	12,650,000.00	12,488,221.68	
		FRANCE (GOVT OF)	100,000.00	93,576.25	
		FRANCE (GOVT OF)	150,000.00	138,539.61	
		FRANCE (GOVT OF)	150,000.00	141,702.75	
		FRANCE (GOVT OF)	2,000,000.00	1,968,306.00	
		FRANCE (GOVT OF)	100,000.00	92,347.10	
		FRANCE (GOVT OF)	100,000.00	91,980.00	
		FRANCE (GOVT OF)	100,000.00	90,891.05	
		FRANCE (GOVT OF)	17,910,000.00	17,709,268.30	
		FRANCE (GOVT OF)	100,000.00	88,762.72	
		FRANCE (GOVT OF)	4,000,000.00	3,942,567.60	
		FRANCE (GOVT OF)	100,000.00	96,830.00	
		FRANCE (GOVT OF)	150,000.00	148,020.60	
		FRANCE (GOVT OF)	2,300,000.00	2,354,406.50	
		FRANCE (GOVT OF)	100,000.00	83,489.75	
		FRANCE (GOVT OF)	100,000.00	79,660.00	
		FRANCE (GOVT OF)	100,000.00	80,569.82	
		FRANCE (GOVT OF)	100,000.00	74,605.00	
		FRANCE (GOVT OF)	200,000.00	129,791.60	
		FRANCE (GOVT OF)	100,000.00	50,494.67	
		FRANCE (GOVT OF)	42,500,000.00	20,976,045.00	
		FRANCE (GOVT OF)	12,000,000.00	10,533,420.00	
		FRANCE (GOVT OF)	500,000.00	458,861.75	
		FRANCE (GOVT OF)	100,000.00	62,970.00	
		FRANCE GOVERNMENT O.A.T	30,420,000.00	31,481,658.00	
		FRANCE GOVERNMENT O.A.T	100,000.00	97,000.00	

		FRANCE GOVERNMENT O.A.T	100,000.00	95,000.00	
		FRANCE GOVERNMENT O.A.T	100,000.00	100,615.00	
		FRANCE GOVERNMENT O.A.T	14,050,000.00	13,927,765.00	
		FRANCE GOVERNMENT O.A.T	57,950,000.00	64,256,988.25	
		FRANCE GOVERNMENT O.A.T	100,000.00	90,596.50	
		FRANCE GOVERNMENT O.A.T	44,700,000.00	53,094,481.20	
		FRANCE GOVERNMENT O.A.T	56,600,000.00	64,077,301.48	
		FRANCE GOVERNMENT O.A.T	17,200,000.00	18,300,911.80	
		FRANCE GOVERNMENT O.A.T	20,100,000.00	22,619,334.00	
		FRANCE GOVERNMENT O.A.T	100,000.00	95,446.25	
		FRANCE GOVERNMENT O.A.T	15,350,000.00	16,273,855.10	
		FRANCE GOVERNMENT O.A.T	4,040,000.00	4,322,008.16	
		IRELAND GOVERNMENT BOND	1,200,000.00	1,165,632.96	
		IRISH GOVERNMENT	200,000.00	186,799.76	
		IRISH TSY 1.10% 2029	600,000.00	555,730.80	
		IRISH TSY 1.3% 2033	5,600,000.00	4,925,578.00	
		IRISH TSY 1.35% 2031	100,000.00	91,428.68	
		IRISH TSY 1.5% 2050	2,900,000.00	2,045,333.75	
		IRISH TSY 1.7% 2037	3,100,000.00	2,656,307.85	
		IRISH TSY 1% 2026	100,000.00	96,531.00	
		IRISH TSY 2.4% 2030	8,300,000.00	8,138,927.71	
		IRISH TSY 2% 2045	1,600,000.00	1,319,240.00	
		NETHERLANDS GOVERNMENT	7,600,000.00	7,380,035.48	
		NETHERLANDS GOVERNMENT	1,400,000.00	1,337,420.00	
		NETHERLANDS GOVERNMENT	100,000.00	95,480.00	
		NETHERLANDS GOVERNMENT	100,000.00	94,434.85	
		NETHERLANDS GOVERNMENT	20,130,000.00	22,042,350.00	
		NETHERLANDS GOVERNMENT	100,000.00	92,755.00	
		NETHERLANDS GOVERNMENT	1,100,000.00	980,760.00	
		NETHERLANDS GOVERNMENT	100,000.00	88,863.97	
		NETHERLANDS GOVERNMENT	250,000.00	246,218.75	
		NETHERLANDS GOVERNMENT	3,300,000.00	3,237,029.40	
		NETHERLANDS GOVERNMENT	2,000,000.00	1,949,800.00	
		NETHERLANDS GOVERNMENT	17,400,000.00	19,477,363.38	
		NETHERLANDS GOVERNMENT	15,000,000.00	10,194,775.50	
		NETHERLANDS GOVERNMENT	500,000.00	352,648.10	

		NETHERLANDS GOVERNMENT	300,000.00	334,951.65	
		NETHERLANDS GOVERNMENT	3,800,000.00	3,730,412.50	
		NETHERLANDS GOVERNMENT	3,400,000.00	2,827,831.00	
		REPUBLIC OF AUSTRIA	800,000.00	580,960.00	
		REPUBLIC OF AUSTRIA	3,500,000.00	3,408,300.00	
		REPUBLIC OF AUSTRIA	7,900,000.00	8,058,000.00	
		REPUBLIC OF AUSTRIA	1,800,000.00	1,712,340.00	
		REPUBLIC OF AUSTRIA	5,800,000.00	6,351,247.66	
		REPUBLIC OF AUSTRIA	14,600,000.00	13,115,180.00	
		REPUBLIC OF AUSTRIA	1,600,000.00	1,362,880.00	
		REPUBLIC OF AUSTRIA	1,200,000.00	1,192,080.00	
		REPUBLIC OF AUSTRIA	11,350,000.00	10,764,340.00	
		REPUBLIC OF AUSTRIA	4,450,000.00	4,911,965.62	
		REPUBLIC OF AUSTRIA	3,500,000.00	3,451,199.50	
		REPUBLIC OF AUSTRIA	7,500,000.00	5,428,500.00	
		REPUBLIC OF AUSTRIA	2,000,000.00	1,131,200.00	
		REPUBLIC OF AUSTRIA	2,650,000.00	2,964,555.00	
		SPANISH GOVERNMENT	1,400,000.00	1,578,836.00	
		SPANISH GOVERNMENT	38,400,000.00	45,335,040.00	
		SPANISH GOVERNMENT	17,050,000.00	18,221,280.44	
	小計	銘柄数：253 組入時価比率：29.8%	1,611,660,000.00	1,645,055,686.33 (283,492,446,425) 30.3%	
	英ポンド	UK TREASURY	200,000.00	192,674.00	
		UK TREASURY	100,000.00	96,965.10	
		UK TREASURY	100,000.00	94,583.04	
		UK TREASURY	100,000.00	91,512.33	
		UK TREASURY	100,000.00	100,460.80	
		UK TREASURY	200,000.00	181,521.24	
		UK TREASURY	100,000.00	107,975.00	
		UK TREASURY	7,250,000.00	6,192,660.00	
		UK TREASURY	200,000.00	170,918.00	
		UK TREASURY	100,000.00	104,329.98	
		UK TREASURY	160,000.00	162,714.40	
		UK TREASURY	100,000.00	75,757.33	
		UK TREASURY	8,600,000.00	8,841,481.12	

		UK TREASURY	280,000.00	280,434.58	
		UK TREASURY	100,000.00	74,514.00	
		UK TREASURY	29,050,000.00	27,280,680.70	
		UK TREASURY	20,940,000.00	21,775,506.00	
		UK TREASURY	22,100,000.00	21,683,744.29	
		UK TREASURY	500,000.00	487,380.20	
		UK TREASURY	320,000.00	318,908.80	
		UK TREASURY	9,890,000.00	8,475,730.00	
		UK TREASURY	8,000,000.00	7,616,000.00	
		UK TREASURY	100,000.00	56,404.35	
		UK TREASURY	100,000.00	58,569.00	
		UK TREASURY	100,000.00	94,804.50	
		UK TREASURY	11,550,000.00	5,643,733.09	
		UK TREASURY	100,000.00	86,887.68	
		UK TREASURY	5,600,000.00	2,853,760.00	
		UK TREASURY	1,550,000.00	809,208.50	
		UK TREASURY	100,000.00	53,050.00	
		UK TREASURY	100,000.00	90,640.00	
		UK TREASURY	100,000.00	63,327.50	
		UK TREASURY	200,000.00	163,544.00	
		UK TSY 0 1/2% 2061	9,200,000.00	2,772,880.00	
		UK TSY 0 5/8% 2050	63,800,000.00	25,791,660.40	
		UK TSY 3 1/4% 2044	5,000,000.00	4,156,681.50	
		UNITED KINGDOM GILT	30,570,000.00	30,094,636.50	
		UNITED KINGDOM GILT	36,500,000.00	36,296,038.00	
		UNITED KINGDOM GILT	5,320,000.00	5,233,450.51	
		UNITED KINGDOM GILT	11,100,000.00	11,236,796.40	
		UNITED KINGDOM GILT	400,000.00	400,419.20	
		UNITED KINGDOM GILT	7,950,000.00	7,920,346.50	
		UNITED KINGDOM GILT	100,000.00	103,875.00	
		UNITED KINGDOM GILT	4,500,000.00	4,607,145.00	
		UNITED KINGDOM GILT	140,000.00	69,700.96	
		UNITED KINGDOM(GOVERNMEN	170,000.00	160,588.80	
	小計	銘柄数：46 組入時価比率：5.2%	302,840,000.00	243,224,598.30 (49,491,341,262) 5.3%	

	スウェーデンクローナ	SWEDISH GOVERNMENT	19,000,000.00	18,395,877.90	
		SWEDISH GOVERNMENT	18,300,000.00	17,329,948.11	
		SWEDISH GOVERNMENT	18,200,000.00	17,044,456.52	
		SWEDISH GOVERNMENT	13,100,000.00	11,439,168.90	
		SWEDISH GOVERNMENT	8,000,000.00	8,042,503.20	
		SWEDISH GOVERNMENT	5,000,000.00	4,801,000.00	
		SWEDISH GOVERNMENT	21,300,000.00	24,526,737.00	
	小計	銘柄数：7 組入時価比率：0.2%	102,900,000.00	101,579,691.63 (1,537,916,531) 0.2%	
	ノルウェークローネ	NORWEGIAN GOVERNMENT	9,400,000.00	9,034,002.54	
		NORWEGIAN GOVERNMENT	5,500,000.00	5,223,900.00	
		NORWEGIAN GOVERNMENT	9,400,000.00	8,865,140.00	
		NORWEGIAN GOVERNMENT	28,000,000.00	25,576,768.00	
		NORWEGIAN GOVERNMENT	8,200,000.00	7,201,924.70	
		NORWEGIAN GOVERNMENT	4,700,000.00	4,005,163.75	
		NORWEGIAN GOVERNMENT	39,300,000.00	35,341,114.50	
		NORWEGIAN GOVERNMENT	5,500,000.00	5,244,415.55	
	小計	銘柄数：8 組入時価比率：0.2%	110,000,000.00	100,492,429.04 (1,515,425,829) 0.2%	
	デンマーククローネ	KINGDOM OF DENMARK	23,400,000.00	23,016,240.00	
		KINGDOM OF DENMARK	3,300,000.00	3,091,134.09	
		KINGDOM OF DENMARK	15,850,000.00	14,341,080.00	
		KINGDOM OF DENMARK	5,700,000.00	5,582,580.00	
		KINGDOM OF DENMARK	43,800,000.00	53,874,959.22	
		KINGDOM OF DENMARK	7,500,000.00	4,015,338.75	
	小計	銘柄数：6 組入時価比率：0.3%	99,550,000.00	103,921,332.06 (2,400,582,770) 0.3%	
	ズロチ	POLAND GOVERNMENT BOND	5,300,000.00	5,209,446.85	
		POLAND GOVERNMENT BOND	6,900,000.00	6,557,563.35	
		POLAND GOVERNMENT BOND	2,500,000.00	2,401,195.00	
		POLAND GOVERNMENT BOND	56,800,000.00	51,828,125.60	
		POLAND GOVERNMENT BOND	10,700,000.00	11,505,474.60	
		POLAND GOVERNMENT BOND	11,700,000.00	11,838,904.74	

		POLAND GOVERNMENT BOND	3,300,000.00	2,895,931.50	
		POLAND GOVERNMENT BOND	18,400,000.00	14,300,272.08	
		POLAND GOVERNMENT BOND	4,700,000.00	3,577,100.44	
		POLAND GOVERNMENT BOND	16,300,000.00	16,701,436.40	
	小計	銘柄数：10 組入時価比率：0.5%	136,600,000.00	126,815,450.56 (5,067,152,276) 0.5%	
	豪ドル	AUSTRALIAN GOVERNMENT	14,730,000.00	14,725,312.91	
		AUSTRALIAN GOVERNMENT	2,300,000.00	2,117,150.00	
		AUSTRALIAN GOVERNMENT	2,250,000.00	2,284,478.55	
		AUSTRALIAN GOVERNMENT	4,600,000.00	4,397,594.48	
		AUSTRALIAN GOVERNMENT	1,050,000.00	991,615.27	
		AUSTRALIAN GOVERNMENT	2,600,000.00	2,497,733.68	
		AUSTRALIAN GOVERNMENT	9,300,000.00	8,682,480.00	
		AUSTRALIAN GOVERNMENT	22,200,000.00	20,231,765.76	
		AUSTRALIAN GOVERNMENT	5,750,000.00	4,702,208.55	
		AUSTRALIAN GOVERNMENT	3,300,000.00	2,751,095.82	
		AUSTRALIAN GOVERNMENT	1,100,000.00	873,730.00	
		AUSTRALIAN GOVERNMENT	600,000.00	477,227.70	
		AUSTRALIAN GOVERNMENT	3,100,000.00	2,534,510.71	
		AUSTRALIAN GOVERNMENT	22,300,000.00	22,495,747.17	
		AUSTRALIAN GOVERNMENT	300,000.00	268,037.22	
		AUSTRALIAN GOVERNMENT	100,000.00	94,766.72	
		AUSTRALIAN GOVERNMENT	550,000.00	507,612.43	
		AUSTRALIAN GOVERNMENT	900,000.00	768,512.25	
		AUSTRALIAN GOVERNMENT	10,550,000.00	9,784,377.00	
		AUSTRALIAN GOVERNMENT	2,250,000.00	1,934,550.00	
		AUSTRALIAN GOVERNMENT	3,250,000.00	2,527,661.50	
		AUSTRALIAN GOVERNMENT	5,700,000.00	4,336,560.00	
		AUSTRALIAN GOVERNMENT	6,300,000.00	3,452,400.00	
	小計	銘柄数：23 組入時価比率：1.3%	125,080,000.00	113,437,127.72 (12,137,772,666) 1.3%	
	ニュージーランドドル	NEW ZEALAND GOVERNMENT	3,100,000.00	3,085,430.00	
		NEW ZEALAND GOVERNMENT	1,400,000.00	1,186,500.00	
		NEW ZEALAND GOVERNMENT	3,650,000.00	3,406,180.00	

		NEW ZEALAND GOVERNMENT	2,600,000.00	2,590,380.00	
		NEW ZEALAND GOVERNMENT	300,000.00	248,190.00	
		NEW ZEALAND GOVERNMENT	4,700,000.00	4,316,950.47	
		NEW ZEALAND GOVERNMENT	2,000,000.00	1,934,176.00	
		NEW ZEALAND GOVERNMENT	6,450,000.00	5,165,160.00	
		NEW ZEALAND GOVERNMENT	2,600,000.00	1,651,780.00	
		NEW ZEALAND GOVERNMENT	1,000,000.00	671,400.00	
	小計	銘柄数：10 組入時価比率：0.2%	27,800,000.00	24,256,146.47 (2,372,736,247) 0.3%	
	シンガポールドル	SINGAPORE GOVERNMENT	1,300,000.00	1,285,830.00	
		SINGAPORE GOVERNMENT	4,530,000.00	4,422,186.00	
		SINGAPORE GOVERNMENT	500,000.00	476,472.50	
		SINGAPORE GOVERNMENT	5,050,000.00	5,075,250.00	
		SINGAPORE GOVERNMENT	200,000.00	195,500.00	
		SINGAPORE GOVERNMENT	1,450,000.00	1,424,625.00	
		SINGAPORE GOVERNMENT	5,610,000.00	5,489,385.00	
		SINGAPORE GOVERNMENT	400,000.00	359,040.00	
		SINGAPORE GOVERNMENT	3,930,000.00	3,970,479.00	
		SINGAPORE GOVERNMENT	3,820,000.00	3,445,640.00	
		SINGAPORE GOVERNMENT	850,000.00	799,000.00	
		SINGAPORE GOVERNMENT	2,500,000.00	2,340,912.50	
		SINGAPORE GOVERNMENT	4,600,000.00	3,583,400.00	
	小計	銘柄数：13 組入時価比率：0.4%	34,740,000.00	32,867,720.00 (3,894,496,142) 0.4%	
	リンギ	MALAYSIA GOVERNMENT	100,000.00	105,927.47	
		MALAYSIA GOVERNMENT	4,300,000.00	4,286,650.65	
		MALAYSIA GOVERNMENT	7,000,000.00	7,526,488.20	
		MALAYSIAN GOVERNMENT	800,000.00	806,269.76	
		MALAYSIAN GOVERNMENT	16,900,000.00	17,184,310.39	
		MALAYSIAN GOVERNMENT	4,600,000.00	4,644,488.44	
		MALAYSIAN GOVERNMENT	10,800,000.00	10,788,492.60	
		MALAYSIAN GOVERNMENT	5,200,000.00	5,223,193.04	
		MALAYSIAN GOVERNMENT	500,000.00	518,984.80	
		MALAYSIAN GOVERNMENT	1,280,000.00	1,293,614.33	

		MALAYSIAN GOVERNMENT	15,400,000.00	15,999,406.50	
		MALAYSIAN GOVERNMENT	400,000.00	372,115.72	
		MALAYSIAN GOVERNMENT	9,300,000.00	9,540,240.39	
		MALAYSIAN GOVERNMENT	10,200,000.00	10,178,202.60	
		MALAYSIAN GOVERNMENT	11,100,000.00	11,390,081.85	
		MALAYSIAN GOVERNMENT	1,000,000.00	1,093,259.70	
		MALAYSIAN GOVERNMENT	14,350,000.00	15,817,835.67	
		MALAYSIAN GOVERNMENT	10,500,000.00	11,305,354.20	
		MALAYSIAN GOVERNMENT	7,100,000.00	7,852,615.62	
	小計	銘柄数：19 組入時価比率：0.5%	130,830,000.00	135,927,531.93 (4,634,843,390) 0.5%	
	人民元	CHINA GOVERNMENT BOND	118,500,000.00	118,992,865.20	
		CHINA GOVERNMENT BOND	73,500,000.00	73,974,361.65	
		CHINA GOVERNMENT BOND	81,800,000.00	82,397,385.40	
		CHINA GOVERNMENT BOND	156,500,000.00	157,899,188.25	
		CHINA GOVERNMENT BOND	170,100,000.00	171,820,255.32	
		CHINA GOVERNMENT BOND	64,000,000.00	64,774,425.60	
		CHINA GOVERNMENT BOND	62,400,000.00	62,714,496.00	
		CHINA GOVERNMENT BOND	68,500,000.00	69,269,350.90	
		CHINA GOVERNMENT BOND	89,500,000.00	91,284,093.00	
		CHINA GOVERNMENT BOND	95,000,000.00	95,846,640.00	
		CHINA GOVERNMENT BOND	228,100,000.00	231,247,688.76	
		CHINA GOVERNMENT BOND	33,000,000.00	33,458,297.40	
		CHINA GOVERNMENT BOND	84,200,000.00	84,524,944.64	
		CHINA GOVERNMENT BOND	84,800,000.00	86,308,871.84	
		CHINA GOVERNMENT BOND	76,200,000.00	76,210,668.00	
		CHINA GOVERNMENT BOND	54,000,000.00	55,016,080.20	
		CHINA GOVERNMENT BOND	16,500,000.00	16,781,356.35	
		CHINA GOVERNMENT BOND	93,900,000.00	96,122,509.71	
		CHINA GOVERNMENT BOND	63,000,000.00	64,512,800.10	
		CHINA GOVERNMENT BOND	109,500,000.00	111,276,418.50	
		CHINA GOVERNMENT BOND	17,700,000.00	18,061,630.47	
		CHINA GOVERNMENT BOND	70,000,000.00	72,628,787.00	
		CHINA GOVERNMENT BOND	98,100,000.00	100,369,916.28	
		CHINA GOVERNMENT BOND	111,200,000.00	113,026,893.68	

		CHINA GOVERNMENT BOND	54,200,000.00	56,093,477.00	
		CHINA GOVERNMENT BOND	77,000,000.00	77,123,200.00	
		CHINA GOVERNMENT BOND	74,000,000.00	76,413,754.20	
		CHINA GOVERNMENT BOND	84,800,000.00	87,207,709.44	
		CHINA GOVERNMENT BOND	49,200,000.00	51,018,240.12	
		CHINA GOVERNMENT BOND	73,000,000.00	75,749,384.40	
		CHINA GOVERNMENT BOND	156,000,000.00	160,451,007.60	
		CHINA GOVERNMENT BOND	241,400,000.00	248,228,674.92	
		CHINA GOVERNMENT BOND	113,900,000.00	114,933,073.00	
		CHINA GOVERNMENT BOND	23,800,000.00	25,168,057.32	
		CHINA GOVERNMENT BOND	20,000,000.00	21,012,472.00	
		CHINA GOVERNMENT BOND	20,000,000.00	20,801,516.00	
		CHINA GOVERNMENT BOND	31,500,000.00	32,783,807.70	
		CHINA GOVERNMENT BOND	63,300,000.00	65,527,963.77	
		CHINA GOVERNMENT BOND	49,400,000.00	51,603,165.90	
		CHINA GOVERNMENT BOND	70,300,000.00	73,953,104.35	
		CHINA GOVERNMENT BOND	76,000,000.00	78,586,872.80	
		CHINA GOVERNMENT BOND	106,000,000.00	108,336,483.80	
		CHINA GOVERNMENT BOND	91,300,000.00	94,428,540.58	
		CHINA GOVERNMENT BOND	133,100,000.00	134,335,833.50	
		CHINA GOVERNMENT BOND	15,000,000.00	18,604,446.00	
		CHINA GOVERNMENT BOND	36,000,000.00	43,405,207.20	
		CHINA GOVERNMENT BOND	87,700,000.00	102,308,022.37	
		CHINA GOVERNMENT BOND	66,100,000.00	74,379,262.96	
		CHINA GOVERNMENT BOND	68,800,000.00	78,992,878.24	
		CHINA GOVERNMENT BOND	105,000,000.00	117,343,338.00	
	小計	銘柄数：50 組入時価比率：9.9%	4,106,800,000.00	4,237,309,417.42 (93,837,759,434) 10.0%	
	新シェケル	ISRAEL FIXED BOND	11,000,000.00	10,694,425.50	
		ISRAEL FIXED BOND	6,100,000.00	5,728,852.82	
		ISRAEL FIXED BOND	6,500,000.00	6,763,463.85	
		ISRAEL FIXED BOND	5,000,000.00	4,689,116.50	
		ISRAEL FIXED BOND	7,600,000.00	6,935,541.12	
		ISRAEL FIXED BOND	1,500,000.00	1,446,706.80	
		ISRAEL FIXED BOND	8,100,000.00	6,614,148.96	

		ISRAEL FIXED BOND	7,700,000.00	5,959,789.22	
		ISRAEL FIXED BOND	5,900,000.00	3,896,060.87	
		ISRAEL FIXED BOND	10,300,000.00	10,549,753.37	
		ISRAEL FIXED BOND	5,700,000.00	4,462,850.34	
	小計	銘柄数：11 組入時価比率：0.3%	75,400,000.00	67,740,709.35 (2,904,911,290) 0.3%	
合計				936,070,980,217 (936,070,980,217)	

(注1)外貨建有価証券については、通貨種類毎の小計欄の( )内は、邦貨換算額(単位:円)であります。

(注2)合計金額欄の( )内は、外貨建有価証券に係るもので、内書であります。

(注3)比率は左より組入時価の純資産に対する比率、及び各小計欄の合計金額に対する比率であります。

(3)貸付有価証券の明細(2024年 6月 28日現在)

種類	通貨	銘柄	券面総額	備考
国債証券	米ドル	US TREASURY N/B	40,700,000	
		US TREASURY N/B	40,000,000	
		US TREASURY N/B	37,500,000	
		US TREASURY N/B	45,000,000	
		US TREASURY N/B	10,000,000	
		US TREASURY N/B	27,700,000	
		US TREASURY N/B	13,005,000	
		US TREASURY N/B	1,000,000	
		US TREASURY N/B	30,000,000	
		US TREASURY N/B	17,500,000	
		US TREASURY N/B	510,000	
		US TREASURY N/B	127,000	
		US TREASURY N/B	35,000,000	
		US TREASURY N/B	40,000,000	
		US TREASURY N/B	20,000,000	
		US TREASURY N/B	85,000	
		US TREASURY N/B	9,000,000	
		US TREASURY N/B	19,400,000	
		US TREASURY N/B	20,000,000	
		US TREASURY N/B	33,500,000	
		US TREASURY N/B	29,000,000	
		US TREASURY N/B	85,000	
		US TREASURY N/B	11,000,000	
		US TREASURY BOND	50,000,000	
		US TREASURY BOND	15,400,000	
		US TREASURY BOND	678,000	
		US TREASURY BOND	50,000,000	
		US TREASURY BOND	5,000,000	
		US TREASURY BOND	2,000,000	
		US TREASURY BOND	19,000,000	
		US TREASURY BOND	11,000,000	
		US TREASURY N/B	50,000,000	

		US TREASURY N/B	20,000,000	
		US TREASURY N/B	2,500,000	
		US TREASURY N/B	45,000,000	
		US TREASURY N/B	36,000,000	
		US TREASURY N/B	15,000,000	
		US TREASURY N/B	25,000,000	
		US TREASURY N/B	17,000,000	
		US TREASURY N/B	20,000,000	
		US TREASURY N/B	34,000,000	
		US TREASURY N/B	10,000,000	
		US TREASURY N/B	13,000,000	
		US TREASURY N/B	28,000,000	
		US TREASURY N/B	3,000,000	
		US TREASURY N/B	24,500,000	
		US TREASURY N/B	10,837,000	
		US TREASURY N/B	33,000,000	
		US TREASURY N/B	24,267,000	
		US TREASURY N/B	40,000,000	
		US TREASURY N/B	42,000,000	
		US TREASURY N/B	30,000,000	
		US TREASURY N/B	35,000,000	
		US TREASURY N/B	20,000,000	
		US TREASURY N/B	15,000,000	
		US TREASURY N/B	26,000,000	
		US TREASURY N/B	27,000,000	
		US TREASURY N/B	32,000,000	
		US TREASURY N/B	85,000	
		US TREASURY N/B	13,900,000	
		US TREASURY N/B	13,000,000	
		US TREASURY N/B	24,000,000	
		US TREASURY N/B	4,700,000	
		US TREASURY N/B	85,000	
		US TREASURY N/B	20,000,000	
		US TREASURY N/B	39,000,000	
		US TREASURY N/B	17,000,000	
		US TREASURY N/B	40,000,000	
		US TREASURY N/B	1,000,000	
		US TREASURY N/B	32,000,000	
		US TREASURY N/B	32,000,000	
		US TREASURY N/B	17,340,000	
		US TREASURY N/B	50,000,000	
		US TREASURY N/B	3,000,000	
		US TREASURY N/B	85,000	
		US TREASURY N/B	38,000,000	
		US TREASURY N/B	12,000,000	
		US TREASURY N/B	20,000,000	
		US TREASURY N/B	19,000,000	
		US TREASURY N/B	27,000,000	
		US TREASURY N/B	2,500,000	
		US TREASURY N/B	22,000,000	

		US TREASURY N/B	24,000,000	
		US TREASURY N/B	34,000,000	
		US TREASURY N/B	14,700,000	
		US TREASURY N/B	25,000,000	
		US TREASURY N/B	29,000,000	
		US TREASURY N/B	39,200,000	
		US TREASURY N/B	34,000,000	
		US TREASURY N/B	2,400,000	
		US TREASURY N/B	25,000,000	
		US TREASURY N/B	36,635,000	
		US TREASURY N/B	85,000	
		US TREASURY N/B	9,000,000	
		US TREASURY N/B	25,000,000	
		US TREASURY N/B	28,000,000	
		US TREASURY N/B	12,000,000	
		US TREASURY N/B	5,000,000	
		US TREASURY N/B	13,600,000	
		US TREASURY N/B	14,500,000	
		US TREASURY N/B	85,000	
		US TREASURY N/B	11,000,000	
		US TREASURY N/B	31,000,000	
		US TREASURY N/B	18,800,000	
		US TREASURY N/B	15,000,000	
		US TREASURY N/B	8,000,000	
		US TREASURY N/B	85,000	
		US TREASURY N/B	9,000,000	
		US TREASURY N/B	85,000	
	豪ドル	AUSTRALIAN GOVERNMENT	2,000,000	
		AUSTRALIAN GOVERNMENT	100,000	
		AUSTRALIAN GOVERNMENT	2,500,000	
		AUSTRALIAN GOVERNMENT	10,000,000	
	ニュージーランドドル	NEW ZEALAND GOVERNMENT	1,600,000	
		NEW ZEALAND GOVERNMENT	1,900,000	
	スウェーデンクローナ	SWEDISH GOVERNMENT	18,100,000	
	ユーロ	BUNDESREPUB. DEUTSCHLAND	15,000,000	
		FRANCE GOVERNMENT O.A.T	1,000,000	
		FRANCE GOVERNMENT O.A.T	1,000,000	
		FRANCE GOVERNMENT O.A.T	1,000,000	
		FRANCE GOVERNMENT O.A.T	48,000,000	
		BELGIUM KINGDOM	1,000,000	
		SPANISH GOVERNMENT	7,800,000	
		SPANISH GOVERNMENT	5,500,000	
		BONOS Y OBLIG DEL ESTADO	9,000,000	
		FINNISH GOVERNMENT	1,700,000	
		BUONI POLIENNALI DEL TES	7,000,000	
		BUONI POLIENNALI DEL TES	24,800,000	

第２ デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

種類	2024年 6月 28日現在		
	契約額等（円）	時価（円）	評価損益（円）

		うち１年超		
市場取引以外の取引				
為替予約取引				
買建	1,600,451,167	－	1,606,063,160	5,611,993
米ドル	769,920,624	－	772,665,120	2,744,496
ユーロ	531,802,179	－	533,991,120	2,188,941
英ポンド	81,104,296	－	81,344,000	239,704
ニュージーランドドル	58,662,900	－	58,648,440	△14,460
人民元	158,961,168	－	159,414,480	453,312
売建	2,833,987,366	－	2,855,330,780	△21,343,414
米ドル	1,389,870,414	－	1,400,669,550	△10,799,136
ユーロ	974,131,140	－	981,961,230	△7,830,090
英ポンド	162,017,032	－	162,712,000	△694,968
人民元	307,968,780	－	309,988,000	△2,019,220
合計	－	－	－	△15,731,421

（注）時価の算定方法

１為替予約取引

1)計算日において対顧客先物相場の仲値が発表されている外貨については以下のように評価しております。

①計算日において為替予約の受渡日（以下「当該日」といいます）の対顧客先物相場の仲値が発表されている場合は、当該為替予約は当該仲値で評価しております。

②計算日において当該日の対顧客先物相場の仲値が発表されていない場合は、以下の方法によっております。

・計算日に当該日を超える対顧客先物相場が発表されている場合には、当該日に最も近い前後二つの対顧客先物相場の仲値をもとに計算したレートを用いております。

・計算日に当該日を超える対顧客先物相場が発表されていない場合には、当該日に最も近い発表されている対顧客先物相場の仲値を用いております。

2)計算日に対顧客先物相場の仲値が発表されていない外貨については、計算日の対顧客相場の仲値で評価しております。

※上記取引でヘッジ会計が適用されているものはございません。

【中間財務諸表】

（１）当ファンドの中間財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和 38 年大蔵省令第 59 号）ならびに同規則第 284 条および第 307 条の規定により、「投資信託財産の計算に関する規則」（平成 12 年総理府令第 133 号）に基づいて作成しております。なお、中間財務諸表に記載している金額は、円単位で表示しております。

（２）当ファンドは、金融商品取引法第 193 条の 2 第 1 項の規定に基づき、第 8 期中間計算期間（2024 年 6 月 29 日から 2024 年 12 月 28 日まで）の中間財務諸表について、EY 新日本有限責任監査法人による中間監査を受けております。

独 立 監 査 人 の 中 間 監 査 報 告 書

２０２５年3月４日

野村アセットマネジメント株式会社

取 締 役 会　　御 中

EY 新日本有限責任監査法人

東　　京　　事　　務　　所

指定有限責任社員
業務執行社員　　公認会計士　　長谷川　敬

中間監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第１９３条の２第１項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられているマイターゲット 2035（確定拠出年金向け）の２０２４年6月２９日から２０２４年１２月２８日までの中間計算期間の中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表、中間損益及び剰余金計算書並びに中間注記表について中間監査を行った。

当監査法人は、上記の中間財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して、マイターゲット 2035（確定拠出年金向け）の２０２４年１２月２８日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する中間計算期間（２０２４年6月２９日から２０２４年１２月２８日まで）の損益の状況に関する有用な情報を表示しているものと認める。

中間監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準における当監査法人の責任は、「中間財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、野村アセットマネジメント株式会社及びファンドから独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

中間財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して中間財務諸表を作成し有用な情報を表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない中間財務諸表を作成し有用な情報を表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

中間財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき中間財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

中間財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した中間監査に基づいて、全体として中間財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽表示がないかどうかの合理的な保証を得て、中間監査報告書において独立の立場から中間財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、中間財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に従って、中間監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

・　不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応する中間監査手続を立案し、実施する。中間監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。なお、中間監査手続は、年度監査と比べて監査手続の一部が省略され、監査人の判断により、不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示リスクの評価に基づいて、分析的手続等を中心とした監査手続に必要に応じて追加の監査手続が選択及び適用される。
・　中間財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な中間監査手続を立案するために、中間財務諸表の作成と有用な情報の表示に関連する内部統制を検討する。
・　経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
・　経営者が継続企業を前提として中間財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、中間監査報告書において中間財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する中間財務諸表の注記事項が適切でない場合は、中間財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、中間監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、ファンドは継続企業として存続できなくなる可能性がある。
・　中間財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた中間財務諸表の表示、構成及び内容、並びに中間財務諸表が基礎となる取引や会計事象に関して有用な情報を表示しているかどうかを評価する。

監査人は、経営者に対して、計画した中間監査の範囲とその実施時期、中間監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む中間監査上の重要な発見事項、及び中間監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

利害関係

野村アセットマネジメント株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　　上

（注）　1．上記の中間監査報告書の原本は当社が別途保管しております。
　　2．XBRL データは中間監査の対象には含まれていません。

【マイターゲット２０３５（確定拠出年金向け）】

（１）【中間貸借対照表】

（単位：円）

	第７期 （2024年 6月28日現在）	第８期中間計算期間末 （2024年12月28日現在）
資産の部		
流動資産		
コール・ローン	38,838,122	33,765,661
親投資信託受益証券	13,004,650,425	14,519,957,823
未収入金	－	6,227,129
未収利息	92	220
流動資産合計	13,043,488,639	14,559,950,833
資産合計	13,043,488,639	14,559,950,833
負債の部		
流動負債		
未払収益分配金	4,341,311	－
未払解約金	6,275,705	9,073,184
未払受託者報酬	1,543,970	1,773,089
未払委託者報酬	12,609,041	14,480,179
その他未払費用	192,939	221,575
流動負債合計	24,962,966	25,548,027
負債合計	24,962,966	25,548,027
純資産の部		
元本等		
元本	8,682,622,007	9,580,904,750
剰余金		
中間剰余金又は中間欠損金（△）	4,335,903,666	4,953,498,056
（分配準備積立金）	2,165,272,527	2,057,694,803
元本等合計	13,018,525,673	14,534,402,806
純資産合計	13,018,525,673	14,534,402,806
負債純資産合計	13,043,488,639	14,559,950,833

（２）【中間損益及び剰余金計算書】

（単位：円）

	第７期中間計算期間 自　2023年 6月29日 至　2023年12月28日	第８期中間計算期間 自　2024年 6月29日 至　2024年12月28日
営業収益		
受取利息	－	31,289
有価証券売買等損益	211,970,788	201,835,662
営業収益合計	211,970,788	201,866,951
営業費用		
支払利息	3,694	－
受託者報酬	1,262,683	1,773,089
委託者報酬	10,311,835	14,480,179

その他費用	157,772	221,575
営業費用合計	11,735,984	16,474,843
営業利益又は営業損失（△）	200,234,804	185,392,108
経常利益又は経常損失（△）	200,234,804	185,392,108
中間純利益又は中間純損失（△）	200,234,804	185,392,108
一部解約に伴う中間純利益金額の分配額又は一部解約に伴う中間純損失金額の分配額（△）	821,543	△8,747,339
期首剰余金又は期首欠損金（△）	2,311,762,434	4,335,903,666
剰余金増加額又は欠損金減少額	432,762,695	655,544,052
中間追加信託に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	432,762,695	655,544,052
剰余金減少額又は欠損金増加額	126,481,477	232,089,109
中間一部解約に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	126,481,477	232,089,109
分配金	-	-
中間剰余金又は中間欠損金（△）	2,817,456,913	4,953,498,056

（３）【中間注記表】

（重要な会計方針に係る事項に関する注記）

1.運用資産の評価基準及び評価方法	親投資信託受益証券 基準価額で評価しております。
2.費用・収益の計上基準	有価証券売買等損益 約定日基準で計上しております。
3.金融商品の時価等に関する事項の補足説明	金融商品の時価の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。
4.その他	当ファンドの中間計算期間は、2024年 6月29日から2024年12月28日までとなっております。

（中間貸借対照表に関する注記）

第7期 2024年 6月28日現在	第8期中間計算期間末 2024年12月28日現在
1．　計算期間の末日における受益権の総数 8,682,622,007口	1．　中間計算期間の末日における受益権の総数 9,580,904,750口
2．　計算期間の末日における1単位当たりの純資産の額 1口当たり純資産額　1.4994円 （10,000口当たり純資産額）（14,994円）	2．　中間計算期間の末日における1単位当たりの純資産の額 1口当たり純資産額　1.5170円 （10,000口当たり純資産額）（15,170円）

（中間損益及び剰余金計算書に関する注記）

該当事項はありません。

（金融商品に関する注記）

金融商品の時価等に関する事項

第7期 2024年 6月28日現在	第8期中間計算期間末 2024年12月28日現在
1．貸借対照表計上額、時価及び差額 貸借対照表上の金融商品は原則としてすべて時価で評価しているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。 2．時価の算定方法 親投資信託受益証券 （重要な会計方針に係る事項に関する注記）に記載しております。 コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務 これらの科目は短期間で決済されるため、帳簿価額は時価と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。	1．中間貸借対照表計上額、時価及び差額 中間貸借対照表上の金融商品は原則としてすべて時価で評価しているため、中間貸借対照表計上額と時価との差額はありません。 2．時価の算定方法 親投資信託受益証券 （重要な会計方針に係る事項に関する注記）に記載しております。 コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務 これらの科目は短期間で決済されるため、帳簿価額は時価と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

（その他の注記）

１　元本の移動

第７期 自 2023年 6月29日 至 2024年 6月28日		第８期中間計算期間 自 2024年 6月29日 至 2024年12月28日	
期首元本額	6,759,073,089円	期首元本額	8,682,622,007円
期中追加設定元本額	2,802,883,194円	期中追加設定元本額	1,364,535,065円
期中一部解約元本額	879,334,276円	期中一部解約元本額	466,252,322円

２　デリバティブ取引関係

該当事項はありません。

（参考）

当ファンドは「国内株式マザーファンド」、「外国株式ＭＳＣＩ－ＫＯＫＵＳＡＩマザーファンド」、「国内債券ＮＯＭＵＲＡ－ＢＰＩ総合　マザーファンド」および「外国債券マザーファンド」受益証券を主要投資対象としており、貸借対照表の資産の部に計上された親投資信託受益証券は、すべて同親投資信託の受益証券です。
なお、以下に記載した状況は監査の対象外となっております。

国内株式マザーファンド

貸借対照表

（単位：円）

	(2024年12月28日現在)
資産の部	
流動資産	
コール・ローン	22,873,830,184
株式	779,244,930,610
派生商品評価勘定	176,590,266
未収入金	1,374,063,680
未収配当金	1,039,048,650
未収利息	149,582
その他未収収益	12,334,762
差入委託証拠金	274,603,924
流動資産合計	804,995,551,658
資産合計	804,995,551,658
負債の部	
流動負債	
未払金	2,224,567,390
未払解約金	126,887,430
未払利息	2,907,044
有価証券貸借取引受入金	15,131,196,212
流動負債合計	17,485,558,076
負債合計	17,485,558,076
純資産の部	
元本等	
元本	246,493,179,390
剰余金	
期末剰余金又は期末欠損金（△）	541,016,814,192
元本等合計	787,509,993,582
純資産合計	787,509,993,582

負債純資産合計	804,995,551,658

注記表

（重要な会計方針に係る事項に関する注記）

1.運用資産の評価基準及び評価方法	株式 原則として時価で評価しております。 時価評価にあたっては、市場価格のある有価証券についてはその最終相場(計算日に最終相場のない場合には、直近の日の最終相場)で評価しております。 先物取引 取引所の発表する計算日の清算値段を用いております。
2.費用・収益の計上基準	受取配当金 原則として配当落ち日において、確定配当金額又は予想配当金額を計上しております。 投資信託受益証券については、原則として収益分配金落ち日において、当該収益分配金額を計上しております。 有価証券売買等損益 約定日基準で計上しております。 派生商品取引等損益 約定日基準で計上しております。
3.金融商品の時価等に関する事項の補足説明	金融商品の時価の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。

（貸借対照表に関する注記）

2024年12月28日現在	
1.　計算期間の末日における1単位当たりの純資産の額	
1口当たり純資産額	3.1949円
(10,000口当たり純資産額)	(31,949円)
2.　有価証券の消費貸借契約により貸し付けた有価証券	
	14,680,188,530円

（金融商品に関する注記）

金融商品の時価等に関する事項

2024年12月28日現在
1．貸借対照表計上額、時価及び差額 貸借対照表上の金融商品は原則としてすべて時価で評価しているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。 2．時価の算定方法 株式 （重要な会計方針に係る事項に関する注記）に記載しております。 派生商品評価勘定 先物取引 （重要な会計方針に係る事項に関する注記）に記載しております。 コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務 これらの科目は短期間で決済されるため、帳簿価額は時価と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

（その他の注記）

元本の移動及び期末元本額の内訳

2024年12月28日現在	
期首	2024年 6月29日
本報告書における開示対象ファンドの期首における当ファンドの元本額	233,576,590,682円
同期中における追加設定元本額	26,403,957,349円
同期中における一部解約元本額	13,487,368,641円
期末元本額	246,493,179,390円
期末元本額の内訳＊	
バランスセレクト３０	87,750,199円
バランスセレクト５０	208,103,266円
バランスセレクト７０	357,438,029円

野村世界６資産分散投信（安定コース）	1,505,656,556 円
野村世界６資産分散投信（分配コース）	2,243,807,142 円
野村世界６資産分散投信（成長コース）	12,732,346,690 円
野村資産設計ファンド２０１５	21,906,460 円
野村資産設計ファンド２０２０	24,660,816 円
野村資産設計ファンド２０２５	34,994,707 円
野村資産設計ファンド２０３０	63,422,581 円
野村資産設計ファンド２０３５	68,375,053 円
野村資産設計ファンド２０４０	122,242,172 円
野村日本株インデックス（野村投資一任口座向け）	20,535,480,757 円
のむラップ・ファンド（保守型）	1,450,568,868 円
のむラップ・ファンド（普通型）	16,224,461,423 円
のむラップ・ファンド（積極型）	11,260,516,327 円
野村資産設計ファンド２０４５	28,489,930 円
野村インデックスファンド・ＴＯＰＩＸ	2,377,715,747 円
マイ・ロード	1,754,448,229 円
ネクストコア	8,702,113 円
野村インデックスファンド・内外７資産バランス・為替ヘッジ型	868,219,546 円
野村ＴＯＰＩＸインデックス（野村ＳＭＡ・ＥＷ向け）	3,825,938,857 円
野村世界６資産分散投信（配分変更コース）	946,457,215 円
野村資産設計ファンド２０５０	32,327,022 円
野村ターゲットデートファンド２０１６　２０２６－２０２８年目標型	5,719,213 円
野村ターゲットデートファンド２０１６　２０２９－２０３１年目標型	4,474,163 円
野村ターゲットデートファンド２０１６　２０３２－２０３４年目標型	4,153,095 円
野村ターゲットデートファンド２０１６　２０３５－２０３７年目標型	4,010,874 円
のむラップ・ファンド（やや保守型）	466,593,114 円
のむラップ・ファンド（やや積極型）	2,500,942,509 円
インデックス・ブレンド（タイプⅠ）	2,562,594 円
インデックス・ブレンド（タイプⅡ）	2,062,981 円
インデックス・ブレンド（タイプⅢ）	18,990,276 円
インデックス・ブレンド（タイプⅣ）	10,310,806 円
インデックス・ブレンド（タイプⅤ）	34,193,138 円
野村６資産均等バランス	5,451,637,759 円
世界６資産分散ファンド	102,740,459 円
野村資産設計ファンド２０６０	33,284,700 円
はじめてのＮＩＳＡ・日本株式インデックス（ＴＯＰＩＸ）	727,505,989 円
ファンドラップ（ウエルス・スクエア）日本株式	4,105,582,388 円
グローバル・インデックス・バランス２５ＶＡ（適格機関投資家専用）	137,268,194 円
グローバル・インデックス・バランス５０ＶＡ（適格機関投資家専用）	92,206,110 円
グローバル・インデックス・バランス４０ＶＡ（適格機関投資家専用）	186,076,007 円
グローバル・インデックス・バランス６０ＶＡ（適格機関投資家専用）	90,567,395 円
ワールド・インデックス・ファンドＶＡ安定型（適格機関投資家専用）	1,358,847 円
ワールド・インデックス・ファンドＶＡバランス型（適格機関投資家専用）	3,244,134 円
ワールド・インデックス・ファンドＶＡ積極型（適格機関投資家専用）	451,923 円
野村インデックス・バランス６０ＶＡ（適格機関投資家専用）	1,255,892,637 円
野村ワールド・インデックス・バランス５０ＶＡ（適格機関投資家専用）	6,284,524 円
野村・国内株式インデックスファンド・ＶＡＳ（適格機関投資家専用）	18,913,707 円
野村世界インデックス・バランス４０ＶＡ（適格機関投資家専用）	7,175,928 円
野村グローバル・インデックス・バランス２５ＶＡ（適格機関投資家専用）	62,987,549 円
野村グローバル・インデックス・バランス５０ＶＡ（適格機関投資家専用）	114,130,351 円
野村グローバル・インデックス・バランス７５ＶＡ（適格機関投資家専用）	3,180,524,821 円
野村世界バランス２５ＶＡ（適格機関投資家専用）	15,939,310 円
ノムラ日本株式インデックスファンドＶＡ（適格機関投資家専用）	128,481,185 円
ノムラＦＯＦｓ用インデックスファンド・ＴＯＰＩＸ（適格機関投資家専用）	5,071,390,155 円
野村国内外マルチアセット（６資産）ファンド（適格機関投資家専用）	18,169,378 円
野村ＦＯＦｓ用・ターゲット・リターン・８資産バランス（２％コース向け）（適格機関投資家専用）	1,161,636 円
野村オルタナティブ・マルチオープン投信（適格機関投資家転売制限付）	117,937,378 円

バランスセレクト３０（確定拠出年金向け）	4,801,617 円
バランスセレクト５０（確定拠出年金向け）	24,714,544 円
バランスセレクト７０（確定拠出年金向け）	35,996,546 円
国内債券・株式バランスファンド（確定拠出年金向け）	83,659,289 円
マイバランス３０（確定拠出年金向け）	6,812,634,613 円
マイバランス５０（確定拠出年金向け）	22,069,452,101 円
マイバランス７０（確定拠出年金向け）	31,002,674,523 円
野村国内株式インデックスファンド・ＴＯＰＩＸ（確定拠出年金向け）	41,880,273,402 円
マイバランスＤＣ３０	3,132,637,031 円
マイバランスＤＣ５０	6,033,212,199 円
マイバランスＤＣ７０	7,677,675,170 円
野村ＤＣ国内株式インデックスファンド・ＴＯＰＩＸ	14,239,441,720 円
野村ＤＣ運用戦略ファンド	525,532,988 円
野村ＤＣ運用戦略ファンド（マイルド）	38,243,614 円
マイターゲット２０５０（確定拠出年金向け）	2,332,018,519 円
マイターゲット２０３０（確定拠出年金向け）	1,992,180,877 円
マイターゲット２０４０（確定拠出年金向け）	1,991,086,708 円
野村世界６資産分散投信（ＤＣ）安定コース	18,065,132 円
野村世界６資産分散投信（ＤＣ）インカムコース	9,317,091 円
野村世界６資産分散投信（ＤＣ）成長コース	189,314,228 円
野村資産設計ファンド（ＤＣ・つみたてＮＩＳＡ）２０３０	58,754,219 円
野村資産設計ファンド（ＤＣ・つみたてＮＩＳＡ）２０４０	66,171,163 円
野村資産設計ファンド（ＤＣ・つみたてＮＩＳＡ）２０５０	50,801,210 円
マイターゲット２０３５（確定拠出年金向け）	1,250,010,967 円
マイターゲット２０４５（確定拠出年金向け）	1,043,441,446 円
マイターゲット２０５５（確定拠出年金向け）	822,962,628 円
マイターゲット２０６０（確定拠出年金向け）	1,182,909,440 円
野村資産設計ファンド（ＤＣ・つみたてＮＩＳＡ）２０６０	50,646,733 円
マイターゲット２０６５（確定拠出年金向け）	489,737,505 円
多資産分散投資ファンド（バランス１０）（確定拠出年金向け）	174,854,338 円
みらいバランス・株式１０（富士通企業年金基金ＤＣ向け）	222,561,086 円
野村ＤＣバランスファンド（年金運用戦略タイプ）	208,930,848 円
マイターゲット２０７０（確定拠出年金向け）	9,510,963 円

＊は当該親投資信託受益証券を投資対象とする証券投資信託ごとの元本額

外国株式ＭＳＣＩ－ＫＯＫＵＳＡＩマザーファンド

貸借対照表

（単位：円）

	（2024 年 12 月 28 日現在）
資産の部	
流動資産	
預金	10,187,806,718
コール・ローン	2,647,757,166
株式	2,796,218,011,516
投資証券	50,429,616,112
派生商品評価勘定	50,946,931
未収入金	19,651,334
未収配当金	1,908,590,342
未収利息	17,314
差入委託証拠金	31,819,177,632
流動資産合計	2,893,281,575,065

資産合計	2,893,281,575,065
負債の部	
流動負債	
派生商品評価勘定	435,277,536
未払解約金	566,059,270
その他未払費用	7,312,000
流動負債合計	1,008,648,806
負債合計	1,008,648,806
純資産の部	
元本等	
元本	365,172,089,369
剰余金	
期末剰余金又は期末欠損金（△）	2,527,100,836,890
元本等合計	2,892,272,926,259
純資産合計	2,892,272,926,259
負債純資産合計	2,893,281,575,065

注記表

（重要な会計方針に係る事項に関する注記）

1.運用資産の評価基準及び評価方法	株式 原則として時価で評価しております。 時価評価にあたっては、市場価格のある有価証券についてはその最終相場(計算日に最終相場のない場合には、直近の日の最終相場)で評価しております。 新株予約権証券 原則として時価で評価しております。 時価評価にあたっては、市場価格のある有価証券についてはその最終相場(計算日に最終相場のない場合には、直近の日の最終相場)で評価しております。 投資証券 原則として時価で評価しております。 時価評価にあたっては、市場価格のある有価証券についてはその最終相場(計算日に最終相場のない場合には、直近の日の最終相場)で評価しております。 先物取引 計算日に知りうる直近の日の主たる取引所の発表する清算値段又は最終相場で評価しております。 為替予約取引 計算日において予約為替の受渡日の対顧客先物相場の仲値で評価しております。
2.外貨建資産・負債の本邦通貨への換算基準	信託財産に属する外貨建資産・負債の円換算は、原則として、わが国における計算期間末日の対顧客電信売買相場の仲値によって計算しております。
3.費用・収益の計上基準	受取配当金 原則として配当落ち日において、確定配当金額又は予想配当金額を計上しております。 投資信託受益証券については、原則として収益分配金落ち日において、当該収益分配金額を計上しております。 配当株式 配当株式は原則として、配当株式に伴う源泉税等の費用が確定した段階で、株式の配当落ち日に計上した数量に相当する券面額又は発行価額を計上しております。 有価証券売買等損益 約定日基準で計上しております。 派生商品取引等損益 約定日基準で計上しております。 為替差損益 約定日基準で計上しております。
4.金融商品の時価等に関する事項の補足説明	金融商品の時価の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。

（貸借対照表に関する注記）

2024年12月28日現在	
１．　計算期間の末日における１単位当たりの純資産の額	
１口当たり純資産額	7.9203円
（10,000口当たり純資産額）	（79,203円）

（金融商品に関する注記）

金融商品の時価等に関する事項

2024年12月28日現在
１．貸借対照表計上額、時価及び差額 貸借対照表上の金融商品は原則としてすべて時価で評価しているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。 ２．時価の算定方法 株式 （重要な会計方針に係る事項に関する注記）に記載しております。 新株予約権証券 （重要な会計方針に係る事項に関する注記）に記載しております。 投資証券 （重要な会計方針に係る事項に関する注記）に記載しております。 派生商品評価勘定 先物取引 （重要な会計方針に係る事項に関する注記）に記載しております。 派生商品評価勘定 為替予約取引 １）計算日において対顧客先物相場の仲値が発表されている外貨については以下のように評価しております。 ①計算日において為替予約の受渡日（以下「当該日」といいます）の対顧客先物相場の仲値が発表されている場合は、当該為替予約は当該仲値で評価しております。 ②計算日において当該日の対顧客先物相場の仲値が発表されていない場合は、以下の方法によっております。 ・計算日に当該日を超える対顧客先物相場が発表されている場合には、当該日に最も近い前後二つの対顧客先物相場の仲値をもとに計算したレートを用いております。 ・計算日に当該日を超える対顧客先物相場が発表されていない場合には、当該日に最も近い発表されている対顧客先物相場の仲値を用いております。 ２）計算日に対顧客先物相場の仲値が発表されていない外貨については、計算日の対顧客相場の仲値で評価しております。 コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務 これらの科目は短期間で決済されるため、帳簿価額は時価と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

（その他の注記）

元本の移動及び期末元本額の内訳

2024年12月28日現在	
期首	2024年 6月29日
本報告書における開示対象ファンドの期首における当ファンドの元本額	348,166,870,456円
同期中における追加設定元本額	32,889,021,242円
同期中における一部解約元本額	15,883,802,329円
期末元本額	365,172,089,369円
期末元本額の内訳＊	
バランスセレクト３０	17,331,296円
バランスセレクト５０	56,037,642円
バランスセレクト７０	79,469,805円
野村外国株式インデックスファンド	442,970,872円
野村世界６資産分散投信（安定コース）	1,824,583,277円
野村世界６資産分散投信（分配コース）	2,719,088,733円
野村世界６資産分散投信（成長コース）	5,143,106,780円
野村資産設計ファンド２０１５	5,220,752円
野村資産設計ファンド２０２０	5,877,273円
野村資産設計ファンド２０２５	8,352,937円
野村資産設計ファンド２０３０	15,211,231円
野村資産設計ファンド２０３５	16,302,168円
野村資産設計ファンド２０４０	29,196,079円

野村外国株インデックス　Ｂコース（野村投資一任口座向け）	34,124,353,903 円
のむラップ・ファンド（保守型）	1,244,805,262 円
のむラップ・ファンド（普通型）	17,754,207,940 円
のむラップ・ファンド（積極型）	24,049,093,968 円
野村資産設計ファンド２０４５	6,816,381 円
野村インデックスファンド・外国株式	9,777,620,918 円
マイ・ロード	1,352,758,008 円
ネクストコア	4,449,675 円
野村インデックスファンド・海外５資産バランス	154,242,332 円
野村外国株インデックスＢコース（野村ＳＭＡ・ＥＷ向け）	4,287,828,095 円
野村世界６資産分散投信（配分変更コース）	267,889,815 円
野村資産設計ファンド２０５０	7,749,218 円
野村ターゲットデートファンド２０１６　２０２６－２０２８年目標型	1,370,753 円
野村ターゲットデートファンド２０１６　２０２９－２０３１年目標型	1,065,554 円
野村ターゲットデートファンド２０１６　２０３２－２０３４年目標型	995,000 円
野村ターゲットデートファンド２０１６　２０３５－２０３７年目標型	959,147 円
のむラップ・ファンド（やや保守型）	458,397,435 円
のむラップ・ファンド（やや積極型）	3,159,824,481 円
インデックス・ブレンド（タイプⅠ）	2,889,692 円
インデックス・ブレンド（タイプⅡ）	2,941,682 円
インデックス・ブレンド（タイプⅢ）	30,446,764 円
インデックス・ブレンド（タイプⅣ）	16,328,134 円
インデックス・ブレンド（タイプⅤ）	53,679,721 円
野村６資産均等バランス	2,202,137,588 円
野村つみたて外国株投信	20,084,663,778 円
野村外国株（含む新興国）インデックス　Ｂコース（野村投資一任口座向け）	5,197,545,921 円
世界６資産分散ファンド	41,497,666 円
野村資産設計ファンド２０６０	7,951,718 円
野村スリーゼロ先進国株式投信	4,191,502,659 円
はじめてのＮＩＳＡ・全世界株式インデックス（オール・カントリー）	4,915,106,879 円
ＮＥＸＴ　ＦＵＮＤＳ　外国株式・ＭＳＣＩ－ＫＯＫＵＳＡＩ指数（為替ヘッジなし）連動型上場投信	7,261,395,489 円
ファンドラップ（ウエルス・スクエア）外国株式	7,114,246,555 円
グローバル・インデックス・バランス２５ＶＡ（適格機関投資家専用）	55,446,871 円
グローバル・インデックス・バランス５０ＶＡ（適格機関投資家専用）	37,243,271 円
グローバル・インデックス・バランス４０ＶＡ（適格機関投資家専用）	226,227,058 円
グローバル・インデックス・バランス６０ＶＡ（適格機関投資家専用）	183,516,364 円
ワールド・インデックス・ファンドＶＡ安定型（適格機関投資家専用）	548,884 円
ワールド・インデックス・ファンドＶＡバランス型（適格機関投資家専用）	1,601,524 円
ワールド・インデックス・ファンドＶＡ積極型（適格機関投資家専用）	401,603 円
野村ワールド・インデックス・バランス５０ＶＡ（適格機関投資家専用）	1,692,119 円
野村外国株式インデックスファンド（適格機関投資家専用）	238,727,013 円
野村世界インデックス・バランス４０ＶＡ（適格機関投資家専用）	2,173,796 円
野村グローバル・インデックス・バランス２５ＶＡ（適格機関投資家専用）	16,960,331 円
野村グローバル・インデックス・バランス５０ＶＡ（適格機関投資家専用）	46,100,547 円
野村グローバル・インデックス・バランス７５ＶＡ（適格機関投資家専用）	1,468,276,773 円
野村世界バランス２５ＶＡ（適格機関投資家専用）	6,437,585 円
ノムラＦＯＦｓ用インデックスファンド・外国株式（適格機関投資家専用）	932,994,674 円
野村ＦｏＦｓ用・外国株式ＭＳＣＩ－ＫＯＫＵＳＡＩインデックスファンド（適格機関投資家専用）	10,788,226,853 円
野村ＦＯＦｓ用・ターゲット・リターン・８資産バランス（２％コース向け）（適格機関投資家専用）	469,212 円
野村オルタナティブ・マルチオープン投信（適格機関投資家転売制限付）	726,016,044 円
バランスセレクト３０（確定拠出年金向け）	1,000,604 円
バランスセレクト５０（確定拠出年金向け）	6,640,507 円
バランスセレクト７０（確定拠出年金向け）	8,031,073 円
野村外国株式インデックスファンド・ＭＳＣＩ－ＫＯＫＵＳＡＩ（確定拠出年金向け）	117,868,856,668 円

マイバランス３０（確定拠出年金向け）	1,374,405,652 円
マイバランス５０（確定拠出年金向け）	5,974,444,088 円
マイバランス７０（確定拠出年金向け）	6,988,816,387 円
マイバランスＤＣ３０	635,575,486 円
マイバランスＤＣ５０	1,631,332,752 円
マイバランスＤＣ７０	1,723,303,681 円
野村ＤＣ外国株式インデックスファンド・ＭＳＣＩ－ＫＯＫＵＳＡＩ	52,633,095,133 円
野村ＤＣ運用戦略ファンド	274,260,039 円
野村ＤＣ運用戦略ファンド（マイルド）	16,030,214 円
マイターゲット２０５０（確定拠出年金向け）	561,806,612 円
マイターゲット２０３０（確定拠出年金向け）	421,337,592 円
マイターゲット２０４０（確定拠出年金向け）	529,525,765 円
野村世界６資産分散投信（ＤＣ）安定コース	21,891,663 円
野村世界６資産分散投信（ＤＣ）インカムコース	11,290,386 円
野村世界６資産分散投信（ＤＣ）成長コース	76,471,688 円
野村資産設計ファンド（ＤＣ・つみたてＮＩＳＡ）２０３０	14,091,601 円
野村資産設計ファンド（ＤＣ・つみたてＮＩＳＡ）２０４０	15,805,132 円
野村資産設計ファンド（ＤＣ・つみたてＮＩＳＡ）２０５０	12,177,870 円
マイターゲット２０３５（確定拠出年金向け）	311,590,988 円
マイターゲット２０４５（確定拠出年金向け）	262,837,897 円
マイターゲット２０５５（確定拠出年金向け）	190,182,988 円
マイターゲット２０６０（確定拠出年金向け）	265,458,061 円
野村資産設計ファンド（ＤＣ・つみたてＮＩＳＡ）２０６０	12,099,633 円
マイターゲット２０６５（確定拠出年金向け）	109,902,551 円
多資産分散投資ファンド（バランス１０）（確定拠出年金向け）	88,288,277 円
みらいバランス・株式１０（富士通企業年金基金ＤＣ向け）	59,934,147 円
野村ＤＣバランスファンド（年金運用戦略タイプ）	84,395,692 円
マイターゲット２０７０（確定拠出年金向け）	2,134,431 円
野村全世界株式インデックスファンド（確定拠出年金向け）	112,502,613 円

＊は当該親投資信託受益証券を投資対象とする証券投資信託ごとの元本額

国内債券ＮＯＭＵＲＡ－ＢＰＩ総合　マザーファンド

貸借対照表

（単位：円）

	（2024 年 12 月 28 日現在）
資産の部	
流動資産	
コール・ローン	10,972,458,667
国債証券	1,015,758,995,550
地方債証券	60,157,702,470
特殊債券	73,465,188,418
社債券	55,228,527,700
未収利息	1,710,161,781
前払費用	93,179,809
流動資産合計	1,217,386,214,395
資産合計	1,217,386,214,395
負債の部	
流動負債	
未払金	8,729,035,000
未払解約金	338,158,269
流動負債合計	9,067,193,269

負債合計	9,067,193,269
純資産の部	
元本等	
元本	983,646,606,772
剰余金	
期末剰余金又は期末欠損金（△）	224,672,414,354
元本等合計	1,208,319,021,126
純資産合計	1,208,319,021,126
負債純資産合計	1,217,386,214,395

注記表

（重要な会計方針に係る事項に関する注記）

1.運用資産の評価基準及び評価方法	国債証券、地方債証券、特殊債券、社債券 原則として時価で評価しております。 時価評価にあたっては、価格情報会社の提供する価額等で評価しております。
2.費用・収益の計上基準	有価証券売買等損益 約定日基準で計上しております。
3.金融商品の時価等に関する事項の補足説明	金融商品の時価の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。

（貸借対照表に関する注記）

2024年12月28日現在	
1.　計算期間の末日における1単位当たりの純資産の額	
1口当たり純資産額	1.2284円
(10,000口当たり純資産額)	(12,284円)

（金融商品に関する注記）

金融商品の時価等に関する事項

2024年12月28日現在
1．貸借対照表計上額、時価及び差額 貸借対照表上の金融商品は原則としてすべて時価で評価しているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。 2．時価の算定方法 国債証券、地方債証券、特殊債券、社債券 （重要な会計方針に係る事項に関する注記）に記載しております。 コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務 これらの科目は短期間で決済されるため、帳簿価額は時価と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

（その他の注記）

元本の移動及び期末元本額の内訳

2024年12月28日現在	
期首	2024年 6月29日
本報告書における開示対象ファンドの期首における当ファンドの元本額	931,359,627,541円
同期中における追加設定元本額	128,732,819,319円
同期中における一部解約元本額	76,445,840,088円
期末元本額	983,646,606,772円
期末元本額の内訳＊	
野村国内債券インデックスファンド	303,387,225円
野村世界６資産分散投信（安定コース）	44,829,407,654円
野村世界６資産分散投信（分配コース）	22,268,945,329円
野村世界６資産分散投信（成長コース）	9,026,013,686円
野村資産設計ファンド２０１５	326,058,560円
野村資産設計ファンド２０２０	367,122,947円
野村資産設計ファンド２０２５	449,925,429円
野村資産設計ファンド２０３０	422,909,981円

野村資産設計ファンド２０３５	273,095,016 円
野村資産設計ファンド２０４０	316,457,151 円
野村日本債券インデックスファンド	528,338,768 円
野村日本債券インデックス（野村投資一任口座向け）	125,817,410,942 円
のむラップ・ファンド（保守型）	27,151,103,938 円
のむラップ・ファンド（普通型）	104,763,997,140 円
のむラップ・ファンド（積極型）	13,246,131,244 円
野村日本債券インデックス（野村ＳＭＡ向け）	4,694,215,242 円
野村資産設計ファンド２０４５	51,656,873 円
野村円債投資インデックスファンド	406,308,077 円
野村インデックスファンド・国内債券	2,291,132,652 円
マイ・ロード	48,697,872,856 円
野村インデックスファンド・内外７資産バランス・為替ヘッジ型	1,436,131,006 円
野村日本債券インデックス（野村ＳＭＡ・ＥＷ向け）	25,905,012,646 円
野村世界６資産分散投信（配分変更コース）	2,753,182,112 円
野村資産設計ファンド２０５０	38,132,133 円
野村ターゲットデートファンド２０１６　２０２６－２０２８年目標型	28,376,183 円
野村ターゲットデートファンド２０１６　２０２９－２０３１年目標型	17,065,629 円
野村ターゲットデートファンド２０１６　２０３２－２０３４年目標型	8,250,670 円
野村ターゲットデートファンド２０１６　２０３５－２０３７年目標型	5,316,844 円
のむラップ・ファンド（やや保守型）	5,223,594,206 円
のむラップ・ファンド（やや積極型）	3,913,051,797 円
インデックス・ブレンド（タイプⅠ）	38,754,710 円
インデックス・ブレンド（タイプⅡ）	18,533,132 円
インデックス・ブレンド（タイプⅢ）	105,980,757 円
インデックス・ブレンド（タイプⅣ）	33,866,961 円
インデックス・ブレンド（タイプⅤ）	27,147,928 円
野村６資産均等バランス	13,526,405,271 円
世界６資産分散ファンド	254,902,468 円
野村資産設計ファンド２０６０	23,595,738 円
ＮＥＸＴ　ＦＵＮＤＳ　国内債券・ＮＯＭＵＲＡ－ＢＰＩ総合連動型上場投信	176,494,018,030 円
ファンドラップ（ウエルス・スクエア）債券・安定型	24,480,526,021 円
グローバル・インデックス・バランス２５ＶＡ（適格機関投資家専用）	408,709,337 円
グローバル・インデックス・バランス５０ＶＡ（適格機関投資家専用）	91,504,383 円
グローバル・インデックス・バランス４０ＶＡ（適格機関投資家専用）	1,154,213,412 円
グローバル・インデックス・バランス６０ＶＡ（適格機関投資家専用）	337,069,060 円
ワールド・インデックス・ファンドＶＡ安定型（適格機関投資家専用）	12,359,917 円
ワールド・インデックス・ファンドＶＡバランス型（適格機関投資家専用）	7,153,524 円
ワールド・インデックス・ファンドＶＡ積極型（適格機関投資家専用）	448,433 円
野村インデックス・バランス６０ＶＡ（適格機関投資家専用）	3,115,412,128 円
野村ワールド・インデックス・バランス５０ＶＡ（適格機関投資家専用）	10,393,496 円
野村世界インデックス・バランス４０ＶＡ（適格機関投資家専用）	35,600,997 円
野村グローバル・インデックス・バランス２５ＶＡ（適格機関投資家専用）	416,667,456 円
野村グローバル・インデックス・バランス５０ＶＡ（適格機関投資家専用）	283,127,259 円
野村グローバル・インデックス・バランス７５ＶＡ（適格機関投資家専用）	1,127,343,460 円
野村世界バランス２５ＶＡ（適格機関投資家専用）	79,084,423 円
ノムラ日本債券インデックスファンドＶＡ（適格機関投資家専用）	1,438,400,561 円
ノムラＦＯＦｓ用インデックスファンド・国内債券（適格機関投資家専用）	540,579,113 円
野村ＦＯＦｓ用・ターゲット・リターン・８資産バランス（２％コース向け）（適格機関投資家専用）	11,528,839 円
野村オルタナティブ・マルチオープン投信（適格機関投資家転売制限付）	218,018,596 円
マイバランス３０（確定拠出年金向け）	47,363,993,174 円
マイバランス５０（確定拠出年金向け）	74,409,421,347 円
マイバランス７０（確定拠出年金向け）	34,723,074,055 円
野村国内債券インデックスファンド・ＮＯＭＵＲＡ－ＢＰＩ総合（確定拠出年金向け）	50,160,041,360 円
マイバランスＤＣ３０	21,881,374,069 円
マイバランスＤＣ５０	20,371,421,129 円

マイバランスＤＣ７０	8,620,961,936 円
野村ＤＣ国内債券インデックスファンド・ＮＯＭＵＲＡ－ＢＰＩ総合	13,228,722,324 円
マイターゲット２０５０（確定拠出年金向け）	4,179,660,302 円
マイターゲット２０３０（確定拠出年金向け）	12,426,616,952 円
マイターゲット２０４０（確定拠出年金向け）	5,691,986,415 円
野村世界６資産分散投信（ＤＣ）安定コース	537,871,266 円
野村世界６資産分散投信（ＤＣ）インカムコース	92,451,763 円
野村世界６資産分散投信（ＤＣ）成長コース	134,205,600 円
野村資産設計ファンド（ＤＣ・つみたてＮＩＳＡ）２０３０	391,780,532 円
野村資産設計ファンド（ＤＣ・つみたてＮＩＳＡ）２０４０	171,319,662 円
野村資産設計ファンド（ＤＣ・つみたてＮＩＳＡ）２０５０	59,923,496 円
マイターゲット２０３５（確定拠出年金向け）	5,164,900,334 円
マイターゲット２０４５（確定拠出年金向け）	2,370,780,423 円
マイターゲット２０５５（確定拠出年金向け）	1,139,219,922 円
マイターゲット２０６０（確定拠出年金向け）	1,304,441,558 円
野村資産設計ファンド（ＤＣ・つみたてＮＩＳＡ）２０６０	35,903,631 円
マイターゲット２０６５（確定拠出年金向け）	540,053,145 円
多資産分散投資ファンド（バランス１０）（確定拠出年金向け）	903,838,762 円
みらいバランス・株式１０（富士通企業年金基金ＤＣ向け）	7,362,814,805 円
野村ＤＣバランスファンド（年金運用戦略タイプ）	518,391,489 円
マイターゲット２０７０（確定拠出年金向け）	10,487,975 円

＊は当該親投資信託受益証券を投資対象とする証券投資信託ごとの元本額

外国債券マザーファンド

貸借対照表

（単位：円）

	（2024 年 12 月 28 日現在）
資産の部	
流動資産	
預金	2,046,877,713
コール・ローン	307,581,177
国債証券	991,308,159,344
派生商品評価勘定	184,500
未収利息	8,804,768,528
前払費用	1,623,626,138
その他未収収益	13,863,889
流動資産合計	1,004,105,061,289
資産合計	1,004,105,061,289
負債の部	
流動負債	
派生商品評価勘定	384,200
未払解約金	230,907,044
その他未払費用	8,153,137
流動負債合計	239,444,381
負債合計	239,444,381
純資産の部	
元本等	
元本	324,984,632,668
剰余金	
期末剰余金又は期末欠損金（△）	678,880,984,240

元本等合計	1,003,865,616,908
純資産合計	1,003,865,616,908
負債純資産合計	1,004,105,061,289

注記表

（重要な会計方針に係る事項に関する注記）

1.運用資産の評価基準及び評価方法	国債証券 原則として時価で評価しております。 時価評価にあたっては、価格情報会社の提供する価額等で評価しております。 為替予約取引 計算日において予約為替の受渡日の対顧客先物相場の仲値で評価しております。
2.外貨建資産・負債の本邦通貨への換算基準	信託財産に属する外貨建資産・負債の円換算は、原則として、わが国における計算期間末日の対顧客電信売買相場の仲値によって計算しております。
3.費用・収益の計上基準	有価証券売買等損益 約定日基準で計上しております。 為替差損益 約定日基準で計上しております。
4.金融商品の時価等に関する事項の補足説明	金融商品の時価の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。

（貸借対照表に関する注記）

2024年12月28日現在	
1.　計算期間の末日における1単位当たりの純資産の額	
1口当たり純資産額	3.0890円
(10,000口当たり純資産額)	(30,890円)
2.　有価証券の消費貸借契約により貸し付けた有価証券	
	245,021,757,023円
なお、上記の金額は利含み価格で表示しております。	
3.　自由処分権を有する担保受入金融資産の時価	
貸付有価証券の担保として受け入れている資産は次の通りであります。	
有価証券	257,763,327,028円
なお、上記の金額は利含み価格で表示しております。	

（金融商品に関する注記）

金融商品の時価等に関する事項

2024年12月28日現在
1．貸借対照表計上額、時価及び差額
貸借対照表上の金融商品は原則としてすべて時価で評価しているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。
2．時価の算定方法
国債証券
（重要な会計方針に係る事項に関する注記）に記載しております。
派生商品評価勘定
為替予約取引
1）計算日において対顧客先物相場の仲値が発表されている外貨については以下のように評価しております。
①計算日において為替予約の受渡日(以下「当該日」といいます）の対顧客先物相場の仲値が発表されている場合は、当該為替予約は当該仲値で評価しております。
②計算日において当該日の対顧客先物相場の仲値が発表されていない場合は、以下の方法によっております。
・計算日に当該日を超える対顧客先物相場が発表されている場合には、当該日に最も近い前後二つの対顧客先物相場の仲値をもとに計算したレートを用いております。
・計算日に当該日を超える対顧客先物相場が発表されていない場合には、当該日に最も近い発表されている対顧客先物相場の仲値を用いております。
2）計算日に対顧客先物相場の仲値が発表されていない外貨については、計算日の対顧客相場の仲値で評価しております。
コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務
これらの科目は短期間で決済されるため、帳簿価額は時価と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

（その他の注記）
元本の移動及び期末元本額の内訳

2024年12月28日現在	
期首	2024年 6月29日
本報告書における開示対象ファンドの期首における当ファンドの元本額	304,969,272,588円
同期中における追加設定元本額	37,828,662,212円
同期中における一部解約元本額	17,813,302,132円
期末元本額	324,984,632,668円
期末元本額の内訳＊	
バランスセレクト３０	65,991,512円
バランスセレクト５０	70,684,777円
バランスセレクト７０	81,017,090円
野村外国債券インデックスファンド	225,038,601円
野村世界６資産分散投信（安定コース）	3,072,848,851円
野村世界６資産分散投信（分配コース）	22,896,608,865円
野村世界６資産分散投信（成長コース）	3,712,156,968円
野村資産設計ファンド２０１５	16,545,669円
野村資産設計ファンド２０２０	18,622,537円
野村資産設計ファンド２０２５	26,620,022円
野村資産設計ファンド２０３０	44,898,790円
野村資産設計ファンド２０３５	37,779,108円
野村資産設計ファンド２０４０	60,212,798円
野村外国債券インデックス　Ｂコース（野村投資一任口座向け）	81,160,586,362円
のむラップ・ファンド（保守型）	4,624,397,702円
のむラップ・ファンド（普通型）	43,629,423,128円
のむラップ・ファンド（積極型）	18,082,812,109円
野村外国債券インデックス（野村ＳＭＡ向け）	303,005,667円
野村資産設計ファンド２０４５	12,411,514円
野村インデックスファンド・外国債券	1,128,808,535円
マイ・ロード	5,762,632,407円
ネクストコア	44,858,890円
野村インデックスファンド・海外５資産バランス	389,752,142円
野村外国債券インデックスＢコース（野村ＳＭＡ・ＥＷ向け）	9,298,338,598円
野村世界６資産分散投信（配分変更コース）	1,020,770,889円
野村資産設計ファンド２０５０	11,680,770円
野村ターゲットデートファンド２０１６　２０２６－２０２８年目標型	2,879,114円
野村ターゲットデートファンド２０１６　２０２９－２０３１年目標型	2,375,069円
野村ターゲットデートファンド２０１６　２０３２－２０３４年目標型	1,993,393円
野村ターゲットデートファンド２０１６　２０３５－２０３７年目標型	1,640,399円
のむラップ・ファンド（やや保守型）	1,487,158,118円
のむラップ・ファンド（やや積極型）	4,674,992,766円
インデックス・ブレンド（タイプⅠ）	1,979,906円
インデックス・ブレンド（タイプⅡ）	1,574,312円
インデックス・ブレンド（タイプⅢ）	6,492,589円
インデックス・ブレンド（タイプⅣ）	1,964,573円
インデックス・ブレンド（タイプⅤ）	7,261,770円
野村６資産均等バランス	5,563,054,692円
野村外国債券（含む新興国）インデックス　Ｂコース（野村投資一任口座向け）	9,768,022,700円
世界６資産分散ファンド	104,859,682円
野村資産設計ファンド２０６０	7,181,098円
ＮＥＸＴ　ＦＵＮＤＳ　外国債券・ＦＴＳＥ世界国債インデックス（除く日本・為替ヘッジなし）連動型上場投信	15,856,009,649円
ファンドラップ（ウエルス・スクエア）外国債券	6,055,638,884円
野村外国債券インデックスファンドＶＡ（適格機関投資家専用）	5,279,435円
グローバル・インデックス・バランス２５ＶＡ（適格機関投資家専用）	672,447,303円
グローバル・インデックス・バランス５０ＶＡ（適格機関投資家専用）	150,543,353円
グローバル・インデックス・バランス４０ＶＡ（適格機関投資家専用）	664,574,864円

グローバル・インデックス・バランス６０ＶＡ（適格機関投資家専用）	231,045,423 円
ワールド・インデックス・ファンドＶＡ安定型（適格機関投資家専用）	1,386,923 円
ワールド・インデックス・ファンドＶＡバランス型（適格機関投資家専用）	4,414,886 円
ワールド・インデックス・ファンドＶＡ積極型（適格機関投資家専用）	184,504 円
野村インデックス・バランス６０ＶＡ（適格機関投資家専用）	2,136,351,983 円
野村ワールド・インデックス・バランス５０ＶＡ（適格機関投資家専用）	6,412,300 円
野村世界インデックス・バランス４０ＶＡ（適格機関投資家専用）	5,491,187 円
野村グローバル・インデックス・バランス２５ＶＡ（適格機関投資家専用）	150,007,729 円
野村グローバル・インデックス・バランス５０ＶＡ（適格機関投資家専用）	116,467,301 円
野村グローバル・インデックス・バランス７５ＶＡ（適格機関投資家専用）	1,854,585,239 円
野村世界バランス２５ＶＡ（適格機関投資家専用）	32,502,409 円
ノムラ外国債券インデックスファンドＶＡ（適格機関投資家専用）	699,638,146 円
ノムラＦＯＦｓ用インデックスファンド・外国債券（適格機関投資家専用）	2,365,857,402 円
野村ＦＯＦｓ用・ターゲット・リターン・８資産バランス（２％コース向け）（適格機関投資家専用）	3,556,614 円
野村オルタナティブ・マルチオープン投信（適格機関投資家転売制限付）	1,051,643,193 円
バランスセレクト３０（確定拠出年金向け）	3,721,598 円
バランスセレクト５０（確定拠出年金向け）	8,428,083 円
バランスセレクト７０（確定拠出年金向け）	8,167,885 円
野村外国債券パッシブファンド（確定拠出年金向け）	651,178,563 円
マイバランス３０（確定拠出年金向け）	5,238,744,122 円
マイバランス５０（確定拠出年金向け）	7,604,564,971 円
マイバランス７０（確定拠出年金向け）	7,120,292,057 円
野村外国債券インデックスファンド（確定拠出年金向け）	28,373,648,581 円
マイバランスＤＣ３０	2,424,141,859 円
マイバランスＤＣ５０	2,075,565,399 円
マイバランスＤＣ７０	1,756,146,926 円
野村ＤＣ外国債券インデックスファンド	12,133,083,844 円
野村ＤＣ運用戦略ファンド	2,799,178,807 円
野村ＤＣ運用戦略ファンド（マイルド）	335,056,816 円
マイターゲット２０５０（確定拠出年金向け）	599,557,074 円
マイターゲット２０３０（確定拠出年金向け）	1,381,122,650 円
マイターゲット２０４０（確定拠出年金向け）	599,437,154 円
野村世界６資産分散投信（ＤＣ）安定コース	36,868,567 円
野村世界６資産分散投信（ＤＣ）インカムコース	95,089,435 円
野村世界６資産分散投信（ＤＣ）成長コース	55,195,226 円
野村資産設計ファンド（ＤＣ・つみたてＮＩＳＡ）２０３０	41,593,798 円
野村資産設計ファンド（ＤＣ・つみたてＮＩＳＡ）２０４０	32,587,508 円
野村資産設計ファンド（ＤＣ・つみたてＮＩＳＡ）２０５０	18,356,315 円
マイターゲット２０３５（確定拠出年金向け）	554,820,367 円
マイターゲット２０４５（確定拠出年金向け）	287,127,678 円
マイターゲット２０５５（確定拠出年金向け）	196,544,215 円
マイターゲット２０６０（確定拠出年金向け）	268,240,732 円
野村資産設計ファンド（ＤＣ・つみたてＮＩＳＡ）２０６０	10,927,041 円
マイターゲット２０６５（確定拠出年金向け）	111,054,607 円
多資産分散投資ファンド（バランス１０）（確定拠出年金向け）	74,344,795 円
みらいバランス・株式１０（富士通企業年金基金ＤＣ向け）	378,514,999 円
野村ＤＣバランスファンド（年金運用戦略タイプ）	213,200,974 円
マイターゲット２０７０（確定拠出年金向け）	2,156,813 円

＊は当該親投資信託受益証券を投資対象とする証券投資信託ごとの元本額

２【ファンドの現況】

【純資産額計算書】

マイターゲット２０３５（確定拠出年金向け）

2025年1月31日現在

Ⅰ　資産総額	14,783,373,172円
Ⅱ　負債総額	14,611,013円
Ⅲ　純資産総額（Ⅰ－Ⅱ）	14,768,762,159円
Ⅳ　発行済口数	9,812,228,341口
Ⅴ　１口当たり純資産額（Ⅲ／Ⅳ）	1.5051円

（参考）国内株式マザーファンド

2025年1月31日現在

Ⅰ　資産総額	838,000,326,834円
Ⅱ　負債総額	53,612,382,549円
Ⅲ　純資産総額（Ⅰ－Ⅱ）	784,387,944,285円
Ⅳ　発行済口数	246,637,663,218口
Ⅴ　１口当たり純資産額（Ⅲ／Ⅳ）	3.1803円

（参考）外国株式ＭＳＣＩ－ＫＯＫＵＳＡＩマザーファンド

2025年1月31日現在

Ⅰ　資産総額	2,931,518,123,195円
Ⅱ　負債総額	7,173,139,944円
Ⅲ　純資産総額（Ⅰ－Ⅱ）	2,924,344,983,251円
Ⅳ　発行済口数	371,199,855,918口
Ⅴ　１口当たり純資産額（Ⅲ／Ⅳ）	7.8781円

（参考）国内債券ＮＯＭＵＲＡ－ＢＰＩ総合　マザーファンド

2025年1月31日現在

Ⅰ　資産総額	1,228,873,081,714円
Ⅱ　負債総額	10,103,608,103円
Ⅲ　純資産総額（Ⅰ－Ⅱ）	1,218,769,473,611円
Ⅳ　発行済口数	998,735,576,723口
Ⅴ　１口当たり純資産額（Ⅲ／Ⅳ）	1.2203円

（参考）外国債券マザーファンド

2025年1月31日現在

Ⅰ　資産総額	987,813,733,018円
Ⅱ　負債総額	856,560,286円
Ⅲ　純資産総額（Ⅰ－Ⅱ）	986,957,172,732円
Ⅳ　発行済口数	326,521,207,539口
Ⅴ　１口当たり純資産額（Ⅲ／Ⅳ）	3.0226円

第４【内国投資信託受益証券事務の概要】

(1) 受益証券の名義書換えの事務等

該当事項はありません。

ファンドの受益権の帰属は、振替機関等の振替口座簿に記載または記録されることにより定まり、この信託の受益権を取り扱う振替機関が社振法の規定により主務大臣の指定を取り消された場合または当該指定が効力を失った場合であって、当該振替機関の振替業を承継する者が存在しない場合その他やむを得ない事情がある場合を除き、当該振替受益権を表示する受益証券を発行しません。

なお、受益者は、委託者がやむを得ない事情等により受益証券を発行する場合を除き、無記名式受益証券から記名式受益証券への変更の請求、記名式受益証券から無記名式受益証券への変更の請求、受益証券の再発行の請求を行なわないものとします。

(2) 受益者に対する特典

該当事項はありません。

(3) 受益権の譲渡

①受益者は、その保有する受益権を譲渡する場合には、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿に係る振替機関等に振替の申請をするものとします。

②上記①の申請のある場合には、上記①の振替機関等は、当該譲渡に係る譲渡人の保有する受益権の口数の減少および譲受人の保有する受益権の口数の増加につき、その備える振替口座簿に記載または記録するものとします。ただし、上記①の振替機関等が振替先口座を開設したものでない場合には、譲受人の振替先口座を開設した他の振替機関等（当該他の振替機関等の上位機関を含みます。）に社振法の規定にしたがい、譲受人の振替先口座に受益権の口数の増加の記載または記録が行なわれるよう通知するものとします。

③委託者は、上記①の振替について、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿に係る振替機関等と譲受人の振替先口座を開設した振替機関等が異なる場合等において、委託者が必要と認めるときまたはやむをえない事情があると判断したときは、振替停止日や振替停止期間を設けることができます。

(4) 受益権の譲渡の対抗要件

受益権の譲渡は、振替口座簿への記載または記録によらなければ、委託者および受託者に対抗することができません。

(5) 受益権の再分割

委託者は、受託者と協議のうえ、一定日現在の受益権を均等に再分割できるものとします。

(6) 質権口記載又は記録の受益権の取扱い

振替機関等の振替口座簿の質権口に記載または記録されている受益権にかかる収益分配金の支払い、一部解約の実行の請求の受付け、一部解約金および償還金の支払い等については、約款の規定によるほか、民法その他の法令等にしたがって取り扱われます。

第三部【委託会社等の情報】

第１【委託会社等の概況】

１【委託会社等の概況】

(1)資本金の額

2025年2月末現在、17,180百万円

会社が発行する株式総数　　20,000,000株

発行済株式総数　　5,150,693株

過去５年間における主な資本金の額の増減：該当事項はありません。

(2)会社の機構

(a)会社の意思決定機構

当社は監査等委員会設置会社であり、会社の機関として株主総会、取締役会のほか代表取締役および監査等委員会を設けております。各機関の権限は以下のとおりです。

株主総会

株主により構成され、取締役・会計監査人の選任・解任、剰余金の配当の承認、定款変更・合併等の重要事項の承認等を行います。

取締役会

取締役により構成され、当社の業務につき意思決定を行います。また代表取締役等を選任し、取締役の職務の執行を監督します。

代表取締役・業務執行取締役

代表取締役を含む各業務執行取締役は、当社の業務の執行を行います。代表取締役は当社を代表いたします。また取締役会により委任された一定の事項について、代表取締役を含む業務執行取締役で構成される経営会議が意思決定を行います。なお、当社は執行役員制度を導入しており、経営会議の構成員には執行役員が含まれます。

監査等委員会

監査等委員である取締役３名以上（但し、過半数は社外取締役）で構成され、取締役の職務執行の適法性および妥当性に関する監査を行うとともに、株主総会に提出する会計監査人の選任・解任・不再任に関する議案の内容や監査等委員である取締役以外の取締役の選任・解任・辞任および報酬等についての監査等委員会としての意見を決定します。

(b)投資信託の運用体制

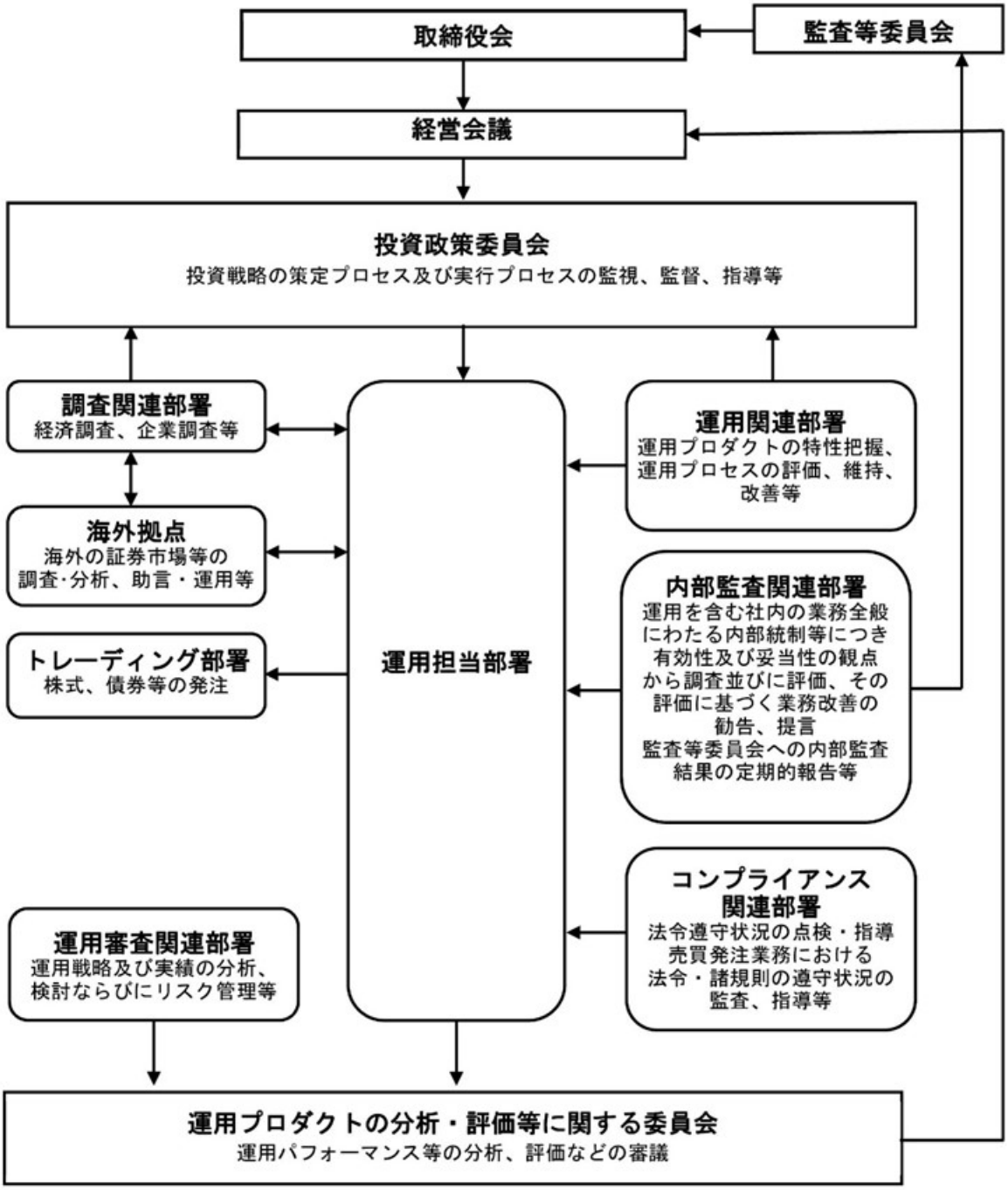
取締役会
監査等委員会
経営会議
投資政策委員会
投資戦略の策定プロセス及び実行プロセスの監視、監督、指導等
調査関連部署
経済調査、企業調査等
海外拠点
海外の証券市場等の
調査･分析、助言・運用等
トレーディング部署
株式、債券等の発注
運用担当部署
運用関連部署
運用プロダクトの特性把握、
運用プロセスの評価、維持、
改善等
内部監査関連部署
運用を含む社内の業務全般
にわたる内部統制等につき
有効性及び妥当性の観点
から調査並びに評価、その
評価に基づく業務改善の
勧告、提言
監査等委員会への内部監査
結果の定期的報告等
コンプライアンス
関連部署
法令遵守状況の点検・指導
売買発注業務における
法令・諸規則の遵守状況の
監査、指導等
運用審査関連部署
運用戦略及び実績の分析、
検討ならびにリスク管理等
運用プロダクトの分析・評価等に関する委員会
運用パフォーマンス等の分析、評価などの審議

2【事業の内容及び営業の概況】

「投資信託及び投資法人に関する法律」に定める投資信託委託会社である委託者は、証券投資信託の設定を行うとともに「金融商品取引法」に定める金融商品取引業者としてその運用（投資運用業）を行っています。また「金融商品取引法」に定める第二種金融商品取引業に係る業務の一部及び投資助言業務を行っています。

委託者の運用する証券投資信託は2025年1月31日現在次の通りです(ただし、親投資信託を除きます。)。

種類	本数	純資産総額(百万円)
追加型株式投資信託	915	56,447,791
単位型株式投資信託	155	648,674
追加型公社債投資信託	14	6,841,002
単位型公社債投資信託	416	736,947
合計	1,500	64,674,413

３【委託会社等の経理状況】

１．委託会社である野村アセットマネジメント株式会社(以下「委託会社」という)の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和38年大蔵省令第59号、以下「財務諸表等規則」という)、ならびに同規則第2条の規定に基づき、「金融商品取引業等に関する内閣府令」(平成19年8月6日内閣府令第52号)により作成しております。
委託会社の中間財務諸表は、財務諸表等規則ならびに同規則第282条及び第306条の規定により、「金融商品取引業等に関する内閣府令」(平成19年8月6日内閣府令第52号)に基づいて作成しております。

２．財務諸表及び中間財務諸表の記載金額は、百万円未満の端数を切り捨てて表示しております。

３．委託会社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、事業年度(2023年4月1日から2024年3月31日まで)の財務諸表ならびに中間会計期間(2024年4月1日から2024年9月30日まで)の中間財務諸表について、EY新日本有限責任監査法人の監査及び中間監査を受けております。

独立監査人の監査報告書

２０２４年6月７日

野村アセットマネジメント株式会社
　取　締　役　会　　御　中

EY 新日本有限責任監査法人
東京事務所

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	湯　原　　尚
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	水　永　　真太郎

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第１９３条の２第１項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられている野村アセットマネジメント株式会社の２０２３年４月１日から２０２４年３月３１日までの第６５期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、野村アセットマネジメント株式会社の２０２４年３月３１日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、監査した財務諸表を含む開示書類に含まれる情報のうち、財務諸表及びその監査報告書以外の情報である。

当監査法人は、その他の記載内容が存在しないと判断したため、その他の記載内容に対するいかなる作業も実施していない。

財務諸表に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し

適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。

・財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。

・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。

・経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。

・財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　　上

（注）　１．上記の監査報告書の原本は当社が別途保管しております。
　　２．XBRL データは監査の対象には含まれていません。

独立監査人の中間監査報告書

２０２４年１１月２７日

野村アセットマネジメント株式会社
　取　締　役　会　　御　中

EY 新日本有限責任監査法人
東京事務所

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	長谷川　　敬
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	水　永　真太郎

中間監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第１９３条の２第１項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられている野村アセットマネジメント株式会社の２０２４年4月１日から２０２５年３月３１日までの第６６期事業年度の中間会計期間（２０２４年4月１日から２０２４年9月３０日まで）に係る中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表、中間損益計算書、中間株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記について中間監査を行った。

当監査法人は、上記の中間財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して、野村アセットマネジメント株式会社の２０２４年9月３０日現在の財政状態及び同日をもって終了する中間会計期間（２０２４年4月１日から２０２４年9月３０日まで）の経営成績に関する有用な情報を表示しているものと認める。

中間監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準における当監査法人の責任は、「中間財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

中間財務諸表に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して中間財務諸表を作成し有用な情報を表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない中間財務諸表を作成し有用な情報を表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

中間財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき中間財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に基

づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

中間財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した中間監査に基づいて、全体として中間財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽表示がないかどうかの合理的な保証を得て、中間監査報告書において独立の立場から中間財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、中間財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に従って、中間監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

・不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応する中間監査手続を立案し、実施する。中間監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。なお、中間監査手続は、年度監査と比べて監査手続の一部が省略され、監査人の判断により、不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示リスクの評価に基づいて、分析的手続等を中心とした監査手続に必要に応じて追加の監査手続が選択及び適用される。

・中間財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な中間監査手続を立案するために、中間財務諸表の作成と有用な情報の表示に関連する内部統制を検討する。

・経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。

・経営者が継続企業を前提として中間財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、中間監査報告書において中間財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する中間財務諸表の注記事項が適切でない場合は、中間財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、中間監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。

・中間財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた中間財務諸表の表示、構成及び内容、並びに中間財務諸表が基礎となる取引や会計事象に関して有用な情報を表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した中間監査の範囲とその実施時期、中間監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む中間監査上の重要な発見事項、及び中間監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用してい

る場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　　上

(注)　1．上記の中間監査報告書の原本は当社が別途保管しております。
　　2．XBRL データは中間監査の対象には含まれていません。

（１）【貸借対照表】

		前事業年度 (2023年3月31日)		当事業年度 (2024年3月31日)	
区分	注記番号	金額(百万円)		金額(百万円)	
(資産の部)					
流動資産					
現金・預金			1,865		7,405
金銭の信託			42,108		44,745
有価証券			21,900		－
前払金			11		7
前払費用			775		852
未収入金			1,775		1,023
未収委託者報酬			26,116		31,788
未収運用受託報酬			3,780		5,989
短期貸付金			1,001		757
未収還付法人税等			2,083		－
その他			84		169
貸倒引当金			△15		△18
流動資産計			101,486		92,719
固定資産					
有形固定資産			1,335		945
建物	※２	906		595	
器具備品	※２	428		350	
無形固定資産			5,563		5,658
ソフトウェア		5,562		5,658	
その他		0		0	
投資その他の資産			16,336		17,314
投資有価証券		1,793		1,813	
関係会社株式		10,025		9,535	
長期差入保証金		520		519	
長期前払費用		10		10	
前払年金費用		1,553		1,875	
繰延税金資産		2,340		2,651	
その他		92		908	
固定資産計			23,235		23,918
資産合計			124,722		116,638

		前事業年度 (2023年3月31日)		当事業年度 (2024年3月31日)	
区分	注記番号	金額(百万円)		金額(百万円)	
(負債の部)					
流動負債					
関係会社短期借入金			-		13,700
預り金			124		123
未払金			17,378		11,404
未払収益分配金		0		1	
未払償還金		57		39	
未払手数料		8,409		10,312	
関係会社未払金		8,911		1,052	
未払費用	※1		9,682		12,507
未払法人税等			1,024		8,095
未払消費税等			500		1,590
前受収益			22		15
賞与引当金			3,635		4,543
その他			46		24
流動負債計			32,414		52,005
固定負債					
退職給付引当金			2,940		2,759
時効後支払損引当金			595		602
資産除去債務			1,123		1,123
固定負債計			4,659		4,484
負債合計			37,074		56,490
(純資産の部)					
株主資本			87,419		59,820
資本金			17,180		17,180
資本剰余金			13,729		13,729
資本準備金		11,729		11,729	
その他資本剰余金		2,000		2,000	
利益剰余金			56,509		28,910
利益準備金		685		685	
その他利益剰余金		55,823		28,225	
別途積立金		24,606		-	
繰越利益剰余金		31,217		28,225	
評価・換算差額等			229		327
その他有価証券評価差額金			229		327
純資産合計			87,648		60,147
負債・純資産合計			124,722		116,638

（2）【損益計算書】

		前事業年度 （自　2022年4月1日 至　2023年3月31日）		当事業年度 （自　2023年4月1日 至　2024年3月31日）	
区分	注記番号	金額(百万円)		金額(百万円)	
営業収益					
委託者報酬			113,491		124,722
運用受託報酬			18,198		21,188
その他営業収益			331		291
営業収益計			132,021		146,202
営業費用					
支払手数料			38,684		43,258
広告宣伝費			1,187		1,054
公告費			0		0
調査費			29,050		33,107
調査費		6,045		6,797	
委託調査費		23,004		26,310	
委託計算費			1,363		1,377
営業雑経費			3,302		3,670
通信費		89		92	
印刷費		903		820	
協会費		83		85	
諸経費		2,225		2,671	
営業費用計			73,587		82,468
一般管理費					
給料			11,316		13,068
役員報酬		226		259	
給料・手当		7,752		7,985	
賞与		3,337		4,822	
交際費			78		87
寄付金			115		117
旅費交通費			283		323
租税公課			963		990
不動産賃借料			1,232		1,235
退職給付費用			829		893
固定資産減価償却費			2,409		2,292
諸経費			12,439		12,483
一般管理費計			29,669		31,491
営業利益			28,763		32,242

		前事業年度 （自　2022年4月1日 至　2023年3月31日）		当事業年度 （自　2023年4月1日 至　2024年3月31日）	
区分	注記番号	金額（百万円）		金額（百万円）	
営業外収益					
受取配当金	※1	7,645		7,054	
受取利息		45		48	
為替差益		49		146	
その他		637		625	
営業外収益計			8,377		7,875
営業外費用					
支払利息		－		123	
金銭の信託運用損		1,736		782	
時効後支払損引当金繰入額		10		14	
その他		8		47	
営業外費用計			1,755		967
経常利益			35,385		39,149
特別利益					
投資有価証券売却益		10		－	
株式報酬受入益		46		28	
特別利益計			57		28
特別損失					
投資有価証券売却損		16		5	
関係会社株式評価損		－		490	
固定資産除却損	※2	52		31	
特別損失計			69		527
税引前当期純利益			35,374		38,651
法人税、住民税及び事業税			8,890		10,821
法人税等調整額			419		△354
当期純利益			26,064		28,183

（３）【株主資本等変動計算書】

前事業年度(自　2022 年 4 月 1 日　至　2023 年 3 月 31 日)

（単位：百万円）

	株主資本								
		資本剰余金			利益剰余金				
						その他利益剰余金			
	資本金	資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計	利益準備金	別途積立金	繰越利益剰余金	利益剰余金合計	株主資本合計
当期首残高	17,180	11,729	2,000	13,729	685	24,606	30,030	55,322	86,232
当期変動額									
剰余金の配当							△24,877	△24,877	△24,877
当期純利益							26,064	26,064	26,064
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）									
当期変動額合計	－	－	－	－	－	－	1,186	1,186	1,186
当期末残高	17,180	11,729	2,000	13,729	685	24,606	31,217	56,509	87,419

（単位：百万円）

	評価・換算差額等		純資産合計
	その他有価証券評価差額金	評価・換算差額等合計	
当期首残高	174	174	86,407
当期変動額			
剰余金の配当			△24,877
当期純利益			26,064
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	54	54	54
当期変動額合計	54	54	1,240
当期末残高	229	229	87,648

当事業年度(自　2023年4月1日　至　2024年3月31日)

（単位：百万円）

	株主資本								
		資本剰余金			利益剰余金				
						その他利益剰余金			
	資本金	資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計	利益準備金	別途積立金	繰越利益剰余金	利益剰余金合計	株主資本合計
当期首残高	17,180	11,729	2,000	13,729	685	24,606	31,217	56,509	87,419
当期変動額									
剰余金の配当							△55,782	△55,782	△55,782
当期純利益							28,183	28,183	28,183
別途積立金の取崩						△24,606	24,606	－	－
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）									
当期変動額合計	―	―	―	―	―	△24,606	△2,991	△27,598	△27,598
当期末残高	17,180	11,729	2,000	13,729	685	－	28,225	28,910	59,820

（単位：百万円）

	評価・換算差額等		純資産合計
	その他有価証券評価差額金	評価・換算差額等合計	
当期首残高	229	229	87,648
当期変動額			
剰余金の配当			△55,782
当期純利益			28,183
別途積立金の取崩			―
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	97	97	97
当期変動額合計	97	97	△27,500
当期末残高	327	327	60,147

［重要な会計方針］

１．有価証券の評価基準及び評価方法	(1) 子会社株式及び関連会社株式 … 移動平均法による原価法 (2) その他有価証券 市場価格のない株式等以外のもの … 時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定） 市場価格のない株式等 … 移動平均法による原価法
２．金銭の信託の評価基準及び評価方法	時価法
３．デリバティブ取引の評価基準及び評価方法	時価法
４．外貨建の資産又は負債の本邦通貨への換算基準	外貨建金銭債権債務は、決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。
５．固定資産の減価償却の方法	(1) 有形固定資産 定率法を採用しております。ただし、1998 年 4 月 1 日以降に取得した建物(附属設備を除く)、並びに 2016 年 4 月 1 日以降に取得した建物附属設備及び構築物については、定額法を採用しております。 主な耐用年数は以下の通りであります。 建物 6 年 附属設備 6～15 年 器具備品 4～15 年 (2) 無形固定資産及び投資その他の資産 定額法を採用しております。なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（５年）に基づく定額法によっております。
６．引当金の計上基準	(1) 貸倒引当金 一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。 (2) 賞与引当金 賞与の支払いに備えるため、支払見込額を計上しております。 (3) 退職給付引当金 従業員の退職給付に備えるため、退職一時金及び確定給付型企業年金について、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき計上しております。 ① 退職給付見込額の期間帰属方法 退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当事業年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。 ② 数理計算上の差異及び過去勤務費用の費用処理方法 確定給付型企業年金に係る数理計算上の差異は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数による定額法により、発生した事業年度の翌期から費用処理することとしております。また、退職一時金に係る数理計算上の差異は、発生した事業年度の翌期に一括して費用処理することとしております。 退職一時金及び確定給付型企業年金に係る過去勤務費用は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数による定額法により、発生した事業年度から費用処理することとしております。 (4) 時効後支払損引当金 時効成立のため利益計上した収益分配金及び償還金について、受益者からの今後の支払請求に備えるため、過去の支払実績に基づく将来の支払見込額を計上しております。

７．収益及び費用の計上基準	当社は、資産運用サービスから委託者報酬、運用受託報酬を稼得しております。これらには成功報酬が含まれる場合があります。 ① 委託者報酬 委託者報酬は、投資信託の信託約款に基づき日々の純資産総額に対する一定割合として認識され、確定した報酬を投資信託によって主に年４回、もしくは年２回受取ります。当該報酬は期間の経過とともに履行義務が充足されるという前提に基づき、投資信託の運用期間にわたり収益として認識しております。 ② 運用受託報酬 運用受託報酬は、投資顧問契約に基づき契約期間の純資産総額等に対する一定割合として認識され、確定した報酬を顧問口座によって主に年４回、もしくは年２回受取ります。当該報酬は期間の経過とともに履行義務が充足されるという前提に基づき、顧問口座の運用期間にわたり収益として認識しております。 ③ 成功報酬 成功報酬は、対象となる投資信託または顧問口座の特定のベンチマークまたはその他のパフォーマンス目標を上回る超過運用益に対する一定割合として認識されます。当該報酬は成功報酬を受領する権利が確定した時点で収益として認識しております。

［会計上の見積りに関する注記］

該当事項はありません。

［会計方針の変更］

該当事項はありません。

［未適用の会計基準等］

該当事項はありません。

［注記事項］

◇　貸借対照表関係

前事業年度末 （2023 年 3 月 31 日）	当事業年度末 （2024 年 3 月 31 日）
※１．関係会社に対する資産及び負債 区分掲記されたもの以外で各科目に含まれているものは、次のとおりであります。 未払費用　1,350 百万円 ※２．有形固定資産より控除した減価償却累計額 建物　901 百万円 器具備品　657 合計　1,559	※１．関係会社に対する資産及び負債 区分掲記されたもの以外で各科目に含まれているものは、次のとおりであります。 未払費用　1,939 百万円 ※２．有形固定資産より控除した減価償却累計額 建物　1,214 百万円 器具備品　733 合計　1,948

◇　損益計算書関係

前事業年度 （自　2022 年 4 月 1 日 至　2023 年 3 月 31 日）	当事業年度 （自　2023 年 4 月 1 日 至　2024 年 3 月 31 日）
※１．関係会社に係る注記 区分掲記されたもの以外で関係会社に対するものは、次のとおりであります。 受取配当金　7,634 百万円 ※２．固定資産除却損 建物　0 百万円 器具備品　0 ソフトウェア　52 合計　52	※１．関係会社に係る注記 区分掲記されたもの以外で関係会社に対するものは、次のとおりであります。 受取配当金　7,050 百万円 ※２．固定資産除却損 建物　−百万円 器具備品　0 ソフトウェア　30 合計　31

◇　株主資本等変動計算書関係

前事業年度(自　2022 年 4 月 1 日　至　2023 年 3 月 31 日)

１．発行済株式の種類及び総数に関する事項

株式の種類	前事業年度期首株式数	前事業年度増加株式数	前事業年度減少株式数	前事業年度末株式数
普通株式	5,150,693 株	－	－	5,150,693 株

２．剰余金の配当に関する事項

（１）配当財産が金銭である場合における当該金銭の総額

2022 年 5 月 18 日開催の取締役会において、次のとおり決議しております。

普通株式の配当に関する事項

配当金の総額	24,877 百万円
配当の原資	利益剰余金
１株当たり配当額	4,830 円
基準日	2022 年 3 月 31 日
効力発生日	2022 年 6 月 30 日

（２）基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度となるもの

2023 年 5 月 23 日開催の取締役会において、次のとおり決議しております。

普通株式の配当に関する事項

配当金の総額	55,782 百万円
配当の原資	利益剰余金
１株当たり配当額	10,830 円
基準日	2023 年 3 月 31 日
効力発生日	2023 年 6 月 30 日

当事業年度(自　2023年4月1日　至　2024年3月31日)

１．発行済株式の種類及び総数に関する事項

株式の種類	当事業年度期首株式数	当事業年度増加株式数	当事業年度減少株式数	当事業年度末株式数
普通株式	5,150,693株	－	－	5,150,693株

２．剰余金の配当に関する事項

（１）配当財産が金銭である場合における当該金銭の総額

2023年5月23日開催の取締役会において、次のとおり決議しております。

普通株式の配当に関する事項

配当金の総額	55,782百万円
配当の原資	利益剰余金
１株当たり配当額	10,830円
基準日	2023年3月31日
効力発生日	2023年6月30日

（２）基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度となるもの

2024年5月16日開催の取締役会において、次のとおり決議しております。

普通株式の配当に関する事項

配当金の総額	28,174百万円
配当の原資	利益剰余金
１株当たり配当額	5,470円
基準日	2024年3月31日
効力発生日	2024年6月28日

◇　金融商品関係

前事業年度（自 2022 年 4 月 1 日　至 2023 年 3 月 31 日）

1．金融商品の状況に関する事項

（1）金融商品に対する取組方針

当社は、投資信託の運用を業として行っており、自社が運用する投資信託の商品性維持等を目的として、当該投資信託を特定金外信託を通じ保有しております。特定金外信託を通じ行っているデリバティブ取引については、保有する投資信託にかかる将来の為替及び価格の変動によるリスクの軽減を目的としているため、投資信託保有残高の範囲内で行うこととし、投機目的のためのデリバティブ取引は行わない方針であります。

なお、余資運用に関しては、譲渡性預金等安全性の高い金融資産で運用し、資金調達に関しては、親会社である野村ホールディングス株式会社及びその他の金融機関からの短期借入による方針であります。

（2）金融商品の内容及びそのリスク並びにリスク管理体制

特定金外信託を通じ保有している投資信託につきましては、為替変動リスクや価格変動リスクに晒されておりますが、その大部分については為替予約、株価指数先物、債券先物などのデリバティブ取引によりヘッジしております。また、株式につきましては、政策投資として、あるいは業務上の関係維持を目的として保有しておりますが、価格変動リスクに晒されております。有価証券及び投資有価証券並びに金銭の信託については財務部が管理しており、定期的に時価や発行体の財務状況を把握し、その内容を経営に報告しております。

デリバティブ取引の実行及び管理については、財務部及び運用部で行っております。デリバティブ取引については、取引相手先として高格付を有する金融機関に限定しているため信用リスクはほとんどないと認識しております。財務部は月に一度デリバティブ取引の内容を含んだ財務報告を経営会議で行っております。

また、営業債権である未収委託者報酬は、投資信託約款に基づき、信託財産から委託者に対して支払われる信託報酬の未払金額であり、信託財産は受託銀行において分別保管されているため、信用リスクはほとんどないと認識しております。同じく営業債権である未収運用受託報酬は、投資顧問契約に基づき、運用受託者に対して支払われる報酬の未払金額であります。この未収運用受託報酬は、信託財産から運用受託者に対して支払われる場合は、信託財産が信託銀行において分別保管されているため、信用リスクはほとんどないと認識しており、顧客から直接運用受託者に対して支払われる場合は、当該顧客の信用リスクにさらされておりますが、顧客ごとに決済期日および残高を管理することにより、回収懸念の早期把握や回収リスクの軽減を図っております。

２．金融商品の時価等に関する事項

2023 年 3 月 31 日における貸借対照表計上額、時価、及びこれらの差額については次のとおりです。

（単位：百万円）

	貸借対照表計上額	時価	差額
(1)金銭の信託	42,108	42,108	－
資産計	42,108	42,108	－
(2)その他（デリバティブ取引）	46	46	－
負債計	46	46	－

（注 1）　現金・預金、未収委託者報酬、未収運用受託報酬、有価証券、短期貸付金、未払金、未払費用、未払法人税等、未払消費税等は短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似するものであることから、記載を省略しております。

（注 2）　投資有価証券及び関係会社株式は、市場価格のない株式等及び組合出資金等であることから、上表には含まれておりません。当該金融商品の貸借対照表計上額は以下のとおりであります。

	前事業年度（百万円）
市場価格のない株式等（※）	10,261
組合出資金等	1,557
合計	11,819

（※）市場価格のない株式等には非上場株式等が含まれております。

（注 3）　金銭債権及び満期のある有価証券の決算日後の償還予定額

（単位：百万円）

	1 年以内	1 年超 5 年以内	5 年超 10 年以内	10 年超
預金	1,865	－	－	－
金銭の信託	42,108	－	－	－
未収委託者報酬	26,116	－	－	－
未収運用受託報酬	3,780	－	－	－
有価証券及び投資有価証券				
その他有価証券	21,900	－	－	－
短期貸付金	1,001			
合計	96,772	－	－	－

３．金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に用いたインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の３つのレベルに分類しております。
レベル１の時価：同一の資産又は負債の活発な市場における（無調整の）相場価格により算定した時価
レベル２の時価：レベル１のインプット以外の直接または間接的に観察可能なインプットを用いて算定した時価
レベル３の時価：重要な観察できないインプットを使用して算定した時価
時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

区分	貸借対照表計上額　（単位：百万円）			
	レベル１	レベル２	レベル３	合計
金銭の信託（運用目的・その他）	－	42,108	－	42,108
資産計	－	42,108	－	42,108
デリバティブ取引（通貨関連）	－	46	－	46
負債計	－	46	－	46

（注）時価の算定に用いた評価技法及びインプットの説明

金銭の信託
信託財産は、主として投資信託、デリバティブ取引、その他の資産（コールローン・委託証拠金等）で構成されております。
信託財産を構成する金融商品の時価について、投資信託は基準価額、デリバティブ取引に関しては、上場デリバティブ取引は取引所の価格、為替予約取引は先物為替相場、店頭デリバティブ取引は取引先金融機関から提示された価格等によっております。また、その他の資産については短期間で決済されるため、時価は帳簿価額とほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。構成物のレベルに基づき、レベル２の時価に分類しております。

デリバティブ取引
時価の算定方法は、取引先金融機関から提示された価格等に基づき算出しており、レベル２の時価に分類しております。

当事業年度（自 2023 年 4 月 1 日　至 2024 年 3 月 31 日）

1．金融商品の状況に関する事項

（1）金融商品に対する取組方針

当社は、投資信託の運用を業として行っており、自社が運用する投資信託の商品性維持等を目的として、当該投資信託を特定金外信託を通じ保有しております。特定金外信託を通じ行っているデリバティブ取引については、保有する投資信託にかかる将来の為替及び価格の変動によるリスクの軽減を目的としているため、投資信託保有残高の範囲内で行うこととし、投機目的のためのデリバティブ取引は行わない方針であります。

なお、余資運用に関しては、譲渡性預金等安全性の高い金融資産で運用し、資金調達に関しては、親会社である野村ホールディングス株式会社及びその他の金融機関からの短期借入による方針であります。

（2）金融商品の内容及びそのリスク並びにリスク管理体制

特定金外信託を通じ保有している投資信託につきましては、為替変動リスクや価格変動リスクに晒されておりますが、その大部分については為替予約、株価指数先物、債券先物などのデリバティブ取引によりヘッジしております。また、株式につきましては、政策投資として、あるいは業務上の関係維持を目的として保有しておりますが、価格変動リスクに晒されております。有価証券及び投資有価証券並びに金銭の信託については財務部が管理しており、定期的に時価や発行体の財務状況を把握し、その内容を経営に報告しております。

デリバティブ取引の実行及び管理については、財務部及び運用部で行っております。デリバティブ取引については、取引相手先として高格付を有する金融機関に限定しているため信用リスクはほとんどないと認識しております。財務部は月に一度デリバティブ取引の内容を含んだ財務報告を経営会議で行っております。

また、営業債権である未収委託者報酬は、投資信託約款に基づき、信託財産から委託者に対して支払われる信託報酬の未払金額であり、信託財産は受託銀行において分別保管されているため、信用リスクはほとんどないと認識しております。同じく営業債権である未収運用受託報酬は、投資顧問契約に基づき、運用受託者に対して支払われる報酬の未払金額であります。この未収運用受託報酬は、信託財産から運用受託者に対して支払われる場合は、信託財産が信託銀行において分別保管されているため、信用リスクはほとんどないと認識しており、顧客から直接運用受託者に対して支払われる場合は、当該顧客の信用リスクにさらされておりますが、顧客ごとに決済期日および残高を管理することにより、回収懸念の早期把握や回収リスクの軽減を図っております。

２．金融商品の時価等に関する事項

2024 年 3 月 31 日における貸借対照表計上額、時価、及びこれらの差額については次のとおりです。

（単位：百万円）

	貸借対照表計上額	時価	差額
(1)金銭の信託	44,745	44,745	－
資産計	44,745	44,745	－
(2)その他（デリバティブ取引）	24	24	－
負債計	24	24	－

（注 1）　現金・預金、未収委託者報酬、未収運用受託報酬、短期貸付金、短期借入金、未払金、未払費用、未払法人税等、未払消費税等は短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似するものであることから、記載を省略しております。

（注 2）　投資有価証券及び関係会社株式は、市場価格のない株式等及び組合出資金等であることから、上表には含まれておりません。当該金融商品の貸借対照表計上額は以下のとおりであります。

	当事業年度（百万円）
市場価格のない株式等（※）	9,710
組合出資金等	1,638
合計	11,348

（※）1　市場価格のない株式等には非上場株式等が含まれております。
　　2　非上場株式等について、当事業年度において 490 百万円減損処理を行っております。

（注 3）　金銭債権及び満期のある有価証券の決算日後の償還予定額

（単位：百万円）

	1 年以内	1 年超 5 年以内	5 年超 10 年以内	10 年超
預金	7,405	－	－	－
金銭の信託	44,745	－	－	－
未収委託者報酬	31,788	－	－	－
未収運用受託報酬	5,989	－	－	－
短期貸付金	757	－	－	－
合計	90,685	－	－	－

３．金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に用いたインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の３つのレベルに分類しております。
レベル１の時価：同一の資産又は負債の活発な市場における（無調整の）相場価格により算定した時価
レベル２の時価：レベル１のインプット以外の直接または間接的に観察可能なインプットを用いて算定した時価
レベル３の時価：重要な観察できないインプットを使用して算定した時価
時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

区分	貸借対照表計上額　（単位：百万円）			
	レベル１	レベル２	レベル３	合計
金銭の信託（運用目的・その他）	－	44,745	－	44,745
資産計	－	44,745	－	44,745
デリバティブ取引（通貨関連）	－	24	－	24
負債計	－	24	－	24

（注）時価の算定に用いた評価技法及びインプットの説明

金銭の信託
信託財産は、主として投資信託、デリバティブ取引、その他の資産（コールローン・委託証拠金等）で構成されております。
信託財産を構成する金融商品の時価について、投資信託は基準価額、デリバティブ取引に関しては、上場デリバティブ取引は取引所の価格、為替予約取引は先物為替相場、店頭デリバティブ取引は取引先金融機関から提示された価格等によっております。また、その他の資産については短期間で決済されるため、時価は帳簿価額とほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。構成物のレベルに基づき、レベル２の時価に分類しております。

デリバティブ取引
時価の算定方法は、取引先金融機関から提示された価格等に基づき算出しており、レベル２の時価に分類しております。

◇　有価証券関係

前事業年度　（自 2022 年 4 月 1 日　至 2023 年 3 月 31 日）

１．売買目的有価証券(2023 年 3 月 31 日)

該当事項はありません。

２．満期保有目的の債券(2023 年 3 月 31 日)

該当事項はありません。

３．子会社株式及び関連会社株式(2023 年 3 月 31 日)

市場価格のない株式等の貸借対照表計上額

区分	当事業年度 （百万円）
子会社株式	9,919
関連会社株式	106

４．その他有価証券(2023 年 3 月 31 日)

区分	貸借対照表計上額 （百万円）	取得原価 （百万円）	差額 （百万円）
貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの			
株式	－	－	－
小計	－	－	－
貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの			
譲渡性預金	21,900	21,900	－
小計	21,900	21,900	－
合計	21,900	21,900	－

※市場価格のない株式等（貸借対照表計上額 235 百万円）及び組合出資金等（貸借対照表計上額 1,557 百万円）は、記載しておりません。

５．事業年度中に売却したその他有価証券（自 2022 年 4 月 1 日　至 2023 年 3 月 31 日）

区分	売却額(百万円)	売却益の合計額(百万円)	売却損の合計額(百万円)
株式	66	－	16
合計	66	－	16

当事業年度　（自 2023 年 4 月 1 日　至 2024 年 3 月 31 日）

１．売買目的有価証券(2024 年 3 月 31 日)

該当事項はありません。

２．満期保有目的の債券(2024 年 3 月 31 日)

該当事項はありません。

３．子会社株式及び関連会社株式(2024 年 3 月 31 日)

市場価格のない株式等の貸借対照表計上額

区分	当事業年度 （百万円）
子会社株式	9,428
関連会社株式	106

４．その他有価証券(2024 年 3 月 31 日)

該当事項はありません。

非上場株式等（貸借対照表計上額 174 百万円）及び組合出資金等（貸借対照表計上額 1,638 百万円）については、市場価格のない株式等に該当するため、記載しておりません。

５．事業年度中に売却したその他有価証券（自 2023 年 4 月 1 日　至 2024 年 3 月 31 日）

区分	売却額(百万円)	売却益の合計額(百万円)	売却損の合計額(百万円)
株式	36	－	5
合計	36	－	5

◇　デリバティブ取引関係

１．　ヘッジ会計が適用されていないデリバティブ取引

（1）通貨関連

前事業年度　（自 2022 年 4 月 1 日　至 2023 年 3 月 31 日）

区分	取引の種類	契約額等 （百万円）	契約額等のうち一年超 （百万円）	時価 （百万円）	評価損益 （百万円）
市場取引以外の取引	為替予約取引 売建 米ドル	952	－	△46	△46

当事業年度　（自 2023 年 4 月 1 日　至 2024 年 3 月 31 日）

区分	取引の種類	契約額等 （百万円）	契約額等のうち一年超 （百万円）	時価 （百万円）	評価損益 （百万円）
市場取引以外の取引	為替予約取引 売建 米ドル	730	－	△24	△24

◇　退職給付関係

前事業年度(自　2022年4月1日　至　2023年3月31日)

1．採用している退職給付制度の概要

当社は、確定給付型の制度として確定給付型企業年金制度及び退職一時金制度を、また確定拠出型の制度として確定拠出年金制度を設けております。

2．確定給付制度

(1) 退職給付債務の期首残高と期末残高の調整表

退職給付債務の期首残高	21,967 百万円
勤務費用	853
利息費用	188
数理計算上の差異の発生額	△1,476
退職給付の支払額	△1,133
その他	△83
退職給付債務の期末残高	20,314

(2) 年金資産の期首残高と期末残高の調整表

年金資産の期首残高	19,687 百万円
期待運用収益	462
数理計算上の差異の発生額	△716
事業主からの拠出額	819
退職給付の支払額	△874
年金資産の期末残高	19,378

(3) 退職給付債務及び年金資産の期末残高と貸借対照表に計上された退職給付引当金及び前払年金費用の調整表

積立型制度の退職給付債務	17,386 百万円
年金資産	△19,378
	△1,991
非積立型制度の退職給付債務	2,927
未積立退職給付債務	935
未認識数理計算上の差異	398
未認識過去勤務費用	53
貸借対照表上に計上された負債と資産の純額	1,387
退職給付引当金	2,940
前払年金費用	△1,553
貸借対照表上に計上された負債と資産の純額	1,387

(4) 退職給付費用及びその内訳項目の金額

勤務費用	853 百万円
利息費用	188
期待運用収益	△462
数理計算上の差異の費用処理額	127
過去勤務費用の費用処理額	△52
確定給付制度に係る退職給付費用	653

(5) 年金資産に関する事項

①年金資産の主な内容

年金資産合計に対する主な分類毎の比率は、次の通りです。

債券	34%
株式	27%
生保一般勘定	11%
生保特別勘定	7%
その他	21%
合計	100%

②長期期待運用収益率の設定方法
年金資産の長期期待運用収益率を決定するため、現在及び予想される年金資産の配分と、年金資産を構成する多様な資産からの現在及び将来期待される長期の収益率を考慮しております。

(6) 数理計算上の計算基礎に関する事項
当事業年度末における主要な数理計算上の計算基礎

確定給付型企業年金制度の割引率	1.4%
退職一時金制度の割引率	1.1%
長期期待運用収益率	2.35%

3．確定拠出制度
当社の確定拠出制度への要拠出額は、202 百万円でした。

当事業年度(自　2023 年 4 月 1 日　至　2024 年 3 月 31 日)

1．採用している退職給付制度の概要
当社は、確定給付型の制度として確定給付型企業年金制度及び退職一時金制度を、また確定拠出型の制度として確定拠出年金制度を設けております。

2．確定給付制度

(1) 退職給付債務の期首残高と期末残高の調整表

退職給付債務の期首残高	20,314 百万円
勤務費用	802
利息費用	275
数理計算上の差異の発生額	△1,024
退職給付の支払額	△1,150
その他	△11
退職給付債務の期末残高	19,205

(2) 年金資産の期首残高と期末残高の調整表

年金資産の期首残高	19,378 百万円
期待運用収益	455
数理計算上の差異の発生額	1,415
事業主からの拠出額	848
退職給付の支払額	△850
年金資産の期末残高	21,247

(3) 退職給付債務及び年金資産の期末残高と貸借対照表に計上された退職給付引当金及び前払年金費用の調整表

積立型制度の退職給付債務	16,431 百万円
年金資産	△21,247
	△4,815
非積立型制度の退職給付債務	2,774
未積立退職給付債務	△2,041
未認識数理計算上の差異	2,923
未認識過去勤務費用	1
貸借対照表上に計上された負債と資産の純額	883
退職給付引当金	2,759
前払年金費用	△1,875
貸借対照表上に計上された負債と資産の純額	883

(4) 退職給付費用及びその内訳項目の金額

勤務費用	802 百万円
利息費用	275
期待運用収益	△455
数理計算上の差異の費用処理額	86
過去勤務費用の費用処理額	△52

確定給付制度に係る退職給付費用	655

(5) 年金資産に関する事項

①年金資産の主な内容

年金資産合計に対する主な分類毎の比率は、次の通りです。

債券	31%
株式	32%
生保一般勘定	9%
生保特別勘定	7%
その他	21%
合計	100%

②長期期待運用収益率の設定方法

年金資産の長期期待運用収益率を決定するため、現在及び予想される年金資産の配分と、年金資産を構成する多様な資産からの現在及び将来期待される長期の収益率を考慮しております。

(6) 数理計算上の計算基礎に関する事項

当事業年度末における主要な数理計算上の計算基礎

確定給付型企業年金制度の割引率	1.8%
退職一時金制度の割引率	1.3%
長期期待運用収益率	2.35%

３．確定拠出制度

当社の確定拠出制度への要拠出額は、206 百万円でした。

◇　税効果会計関係

1.　繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

前事業年度末 （2023年3月31日）		当事業年度末 （2024年3月31日）	
１．繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳		１．繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳	
繰延税金資産	百万円	繰延税金資産	百万円
賞与引当金	1,138	賞与引当金	1,422
退職給付引当金	911	退職給付引当金	855
関係会社株式評価減	1,010	関係会社株式評価減	1,162
未払事業税	227	未払事業税	360
投資有価証券評価減	11	投資有価証券評価減	11
減価償却超過額	331	減価償却超過額	323
時効後支払損引当金	184	時効後支払損引当金	186
関係会社株式売却損	505	関係会社株式売却損	505
ゴルフ会員権評価減	78	ゴルフ会員権評価減	79
資産除去債務	348	資産除去債務	348
未払社会保険料	85	未払社会保険料	116
その他	44	その他	50
繰延税金資産小計	4,878	繰延税金資産小計	5,422
評価性引当額	△1,696	評価性引当額	△1,848
繰延税金資産合計	3,181	繰延税金資産合計	3,573
繰延税金負債		繰延税金負債	
資産除去債務に対応する除去費用	△171	資産除去債務に対応する除去費用	△109
関係会社株式評価益	△84	関係会社株式評価益	△85
その他有価証券評価差額金	△102	その他有価証券評価差額金	△146
前払年金費用	△481	前払年金費用	△581
繰延税金負債合計	△840	繰延税金負債合計	△922
繰延税金資産の純額	2,340	繰延税金資産の純額	2,651
２．法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との差異の原因となった主な項目別の内訳		２．法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との差異の原因となった主な項目別の内訳	
法定実効税率	31.0%	法定実効税率	31.0%
（調整）		（調整）	
交際費等永久に損金に算入されない項目	0.3%	交際費等永久に損金に算入されない項目	0.2%
受取配当金等永久に益金に算入されない項目	△6.4%	受取配当金等永久に益金に算入されない項目	△5.4%
タックスヘイブン税制	2.1%	タックスヘイブン税制	1.2%
外国税額控除	△0.6%	外国税額控除	△0.3%
外国子会社からの受取配当に係る外国源泉税	0.7%	外国子会社からの受取配当に係る外国源泉税	0.5%
その他	△0.8%	その他	△0.2%
税効果会計適用後の法人税等の負担率	26.3%	税効果会計適用後の法人税等の負担率	27.0%

2.　法人税及び地方法人税の会計処理又はこれらに関する税効果会計の会計処理

当社は、グループ通算制度を適用しており、「グループ通算制度を適用する場合の会計処理及び開示に関する取扱い」（実務対応報告第42号　2021年8月12日）に従って、法人税及び地方法人税の会計処理又はこれらに関する税効果会計の会計処理並びに開示を行っております。

◇　資産除去債務関係

資産除去債務のうち貸借対照表に計上しているもの

１．当該資産除去債務の概要

本社の不動産賃貸借契約に伴う原状回復義務等であります。

２．当該資産除去債務の金額の算定方法

使用見込期間を当該不動産賃貸借契約期間とし、割引率は0.0%を使用して資産除去債務の金額を計算しております。

３．当該資産除去債務の総額の増減

（単位：百万円）

	前事業年度 自　2022年4月 1日 至　2023年3月31日	当事業年度 自　2023年4月 1日 至　2024年3月31日
期首残高	1,123	1,123
有形固定資産の取得に伴う増加	－	－
資産除去債務の履行による減少	－	－
期末残高	1,123	1,123

◇　収益認識に関する注記

１．顧客との契約から生じる収益を分解した情報

前事業年度　（自　2022 年 4 月 1 日　至　2023 年 3 月 31 日）

区分	前事業年度 （自　2022 年 4 月 1 日 至　2023 年 3 月 31 日）
委託者報酬	113,491 百万円
運用受託報酬	17,245 百万円
成功報酬（注）	952 百万円
その他営業収益	331 百万円
合計	132,021 百万円

（注）成功報酬は、損益計算書において委託者報酬または運用受託報酬に含めて表示しております。

当事業年度　（自　2023 年 4 月 1 日　至　2024 年 3 月 31 日）

区分	当事業年度 （自　2023 年 4 月 1 日 至　2024 年 3 月 31 日）
委託者報酬	124,707 百万円
運用受託報酬	19,131 百万円
成功報酬（注）	2,071 百万円
その他営業収益	291 百万円
合計	146,202 百万円

（注）成功報酬は、損益計算書において委託者報酬または運用受託報酬に含めて表示しております。

２．顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報

［重要な会計方針］7．収益及び費用の計上基準に記載のとおりであります。

３．顧客との契約に基づく履行義務の充足と当該契約から生じるキャッシュ・フローとの関係並びに当事業年度末において存在する顧客との契約から当事業年度の末日後に認識すると見込まれる収益の金額及び時期に関する情報

重要性が乏しいため、記載を省略しております。

◇　セグメント情報等

前事業年度(自　2022 年 4 月 1 日　至　2023 年 3 月 31 日)

１．セグメント情報

当社は投資運用業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

２．関連情報

（１）製品・サービスごとの情報

当社の製品・サービス区分の決定方法は、損益計算書の営業収益の区分と同一であることから、製品・サービスごとの営業収益の記載を省略しております。

（２）地域ごとの情報

① 売上高

本邦の外部顧客からの営業収益に区分した金額が損益計算書の営業収益の 90%を超えるため、地域ごとの営業収益の記載を省略しております。

② 有形固定資産

本邦に所在している有形固定資産の金額が貸借対照表の有形固定資産の金額の 90%を超えるため、地域ごとの有形固定資産の記載を省略しております。

（３）主要な顧客ごとの情報

外部顧客からの営業収益のうち、損益計算書の営業収益の 10%以上を占める相手先が識別されていないため、主要な顧客ごとの営業収益の記載を省略しております。

当事業年度(自　2023年4月1日　至　2024年3月31日)

1．セグメント情報

当社は投資運用業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

2．関連情報

（1）製品・サービスごとの情報

当社の製品・サービス区分の決定方法は、損益計算書の営業収益の区分と同一であることから、製品・サービスごとの営業収益の記載を省略しております。

（2）地域ごとの情報

① 売上高

本邦の外部顧客からの営業収益に区分した金額が損益計算書の営業収益の90%を超えるため、地域ごとの営業収益の記載を省略しております。

② 有形固定資産

本邦に所在している有形固定資産の金額が貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるため、地域ごとの有形固定資産の記載を省略しております。

（3）主要な顧客ごとの情報

外部顧客からの営業収益のうち、損益計算書の営業収益の10%以上を占める相手先が識別されていないため、主要な顧客ごとの営業収益の記載を省略しております。

◇　関連当事者情報

前事業年度(自　2022年4月1日　至　2023年3月31日)

１．関連当事者との取引

（ア）親会社及び法人主要株主等

該当はありません。

（イ）子会社等

種類	会社等の名称	所在地	資本金	事業の内容	議決権等の所有(被所有)割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額(百万円)	科目	期末残高(百万円)
子会社	ノムラ・エーエム・ファイナンス・インク	ケイマン	2,500(米ドル)	資金管理	直接100%	資産の賃貸借	資金の貸付	5,736	短期貸付金	1,001
							資金の返済	6,489		
							貸付金利息	44	未収利息	11

（ウ）兄弟会社等

種類	会社等の名称	所在地	資本金	事業の内容	議決権等の所有(被所有)割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額(百万円)	科目	期末残高(百万円)
親会社の子会社	野村證券株式会社	東京都中央区	10,000(百万円)	証券業	－	当社投資信託の募集の取扱及び売出の取扱ならびに投資信託に係る事務代行の委託等 役員の兼任	投資信託に係る事務代行手数料の支払（*1）	27,180	未払手数料	5,773

（エ）役員及び個人主要株主等

該当はありません。

(注)１．上記の金額のうち、取引金額には消費税等が含まれておらず、期末残高には消費税等が含まれております。
２．取引条件及び取引条件の決定方針等
（*１）　投資信託に係る事務代行手数料については、商品性等を勘案し総合的に決定しております。

２．親会社又は重要な関連会社に関する注記

（１）親会社情報

野村ホールディングス㈱（東京証券取引所、名古屋証券取引所、シンガポール証券取引所、ニューヨーク証券取引所に上場）

（２）重要な関連会社の要約財務諸表

該当はありません。

当事業年度(自　2023年4月1日　至　2024年3月31日)

１．関連当事者との取引

（ア）親会社及び法人主要株主等

種類	会社等の名称	所在地	資本金	事業の内容	議決権等の所有(被所有)割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額(百万円)	科目	期末残高(百万円)
親会社	野村ホールディングス株式会社	東京都中央区	594,493(百万円)	証券持株会社業	被所有100%	経営管理	資金の借入	141,800	短期借入金	13,700
							資金の返済	128,100		
							借入金利息	123	未払利息	19

（イ）子会社等

種類	会社等の名称	所在地	資本金	事業の内容	議決権等の所有(被所有)割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額(百万円)	科目	期末残高(百万円)
子会社	ノムラ・エーエム・ファイナンス・インク	ケイマン	2,500(米ドル)	資金管理	直接100%	資産の賃貸借	資金の貸付	2,856	短期貸付金	757
							資金の返済	3,081		
							貸付金利息	48	未収利息	9

（ウ）兄弟会社等

種類	会社等の名称	所在地	資本金	事業の内容	議決権等の所有(被所有)割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額(百万円)	科目	期末残高(百万円)
親会社の子会社	野村證券株式会社	東京都中央区	10,000(百万円)	証券業	－	当社投資信託の募集の取扱及び売出の取扱ならびに投資信託に係る事務代行の委託等 役員の兼任	投資信託に係る事務代行手数料の支払（*1）	30,272	未払手数料	7,148

（エ）役員及び個人主要株主等

該当はありません。

(注)１．上記の金額のうち、取引金額には消費税等が含まれておらず、期末残高には消費税等が含まれております。
２．取引条件及び取引条件の決定方針等
（*１）　投資信託に係る事務代行手数料については、商品性等を勘案し総合的に決定しております。

２．親会社又は重要な関連会社に関する注記

（１）親会社情報

野村ホールディングス㈱（東京証券取引所、名古屋証券取引所、シンガポール証券取引所、ニューヨーク証券取引所に上場）

（２）重要な関連会社の要約財務諸表

該当はありません。

◇　１株当たり情報

前事業年度 （自　2022年4月1日 至　2023年3月31日）	当事業年度 （自　2023年4月1日 至　2024年3月31日）
１株当たり純資産額　17,016円74銭 １株当たり当期純利益　5,060円34銭	１株当たり純資産額　11,677円62銭 １株当たり当期純利益　5,471円85銭
潜在株式調整後１株当たり当期純利益については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。 １株当たり当期純利益の算定上の基礎 損益計算書上の当期純利益　26,064百万円 普通株式に係る当期純利益　26,064百万円 普通株主に帰属しない金額の主要な内訳 該当事項はありません。 普通株式の期中平均株式数　5,150,693株	潜在株式調整後１株当たり当期純利益については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。 １株当たり当期純利益の算定上の基礎 損益計算書上の当期純利益　28,183百万円 普通株式に係る当期純利益　28,183百万円 普通株主に帰属しない金額の主要な内訳 該当事項はありません。 普通株式の期中平均株式数　5,150,693株

中間財務諸表

◇　中間貸借対照表

		2024年9月30日現在
区分	注記番号	金額(百万円)
(資産の部)		
流動資産		
現金・預金		5,222
金銭の信託		47,595
未収委託者報酬		35,191
未収運用受託報酬		6,723
短期貸付金		1,427
その他		1,233
貸倒引当金		△21
流動資産計		97,372
固定資産		
有形固定資産	※1	761
無形固定資産		6,247
ソフトウェア		6,246
その他		0
投資その他の資産		15,876
投資有価証券		1,503
関係会社株式		9,535
長期差入保証金		521
前払年金費用		2,189
繰延税金資産		2,020
その他		105
固定資産計		22,884
資産合計		120,257

		2024年9月30日現在
区分	注記番号	金額(百万円)
(負債の部)		
流動負債		
短期借入金		28,300
未払金		11,764
未払収益分配金		1
未払償還金		38
未払手数料		11,479
関係会社未払金		244
未払費用		11,699
未払法人税等		6,872
未払消費税等	※2	1,584
賞与引当金		2,843
その他		130
流動負債計		63,195
固定負債		
退職給付引当金		2,678
時効後支払損引当金		609
資産除去債務		1,123
固定負債計		4,410
負債合計		67,606
(純資産の部)		
株主資本		52,360
資本金		17,180
資本剰余金		13,729
資本準備金		11,729
その他資本剰余金		2,000
利益剰余金		21,450
利益準備金		685
その他利益剰余金		20,765
繰越利益剰余金		20,765
評価・換算差額等		290
その他有価証券評価差額金		290
純資産合計		52,651
負債・純資産合計		120,257

◇　中間損益計算書

		自　2024年4月 1日 至　2024年9月30日
区分	注記番号	金額(百万円)
営業収益		
委託者報酬		75,441
運用受託報酬		11,445
その他営業収益		153
営業収益計		87,039
営業費用		
支払手数料		27,091
調査費		18,872
その他営業費用		3,159
営業費用計		49,123
一般管理費	※1	16,272
営業利益		21,643
営業外収益	※2	6,924
営業外費用	※3	285
経常利益		28,282
特別利益	※4	23
特別損失	※5	13
税引前中間純利益		28,292
法人税、住民税及び事業税		6,931
法人税等調整額		646
中間純利益		20,713

◇　中間株主資本等変動計算書
当中間会計期間(自　2024年4月1日　至　2024年9月30日)

（単位：百万円）

	株主資本							
		資本剰余金			利益剰余金			
	資本金	資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計	利益準備金	その他利益剰余金 繰越利益剰余金	利益剰余金合計	株主資本合計
当期首残高	17,180	11,729	2,000	13,729	685	28,225	28,910	59,820
当中間期変動額								
剰余金の配当						△28,174	△28,174	△28,174
中間純利益						20,713	20,713	20,713
株主資本以外の項目の当中間期変動額（純額）								
当中間期変動額合計	－	－	－	－	－	△7,460	△7,460	△7,460
当中間期末残高	17,180	11,729	2,000	13,729	685	20,765	21,450	52,360

（単位：百万円）

	評価・換算差額等		純資産合計
	その他有価証券評価差額金	評価・換算差額等合計	
当期首残高	327	327	60,147
当中間期変動額			
剰余金の配当			△28,174
中間純利益			20,713
株主資本以外の項目の当中間期変動額（純額）	△36	△36	△36
当中間期変動額合計	△36	△36	△7,496
当中間期末残高	290	290	52,651

［重要な会計方針］

1．有価証券の評価基準及び評価方法	(1) 子会社株式及び関連会社株式 … 移動平均法による原価法 (2) その他有価証券 市場価格のない　… 時価法 株式等以外のもの　（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定） 市場価格のない　… 移動平均法による原価法 株式等
2．金銭の信託の評価基準及び評価方法	時価法
3．デリバティブ取引の評価基準及び評価方法	時価法
4．外貨建の資産又は負債の本邦通貨への換算基準	外貨建金銭債権債務は、中間会計期間末日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。
5．固定資産の減価償却の方法	(1) 有形固定資産 定率法を採用しております。ただし、1998 年 4 月 1 日以降に取得した建物(附属設備を除く)、並びに 2016 年 4 月 1 日以降に取得した建物附属設備及び構築物については、定額法を採用しております。 主な耐用年数は以下の通りであります。 建物　6 年 附属設備　6～15 年 器具備品　4～15 年 (2) 無形固定資産及び投資その他の資産 定額法を採用しております。なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間(５年)に基づく定額法によっております。
6．引当金の計上基準	(1) 貸倒引当金 債権の貸倒損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。 (2) 賞与引当金 賞与の支払いに備えるため、支払見込額に基づき当中間会計期間に見合う分を計上しております。 (3) 退職給付引当金 従業員の退職給付に備えるため、退職一時金及び確定給付型企業年金について、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、当中間会計期間末において発生していると認められる額を計上しております。 ① 退職給付見込額の期間帰属方法 退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当中間会計期間末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。 ② 数理計算上の差異及び過去勤務費用の費用処理方法 確定給付型企業年金に係る数理計算上の差異は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数による定額法により、発生した事業年度の翌期から費用処理することとしております。また、退職一時金に係る数理計算上の差異は、発生した事業年度の翌期に一括して費用処理することとしております。 退職一時金及び確定給付型企業年金に係る過去勤務費用は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数による定額法により、発生した事業年度から費用処理することとしております。 (4) 時効後支払損引当金 時効成立のため利益計上した収益分配金及び償還金について、

	受益者からの今後の支払請求に備えるため、過去の支払実績に基づく将来の支払見込額を計上しております。
７．収益及び費用の計上基準	当社は、資産運用サービスから委託者報酬、運用受託報酬を稼得しております。これらには成功報酬が含まれる場合があります。 ①　委託者報酬 委託者報酬は、投資信託の信託約款に基づき日々の純資産総額に対する一定割合として認識され、確定した報酬を投資信託によって主に年４回、もしくは年２回受取ります。当該報酬は期間の経過とともに履行義務が充足されるという前提に基づき、投資信託の運用期間にわたり収益として認識しております。 ②　運用受託報酬 運用受託報酬は、投資顧問契約に基づき契約期間の純資産総額等に対する一定割合として認識され、確定した報酬を顧問口座によって主に年４回、もしくは年２回受取ります。当該報酬は期間の経過とともに履行義務が充足されるという前提に基づき、顧問口座の運用期間にわたり収益として認識しております。 ③　成功報酬 成功報酬は、対象となる投資信託または顧問口座の特定のベンチマークまたはその他のパフォーマンス目標を上回る超過運用益に対する一定割合として認識されます。当該報酬は成功報酬を受領する権利が確定した時点で収益として認識しております。

［注記事項］

◇　中間貸借対照表関係

2024年9月30日現在

※１　有形固定資産の減価償却累計額

2,133百万円

※２　消費税等の取扱い

仮払消費税等及び仮受消費税等は、相殺のうえ「未払消費税等」として表示しております。

◇　中間損益計算書関係

自　2024年4月 1日
至　2024年9月30日

※１　減価償却実施額

有形固定資産	185百万円
無形固定資産	949百万円

※２　営業外収益のうち主要なもの

受取配当金	6,350百万円

※３　営業外費用のうち主要なもの

支払利息	105百万円
雑損	169百万円

※４　特別利益の内訳

株式報酬受入益	23百万円

※５　特別損失の内訳

固定資産除却損	13百万円

◇　中間株主資本等変動計算書関係

自　2024年4月 1日
至　2024年9月30日

１　発行済株式に関する事項

株式の種類	当事業年度期首	増加	減少	当中間会計期間末
普通株式	5,150,693株	－	－	5,150,693株

２　配当に関する事項

配当金支払額

2024年5月16日開催の取締役会において、次のとおり決議しております。

・普通株式の配当に関する事項

(1) 配当金の総額	28,174百万円
(2) 1株当たり配当額	5,470円
(3) 基準日	2024年3月31日
(4) 効力発生日	2024年6月28日

◇　金融商品関係

１．金融商品の時価等に関する事項

2024 年 9 月 30 日における中間貸借対照表計上額、時価、及びこれらの差額については次のとおりです。

（単位：百万円）

	中間貸借対照表計上額	時価	差額
(1)金銭の信託	47,595	47,595	－
(2)その他（デリバティブ取引）	126	126	－
資産計	47,722	47,722	－

（注 1）　現金・預金、未収委託者報酬、未収運用受託報酬、短期貸付金、短期借入金、未払金、未払費用、未払法人税等、未払消費税等は短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似するものであることから、記載を省略しております。

（注 2）　投資有価証券及び関係会社株式は、市場価格のない株式等及び組合出資金等であることから、上表には含まれておりません。当該金融商品の中間貸借対照表計上額は以下のとおりであります。

	中間貸借対照表計上額（百万円）
市場価格のない株式等（※）	9,710
組合出資金等	1,328
合計	11,038

（※）市場価格のない株式等には非上場株式等が含まれております。

２．金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に用いたインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の３つのレベルに分類しております。
レベル１の時価：同一の資産又は負債の活発な市場における（無調整の）相場価格により算定した時価
レベル２の時価：レベル１のインプット以外の直接または間接的に観察可能なインプットを用いて算定した時価
レベル３の時価：重要な観察できないインプットを使用して算定した時価
時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

時価で中間貸借対照表に計上している金融商品

区分	中間貸借対照表計上額　（単位：百万円）			
	レベル１	レベル２	レベル３	合計
金銭の信託（運用目的・その他）	－	47,595	－	47,595
デリバティブ取引（通貨関連）	－	126	－	126
資産計	－	47,722	－	47,722

（注）時価の算定に用いた評価技法及びインプットの説明

金銭の信託
信託財産は、主として投資信託、デリバティブ取引、その他の資産（コールローン・委託証拠金等）で構成されております。
信託財産を構成する金融商品の時価について、投資信託は基準価額、デリバティブ取引に関しては、上場デリバティブ取引は取引所の価格、為替予約取引は先物為替相場、店頭デリバティブ取引は取引先金融機関から提示された価格等によっております。また、その他の資産については短期間で決済されるため、時価は帳簿価額とほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。構成物のレベルに基づき、レベル２の時価に分類しております。

デリバティブ取引
時価の算定方法は、取引先金融機関から提示された価格等に基づき算出しており、レベル２の時価に分類しております。

◇　有価証券関係

当中間会計期間末　(2024 年 9 月 30 日)

１．売買目的有価証券(2024 年 9 月 30 日)

該当事項はありません。

２．満期保有目的の債券(2024 年 9 月 30 日)

該当事項はありません。

３．子会社株式及び関連会社株式(2024 年 9 月 30 日)

市場価格のない株式等の中間貸借対照表計上額

区分	中間貸借対照表 計上額（百万円）
子会社株式	9,428
関連会社株式	106

４．その他有価証券(2024 年 9 月 30 日)

該当事項はありません。

非上場株式等（貸借対照表計上額 174 百万円）及び組合出資金等（貸借対照表計上額 1,328 百万円）については、市場価格のない株式等に該当するため、記載しておりません。

◇　デリバティブ取引関係

１．ヘッジ会計が適用されていないデリバティブ取引

(1) 通貨関連

当中間会計期間　(2024 年 9 月 30 日)

区分	取引の種類	契約額等 （百万円）	契約額等の うち一年超 （百万円）	時価 （百万円）	評価損益 （百万円）
市場取引以外の取引	為替予約取引 売建 米ドル	1,550	－	126	126

◇資産除去債務関係

資産除去債務のうち貸借対照表に計上しているもの

当該資産除去債務の総額の増減　　（単位：百万円）

	自　2024 年 4 月 1 日 至　2024 年 9 月 30 日
期首残高	1,123
有形固定資産の取得に伴う増加	－
時の経過による調整額	－
中間期末残高	1,123

◇　収益認識に関する注記

１．顧客との契約から生じる収益を分解した情報

区分	当中間会計期間 （自 2024 年 4 月 1 日 至 2024 年 9 月 30 日）
委託者報酬	75,439 百万円
運用受託報酬	10,634 百万円
成功報酬（注）	811 百万円
その他営業収益	153 百万円
合計	87,039 百万円

（注）成功報酬は、中間損益計算書において委託者報酬または運用受託報酬に含めて表示しております。

２．顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報

［重要な会計方針］7. 収益及び費用の計上基準に記載のとおりであります。

３．顧客との契約に基づく履行義務の充足と当該契約から生じるキャッシュ・フローとの関係並びに当中間会計期間末において存在する顧客との契約から当中間会計期間の末日後に認識すると見込まれる収益の金額及び時期に関する情報

重要性が乏しいため、記載を省略しております。

◇　セグメント情報等

当中間会計期間(自　2024 年 4 月 1 日　至　2024 年 9 月 30 日)

１．セグメント情報

当社は投資運用業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

２．関連情報

(1) 製品・サービスごとの情報

当社の製品・サービス区分の決定方法は、中間損益計算書の営業収益の区分と同一であることから、製品・サービスごとの営業収益の記載を省略しております。

(2) 地域ごとの情報

① 営業収益

本邦の外部顧客からの営業収益に区分した金額が中間損益計算書の営業収益の 90%を超えるため、地域ごとの営業収益の記載を省略しております。

② 有形固定資産

本邦に所在している有形固定資産の金額が中間貸借対照表の有形固定資産の金額の 90%を超えるため、地域ごとの有形固定資産の記載を省略しております。

(3) 主要な顧客ごとの情報

外部顧客からの営業収益のうち、中間損益計算書の営業収益の 10%以上を占める相手先が識別されていないため、主要な顧客ごとの営業収益の記載を省略しております。

◇　１株当たり情報

自　2024年4月 1日 至　2024年9月30日
１株当たり純資産額　　10,222円13銭 １株当たり中間純利益　　4,021円58銭 （注）１．潜在株式調整後１株当たり中間純利益につきましては、潜在株式がないため、記載しておりません。 ２．１株当たり中間純利益の算定上の基礎は、以下のとおりであります。 中間純利益　20,713百万円 普通株主に帰属しない金額　－ 普通株式に係る中間純利益　20,713百万円 期中平均株式数　5,150千株

４【利害関係人との取引制限】

委託者は、「金融商品取引法」の定めるところにより、利害関係人との取引について、次に掲げる行為が禁止されています。

①自己又はその取締役若しくは執行役との間における取引を行うことを内容とした運用を行うこと(投資者の保護に欠け、若しくは取引の公正を害し、又は金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除きます。)。

②運用財産相互間において取引を行うことを内容とした運用を行うこと(投資者の保護に欠け、若しくは取引の公正を害し、又は金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除きます。)。

③通常の取引の条件と異なる条件であって取引の公正を害するおそれのある条件で、委託者の親法人等(委託者の総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下④⑤において同じ。)又は子法人等(委託者が総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下同じ。)と有価証券の売買その他の取引又は店頭デリバティブ取引を行うこと。

④委託者の親法人等又は子法人等の利益を図るため、その行う投資運用業に関して運用の方針、運用財産の額若しくは市場の状況に照らして不必要な取引を行うことを内容とした運用を行うこと。

⑤上記③④に掲げるもののほか、委託者の親法人等又は子法人等が関与する行為であって、投資者の保護に欠け、若しくは取引の公正を害し、又は金融商品取引業の信用を失墜させるおそれのあるものとして内閣府令で定める行為

５【その他】

(1)定款の変更

委託者の定款の変更に関しては、株主総会の決議が必要です。

(2)訴訟事件その他の重要事項

委託者およびファンドに重要な影響を与えた事実、または与えると予想される事実はありません。

約款

（マイターゲット2035（確定拠出年金向け））

運 用 の 基 本 方 針

約款第18条に基づき委託者の定める方針は、次のものとします。

１．基本方針

この投資信託は、信託財産の長期的な成長を目的に運用を行なうことを基本とします。

２．運用方法

⑴ 投資対象

別に定める親投資信託証券（親投資信託※の受益証券。以下同じ。）を主要投資対象とします。なお、株式、公社債および短期有価証券等に直接投資する場合があります。また、国内外の株価指数先物取引、債券先物取引等の有価証券先物取引等および為替予約取引等を取引対象とします。

※その受益権を他の投資信託の受託者に取得させることを目的とする証券投資信託であり、野村アセットマネジメント株式会社を委託者とし、野村信託銀行株式会社を受託者とするものをいいます。

⑵ 投資態度

① 2035年をターゲットイヤーとし、定期的に各資産への基本投資割合を変更することで、ターゲットイヤーの5年前となる2030年7月に近づくにしたがい、リスクの漸減を図ることを基本とします。各資産への基本投資割合の最終決定は、家計や市場の構造変化等を考慮した上で行ないます。

② 投資を行なう親投資信託証券は、原則として、金融指標の動きに連動する投資成果を目指すものとし、別に定める親投資信託証券の中から、市場構造等を勘案し、各親投資信託証券への投資比率を決定します。なお、一部の親投資信託証券への投資比率がゼロとなる場合があります。また、基本投資割合の変更に際し、新たに親投資信託証券を投資対象に追加する場合があります。

③ 当初設定時の親投資信託証券を通じた各資産への基本投資割合は以下を基本とします。

・国内株式：33.5%

・外国株式：21.6%

・国内債券：35.3%

・外国債券：9.6%

④ 2030年7月以降、親投資信託証券を通じた各資産への基本投資割合を一定とします。また、各月末時点において、基準価額が委託者の定める下値基準値を下回る場合、一定期間、親投資信託証券を通じて投資する各資産への実質的なエクスポージャーを引き下げ、短期有価証券等へ投資する安定運用を行ないます。なお、安定運用を行なうにあたっては、国内外の株価指数先物取引、債券先物取引等の有価証券先物取引等および為替予約取引等の売建てを行なう場合があります。

⑤ 実質組入外貨建資産については、原則として為替ヘッジを行ないません。ただし、2030年7月以降、安定運用を行なう場合においては為替ヘッジを行なう場合があります。

⑥ 資金動向、市況動向等によっては、上記のような運用ができない場合があります。

⑶ 投資制限

① 株式への実質投資割合には制限を設けません。

② 外貨建資産への実質投資割合には制限を設けません。

③ デリバティブの利用はヘッジ目的に限定しません。

④　外国為替予約取引等の利用はヘッジ目的に限定しません。
⑤　投資信託証券（上場投資信託証券を除きます。）への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以内とします。
⑥　一般社団法人投資信託協会規則に定める合理的な方法により算出した額が、信託財産の純資産総額を超えることとなるデリバティブ取引等（同規則に定めるデリバティブ取引等をいいます。）の利用は行ないません。
⑦　一般社団法人投資信託協会規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則としてそれぞれ10%、合計で20%以内とすることとし、当該比率を超えることとなった場合には、同規則に従い当該比率以内となるよう調整を行なうこととします。

３．収益分配方針

毎決算時に、原則として以下の方針に基づき分配を行ないます。
①　分配対象額の範囲は、経費控除後の繰越分を含めた利子・配当等収益と売買益（評価益を含みます。）等の全額とします。
②　収益分配金額は、上記①の範囲内で、基準価額水準等を勘案し、委託者が決定します。
③　留保益の運用については、特に制限を設けず、委託者の判断に基づき、元本部分と同一の運用を行ないます。

追加型証券投資信託
マイターゲット2035（確定拠出年金向け）
約款

（信託の種類、委託者および受託者）

第1条　この信託は証券投資信託であり、野村アセットマネジメント株式会社を委託者とし、野村信託銀行株式会社を受託者とします。

②　この信託は、信託法（平成18年法律第108号）（以下「信託法」といいます。）の適用を受けます。

（信託の目的と金額）

第2条　委託者は、金1,000万円を上限として受益者のために利殖の目的をもって信託し、受託者はこれを引き受けます。

（信託金の限度額）

第3条　委託者は、受託者と合意のうえ、金5,000億円を限度として信託金を追加することができます。

②　委託者は、受託者と合意のうえ、前項の限度額を変更することができます。

（信託期間）

第4条　この信託の期間は、信託契約締結日から第45条第1項、第46条第1項、第47条第1項および第49条第2項の規定による解約の日までとします。

（受益権の取得申込みの勧誘の種類）

第5条　この信託にかかる受益権の取得申込みの勧誘は、金融商品取引法第2条第3項第1号に掲げる場合に該当し、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第8項で定める公募により行なわれます。

（当初の受益者）

第6条　この信託契約締結当初および追加信託当初の受益者は、委託者の指定する受益権取得申込者とし、第7条の規定により分割された受益権は、その取得申込口数に応じて、取得申込者に帰属します。

（受益権の分割および再分割）

第7条　委託者は、第2条の規定による受益権については1,000万口を上限とし、追加信託によって生じた受益権については、これを追加信託のつど第8条第1項の追加口数に、それぞれ均等に分割します。

②　委託者は、受託者と協議のうえ、一定日現在の受益権を均等に再分割できるものとします。

（追加信託の価額および口数、基準価額の計算方法）

第8条　追加信託金は、追加信託を行なう日の前日の基準価額に、当該追加信託にかかる受益権の口数を乗じた額とします。

②　この約款において基準価額とは、信託財産に属する資産（受入担保金代用有価証券および第24条に規定する借入有価証券を除きます。）を法令および一般社団法人投資信託協会規則に従って時価または一部償却原価法により評価して得た信託財産の資産総額から負債総額を控除した金額（以下「純資産総額」といいます。）を、計算日における受益権口数で除した金額をいいます。

（信託日時の異なる受益権の内容）

第9条　この信託の受益権は、信託の日時を異にすることにより差異を生ずることはありません。

（受益権の帰属と受益証券の不発行）

第10条　この信託のすべての受益権は、社債、株式等の振替に関する法律（以下「社振法」といいます。）の規定の適用を受けることとし、受益権の帰属は、委託者があらかじめこの投資信託の受益権を取り扱うことについて同意した一の振替機関（社振法第2条に規定する「振替機関」をいい、以下「振替機関」といいます。）及び当該振替機関の下位の口座管理機関（社振法第2条に規定する「口座管理機関」をいい、振替機関を含め、以下「振替機関等」といいます。）の振替口座簿に記載または記録されることにより定まります（以下、振替口座簿に記載または記録されることにより定まる受益権を「振替受益権」といいます。）。

②　委託者は、この信託の受益権を取り扱う振替機関が社振法の規定により主務大臣の指定を取り消された場合または当該指定が効力を失った場合であって、当該振替機関の振替業を承継する者が存在しない場合その他やむを得ない事情がある場合を除き、振替受益権を表示する受益証券を発行しません。なお、受益者は、委託者がやむを得ない事情等により受益証券を発行する場合を除き、無記名式受益証券から記名式受益証券への変更の請求、記名式受益証券から無記名式受益証券への変更の請求、受益証券の再発行の請求を行なわないものとします。

③　委託者は、第7条の規定により分割された受益権について、振替機関等の振替口座簿への新たな記載または記録をするため社振法に定める事項の振替機関への通知を行なうものとします。振替機関等は、委託者から振替機関への通知があった場合、社振法の規定にしたがい、その備える振替口座簿への新たな記載または記録を行ないます。

（受益権の設定に係る受託者の通知）

第11条　受託者は、第2条の規定による受益権については信託契約締結日に、また、追加信託により生じた受益権については追加信託のつど、振替機関の定める方法により、振替機関へ当該受益権に係る信託を設定した旨の通知を行ないます。

（受益権の申込単位および価額）

第12条　販売会社（委託者の指定する第一種金融商品取引業者（金融商品取引法第28条第1項に規定する第一種金融商品取引業を行なう者をいいます。以下同じ。）および委託者の指定する登録金融機関（金融商品取引法第2条第11項に規定する登録金融機関をいいます。以下同じ。）をいいます。以下同じ。）は、第7条第1項の規定により分割される受益権を、販売会社との累積投資契約を結んだ取得申込者に対し、1口単位もしくは1口の整数倍となる販売会社が定める単位をもって取得申込に応じることができるものとします。

②　前項の場合の受益権の価額は、取得申込日の翌営業日の基準価額とします。ただし、この信託契約締結日前の取得申込にかかる受益権の価額は、1口につき1円とします。

③　前項の規定にかかわらず、受益者が第41条第2項の規定に基づいて収益分配金を再投資する場合の受益権の価額は、取得申込日の基準価額とします。

④　第1項の取得申込者は販売会社に、取得申込と同時にまたは予め、自己のために開設されたこの信託の受益権の振替を行なうための振替機関等の口座を示すものとし、当該口座に当該取得申込者に係る口数の増加の記載または記録が行なわれます。なお、販売会社は、当該取得申込の代金（第2項

の受益権の価額に当該取得申込の口数を乗じて得た額をいいます。）の支払いと引き換えに、当該口座に当該取得申込者に係る口数の増加の記載または記録を行なうことができます。

⑤　前各項の規定にかかわらず、委託者は、金融商品取引所（金融商品取引法第2条第16項に規定する金融商品取引所および金融商品取引法第2条第8項第3号ロに規定する外国金融商品市場をいいます。以下同じ。なお、金融商品取引所を単に「取引所」という場合があり、取引所のうち、有価証券の売買または金融商品取引法第28条第8項第3号もしくは同項第5号の取引を行なう市場ないしは当該市場を開設するものを「証券取引所」という場合があります。）等における取引の停止、外国為替取引の停止、決済機能の停止その他やむを得ない事情があるときは、受益権の取得申込の受け付けを中止することおよびすでに受け付けた取得申込の受け付けを取り消すことができます。

（受益権の譲渡に係る記載または記録）

第13条　受益者は、その保有する受益権を譲渡する場合には、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿に係る振替機関等に振替の申請をするものとします。

②　前項の申請のある場合には、前項の振替機関等は、当該譲渡に係る譲渡人の保有する受益権の口数の減少および譲受人の保有する受益権の口数の増加につき、その備える振替口座簿に記載または記録するものとします。ただし、前項の振替機関等が振替先口座を開設したものでない場合には、譲受人の振替先口座を開設した他の振替機関等（当該他の振替機関等の上位機関を含みます。）に社振法の規定にしたがい、譲受人の振替先口座に受益権の口数の増加の記載または記録が行なわれるよう通知するものとします。

③　委託者は、第1項に規定する振替について、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿に係る振替機関等と譲受人の振替先口座を開設した振替機関等が異なる場合等において、委託者が必要と認めるときまたはやむをえない事情があると判断したときは、振替停止日や振替停止期間を設けることができます。

（受益権の譲渡の対抗要件）

第14条　受益権の譲渡は、前条の規定による振替口座簿への記載または記録によらなければ、委託者および受託者に対抗することができません。

（投資の対象とする資産の種類）

第15条　この信託において投資の対象とする資産の種類は、次に掲げるものとします。

1．次に掲げる特定資産（「特定資産」とは、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第1項で定めるものをいいます。以下同じ。）

イ．有価証券

ロ．デリバティブ取引（金融商品取引法第2条第20項に規定するものをいい、約款第21条及び第22条に定めるものに限ります。）に係る権利

ハ．約束手形（イに掲げるものに該当するものを除きます。）

ニ．金銭債権（イ及びハに掲げるものに該当するものを除きます。）

2．次に掲げる特定資産以外の資産

イ．為替手形

（有価証券および金融商品の指図範囲等）

第16条　委託者は、信託金を、野村アセットマネジメント株式会社を委託者とし、野村信託銀行株式

会社を受託者として締結された別に定める親投資信託証券（以下「各マザーファンド」といいます。）のほか、次の有価証券（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。）に投資することを指図します。

1. 株券または新株引受権証書
2. 国債証券
3. 地方債証券
4. 特別の法律により法人の発行する債券
5. 社債券（新株引受権証券と社債券とが一体となった新株引受権付社債券の新株引受権証券を含みます。なお、社債券のうちで、新株予約権付社債のうち会社法第236条第1項第3号の財産が当該新株予約権付社債についての社債であって当該社債と当該新株予約権がそれぞれ単独で存在し得ないことをあらかじめ明確にしているもの、ならびに会社法施行前の旧商法第341条ノ3第1項第7号および第8号の定めがある新株予約権付社債を総称して以下「転換社債型新株予約権付社債」といいます。）
6. 特定目的会社に係る特定社債券（金融商品取引法第2条第1項第4号で定めるものをいいます。）
7. 特別の法律により設立された法人の発行する出資証券（金融商品取引法第2条第1項第6号で定めるものをいいます。）
8. 協同組織金融機関に係る優先出資証券（金融商品取引法第2条第1項第7号で定めるものをいいます。）
9. 特定目的会社に係る優先出資証券または新優先出資引受権を表示する証券（金融商品取引法第2条第1項第8号で定めるものをいいます。）
10. コマーシャル・ペーパー
11. 新株引受権証券および新株予約権証券
12. 外国または外国の者の発行する証券または証書で、前各号の証券または証書の性質を有するもの
13. 投資信託または外国投資信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第10号で定めるものをいいます。）
14. 投資証券、新投資口予約権証券または外国投資証券（金融商品取引法第2条第1項第11号で定めるものをいいます。）
15. 外国貸付債権信託受益証券（金融商品取引法第2条第1項第18号で定めるものをいいます。）
16. オプションを表示する証券または証書（金融商品取引法第2条第1項第19号で定めるものをいいます。）
17. 受益証券発行信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第14号で定めるものをいいます。）
18. 預託証書（金融商品取引法第2条第1項第20号で定めるものをいいます。）
19. 外国法人が発行する譲渡性預金証書
20. 外国の者に対する権利で、貸付債権信託受益権であって第17号の有価証券に表示されるべき権利の性質を有するもの
21. 抵当証券（金融商品取引法第2条第1項第16号で定めるものをいいます。）

なお、第1号の証券または証書ならびに第12号、第17号および第18号の証券または証書のうち第1号の証券または証書の性質を有するものを以下「株式」といい、第2号から第6号までの証券ならびに第12号、第17号および第18号の証券または証書のうち第2号から第6号までの証券の性質を有するものを以下「公社債」といい、第13号および第14号の証券ならびに第17号の証券または証書のうち第13号および第14号の証券の性質を有するものを以下「投資信託証券」といいます。

② 委託者は、信託金を、前項に掲げる有価証券のほか、次に掲げる金融商品（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。）により運用することを指図することができます。

1. 預金
2. 指定金銭信託（前項に掲げるものを除く。）
3. コール・ローン
4. 手形割引市場において売買される手形
5. 貸付債権信託受益権であって、金融商品取引法第2条第2項第1号で定めるもの
6. 外国の者に対する権利で前号の権利の性質を有するもの

③ 委託者は、信託財産に属する投資信託証券（上場投資信託証券を除きます。以下本項および次項において同じ。）の時価総額と各マザーファンドの信託財産に属する投資信託証券の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額が、信託財産の純資産総額の100分の5を超えることとなる投資の指図をしません。

④ 前項において各マザーファンドの信託財産に属する投資信託証券の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額とは、信託財産に属する各マザーファンド受益証券の時価総額に各マザーファンドの信託財産純資産総額に占める投資信託証券の時価総額の割合を乗じて得た額の合計額をいいます。

（利害関係人等との取引等）

第17条 受託者は、受益者の保護に支障を生じることがないものであり、かつ信託業法、投資信託及び投資法人に関する法律ならびに関連法令に反しない場合には、委託者の指図により、信託財産と、受託者（第三者との間において信託財産のためにする取引その他の行為であって、受託者が当該第三者の代理人となって行なうものを含みます。）および受託者の利害関係人（金融機関の信託業務の兼営等に関する法律第2条第1項にて準用する信託業法第29条第2項第1号に規定する利害関係人をいいます。以下本項、次項および第28条において同じ。）、第28条第1項に定める信託業務の委託先およびその利害関係人または受託者における他の信託財産との間で、前2条に掲げる資産への投資等ならびに第20条、第23条、第24条、第26条および第33条に掲げる取引その他これらに類する行為を行なうことができます。

② 受託者は、受託者がこの信託の受託者としての権限に基づいて信託事務の処理として行なうことができる取引その他の行為について、受託者または受託者の利害関係人の計算で行なうことができるものとします。なお、受託者の利害関係人が当該利害関係人の計算で行なう場合も同様とします。

③ 委託者は、金融商品取引法、投資信託及び投資法人に関する法律ならびに関連法令に反しない場合には、信託財産と、委託者、その取締役、執行役および委託者の利害関係人等（金融商品取引法第31条の4第3項および同条第4項に規定する親法人等又は子法人等をいいます。）または委託者が運用の指図を行なう他の信託財産との間で、前2条に掲げる資産への投資等ならびに第20条、第23条、

第24条、第26条および第33条に掲げる取引その他これらに類する行為を行なうことの指図をすることができ、受託者は、委託者の指図により、当該投資等ならびに当該取引、当該行為を行なうことができます。

④　前3項の場合、委託者および受託者は、受益者に対して信託法第31条第3項および同法第32条第3項の通知は行ないません。

（運用の基本方針）

第18条　委託者は、信託財産の運用にあたっては、別に定める運用の基本方針にしたがって、その指図を行ないます。

（投資する株式等の範囲）

第19条　委託者が投資することを指図する株式、新株引受権証券および新株予約権証券は、金融商品取引所に上場されている株式の発行会社の発行するものおよび金融商品取引所に準ずる市場において取引されている株式の発行会社の発行するものとします。ただし、株主割当または社債権者割当により取得する株式、新株引受権証券および新株予約権証券については、この限りではありません。

②　前項の規定にかかわらず、上場予定または登録予定の株式、新株引受権証券および新株予約権証券で目論見書等において上場または登録されることが確認できるものについては委託者が投資することを指図することができるものとします。

（信用取引の指図範囲）

第20条　委託者は、信託財産の効率的な運用に資するため、信用取引により株券を売り付けることの指図をすることができます。なお、当該売り付けの決済については、株券の引き渡しまたは買い戻しにより行なうことの指図をすることができるものとします。

②　前項の信用取引の指図は、次の各号に掲げる有価証券の発行会社の発行する株券について行なうことができるものとし、かつ次の各号に掲げる株券数の合計数を超えないものとします。

1. 信託財産に属する株券および新株引受権証書の権利行使により取得する株券
2. 株式分割により取得する株券
3. 有償増資により取得する株券
4. 売り出しにより取得する株券
5. 信託財産に属する転換社債の転換請求および新株予約権（転換社債型新株予約権付社債の新株予約権に限ります。）の行使により取得可能な株券
6. 信託財産に属する新株引受権証券および新株引受権付社債券の新株引受権の行使、または信託財産に属する新株予約権証券および新株予約権付社債券の新株予約権（前号のものを除きます。）の行使により取得可能な株券

（先物取引等の運用指図）

第21条　委託者は、わが国の金融商品取引所における有価証券先物取引（金融商品取引法第28条第8項第3号イに掲げるものをいいます。以下同じ。）、有価証券指数等先物取引（金融商品取引法第28条第8項第3号ロに掲げるものをいいます。以下同じ。）および有価証券オプション取引（金融商品取引法第28条第8項第3号ハに掲げるものをいいます。以下同じ。）ならびに外国の金融商品取引所におけるこれらの取引と類似の取引を行なうことの指図をすることができます。なお、選択権取引はオプション取引に含めるものとします（以下同じ。）。

② 委託者は、わが国の金融商品取引所における通貨に係る先物取引ならびに外国の金融商品取引所における通貨に係る先物取引およびオプション取引を行なうことの指図をすることができます。
③ 委託者は、わが国の金融商品取引所における金利に係る先物取引およびオプション取引ならびに外国の金融商品取引所におけるこれらの取引と類似の取引を行なうことの指図をすることができます。

（スワップ取引の運用指図）

第22条 委託者は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、異なった通貨、異なった受取り金利または異なった受取り金利とその元本を一定の条件のもとに交換する取引（以下「スワップ取引」といいます。）を行なうことの指図をすることができます。
② スワップ取引の指図にあたっては、当該取引の契約期限が、原則として第4条に定める信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。
③ スワップ取引の評価は、当該取引契約の相手方が提示する価額、価格情報会社が提供する価額等、法令および一般社団法人投資信託協会規則に従って評価するものとします。
④ 委託者は、スワップ取引を行なうにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めたときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行なうものとします。

（有価証券の貸付の指図および範囲）

第23条 委託者は、信託財産の効率的な運用に資するため、信託財産に属する株式および公社債を次の各号の範囲内で貸付の指図をすることができます。
1. 株式の貸付は、貸付時点において、貸付株式の時価合計額が、信託財産で保有する株式の時価合計額の50%を超えないものとします。
2. 公社債の貸付は、貸付時点において、貸付公社債の額面金額の合計額が、信託財産で保有する公社債の額面金額の合計額の50%を超えないものとします。
② 前項各号に定める限度額を超えることとなった場合には、委託者は速やかに、その超える額に相当する契約の一部の解約を指図するものとします。
③ 委託者は、有価証券の貸付にあたって必要と認めたときは、担保の受入れの指図を行なうものとします。

（公社債の借入れ）

第24条 委託者は、信託財産の効率的な運用に資するため、公社債の借入れの指図をすることができます。なお、当該公社債の借入れを行なうにあたり担保の提供が必要と認めたときは、担保の提供の指図を行なうものとします。
② 前項の指図は、当該借入れにかかる公社債の時価総額が信託財産の純資産総額の範囲内とします。
③ 信託財産の一部解約等の事由により、前項の借入れにかかる公社債の時価総額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託者は速やかに、その超える額に相当する借入れた公社債の一部を返還するための指図をするものとします。
④ 第1項の借入れにかかる品貸料は信託財産中から支弁します。

（特別の場合の外貨建有価証券への投資制限）

第25条 外貨建有価証券（外国通貨表示の有価証券をいいます。以下同じ。）への投資については、わが国の国際収支上の理由等により特に必要と認められる場合には、制約されることがあります。

（外国為替予約取引の指図および範囲）

第26条　委託者は、信託財産の効率的な運用に資するため、外国為替の売買の予約取引の指図をすることができます。

②　前項の予約取引の指図は、信託財産にかかる為替の買予約の合計額と売予約の合計額との差額につき円換算した額が、信託財産の純資産総額を超えないものとします。ただし、信託財産に属する外貨建資産（外貨建有価証券、外国通貨表示の預金その他の資産をいいます。以下同じ。）と各マザーファンドの信託財産に属する外貨建資産のうち信託財産に属するとみなした額（信託財産に属する各マザーファンド受益証券の時価総額に各マザーファンドの信託財産純資産総額に占める外貨建資産の時価総額の割合を乗じて得た額の合計額をいいます。）との合計額について、当該外貨建資産の為替変動リスクを回避するためにする当該予約取引の指図については、この限りではありません。

③　前項の限度額を超えることとなった場合には、委託者は所定の期間内に、その超える額に相当する為替予約の一部を解消するための外国為替の売買の予約取引の指図をするものとします。

④　委託者は、外国為替の売買の予約取引を行なうにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めたときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行なうものとします。

（外貨建資産の円換算および予約為替の評価）

第27条　信託財産に属する外貨建資産の円換算は、原則として、わが国における計算日の対顧客電信売買相場の仲値によって計算します。

②　前条に規定する予約為替の評価は、原則として、わが国における計算日の対顧客先物売買相場の仲値によって計算します。

（信託業務の委託等）

第28条　受託者は、委託者と協議のうえ、信託業務の一部について、信託業法第22条第1項に定める信託業務の委託をするときは、以下に掲げる基準のすべてに適合するもの（受託者の利害関係人を含みます。）を委託先として選定します。

1. 委託先の信用力に照らし、継続的に委託業務の遂行に懸念がないこと
2. 委託先の委託業務に係る実績等に照らし、委託業務を確実に処理する能力があると認められること
3. 委託される信託財産に属する財産と自己の固有財産その他の財産とを区分する等の管理を行なう体制が整備されていること
4. 内部管理に関する業務を適正に遂行するための体制が整備されていること

②　受託者は、前項に定める委託先の選定にあたっては、当該委託先が前項各号に掲げる基準に適合していることを確認するものとします。

③　前2項にかかわらず、受託者は、次の各号に掲げる業務を、受託者および委託者が適当と認める者（受託者の利害関係人を含みます。）に委託することができるものとします。

1. 信託財産の保存に係る業務
2. 信託財産の性質を変えない範囲内において、その利用または改良を目的とする業務
3. 委託者のみの指図により信託財産の処分およびその他の信託の目的の達成のために必要な行為に係る業務
4. 受託者が行なう業務の遂行にとって補助的な機能を有する行為

（混蔵寄託）

第29条　金融機関または第一種金融商品取引業者等（外国の法令に準拠して設立された法人で第一種金融商品取引業者に類する者を含みます。以下本条において同じ。）から、売買代金および償還金等について円貨で約定し円貨で決済する取引により取得した外国において発行された譲渡性預金証書またはコマーシャル・ペーパーは、当該金融機関または第一種金融商品取引業者等が保管契約を締結した保管機関に当該金融機関または第一種金融商品取引業者等の名義で混蔵寄託できるものとします。

（信託財産の登記等および記載等の留保等）

第30条　信託の登記または登録をすることができる信託財産については、信託の登記または登録をすることとします。ただし、受託者が認める場合は、信託の登記または登録を留保することがあります。

②　前項ただし書きにかかわらず、受益者保護のために委託者または受託者が必要と認めるときは、速やかに登記または登録をするものとします。

③　信託財産に属する旨の記載または記録をすることができる信託財産については、信託財産に属する旨の記載または記録をするとともに、その計算を明らかにする方法により分別して管理するものとします。ただし、受託者が認める場合は、その計算を明らかにする方法により分別して管理することがあります。

④　動産（金銭を除きます。）については、外形上区別することができる方法によるほか、その計算を明らかにする方法により分別して管理することがあります。

（有価証券売却等の指図）

第31条　委託者は、信託財産に属する親投資信託の受益証券にかかる信託契約の一部解約、有価証券の売却等の指図ができます。

（再投資の指図）

第32条　委託者は、前条の規定による親投資信託の受益証券の一部解約金、有価証券の売却代金、有価証券に係る償還金等、株式の清算分配金、有価証券等に係る利子等、株式の配当金およびその他の収入金を再投資することの指図ができます。

（資金の借入れ）

第33条　委託者は、信託財産の効率的な運用ならびに運用の安定性をはかるため、一部解約に伴う支払資金の手当て（一部解約に伴う支払資金の手当てのために借入れた資金の返済を含みます。）を目的として、または再投資にかかる収益分配金の支払資金の手当てを目的として、資金借入れ（コール市場を通じる場合を含みます。）の指図をすることができます。なお、当該借入金をもって有価証券等の運用は行なわないものとします。

②　一部解約に伴う支払資金の手当てにかかる借入期間は、受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の売却代金の受渡日までの間または受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の解約代金入金日までの間もしくは受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の償還金の入金日までの期間が5営業日以内である場合の当該期間とし、資金借入額は当該有価証券等の売却代金、有価証券等の解約代金および有価証券等の償還金の合計額を限度とします。ただし、資金の借入額は、借入れ指図を行なう日における信託財産の純資産総額の10%を超えないこととします。

③　収益分配金の再投資にかかる借入期間は信託財産から収益分配金が支弁される日からその翌営業日までとし、資金借入額は収益分配金の再投資額を限度とします。

④　借入金の利息は信託財産中より支弁します。

（損益の帰属）

第34条　委託者の指図に基づく行為により信託財産に生じた利益および損失は、すべて受益者に帰属します。

（受託者による資金の立替え）

第35条　信託財産に属する有価証券について、借替、転換、新株発行または株式割当がある場合で、委託者の申出があるときは、受託者は資金の立替えをすることができます。

②　信託財産に属する有価証券に係る償還金等、株式の清算分配金、有価証券等に係る利子等、株式の配当金およびその他の未収入金で、信託終了日までにその金額を見積りうるものがあるときは、受託者がこれを立替えて信託財産に繰り入れることができます。

③　前2項の立替金の決済および利息については、受託者と委託者との協議によりそのつど別にこれを定めます。

（信託の計算期間）

第36条　この信託の計算期間は、毎年6月29日から翌年6月28日までとすることを原則とします。ただし、第1計算期間は信託契約締結日より平成30年6月28日までとします。

②　前項にかかわらず、前項の原則により各計算期間終了日に該当する日（以下本項において「該当日」といいます。）が休業日のとき、各計算期間終了日は該当日の翌営業日とし、その翌日より次の計算期間が開始されるものとします。ただし、最終計算期間の終了日は、第4条に定める信託期間の終了日とします。

（信託財産に関する報告等）

第37条　受託者は、毎計算期末に損益計算を行ない、信託財産に関する報告書を作成して、これを委託者に提出します。

②　受託者は、信託終了のときに最終計算を行ない、信託財産に関する報告書を作成して、これを委託者に提出します。

③　受託者は、前2項の報告を行なうことにより、受益者に対する信託法第37条第3項に定める報告は行なわないこととします。

④　受益者は、受託者に対し、信託法第37条第2項に定める書類または電磁的記録の作成に欠くことのできない情報その他の信託に関する重要な情報および当該受益者以外の者の利益を害するおそれのない情報を除き、信託法第38条第1項に定める閲覧または謄写の請求をすることはできないものとします。

（信託事務の諸費用および監査費用）

第38条　信託財産に関する租税、信託事務の処理に要する諸費用および受託者の立替えた立替金の利息（以下「諸経費」といいます。）は、受益者の負担とし、信託財産中から支弁します。

②　信託財産に係る監査費用および当該監査費用に係る消費税および地方消費税（以下「消費税等」といいます。）に相当する金額は、毎計算期間（第1計算期間を除きます。）の最初の6ヵ月終了日および毎計算期末または信託終了のとき信託財産中から支弁します。

（信託報酬等の総額）

第39条　委託者および受託者の信託報酬の総額は、第36条に規定する計算期間を通じて毎日、信託

財産の純資産総額に、計算期間に応じ、次の各号に掲げる率を乗じて得た額とします。

1. 第1計算期間から第3計算期間まで：年10,000分の36
2. 第4計算期間開始日から2022年3月23日まで：年10,000分の34
3. 2022年3月24日から第13計算期間の末日まで：年10,000分の22
4. 第14計算期間以降：年10,000分の18

② 前項の信託報酬は、毎計算期間（第1計算期間を除きます。）の最初の6ヵ月終了日および毎計算期末または信託終了のとき信託財産中から支弁するものとし、委託者と受託者との間の配分は別に定めます。

③ 第1項の信託報酬に係る消費税等に相当する金額を信託報酬支弁のときに信託財産中から支弁します。

（収益の分配方式）

第40条 信託財産から生ずる毎計算期末における利益は、次の方法により処理します。

1. 配当金、利子、貸付有価証券に係る品貸料およびこれらに類する収益から支払利息を控除した額（以下「配当等収益」といいます。）は、諸経費、監査費用、当該監査費用に係る消費税等に相当する金額、信託報酬および当該信託報酬に係る消費税等に相当する金額を控除した後その残金を受益者に分配することができます。なお、次期以降の分配金にあてるため、その一部を分配準備積立金として積み立てることができます。
2. 売買損益に評価損益を加減した利益金額（以下「売買益」といいます。）は、諸経費、監査費用、当該監査費用に係る消費税等に相当する金額、信託報酬および当該信託報酬に係る消費税等に相当する金額を控除し、繰越欠損金のあるときは、その全額を売買益をもって補てんした後、受益者に分配することができます。なお、次期以降の分配にあてるため、分配準備積立金として積み立てることができます。

② 毎計算期末において、信託財産につき生じた損失は、次期に繰り越します。

（収益分配金、償還金および一部解約金の支払い）

第41条 販売会社との累積投資契約に基づいて収益分配金を再投資する受益者に対しては、受託者が委託者の指定する預金口座等に払い込むことにより、原則として、毎計算期間終了日の翌日に、収益分配金が販売会社に交付されます。

② 前項の場合、販売会社は、原則として、受益者に対し遅滞なく収益分配金の再投資にかかる受益権の売付けを行ないます。当該売付けにより増加した受益権は、第10条第3項の規定にしたがい、振替口座簿に記載または記録されます。

③ 償還金（信託終了時における信託財産の純資産総額を受益権口数で除した額をいいます。以下同じ。）は、信託終了日後1ヵ月以内の委託者の指定する日から、信託終了日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（信託終了日以前において一部解約が行なわれた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該信託終了日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者とします。）に支払います。なお、当該受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して委託者がこの信託の償還をするのと引き換えに、当該償還に係る受益権の口数と同口数の抹消の申請を行なうものとし、社振法の規定にしたがい当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録

が行なわれます。
④　一部解約金（第44条第3項の一部解約の価額に当該一部解約口数を乗じて得た額をいいます。以下同じ。）は、第44条第1項の受益者の請求を受け付けた日から起算して、原則として5営業日目から当該受益者に支払います。
⑤　前2項に規定する償還金および一部解約金の支払いは、販売会社の営業所等において行なうものとします。
⑥　収益分配金、償還金および一部解約金にかかる収益調整金は、原則として、受益者毎の信託時の受益権の価額等に応じて計算されるものとします。

（償還金の時効）

第42条　受益者が、信託終了による償還金について前条第3項に規定する支払開始日から10年間その支払いを請求しないときは、その権利を失い、受託者から交付を受けた金銭は、委託者に帰属します。

（収益分配金、償還金および一部解約金の払い込みと支払いに関する受託者の免責）

第43条　受託者は、収益分配金については第41条第1項に規定する交付開始前に、償還金については第41条第3項に規定する支払開始日までに、一部解約金については第41条第4項に規定する支払日までに、その全額を委託者の指定する預金口座等に払い込みます。
②　受託者は、前項の規定により委託者の指定する預金口座等に収益分配金、償還金および一部解約金を払い込んだ後は、受益者に対する支払いにつき、その責に任じません。

（信託の一部解約）

第44条　受益者（販売会社を含みます。以下本条において同じ。）は、自己に帰属する受益権につき、委託者に、1口単位もしくは1口の整数倍となる販売会社が定める単位をもって、一部解約の実行を請求することができます。
②　委託者は、前項の一部解約の実行の請求を受け付けた場合には、この信託契約の一部を解約します。なお、前項の一部解約の実行の請求を行なう受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して当該受益者の請求に係るこの信託契約の一部解約を委託者が行なうのと引き換えに、当該一部解約に係る受益権の口数と同口数の抹消の申請を行なうものとし、社振法の規定にしたがい当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行なわれます。
③　前項の一部解約の価額は、一部解約の実行の請求日の翌営業日の基準価額とします。
④　一部解約の実行の請求を受益者がするときは、販売会社に対し、振替受益権をもって行なうものとします。
⑤　委託者は、金融商品取引所等における取引の停止、外国為替取引の停止、決済機能の停止その他やむを得ない事情があるときは、第1項による一部解約の実行の請求の受け付けを中止することおよびすでに受け付けた一部解約の実行の請求の受け付けを取り消すことができます。
⑥　前項により一部解約の実行の請求の受け付けが中止された場合には、受益者は当該受け付け中止以前に行なった当日の一部解約の実行の請求を撤回できます。ただし、受益者がその一部解約の実行の請求を撤回しない場合には、当該受益権の一部解約の価額は、当該受け付け中止を解除した後の最初の基準価額の計算日に一部解約の実行の請求を受け付けたものとして第3項の規定に準じて計算された価額とします。

（信託契約の解約）

第45条　委託者は、信託期間中において、信託契約の一部を解約することにより受益権の口数が30億口を下回った場合、この信託契約を解約することが受益者のため有利であると認めるとき、またはやむを得ない事情が発生したときは、受託者と合意のうえ、この信託契約を解約し、信託を終了させることができます。この場合において、委託者は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届け出ます。

②　委託者は、前項の事項について、書面による決議（以下「書面決議」といいます。）を行ないます。この場合において、あらかじめ、書面決議の日ならびに信託契約の解約の理由などの事項を定め、当該決議の日の2週間前までに、この信託契約に係る知れている受益者に対し、書面をもってこれらの事項を記載した書面決議の通知を発します。

③　前項の書面決議において、受益者（委託者およびこの信託の信託財産にこの信託の受益権が属するときの当該受益権に係る受益者としての受託者を除きます。以下本項において同じ。）は受益権の口数に応じて、議決権を有し、これを行使することができます。なお、知れている受益者が議決権を行使しないときは、当該知れている受益者は書面決議について賛成するものとみなします。

④　第2項の書面決議は議決権を行使することができる受益者の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行ないます。

⑤　第2項から前項までの規定は、委託者が信託契約の解約について提案をした場合において、当該提案につき、この信託契約に係るすべての受益者が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときには適用しません。また、信託財産の状態に照らし、真にやむを得ない事情が生じている場合であって、第2項から前項までに規定するこの信託契約の解約の手続を行なうことが困難な場合には適用しません。

（信託契約に関する監督官庁の命令）

第46条　委託者は、監督官庁よりこの信託契約の解約の命令を受けたときは、その命令にしたがい、信託契約を解約し信託を終了させます。

②　委託者は、監督官庁の命令に基づいてこの信託約款を変更しようとするときは、第50条の規定にしたがいます。

（委託者の登録取消等に伴う取扱い）

第47条　委託者が監督官庁より登録の取消を受けたとき、解散したときまたは業務を廃止したときは、委託者は、この信託契約を解約し、信託を終了させます。

②　前項の規定にかかわらず、監督官庁がこの信託契約に関する委託者の業務を他の投資信託委託会社に引き継ぐことを命じたときは、この信託は、第50条の書面決議が否決となる場合を除き、当該投資信託委託会社と受託者との間において存続します。

（委託者の事業の譲渡および承継に伴う取扱い）

第48条　委託者は、事業の全部または一部を譲渡することがあり、これに伴い、この信託契約に関する事業を譲渡することがあります。

②　委託者は、分割により事業の全部または一部を承継させることがあり、これに伴い、この信託契約に関する事業を承継させることがあります。

（受託者の辞任および解任に伴う取扱い）

第49条　受託者は、委託者の承諾を受けてその任務を辞任することができます。受託者がその任務に違反して信託財産に著しい損害を与えたことその他重要な事由があるときは、委託者または受益者は、裁判所に受託者の解任を申立てることができます。受託者が辞任した場合、または裁判所が受託者を解任した場合、委託者は、第50条の規定にしたがい、新受託者を選任します。なお、受益者は、上記によって行なう場合を除き、受託者を解任することはできないものとします。

②　委託者が新受託者を選任できないときは、委託者はこの信託契約を解約し、信託を終了させます。

（信託約款の変更等）

第50条　委託者は、受益者の利益のため必要と認めるときまたはやむを得ない事情が発生したときは、受託者と合意のうえ、この信託約款を変更することまたはこの信託と他の信託との併合（投資信託及び投資法人に関する法律第16条第2号に規定する「委託者指図型投資信託の併合」をいいます。以下同じ。）を行なうことができるものとし、あらかじめ、変更または併合しようとする旨およびその内容を監督官庁に届け出ます。なお、この信託約款は本条に定める以外の方法によって変更することができないものとします。

②　委託者は、前項の事項（前項の変更事項にあってはその変更の内容が重大なものに該当する場合に限り、併合事項にあってはその併合が受益者の利益に及ぼす影響が軽微なものに該当する場合を除き、以下、合わせて「重大な約款の変更等」といいます。）について、書面決議を行ないます。この場合において、あらかじめ、書面決議の日ならびに重大な約款の変更等の内容およびその理由などの事項を定め、当該決議の日の2週間前までに、この信託約款に係る知れている受益者に対し、書面をもってこれらの事項を記載した書面決議の通知を発します。

③　前項の書面決議において、受益者（委託者およびこの信託の信託財産にこの信託の受益権が属するときの当該受益権に係る受益者としての受託者を除きます。以下本項において同じ。）は受益権の口数に応じて、議決権を有し、これを行使することができます。なお、知れている受益者が議決権を行使しないときは、当該知れている受益者は書面決議について賛成するものとみなします。

④　第2項の書面決議は議決権を行使することができる受益者の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行ないます。

⑤　書面決議の効力は、この信託のすべての受益者に対してその効力を生じます。

⑥　第2項から前項までの規定は、委託者が重大な約款の変更等について提案をした場合において、当該提案につき、この信託約款に係るすべての受益者が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときには適用しません。

⑦　前各項の規定にかかわらず、この投資信託において併合の書面決議が可決された場合にあっても、当該併合にかかる一又は複数の他の投資信託において当該併合の書面決議が否決された場合は、当該他の投資信託との併合を行なうことはできません。

（反対受益者の受益権買取請求の不適用）

第51条　この信託は、受益者が第44条の規定による一部解約の実行の請求を行なったときは、委託者が信託契約の一部の解約をすることにより当該請求に応じ、当該受益権の公正な価格が当該受益者に一部解約金として支払われることとなる委託者指図型投資信託に該当するため、第45条に規定する信託契約の解約または前条に規定する重大な約款の変更等を行なう場合において、投資信託及び投資法人に関する法律第18条第1項に定める反対受益者による受益権の買取請求の規定の適用を受けま

せん。

（他の受益者の氏名等の開示の請求の制限）

第52条　この信託の受益者は、委託者または受託者に対し、次に掲げる事項の開示の請求を行なうことはできません。

1. 他の受益者の氏名または名称および住所
2. 他の受益者が有する受益権の内容

（運用報告書に記載すべき事項の提供）

第53条　委託者は、投資信託及び投資法人に関する法律第14条第1項に定める運用報告書の交付に代えて、運用報告書に記載すべき事項を電磁的方法により受益者に提供することができます。この場合において、委託者は、運用報告書を交付したものとみなします。

②　前項の規定にかかわらず、委託者は、受益者から運用報告書の交付の請求があった場合には、これを交付するものとします。

（公告）

第54条　委託者が受益者に対してする公告は、電子公告の方法により行ない、次のアドレスに掲載します。

https://www.nomura-am.co.jp/

②　前項の電子公告による公告をすることができない事故その他やむを得ない事由が生じた場合の公告は、日本経済新聞に掲載します。

（質権口記載又は記録の受益権の取扱い）

第55条　振替機関等の振替口座簿の質権口に記載または記録されている受益権にかかる収益分配金の支払い、一部解約の実行の請求の受け付け、一部解約金および償還金の支払い等については、この約款によるほか、民法その他の法令等にしたがって取り扱われます。

（信託約款に関する疑義の取扱い）

第56条　この信託約款の解釈について疑義を生じたときは、委託者と受託者との協議により定めます。

（付則）

第1条　第41条第6項に規定する「収益調整金」は、所得税法施行令第27条の規定によるものとし、受益者毎の信託時の受益権の価額と元本との差額をいい、原則として、追加信託のつど当該口数により加重平均され、収益分配のつど調整されるものとします。また、同条同項に規定する「受益者毎の信託時の受益権の価額等」とは、原則として、受益者毎の信託時の受益権の価額をいい、追加信託のつど当該口数により加重平均され、収益分配のつど調整されるものとします。

上記条項により信託契約を締結します。

信託契約締結日　　平成30年3月9日

東京都江東区豊洲二丁目2番1号
委託者　野村アセットマネジメント株式会社

東京都千代田区大手町二丁目2番2号
受託者　野村信託銀行株式会社

1. 別に定める信託

約款第16条第1項および別に定める運用の基本方針の「別に定める親投資信託証券」とは次のものをいいます。

親投資信託　国内株式マザーファンド

親投資信託　外国株式MSCI-KOKUSAIマザーファンド

親投資信託　国内債券NOMURA-BPI総合 マザーファンド

親投資信託　外国債券マザーファンド

親投資信託　新興国株式マザーファンド

親投資信託　新興国債券（現地通貨建て）マザーファンド

親投資信託　J－REITインデックス マザーファンド

親投資信託　海外REITインデックス マザーファンド

（国内株式マザーファンド）

運 用 の 基 本 方 針

約款第13条に基づき委託者の定める方針は、次のものとします。

１．基本方針

この投資信託は、東証株価指数（TOPIX）（配当込み）の動きに連動する投資成果を目指して運用を行ないます。

２．運用方法

⑴ 投資対象

わが国の株式を主要投資対象とします。

⑵ 投資態度

① 主としてわが国の株式に投資することにより、東証株価指数（TOPIX）（配当込み）の動きに連動する投資成果を目指します。

② 非株式割合（株式以外の資産への投資割合）は、原則として信託財産総額の50%以下を基本とします。

③ 資金動向、市況動向等によっては、上記のような運用ができない場合があります。

⑶ 投資制限

① 株式への投資割合には制限を設けません。

② 外貨建資産への投資は行ないません。

③ 同一銘柄の株式への投資割合には制限を設けません。

④ 有価証券先物取引等は約款第16条の範囲で行ないます。

⑤ スワップ取引は約款第17条の範囲で行ないます。

⑥ 一般社団法人投資信託協会規則に定める合理的な方法により算出した額が、信託財産の純資産総額を超えることとなるデリバティブ取引等（同規則に定めるデリバティブ取引等をいいます。）の利用は行ないません。

⑦ 前各号の規定にかかわらず、一般社団法人投資信託協会規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則としてそれぞれ10%、合計で20%以内とすることとし、当該比率を超えることとなった場合には、同規則に従い当該比率以内となるよう調整を行なうこととします。

親投資信託
国内株式マザーファンド
約款

（信託の種類、委託者および受託者）

第１条　この信託は、その受益権を他の投資信託の受託者に取得させることを目的とする証券投資信託であり、野村アセットマネジメント株式会社を委託者とし、野村信託銀行株式会社を受託者とします。

②　この信託は、信託財産に属する財産についての対抗要件に関する事項を除き、信託法（大正11年法律第62号）（以下特段の記載があるものを除き「信託法」といいます。）の適用を受けます。

（信託の目的、金額および追加信託の限度額）

第２条　委託者は、金1,000億円を上限として受益者のために利殖の目的をもって信託し、受託者はこれを引き受けます。

②　委託者は、受託者と合意のうえ、金２兆円を限度として信託金を追加できるものとし、追加信託を行なったときは、受託者はその引き受けを証する書面を委託者に交付します。

③　委託者は、受託者と合意のうえ、前項の限度額を変更することができます。

（信託期間）

第３条　この信託の期間は、信託契約締結日から第33条第１項、第33条第２項、第36条第１項、第37条第１項および第39条第２項の規定による解約の日までとします。

（受益証券の取得申込みの勧誘の種類）

第４条　この信託にかかる受益証券の取得申込みの勧誘は、金融商品取引法第２条第３項第２号イに掲げる場合に該当し、投資信託及び投資法人に関する法律第４条第２項第12号で定める適格機関投資家私募により行なわれます。

（受益者）

第５条　この信託の元本および収益の受益者は、この信託の受益証券を投資対象とする野村アセットマネジメント株式会社の証券投資信託の受託者である信託業務を営む銀行とします。

（受益権の分割および再分割）

第６条　委託者は、第２条第１項による受益権については、1,000億口を上限に、追加信託によって生じた受益権については、これを追加信託のつど第７条第１項の追加口数に、それぞれ均等に分割します。

②　委託者は、受託者と協議のうえ、一定日現在の受益権を均等に再分割できます。

（追加信託金の計算方法）

第７条　追加信託金は、追加信託を行なう日の前営業日の基準価額に、当該追加にかかる受益権の口数を乗じた額とします。

②　この約款において基準価額とは、信託財産に属する資産（受入担保金代用有価証券を除きます。）を法令および一般社団法人投資信託協会規則に従って時価または一部償却原価法により評価して得た信託財産の資産総額から負債総額を控除した金額（以下「純資産総額」といいます。）を、計算日における受益権口数で除した金額をいいます。

（信託日時の異なる受益権の内容）

第８条　この信託の受益権は、信託の日時を異にすることにより差異を生ずることはありません。

（受益証券の発行および種類）

第９条　委託者は、第６条の規定により分割された受益権を表示する記名式の受益証券を発行します。

②　委託者が発行する受益証券は、１口の整数倍の口数を表示した受益証券とします。

③　受益者は当該受益証券を他に譲渡することはできません。

（受益証券の発行についての受託者の認証）

第10条　委託者は、前条第１項により受益証券を発行するときは、その発行する受益証券がこの信託約款に適合する旨の受託者の認証を受けなければなりません。

②　前項の認証は、受託者の代表取締役がその旨を受益証券に記載し記名捺印することによって行ないます。

（投資の対象とする資産の種類）

第11条　この信託において投資の対象とする資産（本邦通貨表示のものに限ります。）の種類は、次に掲げるものとします。

1．次に掲げる特定資産（「特定資産」とは、投資信託及び投資法人に関する法律第２条第１項で定めるものをいいます。以下同じ。）

イ．有価証券

ロ．デリバティブ取引（金融商品取引法第２条第20項に規定するものをいい、約款第16条及び第17条に定めるものに限ります。）に係る権利

ハ．約束手形（イに掲げるものに該当するものを除きます。）

ニ．金銭債権（イ及びハに掲げるものに該当するものを除きます。）

2．次に掲げる特定資産以外の資産

イ．（削除）

ロ．為替手形

（有価証券および金融商品の指図範囲等）

第12条　委託者は、信託金を、次の有価証券（金融商品取引法第２条第２項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除くものとし、本邦通貨表示のものに限ります。）に投資することを指図します。

1．株券、新株の引受権を表示する証券もしくは証書または新株予約権証券

2．コマーシャル・ペーパーおよび短期社債等

3．外国または外国の者の発行する本邦通貨表示の証券で、前号の証券の性質を有するもの

4．貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第２条第１項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に表示されるべきもの

5．外国の者に対する権利で前号の有価証券に表示されるべき権利の性質を有するもの

6．指定金銭信託の受益証券（金融商品取引法第２条第１項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に限ります。）

なお、第１号の証券または証書を以下「株式」といいます。

②　委託者は、信託金を、前項に掲げる有価証券のほか、次に掲げる金融商品（金融商品取引法第２

条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。）により運用することを指図することができます。

1. 預金
2. 指定金銭信託（前項に掲げるものを除く。）
3. コール・ローン
4. 手形割引市場において売買される手形
5. 貸付債権信託受益権であって、金融商品取引法第2条第2項第1号で定めるもの
6. 外国の者に対する権利で前号の権利の性質を有するもの

（運用の基本方針）

第13条　委託者は、信託財産の運用にあたっては、別に定める運用の基本方針にしたがって、その指図を行ないます。なお、この信託約款において、金融商品取引法第2条第16項に規定する金融商品取引所および金融商品取引法第2条第8項第3号ロに規定する外国金融商品市場を以下「金融商品取引所」といい、また、金融商品取引所を単に「取引所」という場合があり、取引所のうち、有価証券の売買または金融商品取引法第28条第8項第3号もしくは同項第5号の取引を行なう市場ないしは当該市場を開設するものを以下「証券取引所」という場合があります。

（投資する株式の範囲）

第14条　委託者が投資することを指図する株式は、わが国の金融商品取引所に上場されている株式の発行会社の発行するものとします。ただし、株主割当により取得する株式については、この限りではありません。

（信用取引の指図範囲）

第15条　委託者は、信託財産の効率的な運用に資するため、信用取引により株券を売り付けることの指図をすることができます。なお、当該売り付けの決済については、株券の引き渡しまたは買い戻しにより行なうことの指図をすることができるものとします。

②　前項の信用取引の指図は、次の各号に掲げる有価証券の発行会社の発行する株券について行なうことができるものとし、かつ次の各号に掲げる株券数の合計数を超えないものとします。

1. 信託財産に属する株券および新株引受権証書の権利行使により取得する株券
2. 株式分割により取得する株券
3. 有償増資により取得する株券
4. 売り出しにより取得する株券
5. 信託財産に属する転換社債の転換請求および新株予約権（会社法第236条第1項第3号の財産が当該新株予約権付社債についての社債であって当該社債と当該新株予約権がそれぞれ単独で存在し得ないことをあらかじめ明確にしているもの、ならびに会社法施行前の旧商法第341条ノ3第1項第7号および第8号の定めがある新株予約権付社債（総称して「転換社債型新株予約権付社債」といいます。）の新株予約権に限ります。）の行使により取得可能な株券
6. 信託財産に属する新株引受権証券および新株引受権付社債券の新株引受権の行使、または信託財産に属する新株予約権証券および新株予約権付社債券の新株予約権（前号のものを除きます。）の行使により取得可能な株券

（先物取引等の運用指図・目的・範囲）

第16条　委託者は、信託財産が運用対象とする有価証券の価格変動リスクを回避するため、わが国の金融商品取引所ならびに外国の金融商品取引所における邦貨建の株式、株価指数に係る先物取引およびオプション取引を次の範囲で行なうことの指図をすることができます。

1. 先物取引の売建およびコール・オプションの売付の指図は、建玉の合計額が、ヘッジの対象とする有価証券（以下「ヘッジ対象有価証券」といいます。）の時価総額の範囲内とします。

2. 先物取引の買建およびプット・オプションの売付の指図は、建玉の合計額が、ヘッジ対象有価証券の組入可能額（組入ヘッジ対象有価証券を差し引いた額）に信託財産が限月までに受取る組入貸付債権信託受益権および組入指定金銭信託の受益証券の利払金および償還金を加えた額を限度とし、且つ信託財産が限月までに受取る組入有価証券に係る利払金および償還金等（株式、株価指数に係る先物取引の買建においては、信託財産が未収配当金として計上している額を含むものとし、この額には信託財産が当該限月を超えて受取る配当金も含まれます。）ならびに第12条第2項第1号から第4号に掲げる金融商品で運用している額の範囲内とします。

3. コール・オプションおよびプット・オプションの買付の指図は、本条で規定する全オプション取引に係る支払いプレミアム額の合計額が取引時点の信託財産の純資産総額の5%を上回らない範囲内とします。

②　委託者は、信託財産に属する資産の価格変動リスクを回避するため、わが国の金融商品取引所における金利に係る先物取引およびオプション取引ならびに外国の金融商品取引所におけるわが国の金利に係るこれらの取引と類似の取引を次の範囲で行なうことの指図をすることができます。

1. 先物取引の売建およびコール・オプションの売付の指図は、建玉の合計額が、ヘッジ対象とする金利商品（信託財産が1年以内に受け取る組入有価証券の利払金および償還金等ならびに第12条第2項第1号から第4号に掲げる金融商品で運用されているものをいい、以下「ヘッジ対象金利商品」といいます。）の時価総額の範囲内とします。

2. 先物取引の買建およびプット・オプションの売付の指図は、建玉の合計額が、信託財産が限月までに受取る組入有価証券に係る利払金および償還金等ならびに第12条第2項第1号から第4号に掲げる金融商品で運用している額の範囲内とします。

3. コール・オプションおよびプット・オプションの買付の指図は、支払いプレミアム額の合計額が取引時点のヘッジ対象金利商品の時価総額の5%を上回らない範囲内とし、且つ本条で規定する全オプション取引に係る支払いプレミアム額の合計額が取引時点の信託財産の純資産総額の5%を上回らない範囲内とします。

（スワップ取引の運用指図・目的・範囲）

第17条　委託者は、信託財産に属する資産の効率的な運用および価格変動リスクを回避するため、異なった受取り金利または異なった受取り金利とその元本を一定の条件のもとに交換する取引（以下「スワップ取引」といいます。）を行なうことの指図をすることができます。

②　スワップ取引の指図にあたっては、当該取引の契約期限が、原則として第3条に定める信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。

③　スワップ取引の指図にあたっては、当該信託財産にかかるスワップ取引の想定元本の合計額が、信託財産の純資産総額を超えないものとします。なお、信託財産の一部解約等の事由により、上記純

資産総額が減少して、スワップ取引の想定元本の合計額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託者は速やかに、その超える額に相当するスワップ取引の一部の解約を指図するものとします。

④　スワップ取引の評価は、当該取引契約の相手方が提示する価額、価格情報会社が提供する価額等、法令および一般社団法人投資信託協会規則に従って評価するものとします。

⑤　委託者は、スワップ取引を行なうにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めたときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行なうものとします。

（有価証券の貸付の指図および範囲）

第18条　委託者は、信託財産の効率的な運用に資するため、信託財産に属する株式を次の範囲内で貸付の指図をすることができます。

株式の貸付は、貸付時点において、貸付株式の時価合計額が、信託財産で保有する株式の時価合計額の50%を超えないものとします。

②　前項に定める限度額を超えることとなった場合には、委託者は速やかに、その超える額に相当する契約の一部の解約を指図するものとします。

③　委託者は、株式の貸付にあたって必要と認めたときは、担保の受入れの指図を行なうものとします。

（有価証券の保管）

第19条　受託者は、信託財産に属する有価証券を、法令等に基づき、保管振替機関等に預託し保管させることができます。

（混蔵寄託）

第20条　金融機関または第一種金融商品取引業者等（第一種金融商品取引業者（金融商品取引法第28条第1項に規定する第一種金融商品取引業を行なう者をいいます。以下同じ。）および外国の法令に準拠して設立された法人で第一種金融商品取引業者に類する者をいいます。以下本条において同じ。）から、売買代金および償還金等について円貨で約定し円貨で決済する取引により取得した外国において発行されたコマーシャル・ペーパーは、当該金融機関または第一種金融商品取引業者等が保管契約を締結した保管機関に当該金融機関または第一種金融商品取引業者等の名義で混蔵寄託できるものとします。

（信託財産の登記等および記載等の留保等）

第21条　信託の登記または登録をすることができる信託財産については、信託の登記または登録をすることとします。ただし、受託者が認める場合は、信託の登記または登録を留保することがあります。

②　前項ただし書きにかかわらず、受益者保護のために委託者または受託者が必要と認めるときは、速やかに登記または登録をするものとします。

③　信託財産に属する旨の記載または記録をすることができる信託財産については、信託財産に属する旨の記載または記録をするとともに、その計算を明らかにする方法により分別して管理するものとします。ただし、受託者が認める場合は、その計算を明らかにする方法により分別して管理することがあります。

④　動産（金銭を除きます。）については、外形上区別することができる方法によるほか、その計算を明らかにする方法により分別して管理することがあります。

（有価証券売却等の指図）

第22条　委託者は、信託財産に属する有価証券の売却等の指図ができます。

（再投資の指図）

第23条　委託者は、前条の規定による売却代金、有価証券に係る償還金等、株式の清算分配金、有価証券等に係る利子等、株式の配当金およびその他の収入金を再投資することの指図ができます。

（損益の帰属）

第24条　委託者の指図に基づく行為により信託財産に生じた利益および損失は、すべて受益者に帰属します。

（受託者による資金立替え）

第25条　信託財産に属する有価証券について、借替、転換、新株発行または株式割当がある場合で、委託者の申出があるときは、受託者は資金の立替えをすることができます。

②　信託財産に属する有価証券に係る償還金、株式の清算分配金、有価証券等に係る利子等、株式の配当金およびその他の未収入金で、信託終了日までにその金額を見積りうるものがあるときは、受託者がこれを立替えて信託財産に繰り入れることができます。

③　前2項の立替金の決済および利息については、受託者と委託者との協議によりそのつど別にこれを定めます。

（信託の計算期間）

第26条　この信託の計算期間は、毎年5月11日から翌年5月10日までとすることを原則とします。

②　前項にかかわらず、前項の原則により各計算期間終了日に該当する日（以下本項において「該当日」といいます。）が休業日のとき、各計算期間終了日は該当日の翌営業日とし、その翌日より次の計算期間が開始されるものとします。ただし、最終計算期間の終了日は、第3条に定める信託期間の終了日とします。

（信託財産に関する報告）

第27条　受託者は、毎計算期末に損益計算を行ない、信託財産に関する報告書を作成して、これを委託者に提出します。

②　受託者は、信託終了のときに最終計算を行ない、信託財産に関する報告書を作成して、これを委託者に提出します。

（信託事務の諸費用）

第28条　信託財産に関する租税、信託事務の処理に要する諸費用および受託者の立替えた立替金の利息は、受益者の負担とし、信託財産中から支弁します。

（信託報酬）

第29条　委託者および受託者は、この信託契約に関して信託報酬を収受しません。

（利益の留保）

第30条　信託財産から生ずる利益は、信託終了時まで信託財産中に留保し、期中には分配を行ないません。

（追加信託金および一部解約金の計理処理）

第31条　追加信託金または信託の一部解約金は、当該金額と元本に相当する金額との差額を、追加信託にあっては追加信託差金、信託の一部解約にあっては解約差金として処理します。

（信託の一部解約）

第32条　委託者は受益者の請求があった場合には、信託の一部を解約します。

②　解約金は、一部解約を行なう日の前営業日の基準価額に、当該解約にかかる受益権の口数を乗じた金額とします。

（信託契約の解約）

第33条　委託者は、この信託契約を解約することが受益者のため有利であると認めるとき、対象インデックスが改廃の場合またはやむを得ない事情が発生したときは、受託者と合意のうえ、この信託契約を解約し、信託を終了させることができます。この場合において、委託者は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届け出ます。

②　委託者は、この信託の受益証券を投資対象とすることを信託約款において定めるすべての証券投資信託がその信託を終了させることとなる場合には、この信託契約を解約し、信託を終了させます。この場合において、委託者は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届け出ます。

③　委託者は、前2項の事項について、あらかじめ、解約しようとする旨を公告し、かつ、その旨を記載した書面をこの信託契約に係る知られたる受益者に対して交付します。ただし、この信託契約に係るすべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。

④　前項の公告および書面には、受益者で異議のある者は一定の期間内に委託者に対して異議を述べるべき旨を付記します。なお、一定の期間は一月を下らないものとします。

⑤　前項の一定の期間内に異議を述べた受益者の受益権の口数が受益権の総口数の二分の一を超えるときは、第1項の信託契約の解約をしません。

⑥　委託者は、この信託契約の解約をしないこととしたときは、解約しない旨およびその理由を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面をこの信託契約に係る知られたる受益者に対して交付します。ただし、この信託契約に係るすべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。

⑦　第4項から前項までの規定は、第2項の規定に基づいてこの信託を解約する場合には適用しません。

（償還金の委託者への交付と支払いに関する受託者の免責）

第34条　受託者は、信託が終了したときは、償還金（信託終了時における信託財産の純資産総額を受益権口数で除した額をいいます。以下同じ。）の全額を委託者に交付します。

②　受託者は、前項の規定により委託者に償還金を交付した後は、受益者に対する支払いにつき、その責に任じません。

（償還金の支払いの時期）

第35条　委託者は、受託者より償還金の交付を受けた後、受益証券と引換えに、当該償還金を受益者に支払います。

（信託契約に関する監督官庁の命令）

第36条　委託者は、監督官庁よりこの信託契約の解約の命令を受けたときは、その命令にしたがい、信託契約を解約し信託を終了させます。

②　委託者は、監督官庁の命令に基づいてこの信託約款を変更しようとするときは、第40条の規定にしたがいます。

（委託者の登録取消等に伴う取扱い）

第37条　委託者が監督官庁より登録の取消を受けたとき、解散したときまたは業務を廃止したときは、委託者は、この信託契約を解約し、信託を終了させます。

②　前項の規定にかかわらず、監督官庁がこの信託契約に関する委託者の業務を他の投資信託委託会社に引き継ぐことを命じたときは、この信託は、第40条第4項の規定に該当する場合を除き、当該投資信託委託会社と受託者との間において存続します。

（委託者の事業の譲渡および承継に伴う取扱い）

第38条　委託者は、事業の全部または一部を譲渡することがあり、これに伴い、この信託契約に関する事業を譲渡することがあります。

②　委託者は、分割により事業の全部または一部を承継させることがあり、これに伴い、この信託契約に関する事業を承継させることがあります。

（受託者の辞任および解任に伴う取扱い）

第39条　受託者は、委託者の承諾を受けてその任務を辞任することができます。受託者がその任務に背いた場合、その他重要な事由が生じたときは、委託者または受益者は、裁判所に受託者の解任を請求することができます。受託者が辞任した場合、または裁判所が受託者を解任した場合、委託者は、第40条の規定にしたがい、新受託者を選任します。

②　委託者が新受託者を選任できないときは、委託者はこの信託契約を解約し、信託を終了させます。

（信託約款の変更）

第40条　委託者は、受益者の利益のため必要と認めるときまたはやむを得ない事情が発生したときは、受託者と合意のうえ、この信託約款を変更することができるものとし、あらかじめ、変更しようとする旨およびその内容を監督官庁に届け出ます。

②　委託者は、前項の事項のうち、その内容が重大なものについて、あらかじめ、変更しようとする旨およびその内容を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面をこの信託約款に係る知られたる受益者に対して交付します。ただし、この信託約款に係るすべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。

③　前項の公告および書面には、受益者で異議のある者は一定の期間内に委託者に対して異議を述べるべき旨を付記します。なお、一定の期間は一月を下らないものとします。

④　前項の一定の期間内に異議を述べた受益者の受益権の口数が受益権の総口数の二分の一を超えるときは、第1項の信託約款の変更をしません。

⑤　委託者は、当該信託約款の変更をしないこととしたときは、変更しない旨およびその理由を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面を知られたる受益者に対して交付します。ただし、すべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。

（反対者の買取請求権）

第41条　第33条に規定する信託契約の解約または前条に規定する信託約款の変更を行う場合において、第33条第4項または前条第3項の一定の期間内に委託者に対して異議を述べた受益者は、受託者に対し、自己の有する受益証券を、信託財産をもって買取るべき旨を請求することができます。この買取請求権の内容および買取請求の手続に関する事項は、第33条第3項または前条第2項に規定する公告または書面に付記します。

（利益相反のおそれがある場合の受益者への書面の交付）

第42条　委託者は、投資信託及び投資法人に関する法律第13条第1項に定める書面を交付しません。

（運用報告書）

第43条　委託者は、投資信託及び投資法人に関する法律第14条に定める運用報告書を交付しません。

（公告）

第44条　委託者が行なう公告は、電子公告の方法により行ない、次のアドレスに掲載します。

https://www.nomura-am.co.jp/

②　前項の電子公告による公告をすることができない事故その他やむを得ない事由が生じた場合の公告は、日本経済新聞に掲載します。

（信託約款に関する疑義の取扱い）

第45条　この信託約款の解釈について疑義を生じたときは、委託者と受託者との協議により定めます。

上記条項により信託契約を締結します。

信託契約締結日　　平成13年5月11日

東京都江東区豊洲二丁目2番1号

委託者　野村アセットマネジメント株式会社

東京都千代田区大手町二丁目2番2号

受託者　野村信託銀行株式会社

（外国株式MSCI-KOKUSAIマザーファンド）

運 用 の 基 本 方 針

約款第13条に基づき委託者の定める方針は、次のものとします。

１．基本方針

この投資信託は、MSCI-KOKUSAI指数（円ベース・為替ヘッジなし）の中長期的な動きを概ね捉える投資成果を目指して運用を行ないます。

２．運用方法

⑴ 投資対象

外国の株式を主要投資対象とします。

⑵ 投資態度

① 主として外国の株式に投資することにより、MSCI-KOKUSAI指数（円ベース・為替ヘッジなし）の中長期的な動きを概ね捉える投資成果を目指します。

② 外貨建資産については、原則として為替ヘッジを行ないません。

③ 資金動向、市況動向等によっては上記のような運用ができない場合があります。

⑶ 投資制限

① 株式への投資割合には制限を設けません。

② 外貨建資産への投資割合には制限を設けません。

③ 新株引受権証券および新株予約権証券への投資割合は、取得時において信託財産の純資産総額の20%以内とします。

④ 有価証券先物取引等は約款第17条の範囲で行ないます。

⑤ スワップ取引は約款第18条の範囲で行ないます。

⑥ 投資信託証券への投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以内とします。

⑦ 同一銘柄の株式への投資割合には制限を設けません。

⑧ 同一銘柄の新株引受権証券および新株予約権証券への投資割合は、信託財産の純資産総額の10%以内とします。

⑨ 同一銘柄の転換社債ならびに転換社債型新株予約権付社債への投資割合は、信託財産の純資産総額の10%以内とします。

⑩ 一般社団法人投資信託協会規則に定める合理的な方法により算出した額が、信託財産の純資産総額を超えることとなるデリバティブ取引等（同規則に定めるデリバティブ取引等をいいます。）の利用は行ないません。

⑪ 前各号の規定にかかわらず、一般社団法人投資信託協会規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則としてそれぞれ10%、合計で20%以内とすることとし、当該比率を超えることとなった場合には、同規則に従い当該比率以内となるよう調整を行なうこととします。

親投資信託
外国株式MSCI-KOKUSAIマザーファンド
約款

（信託の種類、委託者および受託者）

第1条　この信託は、その受益権を他の投資信託の受託者に取得させることを目的とする証券投資信託であり、野村アセットマネジメント株式会社を委託者とし、野村信託銀行株式会社を受託者とします。

②　この信託は、信託財産に属する財産についての対抗要件に関する事項を除き、信託法（大正11年法律第62号）（以下特段の記載があるものを除き「信託法」といいます。）の適用を受けます。

（信託の目的、金額および追加信託の限度額）

第2条　委託者は、金100億円を上限として受益者のために利殖の目的をもって信託し、受託者はこれを引き受けます。

②　委託者は、受託者と合意のうえ、金10兆円を限度として信託金を追加できるものとし、追加信託を行なったときは、受託者はその引き受けを証する書面を委託者に交付します。

③　委託者は、受託者と合意のうえ、前項の限度額を変更することができます。

（信託期間）

第3条　この信託の期間は、信託契約締結日から第40条第1項、第40条第2項、第43条、第44条第1項および第46条第2項の規定による解約の日までとします。

（受益証券の取得申込みの勧誘の種類）

第4条　この信託にかかる受益証券の取得申込みの勧誘は、金融商品取引法第2条第3項第2号イに掲げる場合に該当し、投資信託及び投資法人に関する法律第4条第2項第12号で定める適格機関投資家私募により行なわれます。

（受益者）

第5条　この信託の元本および収益の受益者は、この信託の受益証券を投資対象とする野村アセットマネジメント株式会社の証券投資信託の受託者である信託業務を営む銀行とします。

（受益権の分割および再分割）

第6条　委託者は、第2条第1項による受益権については100億口を上限に、追加信託によって生じた受益権については、これを追加信託のつど第7条第1項の追加口数に、それぞれ均等に分割します。

②　委託者は、受託者と協議のうえ、一定日現在の受益権を均等に再分割できます。

（追加信託金の計算方法）

第7条　追加信託金は、追加信託を行なう日の前営業日の基準価額に、当該追加にかかる受益権の口数を乗じた額とします。

②　この約款において基準価額とは、信託財産に属する資産（受入担保金代用有価証券を除きます。）を法令および一般社団法人投資信託協会規則に従って時価または一部償却原価法により評価して得た信託財産の資産総額から負債総額を控除した金額（以下「純資産総額」といいます。）を、計算日における受益権口数で除した金額をいいます。

（信託日時の異なる受益権の内容）

第８条　この信託の受益権は、信託の日時を異にすることにより差異を生ずることはありません。

（受益証券の発行および種類）

第９条　委託者は、第６条の規定により分割された受益権を表示する記名式の受益証券を発行します。

②　委託者が発行する受益証券は、１口の整数倍の口数を表示した受益証券とします。

③　受益者は当該受益証券を他に譲渡することはできません。

（受益証券の発行についての受託者の認証）

第10条　委託者は、前条第１項により受益証券を発行するときは、その発行する受益証券がこの信託約款に適合する旨の受託者の認証を受けなければなりません。

②　前項の認証は、受託者の代表取締役がその旨を受益証券に記載し記名捺印することによって行ないます。

（投資の対象とする資産の種類）

第11条　この信託において投資の対象とする資産の種類は、次に掲げるものとします。

1．次に掲げる特定資産（「特定資産」とは、投資信託及び投資法人に関する法律第２条第１項で定めるものをいいます。以下同じ。）

イ．有価証券

ロ．デリバティブ取引（金融商品取引法第２条第20項に規定するものをいい、約款第17条及び第18条に定めるものに限ります。）に係る権利

ハ．約束手形（イに掲げるものに該当するものを除きます。）

ニ．金銭債権（イ及びハに掲げるものに該当するものを除きます。）

2．次に掲げる特定資産以外の資産

イ．（削除）

ロ．為替手形

ハ．（削除）

（有価証券および金融商品の指図範囲等）

第12条　委託者は、信託金を、次の有価証券（金融商品取引法第２条第２項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。）に投資することを指図します。

1．株券または新株引受権証書

2．国債証券

3．地方債証券

4．特別の法律により法人の発行する債券

5．社債券（新株引受権証券と社債券とが一体となった新株引受権付社債券（以下「分離型新株引受権付社債券」といいます。）の新株引受権証券を除きます。なお、社債券のうちで、新株予約権付社債のうち会社法第236条第１項第３号の財産が当該新株予約権付社債についての社債であって当該社債と当該新株予約権がそれぞれ単独で存在し得ないことをあらかじめ明確にしているもの、ならびに会社法施行前の旧商法第341条ノ３第１項第７号および第８号の定めがある新株予約権付社債を総称して以下「転換社債型新株予約権付社債」といいます。）

6．特定目的会社に係る特定社債券（金融商品取引法第２条第１項第４号で定めるものをいいます。）

7. 特別の法律により設立された法人の発行する出資証券（金融商品取引法第2条第1項第6号で定めるものをいいます。）
8. 協同組織金融機関に係る優先出資証券（金融商品取引法第2条第1項第7号で定めるものをいいます。）
9. 特定目的会社に係る優先出資証券または新優先出資引受権を表示する証券（金融商品取引法第2条第1項第8号で定めるものをいいます。）
10. コマーシャル・ペーパー
11. 新株引受権証券（分離型新株引受権付社債券の新株引受権証券を含みます。以下同じ。）および新株予約権証券
12. 外国または外国の者の発行する証券または証書で、前各号の証券または証書の性質を有するもの
13. 投資信託または外国投資信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第10号で定めるものをいいます。）
14. 投資証券、新投資口予約権証券または外国投資証券（金融商品取引法第2条第1項第11号で定めるものをいいます。）
15. 外国貸付債権信託受益証券（金融商品取引法第2条第1項第18号で定めるものをいいます。）
16. 預託証書（金融商品取引法第2条第1項第20号で定めるものをいいます。）
17. 外国法人が発行する譲渡性預金証書
18. 貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に表示されるべきもの
19. 外国の者に対する権利で前号の有価証券に表示されるべき権利の性質を有するもの
20. 指定金銭信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に限ります。）
21. 抵当証券（金融商品取引法第2条第1項第16号で定めるものをいいます。）

なお、第1号の証券または証書、第12号ならびに第16号の証券または証書のうち第1号の証券または証書の性質を有するものを以下「株式」といい、第2号から第6号までの証券および第12号ならびに第16号の証券または証書のうち第2号から第6号までの証券の性質を有するものを以下「公社債」といい、第13号および第14号の証券を以下「投資信託証券」といいます。

② 委託者は、信託金を、前項に掲げる有価証券のほか、次に掲げる金融商品（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。）により運用することを指図することができます。

1. 預金
2. 指定金銭信託（前項に掲げるものを除く。）
3. コール・ローン
4. 手形割引市場において売買される手形
5. 貸付債権信託受益権であって、金融商品取引法第2条第2項第1号で定めるもの
6. 外国の者に対する権利で前号の権利の性質を有するもの

③ 委託者は、信託財産に属する新株引受権証券および新株予約権証券の時価総額が、取得時において信託財産の純資産総額の100 分の20を超えることとなる投資の指図をしません。

④　委託者は、信託財産に属する投資信託証券の時価総額が、信託財産の純資産総額の 100 分の 5 を超えることとなる投資の指図をしません。

（運用の基本方針）

第 13 条　委託者は、信託財産の運用にあたっては、別に定める運用の基本方針にしたがって、その指図を行ないます。なお、この信託約款において、金融商品取引法第 2 条第 16 項に規定する金融商品取引所および金融商品取引法第 2 条第 8 項第 3 号ロに規定する外国金融商品市場を以下「金融商品取引所」といい、また、金融商品取引所を単に「取引所」という場合があり、取引所のうち、有価証券の売買または金融商品取引法第 28 条第 8 項第 3 号もしくは同項第 5 号の取引を行なう市場ないしは当該市場を開設するものを以下「証券取引所」という場合があります。

（投資する株式等の範囲）

第 14 条　委託者が投資することを指図する株式、新株引受権証券および新株予約権証券は、第 13 条の運用の基本方針の範囲内（新株引受権証券および新株予約権証券については、第 13 条の運用の基本方針に特別の規定がない場合、株式の範囲と同じものとする。）で、金融商品取引所に上場されている株式の発行会社の発行するものおよび金融商品取引所に準ずる市場において取引されている株式の発行会社の発行するものとします。ただし、株主割当または社債権者割当により取得する株式、新株引受権証券および新株予約権証券については、この限りではありません。

②　前項の規定にかかわらず、上場予定または登録予定の株式、新株引受権証券および新株予約権証券で目論見書等において上場または登録されることが確認できるものについては委託者が投資することを指図することができるものとします。

（同一銘柄の新株引受権証券等への投資制限）

第 15 条　委託者は、信託財産に属する同一銘柄の新株引受権証券および新株予約権証券の時価総額が、信託財産の純資産総額の 100 分の 10 を超えることとなる投資の指図をしません。

（信用取引の指図範囲）

第 16 条　委託者は、信託財産の効率的な運用に資するため、信用取引により株券を売り付けることの指図をすることができます。なお、当該売り付けの決済については、株券の引き渡しまたは買い戻しにより行なうことの指図をすることができるものとします。

②　前項の信用取引の指図は、次の各号に掲げる有価証券の発行会社の発行する株券について行なうことができるものとし、かつ次の各号に掲げる株券数の合計数を超えないものとします。

1. 信託財産に属する株券および新株引受権証書の権利行使により取得する株券
2. 株式分割により取得する株券
3. 有償増資により取得する株券
4. 売り出しにより取得する株券
5. 信託財産に属する転換社債の転換請求および新株予約権（転換社債型新株予約権付社債の新株予約権に限ります。）の行使により取得可能な株券
6. 信託財産に属する新株引受権証券および新株引受権付社債券の新株引受権の行使、または信託財産に属する新株予約権証券および新株予約権付社債券の新株予約権（前号のものを除きます。）の行使により取得可能な株券

（先物取引等の運用指図・目的・範囲）

第17条　委託者は、信託財産が運用対象とする有価証券の価格変動リスクを回避するため、わが国の金融商品取引所における有価証券先物取引（金融商品取引法第28条第8項第3号イに掲げるものをいいます。以下同じ。）、有価証券指数等先物取引（金融商品取引法第28条第8項第3号ロに掲げるものをいいます。以下同じ。）および有価証券オプション取引（金融商品取引法第28条第8項第3号ハに掲げるものをいいます。以下同じ。）ならびに外国の金融商品取引所におけるこれらの取引と類似の取引を次の範囲で行なうことの指図をすることができます。なお、選択権取引はオプション取引に含めるものとします（以下同じ。）。

1. 先物取引の売建およびコール・オプションの売付の指図は、建玉の合計額が、ヘッジの対象とする有価証券（以下「ヘッジ対象有価証券」といいます。）の時価総額の範囲内とします。

2. 先物取引の買建およびプット・オプションの売付の指図は、建玉の合計額が、ヘッジ対象有価証券の組入可能額（組入ヘッジ対象有価証券を差し引いた額）に信託財産が限月までに受取る組入公社債、組入外国貸付債権信託受益証券、組入貸付債権信託受益権、組入抵当証券および組入指定金銭信託の受益証券の利払金および償還金を加えた額を限度とし、且つ信託財産が限月までに受取る組入有価証券に係る利払金および償還金等（株式、株価指数に係る先物取引の買建においては、信託財産が未収配当金として計上している額を含むものとし、この額には信託財産が当該限月を超えて受取る配当金も含まれます。）ならびに第12条第2項第1号から第4号に掲げる金融商品で運用している額の範囲内とします。

3. コール・オプションおよびプット・オプションの買付の指図は、本条で規定する全オプション取引に係る支払いプレミアム額の合計額が取引時点の信託財産の純資産総額の5%を上回らない範囲内とします。

②　委託者は、信託財産に属する資産の為替変動リスクを回避するため、わが国の金融商品取引所における通貨に係る先物取引ならびに外国の金融商品取引所における通貨に係る先物取引およびオプション取引を次の範囲で行なうことの指図をすることができます。

1. 先物取引の売建およびコール・オプションの売付の指図は、建玉の合計額が、為替の売予約と合せてヘッジ対象とする外貨建資産（外国通貨表示の有価証券（以下「外貨建有価証券」といいます。）、預金その他の資産をいいます。以下同じ。）の時価総額の範囲内とします。

2. 先物取引の買建およびプット・オプションの売付の指図は、建玉の合計額が、為替の買予約と合せて、外貨建有価証券の買付代金等実需の範囲内とします。

3. コール・オプションおよびプット・オプションの買付の指図は、支払いプレミアム額の合計額が取引時点の保有外貨建資産の時価総額の5%を上回らない範囲内とし、且つ本条で規定する全オプション取引に係る支払いプレミアム額の合計額が取引時点の信託財産の純資産総額の5%を上回らない範囲内とします。

③　委託者は、信託財産に属する資産の価格変動リスクを回避するため、わが国の金融商品取引所における金利に係る先物取引およびオプション取引ならびに外国の金融商品取引所におけるこれらの取引と類似の取引を次の範囲で行なうことの指図をすることができます。

1. 先物取引の売建およびコール・オプションの売付の指図は、建玉の合計額が、ヘッジ対象とする金利商品（信託財産が1年以内に受け取る組入有価証券の利払金および償還金等ならびに第12条第2項第1号から第4号に掲げる金融商品で運用されているものをいい、以下「ヘッジ対象金利商品」と

いいます。）の時価総額の範囲内とします。
2. 先物取引の買建およびプット・オプションの売付の指図は、建玉の合計額が、信託財産が限月までに受取る組入有価証券に係る利払金および償還金等ならびに第12条第2項第1号から第4号に掲げる金融商品で運用している額（以下本号において「金融商品運用額等」といいます。）の範囲内とします。ただし、ヘッジ対象金利商品が外貨建で、信託財産の外貨建資産組入可能額（約款上の組入可能額から保有外貨建資産の時価総額を差引いた額。以下同じ。）に信託財産が限月までに受取る外貨建組入公社債および組入外国貸付債権信託受益証券ならびに外貨建組入貸付債権信託受益権の利払金および償還金を加えた額が当該金融商品運用額等の額より少ない場合には外貨建資産組入可能額に信託財産が限月までに受取る外貨建組入有価証券に係る利払金および償還金等を加えた額を限度とします。
3. コール・オプションおよびプット・オプションの買付の指図は、支払いプレミアム額の合計額が取引時点のヘッジ対象金利商品の時価総額の5%を上回らない範囲内とし、且つ本条で規定する全オプション取引に係る支払いプレミアム額の合計額が取引時点の信託財産の純資産総額の5%を上回らない範囲内とします。

（スワップ取引の運用指図・目的・範囲）

第18条　委託者は、信託財産に属する資産の効率的な運用ならびに価格変動リスクおよび為替変動リスクを回避するため、異なった通貨、異なった受取り金利または異なった受取り金利とその元本を一定の条件のもとに交換する取引（以下「スワップ取引」といいます。）を行なうことの指図をすることができます。
②　スワップ取引の指図にあたっては、当該取引の契約期限が、原則として第3条に定める信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。
③　スワップ取引の指図にあたっては、当該信託財産にかかるスワップ取引の想定元本の合計額が、信託財産の純資産総額を超えないものとします。なお、信託財産の一部解約等の事由により、上記純資産総額が減少して、スワップ取引の想定元本の合計額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託者は速やかに、その超える額に相当するスワップ取引の一部の解約を指図するものとします。
④　スワップ取引の評価は、当該取引契約の相手方が提示する価額、価格情報会社が提供する価額等、法令および一般社団法人投資信託協会規則に従って評価するものとします。
⑤　委託者は、スワップ取引を行なうにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めたときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行なうものとします。

（同一銘柄の転換社債等への投資制限）

第19条　委託者は、信託財産に属する同一銘柄の転換社債ならびに転換社債型新株予約権付社債の時価総額が、信託財産の純資産総額の100分の10を超えることとなる投資の指図をしません。

（有価証券の貸付の指図および範囲）

第20条　委託者は、信託財産の効率的な運用に資するため、信託財産に属する株式および公社債を次の各号の範囲内で貸付の指図をすることができます。
1. 株式の貸付は、貸付時点において、貸付株式の時価合計額が、信託財産で保有する株式の時価合計

額の50%を超えないものとします。

2. 公社債の貸付は、貸付時点において、貸付公社債の額面金額の合計額が、信託財産で保有する公社債の額面金額の合計額の50%を超えないものとします。

② 前項に定める限度額を超えることとなった場合には、委託者は速やかに、その超える額に相当する契約の一部の解約を指図するものとします。

③ 委託者は、有価証券の貸付にあたって必要と認めたときは、担保の受入れの指図を行なうものとします。

（特別の場合の外貨建有価証券への投資制限）

第21条 外貨建有価証券への投資については、わが国の国際収支上の理由等により特に必要と認められる場合には、制約されることがあります。

（外国為替予約の指図）

第22条 委託者は、信託財産に属する外貨建資産について、当該外貨建資産の為替ヘッジのため、外国為替の売買の予約を指図することができます。

② 委託者は、外国為替の売買の予約取引を行なうにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めたときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行なうものとします。

（外貨建資産の円換算および予約為替の評価）

第23条 信託財産に属する外貨建資産の円換算は、原則として、わが国における計算日の対顧客電信売買相場の仲値によって計算します。

② 前条に規定する予約為替の評価は、原則として、わが国における計算日の対顧客先物売買相場の仲値によって計算します。

（保管業務の委任）

第24条 受託者は、委託者と協議のうえ、信託財産に属する資産を外国で保管する場合には、その業務を行なうに充分な能力を有すると認められる金融機関と保管契約を締結し、これを委任することができます。

（有価証券の保管）

第25条 受託者は、信託財産に属する有価証券を、法令等に基づき、保管振替機関等に預託し保管させることができます。

（混蔵寄託）

第26条 金融機関または第一種金融商品取引業者等（第一種金融商品取引業者（金融商品取引法第28条第1項に規定する第一種金融商品取引業を行なう者をいいます。以下同じ。）および外国の法令に準拠して設立された法人で第一種金融商品取引業者に類する者をいいます。以下本条において同じ。）から、売買代金および償還金等について円貨で約定し円貨で決済する取引により取得した外国において発行された譲渡性預金証書またはコマーシャル・ペーパーは、当該金融機関または第一種金融商品取引業者等が保管契約を締結した保管機関に当該金融機関または第一種金融商品取引業者等の名義で混蔵寄託できるものとします。

（一括登録）

第27条 信託財産に属する国債証券のうち振替決済にかかる国債証券については、日本銀行で保管することがあります。この場合、日本銀行においては日本銀行名義で一括登録することがあります。

（信託財産の登記等および記載等の留保等）

第28条　信託の登記または登録をすることができる信託財産については、信託の登記または登録をすることとします。ただし、受託者が認める場合は、信託の登記または登録を留保することがあります。

②　前項ただし書きにかかわらず、受益者保護のために委託者または受託者が必要と認めるときは、速やかに登記または登録をするものとします。

③　信託財産に属する旨の記載または記録をすることができる信託財産については、信託財産に属する旨の記載または記録をするとともに、その計算を明らかにする方法により分別して管理するものとします。ただし、受託者が認める場合は、その計算を明らかにする方法により分別して管理することがあります。

④　動産（金銭を除きます。）については、外形上区別することができる方法によるほか、その計算を明らかにする方法により分別して管理することがあります。

（有価証券売却等の指図）

第29条　委託者は、信託財産に属する有価証券の売却等の指図ができます。

（再投資の指図）

第30条　委託者は、前条の規定による売却代金、有価証券に係る償還金等、株式の清算分配金、有価証券等に係る利子等、株式の配当金およびその他の収入金を再投資することの指図ができます。

（損益の帰属）

第31条　委託者の指図に基づく行為により信託財産に生じた利益および損失は、すべて受益者に帰属します。

（受託者による資金立替え）

第32条　信託財産に属する有価証券について、借替、転換、新株発行または株式割当がある場合で、委託者の申出があるときは、受託者は資金の立替えをすることができます。

②　信託財産に属する有価証券に係る償還金等、株式の清算分配金、有価証券等に係る利子等、株式の配当金およびその他の未収入金で、信託終了日までにその金額を見積りうるものがあるときは、受託者がこれを立替えて信託財産に繰り入れることができます。

③　前2項の立替金の決済および利息については、受託者と委託者との協議によりそのつど別にこれを定めます。

（信託の計算期間）

第33条　この信託の計算期間は、毎年4月1日から翌年3月31日までとすることを原則とします。ただし、第1計算期間は平成14年2月22日から平成15年3月31日までとします。

②　前項にかかわらず、前項の原則により各計算期間終了日に該当する日（以下本項において「該当日」といいます。）が休業日のとき、各計算期間終了日は該当日の翌営業日とし、その翌日より次の計算期間が開始されるものとします。ただし、最終計算期間の終了日は、第3条に定める信託期間の終了日とします。

（信託財産に関する報告）

第34条　受託者は、毎計算期末に損益計算を行ない、信託財産に関する報告書を作成して、これを委託者に提出します。

②　受託者は、信託終了のときに最終計算を行ない、信託財産に関する報告書を作成して、これを委

託者に提出します。

（信託事務の諸費用）

第35条　信託財産に関する租税、信託事務の処理に要する諸費用および受託者の立替えた立替金の利息は、受益者の負担とし、信託財産中から支弁します。

（信託報酬）

第36条　委託者および受託者は、この信託契約に関し信託報酬を収受しません。

（利益の留保）

第37条　信託財産から生ずる利益は、信託終了時まで信託財産中に留保し、期中には分配を行ないません。

（追加信託金および一部解約金の計理処理）

第38条　追加信託金または信託の一部解約金は、当該金額と元本に相当する金額との差額を、追加信託金にあっては追加信託差金、信託の一部解約にあっては解約差金として処理します。

（信託の一部解約）

第39条　委託者は受益者の請求があった場合には、信託の一部を解約します。

②　解約金は、一部解約を行なう日の前営業日の基準価額に、当該解約にかかる受益権の口数を乗じた金額とします。

（信託契約の解約）

第40条　委託者は、信託期間中において、この信託契約を解約することが受益者のため有利であると認めるとき、またはやむを得ない事情が発生したときは、受託者と合意のうえ、この信託契約を解約し、信託を終了させることができます。この場合において、委託者は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届け出ます。

②　委託者は、この信託の受益証券を投資対象とすることを信託約款において定めるすべての証券投資信託がその信託を終了させることとなる場合には、この信託契約を解約し、信託を終了させます。この場合において、委託者は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届け出ます。

③　委託者は、前2項の事項について、あらかじめ、解約しようとする旨を公告し、かつ、その旨を記載した書面をこの信託契約に係る知られたる受益者に対して交付します。ただし、この信託契約に係るすべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。

④　前項の公告および書面には、受益者で異議のある者は一定の期間内に委託者に対して異議を述べるべき旨を付記します。なお、一定の期間は一月を下らないものとします。

⑤　前項の一定の期間内に異議を述べた受益者の受益権の口数が受益権の総口数の二分の一を超えるときは、第1項の信託契約の解約をしません。

⑥　委託者は、この信託契約の解約をしないこととしたときは、解約しない旨およびその理由を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面を知られたる受益者に対して交付します。ただし、すべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。

⑦　第4項から前項までの規定は、第2項の規定に基づいてこの信託契約を解約する場合には適用しません。

（償還金の委託者への交付と支払いに関する受託者の免責）

第41条　受託者は、信託が終了したときは、償還金（信託終了時における信託財産の純資産総額を受

益権口数で除した額をいいます。以下同じ。）の全額を委託者に交付します。
② 受託者は、前項の規定により委託者に償還金を交付した後は、受益者に対する支払いにつき、その責に任じません。

（償還金の支払いの時期）

第42条 委託者は、受託者より償還金の交付を受けた後、受益証券と引換えに、当該償還金を受益者に支払います。

（信託契約に関する監督官庁の命令）

第43条 委託者は、監督官庁よりこの信託契約の解約の命令を受けたときは、その命令にしたがい、信託契約を解約し信託を終了させます。
② 委託者は、監督官庁の命令に基づいてこの信託約款を変更しようとするときは、第47条の規定にしたがいます。

（委託者の登録取消等に伴う取扱い）

第44条 委託者が監督官庁より登録の取消を受けたとき、解散したときまたは業務を廃止したときは、委託者は、この信託契約を解約し、信託を終了させます。
② 前項の規定にかかわらず、監督官庁がこの信託契約に関する委託者の業務を他の投資信託委託会社に引き継ぐことを命じたときは、この信託は、第47条第4項の規定に該当する場合を除き、当該投資信託委託会社と受託者との間において存続します。

（委託者の事業の譲渡および承継に伴う取扱い）

第45条 委託者は、事業の全部または一部を譲渡することがあり、これに伴ない、この信託契約に関する事業を譲渡することがあります。
② 委託者は、分割により事業の全部または一部を承継させることがあり、これに伴ない、この信託契約に関する事業を承継させることがあります。

（受託者の辞任および解任に伴う取扱い）

第46条 受託者は、委託者の承諾を受けてその任務を辞任することができます。受託者がその任務に背いた場合、その他重要な事由が生じたときは、委託者または受益者は、裁判所に受託者の解任を請求することができます。受託者が辞任した場合、または裁判所が受託者を解任した場合、委託者は、第47条の規定にしたがい、新受託者を選任します。
② 委託者が新受託者を選任できないときは、委託者はこの信託契約を解約し、信託を終了させます。

（信託約款の変更）

第47条 委託者は、受益者の利益のため必要と認めるときまたはやむを得ない事情が発生したときは、受託者と合意のうえ、この信託約款を変更することができるものとし、あらかじめ、変更しようとする旨およびその内容を監督官庁に届け出ます。
② 委託者は、前項の事項のうち、その内容が重大なものについて、あらかじめ、変更しようとする旨およびその内容を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面をこの信託約款に係る知られたる受益者に対して交付します。ただし、この信託約款に係るすべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。
③ 前項の公告および書面には、受益者で異議のある者は一定の期間内に委託者に対して異議を述べるべき旨を付記します。なお、一定の期間は一月を下らないものとします。

④　前項の一定の期間内に異議を述べた受益者の受益権の口数が受益権の総口数の二分の一を超えるときは、第1項の信託約款の変更をしません。
⑤　委託者は、当該信託約款の変更をしないこととしたときは、変更しない旨およびその理由を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面を知られたる受益者に対して交付します。ただし、すべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。

（反対者の買取請求権）

第48条　第40条に規定する信託契約の解約または前条に規定する信託約款の変更を行う場合において、第40条第4項または前条第3項の一定の期間内に委託者に対して異議を述べた受益者は、受託者に対し、自己の有する受益証券を、信託財産をもって買取るべき旨を請求することができます。この買取請求権の内容および買取請求の手続に関する事項は、第40条第3項または前条第2項に規定する公告または書面に付記します。

（利益相反のおそれがある場合の受益者への書面の交付）

第49条　委託者は、投資信託及び投資法人に関する法律第13条第1項に定める書面を交付しません。

（運用報告書）

第50条　委託者は、投資信託及び投資法人に関する法律第14条に定める運用報告書を交付しません。

（公告）

第51条　委託者が行なう公告は、電子公告の方法により行ない、次のアドレスに掲載します。
https://www.nomura-am.co.jp/
②　前項の電子公告による公告をすることができない事故その他やむを得ない事由が生じた場合の公告は、日本経済新聞に掲載します。

（信託約款に関する疑義の取扱い）

第52条　この信託約款の解釈について疑義を生じたときは、委託者と受託者との協議により定めます。

上記条項により信託契約を締結します。

信託契約締結日　　平成14年2月22日

東京都江東区豊洲二丁目2番1号
委託者　野村アセットマネジメント株式会社

東京都千代田区大手町二丁目2番2号
受託者　野村信託銀行株式会社

（国内債券 NOMURA-BPI 総合 マザーファンド）

運 用 の 基 本 方 針

約款第 13 条に基づき委託者の定める方針は、次のものとします。

１．基本方針

この投資信託は、NOMURA-BPI 総合（NOMURA-ボンド・パフォーマンス・インデックス総合）の動きに連動する投資成果を目指して運用を行ないます。

２．運用方法

⑴ 投資対象

わが国の公社債を主要投資対象とします。

⑵ 投資態度

① 主としてわが国の公社債に投資することにより、NOMURA-BPI 総合の動きに連動する投資成果を目指します。

② 資金動向、市況動向等によっては、上記のような運用ができない場合があります。

⑶ 投資制限

① 株式への投資は行ないません。

② 外貨建資産への投資は行ないません。

③ 有価証券先物取引等は約款第 14 条の範囲で行ないます。

④ スワップ取引は約款第 15 条の範囲で行ないます。

⑤ 一般社団法人投資信託協会規則に定める合理的な方法により算出した額が、信託財産の純資産総額を超えることとなるデリバティブ取引等（同規則に定めるデリバティブ取引等をいいます。）の利用は行ないません。

⑥ 一般社団法人投資信託協会規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則としてそれぞれ 10%、合計で 20%以内とすることとし、当該比率を超えることとなった場合には、同規則に従い当該比率以内となるよう調整を行なうこととします。

親投資信託
国内債券 NOMURA-BPI 総合 マザーファンド
約款

（信託の種類、委託者および受託者）

第１条　この信託は、その受益権を他の投資信託の受託者に取得させることを目的とする証券投資信託であり、野村アセットマネジメント株式会社を委託者とし、野村信託銀行株式会社を受託者とします。

②　この信託は、信託財産に属する財産についての対抗要件に関する事項を除き、信託法（大正 11 年法律第 62 号）（以下特段の記載があるものを除き「信託法」といいます。）の適用を受けます。

（信託の目的、金額および追加信託の限度額）

第２条　委託者は、金 50 億円を上限として受益者のために利殖の目的をもって信託し、受託者はこれを引き受けます。

②　委託者は、受託者と合意のうえ、金３兆円を限度として信託金を追加できるものとし、追加信託を行なったときは、受託者はその引き受けを証する書面を委託者に交付します。

③　委託者は、受託者と合意のうえ、前項の限度額を変更することができます。

（信託期間）

第３条　この信託の期間は、信託契約締結日から第 33 条第１項、第 33 条第２項、第 36 条第１項、第 37 条第１項および第 39 条第２項の規定による解約の日までとします。

（受益証券の取得申込みの勧誘の種類）

第４条　この信託にかかる受益証券の取得申込みの勧誘は、金融商品取引法第２条第３項第２号イに掲げる場合に該当し、投資信託及び投資法人に関する法律第４条第２項第 12 号で定める適格機関投資家私募により行なわれます。

（受益者）

第５条　この信託の元本および収益の受益者は、この信託の受益証券を投資対象とする野村アセットマネジメント株式会社の証券投資信託の受託者である信託業務を営む銀行とします。

（受益権の分割および再分割）

第６条　委託者は、第２条第１項による受益権については、50 億口を上限に、追加信託によって生じた受益権については、これを追加信託のつど第７条第１項の追加口数に、それぞれ均等に分割します。

②　委託者は、受託者と協議のうえ、一定日現在の受益権を均等に再分割できます。

（追加信託金の計算方法）

第７条　追加信託金は、追加信託を行なう日の前営業日の基準価額に、当該追加にかかる受益権の口数を乗じた額とします。

②　この約款において基準価額とは、信託財産に属する資産（受入担保金代用有価証券を除きます。）を法令および一般社団法人投資信託協会規則に従って時価または一部償却原価法により評価して得た信託財産の資産総額から負債総額を控除した金額（以下「純資産総額」といいます。）を、計算日における受益権口数で除した金額をいいます。

（信託日時の異なる受益権の内容）

第８条　この信託の受益権は、信託の日時を異にすることにより差異を生ずることはありません。

（受益証券の発行および種類）

第９条　委託者は、第６条の規定により分割された受益権を表示する記名式の受益証券を発行します。

②　委託者が発行する受益証券は、１口の整数倍の口数を表示した受益証券とします。

③　受益者は当該受益証券を他に譲渡することはできません。

（受益証券の発行についての受託者の認証）

第10条　委託者は、前条第１項により受益証券を発行するときは、その発行する受益証券がこの信託約款に適合する旨の受託者の認証を受けなければなりません。

②　前項の認証は、受託者の代表取締役がその旨を受益証券に記載し記名捺印することによって行ないます。

（投資の対象とする資産の種類）

第11条　この信託において投資の対象とする資産（本邦通貨表示のものに限るものとし、かつ、株式、出資証券、投資証券およびその他の資産でこれらの性質を有するものを除きます。）の種類は、次に掲げるものとします。

1．次に掲げる特定資産（「特定資産」とは、投資信託及び投資法人に関する法律第２条第１項で定めるものをいいます。以下同じ。）

イ．有価証券

ロ．デリバティブ取引（金融商品取引法第２条第20項に規定するものをいい、約款第14条及び第15条に定めるものに限ります。）に係る権利

ハ．約束手形（イに掲げるものに該当するものを除きます。）

ニ．金銭債権（イ及びハに掲げるものに該当するものを除きます。）

2．次に掲げる特定資産以外の資産

イ．（削除）

ロ．為替手形

ハ．（削除）

（有価証券および金融商品の指図範囲等）

第12条　委託者は、信託金を、次の有価証券（金融商品取引法第２条第２項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除くものとし、本邦通貨表示のものに限ります。）に投資することを指図します。

1．国債証券

2．地方債証券

3．特別の法律により法人の発行する債券

4．社債券（新株引受権証券と社債券とが一体となった新株引受権付社債券を除きます。新株予約権付社債券については、会社法第236条第１項第３号の財産が当該新株予約権付社債についての社債であって当該社債と当該新株予約権がそれぞれ単独で存在し得ないことをあらかじめ明確にしているもの、ならびに会社法施行前の旧商法第341条ノ３第１項第７号および第８号の定めがある新株予約権付社債（総称して以下「転換社債型新株予約権付社債」といいます。）に限ります。）

5．特定目的会社に係る特定社債券（金融商品取引法第２条第１項第４号で定めるものをいいま

す。）

6. 投資法人債券（金融商品取引法第2条第1項第11号で定めるものをいいます。）

7. コマーシャル・ペーパー

8. 外国または外国の者の発行する証券または証書で、前各号の証券の性質を有するもの

9. 外国貸付債権信託受益証券（金融商品取引法第2条第1項第18号で定めるものをいいます。）

10. 貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に表示されるべきもの(投資信託及び投資法人に関する法律施行規則第13条第2号イ（3）に定めるものに限る)

11. 外国の者に対する権利で前号の有価証券に表示されるべき権利の性質を有するもの

12. 指定金銭信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に限ります。）

13. 抵当証券（金融商品取引法第2条第1項第16号で定めるものをいいます。）

なお、第1号から第6号までの証券および第8号の証券のうち第1号から第6号までの証券の性質を有するものを以下「公社債」といいます。

② 委託者は、信託金を、前項に掲げる有価証券のほか、次に掲げる金融商品（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。）により運用することを指図することができます。

1. 預金

2. 指定金銭信託（前項に掲げるものを除く。）

3. コール・ローン

4. 手形割引市場において売買される手形

5. 貸付債権信託受益権であって、金融商品取引法第2条第2項第1号で定めるもの

6. 外国の者に対する権利で前号の権利の性質を有するもの

（運用の基本方針）

第13条　委託者は、信託財産の運用にあたっては、別に定める運用の基本方針にしたがって、その指図を行ないます。なお、この信託約款において、金融商品取引法第2条第16項に規定する金融商品取引所および金融商品取引法第2条第8項第3号ロに規定する外国金融商品市場を以下「金融商品取引所」といい、また、金融商品取引所を単に「取引所」という場合があり、取引所のうち、有価証券の売買または金融商品取引法第28条第8項第3号もしくは同項第5号の取引を行なう市場ないしは当該市場を開設するものを以下「証券取引所」という場合があります。

（先物取引等の運用指図・目的・範囲）

第14条　委託者は、信託財産が運用対象とする有価証券の価格変動リスクを回避するため、わが国の金融商品取引所における有価証券先物取引（金融商品取引法第28条第8項第3号イに掲げるものをいいます。以下同じ。）、有価証券指数等先物取引（金融商品取引法第28条第8項第3号ロに掲げるものをいいます。以下同じ。）および有価証券オプション取引（金融商品取引法第28条第8項第3号ハに掲げるものをいいます。以下同じ。）ならびに外国の金融商品取引所におけるこれらの取引と類似の取引を次の範囲で行なうことの指図をすることができます。なお、選択権取引はオプション取引に含めるものとします（以下同じ。）。

1. 先物取引の売建およびコール・オプションの売付の指図は、建玉の合計額が、ヘッジの対象とする有価証券（以下「ヘッジ対象有価証券」といいます。）の時価総額の範囲内とします。
2. 先物取引の買建およびプット・オプションの売付の指図は、建玉の合計額が、ヘッジ対象有価証券の組入可能額（組入ヘッジ対象有価証券を差し引いた額）に信託財産が限月までに受取る組入公社債、組入外国貸付債権信託受益証券、組入貸付債権信託受益権、組入抵当証券および組入指定金銭信託の受益証券の利払金および償還金を加えた額を限度とし、且つ信託財産が限月までに受取る組入有価証券に係る利払金および償還金等ならびに第12条第2項第1号から第4号に掲げる金融商品で運用している額の範囲内とします。
3. コール・オプションおよびプット・オプションの買付の指図は、本条で規定する全オプション取引に係る支払いプレミアム額の合計額が取引時点の信託財産の純資産総額の5%を上回らない範囲内とします。
② 委託者は、信託財産に属する資産の価格変動リスクを回避するため、わが国の金融商品取引所における金利に係る先物取引およびオプション取引ならびに外国の金融商品取引所におけるわが国の金利に係るこれらの取引と類似の取引を次の範囲で行なうことの指図をすることができます。
1. 先物取引の売建およびコール・オプションの売付の指図は、建玉の合計額が、ヘッジ対象とする金利商品（信託財産が1年以内に受取る組入有価証券の利払金および償還金等ならびに第12条第2項第1号から第4号に掲げる金融商品で運用されているものをいい、以下「ヘッジ対象金利商品」といいます。）の時価総額の範囲内とします。
2. 先物取引の買建およびプット・オプションの売付の指図は、建玉の合計額が、信託財産が限月までに受取る組入有価証券に係る利払金および償還金等ならびに第12条第2項第1号から第4号に掲げる金融商品で運用している額の範囲内とします。
3. コール・オプションおよびプット・オプションの買付の指図は、支払いプレミアム額の合計額が取引時点のヘッジ対象金利商品の時価総額の5%を上回らない範囲内とし、且つ本条で規定する全オプション取引に係る支払いプレミアム額の合計額が取引時点の信託財産の純資産総額の5%を上回らない範囲内とします。

（スワップ取引の運用指図・目的・範囲）

第15条　委託者は、信託財産に属する資産の効率的な運用および価格変動リスクを回避するため、異なった受取り金利または異なった受取り金利とその元本を一定の条件のもとに交換する取引（以下「スワップ取引」といいます。）を行なうことの指図をすることができます。
② スワップ取引の指図にあたっては、当該取引の契約期限が、原則として第3条に定める信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。
③ スワップ取引の指図にあたっては、当該信託財産にかかるスワップ取引の想定元本の合計額が、信託財産の純資産総額を超えないものとします。なお、信託財産の一部解約等の事由により、上記純資産総額が減少して、スワップ取引の想定元本の合計額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託者は速やかに、その超える額に相当するスワップ取引の一部の解約を指図するものとします。
④ スワップ取引の評価は、当該取引契約の相手方が提示する価額、価格情報会社が提供する価額等、

法令および一般社団法人投資信託協会規則に従って評価するものとします。
⑤　委託者は、スワップ取引を行なうにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めたときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行なうものとします。

（有価証券の貸付の指図および範囲）

第16条　委託者は、信託財産の効率的な運用に資するため、信託財産に属する公社債を次の範囲内で貸付の指図をすることができます。

公社債の貸付は、貸付時点において、貸付公社債の額面金額の合計額が、信託財産で保有する公社債の額面金額の合計額の50%を超えないものとします。

②　前項に定める限度額を超えることとなった場合には、委託者は速やかに、その超える額に相当する契約の一部の解約を指図するものとします。
③　委託者は、公社債の貸付にあたって必要と認めたときは、担保の受入れの指図を行なうものとします。

（保管業務の委任）

第17条　受託者は、委託者と協議のうえ、信託財産に属する資産を外国で保管する場合には、その業務を行なうに充分な能力を有すると認められる金融機関と保管契約を締結し、これを委任することができます。

（有価証券の保管）

第18条　受託者は、信託財産に属する有価証券を、法令等に基づき、保管振替機関等に預託し保管させることができます。

（混蔵寄託）

第19条　金融機関または第一種金融商品取引業者等（第一種金融商品取引業者（金融商品取引法第28条第1項に規定する第一種金融商品取引業を行なう者をいいます。以下同じ。）および外国の法令に準拠して設立された法人で第一種金融商品取引業者に類する者をいいます。以下本条において同じ。）から、売買代金および償還金等について円貨で約定し円貨で決済する取引により取得した外国において発行されたコマーシャル・ペーパーは、当該金融機関または第一種金融商品取引業者等が保管契約を締結した保管機関に当該金融機関または第一種金融商品取引業者等の名義で混蔵寄託できるものとします。

（一括登録）

第20条　信託財産に属する国債証券のうち振替決済にかかる国債証券については、日本銀行で保管することがあります。この場合、日本銀行においては日本銀行名義で一括登録することがあります。

（信託財産の登記等および記載等の留保等）

第21条　信託の登記または登録をすることができる信託財産については、信託の登記または登録をすることとします。ただし、受託者が認める場合は、信託の登記または登録を留保することがあります。
②　前項ただし書きにかかわらず、受益者保護のために委託者または受託者が必要と認めるときは、速やかに登記または登録をするものとします。
③　信託財産に属する旨の記載または記録をすることができる信託財産については、信託財産に属する旨の記載または記録をするとともに、その計算を明らかにする方法により分別して管理するものとします。ただし、受託者が認める場合は、その計算を明らかにする方法により分別して管理すること

があります。
④　動産（金銭を除きます。）については、外形上区別することができる方法によるほか、その計算を明らかにする方法により分別して管理することがあります。

（有価証券売却等の指図）

第22条　委託者は、信託財産に属する有価証券の売却等の指図ができます。

（再投資の指図）

第23条　委託者は、前条の規定による売却代金、有価証券に係る償還金等、有価証券等に係る利子等およびその他の収入金を再投資することの指図ができます。

（損益の帰属）

第24条　委託者の指図に基づく行為により信託財産に生じた利益および損失は、すべて受益者に帰属します。

（受託者による資金立替え）

第25条　信託財産に属する有価証券について、借替がある場合で、委託者の申出があるときは、受託者は資金の立替えをすることができます。
②　信託財産に属する有価証券に係る償還金等、有価証券等に係る利子等およびその他の未収入金で、信託終了日までにその金額を見積りうるものがあるときは、受託者がこれを立替えて信託財産に繰り入れることができます。
③　前2項の立替金の決済および利息については、受託者と委託者との協議によりそのつど別にこれを定めます。

（信託の計算期間）

第26条　この信託の計算期間は、毎年4月1日から翌年3月31日までとすることを原則とします。ただし、第1計算期間は平成14年7月25日から平成15年3月31日までとします。
②　前項にかかわらず、前項の原則により各計算期間終了日に該当する日（以下本項において「該当日」といいます。）が休業日のとき、各計算期間終了日は該当日の翌営業日とし、その翌日より次の計算期間が開始されるものとします。ただし、最終計算期間の終了日は、第3条に定める信託期間の終了日とします。

（信託財産に関する報告）

第27条　受託者は、毎計算期末に損益計算を行ない、信託財産に関する報告書を作成して、これを委託者に提出します。
②　受託者は、信託終了のときに最終計算を行ない、信託財産に関する報告書を作成して、これを委託者に提出します。

（信託事務の諸費用）

第28条　信託財産に関する租税、信託事務の処理に要する諸費用および受託者の立替えた立替金の利息は、受益者の負担とし、信託財産中から支弁します。

（信託報酬）

第29条　委託者および受託者は、この信託契約に関し信託報酬を収受しません。

（利益の留保）

第30条　信託財産から生ずる利益は、信託終了時まで信託財産中に留保し、期中には分配を行ないま

せん。

（追加信託金および一部解約金の計理処理）

第31条　追加信託金または信託の一部解約金は、当該金額と元本に相当する金額との差額を、追加信託金にあっては追加信託差金、信託の一部解約にあっては解約差金として処理します。

（信託の一部解約）

第32条　委託者は受益者の請求があった場合には、信託の一部を解約します。

②　解約金は、一部解約を行なう日の前営業日の基準価額に、当該解約にかかる受益権の口数を乗じた金額とします。

（信託契約の解約）

第33条　委託者は、信託期間中において、この信託契約を解約することが受益者のため有利であると認めるとき、またはやむを得ない事情が発生したときは、受託者と合意のうえ、この信託契約を解約し、信託を終了させることができます。この場合において、委託者は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届け出ます。

②　委託者は、この信託の受益証券を投資対象とすることを信託約款において定めるすべての証券投資信託がその信託を終了させることとなる場合には、この信託契約を解約し、信託を終了させます。この場合において、委託者は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届け出ます。

③　委託者は、前2項の事項について、あらかじめ、解約しようとする旨を公告し、かつ、その旨を記載した書面をこの信託契約に係る知られたる受益者に対して交付します。ただし、この信託契約に係るすべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行ないません。

④　前項の公告および書面には、受益者で異議のある者は一定の期間内に委託者に対して異議を述べるべき旨を付記します。なお、一定の期間は一月を下らないものとします。

⑤　前項の一定の期間内に異議を述べた受益者の受益権の口数が受益権の総口数の二分の一を超えるときは、第1項の信託契約の解約をしません。

⑥　委託者は、この信託契約の解約をしないこととしたときは、解約しない旨およびその理由を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面をこの信託契約に係る知られたる受益者に対して交付します。ただし、この信託契約に係るすべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行ないません。

⑦　第4項から前項までの規定は、第2項の規定に基づいてこの信託を解約する場合には適用しません。

（償還金の委託者への交付と支払いに関する受託者の免責）

第34条　受託者は、信託が終了したときは、償還金（信託終了時における信託財産の純資産総額を受益権口数で除した額をいいます。以下同じ。）の全額を委託者に交付します。

②　受託者は、前項の規定により委託者に償還金を交付した後は、受益者に対する支払いにつき、その責に任じません。

（償還金の支払いの時期）

第35条　委託者は、受託者より償還金の交付を受けた後、受益証券と引換えに、当該償還金を受益者に支払います。

（信託契約に関する監督官庁の命令）

第36条　委託者は、監督官庁よりこの信託契約の解約の命令を受けたときは、その命令にしたがい、信託契約を解約し信託を終了させます。

②　委託者は、監督官庁の命令に基づいてこの信託約款を変更しようとするときは、第40条の規定にしたがいます。

（委託者の登録取消等に伴う取扱い）

第37条　委託者が監督官庁より登録の取消を受けたとき、解散したときまたは業務を廃止したときは、委託者は、この信託契約を解約し、信託を終了させます。

②　前項の規定にかかわらず、監督官庁がこの信託契約に関する委託者の業務を他の投資信託委託会社に引き継ぐことを命じたときは、この信託は、第40条第4項の規定に該当する場合を除き、当該投資信託委託会社と受託者との間において存続します。

（委託者の事業の譲渡および承継に伴う取扱い）

第38条　委託者は、事業の全部または一部を譲渡することがあり、これに伴い、この信託契約に関する事業を譲渡することがあります。

②　委託者は、分割により事業の全部または一部を承継させることがあり、これに伴い、この信託契約に関する事業を承継させることがあります。

（受託者の辞任および解任に伴う取扱い）

第39条　受託者は、委託者の承諾を受けてその任務を辞任することができます。受託者がその任務に背いた場合、その他重要な事由が生じたときは、委託者または受益者は、裁判所に受託者の解任を請求することができます。受託者が辞任した場合、または裁判所が受託者を解任した場合、委託者は、第40条の規定にしたがい、新受託者を選任します。

②　委託者が新受託者を選任できないときは、委託者はこの信託契約を解約し、信託を終了させます。

（信託約款の変更）

第40条　委託者は、受益者の利益のため必要と認めるときまたはやむを得ない事情が発生したときは、受託者と合意のうえ、この信託約款を変更することができるものとし、あらかじめ、変更しようとする旨およびその内容を監督官庁に届け出ます。

②　委託者は、前項の事項のうち、その内容が重大なものについて、あらかじめ、変更しようとする旨およびその内容を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面をこの信託約款に係る知られたる受益者に対して交付します。ただし、この信託約款に係るすべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行ないません。

③　前項の公告および書面には、受益者で異議のある者は一定の期間内に委託者に対して異議を述べるべき旨を付記します。なお、一定の期間は一月を下らないものとします。

④　前項の一定の期間内に異議を述べた受益者の受益権の口数が受益権の総口数の二分の一を超えるときは、第1項の信託約款の変更をしません。

⑤　委託者は、当該信託約款の変更をしないこととしたときは、変更しない旨およびその理由を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面を知られたる受益者に対して交付します。ただし、すべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行ないません。

（反対者の買取請求権）

第41条　第33条に規定する信託契約の解約または前条に規定する信託約款の変更を行なう場合にお

いて、第33条第4項または前条第3項の一定の期間内に委託者に対して異議を述べた受益者は、受託者に対し、自己の有する受益証券を、信託財産をもって買取るべき旨を請求することができます。この買取請求権の内容および買取請求の手続に関する事項は、第33条第3項または前条第2項に規定する公告または書面に付記します。

（利益相反のおそれがある場合の受益者への書面の交付）

第42条　委託者は、投資信託及び投資法人に関する法律第13条第1項に定める書面を交付しません。

（運用報告書）

第43条　委託者は、投資信託及び投資法人に関する法律第14条に定める運用報告書を交付しません。

（公告）

第44条　委託者が行なう公告は、電子公告の方法により行ない、次のアドレスに掲載します。

https://www.nomura-am.co.jp/

②　前項の電子公告による公告をすることができない事故その他やむを得ない事由が生じた場合の公告は、日本経済新聞に掲載します。

（信託約款に関する疑義の取扱い）

第45条　この信託約款の解釈について疑義を生じたときは、委託者と受託者との協議により定めます。

上記条項により信託契約を締結します。

信託契約締結日　　平成14年7月25日

東京都江東区豊洲二丁目2番1号
委託者　野村アセットマネジメント株式会社

東京都千代田区大手町二丁目2番2号
受託者　野村信託銀行株式会社

（外国債券マザーファンド）

運 用 の 基 本 方 針

約款第13条に基づき委託者の定める方針は、次のものとします。

１．基本方針

この投資信託は、FTSE世界国債インデックス（除く日本、ヘッジなし・円ベース）の中長期的な動きを概ね捉える投資成果を目指して運用を行ないます。

２．運用方法

⑴ 投資対象

外国の公社債を主要投資対象とします。

⑵ 投資態度

① 主として外国の公社債に投資することにより、FTSE世界国債インデックス（除く日本、ヘッジなし・円ベース）の中長期的な動きを概ね捉える投資成果を目指します。

② 外貨建資産については、原則として為替ヘッジを行ないません。

③ 資金動向、市況動向等によっては上記のような運用ができない場合があります。

⑶ 投資制限

① 外貨建資産への投資割合には制限を設けません。

② 有価証券先物取引等は約款第14条の範囲で行ないます。

③ スワップ取引は約款第15条の範囲で行ないます。

④ 一般社団法人投資信託協会規則に定める合理的な方法により算出した額が、信託財産の純資産総額を超えることとなるデリバティブ取引等（同規則に定めるデリバティブ取引等をいいます。）の利用は行ないません。

⑤ 一般社団法人投資信託協会規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則としてそれぞれ10%、合計で20%以内とすることとし、当該比率を超えることとなった場合には、同規則に従い当該比率以内となるよう調整を行なうこととします。

親投資信託
外国債券マザーファンド
約款

（信託の種類、委託者および受託者）

第１条　この信託は、その受益権を他の投資信託の受託者に取得させることを目的とする証券投資信託であり、野村アセットマネジメント株式会社を委託者とし、野村信託銀行株式会社を受託者とします。

②　この信託は、信託財産に属する財産についての対抗要件に関する事項を除き、信託法（大正11年法律第62号）（以下特段の記載があるものを除き「信託法」といいます。）の適用を受けます。

（信託の目的、金額および追加信託の限度額）

第２条　委託者は、金1,000億円を上限として受益者のために利殖の目的をもって信託し、受託者はこれを引き受けます。

②　委託者は、受託者と合意のうえ、金３兆円を限度として信託金を追加できるものとし、追加信託を行なったときは、受託者はその引き受けを証する書面を委託者に交付します。

③　委託者は、受託者と合意のうえ、前項の限度額を変更することができます。

（信託期間）

第３条　この信託の期間は、信託契約締結日から第35条第１項、第35条第２項、第38条、第39条第１項および第41条第２項の規定による解約の日までとします。

（受益証券の取得申込みの勧誘の種類）

第４条　この信託にかかる受益証券の取得申込みの勧誘は、金融商品取引法第２条第３項第２号イに掲げる場合に該当し、投資信託及び投資法人に関する法律第４条第２項第12号で定める適格機関投資家私募により行なわれます。

（受益者）

第５条　この信託の元本および収益の受益者は、この信託の受益証券を投資対象とする野村アセットマネジメント株式会社の証券投資信託の受託者である信託業務を営む銀行とします。

（受益権の分割および再分割）

第６条　委託者は、第２条第１項による受益権については1,000億口を上限に、追加信託によって生じた受益権については、これを追加信託のつど第７条第１項の追加口数に、それぞれ均等に分割します。

②　委託者は、受託者と協議のうえ、一定日現在の受益権を均等に再分割できます。

（追加信託金の計算方法）

第７条　追加信託金は、追加信託を行なう日の前営業日の基準価額に、当該追加にかかる受益権の口数を乗じた額とします。

②　この約款において基準価額とは、信託財産に属する資産（受入担保金代用有価証券を除きます。）を法令および一般社団法人投資信託協会規則に従って時価または一部償却原価法により評価して得た信託財産の資産総額から負債総額を控除した金額（以下「純資産総額」といいます。）を、計算日における受益権口数で除した金額をいいます。

（信託日時の異なる受益権の内容）

第８条　この信託の受益権は、信託の日時を異にすることにより差異を生ずることはありません。

（受益証券の発行および種類）

第９条　委託者は、第６条の規定により分割された受益権を表示する記名式の受益証券を発行します。

②　委託者が発行する受益証券は、１口の整数倍の口数を表示した受益証券とします。

③　受益者は当該受益証券を他に譲渡することはできません。

（受益証券の発行についての受託者の認証）

第10条　委託者は、前条第１項により受益証券を発行するときは、その発行する受益証券がこの信託約款に適合する旨の受託者の認証を受けなければなりません。

②　前項の認証は、受託者の代表取締役がその旨を受益証券に記載し記名捺印することによって行ないます。

（投資の対象とする資産の種類）

第11条　この信託において投資の対象とする資産（株式、出資証券、投資証券およびその他の資産でこれらの性質を有するものを除きます。）の種類は、次に掲げるものとします。

1．次に掲げる特定資産（「特定資産」とは、投資信託及び投資法人に関する法律第２条第１項で定めるものをいいます。以下同じ。）

イ．有価証券

ロ．デリバティブ取引（金融商品取引法第２条第20項に規定するものをいい、約款第14条及び第15条に定めるものに限ります。）に係る権利

ハ．約束手形（イに掲げるものに該当するものを除きます。）

ニ．金銭債権（イ及びハに掲げるものに該当するものを除きます。）

2．次に掲げる特定資産以外の資産

イ．（削除）

ロ．為替手形

（有価証券および金融商品の指図範囲等）

第12条　委託者は、信託金を、次の有価証券（金融商品取引法第２条第２項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。）に投資することを指図します。

1．国債証券

2．地方債証券

3．特別の法律により法人の発行する債券

4．社債券（新株引受権証券と社債券とが一体となった新株引受権付社債券の新株引受権証券を除きます。）

5．コマーシャル・ペーパー

6．外国または外国の者の発行する証券または証書で、前各号の証券の性質を有するもの

7．外国貸付債権信託受益証券（金融商品取引法第２条第１項第18号で定めるものをいいます。）

8．外国法人が発行する譲渡性預金証書

9．貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第２条第１項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に表示されるべきもの(投資信託及び投資法人に関する法律施行規則第13条第２号イ（3）に定

めるものに限る)

10. 外国の者に対する権利で前号の有価証券に表示されるべき権利の性質を有するもの

11. 指定金銭信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に限ります。）

なお、第1号から第4号までの証券および第6号の証券のうち第1号から第4号までの証券の性質を有するものを以下「公社債」といいます。

② 委託者は、信託金を、前項に掲げる有価証券のほか、次に掲げる金融商品（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。）により運用することを指図することができます。

1. 預金
2. 指定金銭信託（前項に掲げるものを除く。）
3. コール・ローン
4. 手形割引市場において売買される手形
5. 貸付債権信託受益権であって、金融商品取引法第2条第2項第1号で定めるもの
6. 外国の者に対する権利で前号の権利の性質を有するもの

（運用の基本方針）

第13条　委託者は、信託財産の運用にあたっては、別に定める運用の基本方針にしたがって、その指図を行ないます。なお、この信託約款において、金融商品取引法第2条第16項に規定する金融商品取引所および金融商品取引法第2条第8項第3号ロに規定する外国金融商品市場を以下「金融商品取引所」といい、また、金融商品取引所を単に「取引所」という場合があり、取引所のうち、有価証券の売買または金融商品取引法第28条第8項第3号もしくは同項第5号の取引を行なう市場ないしは当該市場を開設するものを以下「証券取引所」という場合があります。

（先物取引等の運用指図・目的・範囲）

第14条　委託者は、信託財産が運用対象とする有価証券の価格変動リスクを回避するため、わが国の金融商品取引所における有価証券先物取引（金融商品取引法第28条第8項第3号イに掲げるものをいいます。以下同じ。）、有価証券指数等先物取引（金融商品取引法第28条第8項第3号ロに掲げるものをいいます。以下同じ。）および有価証券オプション取引（金融商品取引法第28条第8項第3号ハに掲げるものをいいます。以下同じ。）ならびに外国の金融商品取引所におけるこれらの取引と類似の取引を次の範囲で行なうことの指図をすることができます。なお、選択権取引はオプション取引に含めるものとします（以下同じ。）。

1. 先物取引の売建およびコール・オプションの売付の指図は、建玉の合計額が、ヘッジの対象とする有価証券（以下「ヘッジ対象有価証券」といいます。）の時価総額の範囲内とします。

2. 先物取引の買建およびプット・オプションの売付の指図は、建玉の合計額が、ヘッジ対象有価証券の組入可能額（組入ヘッジ対象有価証券を差し引いた額）に信託財産が限月までに受取る組入公社債、組入外国貸付債権信託受益証券、組入貸付債権信託受益権および組入指定金銭信託の受益証券の利払金および償還金を加えた額を限度とし、且つ信託財産が限月までに受取る組入有価証券に係る利払金および償還金等ならびに第12条第2項第1号から第4号に掲げる金融商品で運用している額の範囲内とします。

3. コール・オプションおよびプット・オプションの買付の指図は、本条で規定する全オプション取引に係る支払いプレミアム額の合計額が取引時点の信託財産の純資産総額の5%を上回らない範囲内とします。

② 委託者は、信託財産に属する資産の為替変動リスクを回避するため、わが国の金融商品取引所における通貨に係る先物取引ならびに外国の金融商品取引所における通貨に係る先物取引およびオプション取引を次の範囲で行なうことの指図をすることができます。

1. 先物取引の売建およびコール・オプションの売付の指図は、建玉の合計額が、為替の売予約と合せてヘッジ対象とする外貨建資産（外国通貨表示の有価証券（以下「外貨建有価証券」といいます。）、預金その他の資産をいいます。以下同じ。）の時価総額の範囲内とします。

2. 先物取引の買建およびプット・オプションの売付の指図は、建玉の合計額が、為替の買予約と合せて、外貨建有価証券の買付代金等実需の範囲内とします。

3. コール・オプションおよびプット・オプションの買付の指図は、支払いプレミアム額の合計額が取引時点の保有外貨建資産の時価総額の5%を上回らない範囲内とし、且つ本条で規定する全オプション取引に係る支払いプレミアム額の合計額が取引時点の信託財産の純資産総額の5%を上回らない範囲内とします。

③ 委託者は、信託財産に属する資産の価格変動リスクを回避するため、わが国の金融商品取引所における金利に係る先物取引およびオプション取引ならびに外国の金融商品取引所におけるこれらの取引と類似の取引を次の範囲で行なうことの指図をすることができます。

1. 先物取引の売建およびコール・オプションの売付の指図は、建玉の合計額が、ヘッジ対象とする金利商品（信託財産が1年以内に受け取る組入有価証券の利払金および償還金等ならびに第12条第2項第1号から第4号に掲げる金融商品で運用されているものをいい、以下「ヘッジ対象金利商品」といいます。）の時価総額の範囲内とします。

2. 先物取引の買建およびプット・オプションの売付の指図は、建玉の合計額が、信託財産が限月までに受取る組入有価証券に係る利払金および償還金等ならびに第12条第2項第1号から第4号に掲げる金融商品で運用している額（以下本号において「金融商品運用額等」といいます。）の範囲内とします。ただし、ヘッジ対象金利商品が外貨建で、信託財産の外貨建資産組入可能額（約款上の組入可能額から保有外貨建資産の時価総額を差引いた額。以下同じ。）に信託財産が限月までに受取る外貨建組入公社債および組入外国貸付債権信託受益証券ならびに外貨建組入貸付債権信託受益権の利払金および償還金を加えた額が当該金融商品運用額等の額より少ない場合には外貨建資産組入可能額に信託財産が限月までに受取る外貨建組入有価証券に係る利払金および償還金等を加えた額を限度とします。

3. コール・オプションおよびプット・オプションの買付の指図は、支払いプレミアム額の合計額が取引時点のヘッジ対象金利商品の時価総額の5%を上回らない範囲内とし、且つ本条で規定する全オプション取引に係る支払いプレミアム額の合計額が取引時点の信託財産の純資産総額の5%を上回らない範囲内とします。

（スワップ取引の運用指図・目的・範囲）

第15条　委託者は、信託財産に属する資産の効率的な運用ならびに価格変動リスクおよび為替変動リスクを回避するため、異なった通貨、異なった受取り金利または異なった受取り金利とその元本を一

定の条件のもとに交換する取引（以下「スワップ取引」といいます。）を行なうことの指図をすることができます。

②　スワップ取引の指図にあたっては、当該取引の契約期限が、原則として第3条に定める信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。

③　スワップ取引の指図にあたっては、当該信託財産にかかるスワップ取引の想定元本の合計額が、信託財産の純資産総額を超えないものとします。なお、信託財産の一部解約等の事由により、上記純資産総額が減少して、スワップ取引の想定元本の合計額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託者は速やかに、その超える額に相当するスワップ取引の一部の解約を指図するものとします。

④　スワップ取引の評価は、当該取引契約の相手方が提示する価額、価格情報会社が提供する価額等、法令および一般社団法人投資信託協会規則に従って評価するものとします。

⑤　委託者は、スワップ取引を行なうにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めたときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行なうものとします。

（有価証券の貸付の指図および範囲）

第16条　委託者は、信託財産の効率的な運用に資するため、信託財産に属する公社債を次の範囲内で貸付の指図をすることができます。

　公社債の貸付は、貸付時点において、貸付公社債の額面金額の合計額が、信託財産で保有する公社債の額面金額の合計額の50%を超えないものとします。

②　前項に定める限度額を超えることとなった場合には、委託者は速やかに、その超える額に相当する契約の一部の解約を指図するものとします。

③　委託者は、公社債の貸付にあたって必要と認めたときは、担保の受入れの指図を行なうものとします。

（特別の場合の外貨建有価証券への投資制限）

第17条　外貨建有価証券への投資については、わが国の国際収支上の理由等により特に必要と認められる場合には、制約されることがあります。

（外国為替予約の指図）

第18条　委託者は、信託財産に属する外貨建資産について、当該外貨建資産の為替ヘッジのため、外国為替の売買の予約を指図することができます。

②　委託者は、外国為替の売買の予約取引を行なうにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めたときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行なうものとします。

（外貨建資産の円換算および予約為替の評価）

第19条　信託財産に属する外貨建資産の円換算は、原則として、わが国における計算日の対顧客電信売買相場の仲値によって計算します。

②　前条に規定する予約為替の評価は、原則として、わが国における計算日の対顧客先物売買相場の仲値によって計算します。

（保管業務の委任）

第20条　受託者は、委託者と協議のうえ、信託財産に属する資産を外国で保管する場合には、その業

務を行なうに充分な能力を有すると認められる金融機関と保管契約を締結し、これを委任することができます。

（有価証券の保管）

第20条の2　受託者は、信託財産に属する有価証券を、法令等に基づき、保管振替機関等に預託し保管させることができます。

（混蔵寄託）

第21条　金融機関または第一種金融商品取引業者等（第一種金融商品取引業者（金融商品取引法第28条第1項に規定する第一種金融商品取引業を行なう者をいいます。以下同じ。）および外国の法令に準拠して設立された法人で第一種金融商品取引業者に類する者をいいます。以下本条において同じ。）から、売買代金および償還金等について円貨で約定し円貨で決済する取引により取得した外国において発行された譲渡性預金証書またはコマーシャル・ペーパーは、当該金融機関または第一種金融商品取引業者等が保管契約を締結した保管機関に当該金融機関または第一種金融商品取引業者等の名義で混蔵寄託できるものとします。

（一括登録）

第22条　信託財産に属する国債証券のうち振替決済にかかる国債証券については、日本銀行で保管することがあります。この場合、日本銀行においては日本銀行名義で一括登録することがあります。

（信託財産の登記等および記載等の留保等）

第23条　信託の登記または登録をすることができる信託財産については、信託の登記または登録をすることとします。ただし、受託者が認める場合は、信託の登記または登録を留保することがあります。

②　前項ただし書きにかかわらず、受益者保護のために委託者または受託者が必要と認めるときは、速やかに登記または登録をするものとします。

③　信託財産に属する旨の記載または記録をすることができる信託財産については、信託財産に属する旨の記載または記録をするとともに、その計算を明らかにする方法により分別して管理するものとします。ただし、受託者が認める場合は、その計算を明らかにする方法により分別して管理することがあります。

④　動産（金銭を除きます。）については、外形上区別することができる方法によるほか、その計算を明らかにする方法により分別して管理することがあります。

（有価証券売却等の指図）

第24条　委託者は、信託財産に属する有価証券の売却等の指図ができます。

（再投資の指図）

第25条　委託者は、前条の規定による売却代金、有価証券に係る償還金等、株式の清算分配金、有価証券等に係る利子等、株式の配当金およびその他の収入金を再投資することの指図ができます。

（損益の帰属）

第26条　委託者の指図に基づく行為により信託財産に生じた利益および損失は、すべて受益者に帰属します。

（受託者による資金立替え）

第27条　信託財産に属する有価証券について、借替、転換、新株発行または株式割当がある場合で、委託者の申出があるときは、受託者は資金の立替えをすることができます。

② 信託財産に属する有価証券に係る償還金等、株式の清算分配金、有価証券等に係る利子等、株式の配当金およびその他の未収入金で、信託終了日までにその金額を見積りうるものがあるときは、受託者がこれを立替えて信託財産に繰り入れることができます。

③ 前2項の立替金の決済および利息については、受託者と委託者との協議によりそのつど別にこれを定めます。

（信託の計算期間）

第28条 この信託の計算期間は、毎年5月11日から翌年5月10日までとすることを原則とします。

② 前項にかかわらず、前項の原則により各計算期間終了日に該当する日（以下本項において「該当日」といいます。）が休業日のとき、各計算期間終了日は該当日の翌営業日とし、その翌日より次の計算期間が開始されるものとします。ただし、最終計算期間の終了日は、第3条に定める信託期間の終了日とします。

（信託財産に関する報告）

第29条 受託者は、毎計算期末に損益計算を行ない、信託財産に関する報告書を作成して、これを委託者に提出します。

② 受託者は、信託終了のときに最終計算を行ない、信託財産に関する報告書を作成して、これを委託者に提出します。

（信託事務の諸費用）

第30条 信託財産に関する租税、信託事務の処理に要する諸費用、第16条に規定する有価証券の貸付に係る事務の処理を第三者に委託した場合に要する費用および受託者の立替えた立替金の利息は、受益者の負担とし、信託財産中から支弁します。

（信託報酬）

第31条 委託者および受託者は、この信託契約に関し信託報酬を収受しません。

（利益の留保）

第32条 信託財産から生ずる利益は、信託終了時まで信託財産中に留保し、期中には分配を行ないません。

（追加信託金および一部解約金の計理処理）

第33条 追加信託金または信託の一部解約金は、当該金額と元本に相当する金額との差額を、追加信託金にあっては追加信託差金、信託の一部解約にあっては解約差金として処理します。

（信託の一部解約）

第34条 委託者は受益者の請求があった場合には、信託の一部を解約します。

② 解約金は、一部解約を行なう日の前営業日の基準価額に、当該解約にかかる受益権の口数を乗じた金額とします。

（信託契約の解約）

第35条 委託者は、信託期間中において、この信託契約を解約することが受益者のため有利であると認めるとき、またはやむを得ない事情が発生したときは、受託者と合意のうえ、この信託契約を解約し、信託を終了させることができます。この場合において、委託者は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届け出ます。

② 委託者は、この信託の受益証券を投資対象とすることを信託約款において定めるすべての証券投

資信託がその信託を終了させることとなる場合には、この信託契約を解約し、信託を終了させます。この場合において、委託者は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届け出ます。

③　委託者は、前2項の事項について、あらかじめ、解約しようとする旨を公告し、かつ、その旨を記載した書面をこの信託契約に係る知られたる受益者に対して交付します。ただし、この信託契約に係るすべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。

④　前項の公告および書面には、受益者で異議のある者は一定の期間内に委託者に対して異議を述べるべき旨を付記します。なお、一定の期間は一月を下らないものとします。

⑤　前項の一定の期間内に異議を述べた受益者の受益権の口数が受益権の総口数の二分の一を超えるときは、第1項の信託契約の解約をしません。

⑥　委託者は、この信託契約の解約をしないこととしたときは、解約しない旨およびその理由を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面を知られたる受益者に対して交付します。ただし、すべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。

⑦　第4項から前項までの規定は、第2項の規定に基づいてこの信託契約を解約する場合には適用しません。

（償還金の委託者への交付と支払いに関する受託者の免責）

第36条　受託者は、信託が終了したときは、償還金（信託終了時における信託財産の純資産総額を受益権口数で除した額をいいます。以下同じ。）の全額を委託者に交付します。

②　受託者は、前項の規定により委託者に償還金を交付した後は、受益者に対する支払いにつき、その責に任じません。

（償還金の支払いの時期）

第37条　委託者は、受託者より償還金の交付を受けた後、受益証券と引換えに、当該償還金を受益者に支払います。

（信託契約に関する監督官庁の命令）

第38条　委託者は、監督官庁よりこの信託契約の解約の命令を受けたときは、その命令にしたがい、信託契約を解約し信託を終了させます。

②　委託者は、監督官庁の命令に基づいてこの信託約款を変更しようとするときは、第42条の規定にしたがいます。

（委託者の登録取消等に伴う取扱い）

第39条　委託者が監督官庁より登録の取消を受けたとき、解散したときまたは業務を廃止したときは、委託者は、この信託契約を解約し、信託を終了させます。

②　前項の規定にかかわらず、監督官庁がこの信託契約に関する委託者の業務を他の投資信託委託会社に引き継ぐことを命じたときは、この信託は、第42条第4項の規定に該当する場合を除き、当該投資信託委託会社と受託者との間において存続します。

（委託者の事業の譲渡および承継に伴う取扱い）

第40条　委託者は、事業の全部または一部を譲渡することがあり、これに伴ない、この信託契約に関する事業を譲渡することがあります。

②　委託者は、分割により事業の全部または一部を承継させることがあり、これに伴ない、この信託契約に関する事業を承継させることがあります。

（受託者の辞任および解任に伴う取扱い）

第41条　受託者は、委託者の承諾を受けてその任務を辞任することができます。受託者がその任務に背いた場合、その他重要な事由が生じたときは、委託者または受益者は、裁判所に受託者の解任を請求することができます。受託者が辞任した場合、または裁判所が受託者を解任した場合、委託者は、第42条の規定にしたがい、新受託者を選任します。

②　委託者が新受託者を選任できないときは、委託者はこの信託契約を解約し、信託を終了させます。

（信託約款の変更）

第42条　委託者は、受益者の利益のため必要と認めるときまたはやむを得ない事情が発生したときは、受託者と合意のうえ、この信託約款を変更することができるものとし、あらかじめ、変更しようとする旨およびその内容を監督官庁に届け出ます。

②　委託者は、前項の事項のうち、その内容が重大なものについて、あらかじめ、変更しようとする旨およびその内容を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面をこの信託約款に係る知られたる受益者に対して交付します。ただし、この信託約款に係るすべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。

③　前項の公告および書面には、受益者で異議のある者は一定の期間内に委託者に対して異議を述べるべき旨を付記します。なお、一定の期間は一月を下らないものとします。

④　前項の一定の期間内に異議を述べた受益者の受益権の口数が受益権の総口数の二分の一を超えるときは、第1項の信託約款の変更をしません。

⑤　委託者は、当該信託約款の変更をしないこととしたときは、変更しない旨およびその理由を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面を知られたる受益者に対して交付します。ただし、すべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。

（反対者の買取請求権）

第43条　第35条に規定する信託契約の解約または前条に規定する信託約款の変更を行う場合において、第35条第4項または前条第3項の一定の期間内に委託者に対して異議を述べた受益者は、受託者に対し、自己の有する受益証券を、信託財産をもって買取るべき旨を請求することができます。この買取請求権の内容および買取請求の手続に関する事項は、第35条第3項または前条第2項に規定する公告または書面に付記します。

（利益相反のおそれがある場合の受益者への書面の交付）

第44条　委託者は、投資信託及び投資法人に関する法律第13条第1項に定める書面を交付しません。

（運用報告書）

第45条　委託者は、投資信託及び投資法人に関する法律第14条に定める運用報告書を交付しません。

（公告）

第46条　委託者が行なう公告は、電子公告の方法により行ない、次のアドレスに掲載します。

https://www.nomura-am.co.jp/

②　前項の電子公告による公告をすることができない事故その他やむを得ない事由が生じた場合の公告は、日本経済新聞に掲載します。

（信託約款に関する疑義の取扱い）

第47条　この信託約款の解釈について疑義を生じたときは、委託者と受託者との協議により定めます。

上記条項により信託契約を締結します。

信託契約締結日　　平成13年5月11日

東京都江東区豊洲二丁目2番1号
委託者　野村アセットマネジメント株式会社

東京都千代田区大手町二丁目2番2号
受託者　野村信託銀行株式会社

（新興国株式マザーファンド）

運　用　の　基　本　方　針

約款第14条に基づき委託者の定める方針は、次のものとします。

１．基本方針

この投資信託は、MSCIエマージング・マーケット・インデックス（配当込み・円換算ベース）の中長期的な動きを概ね捉える投資成果を目指して運用を行ないます。

２．運用方法

⑴ 投資対象

新興国の株式（DR（預託証書）を含みます。）を主要投資対象とします。

⑵ 投資態度

① 新興国の株式（DR（預託証書）を含みます。）を主要投資対象とし、MSCIエマージング・マーケット・インデックス（配当込み・円換算ベース）の中長期的な動きを概ね捉える投資成果を目指して運用を行ないます。

② 外貨建資産については、原則として為替ヘッジを行ないません。

③ 資金動向、市況動向等によっては上記のような運用ができない場合があります。

⑶ 投資制限

① 株式への投資割合には制限を設けません。

② 外貨建資産への投資割合には制限を設けません。

③ 新株引受権証券および新株予約権証券への投資割合は、取得時において信託財産の純資産総額の20％以内とします。

④ デリバティブの利用はヘッジ目的に限定しません。

⑤ 外国為替予約取引はヘッジ目的に限定しません。

⑥ 同一銘柄の株式への投資割合には制限を設けません。

⑦ 同一銘柄の新株引受権証券および新株予約権証券への投資割合は、信託財産の純資産総額の10％以内とします。

⑧ 同一銘柄の転換社債ならびに転換社債型新株予約権付社債への投資割合は、信託財産の純資産総額の10％以内とします。

⑨ 投資信託証券への投資割合は、信託財産の純資産総額の5％以内とします。

⑩ 一般社団法人投資信託協会規則に定める合理的な方法により算出した額が、信託財産の純資産総額を超えることとなるデリバティブ取引等（同規則に定めるデリバティブ取引等をいいます。）の利用は行ないません。

⑪ 前各号の規定にかかわらず、一般社団法人投資信託協会規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則としてそれぞれ10％、合計で20％以内とすることとし、当該比率を超え

ることとなった場合には、同規則に従い当該比率以内となるよう調整を行なうこととします。

親投資信託
新興国株式マザーファンド
約款

（信託の種類、委託者および受託者）

第１条　この信託は、その受益権を他の投資信託の受託者に取得させることを目的とする証券投資信託であり、野村アセットマネジメント株式会社を委託者とし、野村信託銀行株式会社を受託者とします。

②　この信託は、信託法（平成18年法律第108号）（以下「信託法」といいます。）の適用を受けます。

（信託の目的、金額および追加信託の限度額）

第２条　委託者は、金50億円を上限として受益者のために利殖の目的をもって信託し、受託者はこれを引き受けます。

②　委託者は、受託者と合意のうえ、金１兆円を限度として信託金を追加できるものとし、追加信託を行なったときは、受託者はその引き受けを証する書面を委託者に交付します。

③　委託者は、受託者と合意のうえ、前項の限度額を変更することができます。

（信託期間）

第３条　この信託の期間は、信託契約締結日から第42条第１項、第42条第２項、第43条第１項、第44条第１項および第46条第２項の規定による解約の日までとします。

（受益証券の取得申込みの勧誘の種類）

第４条　この信託にかかる受益証券（第９条第４項の受益証券不所持の申出があった場合は受益権とします。以下、第５条において同じ。）の取得申込みの勧誘は、金融商品取引法第２条第３項第２号イに掲げる場合に該当し、投資信託及び投資法人に関する法律第４条第２項第12号で定める適格機関投資家私募により行なわれます。

（受益者）

第５条　この信託の元本および収益の受益者は、この信託の受益証券を投資対象とする野村アセットマネジメント株式会社の証券投資信託の受託者である信託業務を営む銀行とします。

（受益権の分割および再分割）

第６条　委託者は、第２条第１項による受益権については50億口を上限に、追加信託によって生じた受益権については、これを追加信託のつど第７条第１項の追加口数に、それぞれ均等に分割します。

②　委託者は、受託者と協議のうえ、一定日現在の受益権を均等に再分割できます。

（追加信託金の計算方法）

第７条　追加信託金は、追加信託を行なう日の前営業日の基準価額に、当該追加にかかる受益権の口数を乗じた額とします。

②　この約款において基準価額とは、信託財産に属する資産（受入担保金代用有価証券を除きます。）を法令および一般社団法人投資信託協会規則に従って時価または一部償却原価法により評価して得た信託財産の資産総額から負債総額を控除した金額（以下「純資産総額」といいます。）を、計算日における受益権口数で除した金額をいいます。

（信託日時の異なる受益権の内容）

第８条　この信託の受益権は、信託の日時を異にすることにより差異を生ずることはありません。

（受益証券の発行および種類ならびに受益証券不所持の申出）

第９条　委託者は、第６条の規定により分割された受益権を表示する記名式の受益証券を発行します。

②　委託者が発行する受益証券は、１口の整数倍の口数を表示した受益証券とします。

③　受益者は当該受益証券を他に譲渡することはできません。

④　前各項の規定にかかわらず、受益者は、委託者に対し、当該受益者の有する受益権に係る受益証券の所持を希望しない旨を申し出ることができます。

⑤　前項の規定による申出は、その申出に係る受益権の内容を明らかにしてしなければなりません。この場合において、当該受益権に係る受益証券が発行されているときは、当該受益者は、当該受益証券を委託者に提出しなければなりません。

⑥　第４項の規定による申出を受けた委託者は、遅滞なく、前項前段の受益権に係る受益証券を発行しない旨を受益権原簿に記載し、又は記録します。

⑦　委託者は、前項の規定による記載又は記録をしたときは、第５項前段の受益権に係る受益証券を発行しません。

⑧　第５項後段の規定により提出された受益証券は、第６項の規定による記載又は記録をした時において、無効となります。

⑨　第４項の規定による申出をした受益者は、いつでも、委託者に対し、第５項前段の受益権に係る受益証券を発行することを請求することができます。この場合において、同項後段の規定により提出された受益証券があるときは、受益証券の発行に要する費用は、当該受益者の負担とします。

（受益証券の発行についての受託者の認証）

第10条　委託者は、前条第１項により受益証券を発行するときは、その発行する受益証券がこの信託約款に適合する旨の受託者の認証を受けなければなりません。

②　前項の認証は、受託者の代表取締役がその旨を受益証券に記載し記名捺印することによって行ないます。

（投資の対象とする資産の種類）

第11条　この信託において投資の対象とする資産の種類は、次に掲げるものとします。

1．次に掲げる特定資産（「特定資産」とは、投資信託及び投資法人に関する法律第２条第１項で定めるものをいいます。以下同じ。）

イ．有価証券

ロ．デリバティブ取引（金融商品取引法第２条第20項に規定するものをいい、約款第18条、第19条及び第25条に定めるものに限ります。）に係る権利

ハ．約束手形（イに掲げるものに該当するものを除きます。）

ニ．金銭債権（イ及びハに掲げるものに該当するものを除きます。）

2．　次に掲げる特定資産以外の資産

イ．為替手形

ロ．次に掲げるものをすべてみたす資産

・リミテッド・パートナーシップ、リミテッド・ライアビリティー・カンパニー、またはこれらと類

似するものに対する出資持分を表象するもの、もしくは、トラストまたはこれと類似するものから利益を受ける権利を表象するもの
・流動性に考慮し、時価の取得が可能なもの
・前号または本号イに掲げるものに該当しないもの

（有価証券および金融商品の指図範囲等）

第12条　委託者は、信託金を、次の有価証券（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。）に投資することを指図します。

1. 株券または新株引受権証書
2. 国債証券
3. 地方債証券
4. 特別の法律により法人の発行する債券
5. 社債券（新株引受権証券と社債券とが一体となった新株引受権付社債券（以下「分離型新株引受権付社債券」といいます。）の新株引受権証券を除きます。なお、社債券のうちで、新株予約権付社債のうち会社法第236条第1項第3号の財産が当該新株予約権付社債についての社債であって当該社債と当該新株予約権がそれぞれ単独で存在し得ないことをあらかじめ明確にしているもの、ならびに会社法施行前の旧商法第341条ノ3第1項第7号および第8号の定めがある新株予約権付社債を総称して以下「転換社債型新株予約権付社債」といいます。）
6. 特定目的会社に係る特定社債券（金融商品取引法第2条第1項第4号で定めるものをいいます。）
7. 特別の法律により設立された法人の発行する出資証券（金融商品取引法第2条第1項第6号で定めるものをいいます。）
8. 協同組織金融機関に係る優先出資証券（金融商品取引法第2条第1項第7号で定めるものをいいます。）
9. 特定目的会社に係る優先出資証券または新優先出資引受権を表示する証券（金融商品取引法第2条第1項第8号で定めるものをいいます。）
10. コマーシャル・ペーパー
11. 新株引受権証券（分離型新株引受権付社債券の新株引受権証券を含みます。以下同じ。）および新株予約権証券
12. 外国の者の発行する証券または証書で、第1号もしくは第5号の証券または証書の性質を有するプリファード セキュリティーズおよびこれらに類するもの
13. 前号以外の外国または外国の者の発行する証券または証書で、第1号から第11号の証券または証書の性質を有するもの
14. 投資信託または外国投資信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第10号で定めるものをいいます。）
15. 投資証券、新投資口予約権証券または外国投資証券（金融商品取引法第2条第1項第11号で定めるものをいいます。）
16. 外国貸付債権信託受益証券（金融商品取引法第2条第1項第18号で定めるものをいいます。）
17. オプションを表示する証券または証書（金融商品取引法第2条第1項第19号で定めるものをい

います。）
18. 預託証書（金融商品取引法第2条第1項第20号で定めるものをいいます。）
19. 外国法人が発行する譲渡性預金証書
20. 貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に表示されるべきもの
21. 外国の者に対する権利で前号の有価証券に表示されるべき権利の性質を有するもの
22. 指定金銭信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に限ります。）
23. 抵当証券（金融商品取引法第2条第1項第16号で定めるものをいいます。）
なお、第1号の証券または証書、第12号、第13号ならびに第18号の証券または証書のうち第1号の証券または証書の性質を有するものを以下「株式」といい、第2号から第6号までの証券および第12号、第13号ならびに第18号の証券または証書のうち第2号から第6号までの証券の性質を有するものを以下「公社債」といい、第14号および第15号の証券を以下「投資信託証券」といいます。
② 委託者は、信託金を、前項に掲げる有価証券のほか、次に掲げる金融商品（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。）により運用することを指図することができます。
1. 預金
2. 指定金銭信託（前項に掲げるものを除く。）
3. コール・ローン
4. 手形割引市場において売買される手形
5. 貸付債権信託受益権であって、金融商品取引法第2条第2項第1号で定めるもの
6. 外国の者に対する権利で前号の権利の性質を有するもの
7. 日本の会社に類似した性質を有しない外国の者が発行する債務証券または証書（前項に定める証券または証書を除きます。）
8. 流動性のあるプリファード セキュリティーズおよびこれらに類するもの（前項第12号に定める証券または証書を除きます。なお、前項第12号に定める証券または証書を含め、「優先証券」といいます。）
9. リミテッド・パートナーシップ、リミテッド・ライアビリティー・カンパニー、またはこれらと類似するものに対する出資持分を表象するもの、もしくは、トラストまたはこれと類似するものから利益を受ける権利を表象するものであって、流動性のある前各号および前項各号以外のもの
③ 委託者は、信託財産に属する新株引受権証券および新株予約権証券の時価総額が、取得時において信託財産の純資産総額の100分の20を超えることとなる投資の指図をしません。
④ 委託者は、信託財産に属する投資信託証券の時価総額が、信託財産の純資産総額の100分の5を超えることとなる投資の指図をしません。
（利害関係人等との取引等）
第13条 受託者は、受益者の保護に支障を生じることがないものであり、かつ信託業法、投資信託及び投資法人に関する法律ならびに関連法令に反しない場合には、委託者の指図により、信託財産と、受託者（第三者との間において信託財産のためにする取引その他の行為であって、受託者が当該第三

者の代理人となって行なうものを含みます。）および受託者の利害関係人（金融機関の信託業務の兼営等に関する法律第2条第1項にて準用する信託業法第29条第2項第1号に規定する利害関係人をいいます。以下本項、次項および第26条において同じ。）、第26条第1項に定める信託業務の委託先およびその利害関係人または受託者における他の信託財産との間で、前2条に掲げる資産への投資等ならびに第17条、第21条および第23条に掲げる取引その他これらに類する行為を行なうことができます。

② 受託者は、受託者がこの信託の受託者としての権限に基づいて信託事務の処理として行なうことができる取引その他の行為について、受託者または受託者の利害関係人の計算で行なうことができるものとします。なお、受託者の利害関係人が当該利害関係人の計算で行う場合も同様とします。

③ 委託者は、金融商品取引法、投資信託及び投資法人に関する法律ならびに関連法令に反しない場合には、信託財産と、委託者、その取締役、執行役および委託者の利害関係人等（金融商品取引法第31条の4第3項および同条第4項に規定する親法人等又は子法人等をいいます。）または委託者が運用の指図を行なう他の信託財産との間で、前2条に掲げる資産への投資等ならびに第17条、第21条および第23条に掲げる取引その他これらに類する行為を行なうことの指図をすることができ、受託者は、委託者の指図により、当該投資等ならびに当該取引、当該行為を行なうことができます。

④ 前3項の場合、委託者および受託者は、受益者に対して信託法第31条第3項および同法第32条第3項の通知は行ないません。

（運用の基本方針）

第14条　委託者は、信託財産の運用にあたっては、別に定める運用の基本方針にしたがって、その指図を行ないます。なお、この信託約款において、金融商品取引法第2条第16項に規定する金融商品取引所および金融商品取引法第2条第8項第3号ロに規定する外国金融商品市場を以下「金融商品取引所」といい、また、金融商品取引所を単に「取引所」という場合があり、取引所のうち、有価証券の売買または金融商品取引法第28条第8項第3号もしくは同項第5号の取引を行なう市場ないしは当該市場を開設するものを以下「証券取引所」という場合があります。

（投資する株式等の範囲）

第15条　委託者が投資することを指図する株式、新株引受権証券および新株予約権証券は、金融商品取引所に上場されている株式の発行会社の発行するものおよび金融商品取引所に準ずる市場において取引されている株式の発行会社の発行するものとします。ただし、株主割当または社債権者割当により取得する株式、新株引受権証券および新株予約権証券については、この限りではありません。

② 前項の規定にかかわらず、上場予定または登録予定の株式、新株引受権証券および新株予約権証券で目論見書等において上場または登録されることが確認できるものについては委託者が投資することを指図することができるものとします。

（同一銘柄の新株引受権証券等への投資制限）

第16条　委託者は、信託財産に属する同一銘柄の新株引受権証券および新株予約権証券の時価総額が信託財産の純資産総額の100分の10を超えることとなる投資の指図をしません。

（信用取引の指図範囲）

第17条　委託者は、信託財産の効率的な運用に資するため、信用取引により株券を売り付けることの指図をすることができます。なお、当該売り付けの決済については、株券の引き渡しまたは買い戻し

により行なうことの指図をすることができるものとします。
② 前項の信用取引の指図は、次の各号に掲げる有価証券の発行会社の発行する株券について行なうことができるものとし、かつ次の各号に掲げる株券数の合計数を超えないものとします。
1. 信託財産に属する株券および新株引受権証書の権利行使により取得する株券
2. 株式分割により取得する株券
3. 有償増資により取得する株券
4. 売り出しにより取得する株券
5. 信託財産に属する転換社債の転換請求および新株予約権（転換社債型新株予約権付社債の新株予約権に限ります。）の行使により取得可能な株券
6. 信託財産に属する新株引受権証券および新株引受権付社債券の新株引受権の行使、または信託財産に属する新株予約権証券および新株予約権付社債券の新株予約権（前号のものを除きます。）の行使により取得可能な株券

（先物取引等の運用指図）

第18条 委託者は、わが国の金融商品取引所における有価証券先物取引（金融商品取引法第28条第8項第3号イに掲げるものをいいます。以下同じ。）、有価証券指数等先物取引（金融商品取引法第28条第8項第3号ロに掲げるものをいいます。以下同じ。）、有価証券オプション取引（金融商品取引法第28条第8項第3号ハに掲げるものをいいます。以下同じ。）および外国の金融商品取引所におけるこれらの取引と類似の取引ならびに株式に係る有価証券店頭オプション取引（金融商品取引法第28条第8項第4号ハおよびニに掲げるものをいいます。以下同じ。）を行なうことの指図をすることができます。なお、選択権取引はオプション取引に含めるものとします（以下同じ。）。
② 委託者は、わが国の金融商品取引所における通貨に係る先物取引ならびに外国の金融商品取引所における通貨に係る先物取引およびオプション取引を行なうことの指図をすることができます。
③ 委託者は、わが国の金融商品取引所における金利に係る先物取引およびオプション取引ならびに外国の金融商品取引所におけるこれらの取引と類似の取引を行なうことの指図をすることができます。
④ 第1項の店頭オプション取引の評価は、当該取引契約の相手方が提示する価額、価格情報会社が提供する価額等、法令および一般社団法人投資信託協会規則に従って評価するものとします。
⑤ 委託者は、第1項の店頭オプション取引を行なうにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めたときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行なうものとします。

（スワップ取引の運用指図）

第19条 委託者は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、異なった通貨、異なった受取り金利または異なった受取り金利とその元本を一定の条件のもとに交換する取引および金融商品取引法第28条第8項第4号ホに定める有価証券店頭指数等スワップ取引（これらを総称して以下「スワップ取引」といいます。）を行なうことの指図をすることができます。
② スワップ取引の指図にあたっては、当該取引の契約期限が、原則として第3条に定める信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。
③ スワップ取引の評価は、当該取引契約の相手方が提示する価額、価格情報会社が提供する価額等、法令および一般社団法人投資信託協会規則に従って評価するものとします。

④　委託者は、スワップ取引を行なうにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めたときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行なうものとします。

（同一銘柄の転換社債等への投資制限）

第20条　委託者は、信託財産に属する同一銘柄の転換社債ならびに転換社債型新株予約権付社債の時価総額が信託財産の純資産総額の100 分の10を超えることとなる投資の指図をしません。

（有価証券の貸付の指図および範囲）

第21条　委託者は、信託財産の効率的な運用に資するため、信託財産に属する株式および公社債を次の各号の範囲内で貸付の指図をすることができます。

1. 株式の貸付は、貸付時点において、貸付株式の時価合計額が、信託財産で保有する株式の時価合計額の50%を超えないものとします。

2. 公社債の貸付は、貸付時点において、貸付公社債の額面金額の合計額が、信託財産で保有する公社債の額面金額の合計額の50%を超えないものとします。

②　前項に定める限度額を超えることとなった場合には、委託者は速やかに、その超える額に相当する契約の一部の解約を指図するものとします。

③　委託者は、有価証券の貸付にあたって必要と認めたときは、担保の受入れの指図を行なうものとします。

（特別の場合の外貨建有価証券への投資制限）

第22条　外貨建有価証券への投資については、わが国の国際収支上の理由等により特に必要と認められる場合には、制約されることがあります。

（外国為替予約取引の指図および範囲）

第23条　委託者は、信託財産の効率的な運用に資するため、外国為替の売買の予約取引の指図をすることができます。

②　前項の予約取引の指図は、信託財産にかかる為替の買予約の合計額と売予約の合計額との差額につき円換算した額が、信託財産の純資産総額を超えないものとします。ただし、信託財産に属する外貨建資産の為替変動リスクを回避するためにする当該予約取引の指図については、この限りではありません。

③　前項の限度額を超えることとなった場合には、委託者は所定の期間内に、その超える額に相当する為替予約の一部を解消するための外国為替の売買の予約取引の指図をするものとします。

④　委託者は、外国為替の売買の予約取引を行なうにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めたときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行なうものとします。

（外貨建資産の円換算および予約為替の評価）

第24条　信託財産に属する外貨建資産の円換算は、原則として、わが国における計算日の対顧客電信売買相場の仲値によって計算します。

②　前条に規定する予約為替の評価は、原則として、わが国における計算日の対顧客先物売買相場の仲値によって計算します。

（直物為替先渡取引の運用指図）

第25条　委託者は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、直物為替先渡取引を行なうことの指図をすることができます。

② 直物為替先渡取引の指図にあたっては、当該取引の決済日が、原則として第3条に定める信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。

③ 直物為替先渡取引の評価は、当該取引契約の相手方が提示する価額、価格情報会社が提供する価額等、法令および一般社団法人投資信託協会規則に従って評価するものとします。

④ 委託者は、直物為替先渡取引を行なうにあたり、担保の提供あるいは受入れが必要と認めたときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行なうものとします。

（信託業務の委託等）

第26条 受託者は、委託者と協議のうえ、信託業務の一部について、信託業法第22条第1項に定める信託業務の委託をするときは、以下に掲げる基準のすべてに適合するもの（受託者の利害関係人を含みます。）を委託先として選定します。

1. 委託先の信用力に照らし、継続的に委託業務の遂行に懸念がないこと
2. 委託先の委託業務に係る実績等に照らし、委託業務を確実に処理する能力があると認められること
3. 委託される信託財産に属する財産と自己の固有財産その他の財産とを区分する等の管理を行なう体制が整備されていること
4. 内部管理に関する業務を適正に遂行するための体制が整備されていること

② 受託者は、前項に定める委託先の選定にあたっては、当該委託先が前項各号に掲げる基準に適合していることを確認するものとします。

③ 前2項にかかわらず、受託者は、次の各号に掲げる業務を、受託者および委託者が適当と認める者（受託者の利害関係人を含みます。）に委託することができるものとします。

1. 信託財産の保存に係る業務
2. 信託財産の性質を変えない範囲内において、その利用または改良を目的とする業務
3. 委託者のみの指図により信託財産の処分およびその他の信託の目的の達成のために必要な行為に係る業務
4. 受託者が行なう業務の遂行にとって補助的な機能を有する行為

（混蔵寄託）

第27条 金融機関または第一種金融商品取引業者等（外国の法令に準拠して設立された法人で第一種金融商品取引業者に類する者を含みます。以下本条において同じ。）から、売買代金および償還金等について円貨で約定し円貨で決済する取引により取得した外国において発行された譲渡性預金証書またはコマーシャル・ペーパーは、当該金融機関または第一種金融商品取引業者等が保管契約を締結した保管機関に当該金融機関または第一種金融商品取引業者等の名義で混蔵寄託できるものとします。

（信託財産の登記等および記載等の留保等）

第28条 信託の登記または登録をすることができる信託財産については、信託の登記または登録をすることとします。ただし、受託者が認める場合は、信託の登記または登録を留保することがあります。

② 前項ただし書きにかかわらず、受益者保護のために委託者または受託者が必要と認めるときは、速やかに登記または登録をするものとします。

③ 信託財産に属する旨の記載または記録をすることができる信託財産については、信託財産に属する旨の記載または記録をするとともに、その計算を明らかにする方法により分別して管理するものと

します。ただし、受託者が認める場合は、信託財産に属する旨の記載または記録に代えてその計算を明らかにする方法により分別して管理することがあります。

④　動産（金銭を除きます。）については、外形上区別することができる方法によるほか、その計算を明らかにする方法により分別して管理することがあります。

（有価証券売却等の指図）

第29条　委託者は、信託財産に属する有価証券の売却等の指図ができます。

（再投資の指図）

第30条　委託者は、前条の規定による売却代金、有価証券に係る償還金等、株式の清算分配金、有価証券等に係る利子等、株式の配当金およびその他の収入金を再投資することの指図ができます。

（損益の帰属）

第31条　委託者の指図に基づく行為により信託財産に生じた利益および損失は、すべて受益者に帰属します。

（受託者による資金の立替え）

第32条　信託財産に属する有価証券について、借替、転換、新株発行または株式割当がある場合で、委託者の申出があるときは、受託者は資金の立替えをすることができます。

②　信託財産に属する有価証券に係る償還金等、株式の清算分配金、有価証券等に係る利子等、株式の配当金およびその他の未収入金で、信託終了日までにその金額を見積りうるものがあるときは、受託者がこれを立替えて信託財産に繰り入れることができます。

③　前2項の立替金の決済および利息については、受託者と委託者との協議によりそのつど別にこれを定めます。

（信託の計算期間）

第33条　この信託の計算期間は、毎年5月11日から翌年5月10日までとすることを原則とします。ただし、第1計算期間は信託契約締結日から平成21年5月11日までとします。

②　前項にかかわらず、前項の原則により各計算期間終了日に該当する日（以下本項において「該当日」といいます。）が休業日のとき、各計算期間終了日は該当日の翌営業日とし、その翌日より次の計算期間が開始されるものとします。ただし、最終計算期間の終了日は、第3条に定める信託期間の終了日とします。

（信託財産に関する報告等）

第34条　受託者は、毎計算期末に損益計算を行ない、信託財産に関する報告書を作成して、これを委託者に提出します。

②　受託者は、信託終了のときに最終計算を行ない、信託財産に関する報告書を作成して、これを委託者に提出します。

③　受託者は、前2項の報告を行なうことにより、受益者に対する信託法第37条第3項に定める報告は行なわないこととします。

④　受益者は、受託者に対し、信託法第37条第2項に定める書類または電磁的記録の作成に欠くことのできない情報その他の信託に関する重要な情報および当該受益者以外の者の利益を害するおそれのない情報を除き、信託法第38条第1項に定める閲覧または謄写の請求をすることはできないものとします。

（信託事務の諸費用）

第35条　信託財産に関する租税、信託事務の処理に要する諸費用および受託者の立替えた立替金の利息は、受益者の負担とし、信託財産中から支弁します。

（信託報酬）

第36条　委託者および受託者は、この信託契約に関し信託報酬を収受しません。

（利益の留保）

第37条　信託財産から生ずる利益は、信託終了時まで信託財産中に留保し、期中には分配を行ないません。

（追加信託金および一部解約金の計理処理）

第38条　追加信託金または信託の一部解約金は、当該金額と元本に相当する金額との差額を、追加信託金にあっては追加信託差金、信託の一部解約にあっては解約差金として処理します。

（償還金の委託者への交付と支払いに関する受託者の免責）

第39条　受託者は、信託が終了したときは、償還金（信託終了時における信託財産の純資産総額を受益権口数で除した額をいいます。以下同じ。）の全額を委託者に交付します。

②　受託者は、前項の規定により委託者に償還金を交付した後は、受益者に対する支払いにつき、その責に任じません。

（償還金の支払いの時期）

第40条　委託者は、受託者より償還金の交付を受けた後、受益証券と引換えに、当該償還金を受益者に支払います。

（信託の一部解約）

第41条　委託者は受益者の請求があった場合には、信託の一部を解約します。

②　解約金は、一部解約を行なう日の前営業日の基準価額に、当該解約にかかる受益権の口数を乗じた金額とします。

（信託契約の解約）

第42条　委託者は、信託期間中において、この信託契約を解約することが受益者のため有利であると認めるとき、またはやむを得ない事情が発生したときは、受託者と合意のうえ、この信託契約を解約し、信託を終了させることができます。この場合において、委託者は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届け出ます。

②　委託者は、この信託の受益証券を投資対象とすることを信託約款において定めるすべての証券投資信託がその信託を終了させることとなる場合には、この信託契約を解約し、信託を終了させます。この場合において、委託者は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届け出ます。

③　委託者は、第1項の事項について、書面による決議（以下「書面決議」といいます。）を行ないます。この場合において、あらかじめ、書面決議の日ならびに信託契約の解約の理由などの事項を定め、当該決議の日の2週間前までに、この信託契約に係る知れている受益者に対し、書面をもってこれらの事項を記載した書面決議の通知を発します。

④　前項の書面決議において、受益者（委託者およびこの信託の信託財産にこの信託の受益権が属するときの当該受益権に係る受益者としての受託者を除きます。以下本項において同じ。）は受益権の口数に応じて、議決権を有し、これを行使することができます。なお、知れている受益者が議決権を

行使しないときは、当該知れている受益者は書面決議について賛成するものとみなします。
⑤　第3項の書面決議は議決権を行使することができる受益者の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行ないます。
⑥　第3項から前項までの規定は、委託者が信託契約の解約について提案をした場合において、当該提案につき、この信託契約に係るすべての受益者が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときには適用しません。また、第2項の規定に基づいてこの信託契約を解約する場合には適用しません。

（信託契約に関する監督官庁の命令）

第43条　委託者は、監督官庁よりこの信託契約の解約の命令を受けたときは、その命令にしたがい、信託契約を解約し信託を終了させます。
②　委託者は、監督官庁の命令に基づいてこの信託約款を変更しようとするときは、第47条の規定にしたがいます。

（委託者の登録取消等に伴う取扱い）

第44条　委託者が監督官庁より登録の取消を受けたとき、解散したときまたは業務を廃止したときは、委託者は、この信託契約を解約し、信託を終了させます。
②　前項の規定にかかわらず、監督官庁がこの信託契約に関する委託者の業務を他の投資信託委託会社に引き継ぐことを命じたときは、この信託は、第47条の書面決議が否決となる場合を除き、当該投資信託委託会社と受託者との間において存続します。

（委託者の事業の譲渡および承継に伴う取扱い）

第45条　委託者は、事業の全部または一部を譲渡することがあり、これに伴い、この信託契約に関する事業を譲渡することがあります。
②　委託者は、分割により事業の全部または一部を承継させることがあり、これに伴い、この信託契約に関する事業を承継させることがあります。

（受託者の辞任および解任に伴う取扱い）

第46条　受託者は、委託者の承諾を受けてその任務を辞任することができます。受託者がその任務に違反して信託財産に著しい損害を与えたことその他重要な事由があるときは、委託者または受益者は、裁判所に受託者の解任を申立てることができます。受託者が辞任した場合、または裁判所が受託者を解任した場合、委託者は、第47条の規定にしたがい、新受託者を選任します。なお、受益者は、上記によって行なう場合を除き、受託者を解任することはできないものとします。
②　委託者が新受託者を選任できないときは、委託者はこの信託契約を解約し、信託を終了させます。

（信託約款の変更等）

第47条　委託者は、受益者の利益のため必要と認めるときまたはやむを得ない事情が発生したときは、受託者と合意のうえ、この信託約款を変更することまたはこの信託と他の信託との併合（投資信託及び投資法人に関する法律第16条第2号に規定する「委託者指図型投資信託の併合」をいいます。以下同じ。）を行なうことができるものとし、あらかじめ、変更または併合しようとする旨およびその内容を監督官庁に届け出ます。なお、この信託約款は本条に定める以外の方法によって変更することができないものとします。
②　委託者は、前項の事項（前項の変更事項にあってはその変更の内容が重大なものに該当する場合

に限り、併合事項にあってはその併合が受益者の利益に及ぼす影響が軽微なものに該当する場合を除き、以下、合わせて「重大な約款の変更等」といいます。）について、書面決議を行ないます。この場合において、あらかじめ、書面決議の日ならびに重大な約款の変更等の内容およびその理由などの事項を定め、当該決議の日の2週間前までに、この信託約款に係る知れている受益者に対し、書面をもってこれらの事項を記載した書面決議の通知を発します。

③　前項の書面決議において、受益者（委託者およびこの信託の信託財産にこの信託の受益権が属するときの当該受益権に係る受益者としての受託者を除きます。以下本項において同じ。）は受益権の口数に応じて、議決権を有し、これを行使することができます。なお、知れている受益者が議決権を行使しないときは、当該知れている受益者は書面決議について賛成するものとみなします。

④　第2項の書面決議は議決権を行使することができる受益者の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行ないます。

⑤　書面決議の効力は、この信託のすべての受益者に対してその効力を生じます。

⑥　第2項から前項までの規定は、委託者が重大な約款の変更等について提案をした場合において、当該提案につき、この信託約款に係るすべての受益者が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときには適用しません。

⑦　前各項の規定にかかわらず、この投資信託において併合の書面決議が可決された場合にあっても、当該併合にかかる一又は複数の他の投資信託において当該併合の書面決議が否決された場合は、当該他の投資信託との併合を行なうことはできません。

（反対受益者の受益権買取請求の不適用）

第48条　この信託は、受益者が第41条の規定による一部解約の実行の請求を行なったときは、委託者が信託契約の一部の解約をすることにより当該請求に応じ、当該受益権の公正な価格が当該受益者に一部解約金として支払われることとなる委託者指図型投資信託に該当するため、第42条に規定する信託契約の解約または前条に規定する重大な約款の変更等を行なう場合において、投資信託及び投資法人に関する法律第18条第1項に定める反対受益者による受益権の買取請求の規定の適用を受けません。

（利益相反のおそれがある場合の受益者への書面の交付）

第49条　委託者は、投資信託及び投資法人に関する法律第13条第1項に定める書面を交付しません。

（運用報告書）

第50条　委託者は、投資信託及び投資法人に関する法律第14条に定める運用報告書を交付しません。

（公告）

第51条　委託者が行なう公告は、電子公告の方法により行ない、次のアドレスに掲載します。

https://www.nomura-am.co.jp/

②　前項の電子公告による公告をすることができない事故その他やむを得ない事由が生じた場合の公告は、日本経済新聞に掲載します。

（信託約款に関する疑義の取扱い）

第52条　この信託約款の解釈について疑義を生じたときは、委託者と受託者との協議により定めます。

（付則）

第1条　約款第25条に規定する「直物為替先渡取引」は、当事者間において、あらかじめ元本とし

て定めた金額についてあらかじめ将来の特定の日（以下「決済日」という。）を受渡日として行った先物外国為替取引を決済日における直物外国為替取引で反対売買したときの差金の授受を約する取引その他これに類似する取引をいいます。

上記条項により信託契約を締結します。

信託契約締結日　　平成20年6月20日

東京都江東区豊洲二丁目2番1号
委託者　野村アセットマネジメント株式会社

東京都千代田区大手町二丁目2番2号
受託者　野村信託銀行株式会社

（新興国債券（現地通貨建て）マザーファンド）

運 用 の 基 本 方 針

約款第14条に基づき委託者の定める方針は、次のものとします。

１．基本方針

この投資信託は、JP モルガン・ガバメント・ボンド・インデックスーエマージング・マーケッツ・グローバル・ディバーシファイド（円換算ベース）の中長期的な動きを概ね捉える投資成果を目指して運用を行ないます。

２．運用方法

⑴ 投資対象

現地通貨建ての新興国の公社債を主要投資対象とします。

⑵ 投資態度

① 現地通貨建ての新興国の公社債を主要投資対象とし、JP モルガン・ガバメント・ボンド・インデックスーエマージング・マーケッツ・グローバル・ディバーシファイド（円換算ベース）の中長期的な動きを概ね捉える投資成果を目指して運用を行ないます。なお、現地通貨建て以外の通貨建ての新興国の公社債および償還金額等が新興国の債券や債券指数の価格に連動する効果を有するリンク債等に投資する場合があります。

② 外貨建資産については、原則として為替ヘッジを行ないません。

③ 資金動向、市況動向等によっては上記のような運用ができない場合があります。

⑶ 投資制限

① 外貨建資産への投資割合には制限を設けません。

② デリバティブの利用はヘッジ目的に限定しません。

③ 外国為替予約取引はヘッジ目的に限定しません。

④ 一般社団法人投資信託協会規則に定める合理的な方法により算出した額が、信託財産の純資産総額を超えることとなるデリバティブ取引等（同規則に定めるデリバティブ取引等をいいます。）の利用は行ないません。

⑤ 一般社団法人投資信託協会規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則としてそれぞれ10%、合計で20%以内とすることとし、当該比率を超えることとなった場合には、同規則に従い当該比率以内となるよう調整を行なうこととします。

親投資信託
新興国債券（現地通貨建て）マザーファンド
約款

（信託の種類、委託者および受託者）

第１条　この信託は、その受益権を他の投資信託の受託者に取得させることを目的とする証券投資信託であり、野村アセットマネジメント株式会社を委託者とし、野村信託銀行株式会社を受託者とします。

②　この信託は、信託法（平成18年法律第108号）（以下「信託法」といいます。）の適用を受けます。

（信託の目的、金額および追加信託の限度額）

第２条　委託者は、金30億円を上限として受益者のために利殖の目的をもって信託し、受託者はこれを引き受けます。

②　委託者は、受託者と合意のうえ、金１兆円を限度として信託金を追加できるものとし、追加信託を行なったときは、受託者はその引き受けを証する書面を委託者に交付します。

③　委託者は、受託者と合意のうえ、前項の限度額を変更することができます。

（信託期間）

第３条　この信託の期間は、信託契約締結日から第40条第１項、第40条第２項、第41条第１項、第42条第１項および第44条第２項の規定による解約の日までとします。

（受益証券の取得申込みの勧誘の種類）

第４条　この信託にかかる受益証券（第９条第４項の受益証券不所持の申出があった場合は受益権とします。以下、第５条において同じ。）の取得申込みの勧誘は、金融商品取引法第２条第３項第２号イに掲げる場合に該当し、投資信託及び投資法人に関する法律第４条第２項第12号で定める適格機関投資家私募により行なわれます。

（受益者）

第５条　この信託の元本および収益の受益者は、この信託の受益証券を投資対象とする野村アセットマネジメント株式会社の証券投資信託の受託者である信託業務を営む銀行とします。

（受益権の分割および再分割）

第６条　委託者は、第２条第１項による受益権については30億口を上限に、追加信託によって生じた受益権については、これを追加信託のつど第７条第１項の追加口数に、それぞれ均等に分割します。

②　委託者は、受託者と協議のうえ、一定日現在の受益権を均等に再分割できます。

（追加信託金の計算方法）

第７条　追加信託金は、追加信託を行なう日の前営業日の基準価額に、当該追加にかかる受益権の口数を乗じた額とします。

②　この約款において基準価額とは、信託財産に属する資産（受入担保金代用有価証券および第20条に規定する借入有価証券を除きます。）を法令および一般社団法人投資信託協会規則に従って時価または一部償却原価法により評価して得た信託財産の資産総額から負債総額を控除した金額（以下「純資産総額」といいます。）を、計算日における受益権口数で除した金額をいいます。

（信託日時の異なる受益権の内容）

第８条　この信託の受益権は、信託の日時を異にすることにより差異を生ずることはありません。

（受益証券の発行および種類ならびに受益証券不所持の申出）

第９条　委託者は、第６条の規定により分割された受益権を表示する記名式の受益証券を発行します。

②　委託者が発行する受益証券は、１口の整数倍の口数を表示した受益証券とします。

③　受益者は当該受益証券を他に譲渡することはできません。

④　前各項の規定にかかわらず、受益者は、委託者に対し、当該受益者の有する受益権に係る受益証券の所持を希望しない旨を申し出ることができます。

⑤　前項の規定による申出は、その申出に係る受益権の内容を明らかにしてしなければなりません。この場合において、当該受益権に係る受益証券が発行されているときは、当該受益者は、当該受益証券を委託者に提出しなければなりません。

⑥　第４項の規定による申出を受けた委託者は、遅滞なく、前項前段の受益権に係る受益証券を発行しない旨を受益権原簿に記載し、又は記録します。

⑦　委託者は、前項の規定による記載又は記録をしたときは、第５項前段の受益権に係る受益証券を発行しません。

⑧　第５項後段の規定により提出された受益証券は、第６項の規定による記載又は記録をした時において、無効となります。

⑨　第４項の規定による申出をした受益者は、いつでも、委託者に対し、第５項前段の受益権に係る受益証券を発行することを請求することができます。この場合において、同項後段の規定により提出された受益証券があるときは、受益証券の発行に要する費用は、当該受益者の負担とします。

（受益証券の発行についての受託者の認証）

第10条　委託者は、前条第１項により受益証券を発行するときは、その発行する受益証券がこの信託約款に適合する旨の受託者の認証を受けなければなりません。

②　前項の認証は、受託者の代表取締役がその旨を受益証券に記載し記名捺印することによって行ないます。

（投資の対象とする資産の種類）

第11条　この信託において投資の対象とする資産の種類は、次に掲げるものとします。

1．次に掲げる特定資産（「特定資産」とは、投資信託及び投資法人に関する法律第２条第１項で定めるものをいいます。以下同じ。）

イ．有価証券

ロ．デリバティブ取引（金融商品取引法第２条第20項に規定するものをいい、約款第15条、第16条、第18条及び第19条に定めるものに限ります。）に係る権利

ハ．約束手形（イに掲げるものに該当するものを除きます。）

ニ．金銭債権（イ及びハに掲げるものに該当するものを除きます。）

2．次に掲げる特定資産以外の資産

イ．為替手形

（有価証券および金融商品の指図範囲等）

第12条　委託者は、信託金を、次の有価証券（金融商品取引法第２条第２項の規定により有価証券

とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。）に投資することを指図します。

1. 国債証券
2. 地方債証券
3. 特別の法律により法人の発行する債券
4. 社債券（新株引受権証券と社債券とが一体となった新株引受権付社債券の新株引受権証券を除きます。）
5. 投資法人債券（金融商品取引法第2条第1項第11号で定めるものをいいます。）
6. コマーシャル・ペーパー
7. 外国または外国の者の発行する証券または証書で、前各号の証券の性質を有するもの
8. 外国貸付債権信託受益証券（金融商品取引法第2条第1項第18号で定めるものをいいます。）
9. 外国法人が発行する譲渡性預金証書
10. 貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に表示されるべきもの（投資信託及び投資法人に関する法律施行規則第13条第2号イ（3）に定めるものに限ります。）
11. 外国の者に対する権利で前号の有価証券に表示されるべき権利の性質を有するもの
12. 指定金銭信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に限ります。）

なお、第1号から第5号までの証券および第7号の証券または証書のうち第1号から第5号までの証券の性質を有するものを以下「公社債」といいます。

② 委託者は、信託金を、前項に掲げる有価証券のほか、次に掲げる金融商品（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。）により運用することを指図することができます。

1. 預金
2. 指定金銭信託（前項に掲げるものを除く。）
3. コール・ローン
4. 手形割引市場において売買される手形
5. 貸付債権信託受益権であって、金融商品取引法第2条第2項第1号で定めるもの
6. 外国の者に対する権利で前号の権利の性質を有するもの
7. 流動性のある外国の者に対する貸付債権

（利害関係人等との取引等）

第13条　受託者は、受益者の保護に支障を生じることがないものであり、かつ信託業法、投資信託及び投資法人に関する法律ならびに関連法令に反しない場合には、委託者の指図により、信託財産と、受託者（第三者との間において信託財産のためにする取引その他の行為であって、受託者が当該第三者の代理人となって行なうものを含みます。）および受託者の利害関係人（金融機関の信託業務の兼営等に関する法律第2条第1項にて準用する信託業法第29条第2項第1号に規定する利害関係人をいいます。以下本項、次項および第24条において同じ。）、第24条第1項に定める信託業務の委託先およびその利害関係人または受託者における他の信託財産との間で、前2条に掲げる資産への投資等ならびに第17条、第20条および第22条に掲げる取引その他これらに類する行為を行なうことが

できます。
② 受託者は、受託者がこの信託の受託者としての権限に基づいて信託事務の処理として行なうことができる取引その他の行為について、受託者または受託者の利害関係人の計算で行なうことができるものとします。なお、受託者の利害関係人が当該利害関係人の計算で行う場合も同様とします。
③ 委託者は、金融商品取引法、投資信託及び投資法人に関する法律ならびに関連法令に反しない場合には、信託財産と、委託者、その取締役、執行役および委託者の利害関係人等（金融商品取引法第31条の4第3項および同条第4項に規定する親法人等又は子法人等をいいます。）または委託者が運用の指図を行なう他の信託財産との間で、前2条に掲げる資産への投資等ならびに第17条、第20条および第22条に掲げる取引その他これらに類する行為を行なうことの指図をすることができ、受託者は、委託者の指図により、当該投資等ならびに当該取引、当該行為を行なうことができます。
④ 前3項の場合、委託者および受託者は、受益者に対して信託法第31条第3項および同法第32条第3項の通知は行ないません。

（運用の基本方針）

第14条 委託者は、信託財産の運用にあたっては、別に定める運用の基本方針にしたがって、その指図を行ないます。なお、この信託約款において、金融商品取引法第2条第16項に規定する金融商品取引所および金融商品取引法第2条第8項第3号ロに規定する外国金融商品市場を以下「金融商品取引所」といい、また、金融商品取引所を単に「取引所」という場合があり、取引所のうち、有価証券の売買または金融商品取引法第28条第8項第3号もしくは同項第5号の取引を行なう市場ないしは当該市場を開設するものを以下「証券取引所」という場合があります。

（先物取引等の運用指図）

第15条 委託者は、わが国の金融商品取引所における有価証券先物取引（金融商品取引法第28条第8項第3号イに掲げるものをいいます。以下同じ。）、有価証券指数等先物取引（金融商品取引法第28条第8項第3号ロに掲げるものをいいます。以下同じ。）および有価証券オプション取引（金融商品取引法第28条第8項第3号ハに掲げるものをいいます。以下同じ。）ならびに外国の金融商品取引所におけるこれらの取引と類似の取引を行なうことの指図をすることができます。なお、選択権取引はオプション取引に含めるものとします（以下同じ。）。
② 委託者は、わが国の金融商品取引所における通貨に係る先物取引ならびに外国の金融商品取引所における通貨に係る先物取引およびオプション取引を行なうことの指図をすることができます。
③ 委託者は、わが国の金融商品取引所における金利に係る先物取引およびオプション取引ならびに外国の金融商品取引所におけるこれらの取引と類似の取引を行なうことの指図をすることができます。

（スワップ取引の運用指図）

第16条 委託者は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、異なった通貨、異なった受取り金利または異なった受取り金利とその元本を一定の条件のもとに交換する取引（以下「スワップ取引」といいます。）を行なうことの指図をすることができます。
② スワップ取引の指図にあたっては、当該取引の契約期限が、原則として第3条に定める信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。
③ スワップ取引の評価は、当該取引契約の相手方が提示する価額、価格情報会社が提供する価額等、

法令および一般社団法人投資信託協会規則に従って評価するものとします。
④　委託者は、スワップ取引を行なうにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めたときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行なうものとします。

（有価証券の貸付の指図および範囲）

第17条　委託者は、信託財産の効率的な運用に資するため、信託財産に属する公社債を次の範囲内で貸付の指図をすることができます。

公社債の貸付は、貸付時点において、貸付公社債の額面金額の合計額が、信託財産で保有する公社債の額面金額の合計額の50%を超えないものとします。

②　前項に定める限度額を超えることとなった場合には、委託者は速やかに、その超える額に相当する契約の一部の解約を指図するものとします。
③　委託者は、有価証券の貸付にあたって必要と認めたときは、担保の受入れの指図を行なうものとします。

（金利先渡取引および為替先渡取引の運用指図）

第18条　委託者は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、金利先渡取引および為替先渡取引を行なうことの指図をすることができます。
②　金利先渡取引および為替先渡取引の指図にあたっては、当該取引の決済日が、原則として第3条に定める信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。
③　金利先渡取引および為替先渡取引の評価は、当該取引契約の相手方が提示する価額、価格情報会社が提供する価額等、法令および一般社団法人投資信託協会規則に従って評価するものとします。
④　委託者は、金利先渡取引および為替先渡取引を行なうにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めたときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行なうものとします。

（直物為替先渡取引の運用指図）

第19条　委託者は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、直物為替先渡取引を行うことの指図をすることができます。
②　直物為替先渡取引の指図にあたっては、当該取引の決済日が、原則として第3条に定める信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。
③　直物為替先渡取引の評価は、当該取引契約の相手方が提示する価額、価格情報会社が提供する価額等、法令および一般社団法人投資信託協会規則に従って評価するものとします。
④　委託者は、直物為替先渡取引を行うにあたり、担保の提供あるいは受入れが必要と認めたときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行うものとします。

（公社債の借入れ）

第20条　委託者は、信託財産の効率的な運用に資するため、公社債の借入れの指図をすることができます。なお、当該公社債の借入れを行なうにあたり担保の提供が必要と認めたときは、担保の提供の指図を行なうものとします。
②　前項の指図は、当該借入れにかかる公社債の時価総額が信託財産の純資産総額の範囲内とします。
③　信託財産の一部解約等の事由により、前項の借入れにかかる公社債の時価総額が信託財産の純資

産総額を超えることとなった場合には、委託者は速やかに、その超える額に相当する借入れた公社債の一部を返還するための指図をするものとします。

④　第１項の借入れにかかる品貸料は信託財産中から支弁します。

（特別の場合の外貨建有価証券への投資制限）

第21条　外貨建有価証券への投資については、わが国の国際収支上の理由等により特に必要と認められる場合には、制約されることがあります。

（外国為替予約取引の指図および範囲）

第22条　委託者は、信託財産の効率的な運用に資するため、外国為替の売買の予約取引の指図をすることができます。

②　前項の予約取引の指図は、信託財産にかかる為替の買予約の合計額と売予約の合計額との差額につき円換算した額が、信託財産の純資産総額を超えないものとします。ただし、信託財産に属する外貨建資産の為替変動リスクを回避するためにする当該予約取引の指図については、この限りではありません。

③　前項の限度額を超えることとなった場合には、委託者は所定の期間内に、その超える額に相当する為替予約の一部を解消するための外国為替の売買の予約取引の指図をするものとします。

④　委託者は、外国為替の売買の予約取引を行なうにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めたときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行なうものとします。

（外貨建資産の円換算および予約為替の評価）

第23条　信託財産に属する外貨建資産の円換算は、原則として、わが国における計算日の対顧客電信売買相場の仲値によって計算します。

②　前条に規定する予約為替の評価は、原則として、わが国における計算日の対顧客先物売買相場の仲値によって計算します。

（信託業務の委託等）

第24条　受託者は、委託者と協議のうえ、信託業務の一部について、信託業法第22条第１項に定める信託業務の委託をするときは、以下に掲げる基準のすべてに適合するもの（受託者の利害関係人を含みます。）を委託先として選定します。

1. 委託先の信用力に照らし、継続的に委託業務の遂行に懸念がないこと
2. 委託先の委託業務に係る実績等に照らし、委託業務を確実に処理する能力があると認められること
3. 委託される信託財産に属する財産と自己の固有財産その他の財産とを区分する等の管理を行なう体制が整備されていること
4. 内部管理に関する業務を適正に遂行するための体制が整備されていること

②　受託者は、前項に定める委託先の選定にあたっては、当該委託先が前項各号に掲げる基準に適合していることを確認するものとします。

③　前２項にかかわらず、受託者は、次の各号に掲げる業務を、受託者および委託者が適当と認める者（受託者の利害関係人を含みます。）に委託することができるものとします。

1. 信託財産の保存に係る業務
2. 信託財産の性質を変えない範囲内において、その利用または改良を目的とする業務
3. 委託者のみの指図により信託財産の処分およびその他の信託の目的の達成のために必要な行為に係

る業務

4. 受託者が行なう業務の遂行にとって補助的な機能を有する行為

（混蔵寄託）

第25条　金融機関または第一種金融商品取引業者等（外国の法令に準拠して設立された法人で第一種金融商品取引業者に類する者を含みます。以下本条において同じ。）から、売買代金および償還金等について円貨で約定し円貨で決済する取引により取得した外国において発行された譲渡性預金証書またはコマーシャル・ペーパーは、当該金融機関または第一種金融商品取引業者等が保管契約を締結した保管機関に当該金融機関または第一種金融商品取引業者等の名義で混蔵寄託できるものとします。

（信託財産の登記等および記載等の留保等）

第26条　信託の登記または登録をすることができる信託財産については、信託の登記または登録をすることとします。ただし、受託者が認める場合は、信託の登記または登録を留保することがあります。

②　前項ただし書きにかかわらず、受益者保護のために委託者または受託者が必要と認めるときは、速やかに登記または登録をするものとします。

③　信託財産に属する旨の記載または記録をすることができる信託財産については、信託財産に属する旨の記載または記録をするとともに、その計算を明らかにする方法により分別して管理するものとします。ただし、受託者が認める場合は、信託財産に属する旨の記載または記録に代えてその計算を明らかにする方法により分別して管理することがあります。

④　動産（金銭を除きます。）については、外形上区別することができる方法によるほか、その計算を明らかにする方法により分別して管理することがあります。

（有価証券売却等の指図）

第27条　委託者は、信託財産に属する有価証券の売却等の指図ができます。

（再投資の指図）

第28条　委託者は、前条の規定による売却代金、有価証券に係る償還金等、有価証券等に係る利子等およびその他の収入金を再投資することの指図ができます。

（損益の帰属）

第29条　委託者の指図に基づく行為により信託財産に生じた利益および損失は、すべて受益者に帰属します。

（受託者による資金の立替え）

第30条　信託財産に属する有価証券について、借替がある場合で、委託者の申出があるときは、受託者は資金の立替えをすることができます。

②　信託財産に属する有価証券に係る償還金等、有価証券等に係る利子等およびその他の未収入金で、信託終了日までにその金額を見積りうるものがあるときは、受託者がこれを立替えて信託財産に繰り入れることができます。

③　前2項の立替金の決済および利息については、受託者と委託者との協議によりそのつど別にこれを定めます。

（信託の計算期間）

第31条　この信託の計算期間は、毎年2月19日から翌年2月18日までとすることを原則とします。ただし、第1計算期間は信託契約締結日から平成23年2月18日までとします。

② 前項にかかわらず、前項の原則により各計算期間終了日に該当する日（以下本項において「該当日」といいます。）が休業日のとき、各計算期間終了日は該当日の翌営業日とし、その翌日より次の計算期間が開始されるものとします。ただし、最終計算期間の終了日は、第3条に定める信託期間の終了日とします。

（信託財産に関する報告等）

第32条 受託者は、毎計算期末に損益計算を行ない、信託財産に関する報告書を作成して、これを委託者に提出します。

② 受託者は、信託終了のときに最終計算を行ない、信託財産に関する報告書を作成して、これを委託者に提出します。

③ 受託者は、前2項の報告を行なうことにより、受益者に対する信託法第37条第3項に定める報告は行なわないこととします。

④ 受益者は、受託者に対し、信託法第37条第2項に定める書類または電磁的記録の作成に欠くことのできない情報その他の信託に関する重要な情報および当該受益者以外の者の利益を害するおそれのない情報を除き、信託法第38条第1項に定める閲覧または謄写の請求をすることはできないものとします。

（信託事務の諸費用）

第33条 信託財産に関する租税、信託事務の処理に要する諸費用および受託者の立替えた立替金の利息は、受益者の負担とし、信託財産中から支弁します。

② 信託財産に属する資産のデフォルト等の発生に伴う諸費用（債権回収に要する弁護士費用等を含む。）等については、受益者の負担とし、信託財産中から支弁します。

（信託報酬）

第34条 委託者および受託者は、この信託契約に関し信託報酬を収受しません。

（利益の留保）

第35条 信託財産から生ずる利益は、信託終了時まで信託財産中に留保し、期中には分配を行ないません。

（追加信託金および一部解約金の計理処理）

第36条 追加信託金または信託の一部解約金は、当該金額と元本に相当する金額との差額を、追加信託金にあっては追加信託差金、信託の一部解約にあっては解約差金として処理します。

（償還金の委託者への交付と支払いに関する受託者の免責）

第37条 受託者は、信託が終了したときは、償還金（信託終了時における信託財産の純資産総額を受益権口数で除した額をいいます。以下同じ。）の全額を委託者に交付します。

② 受託者は、前項の規定により委託者に償還金を交付した後は、受益者に対する支払いにつき、その責に任じません。

（償還金の支払いの時期）

第38条 委託者は、受託者より償還金の交付を受けた後、受益証券と引換えに、当該償還金を受益者に支払います。

（信託の一部解約）

第39条 委託者は受益者の請求があった場合には、信託の一部を解約します。

② 解約金は、一部解約を行なう日の前営業日の基準価額に、当該解約にかかる受益権の口数を乗じた金額とします。

（信託契約の解約）

第40条 委託者は、信託期間中において、この信託契約を解約することが受益者のため有利であると認めるとき、またはやむを得ない事情が発生したときは、受託者と合意のうえ、この信託契約を解約し、信託を終了させることができます。この場合において、委託者は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届け出ます。

② 委託者は、この信託の受益証券を投資対象とすることを信託約款において定めるすべての証券投資信託がその信託を終了させることとなる場合には、この信託契約を解約し、信託を終了させます。この場合において、委託者は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届け出ます。

③ 委託者は、第1項の事項について、書面による決議（以下「書面決議」といいます。）を行ないます。この場合において、あらかじめ、書面決議の日ならびに信託契約の解約の理由などの事項を定め、当該決議の日の2週間前までに、この信託契約に係る知れている受益者に対し、書面をもってこれらの事項を記載した書面決議の通知を発します。

④ 前項の書面決議において、受益者（委託者およびこの信託の信託財産にこの信託の受益権が属するときの当該受益権に係る受益者としての受託者を除きます。以下本項において同じ。）は受益権の口数に応じて、議決権を有し、これを行使することができます。なお、知れている受益者が議決権を行使しないときは、当該知れている受益者は書面決議について賛成するものとみなします。

⑤ 第3項の書面決議は議決権を行使することができる受益者の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行ないます。

⑥ 第3項から前項までの規定は、委託者が信託契約の解約について提案をした場合において、当該提案につき、この信託契約に係るすべての受益者が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときには適用しません。また、第2項の規定に基づいてこの信託契約を解約する場合には適用しません。

（信託契約に関する監督官庁の命令）

第41条 委託者は、監督官庁よりこの信託契約の解約の命令を受けたときは、その命令にしたがい、信託契約を解約し信託を終了させます。

② 委託者は、監督官庁の命令に基づいてこの信託約款を変更しようとするときは、第45条の規定にしたがいます。

（委託者の登録取消等に伴う取扱い）

第42条 委託者が監督官庁より登録の取消を受けたとき、解散したときまたは業務を廃止したときは、委託者は、この信託契約を解約し、信託を終了させます。

② 前項の規定にかかわらず、監督官庁がこの信託契約に関する委託者の業務を他の投資信託委託会社に引き継ぐことを命じたときは、この信託は、第45条の書面決議が否決となる場合を除き、当該投資信託委託会社と受託者との間において存続します。

（委託者の事業の譲渡および承継に伴う取扱い）

第43条 委託者は、事業の全部または一部を譲渡することがあり、これに伴い、この信託契約に関する事業を譲渡することがあります。

② 委託者は、分割により事業の全部または一部を承継させることがあり、これに伴い、この信託契約に関する事業を承継させることがあります。

（受託者の辞任および解任に伴う取扱い）

第44条 受託者は、委託者の承諾を受けてその任務を辞任することができます。受託者がその任務に違反して信託財産に著しい損害を与えたことその他重要な事由があるときは、委託者または受益者は、裁判所に受託者の解任を申立てることができます。受託者が辞任した場合、または裁判所が受託者を解任した場合、委託者は、第45条の規定にしたがい、新受託者を選任します。なお、受益者は、上記によって行なう場合を除き、受託者を解任することはできないものとします。

② 委託者が新受託者を選任できないときは、委託者はこの信託契約を解約し、信託を終了させます。

（信託約款の変更等）

第45条 委託者は、受益者の利益のため必要と認めるときまたはやむを得ない事情が発生したときは、受託者と合意のうえ、この信託約款を変更することまたはこの信託と他の信託との併合（投資信託及び投資法人に関する法律第16条第2号に規定する「委託者指図型投資信託の併合」をいいます。以下同じ。）を行なうことができるものとし、あらかじめ、変更または併合しようとする旨およびその内容を監督官庁に届け出ます。なお、この信託約款は本条に定める以外の方法によって変更することができないものとします。

② 委託者は、前項の事項（前項の変更事項にあってはその変更の内容が重大なものに該当する場合に限り、併合事項にあってはその併合が受益者の利益に及ぼす影響が軽微なものに該当する場合を除き、以下、合わせて「重大な約款の変更等」といいます。）について、書面決議を行ないます。この場合において、あらかじめ、書面決議の日ならびに重大な約款の変更等の内容およびその理由などの事項を定め、当該決議の日の2週間前までに、この信託約款に係る知れている受益者に対し、書面をもってこれらの事項を記載した書面決議の通知を発します。

③ 前項の書面決議において、受益者（委託者およびこの信託の信託財産にこの信託の受益権が属するときの当該受益権に係る受益者としての受託者を除きます。以下本項において同じ。）は受益権の口数に応じて、議決権を有し、これを行使することができます。なお、知れている受益者が議決権を行使しないときは、当該知れている受益者は書面決議について賛成するものとみなします。

④ 第2項の書面決議は議決権を行使することができる受益者の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行ないます。

⑤ 書面決議の効力は、この信託のすべての受益者に対してその効力を生じます。

⑥ 第2項から前項までの規定は、委託者が重大な約款の変更等について提案をした場合において、当該提案につき、この信託約款に係るすべての受益者が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときには適用しません。

⑦ 前各項の規定にかかわらず、この投資信託において併合の書面決議が可決された場合にあっても、当該併合にかかる一又は複数の他の投資信託において当該併合の書面決議が否決された場合は、当該他の投資信託との併合を行なうことはできません。

（反対受益者の受益権買取請求の不適用）

第46条 この信託は、受益者が第39条の規定による一部解約の実行の請求を行なったときは、委託者が信託契約の一部の解約をすることにより当該請求に応じ、当該受益権の公正な価格が当該受益者

に一部解約金として支払われることとなる委託者指図型投資信託に該当するため、第40条に規定する信託契約の解約または前条に規定する重大な約款の変更等を行なう場合において、投資信託及び投資法人に関する法律第18条第1項に定める反対受益者による受益権の買取請求の規定の適用を受けません。

（利益相反のおそれがある場合の受益者への書面の交付）

第47条　委託者は、投資信託及び投資法人に関する法律第13条第1項に定める書面を交付しません。

（運用報告書）

第48条　委託者は、投資信託及び投資法人に関する法律第14条に定める運用報告書を交付しません。

（公告）

第49条　委託者が行なう公告は、電子公告の方法により行ない、次のアドレスに掲載します。

https://www.nomura-am.co.jp/

②　前項の電子公告による公告をすることができない事故その他やむを得ない事由が生じた場合の公告は、日本経済新聞に掲載します。

（信託約款に関する疑義の取扱い）

第50条　この信託約款の解釈について疑義を生じたときは、委託者と受託者との協議により定めます。

（付則）

第1条　約款第18条に規定する「金利先渡取引」は、当事者間において、あらかじめ将来の特定の日（以下「決済日」という。）における決済日から一定の期間を経過した日（以下「満期日」という。）までの期間に係る国内又は海外において代表的利率として公表される預金契約又は金銭の貸借契約に基づく債権の利率（以下「指標利率」という。）の数値を取り決め、その取決めに係る数値と決済日における当該指標利率の現実の数値との差にあらかじめ元本として定めた金額及び当事者間で約定した日数を基準とした数値を乗じた額を決済日における当該指標利率の現実の数値で決済日における現在価値に割り引いた額の金銭の授受を約する取引をいいます。

②　約款第18条に規定する「為替先渡取引」は、当事者間において、あらかじめ決済日から満期日までの期間に係る為替スワップ取引（同一の相手方との間で直物外国為替取引及び当該直物外国為替取引と反対売買の関係に立つ先物外国為替取引を同時に約定する取引をいう。以下この項において同じ。）のスワップ幅（当該直物外国為替取引に係る外国為替相場と当該先物外国為替取引に係る外国為替相場との差を示す数値をいう。以下この項において同じ。）を取り決め、その取決めに係るスワップ幅から決済日における当該為替スワップ取引の現実のスワップ幅を差し引いた値にあらかじめ元本として定めた金額を乗じた額を決済日における指標利率の数値で決済日における現在価値に割り引いた額の金銭又はその取決めに係るスワップ幅から決済日における当該為替スワップ取引の現実のスワップ幅を差し引いた値にあらかじめ元本として定めた金額を乗じた額とあらかじめ元本として定めた金額について決済日を受渡日として行った先物外国為替取引を決済日における直物外国為替取引で反対売買したときの差金に係る決済日から満期日までの利息とを合算した額を決済日における指標利率の数値で決済日における現在価値に割り引いた額の金銭の授受を約する取引をいいます。

③　約款第19条に規定する「直物為替先渡取引」は、当事者間において、あらかじめ元本として定めた金額について決済日を受渡日として行った先物外国為替取引を決済日における直物外国為替取引で反対売買したときの差金の授受を約する取引その他これに類似する取引をいいます。

上記条項により信託契約を締結します。

信託契約締結日　　平成22年8月23日

東京都江東区豊洲二丁目2番1号
委託者　野村アセットマネジメント株式会社

東京都千代田区大手町二丁目2番2号
受託者　野村信託銀行株式会社

(J－REIT インデックス マザーファンド)

運 用 の 基 本 方 針

約款第13条に基づき委託者の定める方針は、次のものとします。

１．基本方針

この投資信託は、東証REIT指数（配当込み）の動きに連動する投資成果を目指して運用を行ないます。

２．運用方法

(1) 投資対象

わが国の不動産投資信託証券※（以下「J－REIT」といいます。）を主要投資対象とします。

※わが国の金融商品取引所に上場（これに準ずるものを含みます。）されている不動産投資信託証券（一般社団法人投資信託協会規則に定める不動産投資信託証券をいいます。）とします。

(2) 投資態度

① J－REITの組入比率は原則として高位を維持することを基本とします。

② 資金動向、市況動向等によっては、上記のような運用ができない場合があります。

(3) 投資制限

① 投資信託証券への投資割合には制限を設けません。

② 外貨建資産への直接投資は行ないません。

③ 株式への直接投資は行ないません。

④ 不動産投信指数先物取引は約款第14条の2の範囲で行ないます。

⑤ 同一銘柄の投資信託証券への投資割合は、原則として信託財産の純資産総額の30%以内とします。ただし、東証REIT指数（配当込み）における時価の構成割合が30%を超えるJ－REITがある場合には、当該J－REITへ東証REIT指数（配当込み）における構成割合の範囲で投資することができるものとします。

⑥ 一般社団法人投資信託協会規則に定める合理的な方法により算出した額が、信託財産の純資産総額を超えることとなるデリバティブ取引等（同規則に定めるデリバティブ取引等をいいます。）の利用は行ないません。

⑦ 前各号の規定にかかわらず、一般社団法人投資信託協会規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則としてそれぞれ10%、合計で20%以内とすることとし、当該比率を超えることとなった場合には、同規則に従い当該比率以内となるよう調整を行なうこととします。

親投資信託
J－REIT インデックス マザーファンド
約款

（信託の種類、委託者および受託者）

第１条　この信託は、その受益権を他の投資信託の受託者に取得させることを目的とする証券投資信託であり、野村アセットマネジメント株式会社を委託者とし、野村信託銀行株式会社を受託者とします。

②　この信託は、信託財産に属する財産についての対抗要件に関する事項を除き、信託法（大正 11 年法律第 62 号）（以下特段の記載があるものを除き「信託法」といいます。）の適用を受けます。

（信託の目的、金額および追加信託の限度額）

第２条　委託者は、金３億円を上限として受益者のために利殖の目的をもって信託し、受託者はこれを引き受けます。

②　委託者は、受託者と合意のうえ、金 1,000 億円を限度として信託金を追加できるものとし、追加信託を行なったときは、受託者はその引き受けを証する書面を委託者に交付します。

③　委託者は、受託者と合意のうえ、前項の限度額を変更することができます。

（信託期間）

第３条　この信託の期間は、信託契約締結日から第 31 条第１項、第 31 条第２項、第 34 条第１項、第 35 条第１項および第 37 条第２項の規定による解約の日までとします。

（受益証券の取得申込みの勧誘の種類）

第４条　この信託にかかる受益証券の取得申込みの勧誘は、金融商品取引法第２条第３項第２号イに掲げる場合に該当し、投資信託及び投資法人に関する法律第４条第２項第 12 号で定める適格機関投資家私募により行なわれます。

（受益者）

第５条　この信託の元本および収益の受益者は、この信託の受益証券を投資対象とする野村アセットマネジメント株式会社の証券投資信託の受託者である信託業務を営む銀行とします。

（受益権の分割および再分割）

第６条　委託者は、第２条第１項による受益権については３億口を上限に、追加信託によって生じた受益権については、これを追加信託のつど第７条第１項の追加口数に、それぞれ均等に分割します。

②　委託者は、受託者と協議のうえ、一定日現在の受益権を均等に再分割できます。

（追加信託金の計算方法）

第７条　追加信託金は、追加信託を行なう日の前営業日の基準価額に、当該追加にかかる受益権の口数を乗じた額とします。

②　この約款において基準価額とは、信託財産に属する資産（受入担保金代用有価証券および第 15 条に規定する借入有価証券を除きます。）を法令および一般社団法人投資信託協会規則に従って時価または一部償却原価法により評価して得た信託財産の資産総額から負債総額を控除した金額（以下「純資産総額」といいます。）を、計算日における受益権口数で除した金額をいいます。

（信託日時の異なる受益権の内容）

第８条　この信託の受益権は、信託の日時を異にすることにより差異を生ずることはありません。

（受益証券の発行および種類）

第９条　委託者は、第６条の規定により分割された受益権を表示する記名式の受益証券を発行します。

②　委託者が発行する受益証券は、１口の整数倍の口数を表示した受益証券とします。

③　受益者は当該受益証券を他に譲渡することはできません。

（受益証券の発行についての受託者の認証）

第10条　委託者は、前条第１項の規定により受益証券を発行するときは、その発行する受益証券がこの信託約款に適合する旨の受託者の認証を受けなければなりません。

②　前項の認証は、受託者の代表取締役がその旨を受益証券に記載し記名捺印することによって行ないます。

（投資の対象とする資産の種類）

第11条　この信託において投資の対象とする資産（本邦通貨表示のものに限ります。）の種類は、次に掲げるものとします。

1．次に掲げる特定資産（「特定資産」とは、投資信託及び投資法人に関する法律第２条第１項で定めるものをいいます。以下同じ。）

イ．有価証券

ロ．デリバティブ取引（金融商品取引法第２条第20項に規定するものをいい、約款第14条の２に定めるものに限ります。）に係る権利

ハ．約束手形（イに掲げるものに該当するものを除きます。）

ニ．金銭債権（イ及びハに掲げるものに該当するものを除きます。）

2．　次に掲げる特定資産以外の資産

イ．為替手形

（有価証券および金融商品の指図範囲等）

第12条　委託者は、信託金を、次の有価証券（金融商品取引法第２条第２項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除くものとし、本邦通貨表示のものに限ります。）に投資することを指図します。

1．コマーシャル・ペーパーおよび短期社債等

2．外国または外国の者の発行する証券または証書で、前号の証券の性質を有するもの

3．国債証券、地方債証券、特別の法律により法人の発行する債券および社債券（新株引受権証券と社債券とが一体となった新株引受権付社債券の新株引受権証券および短期社債等を除きます。）

4．投資信託または外国投資信託の受益証券（金融商品取引法第２条第１項第10号で定めるものをいいます。）

5．投資証券、新投資口予約権証券または外国投資証券（金融商品取引法第２条第１項第11号で定めるものをいいます。）

6．指定金銭信託の受益証券（金融商品取引法第２条第１項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に限ります。）

なお、第３号の証券を以下「公社債」といい、公社債にかかる運用の指図は買い現先取引（売戻し条件付の買い入れ）および債券貸借取引（現金担保付き債券借入れ）に限り行なうことができるものと

します。また、第4号および第5号の証券を以下「投資信託証券」といい、投資信託証券にかかる運用の指図は、次に掲げる要件を満たす不動産投資信託証券（一般社団法人投資信託協会規則に定める不動産投資信託証券をいいます。以下同じ。）に限り行なうことができるものとします。

イ．上場または店頭登録（以下「上場等」といいます。）をしているもの（上場等の前の新規募集または売出し、もしくは上場等の後の追加募集または売出しに係るものを含む。）で、常時売却可能なものであること

ロ．価格が日々発表されるなど、時価評価が可能なものであること

ハ．決算時点における運用状況が開示されており、当該情報の入手が可能であること

② 委託者は、信託金を、前項に掲げる有価証券のほか、次に掲げる金融商品（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。）により運用することを指図することができます。

1. 預金
2. 指定金銭信託（前項に掲げるものを除く。）
3. コール・ローン
4. 手形割引市場において売買される手形

（運用の基本方針）

第13条　委託者は、信託財産の運用にあたっては、別に定める運用の基本方針にしたがって、その指図を行ないます。なお、この信託約款において、金融商品取引法第2条第16項に規定する金融商品取引所および金融商品取引法第2条第8項第3号ロに規定する外国金融商品市場を以下「金融商品取引所」といい、また、金融商品取引所を単に「取引所」という場合があり、取引所のうち、有価証券の売買または金融商品取引法第28条第8項第3号もしくは同項第5号の取引を行なう市場ないしは当該市場を開設するものを以下「証券取引所」という場合があります。

（同一銘柄の投資信託証券への投資制限）

第14条　委託者は、信託財産に属する同一銘柄の投資信託証券の時価総額が、原則として信託財産の純資産総額の100分の30を超えることとなる投資の指図をしません。ただし、東証REIT指数（配当込み）における時価の構成割合がその100分の30を超える投資信託証券がある場合には、当該投資信託証券へ東証REIT指数（配当込み）における構成割合の範囲で投資の指図を行なうことができるものとします。

（先物取引の運用指図・目的・範囲）

第14条の2　委託者は、信託財産が運用対象とする不動産投資信託証券の市場価格と運用の基本方針において目標とする投資成果との乖離を防止するため、わが国の不動産投信指数先物取引（金融商品取引法第28条第8項第3号ロに掲げるものであって、不動産投信指数を対象とするものをいいます。以下同じ。）および外国の金融商品取引所におけるこれと類似の取引を次の範囲で行なうことの指図をすることができます。

1. 先物取引の売建の指図は、建玉の合計額が、ヘッジの対象とする不動産投資信託証券（以下「ヘッジ対象不動産投資信託証券」といいます。）の時価総額の範囲内とします。
2. 先物取引の買建の指図は、建玉の合計額が、ヘッジ対象不動産投資信託証券の組入可能額（組入ヘッジ対象不動産投資信託証券を差し引いた額）に信託財産が限月までに受取る利払金および償還金を

加えた額を限度とし、且つ信託財産が限月までに受取る利払金および償還金等（信託財産が未収分配金および未収配当金として計上している額を含むものとし、この額には信託財産が当該限月を超えて受取る分配金および配当金も含まれます。）ならびに第12条第2項第1号から第4号に掲げる金融商品で運用している額の範囲内とします。

（公社債の借入れ）

第15条　委託者は、信託財産の効率的な運用に資するため、公社債の借入れの指図をすることができます。なお、当該公社債の借入れを行なうにあたり担保の提供が必要と認めたときは、担保の提供の指図を行なうものとします。

②　前項の指図は、当該借入れにかかる公社債の時価総額が信託財産の純資産総額の範囲内とします。

③　信託財産の一部解約等の事由により、前項の借入れにかかる公社債の時価総額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託者は速やかに、その超える額に相当する借入れた公社債の一部を返還するための指図をするものとします。

④　第1項の借入れにかかる品貸料は信託財産中から支弁します。

（保管業務の委任）

第16条　受託者は、委託者と協議のうえ、信託財産に属する資産を外国で保管する場合には、その業務を行なうに充分な能力を有すると認められる金融機関と保管契約を締結し、これを委任することができます。

（投資信託証券等の保管）

第17条　受託者は、信託財産に属する投資信託証券を、当該信託にかかる受益証券の保護預り契約等に基づいて、当該契約の相手方に預託し保管させることができます。

②　受託者は、信託財産に属する有価証券を、法令等に基づき、保管振替機関等に預託し保管させることができます。

（混蔵寄託）

第18条　金融機関または第一種金融商品取引業者等（第一種金融商品取引業者（金融商品取引法第28条第1項に規定する第一種金融商品取引業を行なう者をいいます。以下同じ。）および外国の法令に準拠して設立された法人で第一種金融商品取引業者に類する者をいいます。以下本条において同じ。）から、売買代金および償還金等について円貨で約定し円貨で決済する取引により取得した外国において発行されたコマーシャル・ペーパーは、当該金融機関または第一種金融商品取引業者等が保管契約を締結した保管機関に当該金融機関または第一種金融商品取引業者等の名義で混蔵寄託できるものとします。

（信託財産の登記等および記載等の留保等）

第19条　信託の登記または登録をすることができる信託財産については、信託の登記または登録をすることとします。ただし、受託者が認める場合は、信託の登記または登録を留保することがあります。

②　前項ただし書きにかかわらず、受益者保護のために委託者または受託者が必要と認めるときは、速やかに登記または登録をするものとします。

③　信託財産に属する旨の記載または記録をすることができる信託財産については、信託財産に属する旨の記載または記録をするとともに、その計算を明らかにする方法により分別して管理するものとします。ただし、受託者が認める場合は、その計算を明らかにする方法により分別して管理すること

があります。
④　動産（金銭を除きます。）については、外形上区別することができる方法によるほか、その計算を明らかにする方法により分別して管理することがあります。

（有価証券売却等の指図）

第20条　委託者は、信託財産に属する有価証券の売却等の指図ができます。

（再投資の指図）

第21条　委託者は、前条の規定による売却代金、有価証券に係る償還金等、有価証券等に係る利子等およびその他の収入金を再投資することの指図ができます。

（損益の帰属）

第22条　委託者の指図に基づく行為により信託財産に生じた利益および損失は、すべて受益者に帰属します。

（受託者による資金の立替え）

第23条　信託財産に属する有価証券について、借替がある場合で、委託者の申出があるときは、受託者は資金の立替えをすることができます。
②　信託財産に属する有価証券に係る償還金等、有価証券等に係る利子等およびその他の未収入金で、信託終了日までにその金額を見積りうるものがあるときは、受託者がこれを立替えて信託財産に繰り入れることができます。
③　前2項の立替金の決済および利息については、受託者と委託者との協議によりそのつど別にこれを定めます。

（信託の計算期間）

第24条　この信託の計算期間は、毎年6月11日から翌年6月10日までとすることを原則とします。
②　前項にかかわらず、前項の原則により各計算期間終了日に該当する日（以下本項において「該当日」といいます。）が休業日のとき、各計算期間終了日は該当日の翌営業日とし、その翌日より次の計算期間が開始されるものとします。ただし、第1計算期間は信託契約締結日から平成18年6月12日までとし、最終計算期間の終了日は、第3条に定める信託期間の終了日とします。

（信託財産に関する報告）

第25条　受託者は、毎計算期末に損益計算を行ない、信託財産に関する報告書を作成して、これを委託者に提出します。
②　受託者は、信託終了のときに最終計算を行ない、信託財産に関する報告書を作成して、これを委託者に提出します。

（信託事務の諸費用）

第26条　信託財産に関する租税、信託事務の処理に要する諸費用および受託者の立替えた立替金の利息は、受益者の負担とし、信託財産中から支弁します。

（信託報酬）

第27条　委託者および受託者は、この信託契約に関し信託報酬を収受しません。

（利益の留保）

第28条　信託財産から生ずる利益は、信託終了時まで信託財産中に留保し、期中には分配を行ないません。

（追加信託金および一部解約金の計理処理）

第29条　追加信託金または信託の一部解約金は、当該金額と元本に相当する金額との差額を、追加信託金にあっては追加信託差金、信託の一部解約にあっては解約差金として処理します。

（信託の一部解約）

第30条　委託者は、受益者の請求があった場合には、一部解約を行ないます。解約金は、一部解約を行なう日の前営業日の基準価額に、当該解約にかかる受益権の口数を乗じた金額とします。

（信託契約の解約）

第31条　委託者は、信託期間中において、この信託契約を解約することが受益者のため有利であると認めるとき、またはやむを得ない事情が発生したときは、受託者と合意のうえ、この信託契約を解約し、信託を終了させることができます。この場合において、委託者は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届け出ます。

②　委託者は、この信託の受益証券を投資対象とすることを信託約款において定めるすべての証券投資信託がその信託を終了させることとなる場合には、この信託契約を解約し、信託を終了させます。この場合において、委託者は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届け出ます。

③　委託者は、前2項の事項について、あらかじめ、解約しようとする旨を公告し、かつ、その旨を記載した書面をこの信託契約に係る知られたる受益者に対して交付します。ただし、この信託契約に係るすべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行ないません。

④　前項の公告および書面には、受益者で異議のある者は一定の期間内に委託者に対して異議を述べるべき旨を付記します。なお、一定の期間は一月を下らないものとします。

⑤　前項の一定の期間内に異議を述べた受益者の受益権の口数が受益権の総口数の二分の一を超えるときは、第1項の信託契約の解約をしません。

⑥　委託者は、この信託契約の解約をしないこととしたときは、解約しない旨およびその理由を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面を知られたる受益者に対して交付します。ただし、すべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行ないません。

⑦　第4項から前項までの規定は、第2項の規定に基づいてこの信託契約を解約する場合には適用しません。

（償還金の委託者への交付と支払いに関する受託者の免責）

第32条　受託者は、信託が終了したときは、償還金（信託終了時における信託財産の純資産総額を受益権口数で除した額をいいます。以下同じ。）の全額を委託者に交付します。

②　受託者は、前項の規定により委託者に償還金を交付した後は、受益者に対する支払いにつき、その責に任じません。

（償還金の支払いの時期）

第33条　委託者は、受託者より償還金の交付を受けた後、受益証券と引換えに、当該償還金を受益者に支払います。

（信託契約に関する監督官庁の命令）

第34条　委託者は、監督官庁よりこの信託契約の解約の命令を受けたときは、その命令にしたがい、信託契約を解約し信託を終了させます。

②　委託者は、監督官庁の命令に基づいてこの信託約款を変更しようとするときは、第38条の規定に

したがいます。

（委託者の登録取消等に伴う取扱い）

第35条　委託者が監督官庁より登録の取消を受けたとき、解散したときまたは業務を廃止したときは、委託者は、この信託契約を解約し、信託を終了させます。

②　前項の規定にかかわらず、監督官庁がこの信託契約に関する委託者の業務を他の投資信託委託会社に引き継ぐことを命じたときは、この信託は、第38条第4項の規定に該当する場合を除き、当該投資信託委託会社と受託者との間において存続します。

（委託者の事業の譲渡および承継に伴う取扱い）

第36条　委託者は、事業の全部または一部を譲渡することがあり、これに伴い、この信託契約に関する事業を譲渡することがあります。

②　委託者は、分割により事業の全部または一部を承継させることがあり、これに伴い、この信託契約に関する事業を承継させることがあります。

（受託者の辞任および解任に伴う取扱い）

第37条　受託者は、委託者の承諾を受けてその任務を辞任することができます。受託者がその任務に背いた場合、その他重要な事由が生じたときは、委託者または受益者は、裁判所に受託者の解任を請求することができます。受託者が辞任した場合、または裁判所が受託者を解任した場合、委託者は、第38条の規定にしたがい、新受託者を選任します。

②　委託者が新受託者を選任できないときは、委託者はこの信託契約を解約し、信託を終了させます。

（信託約款の変更）

第38条　委託者は、受益者の利益のため必要と認めるときまたはやむを得ない事情が発生したときは、受託者と合意のうえ、この信託約款を変更することができるものとし、あらかじめ、変更しようとする旨およびその内容を監督官庁に届け出ます。

②　委託者は、前項の事項のうち、その内容が重大なものについて、あらかじめ、変更しようとする旨およびその内容を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面をこの信託約款に係る知られたる受益者に対して交付します。ただし、この信託約款に係るすべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行ないません。

③　前項の公告および書面には、受益者で異議のある者は一定の期間内に委託者に対して異議を述べるべき旨を付記します。なお、一定の期間は一月を下らないものとします。

④　前項の一定の期間内に異議を述べた受益者の受益権の口数が受益権の総口数の二分の一を超えるときは、第1項の信託約款の変更をしません。

⑤　委託者は、当該信託約款の変更をしないこととしたときは、変更しない旨およびその理由を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面を知られたる受益者に対して交付します。ただし、すべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行ないません。

（反対者の買取請求権）

第39条　第31条に規定する信託契約の解約または前条に規定する信託約款の変更を行う場合において、第31条第4項または前条第3項の一定の期間内に委託者に対して異議を述べた受益者は、受託者に対し、自己の有する受益証券を、信託財産をもって買取るべき旨を請求することができます。この買取請求権の内容および買取請求の手続に関する事項は、第31条第3項または前条第2項に規定

する公告または書面に付記します。

（利益相反のおそれがある場合の受益者への書面の交付）

第40条　委託者は、投資信託及び投資法人に関する法律第13条第1項に定める書面を交付しません。

（運用報告書）

第41条　委託者は、投資信託及び投資法人に関する法律第14条に定める運用報告書を交付しません。

（公告）

第42条　委託者が行なう公告は、電子公告の方法により行ない、次のアドレスに掲載します。

https://www.nomura-am.co.jp/

②　前項の電子公告による公告をすることができない事故その他やむを得ない事由が生じた場合の公告は、日本経済新聞に掲載します。

（信託約款に関する疑義の取扱い）

第43条　この信託約款の解釈について疑義を生じたときは、委託者と受託者との協議により定めます。

上記条項により信託契約を締結します。

信託契約締結日　　平成17年5月27日

東京都江東区豊洲二丁目2番1号
委託者　野村アセットマネジメント株式会社

東京都千代田区大手町二丁目2番2号
受託者　野村信託銀行株式会社

（海外REITインデックス マザーファンド）

運 用 の 基 本 方 針

約款第13条に基づき委託者の定める方針は、次のものとします。

１．基本方針

この投資信託は、S&P先進国REIT指数（除く日本、配当込み、円換算ベース）※の動きに連動する投資成果を目指して運用を行ないます。

※S&P先進国REIT指数（除く日本、配当込み、円換算ベース）は、S&P先進国REIT指数（除く日本、配当込み、ドルベース）を委託会社において円換算した指数です。

２．運用方法

(1) 投資対象

日本を除く世界各国の不動産投資信託証券※（以下「REIT」といいます。）を主要投資対象とします。

※海外の金融商品取引所に上場（これに準ずるものを含みます。）されている不動産投資信託証券（一般社団法人投資信託協会規則に定める不動産投資信託証券をいいます。）とします。

(2) 投資態度

① REITの組入比率は原則として高位を維持することを基本とします。

② 外貨建資産については、原則として為替ヘッジを行ないません。

③ 資金動向、市況動向等によっては、上記のような運用ができない場合があります。

(3) 投資制限

① 投資信託証券への投資割合には制限を設けません。

② 外貨建資産への投資割合には制限を設けません。

③ 株式への直接投資は行ないません。

④ 不動産投信指数先物取引は約款第14条の2の範囲で行ないます。

⑤ 同一銘柄の投資信託証券への投資割合は、原則として信託財産の純資産総額の30%以内とします。ただし、S&P先進国REIT指数（除く日本、配当込み、円換算ベース）における時価の構成割合が30%を超えるREITがある場合には、当該REITをS&P先進国REIT指数（除く日本、配当込み、円換算ベース）における構成割合の範囲で投資することができるものとします。

⑥ 一般社団法人投資信託協会規則に定める合理的な方法により算出した額が、信託財産の純資産総額を超えることとなるデリバティブ取引等（同規則に定めるデリバティブ取引等をいいます。）の利用は行ないません。

⑦ 前各号の規定にかかわらず、一般社団法人投資信託協会規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則としてそれぞれ10%、合計で20%以内とすることとし、当該比率を超えることとなった場合には、同規則に従い当該比率以内となるよう調整を行なうこととします。

親投資信託
海外REITインデックス マザーファンド
約款

（信託の種類、委託者および受託者）

第1条　この信託は、その受益権を他の投資信託の受託者に取得させることを目的とする証券投資信託であり、野村アセットマネジメント株式会社を委託者とし、野村信託銀行株式会社を受託者とします。

②　この信託は、信託財産に属する財産についての対抗要件に関する事項を除き、信託法（大正11年法律第62号）（以下特段の記載があるものを除き「信託法」といいます。）の適用を受けます。

（信託の目的、金額および追加信託の限度額）

第2条　委託者は、金20億円を上限として受益者のために利殖の目的をもって信託し、受託者はこれを引き受けます。

②　委託者は、受託者と合意のうえ、金3,000億円を限度として信託金を追加できるものとし、追加信託を行なったときは、受託者はその引き受けを証する書面を委託者に交付します。

③　委託者は、受託者と合意のうえ、前項の限度額を変更することができます。

（信託期間）

第3条　この信託の期間は、信託契約締結日から第34条第1項、第34条第2項、第37条第1項、第38条第1項および第40条第2項の規定による解約の日までとします。

（受益証券の取得申込みの勧誘の種類）

第4条　この信託にかかる受益証券の取得申込みの勧誘は、金融商品取引法第2条第3項第2号イに掲げる場合に該当し、投資信託及び投資法人に関する法律第4条第2項第12号で定める適格機関投資家私募により行なわれます。

（受益者）

第5条　この信託の元本および収益の受益者は、この信託の受益証券を投資対象とする野村アセットマネジメント株式会社の証券投資信託の受託者である信託業務を営む銀行とします。

（受益権の分割および再分割）

第6条　委託者は、第2条第1項による受益権については20億口を上限に、追加信託によって生じた受益権については、これを追加信託のつど第7条第1項の追加口数に、それぞれ均等に分割します。

②　委託者は、受託者と協議のうえ、一定日現在の受益権を均等に再分割できます。

（追加信託金の計算方法）

第7条　追加信託金は、追加信託を行なう日の前営業日の基準価額に、当該追加にかかる受益権の口数を乗じた額とします。

②この約款において基準価額とは、信託財産に属する資産（受入担保金代用有価証券および第15条に規定する借入有価証券を除きます。）を法令および一般社団法人投資信託協会規則に従って時価または一部償却原価法により評価して得た信託財産の資産総額から負債総額を控除した金額（以下「純資産総額」といいます。）を、計算日における受益権口数で除した金額をいいます。

（信託日時の異なる受益権の内容）

第８条　この信託の受益権は、信託の日時を異にすることにより差異を生ずることはありません。

（受益証券の発行および種類）

第９条　委託者は、第６条の規定により分割された受益権を表示する記名式の受益証券を発行します。

②　委託者が発行する受益証券は、１口の整数倍の口数を表示した受益証券とします。

③　受益者は当該受益証券を他に譲渡することはできません。

（受益証券の発行についての受託者の認証）

第10条　委託者は、前条第１項の規定により受益証券を発行するときは、その発行する受益証券がこの信託約款に適合する旨の受託者の認証を受けなければなりません。

②　前項の認証は、受託者の代表取締役がその旨を受益証券に記載し記名捺印することによって行ないます。

（投資の対象とする資産の種類）

第11条　この信託において投資の対象とする資産の種類は、次に掲げるものとします。

1．次に掲げる特定資産（「特定資産」とは、投資信託及び投資法人に関する法律第２条第１項で定めるものをいいます。以下同じ。）

イ．有価証券

ロ．デリバティブ取引（金融商品取引法第２条第20項に規定するものをいい、約款第14条の２に定めるものに限ります。）に係る権利

ハ．約束手形（イに掲げるものに該当するものを除きます。）

ニ．金銭債権（イ及びハに掲げるものに該当するものを除きます。）

2．　次に掲げる特定資産以外の資産

イ．為替手形

（有価証券および金融商品の指図範囲等）

第12条　委託者は、信託金を、次の有価証券（金融商品取引法第２条第２項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。）に投資することを指図します。

1．コマーシャル・ペーパーおよび短期社債等

2．外国または外国の者の発行する証券または証書で、前号の証券の性質を有するもの

3．国債証券、地方債証券、特別の法律により法人の発行する債券および社債券（新株引受権証券と社債券とが一体となった新株引受権付社債券の新株引受権証券および短期社債等を除きます。）

4．投資信託または外国投資信託の受益証券（金融商品取引法第２条第１項第10号で定めるものをいいます。）

5．投資証券、新投資口予約権証券または外国投資証券（金融商品取引法第２条第１項第11号で定めるものをいいます。）

6．外国法人が発行する譲渡性預金証書

7．指定金銭信託の受益証券（金融商品取引法第２条第１項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に限ります。）

なお、第３号の証券を以下「公社債」といい、公社債にかかる運用の指図は買い現先取引（売戻し条件付の買い入れ）および債券貸借取引（現金担保付き債券借入れ）に限り行なうことができるものとします。また、第４号および第５号の証券を以下「投資信託証券」といい、投資信託証券にかかる運

用の指図は、次に掲げる要件を満たす不動産投資信託証券（一般社団法人投資信託協会規則に定める不動産投資信託証券をいいます。以下同じ。）に限り行なうことができるものとします。

イ．上場または店頭登録（以下「上場等」といいます。）をしているもの（上場等の前の新規募集または売出し、もしくは上場等の後の追加募集または売出しに係るものを含む。）で、常時売却可能なものであること

ロ．価格が日々発表されるなど、時価評価が可能なものであること

ハ．決算時点における運用状況が開示されており、当該情報の入手が可能であること

②　委託者は、信託金を、前項に掲げる有価証券のほか、次に掲げる金融商品（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。）により運用することを指図することができます。

1. 預金
2. 指定金銭信託（前項に掲げるものを除く。）
3. コール・ローン
4. 手形割引市場において売買される手形

（運用の基本方針）

第13条　委託者は、信託財産の運用にあたっては、別に定める運用の基本方針にしたがって、その指図を行ないます。なお、この信託約款において、金融商品取引法第2条第16項に規定する金融商品取引所および金融商品取引法第2条第8項第3号ロに規定する外国金融商品市場を以下「金融商品取引所」といい、また、金融商品取引所を単に「取引所」という場合があり、取引所のうち、有価証券の売買または金融商品取引法第28条第8項第3号もしくは同項第5号の取引を行なう市場ないしは当該市場を開設するものを以下「証券取引所」という場合があります。

（同一銘柄の投資信託証券への投資制限）

第14条　委託者は、信託財産に属する同一銘柄の投資信託証券の時価総額が、原則として信託財産の純資産総額の100分の30を超えることとなる投資の指図をしません。ただし、S&P先進国REIT指数（除く日本、配当込み、円換算ベース）における時価の構成割合が30%を超えるREITがある場合には、当該REITをS&P先進国REIT指数（除く日本、配当込み、円換算ベース）における構成割合の範囲で投資することができるものとします。

（先物取引の運用指図・目的・範囲）

第14条の2　委託者は、信託財産が運用対象とする不動産投資信託証券の市場価格と運用の基本方針において目標とする投資成果との乖離を防止するため、わが国の不動産投信指数先物取引（金融商品取引法第28条第8項第3号ロに掲げるものであって、不動産投信指数を対象とするものをいいます。以下同じ。）および外国の金融商品取引所におけるこれと類似の取引を次の範囲で行なうことの指図をすることができます。

1. 先物取引の売建の指図は、建玉の合計額が、ヘッジの対象とする不動産投資信託証券（以下「ヘッジ対象不動産投資信託証券」といいます。）の時価総額の範囲内とします。

2. 先物取引の買建の指図は、建玉の合計額が、ヘッジ対象不動産投資信託証券の組入可能額（組入ヘッジ対象不動産投資信託証券を差し引いた額）に信託財産が限月までに受取る利払金および償還金を加えた額を限度とし、且つ信託財産が限月までに受取る利払金および償還金等（信託財産が未収分配

金および未収配当金として計上している額を含むものとし、この額には信託財産が当該限月を超えて受取る分配金および配当金も含まれます。）ならびに第12条第2項第1号から第4号に掲げる金融商品で運用している額の範囲内とします。

（公社債の借入れ）

第15条　委託者は、信託財産の効率的な運用に資するため、公社債の借入れの指図をすることができます。なお、当該公社債の借入れを行なうにあたり担保の提供が必要と認めたときは、担保の提供の指図を行なうものとします。

②　前項の指図は、当該借入れにかかる公社債の時価総額が信託財産の純資産総額の範囲内とします。

③　信託財産の一部解約等の事由により、前項の借入れにかかる公社債の時価総額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託者は速やかに、その超える額に相当する借入れた公社債の一部を返還するための指図をするものとします。

④　第1項の借入れにかかる品貸料は信託財産中から支弁します。

（特別の場合の外貨建有価証券への投資制限）

第16条　外貨建有価証券への投資については、わが国の国際収支上の理由等により特に必要と認められる場合には、制約されることがあります。

（外国為替予約取引の指図および範囲）

第17条　委託者は、信託財産に属する外貨建資産について、当該外貨建資産の為替ヘッジのため、外国為替の売買の予約を指図することができます。

②　委託者は、外国為替の売買の予約取引を行なうにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めたときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行なうものとします。

（外貨建資産の円換算および予約為替の評価）

第18条　信託財産に属する外貨建資産の円換算は、原則として、わが国における計算日の対顧客電信売買相場の仲値によって計算します。

②　前条に規定する予約為替の評価は、原則として、わが国における計算日の対顧客先物売買相場の仲値によって計算します。

（保管業務の委任）

第19条　受託者は、委託者と協議のうえ、信託財産に属する資産を外国で保管する場合には、その業務を行なうに充分な能力を有すると認められる金融機関と保管契約を締結し、これを委任することができます。

（投資信託証券等の保管）

第20条　受託者は、信託財産に属する投資信託証券を、当該信託にかかる受益証券の保護預り契約等に基づいて、当該契約の相手方に預託し保管させることができます。

②　受託者は、信託財産に属する有価証券を、法令等に基づき、保管振替機関等に預託し保管させることができます。

（混蔵寄託）

第21条　金融機関または第一種金融商品取引業者等（第一種金融商品取引業者（金融商品取引法第28条第1項に規定する第一種金融商品取引業を行なう者をいいます。以下同じ。）および外国の法令に準拠して設立された法人で第一種金融商品取引業者に類する者をいいます。以下本条において同

じ。）から、売買代金および償還金等について円貨で約定し円貨で決済する取引により取得した外国において発行された譲渡性預金証書またはコマーシャル・ペーパーは、当該金融機関または第一種金融商品取引業者等が保管契約を締結した保管機関に当該金融機関または第一種金融商品取引業者等の名義で混蔵寄託できるものとします。

（信託財産の登記等および記載等の留保等）

第22条　信託の登記または登録をすることができる信託財産については、信託の登記または登録をすることとします。ただし、受託者が認める場合は、信託の登記または登録を留保することがあります。

②　前項ただし書きにかかわらず、受益者保護のために委託者または受託者が必要と認めるときは、速やかに登記または登録をするものとします。

③　信託財産に属する旨の記載または記録をすることができる信託財産については、信託財産に属する旨の記載または記録をするとともに、その計算を明らかにする方法により分別して管理するものとします。ただし、受託者が認める場合は、その計算を明らかにする方法により分別して管理することがあります。

④　動産（金銭を除きます。）については、外形上区別することができる方法によるほか、その計算を明らかにする方法により分別して管理することがあります。

（有価証券売却等の指図）

第23条　委託者は、信託財産に属する有価証券の売却等の指図ができます。

（再投資の指図）

第24条　委託者は、前条の規定による売却代金、有価証券に係る償還金等、有価証券等に係る利子等およびその他の収入金を再投資することの指図ができます。

（損益の帰属）

第25条　委託者の指図に基づく行為により信託財産に生じた利益および損失は、すべて受益者に帰属します。

（受託者による資金の立替え）

第26条　信託財産に属する有価証券について、借替がある場合で、委託者の申出があるときは、受託者は資金の立替えをすることができます。

②　信託財産に属する有価証券に係る償還金等、有価証券等に係る利子等およびその他の未収入金で、信託終了日までにその金額を見積りうるものがあるときは、受託者がこれを立替えて信託財産に繰り入れることができます。

③　前2項の立替金の決済および利息については、受託者と委託者との協議によりそのつど別にこれを定めます。

（信託の計算期間）

第27条　この信託の計算期間は、毎年6月11日から翌年6月10日までとすることを原則とします。

②　前項にかかわらず、前項の原則により各計算期間終了日に該当する日（以下本項において「該当日」といいます。）が休業日のとき、各計算期間終了日は該当日の翌営業日とし、その翌日より次の計算期間が開始されるものとします。ただし、第1計算期間は信託契約締結日から平成18年6月12日までとし、最終計算期間の終了日は、第3条に定める信託期間の終了日とします。

（信託財産に関する報告）

第28条　受託者は、毎計算期末に損益計算を行ない、信託財産に関する報告書を作成して、これを委託者に提出します。

②　受託者は、信託終了のときに最終計算を行ない、信託財産に関する報告書を作成して、これを委託者に提出します。

（信託事務の諸費用）

第29条　信託財産に関する租税、信託事務の処理に要する諸費用および受託者の立替えた立替金の利息は、受益者の負担とし、信託財産中から支弁します。

（信託報酬）

第30条　委託者および受託者は、この信託契約に関し信託報酬を収受しません。

（利益の留保）

第31条　信託財産から生ずる利益は、信託終了時まで信託財産中に留保し、期中には分配を行ないません。

（追加信託金および一部解約金の計理処理）

第32条　追加信託金または信託の一部解約金は、当該金額と元本に相当する金額との差額を、追加信託金にあっては追加信託差金、信託の一部解約にあっては解約差金として処理します。

（信託の一部解約）

第33条　委託者は、受益者の請求があった場合には、一部解約を行ないます。解約金は、一部解約を行なう日の前営業日の基準価額に、当該解約にかかる受益権の口数を乗じた金額とします。

（信託契約の解約）

第34条　委託者は、信託期間中において、この信託契約を解約することが受益者のため有利であると認めるとき、またはやむを得ない事情が発生したときは、受託者と合意のうえ、この信託契約を解約し、信託を終了させることができます。この場合において、委託者は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届け出ます。

②　委託者は、この信託の受益証券を投資対象とすることを信託約款において定めるすべての証券投資信託がその信託を終了させることとなる場合には、この信託契約を解約し、信託を終了させます。この場合において、委託者は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届け出ます。

③　委託者は、前2項の事項について、あらかじめ、解約しようとする旨を公告し、かつ、その旨を記載した書面をこの信託契約に係る知られたる受益者に対して交付します。ただし、この信託契約に係るすべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行ないません。

④　前項の公告および書面には、受益者で異議のある者は一定の期間内に委託者に対して異議を述べるべき旨を付記します。なお、一定の期間は一月を下らないものとします。

⑤　前項の一定の期間内に異議を述べた受益者の受益権の口数が受益権の総口数の二分の一を超えるときは、第1項の信託契約の解約をしません。

⑥　委託者は、この信託契約の解約をしないこととしたときは、解約しない旨およびその理由を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面を知られたる受益者に対して交付します。ただし、すべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行ないません。

⑦　第4項から前項までの規定は、第2項の規定に基づいてこの信託契約を解約する場合には適用しません。

（償還金の委託者への交付と支払いに関する受託者の免責）

第35条　受託者は、信託が終了したときは、償還金（信託終了時における信託財産の純資産総額を受益権口数で除した額をいいます。以下同じ。）の全額を委託者に交付します。

②　受託者は、前項の規定により委託者に償還金を交付した後は、受益者に対する支払いにつき、その責に任じません。

（償還金の支払いの時期）

第36条　委託者は、受託者より償還金の交付を受けた後、受益証券と引換えに、当該償還金を受益者に支払います。

（信託契約に関する監督官庁の命令）

第37条　委託者は、監督官庁よりこの信託契約の解約の命令を受けたときは、その命令にしたがい、信託契約を解約し信託を終了させます。

②　委託者は、監督官庁の命令に基づいてこの信託約款を変更しようとするときは、第41条の規定にしたがいます。

（委託者の登録取消等に伴う取扱い）

第38条　委託者が監督官庁より登録の取消を受けたとき、解散したときまたは業務を廃止したときは、委託者は、この信託契約を解約し、信託を終了させます。

②　前項の規定にかかわらず、監督官庁がこの信託契約に関する委託者の業務を他の投資信託委託会社に引き継ぐことを命じたときは、この信託は、第41条第4項の規定に該当する場合を除き、当該投資信託委託会社と受託者との間において存続します。

（委託者の事業の譲渡および承継に伴う取扱い）

第39条　委託者は、事業の全部または一部を譲渡することがあり、これに伴い、この信託契約に関する事業を譲渡することがあります。

②　委託者は、分割により事業の全部または一部を承継させることがあり、これに伴い、この信託契約に関する事業を承継させることがあります。

（受託者の辞任および解任に伴う取扱い）

第40条　受託者は、委託者の承諾を受けてその任務を辞任することができます。受託者がその任務に背いた場合、その他重要な事由が生じたときは、委託者または受益者は、裁判所に受託者の解任を請求することができます。受託者が辞任した場合、または裁判所が受託者を解任した場合、委託者は、第41条の規定にしたがい、新受託者を選任します。

②　委託者が新受託者を選任できないときは、委託者はこの信託契約を解約し、信託を終了させます。

（信託約款の変更）

第41条　委託者は、受益者の利益のため必要と認めるときまたはやむを得ない事情が発生したときは、受託者と合意のうえ、この信託約款を変更することができるものとし、あらかじめ、変更しようとする旨およびその内容を監督官庁に届け出ます。

②　委託者は、前項の事項のうち、その内容が重大なものについて、あらかじめ、変更しようとする旨およびその内容を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面をこの信託約款に係る知られたる受益者に対して交付します。ただし、この信託約款に係るすべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行ないません。

③　前項の公告および書面には、受益者で異議のある者は一定の期間内に委託者に対して異議を述べるべき旨を付記します。なお、一定の期間は一月を下らないものとします。
④　前項の一定の期間内に異議を述べた受益者の受益権の口数が受益権の総口数の二分の一を超えるときは、第1項の信託約款の変更をしません。
⑤　委託者は、当該信託約款の変更をしないこととしたときは、変更しない旨およびその理由を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面を知られたる受益者に対して交付します。ただし、すべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行ないません。

（反対者の買取請求権）

第42条　第34条に規定する信託契約の解約または前条に規定する信託約款の変更を行なう場合において、第34条第4項または前条第3項の一定の期間内に委託者に対して異議を述べた受益者は、受託者に対し、自己の有する受益証券を、信託財産をもって買取るべき旨を請求することができます。この買取請求権の内容および買取請求の手続に関する事項は、第34条第3項または前条第2項に規定する公告または書面に付記します。

（利益相反のおそれがある場合の受益者への書面の交付）

第43条　委託者は、投資信託及び投資法人に関する法律第13条第1項に定める書面を交付しません。

（運用報告書）

第44条　委託者は、投資信託及び投資法人に関する法律第14条に定める運用報告書を交付しません。

（公告）

第45条　委託者が行なう公告は、電子公告の方法により行ない、次のアドレスに掲載します。
https://www.nomura-am.co.jp/
②　前項の電子公告による公告をすることができない事故その他やむを得ない事由が生じた場合の公告は、日本経済新聞に掲載します。

（信託約款に関する疑義の取扱い）

第46条　この信託約款の解釈について疑義を生じたときは、委託者と受託者との協議により定めます。

上記条項により信託契約を締結します。

信託契約締結日　　平成17年5月27日

東京都江東区豊洲二丁目2番1号
委託者　野村アセットマネジメント株式会社

東京都千代田区大手町二丁目2番2号
受託者　野村信託銀行株式会社